

まんのう町地域防災計画

令和 3 年 7 月
まんのう町防災会議

〔目 次〕

一 般 対 策 編.....	1
第1章 総則.....	1
第1節 目的.....	1
第2節 計画の構成.....	1
第3節 香川県国土強靱化地域計画の目標を踏まえた計画の作成等.....	1
第4節 災害の想定と計画作成の基礎資料.....	2
第5節 用語.....	2
第6節 他の計画との関係.....	2
第7節 町計画の修正.....	2
第8節 町計画の周知徹底.....	3
第9節 防災関係機関等の責務と処理すべき事務又は業務の大綱.....	3
第10節 計画の基本的考え方.....	11
第2章 災害予防計画.....	15
第1節 治山対策計画.....	15
第2節 砂防対策計画.....	17
第3節 河川等防災対策計画.....	23
第4節 ため池等農地防災対策計画.....	28
第5節 都市防災対策計画.....	29
第6節 建築物等災害予防計画.....	31
第7節 航空災害予防計画.....	32
第8節 鉄道災害予防計画.....	33
第9節 道路災害予防計画.....	34
第10節 原子力災害予防計画.....	36
第11節 危険物等災害予防計画.....	38
第12節 大規模火災予防計画.....	40
第13節 林野火災予防計画.....	43
第14節 農林水産関係災害予防計画.....	47
第15節 ライフライン等災害予防計画.....	48
第16節 防災施設等整備計画.....	50
第17節 防災業務体制整備計画.....	53
第18節 保健医療救護体制整備計画.....	57
第19節 緊急輸送体制整備計画.....	60

第20節	避難体制整備計画	63
第21節	食料、飲料水及び生活物資確保計画	69
第22節	文教災害予防計画	71
第23節	ボランティア活動環境整備計画	73
第24節	要配慮者対策計画	74
第25節	防災訓練実施計画	79
第26節	防災知識等普及計画	82
第27節	自主防災組織等育成計画	86
第28節	被災動物の救護体制整備計画	89
第29節	帰宅困難者対策計画	90
第3章	災害応急対策計画	92
第1節	活動体制計画	92
第2節	広域的応援計画	105
第3節	自衛隊災害派遣要請計画	110
第4節	気象情報等伝達計画	114
第5節	災害情報収集伝達計画	130
第6節	通信運用計画	136
第7節	広報活動計画	141
第8節	災害救助法適用計画	143
第9節	救急救助計画	146
第10節	医療救護計画	148
第11節	緊急輸送計画	152
第12節	交通確保計画	155
第13節	避難計画	160
第14節	食料供給計画	178
第15節	給水計画	181
第16節	生活必需品等供給計画	183
第17節	防疫及び保健衛生計画	185
第18節	廃棄物処理計画	188
第19節	遺体の捜索、処置及び埋葬計画	191
第20節	住宅応急確保計画	193
第21節	社会秩序維持計画	196
第22節	文教対策計画	197
第23節	公共施設等応急復旧計画	200
第24節	ライフライン等応急復旧計画	202

第25節	農林水産関係応急対策計画.....	205
第26節	ボランティア受入計画.....	207
第27節	要配慮者応急対策計画.....	209
第28節	被災動物の救護活動計画.....	212
第29節	水防等活動計画	213
第30節	航空災害対策計画	217
第31節	鉄道災害対策計画	219
第32節	道路災害対策計画	221
第33節	原子力災害対策計画.....	223
第34節	危険物等災害対策計画.....	226
第35節	大規模火災対策計画.....	229
第36節	林野火災対策計画	231
第37節	竜巻等突風対策計画.....	235
第4章	災害復旧計画	237
第1節	復旧復興基本計画	237
第2節	公共施設等災害復旧計画.....	239
第3節	被災者等生活再建支援計画.....	240
第4節	義援金等受入配分計画.....	245
地震対策編.....		247
第1章	総則	247
第1節	目的	247
第2節	計画の構成	247
第3節	香川県国土強靱化地域計画の目標を踏まえた計画の作成等.....	247
第4節	用語	248
第5節	他の計画等との関係.....	248
第6節	町計画の修正	248
第7節	町計画の周知徹底	248
第8節	防災関係機関等の責務と処理すべき事務又は業務の大綱.....	249
第9節	被害想定	257
第10節	地震防災対策の推進.....	276
第11節	南海トラフ地震の特徴及び対応方針.....	281
第12節	地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備方針.....	287
第2章	災害予防計画	289
第1節	都市防災対策計画	289
第2節	建築物等災害予防計画.....	291

第3節	地盤災害等予防計画.....	293
第4節	火災予防計画.....	295
第5節	危険物等災害予防計画.....	297
第6節	公共施設等災害予防計画.....	299
第7節	ライフライン等災害予防計画.....	301
第8節	防災施設等整備計画.....	303
第9節	防災業務体制整備計画.....	306
第10節	保健医療救護体制整備計画.....	310
第11節	緊急輸送体制整備計画.....	313
第12節	避難体制整備計画.....	316
第13節	食料、飲料水及び生活物資確保計画.....	322
第14節	文教災害予防計画.....	324
第15節	ボランティア活動環境整備計画.....	326
第16節	要配慮者対策計画.....	327
第17節	防災訓練実施計画.....	332
第18節	防災知識等普及計画.....	335
第19節	自主防災組織等育成計画.....	340
第20節	被災動物の救護体制整備計画.....	344
第21節	帰宅困難者対策計画.....	345
第22節	業務継続計画（BCP）策定計画.....	347
第3章	災害応急対策計画.....	348
第1節	活動体制計画.....	348
第2節	広域的応援計画.....	359
第3節	自衛隊災害派遣要請計画.....	364
第4節	地震情報等伝達計画.....	368
第5節	災害情報収集伝達計画.....	374
第6節	通信運用計画.....	380
第7節	広報活動計画.....	385
第8節	災害救助法適用計画.....	387
第9節	救急救助計画.....	390
第10節	医療救護計画.....	392
第11節	消防活動計画.....	396
第12節	緊急輸送計画.....	398
第13節	交通確保計画.....	401
第14節	避難計画.....	406

第15節	食料供給計画	416
第16節	給水計画	419
第17節	生活必需品等供給計画	421
第18節	防疫及び保健衛生計画	423
第19節	廃棄物処理計画	426
第20節	遺体の捜索、処置及び埋葬計画	429
第21節	住宅応急確保計画	431
第22節	社会秩序維持計画	434
第23節	文教対策計画	435
第24節	公共施設等応急復旧計画	438
第25節	ライフライン等応急復旧計画	441
第26節	農林水産関係応急対策計画	444
第27節	二次災害防止対策計画	445
第28節	危険物等災害対策計画	446
第29節	ボランティア受入計画	449
第30節	要配慮者応急対策計画	451
第31節	被災動物の救護活動計画	454
第4章	災害復旧計画	455
第1節	復旧復興基本計画	455
第2節	公共施設等災害復旧計画	457
第3節	被災者等生活再建支援計画	458
第4節	義援金等受入配分計画	463
第5章	南海トラフ地震防災対策推進計画	465
第1節	総則	465
第2節	南海トラフ地震に関する情報の種類	466
第3節	南海トラフ地震に関連する情報発表時の対策体制及び活動	468
第4節	南海トラフ地震臨時情報の情報発表までの流れ	469
第5節	地域防災力の向上に関する計画	470
第6節	関係者との連携協力の確保	472
第7節	円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項	473
第8節	地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画	476
第9節	防災訓練計画	477
第10節	地震防災上必要な教育及び広報に関する計画	478
第11節	支援・受援体制の整備	481

一 般 对 策 編

第1章 総則

第1節 目的

まんのう町地域防災計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、災害時における町民の生命、身体及び財産を保護するとともに、災害による人的被害、経済的被害を軽減するための町域に係る災害予防、災害応急対策、災害復旧等に関し、町及び防災関係機関が処理すべき事務又は業務の大綱等を定め、自主防災組織等の強化、さらに高齢者（ひとり暮らし等）、障がい者、難病患者、児童（乳幼児を含む）、妊産婦、外国人等の要配慮者（以下「要配慮者」という。）や女性の参画を含めた多くの町民参加による町民運動を展開することにより、防災活動の総合的かつ計画的な推進を図ることを目的とする。

第2節 計画の構成

まんのう町地域防災計画は、この計画「一般対策編」のほか「地震対策編」及び「資料編」で構成する。

第3節 香川県国土強靱化地域計画の目標を踏まえた計画の作成等

国土強靱化基本法（強くしなやかな国民生活を実現するための防災・減災等に資する国土強靱化基本法）第13条の規定により策定された香川県国土強靱化地域計画は国土強靱化の観点から県における様々な分野の計画等の指針となる、いわゆる「アンブレラ計画」としての性格を有している。

このため、この計画の国土強靱化に関する部分は、香川県地域強靱化計画を指針とし、同計画の基本目標である次の事項を踏まえるものとする。

- ① 県民の命を守る
- ② 県と地域社会の重要な機能を維持する
- ③ 県民の財産と公共施設の被害を最小化する
- ④ 迅速な復旧・復興を行う
- ⑤ 四国の防災拠点の機能を果たす

第4節 災害の想定と計画作成の基礎資料

災害の種類は、台風、大雨等を原因とする風水害のように予知し得るものと、大火等のように予知し得ないものがあるが、この計画は、本町の気象、地勢その他地域の特性によって起こりうる災害の危険を想定し、作成した。

第5節 用語

この計画において、次の各号に掲げる用語は、それぞれの当該各号に定めるところによる。

- 1 県本部とは、香川県災害対策本部をいう。
- 2 町本部とは、まんのう町災害対策本部をいう。
- 3 県計画とは、香川県地域防災計画をいう。
- 4 町計画とは、まんのう町地域防災計画をいう。
- 5 県本部長とは、香川県災害対策本部長をいう。
- 6 町本部長とは、まんのう町災害対策本部長をいう。
- 7 消防本部とは、仲多度南部消防組合消防本部をいう。
- 8 消防長とは、仲多度南部消防組合消防長をいう。
- 9 消防団とは、まんのう町消防団をいう。
- 10 消防団長とは、まんのう町消防団長をいう。

第6節 他の計画との関係

この計画は、町の区域における防災対策に関して、総合的かつ基本的な性格を有するものであり、国の防災基本計画、香川県地域防災計画、防災関係機関等が作成する防災業務計画等をはじめとして、町の水防計画、総合計画との整合を図る。

第7節 町計画の修正

この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、社会情勢の変化等を踏まえ常に実情に沿ったものとするため検討を加え、必要があると認めるときは、まんのう町防災会議に諮り、修正する。

町は、香川県防災対策基本条例に規定する施策について、この計画に定めるとともに、防災対策の実施状況を定期的に点検することにより、取組むべき課題を明らかにし、地域防災計画の検討にあたっては、当該課題に配慮する。

第8節 町計画の周知徹底

この計画は、町の関係職員、関係行政機関、関係公共機関、その他防災に関する主要な施設の管理者等に周知徹底させるとともに、特に必要と認める事項については、町民にも広く周知を図る。

第9節 防災関係機関等の責務と処理すべき事務又は業務の大綱

1 防災関係機関及び町民の責務

(1) 町

町は、防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、町域並びに町民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災関係機関及び他の地方公共団体等の協力を得て防災活動を実施し、災害に的確かつ迅速に対応することができる地域づくりに努める。

(2) 県

県は、市町を包括する広域的な地方公共団体として、県の地域並びに県民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災関係機関及び他の地方公共団体等の協力を得て防災活動を実施するとともに、町及び指定地方公共機関等が処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け、かつ、活動の総合調整を行い、町及び関係機関と連携し、災害に強い県土づくり及びネットワークづくりに努める。

(3) 香川県広域水道企業団

香川県広域水道企業団は、町内全域に対して水道水を供給する水道事業者であり、危機に際し、町民の日常生活に直結してその健康を守るために欠くことのできない水道水を供給する事業者として、町民の生命・健康を守るとともに、社会・経済活動を維持するため、県、関係機関等と相互に協力・連携し、災害時においても速やかに水道水を安定して給水できるよう努める。

(4) 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、町域並びに町民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力して防災活動を実施するとともに、町の防災活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等を行う。

(5) 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性にかんがみ、自ら防災活動を実施するとともに、町の防災活動が円滑に行われるよう協力する。

(6) 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平素から災害予防体制の整備を図る

とともに、災害時には災害応急措置を実施する。また、町及び防災関係機関の防災活動に協力する。

(7) 町民

町民は、災害時には自らの身の安全を守るよう行動するとともに、それぞれの立場において実施可能な防災活動を行うよう努めるものとする。

また、地域において相互に連携して防災対策を行うよう努める。

2 防災関係機関及び町民の処理すべき事務又は業務の大綱

(1) 町

- 地域防災計画の作成及び防災会議に関する事務
- 防災に関する組織の整備
- 防災訓練の実施
- 防災知識の普及及び防災意識の啓発
- 防災教育の推進
- 自主防災組織の結成促進及び育成指導
- 防災に関する施設等の整備及び点検
- 災害に関する情報の収集、伝達及び広報
- 特別警報等の町民への周知
- 避難指示等及び緊急安全確保の発令並びに指定避難所の開設
- 避難行動要支援者の避難支援活動
- 消防、水防その他の応急措置
- 被災者の救助、救護その他保護措置
- 被災した児童生徒等の応急教育
- 被災地の廃棄物処理、防疫その他保健衛生活動の実施
- 緊急輸送等の確保
- 食料、飲料水、医薬品その他物資の確保
- 災害復旧の実施
- ボランティア活動の支援
- その他災害の防ぎよ又は拡大防止のための措置

(2) 消防本部

- 防災教育及び消防訓練
- 消防資機材等の点検及び整備
- 災害情報等の収集及び必要な広報
- 火災等の応急措置及び被害拡大防止措置
- 被災者、負傷者等の救出・救助及び搬送

(3) 消防団

- 消防訓練及び消防資機材等の点検
- 消防、水防等の応急措置及び被害拡大防止措置

○被災者、負傷者等の救出・救助

(4) 県

ア 香川県

- 地域防災計画の作成及び防災会議に関する事務
- 防災に関する組織の整備
- 防災訓練の実施
- 防災知識の普及及び防災意識の啓発
- 防災教育の推進
- 自主防災組織の結成促進及び育成指導
- 防災に関する施設等の整備及び点検
- 他県、市町及び防災関係機関との連絡調整並びに広域的調整
- 災害に関する情報の収集、伝達及び広報
- 特別警報等の市町への通知
- 被災者の救助、救護その他保護措置
- 被災した児童生徒等の応急教育
- 被災地の廃棄物処理に必要な措置、防疫・保健衛生活動の実施
- 緊急輸送等の確保
- 食料、飲料水、医薬品その他物資の確保
- 交通規制、犯罪の予防その他社会秩序の維持に必要な措置
- 災害復旧の実施
- ボランティア活動の支援
- その他災害の防ぎよ又は拡大防止のための措置

イ 香川県中讃土木事務所

- 県所管公共土木施設の防災対策及び復旧対策
- 水防活動及び水防予警報等の伝達

ウ 香川県中讃土地改良事務所

- 事務所所管の施設の防災対策及び復旧対策
- 災害発生状況及び水防活動等の伝達
- 農地及び農業施設の被害調査及び復旧を指導

エ 香川県中讃農業改良普及センター

- 防除器具の整備、農薬の確保
- 園芸等の施設の維持、補強
- 災害に対する技術指導、防疫体制の確立

オ 香川県中讃保健福祉事務所

- 災害時における保健衛生活動、保健衛生の指導及び防疫活動

カ 香川県西部林業事務所

- 関係機関への森林の被災状況の連絡
- 保安施設の被害状況調査及び修復

- 林産物の搬出施設の被害調査及び復旧指導
- 森林の状況に応じた適時適切な保育、間伐の実施等の指導
- (5) 香川県警察（琴平警察署）
 - 災害情報の収集伝達及び被害実態の把握
 - 被災者の救出救助及び避難指示
 - 交通規制及び管制
 - 広域応援等の要請及び受入
 - 遺体の検視（見分）等の措置
 - 犯罪の予防及び取締り、その他治安の維持
- (6) 香川県広域水道企業団
 - 災害時における水道の被害情報の収集及び県及び市町への報告連絡
 - 災害時における水道水の供給確保
 - 水道施設の防災対策並びに応急給水及び応急復旧の実施
- (7) 指定地方行政機関
 - ア 国土交通省四国地方整備局・緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE・リエゾン）
 - 河川、道路等の防災対策及び災害対策の実施に関する事項
 - 緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等の被災地方公共団体への派遣
 - イ 国土地理院（四国地方測量部）
 - 災害応急対策の際、災害に関する情報の収集及び伝達における地理空間情報活用の支援・協力
 - 災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興に国土地理院が提供及び公開する防災関連情報利活用の支援・協力
 - 災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興の際、地理情報システム活用の支援・協力
 - 災害復旧・復興にあたって、国家座標に基づく位置情報の基盤形成のため、必要に応じて国家基準点の復旧測量、地図の修正測量の実施及び公共基準点の復旧測量、地図の修正測量など公共測量の実施における測量法に基づく実施計画書への技術的助言に関すること
 - ウ 大阪管区气象台（高松地方气象台）
 - 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収及び発表
 - 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る。）及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説
 - 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備
 - 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言
 - 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発
 - エ 中国四国地方環境事務所
 - 環境保全上緊急に対応する必要がある有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供

- 廃棄物処理施設及び災害廃棄物の情報収集・伝達
- 家庭動物の保護等に係る支援
- オ 中国四国防衛局（高松防衛事務所）
 - 災害時における防衛省（本省）及び自衛隊との連絡調整
 - 災害時における米軍部隊との連絡調整
- (8) 自衛隊
 - 陸上自衛隊第14旅団
 - 災害派遣の実施
 - （被害状況の把握、人命の救助、水防活動、消防活動、人員及び物資の緊急輸送、道路又は水路の啓開、応急医療等の実施、通信支援、炊飯、給水及び入浴の支援、危険物の除去等）
- (9) 指定公共機関
 - ア 日本郵便(株)四国支社（まんのう町内郵便局及び琴平郵便局）
 - 郵便物の送達の確保及び窓口業務の維持
 - 被災者に対する郵便葉書等の無償交付、被災者が差し出す郵便物の料金免除、被災地あて救助用郵便物の料金免除
 - 被災者救助団体に対するお年玉付郵便葉書等寄附金の配分
 - イ 日本赤十字社（香川県支部）
 - 医療救護
 - こころのケア
 - 救援物資の備蓄及び配分
 - 血液製剤の供給
 - 義援金の受付及び配分
 - その他応急対応に必要な業務
 - ウ 日本放送協会（高松放送局）
 - 予報、特別警報、警報、災害情報、防災知識の普及等に関する災害放送の実施
 - 被害情報、被災者に必要な生活情報等の報道
 - 社会事業団体等による義援金品の募集等に対する協力
 - エ 四国旅客鉄道(株)
 - 鉄道施設の防災対策並びに被災施設の応急対策及び災害復旧
 - 列車の運行規制及び旅客の避難、救護の実施
 - 災害時における救助物資及び避難者の輸送の協力
 - オ 西日本電信電話(株)（香川支店）、(株)NTTドコモ四国支社、NTTコミュニケーションズ(株)、KDDI(株)（四国支店）、ソフトバンク(株)
 - 電気通信施設の防災対策並びに被災施設の応急対策及び災害復旧
 - 災害時における非常緊急通話の確保
 - カ 日本通運(株)（四国支店）、四国福山通運(株)（高松支店）、佐川急便(株)（四国支店）、ヤマト運輸(株)（香川主管支店）、四国西濃運輸(株)（高松支店）

- 災害時における陸上輸送の確保
- キ 四国電力(株) (中讃営業所)、四国電力送配電(株) (丸亀事業所)
 - 電力施設の防災対策並びに被災施設の応急対策及び災害復旧
 - 災害時における電力の供給確保
- ク イオン(株)、(株)セブン-イレブン・ジャパン、(株)ローソン、(株)ファミリーマート、(株)セブン&アイ・ホールディングス
 - 災害時における物資の調達・供給確保
- (10) 指定地方公共機関
 - ア 四国ガス(株) (丸亀支店)
 - ガス施設の防災対策並びに被災施設の応急対策及び災害復旧
 - 災害時におけるガス供給の確保
 - イ 高松琴平電気鉄道(株)
 - 鉄道施設の防災対策並びに被災施設の応急対策及び災害復旧
 - 電車の運行規制及び旅客の避難、救護の実施
 - 災害時における救助物資及び避難者の輸送の協力
 - ウ (株)四国新聞社、(株)瀬戸内海放送、西日本放送(株)、R S K山陽放送(株)、岡山放送(株)、テレビせとうち(株)、(株)エフエム香川
 - 予報、特別警報、警報、災害情報、防災知識の普及等に関する災害報道の実施
 - 被害情報、被災者に必要な生活情報等の報道
 - エ 土地改良区
 - 水門、水路、ため池等の施設の整備、管理及び災害復旧
 - オ (一社) 香川県医師会
 - 災害時における収容患者の医療の確保
 - 災害時における負傷者等の医療救護
 - カ (公社) 香川県看護協会
 - 被災した医療機関、社会福祉施設、福祉避難所での活動
 - 災害時における救護所、避難所等での医療救護活動
 - 大規模災害時における日本看護協会を通じた他県看護協会への災害支援ナースの応援要請
 - キ (一社) 香川県L Pガス協会
 - L Pガス施設の防災対策並びに被災施設の応急対策及び災害復旧
 - 災害時におけるL Pガス供給の確保
- (11) 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者
 - ア 香川県農業協同組合 (協栄支店) 及び香川県農業共済組合仲多度支所
 - 関係機関が行う被害調査の協力
 - 被災施設等の災害応急対策
 - 被災組合員に対する融資等の斡旋
 - イ まんのう町商工会

- 関係機関が行う被害調査、融資希望者のとりまとめ、斡旋等の協力
- 物資等の供給確保及び物価安定についての協力
- ウ 仲多度郡・善通寺市医師会、医療機関、歯科医師会、薬剤師会
 - 災害時における収容患者の医療・医薬品等の確保
 - 災害時における負傷者等の医療救護
- エ まんのう町社会福祉協議会
 - 被災生活困窮者に対する生活福祉資金の貸付
 - ボランティア活動の体制整備及び支援
- オ 社会福祉施設、学校等の管理者
 - 災害時における入所者、生徒等の安全の確保
 - 災害時における被災者等の一時収容等応急措置に対する協力
- カ 共同募金会
 - 義援金等の募集及び配分
- キ 金融機関
 - 被災事業者等に対する資金の融資その他緊急措置
- ク 石油類等取扱機関
 - 災害時における危険物の保安措置
 - 災害時における石油類供給の確保
- ケ 火薬類取扱機関
 - 災害時における火薬類の保安措置
- コ 災害応急対策又は災害復旧に必要な物資若しくは資材又は役務の供給又は提供を業とする者（スーパーマーケット、コンビニエンスストア、飲食料品メーカー、医薬品メーカー、旅客（貨物）運送事業者、建設業者等）
 - 事業活動の継続的实施及び町が実施する防災に関する施策への協力

(12) 町民

- 自ら防災対策を行うとともに、地域において相互に連携して防災対策を行う。
- 防災訓練及び研修に積極的に参加するなどして、地震や台風等の自然現象の特徴、予測される被害、災害発生時の備え、災害発生時に取るべき行動に関する知識の習得に努める。
- 生活地域における地形、地質、過去の災害記録等の情報を収集するよう努める。
- 指定避難所等の場所、避難の経路及び方法、家族との連絡方法等をあらかじめ家族で確認しておく。
- 建築物の所有者は、当該建物について必要な耐震診断を行うとともに、その結果に応じて改修等を行うよう努める。
- 家具、窓ガラス等について、転倒、落下等による被害の発生を防ぐための対策をとるよう努める。
- ブロック塀、広告板その他の工作物又は自動販売機を設置する者は、当該工作物等の安全性を定期的に点検し、必要に応じて補強、撤去等を行うよう努める。

- 被害拡大防止のため、消火器等を準備しておくよう努める。
- 災害発生に備えて、食料、飲料水、医薬品その他の生活物資を備蓄し、ラジオ等の情報収集の手段を用意しておくよう努める。
- 高齢者、障がい者等で避難に支援が必要となるものは自主防災組織等に、避難の際に必要な自らの情報を提供するよう努める。
- 自主防災組織を結成し、その活動に積極的に参加するよう努める。
- 災害が発生し、又は発生のおそれがある場合には、災害に関する情報の収集に努め、必要と判断したときは自主的に避難する。また町が避難指示等及び緊急安全確保を発令したときは速やかにこれに応じて行動する。
- 避難者は、自主防災組織等によって定められた行動基準に従って行動する。

(13) 自主防災組織

- あらかじめ災害が発生する危険性が高い場所及びその場所の危険度を確認するよう努める。
- 指定避難所等の場所、避難の経路及び方法を確認するよう努める。
- 災害が発生する危険性が高い場所や避難経路や避難所など防災に関する情報を示した災害予測地図・防災地図（ハザードマップ）を作成するよう努める。
- 避難行動要支援者への避難誘導、避難支援等を行うための体制を整備するよう努める。
- 災害時等に地域住民が取るべき行動について、災害発生時、避難途中、避難場所等における行動基準を作成し、周知するよう努める。
- 地域住民の防災意識の啓発及び高揚並びに地域防災力の向上を図るために研修を行うよう努める。
- 地域の実情に応じて、必要となる資器材及び物資を備蓄しておくよう努める。
- 町が行う避難情報等の発令基準や、町と自主防災組織との役割分担等についてあらかじめ町と協議し、地域に密着した防災対策が実施されるよう努める。
- 町、事業者、公共的団体、その他関係団体と連携するよう努める。
- 災害時、地域における情報の収集及び提供、救助、避難誘導等を行う。

(14) 事業者

- 災害時に来客者、従業員等の安全を確保し、業務を継続するため、あらかじめ防災対策の責任者及び災害時に従業員が取るべき行動等を定めて、従業員に対して研修等を行うよう努める。
- 管理する施設を避難場所等として使用すること、その他防災対策について、地域住民及び自主防災組織等に積極的に協力するよう努めるものとする。
- 町及び県が実施する防災対策の推進に協力するよう努める。
- 災害時における来客者、従業員等の安全確保と地域住民及び自主防災組織と連携した情報収集、提供、救助、避難誘導等を実施する。

第10節 計画の基本的考え方

東日本大震災（東北地方太平洋沖地震：海溝型地震、マグニチュード 9.0）は、1都9県が災害救助法の適用を受ける大規模な被害をもたらすとともに、「福島第一原子力発電所事故」によって、被災町民の避難・退避生活の長期化、産業・経済の停滞、風評被害等が発生している。

国においては、平成24年6月と平成25年6月に、災害対策基本法が改正され、市町村を支援する国や都道府県の役割を強化するため、被災した市町村に代わって都道府県が情報を収集すること、国や都道府県が要請を待たずに救援物資を供給できるようにすること、自治体の枠を超える広域的な避難を国や都道府県が調整することなどが盛り込まれた。さらに、平成25年6月の改正では、自力避難が難しい障がい者や一人暮らし高齢者ら「避難行動要支援者名簿」の作成が市町村に義務付けられた。続けて、平成26年11月の改正では首都直下地震などの大規模地震や大雪等の災害時に道路管理者の権限を強化する改正が、平成27年8月には災害廃棄物対策に係る措置の拡充を図る改正、平成28年5月には大規模災害時において港湾管理者及び漁港管理者による放置車両対策を強化する改正が行われた。

また、頻発する大規模災害を受け防災基本計画においても毎年修正が行われており、平成26年8月の広島土砂災害をはじめ、平成27年9月の関東・東北豪雨、平成28年8月の台風第10号、平成29年7月の九州北部豪雨等を踏まえた土砂災害や浸水被害対策の強化のほか、水防法・下水道法・廃棄物処理法等の改正に伴う災害対策、平成28年4月の熊本地震を踏まえた応急対策・生活支援策として、地方公共団体への支援の充実、被災者の生活環境の改善、応急的な住まいの確保や生活復興支援、物資輸送の円滑化、ICTの活用、自助・共助の推進、広域大規模災害を想定した備え等の対策が盛り込まれた。

令和元年5月の防災基本計画の修正では、平成30年7月豪雨を踏まえた水害・土砂災害からの避難対策のほか、南海トラフ地震臨時情報発表時の対応が追加されるとともに、令和2年5月の修正では、令和元年東日本台風や令和元年房総半島台風に係る検証を踏まえた修正のほか、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策の平時からの検討・実施対策が盛り込まれた。

県においては、東日本大震災の課題を踏まえ、香川県地域防災計画が平成23年度に引き続き平成25年6月に見直されており、平成25年度においては、南海トラフ地震による被害想定を検討が進められた。さらに、防災基本計画や各種ガイドラインの修正等に伴い、平成28年3月、平成29年2月、平成30年1月、平成31年2月、令和2年2月、令和3年2月に計画の見直しが行われた。

本町においても、国・県の度重なる修正対応を踏まえ、減災に向けた取組を進めていくため、まんのう町地域防災計画を改訂する。

さらに、町地域防災計画をより具体化するために、町はもちろんのこと、町民、事業所、団体等が総力をあげて災害対策に取り組むものとする。

また、本節の内容は、「地震対策編」においても共通の考え方とする。

1 「自助」・「共助」・「公助」による取組の強化

町行政において実効性のある防災対策を推進するとともに、行政、防災関係機関のみならず、地域住民、自主防災組織、事業所、地域団体等の様々な主体の役割分担を明確にしつつ、お互いが連携し災害に強いコミュニティづくりが求められている。

「公助」による応急活動だけでは、大災害発生時に町民の「いのち」を確実に守ることは困難であることから、「公助」のみならず、町民、事業所、団体などの様々な主体による「自助」・「共助」の取組を推進していく。

2 自主防災組織の育成支援

大規模な災害から自分や家族の命を守るためには、様々な災害発生に備え、平常時から十分な対策を講じておく必要があるが、ひとたび大災害が発生すると、被害の拡大を防ぐには、個人や家族の力だけでは限界があり、危険や困難を伴う場合もある。

特に災害発生初期には、公的な支援が届くのに時間もかかるため、このような場合には、毎日顔を合わせている隣近所の人たちが互いに協力し合いながら、防災活動を組織的に取り組むことが大切である。

災害発生時はもちろん、平常時も、地域住民が一緒になって防災活動に取り組むため、地域の自主防災活動の育成支援を図る。

また、町民向けの広報などにより、平常時からの防災対策（行動）の大切さを広く啓発していく。

3 総合的な風水害・土砂災害対策の推進

近年、異常気象とあいまって、全国各地で、集中豪雨や台風による風水害が多発しており、ハード、ソフト一体となった総合的な取組により、災害危険箇所の安全を確保する必要がある。

台風・集中豪雨等による河川の氾濫等風水害の被害を軽減するため、今後も河川施設等の改修、下水道及び治水施設の整備、水防体制、避難体制の強化等を図る。

また、本町の山間部は急傾斜地崩壊等の土砂災害の危険性が高く、土砂災害警戒区域等の指定がされている。このため、施設・設備等ハード面での土砂災害対策の推進とともに、土砂災害警戒情報等の伝達や、避難情報の判断基準を的確に運用し、避難体制の整備等ソフト面での対策を推進する。

ハード対策については、国・県と連携し、安全対策に係る社会基盤の整備などを図るとともに、ソフト対策については、要配慮者の避難支援や自主防災活動の強化、ハザードマ

ップ等の整備・活用と、警戒情報などの連絡体制の充実を図っていく。

さらに、浸水想定区域内の高齢者等利用施設等の事業所においては、避難確保計画・浸水防止計画の作成や自衛水防組織の設置に取り組むとともに、町からの洪水予報等の直接伝達により、自主的な判断による速やかな避難行動の促進を図る。

一方、災害による大規模事故等のエネルギー対策については、再生可能エネルギー等の導入や、災害に強く環境負荷の小さい地域づくりが求められていることから、「再生可能エネルギー等導入推進基金事業（グリーンニューディール基金）」制度を活用していく。

4 水防体制の充実

全国各地で豪雨災害が多発する一方、消防団（水防団）員の減少等による地域の水防力の低下が見込まれる中、消防団（水防団）等の水防活動に協力する体制を強化する必要がある。消防団（水防団）等の水防活動に協力する「水防協力団体」の指定対象については、平成 25 年 6 月の水防法の改正により、営利法人を含む民間法人や、法人格を有しない自治会、町内会等も対象となることから、水防協力団体となった企業からの重機の提供や、自治会、町内会、女性団体、自主防災組織等が水防演習や水防の普及啓発活動に取り組む等の支援協力が期待されるため、「水防協力団体」の指定を促進する。

5 被害最小化に向けた防災体制の充実

迅速な初動体制・応急体制を確保するため、「職員初動マニュアル」や「避難情報の判断・伝達マニュアル」、「避難所運営マニュアル」等の整備・活用を図る。

また、ハザードマップ、防災ガイドブック等の整備並びに周知・活用による、危険区域の認知等の手法を取り入れながら、地域住民による防災行動を支援していく。

さらに、ライフラインや医療体制の確保などの防災基盤の充実、広域による合同防災訓練の実施、県・他市町間の相互応援協力体制の整備を図る。

情報の受伝達や広報については、まんのう町行政放送や、通信各社を經由した緊急速報メールの「災害・避難情報」の提供等を充実していくとともに、国・県をはじめとする関係機関との間においても災害に関する情報の迅速な収集及び伝達に向けて、情報受伝達体制の高度化を進めていく。

6 事業所、団体等の力の取込み

指定地方公共機関や事業所との防災協定の締結促進により、自動実行的な防災活動が展開されるよう誘導し、それが地域の防災力の強化につながるよう努めることが必要になっている。

事業所や産業団体については業務継続計画（BCP）の樹立により、早期事業再開を進める備えを普及していくとともに、復旧時における雇用の安定等広く地域に役立つ取組を促進する必要がある。

また、町の応急初動対応、ライフライン復旧、がれき処理等への協力体制の強化を進めるとともに、平常時からの協議により災害時の応急対策等の手順を明確化していく。

7 要配慮者対策の推進

要配慮者の避難支援を円滑に行うため、要配慮者の状況等を登載した要配慮者台帳を整備・活用するとともに、地域での支援体制の強化を推進する。

8 感染症対策の推進

新型コロナウイルス感染症については、県内でも感染経路が特定できない新規感染者が報告される中、大規模地震や台風、集中豪雨等の風水害時には、多くの町民が避難する避難所が「3密」状態により感染が拡大する恐れがあることから、避難所における感染防止対策が重要になっている。

また、町災害対策本部の運営時や、り災証明書の申請・交付時においても、業務の効率化や体制の構築等、感染防止対策に必要な物資・資材やスペース確保等の対策を推進していく。

9 その他の災害対策の推進

本町におけるその他の災害は、気候的、地形的、社会的条件等から、大規模な火災、竜巻・突風、危険物の爆発、鉄道事故、航空機事故、原子力事故等が挙げられる。特に、本県に隣接する愛媛県伊方町には、四国電力伊方原子力発電所が位置しており、本町までの距離は約 162 k mとなっている。また、島根県松江市鹿島町に位置する中国電力島根原子力発電所から本町までの距離は約 169 k mとなっている。

これらの災害については、他の災害の対策と併せ、各施設管理者による安全管理体制の強化、応急資機材の整備、避難体制の整備、風評被害対策等の取組を進める。

第2章 災害予防計画

第1節 治山対策計画

町並びに県は山地災害の防止、水源かん養機能の向上、森林による生活環境の保全等を図るため、森林法、森林整備保全事業計画等に基づき、山地災害危険地区、地すべり危険箇所等における山地治山、防災林整備、水源地域等保安林整備、地すべり防止施設等の治山事業を行うとともに、山地災害危険地区の周知等の総合的な山地災害対策を推進する。

《実施担当》

建設土地改良課

1 現況

本町には、崩壊土砂流出危険地区（国有林 18 箇所、民有林 220 箇所）と山腹崩壊危険地区（国有林 6 箇所、民有林 64 箇所）の山地災害危険地区が 308 箇所ある。

県は、山地災害危険地区の災害を未然に防止するため、危険度の高いところから優先的に治山事業を実施している。

2 実施内容

(1) 単独県費補助治山事業

人家の裏山等小規模な山地災害については、町が防災工事又は復旧工事を行う。

(2) 山地災害危険地区の周知等

町は、県が実施した山地災害危険地区の見直し調査の結果を地域防災計画に登載するとともに、県及び関係機関と協力して現地への標示板の設置や広報活動並びに「山地防災パンフレット」等の防災に関する冊子を作成・配布するなど、防災意識の向上に努め、地域住民等への周知を行い、山地災害の未然防止を図る。

なお、山地災害危険地区の周知にあたっては、施設では守り切れない山地災害の発生に対して、日頃の備え、降雨時の情報収集や早めの行動の重要性について、町民等と連携した定期点検等を実施することにより普及啓発を図る。

(3) 流木災害対策

特に、流木災害が発生するおそれのある森林について、間伐等の森林整備などの対策を推進する。

(4) 要配慮者利用施設対策

県は、要配慮者利用施設に係る山地災害危険地区における治山事業を優先的に実施するとともに、山地災害危険地区に関する情報を施設管理者等に提供、周知し、山地災害の未然防止を図る。町は、要配慮者利用施設に係る情報を積極的に県に提供し、事業の早期の実施を要請する。

※ 資料

- 1 山腹崩壊危険地区 (資料編 3 - (6))
- 2 崩壊土砂流出危険地区 (資料編 3 - (7))

第2節 砂防対策計画

町及び県は、集中豪雨等による土石流、がけ崩れ、地すべり等から人命・財産を守るため、砂防事業、急傾斜地崩壊対策事業、地すべり対策事業等を行うとともに、土砂災害危険箇所・土砂災害防止法に係る土砂災害警戒区域等の周知、警戒避難体制の確立、土砂災害警戒情報の提供、土砂災害防止法に係る土砂災害警戒区域等の早期指定等、総合的な土砂災害対策を推進する。

《実施担当》

建設土地改良課

1 現況

(1) 砂防事業

本町には、土砂災害警戒区域等（土石流）のうち特別警戒区域が284箇所、警戒区域が348箇所ある。災害を未然に防止するため、国土交通大臣が砂防指定地に指定し、県は、順次砂防工事を実施している。

(2) 急傾斜地崩壊対策事業

本町には、土砂災害警戒区域等（急傾斜）のうち特別警戒区域が533箇所、警戒区域が552箇所ある。県は、町と協議のうえ危険地区の災害を未然に防止するため、危険度の高いところから急傾斜地崩壊危険区域に指定し、順次崩壊防止工事を実施している。

(3) 地すべり対策事業

本町には、土砂災害警戒区域等（地すべり）の警戒区域が29箇所ある。県は、災害を未然に防止するため、危険度の高いところから地すべり防止区域に指定し、順次地すべり防止工事を実施している。

2 実施内容

(1) 防災工事の実施

ア 砂防事業

県は、土石流等有害な土砂の流出を防止する砂防ダム、溪流の縦横浸食を防止する溪流保全工、護岸等の砂防施設の整備を行う。

特に、土砂・流木による被害の危険性が高い中小河川において、土砂・流木捕捉効果の高い透過型砂防堰堤等の整備を検討する。

町は、土石流危険溪流等土砂流出のおそれのある溪流や地区について、地元の理解と協力を得ながら、砂防事業が推進できるよう県に協力する。

イ 急傾斜地崩壊対策事業

県は、がけ崩れ災害に対処するため、土地所有者等が崩壊防止工事を行うことが困難又は不相当と認められるものについて、急傾斜地の崩壊を防止する法面保護工、土

留施設又は排水施設の整備を行う。

町は、これに該当する箇所の情報を県に提供し、必要に応じて対策工事を推進する。

ウ 地すべり対策事業

県は、地下水位の上昇等に起因した地すべり災害に対処するため、地下水の排水施設、抑止杭等それぞれの地域に対応した防止施設の整備を行う。

(2) 砂防指定地等の管理等

県は、土砂災害を予防するため、砂防指定地等を積極的に指定し、指定地内における開発等の行為に対し適正な管理を行う。

(3) 総合的土砂災害対策

ア 土砂災害警戒区域等の周知

町は、県から提供される土砂災害警戒区域等に関する資料を地域防災計画に登載するとともに、県と協力して、広報活動等を行い、地域住民等への周知を徹底する。

イ 警戒避難体制の確立

町は、次の内容について留意し、町民の避難体制の強化のため、県から必要な助言を受け、警戒避難体制の整備を推進する。

(ア) 警戒又は避難を行うべき基準の運用（土砂災害警戒情報、土砂災害緊急情報、雨量、前兆現象等）

(イ) 警戒避難体制をとる範囲（避難指示等対象地域の設定）

(ウ) 適切な避難方法の周知（避難指示等の発令対象区域、情報の収集伝達体制、ハザードマップ作成等）

(エ) 要配慮者への支援体制の整備

(オ) 適切な指定緊急避難場所及び指定避難所、避難経路の選定、周知、運営

(カ) 土砂災害に関する自主的な防災組織の育成

(キ) 防災意識の普及（町民説明会、防災訓練、防災教育などの実施）

ウ 情報の収集、伝達体制の確立

県は、雨量などの土砂災害関連情報を提供するための砂防情報システムを適切に運用するとともに、ホームページ等により町及び町民へ警戒情報等を配信する。

町及び県は、町民と連携し、土砂災害に関する異常な自然現象や前兆現象を察知した場合には、その情報を相互に伝達する体制の整備に努める。

情報の具体的な収集方法及び伝達方法は以下のとおりとする。

(ア) 収集する情報及び収集方法

収集する情報	手段（収集方法）
土砂災害発生の予測に活用するための気象・雨量情報	インターネット（気象庁、香川県などのウェブサイト）、テレビ、ラジオなど
土砂災害警戒情報	香川県からの防災システム、FAX
土砂災害の前兆現象	町民、警察、消防団等からの通報（電話など）
緊急安全確保	町民、県土木事務所、警察、消防団等

・停電時は、ラジオ、タブレット、携帯電話を活用して情報を収集するものとし、これに備えて乾電池などを備蓄する。

(イ) 伝達する情報及び伝達方法

伝達する情報	手段（伝達方法）
土砂災害警戒区域等や避難所などの情報	・地域防災計画への記載 ・土砂災害ハザードマップの作成・配布
避難指示 避難所の解説情報など	・町行政放送 ・緊急速報メール ・町ホームページ

エ 土砂災害警戒情報の提供

県は、高松地方气象台と共同して、大雨警報（土砂災害）発表中に、大雨による土砂災害の危険度がさらに高まったときに、町が防災活動や町民等への避難指示等の災害応急対応を適時適切に行えるよう、土砂災害警戒情報を作成・発表し、県防災行政無線等を使用し、町へ情報の提供を行う。

オ 避難情報の発令基準の設定

町は、土砂災害に対する町民の警戒避難体制として、土砂災害警戒情報が発表された場合に直ちに避難指示等を発令することを基本とした具体的な避難情報の発令基準を設定するものとする。また、面積の広さ、地形、地域の実情等に応じて町をいくつかの地域に分割したうえで、土砂災害に関する危険度分布等を用い、危険度の高まっている領域が含まれる地域内のすべての土砂災害警戒区域等に絞り込んで避難指示等を発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じ見直すよう努めるものとする。

カ 土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等の適切な管理及び防災対策

町及び県は、土砂災害防止法「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づき土砂災害から生命を守るため、土砂災害のおそれのある区域について、危険の周知、警戒避難体制の整備、一定の開発行為の制限、建物の構造規制、既存住宅の移転促進等のソフト対策を図るため、土砂災害警戒区域等について適切に管理する。

ここでいう土砂災害とは、急傾斜地の崩壊・土石流・地滑りを起因として起こる自然災害をいう。

町は、土砂災害警戒区域等が指定された場合、土砂災害に関する情報の伝達方法、急傾斜地の崩壊等のおそれがある場合における避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難を確保するうえで必要な事項を町民等に周知するため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じる。

(ア) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定

県は、土砂災害により被害のおそれのある地域の地形、地質、降水及び土地利用状況等についての基礎調査を行い、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を指定しようとするときは、あらかじめ町の意見を聴く。

土砂災害警戒区域とは、急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、町民等の生命又

は身体に危害が生じるおそれがあると認められる土地の区域で、当該区域における土砂災害を防止するために、警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域をいう。

土砂災害特別警戒区域とは、土砂災害警戒区域のうち急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、建築物に損壊が生じ町民等の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれがあると認められる土地の区域で、一定の開発行為の制限及び居室を有する建築物の構造を規制すべき土地の区域をいう。

(イ) 土砂災害特別警戒区域内での開発行為の制限

土砂災害特別警戒区域内において、開発行為をする土地の区域内において建築が予定されている建築物の用途が制限用途である開発行為をしようとする者は土砂災害防止法に基づく知事の許可を受けなければならない。

制限用途とは、予定建築物が、住宅（自己の居住の用に供するものを除く。）並びに高齢者、障がい者、乳幼児、その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する社会福祉施設、学校及び医療施設等の用途を目的とするもの。

また、土砂災害時に著しい損壊が生じるおそれのある建築物の所有者等に対し、移転等の指示を行う。

(ウ) 警戒避難体制等

町は、警戒区域ごとに土砂災害に関する情報の収集・伝達、避難及び救助等、警戒避難体制に関する事項について地域防災計画に定めるとともに、円滑な警戒避難が行われるために必要な事項を町民に周知させるよう努める。

町は、土砂災害に関する避難指示等の情報を、行政放送告知施設、広報車の巡回、緊急速報メール（エリアメール等）等を利用して、直接町民へ伝達する。

土砂災害に対する避難情報の発令基準については、避難情報の発令基準と避難行動の基準による。

(エ) 土砂災害ハザードマップの作成・普及の促進

町は、土砂災害ハザードマップの作成・普及に努め、県は必要な資料の提供や技術的な支援を行う。

キ 土砂災害防止法に基づく土砂災害緊急情報

(ア) 緊急調査

重大な土砂災害の急迫した危険があるときにおいて、特に高度な専門的知識及び技術が必要である場合（土石流及び河道閉塞による湛水等の高度な技術を要する土砂災害）は国が、その他の場合は、県が緊急調査を行う。

(イ) 土砂災害緊急情報の通知及び周知

国又は県は、町の避難指示の判断に資するため、緊急調査の結果に基づき、土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する情報を、町に通知するとともに、一般町民に周知するため必要な措置を講ずる。

a 町への通知

国及び県は、緊急調査の結果、土砂災害緊急情報を通知する必要がある場

合においては、関係市町に対し通知するものとする。

b 地域住民への周知

県及び町は、土砂災害のおそれがある土地の区域とその時期について、町民説明会等により被害のおそれのある地域に居住する町民に説明を行う。

c 報道機関等への発表

国及び県は、土砂災害緊急情報を通知した場合においては、緊急情報を通知した旨、報道機関等に発表する。

ク 孤立化等を防止する対策

土砂災害等により、交通網が遮断され病院等の重要施設が孤立化するおそれのある地域では、災害時にあっても最低限の安全度を確保できるように、重要施設を保全する防災施設の整備、情報伝達システムの二重化による通信の代替性の確保を図るとともに、関係機関と連携して避難、救援活動に利用可能な避難路等の確保に努める。

ケ 町民に対する普及啓発

町及び県は、土砂災害に関する情報等を町民等に周知し、土砂災害に関する知識の向上と防災意識の高揚を図るとともに、施設では守り切れない大洪水、あるいは土砂災害の発生に対して、日頃の備え、降雨時の情報収集や早めの行動の重要性について、普及啓発を図るものとする。

(4) 要配慮者利用施設対策

ア 県は、土砂災害警戒区域等に立地している要配慮者利用施設について、人命・財産を保全するため、土砂災害防止事業を積極的に推進する。また、町は県及び関係機関と協力して警戒避難体制の確立に努める。

町は要配慮者利用施設に係る情報を積極的に県に提供し、事業の早期の実施を要請する。

イ 町は、地域防災計画において、土砂災害警戒区域内に要配慮者利用施設で土砂災害のおそれがあるときに利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要な施設の名称及び所在地について定めるものとする。名称及び所在地を定めた施設については、町は、当該施設の利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、地域防災計画において、当該施設の所有者又は管理者に対する土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達方法について定めるものとする。

土砂災害警戒区域内の災害時要配慮者利用施設については、資料編のとおり。

また、高齢者、障がい者等の要配慮者を適切に避難誘導するため、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、関係団体、福祉事業者等の多様な主体の協力を得ながら、平常時から、要配慮者に関する情報を把握のうえ、関係者との共有に努めるとともに、情報伝達体制の整備、避難行動要支援者の避難支援計画の策定等の避難誘導体制の整備、避難訓練の実施に努める。

ウ 土砂災害警戒区域内に位置し、地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教

育・訓練に関する事項等の計画を作成し、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練を実施するものとする。また、作成した計画について町長に報告するものとする。

※ 資料

- 1 土砂災害警戒区域等（資料編 3－（3））
- 2 土砂災害警戒区域内の災害時要配慮者利用施設一覧（資料編 3－（10））

第3節 河川等防災対策計画

洪水等による災害を防止するため、各種河川工事を実施し、維持管理の強化と併せて、河川改修を推進するとともに、令和元年（2019年）12月に作成した「まんのう町総合防災ハザードマップ」の周知を図る。

《実施担当》

建設土地改良課

1 現況

本町管内には、一級河川土器川水系の土器川、谷川、大柞川、大谷川、大井手川、備中地川、前の川、明神川、二級河川の金倉川、買田川、宮田川、椿谷川、坊谷川、照井川、本谷川、財田川、帰来川、昼丹波川、大口川があり、このうち一級河川土器川の指定区間外については国が、その他の一級河川及び二級河川は県が管理している。また、法適用外の普通河川については、町が管理している。これらの河川において、水防上緊急度の高い箇所から順次改修事業を実施している。

2 実施内容

(1) 早期に災害安全度を高めるための方策

人口減、土地開発圧力の減少など、土地利用状況の変化を踏まえ、河川の氾濫に対して守るべき対象を明確にして、効果的・効率的な整備を進めるため、以下の施策を総合的に推進する。

ア 防災施設等の整備状況の調査・評価・公表と、整備の進行管理等を実施する。

イ 土地利用状況に応じて必要な治水安全度を検討し、整備手法等の体系を確立していく。

ウ 効果的な災害対策の観点から、治水対策の方針を反映した土地利用への誘導を図る。

エ 集中豪雨の影響を受けやすい中小河川において、異常洪水発生に備え、市街地以外での遊水地域の確保など、減災対策を図る。

オ 流木による河道閉塞などに起因する災害を未然に防ぐため、流木災害対策を推進する。

(2) 河川工事の実施

河川維持修繕、河川改良等の改修事業の実施、治水施設の設置及び運営の適正化、水防活動拠点や情報通信基盤の整備を推進する。

ア 河川維持修繕

河川管理者は、平常時から河川を巡視して河川管理施設の状況を把握し、異常を認めるときは直ちに補修するとともに、その原因を究明し、洪水に際して被害を最小限にとどめるよう堤防の維持、補修、堆積土砂の除去等を行う。

イ 河川改修

河川管理者は、河積の拡大や河道の安定のため狭窄部の拡幅、堆積土砂の掘削・しゅんせつ、護岸整備等を行うとともに、上流ダム群等の建設により洪水調整を行い、流域の災害の防止と軽減を図る。

ウ 治水施設の設置及び運営

河川管理者は、水門、堰、ダム等の治水施設の設置及び運営について、水源より河口まで一貫した観点から適切に行うよう努める。また、運営にあたっては、長寿命化計画の作成・実施等による適切な維持管理に努める。

エ 情報の収集、伝達体制の確立

県は、多重無線やテレメータ雨量計、水位計等の観測機器の配備を中心とした水防情報システムの整備等を推進するとともに、適切な運用に努める。

(3) 防災施設等の機能の維持管理

中小河川の維持管理内容等を明確化し、それを確実に実施することにより、的確な機能維持を図る。

ア 各河川の特性に配慮して、最低限行う管理行為の内容、頻度等を定めた維持管理の基準を制定する。

(4) 危機管理体制の強化

ア 災害時の危機管理体制及びそのための平常時の対応を総点検し、危機管理体制の強化を図る。

イ 破堤等により災害が発生した場合でも救助・救援・復旧・復興の活動を円滑に行うようにするため、県や防災関係機関と連携して、水害発生時の行動計画を定める。

ウ 緊急時に水防資機材等の広域的調達が可能となるように、広域支援計画の策定、応援協定の締結など、河川管理者、水防団体等による広域支援体制を整備する。

エ 大規模な豪雨災害などが発生した場合、迅速かつ機動的な調査・評価が出来るような体制の整備を図る。

(5) 水災防止対策の実施

国土交通省、県及び町は、それぞれの役割分担に応じ、水防法の定めるところにより、洪水予報河川や水防警報河川及び水位情報周知河川（以下「水位周知河川等」という。）の指定、浸水想定区域の指定、洪水ハザードマップの作成等の事前情報の提供や災害時の情報の共有化を行うとともに、町民への分かりやすい水害リスクの提供を行うことにより、町民自ら、地域の水害リスクを正しく知り、正しく判断し、正しく行動することで、被害を軽減する取組を行う契機となるよう努めるとともに、水防団の育成・強化により水災防止対策を推進する。また、洪水予報、水防警報及び水位情報については、まんのう町水防計画書による。

ア 洪水予報河川の指定

国土交通省又は県は、洪水により相当な損害を生じるおそれがある河川を「洪水予報河川」に指定し、洪水のおそれがあるときは、高松地方气象台と共同で洪水予報を発表して水防管理者等に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、一

般に周知する。

イ 洪水に関する水位情報周知河川の指定

県は、洪水により相当な損害を生ずるおそれがある河川を「水位周知河川」に指定し、洪水特別警戒水位を定め、その水位に達したときは、その旨を水位又は流量を示して、直ちに水防管理者等に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、一般に周知する。

また、その他の河川についても、役場等の所在地に係る河川については、雨量の情報を活用する等、河川の状況に応じた簡易な方法も用いて、町等へ河川水位等の情報を提供するよう努めるものとする。

ウ 水防警報河川の指定

国土交通省又は県は、洪水により相当な損害を生じるおそれがある河川を「水防警報河川」に指定し、水防上必要があるときは、水防警報を発表し、関係水防管理者その他水防に関係のある機関に通知する。

エ 避難情報の発令基準の設定

町は、洪水等に対する町民の警戒避難体制として、洪水予報河川については、水位情報、堤防等の施設に係る情報、台風情報、洪水警報等により具体的な避難情報の発令基準を設定するものとする。それら以外の河川等についても、氾濫により居住者や施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、洪水警報の危険度分布等により具体的な避難情報の発令基準を策定することとする。また、避難指示等の発令対象区域については、細分化しすぎるとかえって居住者等にとってわかりにくい場合が多いことから、立退き避難が必要な区域を示して指示したり、屋内での安全確保措置の区域を示して指示したりするのではなく、命を脅かす洪水等のおそれのある範囲をまとめて発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じて見直すよう努めるものとする。

国（国土交通省）及び県は、これらの基準及び範囲の設定及び見直しについて、必要な助言等を行うものとする。

オ 洪水浸水想定区域の指定

国土交通省又は県は、水位周知河川等について、想定し得る最大規模の降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を「洪水浸水想定区域」として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間等を明らかにして公表するとともに、町に通知する。

県は、その他の河川についても、役場等の所在地に係る河川については、過去の浸水実績を活用する等、河川の状況に応じた簡易な方法も用いて、町等へ浸水想定情報を提供するよう努めるものとする。

町は、水位周知河川等に指定されていない中小河川について、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受けつつ、過去の浸水実績等を把握したときは、これを水害リスク情報として町民、滞在者その他の者へ周知するものとする。

現在、本町に係る河川では、国により土器川が洪水予報河川に指定され、県に

より金倉川が水位周知河川に指定され、それぞれ浸水想定区域図が公表されている。

○ 土器川水系土器川の洪水浸水想定区域図（平成 28 年 12 月 12 日指定）

想定最大規模の降雨（土器川流域の 6 時間総雨量 356mm の雨量）を想定して作成されている。

○ 金倉川水系金倉川の洪水浸水想定区域図（令和元年 12 月 26 日指定）

想定最大規模の降雨（金倉川流域の 24 時間総雨量 726.6mm の雨量）を想定して作成されている。

カ 洪水浸水想定区域における避難確保のための措置

（ア）地域防災計画における措置

a 地域防災計画において定める事項等

町は、洪水浸水想定区域の指定があったときは、地域防災計画において、少なくとも当該洪水浸水想定区域ごとに、洪水予報等の伝達方法、避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事情、防災訓練として町が行う洪水に係る避難訓練の実施に関する事項を定めるとともに、その内容を町民滞在者等に周知するため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じなければならない。町は、土器川及び金倉川の洪水浸水想定区域図に基づき、「まんのう町総合防災ハザードマップ（令和元年 12 月）」を作成の上、町民への周知を図っている。

b 地域防災計画において名称及び所在地を定める施設

町は、洪水浸水想定区域内に、高齢者等の要配慮者が利用する施設で当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要があると認められるものがある場合には、これらの施設の名称及び所在地を定めるとともに、当該施設の所有者又は管理者等に対する洪水予報等の伝達方法を定める。浸水想定区域内の災害時要配慮者利用施設については、資料編のとおり。

（イ）地域防災計画に名称及び所在地を定められた施設の所有者又は管理者等における措置

a 要配慮者利用施設の所有者又は管理者

浸水想定区域内に位置し、地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、水防法に基づき設置した自衛水防組織の業務に関する事項等の計画を作成し、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練を実施するものとする。

また、作成した計画及び自衛水防組織の構成員等について町長に報告するものとする。

キ ハザードマップ等の作成・普及

ハザードマップは、町民等が自らの判断で適切な避難を行えるよう各種情報を提示するものである一方、緊急時には、一目で自分のいる場所での避難行動が判別できる

必要もあることから、生命・身体に直接影響を及ぼす可能性がある家屋倒壊等、氾濫想定区域や浸水深が深い区域等は、特に早期かつ確実に、避難することが必要である。

このことから、町において、これらの区域を「早期の立退き避難が必要な区域」として適切に設定し、ハザードマップ等に表示するよう努める。

国土交通省又は県は、必要な技術的な支援を行う。

ク 水防協力団体の指定

水防管理者が、水防団又は消防機関が行う水防活動に協力する公益法人、NPO（特定非営利活動団体）を水防協力団体として指定することができる。

ケ 水防団の育成・強化

町は、青年層・女性層の団員への参加促進等水防団の活性化を推進するなど、水防活動の担い手を確保し、その育成及び強化を図る。

コ 大規模氾濫等減災協議会

水災については、国（国土交通大臣）及び知事が組織する洪水氾濫による被害を軽減するためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的とした「大規模氾濫減災協議会」、「香川県大規模氾濫減災協議会」等を活用し、国、県、町、河川管理者、水防管理者等の多様な関係者で、密接な連携体制を構築するものとする。

(6) 災害協定等の締結

水防管理者は、委任を受けた民間事業者が水防活動を円滑に実施できるよう、あらかじめ、災害協定等の締結に努めるものとする。

※ 資料

- 1 河川重要水防区域（資料編 3－（1））
- 2 浸水想定区域内の災害時要配慮者利用施設一覧（資料編 3－（9））

第4節 ため池等農地防災対策計画

農地及び農業用施設の災害発生を未然に防止するため、老朽ため池の整備、地すべりの防止対策等を行い、農業生産の維持及び農業経営の安定を図る。

《実施担当》

建設土地改良課

1 現況

かんがい用水源として主要なため池については、老朽化に対応して改修が進められているが、一部のため池で老朽が著しく、改修を必要とするものがある。これらのため池については、ため池管理者によってため池等整備事業及びその他補助事業等により逐次改修により水防を図る。また保守点検を行い、災害防止に努める。

2 実施内容

(1) ため池等整備事業

国、県、町、土地改良区等は、老朽化によるため池の決壊等を未然に防止するため、ため池の整備を行う。

(2) その他防災事業

県は、急傾斜地で農地の浸食・崩壊の危険がある箇所においては、農地保全整備事業を行う。

(3) ため池ハザードマップの作成、普及啓発

町は、決壊した場合に甚大な被害が想定される防災重点農業用ため池を中心に、浸水想定区域図やため池ハザードマップを作成したため、「まんのう町総合防災ハザードマップ（令和元年12月）」やインターネット等により、町民への周知を図っている。

※ 資料

防災重点農業用ため池一覧（資料編 3－（2））

第5節 都市防災対策計画

町における災害防止のため、適正で秩序ある土地利用を図り、防災面に配慮した町施設の整備や各種町防災対策を積極的に推進する。

《実施担当》

総務課、建設土地改良課、消防本部

1 町施設の整備推進（建設土地改良課）

(1) 町の計画街路等の整備

道路は、防火帯としての役割を果たすなど、災害予防上重要な施設であるので、防災機能を十分考慮して、町の計画街路の整備を促進する。

町、県等は、都市内道路の整備、拡幅により都市内に空間を与え、火災の延焼を防止し、災害時における緊急輸送及び避難路としての機能を確保する。

(2) 町の計画公園の整備

公園、緑地等は、災害時の町民の重要な避難場所であり、応急救助活動、物資集積等の基地として活用することができる重要な防災施設であるので、その位置等については、地域の状況に応じ計画的に行う。

町、県等は、市街地の公園緑地の規模と配置の適正な整備を図り、火災の延焼を防止し、災害時における指定緊急避難場所及び指定避難所としての機能を確保する。

2 町の防災対策の推進（総務課、建設土地改良課、消防本部）

(1) 都市計画における防災対策の位置付け

町及び県は、長期的な視点で安全なまちづくりを進めるため、地域防災計画との有機的な連携を図りつつ、都市防災に関する方針に基づき、都市計画を定める。

(2) 耐火建築物の建設促進

町は不燃化を促進するため、都市計画法（昭和43年法律第100号）、建築基準法（昭和25年法律第201号）等による規制等により、防災建築化の指導を行う。

(3) 防火地域、準防火地域の指定

町は、市街地における火災の危険を防除するため、市街地の中心部で土地利用度、建築密度が高く、防災上特に重要な地区を指定し、建築材料、構造等の制限を行う。

(4) 防火用水の確保

災害時には、断水が予想されるので、防火水槽を適宜配置し、防火用水として活用できるように努める。

(5) 市街地再開発事業等による整備

町等は、市街地の計画的な再開発を行い、都市における災害の防止、土地の合理的かつ健全な高度利用、都市機能の更新を図る。

(6) 住宅地区改良事業

町は、市街地にある不良住宅地や密集市街地の改良促進を行い、住宅の不燃化、住環境の整備を図る。

(7) 宅地造成等の規制

県等は、宅地造成工事により、がけ崩れや土砂の流出を生ずるおそれがある区域を宅地造成工事規制区域に指定し、必要な規制を行う。

(8) 地区計画による防災まちづくり

町は、火事、地震等の災害時における地区レベルでの延焼防止及び避難上必要な機能の確保等を図るため、防災街区整備地区計画制度の活用等を図る。

(9) 住居系用途地域等の指定

町は、河川の洪水等による浸水リスクを考慮し、できるだけリスクの低い地域に住居系用途地域等を指定する。

第6節 建築物等災害予防計画

風水害、火災等による建築物等の被害を防止し、町民の生命、財産等を保護するため、建築物の防災指導等を行い、建築物の安全確保を図る。

《実施担当》

総務課、建設土地改良課、消防本部

1 防災知識の普及（総務課、建設土地改良課、消防本部）

町、消防本部及び県は、建築物の災害予防について、建築物防災週間を中心にポスター掲示、パンフレット配布等普及活動を行う。また、ラジオ、テレビ、新聞等を通じて広報活動を行う。また、不動産を譲渡し、交換し、又は貸し付けようとする者は、その相手方に対してあらかじめ当該不動産についての、地形、地質、過去の災害記録、予想される被害その他の災害に関する情報を提供するよう努めるものとする。

2 特殊建築物の防災指導（建設土地改良課、消防本部）

町、消防本部及び県は、物品販売店舗等の不特定多数の者が利用する特殊建築物について、防災査察等を通じて、耐震性、防火性能、避難施設等に関する防災指導を行う。

3 違反建築物の指導（建設土地改良課、消防本部）

法令に違反した建築物が被害を拡大させることから、町は、県が行う違反建築物を対象とした指導取締りに協力する。

4 落下物等の防止対策（建設土地改良課）

町は、県が行う建築物の窓ガラス、壁、屋根、つり天井等(以下「窓ガラス等」という。)の飛散・落下防止、給湯設備の転倒防止、ブロック塀等の倒壊防止のための指導及び啓発に協力する。

建築物の所有者は、当該建築物について必要な耐震診断を行い、その結果に応じて改修等を行うよう努めるとともに、家具、窓ガラス等について、転倒、落下等による被害の発生を防ぐための対策を行うよう努めるものとする。

ブロック塀、広告板その他の工作物、給湯設備又は自動販売機（以下「工作物等」という。）を設置する者は、当該工作物等の安全性を定期的に点検し、必要に応じて補強、撤去等を行うよう努めるものとする。

5 がけ地近接等危険住宅移転事業（建設土地改良課）

町は、がけ地近接で崩壊による危険の著しい区域等において、建築に関する制限を行うとともに、がけ地近接等危険住宅の移転事業の促進を図る。

6 被災建築物及び被災宅地の危険度判定（総務課、建設土地改良課）

町は、災害により被災した建築物や宅地の危険度を判定するため、県が実施する被災建築物応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士の育成に対して、建築関係団体とともに協力する。

第7節 航空災害予防計画

航空機の墜落等の大規模な航空事故による多数の死傷者等の発生といった航空災害を防止し、被害の軽減を図るため、必要な予防対策を推進する。

《実施担当》

健康増進課、消防本部

1 資機材の整備等

町及び消防本部、高松空港㈱、警察本部等は、捜索、救助・救急、医療及び消火活動を実施するための次の資機材の整備、備蓄を図る。

- (1) 捜索活動を行うために有効な装備、資機材、車両等
- (2) 救助工作車、照明車等の車両及び応急措置に必要な救助用資機材
- (3) 化学消防車、消防ポンプ車等の消防用機械、資機材
- (4) 応急救護用医薬品、医療資機材

第8節 鉄道災害予防計画

鉄道事故の発生による災害を防止するため、安全運転の確保、安全施設等の整備、防災体制の整備等を図る。

《実施担当》

四国旅客鉄道(株)、高松琴平電気鉄道(株)

1 概要

本町には、四国旅客鉄道(株)の土讃線と高松琴平電気鉄道(株)の琴平線があり、四国運輸局の指導のもと防災対策を推進している。

2 安全運行の確保

鉄道事業者は、鉄道施設の安全性の確認、環境条件の変化等による危険箇所を発見するため、定期点検、必要に応じて臨時検査を行う。

3 安全施設等の整備

鉄道事業者は、線路の盛土、法面の改良工事等の補強対策を推進するとともに、道路との立体交差化等、安全施設の整備を図る。

4 防災体制の整備

鉄道事業者は、消防機関と協定している鉄道災害時の安全対策に関する覚書に基づき、災害発生時における復旧要員等の動員及び防災関係機関との協力応援体制の確立を図るとともに、通信施設の整備充実、復旧用資機材の配置及び整備を行う。また、災害発生時において、迅速かつ的確な防災活動が行えるよう、避難誘導、消火、脱線復旧等の訓練を行うとともに業務研修等により防災知識の周知徹底を図る。

5 防災訓練の実施

鉄道事業者は、関係機関と連携して、事故災害の発生を想定し、より実践的な訓練を行う。また、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行う。

※ 資料

協定及び覚書等一覧表（資料編 14－（1））

第9節 道路災害予防計画

道路施設の被災等による道路災害の発生防止及び災害時における交通の確保のため、道路施設等の整備、災害時の協力体制の確立等を図る。

《実施担当》

建設土地改良課、消防本部、県、国

1 概要

本町には、一般国道、県道、町道、農道がある。道路管理者は、それぞれ管理する道路施設について、災害に対処するため、危険度が高い路線及び箇所や緊急輸送路から順次補修及び整備を実施している。

2 道路施設等の整備

道路管理者は、道路災害の予防対策として、次の措置を講じる。

- (1) 道路法面の崩壊、路面の損傷等が予想される危険箇所について、防災工事等を行う。
- (2) 落橋、変形等の被害が予想される道路橋について、橋りょう補強工事等を行うとともに、長寿命化計画を策定し、予防的な修繕及び計画的な架け替えを実施することにより、重要な道路ネットワークの安全性、信頼性を確保する。
- (3) 覆工コンクリートや附帯施設の落下、坑口部法面の岩盤崩壊等が予想されるトンネルについて、補強工事等を行う。
- (4) 主要な道路については、代替路を確保するための道路ネットワークの整備に努める。
- (5) 道路施設の定期点検を実施し、適切な維持管理に努めるとともに、電線共同溝等の整備に努める。
- (6) 危険物及び障害物の除去等災害予防、応急復旧に必要な資機材の備蓄を推進する。
- (7) 冬季の交通確保のため、除雪体制の整備を図る。

3 協力体制の確立

道路管理者は、道路施設の被害が発生した場合に迅速かつ的確な対応ができるよう、道路施設等の異常を迅速に把握するための情報収集体制の構築、防災関係機関との情報交換、相互応援体制の確立等を図る。

出水期には流出、埋没のおそれのある橋りょう、暗きよに対し、連絡、通報並びに警戒を地元消防団等に依頼する。

4 危険防止のための事前規制

道路管理者は、気象・水象情報、道路情報等の分析により、道路の通行が危険であると認められる場合は、通行規制を行う。

特に、大規模な車両滞留や長時間の通行止めを引き起こすおそれのある大雪（以下「集

中の大雪」という。) に対しては、道路ネットワーク全体として通行止め時間の最小化を図ることを目的に、車両の滞留が発生する前に関係機関と調整のうえ、予防的な通行規制を行い、集中的な除雪作業に努めるものとする。

5 防災訓練の実施

道路管理者は、関係機関と連携して、事故災害の発生を想定し、より実践的な訓練を行う。また、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行う。

6 除雪体制の整備

道路管理者は、集中的な大雪等に対し、道路交通を確保できるよう、除雪活動を実施するための除雪機械、除雪要員等の動員等について体制の整備を行うとともに、所管施設の緊急点検、除雪機械及び必要な資機材の備蓄を行うなど最大限の効率的・効果的な除雪に努めるものとする。また、集中的な大雪時においても、道路ネットワーク全体としてその機能への影響を最小限度とするため、地域の実情に応じて道路の拡幅や待避所等の整備を行うよう努めるものとする。集中的な大雪等に備えて、他の道路管理者をはじめその他関係機関と連携して、地域特性や降雪の予測精度を考慮し、地域や道路ネットワーク毎にタイムラインを策定するよう努めるものとする。

過去の車両の立ち往生や各地域の降雪の特性等を踏まえ、立ち往生等の発生が懸念されるリスク箇所をあらかじめ把握し、予防的な通行規制区間について他の道路管理者をはじめその他関係機関と協議して設定するものとする。立ち往生車両を速やかに排除するための措置について他の道路管理者をはじめその他関係機関と協議し、リスク箇所にレッカー車やトラクタシャベル等の機材を事前配備するよう努めるものとする。さらに、融雪剤の用意等、大規模な滞留に対応するための資機材を地域の状況に応じて準備するよう努めるものとする。

また、他の道路管理者をはじめその他関係機関と連携し、大雪時の道路交通を確保するための合同実動訓練を実施する。

第10節 原子力災害予防計画

原子力発電所の事故等によって大量に放出される放射性物質又は放射線による被害を防止するため、情報の収集及び連絡体制の整備、広報・相談体制の整備、環境放射線モニタリング体制の整備、農作物・飲食物・水道水等の安全性を確保する体制の整備、緊急時の保健医療体制の整備等を図る。

《実施担当》

総務課、住民生活課、農林課、健康増進課、香川県広域水道企業団

1 概要

本町に最も近い原子力発電所は、愛媛県にある四国電力伊方原子力発電所であり、町役場からは約 162 k m の位置にある。次に近い原子力発電所は、島根県にある中国電力島根原子力発電所であり、町役場から約 169 k m の位置にある。それぞれの原子力発電所を運営している原子力事業者は、施設等の安全性の向上や防災訓練の実施を図るなど、原子力災害の発生及び拡大防止に努めている。

2 情報の収集及び連絡体制の整備

町は、原子力災害による被害の防止に万全を期すため、県との間において原子力発電所の事故等の正確な情報の収集及び連絡体制の整備を図る。

町、県、警察本部等は、原子力発電所の事故等の正確な情報を、町民等に対して確実かつ速やかに伝達できる広報体制の整備を図るとともに、町、県は、町民等からの原子力災害に関する相談、問い合わせに対し、迅速かつ円滑に対応できる相談体制を整備する。

なお、体制については、要配慮者及び一時滞在者に十分配慮し、整備を図るものとする。

原子力事業者は、原子力発電所の事故等を把握した場合は、県に対し速やかな連絡を行い、相互に協力のうね原子力災害に対応できるよう、県との間における情報の連絡体制の整備を図る。

3 環境放射線モニタリング体制の整備

緊急時の環境放射線モニタリング体制の整備

町は、県、国等と平時から緊密な連携を図り、原子力発電所の事故等の発生時における緊急時の環境放射線モニタリングの実施体制の整備を図る。

4 農作物・飲食物・水道水等の安全性を確保する体制の整備

町、県、水道事業者（香川県広域水道企業団をいう。以下同じ。）、農林水産業関係者等は、原子力発電所の事故等の発生時における農作物・飲食物・水道水等の出荷・摂取に関する注意喚起や出荷・摂取制限等の措置に関する情報提供等を迅速に行うため、連絡体制

の整備を図る。

5 緊急時の保健医療体制の整備

町は、県、国、保健医療機関と連携し、町民等に対する健康相談や身体汚染検査及び除染の実施等が可能な緊急時の保健医療体制の整備を図る。

6 広域的な応援体制の整備

町及び県は、緊急時に必要な装備、資機材、人員、避難や避難退域時検査（居住者、車両、家庭動物、携行品等の放射線量の測定をいう。）及び簡易除染等の場所等に関する広域的な応援について、民間事業者も含め協力協定等の締結を推進するなど、体制の整備を図る。

7 知識の普及啓発

町、県、原子力事業者は、原子力災害の特殊性を考慮し、町民に対して、平常時から原子力災害に関する知識の普及啓発を図る。

第11節 危険物等災害予防計画

危険物（石油類等）、高圧ガス、火薬類、毒物劇物等による災害の発生及び拡大を防止するため、保安意識の高揚、指導の強化、自主保安体制の強化等を図る。

《実施担当》

消防本部

1 現況

(1) 石油類等の危険物施設等の現況

町には、消防法（昭和 23 年法律第 186 号）に定める危険物施設があるが、特に配慮を要する大規模施設や危険性の高い物質はない。

また、毒物、劇物等の消火活動阻害物質や少量危険物施設等もない。

(2) 高圧ガス施設の現況

町には、高圧ガス保安法（昭和 26 年法律第 204 号）等に基づく高圧ガスの製造施設等があり、高圧ガス等を常時貯蔵している貯蔵所が 2 箇所あるが、特に配慮を要する大規模施設や発火性、毒性等の危険性の高い高圧ガス施設はない。

(3) 火薬類施設の現況

町には、火薬類取締法（昭和 25 年法律第 149 号）等に基づく火薬類関係施設があり、火薬類を常時貯蔵している火薬庫等が 3 箇所ある。

(4) 毒物及び劇物施設の現況

町には、毒物及び劇物取締法（昭和 25 年法律第 303 号）に基づく毒物劇物業者等の関係施設がある。

(5) 放射性物質等その他の保管施設の現況

町には、放射性物質等その他の保管施設はない。

2 施設の安全性の確保

(1) 町、県、香川労働局及び中国四国産業保安監督部四国支部は、施設の安全性を確保するため、次の措置を講じる。

ア 危険物等関係施設が関係法令に規定する技術上の基準に適合し、かつ適正に維持されているかなど施設の安全確保のため、保安検査、立入検査等を行う。

イ 事業所における自主保安規程等の遵守、自衛消防組織等の設置、定期点検・自主点検の実施等自主保安体制の整備の促進を図るため指導を行う。

ウ 事業者及び危険物取扱者等の有資格者に対して、講習会、研修会の実施等により保安管理及び危険物等に関する知識の向上を図り、危険物等関係施設の保安体制の強化を図るものとする。

(2) 事業者は、危険物等関係施設が所在する地域の浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等の該当性並びに被害想定を確認を行うとともに、確認の結果、風水害により危険物等

災害の拡大が想定される場合は、防災のため必要な措置の検討や、応急対策にかかる計画の作成等の実施に努めるものとする。

3 資機材の整備等

町は、地域の実情に応じて化学消防車等の整備を図り、消防力の強化に努めるとともに、事業所に対して化学消火薬剤その他必要な資機材の整備について指導する。

4 防災訓練の実施

町及び県は、関係機関、関係事業者等と連携して、様々な危険物災害を想定し、より実践的な訓練を行う。また、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行う。

5 防災知識の普及

町及び県は、町民に対して、危険物安全週間や防災関連行事等を通じその危険性を周知するとともに、災害発生時にとるべき行動、指定緊急避難場所・指定避難所での行動等防災知識の普及啓発を図るものとする。

※ 資料

- 1 危険物施設（資料編 4－（1））
- 2 高圧ガス関係事業所（資料編 4－（2））
- 3 火薬類関係事業所（資料編 4－（3））
- 4 毒物劇物営業者（資料編 4－（4））

第12節 大規模火災予防計画

大規模な火事による多数の死傷者等の発生といった大規模な火事災害の発生を未然に防止し、また、発生した場合、被害の拡大防止を図るため、火災予防、消防体制の整備充実を推進する。

《実施担当》

総務課、建設土地改良課、消防本部、消防団

1 災害に強いまちの形成（総務課、建設土地改良課）

町及び県は、避難路、避難場所、延焼遮断帯、防災活動拠点ともなる幹線道路、公園、河川等、骨格的な都市基盤施設の整備、建築物や公共施設の耐震・不燃化、耐震性貯水槽や備蓄倉庫の整備、防火地域及び準防火地域の的確な指定等により、災害に強い都市構造の形成を図る。また、高層建築物、医療用建築物等が建築される場合には、ヘリコプターの屋上緊急離着陸場又は緊急救助用のスペースの設置を促進するよう努める。

2 火災に対する建築物の安全化（消防本部）

消防本部及び事業者は、火災に対する建築物の安全性を確保するため、次の措置を講じるものとする。

- (1) 多数の人が出入りする事業所等の高層建築物等について、法令に適合した消防用設備等の設置を促進するとともに、定期的に点検を行うなど適正な維持管理を行う。
- (2) 高層建築物等について、防火管理者を適正に選任するとともに、消防計画の作成や消火、通報及び避難訓練を行うなど、防火管理体制の充実を図る。
- (3) 高層建築物等について、避難経路・火気使用店舗等の配置の適正化、防火区画の徹底、不燃性材料等の使用、店舗等における火気の使用制限等により火災安全対策の充実を図る。

3 消火活動体制の整備（総務課、消防本部）

消防本部は、大規模な火事に備え、消火栓だけでなく、耐震性防火水槽及び耐震性貯水槽の整備、ため池、河川水等の自然水利の活用、プール等の指定消防水利等の活用により、消防水利の多様化を図るとともに、その適正な配置に努める。また、平常時から消防本部、消防団及び自主防災組織等の連携強化を図り消防体制の整備に努めるとともに、消防ポンプ自動車等の消防用機械、資機材の整備促進に努める。

4 防災訓練の実施（総務課、消防本部）

町と消防本部及び県は、関係機関、関係事業者等と連携して、大規模な火事及び被害を想定し、より実践的な消火、救助等の訓練を行う。また、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行う。

5 防災意識の啓発（総務課、消防本部）

町と消防本部及び県は、全国火災予防運動、防災週間、文化財防火デー等を通じ、町民に対して、大規模な火事の被害想定を示しながらその危険性を周知するとともに、災害発生時にとるべき行動等防災知識の普及啓発を図る。

6 町民に対する防火対策の推進（総務課、消防本部、消防団）

まんのう町消防団及び地域の自主防災組織等を通じ、町民に対し、出火防止及び火災発生時における初期消火活動の重要性を認識させるとともに、消火器や消火用水等の普及を図り、次のとおり総合的な防火体制の確立について推進する。

- (1) 要配慮者の把握とその防火安全対策に重点を置いた死者発生防止対策
- (2) 広範な機会を捉えた防火座談会等の実施
- (3) 住宅用火災警報器等、住宅用防災機器等の普及促進

7 消防体制の整備（総務課、消防本部）

(1) 組織

ア 人員計画

人的消防力の強化については、消防力の整備指針（平成12年消防庁告示第1号）に基づき、計画的に整備増強する。

イ 組織、事務機構計画

(ア) 平常時

現行の規則、規程によるが、都市構造の変化に対処しうるよう、必要に応じ組織及び事務機構等を整備し、消防機関の強化拡充を推進していく。

(イ) 非常災害時

消防力等（人員、施設、資機材）を活用し、迅速かつ統一的、機動的な消防活動を行いうる消防組織と執行体制の強化を図る。

ウ 消防本部及び消防団の部隊編成計画

(ア) 通常災害時の部隊編成

現有消防職員及び消防団員の人員数に基づき、平常時における災害に対処するため、各消防機関の管理する施設、資機材等の装備を勘案して部隊編成する。

(イ) 非常災害時の部隊編成

消防長を頂点として、全消防職員及び消防団員が総出動して、火災時及び人為災害時等の対応にその機能を最大限に発揮できうる消防体制が確保できるよう部隊編成を行う。

(ウ) 具体的な部隊編成については、別に消防長及び消防団長が定める。

(2) 施設整備

ア 消防機械の整備計画

物的消防力の強化については、消防力の整備指針に基づき、計画的にその増強及び

更新整備を図る。

イ 消防水利の整備計画

消防水利の不備な地域に対しては、消火栓、防火水槽等を計画的に増設して、消防水利の基準（昭和 39 年消防庁告示第 7 号）を基盤として、整備する。

ウ 消防通信の整備計画

消防無線電話装置、消防救急指令装置及びその他の防災通信施設については、災害時における消防隊の効果的な運用を図るため、計画的に整備充実する。

エ 消防資機材の整備計画

消防活動用資機材については、計画的に増設を図り、あらゆる災害に備えるよう、機材の完備に努める。

(3) 消防事象調査

ア 消防地理調査

消防活動を適切に行うため定期又は臨時に、管内の地形、地物、道路、河川等の状況の変化について、常にその事態把握に努める。

イ 消防水利調査

定期又は臨時に管内の消防活動に必要な消火栓、貯水槽、池等の消防水利の状況の変化について、常にその実態把握に努める。

(4) 火災予防

ア 火災予防査察

査察対象物とその数等を考慮して、定期、臨時及び特別の査察を行い常時区域内の防火対象物の実態把握に努める。

イ 防火管理講習

(ア) 防火管理者資格認定講習

消防法第 8 条第 1 項に規定する防火対象物の管理監督者を対象として同法施行令第 3 条第 1 号の規定に基づいて講習会を開催し、受講者に対し資格を与え、防火管理上必要な業務を適切に遂行させる。

(イ) 防火管理者再講習

資格を有する防火管理者を対象にして、防火管理に関する高度の知識、技能を再認識させるため、講習会を再度開催する。

(ウ) 業態別防火管理講習

消防法第 8 条第 1 項に規定する防火対象物以外の防火対象物の関係者等に対しても、あらゆる機会を利用して、業態別に必要な防火管理講習会を行う。

第13節 林野火災予防計画

火災による広範囲にわたる林野の焼失等といった林野火災の発生を未然に防止し、また、火災が発生した場合、被害の拡大防止を図るため、火災予防、消防体制の整備充実を推進する。

《実施担当》

総務課、農林課、消防本部、消防団

1 基本方針（総務課、消防本部）

町における林野火災を想定した場合、気象条件に加えて地形上の制約や消防水利不足等、消防力行使が困難となる事態が生じたとき大規模林野火災となる。そのため、森林管理者及び関係機関と連携・協力し、以下の4点を重点に林野火災対策を積極的に推進する。

- (1) 出火防止対策の強化
- (2) 初期消火体制の強化
- (3) 消防力の整備
- (4) 消防水利網の整備

2 出火防止対策の強化（総務課、農林課、消防本部）

(1) 防災意識の啓発

関係官公署、消防機関及び山林所有者等が相互に密接な連絡を行い、必要に応じそれぞれの機関が次に掲げる事項に基づき、林野火災予防意識の啓発に努める。

- ア 山林の利用形態に即した火災予防の啓発運動を行う。
- イ 多発危険期においては、山火事予防期間を設定し、横断幕、立看板、広報車、ポスター等有効な手段を通じ、総合的な広報を行う。
- ウ 多発危険期には、関係者により防火パトロールを実施する。
- エ 火災予防についての立看板等を掲示する。
- オ その他山林所有者、入山者等を対象に各種の機会をとらえて積極的に防火を呼びかける。

(2) 講習会等の開催及び関係会議の活用

火の使用の制限等に関する法令の周知、火の取扱上の注意事項及び火入れ作業法等、林野火災の防止について具体的方法を指導する。

(3) 巡視、監視等

- ア 多発危険期においては、巡視、監視等の警戒活動を強化する。
- イ 火災の早期発見及び迅速な通報に積極的に協力を求める。
- ウ 火災警報発令中における火の使用制限の徹底を図る。

(4) 山林の管理

- ア 山林所有者等に対し、防火線、防火樹帯等防火帯の常設を講ずるよう指導する。ま

- た、火災多発期における巡視等林野火災防止に努めるよう指導する。
- イ 山林における火災予防に関する基準の整備を図り、積極的に指導する。
 - ウ 円滑な消防活動に必要な防火線の役割を果たす林道の整備を推進する。
 - エ 地表火が樹幹火・樹冠火に移行するのを防ぐため、除・間伐等森林整備の適切な実施による枯損木等の除去を行う。
 - オ 地中火への移行を防止するため、下刈り、つる切り、地搔きを行い林床可燃物の堆積を抑制する。
- (5) 火入れ等に対する規制の徹底
- ア 火入れに対しては、関係法令の各規制の徹底を図る。
 - イ 森林法（昭和26年法律第249号）第21条に基づく火入れに関する許可をしたときは、消防機関との連絡の緊密化を図るものとし、いつでも、火気使用がなされるかの情報を関係機関で共有することにより、効率的かつ効果的な警戒・広報を行う。
 - ウ 火入れは、努めて火災の発生しやすい気象状況及び時期等を避けて行うよう指導する。
 - エ 火入れを行う者に対しては、火入れ地以外に火が入らぬよう消火設備、人員の確保等必要事項を遵守するよう指導する。
- (6) たき火又は喫煙の制限
- 一定の区域について又は気象状況により関係法令の規定を積極的に活用し、その行為の制限を図る。

3 初期消火体制の強化（総務課、農林課、消防本部）

- (1) 林野管理者等による自衛消防体制の整備
 - ア 当該組織による消火技術の習得
 - イ 器具の整備点検と充実強化
 - (ア) 常備されている器具の整備点検を行い、いつでも使用できる状態にしておく。
 - (イ) 林野火災は、特に初期消火が重要であり、そのためのオノ、ナタ等、必要資機材の整備充実を図る。
 - ウ 各種訓練の実施
- (2) その他の事業所及び町民に対する指導
 - ア 自主防災組織の結成及び活動強化促進
 - イ 地域における消火訓練への参加促進
 - ウ 印刷物等の配布による防災行動力の向上

4 消防力の整備（総務課、消防本部、消防団）

- (1) 林野火災対策用資機材の整備
 - 林野火災用工作機器、可搬式消火機材等の消防用機械、資機材の整備を図り、装備の近代化の充実強化に努める。
- (2) 消防施設等の整備

防火標識板等の火災予防施設や簡易防火用水等の初期消火用施設などの配備を促進する。

(3) 消防団との連携強化

消防本部と合同の林野火災防ぎょ訓練をはじめ、各種訓練を行い相互の役割分担を実践により認識し、消防団との連携強化、確立を図る。

(4) 協力体制の整備

林野火災の予防、消防活動は、林業関係者、入林入山者、その他地域住民の協力によるところが多く、特に消火活動は隣接する市町消防機関の相互援助協力によることが多いので、町は、これらの関係機関、団体等との協力体制の整備充実を図る。

ア 消防応援協定

町は、あらかじめ消防相互応援協定を締結した県下消防本部に対し、臨機に応援を得られるようにしておく。

(5) 空中消火体制の整備等

林野火災において、ヘリコプターによる上空からの消火活動は、極めて有効であり、県及び自衛隊に、火災情報を提供しつつ、空中消火体制が早期に行えるよう努める。また、その他空中からの情報収集、物資及び資機材等の搬送についても積極的に活用する。

ア 臨時ヘリポートの維持・管理等

町は、日常から臨時ヘリポートの状況を把握するとともに、関係者に対し、維持管理について依頼する。

イ 県における対応

県は、ヘリコプターによる空中消火を積極的に推進するため、ヘリコプターによる空中消火用資機材の整備、広域航空応援体制の整備等を積極的に推進する。

(6) 防災訓練の実施

町及び県は、関係機関と連携して、様々な状況を想定し、広域応援も想定した、より実践的な訓練を行う。また、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行う。

5 消防水利網の整備（総務課、消防本部）

池、河川等の消防水利について、ヘリコプターが消火用に給水できるよう確保する。

6 消防組織体制（総務課、消防本部）

(1) 消防隊の人員を多数確保し、その早期集結を図るよう努める。

(2) 多発危険期の常備体制、警戒体制の確保を図る。

(3) 林野火災の規模を考慮した消防隊の編成及びそれに対処しうる組織の確立、その適切な運営を図るよう配慮する。

※ 資料

- 1 広報車・無線搭載車の状況（資料編 11－（3））
- 2 協定及び覚書等一覧表（資料編 14－（1））

第14節 農林水産関係災害予防計画

風水害等による農林水産関係の被害の防止及び軽減を図るため、災害予防に関する技術指導等必要な対策を推進する。

《実施担当》

農林課

1 農作物対策

町及び県は、農作物が強風や豪雨などにより大きな被害を受けることが予想される場合には、防風や排水などの技術対策を事前に農家や農業団体に周知し、被害が軽減できるよう指導を行う。

2 病虫害防除対策

町及び香川県中讃農業改良普及センターは、広域的な防除組織の結成を促進し、一斉防除体制の強化を図るとともに、病虫害の異常発生などによる二次的な農作物被害の発生を防止するため、的確な防除指導や防除器具の整備、農薬の確保に努める。

3 園芸等施設対策

町及び香川県中讃農業改良普及センターは、風害、雪害等の被害を受けないよう、気象情報に留意しながら園芸等の施設の維持、補強に努めるよう指導する。

4 畜産業対策

町並びに香川県中讃農業改良普及センター及び香川県西部家畜保健衛生所は、災害に対する技術指導に努めるとともに、災害時の家畜伝染病の発生に備え防疫体制の確立に努める。

5 林業対策

町及び香川県西部林業事務所は、風水害等の災害に強い森林整備を図るため、森林の状況に応じた適時適切な保育、間伐の実施等の指導を行う。

第15節 ライフライン等災害予防計画

災害による電気、ガス、通信サービス、上下水道等のライフライン関連施設の被害を未然に防止するため、各施設毎に安全性を確保できるような技術基準等を設定するとともに、被害を最小限にとどめるためシステムの多重化、拠点の分散、代替施設の整備等の対策を実施する。

ライフライン施設の機能の確保策を講ずるにあたっては、浸水想定区域図や土砂災害警戒区域に関する情報等を活用し、大規模な風水害が発生した場合の被害想定を行い、想定結果に基づいた主要設備の風水害に対する安全性の確保、災害後の復旧体制の整備、資機材の備蓄等を行うほか、県とライフライン事業者の間で災害時連絡員を派遣する体制を整備する。

《実施担当》

建設土地改良課、香川県広域水道企業団、四国総合通信局、四国電力(株)、四国電力送配電(株)、四国ガス(株)、西日本電信電話(株)、(株)STNet、中讃ケーブルビジョン(株)

1 電気施設（四国電力(株)中讃営業所、四国電力送配電(株)丸亀事業所）

電気事業者は、災害時においても電力供給を確保するため、各設備毎に安全化対策を十分行うとともに、重要な送・配電線の2回線化等バックアップ体制の整備を図る。また、応急復旧体制の整備及び応急復旧用資機材等の確保を図るとともに、各電力会社との電力融通や相互応援体制の整備等を図る。

2 ガス施設（四国ガス(株) 丸亀支店）

ガス事業者は、ガスによる災害を防止するため、設備の安全性の強化充実を図るとともに、消費者に対して事故防止についての広報活動を行う。また、災害時の情報連絡体制及び職員の動員体制を確立するとともに、速やかに設備を復旧できるように、平時から応急復旧用資機材を備え、停電対策の整備を図る。

3 電気通信施設（西日本電信電話(株)香川支店、(株)STNet、中讃ケーブルビジョン(株)）

電気通信事業者は、災害時においても重要通信を確保するため、設備を強固にし、災害に強い信頼性の高い通信設備の設計・設置を図るとともに、主要伝送路のループ構成等バックアップ体制の整備を図る。また、復旧要員及び復旧資材等の確保を図るとともに、全国からの要員の応援体制、資材等の調達体制の確立を図る。

4 水道施設（香川県広域水道企業団）

水道事業者は、災害による施設損傷や漏水に伴う断水を最小限にとどめるとともに、漏水による浸水、水質汚染等の二次災害を防止するため、施設の安全性の強化、送水ルートへのループ化、配水管網のブロック化、長時間の停電に備えた電源の確保、応急給水・応急復旧体制の整備、他事業者との広域的な応援体制の強化、施設管理図書の整備等を図る。

5 下水道施設（建設土地改良課）

町及び県は、下水道施設について、災害による施設の損傷を最小限にとどめ、町民の衛生的な生活環境を確保するため、施設の安全強化バックアップ及び応急復旧体制の整備、施設管理図書の整備等を図る。

町（下水道管理者）は、業界団体等との協定締結などにより発災後における下水道施設の維持又は修繕に努めるとともに、災害の発生時においても下水道の機能を維持するため、必要な資機材の整備等に努める。

第16節 防災施設等整備計画

災害時における災害応急対策等の業務が迅速かつ的確に実施できるよう、気象等観測、水防、消防、通信等の施設・設備等の整備を図る。

《実施担当》

総務課、企画政策課、建設土地改良課、消防本部、琴南支所、仲南支所

1 気象観測施設等（総務課、建設土地改良課）

町、県及び関係機関は、気象、水象等の自然現象の観測又は予報に必要な観測施設・設備を整備する。

※ 資料

水位、雨量、風向、風速観測所（資料編 5－（1））

2 水防施設等（総務課）

町及び県、国は、重要水防区域、危険箇所等について具体的な水防工法を検討し、水防活動に必要な杭木、土のう袋、スコップ等の水防資機材を備蓄する水防倉庫等を整備する。

(1) 水防に必要な備蓄資材、機材

ア 水防倉庫の管理責任者は、県の水防倉庫資材備蓄基準に準じ、所要の資材、機材を常時確保する。

イ 水防倉庫の管理責任者は、毎年出水期までに資材、機材を点検し、使用又は損傷により不足を生じたときは、速やかに補充し災害に備える。

ウ 水防倉庫の管理責任者は、定期的に倉庫を巡視し、破損箇所の早期修繕に努め、資材、機材の管理に万全を期する。

※ 資料

町が管理する水防倉庫及び備蓄資材一覧（資料編 6－（6））

3 消防施設等（総務課、消防本部）

(1) 町及び消防本部は、消防ポンプ自動車等の消防用車両、消火栓、耐震性防火水槽、耐震性貯水槽等の消防水利、火災通報施設その他の消防施設・設備の整備、改善及び性能調査を実施するとともに、特殊火災に対処するため、化学車、はしご車、消火薬剤等の資機材の整備を図る。

(2) 町及び消防本部は、救助・救急活動のため、救助工作車、救急自動車、照明車等の車両及び応急措置の実施に必要な救急救助用資機材の整備に努める。

(3) 町及び消防本部は、デジタル化した消防救急無線を活用し、多様なデータ通信の実施

等により、消防救急活動の多様化を図る。

※ 資料

- 1 消防本部現勢（資料編 6－（1））
- 2 消防団現勢（資料編 6－（2））
- 3 消防水利の現況（資料編 6－（3））
- 4 消防無線通信施設・火災通報施設の現況（資料編 6－（4））
- 5 町防災無線通信施設（資料編 6－（5））
- 6 町が管理する水防倉庫及び備蓄資材一覧（資料編 6－（6））

4 通信施設等（総務課、企画政策課、琴南支所、仲南支所）

(1)町では県が設置した香川県防災行政無線により県、市、町、消防本部等と災害時における情報伝達手段を確保している。町、県及び防災関係機関は、災害時の通信連絡手段を確保するため、通信施設・設備等に関して、次の措置を講じる。

ア 防災に関する情報の収集、伝達等の迅速化を図るため、香川県防災行政無線や香川県防災情報システム等を活用し、地域、町、県、防災関係機関相互間における情報連絡網の整備を推進する。

イ 情報通信施設の風水害等に対する安全性の確保及び施設の危険分散、通信路の多ルート化、無線を利用したバックアップ対策、デジタル化の促進等による防災対策を推進し、通信連絡機能の維持向上を図る。

ウ 商用電源停電時も通信設備に支障のないように、自動起動・自動切替の非常用発電設備、無停電電源設備等の整備を図る。なお、発電設備の無給油による運転可能時間は72時間以上を目安とする。また、非常用発電設備については、実負荷運転等の災害発生を想定した実践的な保守・点検整備及び操作訓練を定期的に行う。

エ 非常通信協議会と連携し、非常通信体制の整備、有線無線通信システムの一体的運用等災害時の重要通信の確保に関する対策の推進を図る。

（注）非常通信協議会とは、関係省庁、通信関係事業者、通信関係団体等の構成により組織し、非常時における通信の円滑な運用等を図ることを目的に、中央、地方、地区に設置されている。

オ 災害に強い伝送路を構築するため、有線系・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化及び関連装置の二重化の推進を図る。特に、地域衛星通信ネットワーク等の耐災害性に優れている衛星系ネットワークについて、消防庁、県、町、消防本部等を通じた一体的な整備を図る。

カ 平常時から災害対策を重視した無線設備の総点検を定期的実施するとともに、非常通信の取扱い、機器の操作の習熟等に向け、防災関係機関等との連携による通信訓練を行う。

キ 災害時に有効な携帯電話、業務用移動通信、アマチュア無線等による移動通信系の活用体制を整備する。

ク 全国瞬時警報システム（J-ALERT）など、地域衛星通信ネットワークと町行政放送告知施設を接続すること等により、緊急地震速報等の災害情報等を瞬時に伝達するシステムの構築に努める。

ケ 衛星携帯電話の整備の推進に努める。

コ 町は、国等の補助制度を活用して、移動系無線の充実に努める。

(2)町は、災害時において迅速に被害の状況を把握するとともに、町行政放送により町民に対し災害情報・被害情報等を速やかに伝達する。また、地域衛星通信ネットワークとの接続を推進するとともに、有線系や携帯電話も含め、要配慮者にも配慮した多様な手段の整備に努める。さらに、通信各社を経由した緊急速報メールの「災害・避難情報」の提供体制を充実していく。

※ 資料

町防災無線通信施設（資料編 6－（5））

5 その他施設等（総務課、建設土地改良課）

(1)町及び県は、災害応急対策に必要な各種資機材について、あらかじめ備蓄倉庫を確保して備蓄する。

(2)県は、空中消火、被災状況等の情報収集、緊急物資の輸送等の応急対策を行うため、機動性に優れるヘリコプターを整備し、積極的に活用する。

(3)道路管理者、河川管理者等は、被災した道路、河川等の施設の応急復旧等を行うため、必要な資機材を備蓄する。

※ 資料

1 町が管理する水防倉庫及び備蓄資材一覧（資料編 6－（6））

2 災害対策用ヘリポート（臨時）（資料編 13－（1））

第17節 防災業務体制整備計画

災害時における災害応急対策等の業務が迅速かつ的確に実施できるよう、職員の非常参集体制の整備、防災関係機関相互及び民間事業者等との連携体制の強化、防災中枢機能等の確保、充実等を図る。

《実施担当》

総務課、企画政策課、消防本部、消防団

1 職員の体制（総務課、消防本部、消防団）

(1) 町及び防災関係機関は、それぞれの実情に応じて、専門的知見を有する防災担当職員の確保・育成に努めるとともに、参集基準の明確化、連絡手段の確保、参集手段の確保、迅速な安否確認等について検討を行い、職員の非常参集体制の整備を図る。特に、初動期の体制強化を図るため、初動期の災害応急対策に必要不可欠な職員については、待機宿舎の確保、町庁舎と至近距離に居住する職員から、あらかじめ指名し、緊急に自主参集するなど参集を容易にするための措置を検討する。また、必要に応じて、災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理した応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに訓練・研修を行い、活動手順、資機材や装備の使用方法等の習熟、他機関等との連携について徹底を図る。

ア 配備基準（第3章第1節活動体制計画参照）

イ 連絡手段（ ” ）

（ア）勤務時間内

（イ）勤務時間外

ウ 参集手段の確保（第3章第1節活動体制計画参照）

(2) 町及び県は、応急対策全般への対応力を高めるため、国の研修機関等の研修制度、大学の防災に関する講座等との連携等により、人材の育成を図るとともに、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平常時から構築することに努める。また、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、退職者の活用や民間の人材の任期付き雇用等の人材確保方策をあらかじめ整えるよう努める。

2 防災関係機関相互の連携体制（総務課、消防本部、消防団）

(1) 災害時には防災関係機関相互の連携が重要となるため、各機関において応急活動及び復旧活動に関し、相互応援の協定を締結するなど平常時から連携を強化しておく。なお、相互支援体制や連携体制の整備にあたっては、実効性の確保に留意するものとする。

また、機関相互の応援が円滑に行えるよう、ヘリポート等の救援活動拠点の確保及び活動拠点に係る関係機関との情報共有に努めるとともに、消防防災ヘリ、警察ヘリなど災害時のヘリコプターの利用についてあらかじめ協議しておく。

(2) 町は、知事と町長とのホットラインによる緊急連絡体制を構築する。また、町は、県

への応援要求が迅速に行えるよう、あらかじめ県と要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、実効性の確保に努め、必要な準備を整えておく。

- (3) 町及び県は、相互応援協定の締結にあたっては、近隣の地方公共団体や関係機関等に加えて、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体との間の協定や広域的な連携に関する協定の締結に努めるなど迅速に被災地域への支援や避難ができる体制を整備するものとする。
- (4) 町、県及び防災関係機関は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受けることができるよう、応援計画や受援計画の策定に努め、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について必要な準備を整えるものとする。
- (5) 警察本部は、災害警備部隊の実践的な訓練等を通じて、迅速かつ的確な救出・救助体制の整備を図る。
- (6) 町は、近隣市町及び県内市町と締結した消防の応援協定に基づいて、消防相互応援体制の整備に努めるとともに、緊急消防援助隊による人命救助活動等の支援体制の整備に努める。
- (7) 町及び県は、大規模災害の発生において、市町間の応援・協力活動等が迅速かつ円滑に行われるように、あらかじめ県内全市町が参加する応援協定を締結するなど、連携の強化を図り、全県的な相互応援体制を整備するものとする。
- (8) 町は、知事に対する自衛隊への派遣要請の要求が迅速に行えるよう、あらかじめ、要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法等を取り決めておく。また、いかなる状況において、どのような分野（水防、救助、応急医療等）について派遣要請を行うのか、平常時からその想定を行う。

3 民間事業者との連携

町及び県は、災害発生時に迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるよう、民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務については、あらかじめ民間事業者との間で協定を締結しておくなど、民間事業者のノウハウや能力等を活用するものとする。なお、協定締結などの連携強化にあたっては、訓練等を通じて、発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保に留意するものとする。

また、燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材について、地域内の備蓄量、供給事業者の保有量を把握したうえで、不足が懸念される場合には、民間事業者との連携に努めるものとする。

4 業務体制の構築

町は、躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体

制の構築に努める。

5 消防団等の活性化（総務課、消防本部、消防団）

地域に密着した防災機関としての消防団は、消火、水防活動のみならず多数の動員を必要とする大規模災害時の救助救出活動、避難誘導等、防災活動に大きな役割が期待されていることから、町は、装備の充実、団員の確保対策、知識技術の向上対策等を推進し、消防団の強化、活性化を図る。

水防団、水防協力団体についても、防災活動に大きな役割が期待されることから、その育成強化を図る。

6 防災中枢機能等の確保、充実（総務課）

町は、それぞれの防災中枢機能を果たす施設、設備の充実、浸水対策等の強化及び非常用電源や非常用通信手段の整備と、総合的な防災機能を有する拠点施設の整備点検に努める。

また、停電や燃料不足により災害対応に支障を来たすことがないように、電気事業者と災害時における電力の優先供給先の調整を行うほか、非常用電源の運転や公用車両等に必要な燃料供給等について、あらかじめ協定を締結するなど、関係業界の協力を得て、調達の確保を図る。

7 基幹情報システムの機能確保（企画政策課）

町は、自らが管理する情報システムの安全対策を実施する。これに対して、県は助言を行うものとする。

8 広域防災活動体制の整備

(1) 町及び県は、大規模災害時における消防、警察及び自衛隊の応援部隊の活動に必要な活動拠点について、関係機関との調整のうえ、あらかじめ活動拠点候補地としてリスト化し、発災時の被害状況に応じた、迅速な活動拠点の決定に備えることとする。

(2) 町及び県は、防災機能を有する道の駅を地域の防災拠点として位置付け、その機能強化に努めるものとする。

9 複合災害への対応

(1) 町、県及び防災関係機関は、複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）の発生可能性を認識し、備えを充実するものとする。

(2) 町、県及び防災関係機関は複合災害が発生した場合、それぞれの災害に対して、災害対応にあたる要員、資機材等の望ましい配分ができない可能性に留意したうえで、外部からの支援を要請することも含め、要員・資機材の投入判断を行うことを対応計画

にあらかじめ定めるよう努めるものとする。

- (3)町、県及び防災関係機関は、様々な複合災害を想定した机上訓練を行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努めるものとする。さらに、地域特性に応じて、発生可能性が高い複合災害を想定し、要員の参集、合同の災害対策本部の立ち上げ等の実働訓練の実施に努めるものとする。

※ 資料

協定及び覚書等一覧表（資料編 14－（1））

第18節 保健医療救護体制整備計画

災害時において迅速な保健医療活動を行い人命の安全を確保するため、救護所の設置、医療救護班の編成、後方医療機関の選定、医薬品等の確保等、保健医療救護体制の整備を図る。

《実施担当》

健康増進課、消防本部、仲多度郡・善通寺市医師会、薬剤師会善通寺仲多度支部、仲多度郡歯科医師会

1 初期医療体制の整備（健康増進課、仲多度郡・善通寺市医師会、仲多度郡歯科医師会）

(1) 町は、応急救護所の設置、医療救護班の編成、出動等に関する体制を整備するとともに、自主防災組織による軽微な負傷者等に対する応急救護や救護班の活動支援等の自主救護体制を確立させる。

(2) 関係機関は、町の医療救護を応援、補完するため、災害派遣医療チーム（DMAT）や広域医療救護班の編成、派遣等の体制を整備するとともに実践的な訓練等を通じて対応能力の向上に努める。

(3) 応急救護所

応急救護所は、重症患者・中等症患者の応急処置、軽症者に対する処置を行う。

ア 設置及び組織

町が診療所又は避難所として指定した学校等のうちから当該管理者とあらかじめ協議して応急救護所を設置する施設を指定する。

町は、医師、看護師及び補助者の配置について地元医師会等とあらかじめ協議して定める。

イ 施設設備

(ア) 既存の診療所を活用するほか耐震診断が実施され安全が確認されている学校校舎の一部又は運動場等に設置するテント等とする。

(イ) 応急救護所の設置は、おおむね次のとおりとする。

a テント：4方幕付鉄骨テント 6坪用（19.8㎡）

b 救護用医療機器：創傷セット、熱傷セット、補充用セット、蘇生器

c ベッド等：折りたたみベッド、担架、発電機（2kw 照明用）、病衣、雑備品

d 応急救護所における給食・給水等については、避難所にかかる措置とあわせて行う。

2 後方医療体制等の整備（健康増進課、仲多度郡・善通寺市医師会、仲多度郡歯科医師会）

(1) 町及び県は、救護所における救護班で対応できない負傷者等を收容するため、後方医療機関として救護病院や広域救護病院の確保を図る。

(2) 県は、災害時において県下の緊急医療体制の中心となる災害拠点病院を指定し、これらの病院の施設、設備の充実に努めるとともに、食料、飲料水、医薬品、非常電源用燃料の備蓄等の促進を図る。

(3) 救護病院

救護病院は、重症患者の処置と収容を行うほか中等症患者の受入と処置、軽症者に対する処置を併せて行う。

ア 設置及び組織

(ア) 町は、一般病床を有する既存の病院で2次救急医療に担当する医療活動が期待できる病院のうちから救護病院として、当該病院の管理者とあらかじめ協議して指定する。

(イ) 組織は、既存病院の組織をもってあてる。

(ウ) 町は、救護病院の医療スタッフについて当該管理者とあらかじめ協議して掌握する。

イ 運営

救護病院の管理者は、あらかじめ医療従事者の集合方法、役割、ローテーション、施設設備の利用方法等の医療救護活動に関する計画を作成する。

ウ 施設設備

救護病院の施設設備は、救護病院となる病院が現に有するものを使用する。なお、医薬材料、給食、給水等については、町が当該病院の管理者と協議し、あらかじめ備蓄する等の計画的な措置を講ずる。

3 患者等搬送体制の確立（健康増進課、消防本部、仲多度郡・善通寺市医師会、薬剤師会善通寺仲多度支部、仲多度郡歯科医師会）

(1) 患者搬送

後方医療機関への搬送は、ヘリコプターの活用を含めた適切な搬送体制を確立する。

(2) 医療救護班の搬送

医療救護班の搬送は、原則として、町が調達する車両等で行う。

(3) 医薬品等物資の搬送

医薬品等の受入及び救護所等への配送供給体制を確立する。

4 医薬品等の確保（健康増進課、薬剤師会善通寺仲多度支部）

薬剤師会善通寺仲多度支部は、協定により、災害等の緊急時における救護活動に必要な災害用医薬品を備蓄する。

5 広域的医療体制の整備（健康増進課、消防本部）

県は、被災地の医師、医薬品、医療資機材の不足等の救護需要に対して、県内他地域又は県外から医療協力を得るため、地域と連携した救護班の派遣調整等を行う体制や人材の

確保に努めるなど、救護班の受入、患者の搬送、連絡体制等について調整、整備を行う。

町は、国、県、医療機関と連携して、災害時に医療施設の診療状況等の情報を迅速に把握するため、広域災害・救急医療情報システムの活用の促進に努める。

【広域救護病院】

(令和3年4月1日現在)

地区	施設名	病床数	所在地	電話番号
中 讃	四国こどもとおとなの医療センター★	689	善通寺市仙遊町 2-1-1	0877-62-1000
	香川労災病院★	404	丸亀市城東町 3-3-1	0877-23-3111
	県立丸亀病院	215	丸亀市土器町東 9-291	0877-22-2131
	坂出市立病院	194	坂出市 寿町 3-1-2	0877-46-5131
	滝宮総合病院	191	綾川町滝宮 486	087-876-1145
	坂出聖マルチン病院	196	坂出市谷町 1-4-13	0877-46-5195
	回生病院★	397	坂出市室町 3-5-28	0877-46-1011

(注) ★は、DMAT指定病院及び災害拠点病院

6 ライフラインの確保（健康増進課、消防本部、仲多度郡・善通寺市医師会、薬剤師会善通寺仲多度支部、仲多度郡歯科医師会）

保健医療救護活動に必要な上水道、電力、ガス等のライフラインの停止による医療機能の大幅な低下に備え、対策を講じるよう努める。

※ 資料

救護病院一覧表（仲多度郡・善通寺市医師会 会員医療機関）（資料編 7 - (1)）

第19節 緊急輸送体制整備計画

人命の救助や生活物資、資機材の輸送等の災害応急対策活動に必要な輸送路の確保のため、緊急輸送路の指定・整備、道路交通管理体制の整備等を推進する。

《実施担当》

総務課、建設土地改良課

1 緊急輸送路の指定等

(1) 県等

県は、関係機関と協議し、災害時の緊急輸送活動のために、事前に緊急輸送路（道路、港湾、空港等）を指定するものとする。

町及び県は、県が指定した緊急輸送路の周知に努めるとともに、それぞれが管理する施設について、災害に対する安全性確保のため必要な整備を行うとともに、応急復旧用資機材等を確保し、施設を適切に管理するものとする。

ア 道路

(ア) 第1次輸送確保路線（広域的な輸送に必要な主要幹線道路）

(イ) 第2次輸送確保路線（町役場等の主要な防災拠点と接続する幹線道路）

(ウ) 第3次輸送確保路線（第1次・第2次輸送確保路線を補完する道路）

イ 港湾

(ア) 防災機能強化港（救助、輸送活動等を行う港湾）

高松港、坂出港、三本松港、津田港、坂手港、土庄港、宮浦港、丸亀港、詫間港、観音寺港において、地震災害時等の町民の避難、物資の応急輸送に供するため、耐震強化岸壁等の整備を行うものとする。

(イ) 連絡道路（防災機能強化港と輸送確保路線を結ぶ道路）

ウ 空港

救助、輸送活動等を行うため拠点となる空港

(2) 町（建設土地改良課）

町は、県、県警察及び道路管理者と協議して、県の緊急交通路と災害時用臨時ヘリポート、医療機関及び避難所等を連絡する緊急輸送路を指定し、その周知に努める。

道路管理者は指定された緊急輸送路を整備するとともに、平常時からその安全性を十分に監視及び点検するとともに、災害時の通行支障に関する情報の収集体制や応急点検体制を整備する。

2 物資輸送体制の整備

町は、二次（地域）物資拠点から各指定避難所までの物資の輸送体制を整備する。

3 道路交通管理体制の整備（建設土地改良課）

- (1) 道路管理者及び警察本部は、災害時における広域的な交通管理体制の整備を図るとともに、信号機、情報板等の道路交通関連施設について、耐久性等の確保と倒壊、破損等に備えた応急復旧体制の確立を図る。
- (2) 道路管理者は、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行う。
- (3) 警察本部は、交通規制が実施された場合の車両の運転手の義務等について周知を図るとともに、災害時の交通規制を円滑に行うため、警備業者等との間に交通誘導の実施等応急対策業務に関する協定等を締結しておく。

4 民間事業者との連携（総務課）

- (1) 町及び県は、緊急輸送が円滑に実施されるよう、あらかじめ運送事業者等と協定を締結するなど体制の整備を図る。
- (2) 町及び県は、物資の輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設の把握に努め、必要に応じ、緊急輸送に係る調整業務等への運送事業者等の参加、物資の輸送拠点における運送事業者等を主体とした業務の実施、物資の輸送拠点として運送事業者等の施設を活用するための体制整備を図る。

5 緊急通行車両の事前届出（総務課）

警察本部は、災害時における確認事務の省力化、効率化を図り、緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、緊急通行車両の事前届出制度を行う。

町及び関係機関は、災害時の応急対策活動が円滑かつ迅速に実施できるように、町所有車両を緊急通行車両として琴平警察署を経由して、県公安委員会へ事前届出し、「緊急通行車両事前届出済証」の交付を受けて災害に備える。

町及び県は、あらかじめ協定等を締結している民間事業者等に対して当該制度の周知を行うとともに、自らも当該制度を積極的に利用するなど、その普及を図る。

(1) 対象車両

次のいずれにも該当する車両であること。ただし、道路交通法第 39 条第 1 項に規定する緊急自動車を除く。

- ア 防災計画に基づき、災害応急対策を実施するための車両
- イ 指定行政機関等の保有・契約車両又は災害発生時の調達予定車両
- ウ 使用の本拠の位置が香川県内にある車両

(2) 届出済証の返還

次の場合、速やかに琴平警察署長を経由して届出済証を返還する。

- ア 届出済証の交付を受けた車両が、緊急通行車両として使用する車両に該当しなくなったとき。
- イ 当該車両が廃車となったとき。
- ウ その他緊急通行車両としての必要がなくなったとき。

※ 資料

- 1 緊急輸送路（資料編 11－（1））
- 2 自動車の保有状況（資料編 11－（2））
- 3 緊急用車両一覧表（資料編 11－（4））

第20節 避難体制整備計画

家屋の倒壊、焼失やライフラインの途絶等の被害を受けた被災者、延焼拡大やがけ崩れ等の危険の迫った地域の町民等に迅速かつ安全な避難を実施するため、指定緊急避難場所、指定避難所及び避難路の確保並びに避難情報発令基準等の策定を行い、町民に対して周知徹底を図る。

浸水想定区域については、指定の区域ごとに、洪水予報等の伝達方法や、避難所等、要配慮者が利用する施設で、洪水時の円滑な避難の確保が必要と認められる施設について、町民の周知徹底を図る。

《実施担当》

総務課、福祉保険課、健康増進課、学校教育課、建設土地改良課、消防本部、消防団

1 指定緊急避難場所の指定、整備（総務課）

町は、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害等を踏まえ、公園、学校等の公共施設等を対象に、災害の危険が切迫した緊急時における町民等の安全な避難先を確保するため、洪水等の災害種別に応じて、災害の危険が及ばない場所又は施設を、管理者の同意を得たうえで、指定緊急避難場所として指定するとともに、施設の開放を行う担当者をあらかじめ定める等、管理体制を構築しておく。

町は、指定緊急避難場所を指定するにあたり、被災が想定されない安全区域内に立地する施設等又は安全区域外に立地するが災害に対して安全な構造を有し、想定される洪水等の水位以上の高さに避難者の受入部分及び当該部分への避難経路を有する施設であって、災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制等を有するものを指定する。

また、町は、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町に設ける。

町及び県は、必要に応じて指定避難所等の開錠・開設を自主防災組織で担う等、円滑な避難のため、自主防災組織等の地域のコミュニティを活かした避難活動を促進する。

2 指定避難所の指定、整備（総務課）

町は、避難者を収容するため、地域の人口、地形、災害に対する安全性等を考慮して、あらかじめ公民館、コミュニティセンター、学校等公共的施設等について、その管理者の同意を得たうえで、被災者が避難生活を送るための指定避難所として指定するものとし、既存の避難用の建物等について必要に応じて補強、補修等を行い、避難活動が円滑かつ安全に行えるよう努める。

町は、指定避難所を選定するにあたり、被災者を滞在させるために、必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な

場所にあるものを指定する。

また、町は、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町の協力を得て、指定避難所を近隣市町に指定する。さらに、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策として、指定避難所の収容人数を考慮し、過密抑制のため、可能な限りより多くの避難所の確保に努め、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討するよう努めるものとする。

町は、要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるもの等を指定する。

指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができるものとする。指定緊急避難場所を兼ねる指定避難所については、特定の災害では当該施設に避難することが不適當である場合があることを日頃から町民等へ周知することに努める。

町は、学校を指定避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮し、指定避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等と調整を行う。

町は、指定管理施設を指定避難所として指定する場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努める。

指定避難所については、あらかじめ、必要な機能を整理し、貯水槽、仮設トイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、通信機等のほか、要配慮者が安心して避難所生活ができる施設・設備、行政放送告知施設・テレビ・ラジオ等災害情報の入手に必要な機器等の整備を図る。さらに、公民館や体育館では、それぞれの配慮者に対して区切りをするなど、施設の状況を考慮した整備に努める。

また、指定避難所又はその近傍で、地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、非常用電源、常備薬、マスク、体温計、消毒薬剤、炊出し用具、毛布等避難生活に必要な物資等の備蓄に努める。

また、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努めるものとする。

3 避難路の選定等（総務課、建設土地改良課）

避難路は、市街地火災時に避難者が広域避難場所に避難するための道路及び緑地であり、災害時の避難者の安全な通行の確保のため、十分な幅員があること、沿道の建築物の状況も踏まえた火災の延焼、車両の通行量や緊急車両の活動、浸水、がけ崩れ等の危険がないこと等を考慮して、次のような規模・構造により複数ルートを選定するとともに、火災危険性の高い市街地では沿道不燃化の適切な対策に努める。また、既存の避難用の道路等について必要に応じて補強、補修等を行い、避難活動が円滑かつ安全に行えるよう努める。

【避難路の規模・構造】

広域避難場所又はこれに準ずる安全な場所へ通ずる道路であって、次のいずれかに該当するもの。

ア 幅員が5 m以上の道路

イ 沿道市街地の土地利用の状況その他の事情を勘案して、災害時における避難上必要

な機能を有すると認められる道路

4 指定緊急避難場所等の明示（総務課）

町は、指定緊急避難場所等を指定して誘導標識を設置する場合は、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した指定緊急避難場所等であることを明示するよう努める。

県及び町は、災害種別一般図記号を使った指定緊急避難場所等の標識の見方に関する周知に努めるものとする。

5 避難情報発令基準等の策定（総務課、学校教育課）

災害時に適切な避難が行えるよう、避難情報を発令する基準及び伝達内容、伝達方法、誘導方法、指定避難所の管理運営方法等を策定しておく。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、河川洪水とため池氾濫の同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。特に、避難指示を行う基準や伝達内容・方法については、国により示されたガイドラインを参考に、必要に応じて見直し等を行う。

町は高松地方気象台や香川河川国道事務所等の国の機関や県から、避難情報の発令基準の策定について、支援及び助言を求められることができるよう、連絡調整窓口、連絡方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておく。また、町は、国、県の関係機関との間で連絡を密に取り合い、ホットラインを構築するなど、日頃からの連絡体制を確立しておく。

豪雨時等における浸水想定区域、土砂災害警戒区域等に対しては、高齢者等避難等について、避難すべき区域や判断基準、伝達方法等を策定し、避難所、避難路を指定して日頃から町民への周知徹底に努める。

町は、避難指示のほか高齢者等の避難行動に時間を要する避難行動要支援者等に対して、その避難支援対策と対応しつつ、早めの段階での避難行動の開始を求める高齢者等避難、また既に災害が発生している状況であり、命を守るための最善の行動を促す緊急安全確保の発令基準の設定を図る。

町職員は、高齢者等避難発令時において要配慮者に避難開始を伝達する。

6 避難計画等の策定（総務課）

町は、あらかじめ、自主防災組織と連携して、災害発生現象の態様及び地域の特性に応じた避難計画を作成する。

当該避難計画には、町が行う高齢者等避難等の発令等の基準、指定緊急避難場所・指定避難所その他避難のために必要な事項を定める。なお、避難時の周囲の状況等により、屋内にとどまっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、「近隣の安全な場所」への移動又は「屋内安全確保」等の安全確保措置を講ずべきことを促すことにも留意する。

町は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における指定避難所の運営について、あらかじめ、指定避難所の所有者又は管理者及び自主防災組織と連携して、衛生、プ

ライバシー保護その他の生活環境に配慮した行動基準を作成する。

また、令和2年における新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、避難所における3密の回避や生活環境の確保、開設時の感染症対策を推進し、県はこれを支援する。

上記避難計画及び行動基準については、自主防災組織及び関係機関と連携して町民への周知を行う。

7 避難所運営マニュアルの運用（総務課）

町は、関係機関、自主防災組織、防災ボランティア及び避難所運営について知識を有した外部支援者等の協力を得て、避難所の運営が円滑かつ統一的に行えるよう、あらかじめ、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に避難所運営に関与する体制へ早期に移行することを基本とする、全体的な考え方としての避難所運営マニュアルを、令和2年4月に作成している。

また、町避難所運営マニュアル等を参考に、町は地区住民等と連携を図り、順次、地区防災計画及び臨時避難所マニュアルの作成を進めており、引き続き町内全地区の地区防災計画及び臨時避難所マニュアルの作成・運用に努めていくものとする。

なお、マニュアルの作成、訓練等を通じて、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努める。町民等への知識等の普及にあたっては、町民等が主体的に避難所を運営することが望ましいことについて啓発に努める。

8 避難に関する広報（総務課）

指定緊急避難場所及び指定避難所、避難路、避難方法、高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保の意味合い、指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定がなされていること及び避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであること等、浸水想定区域内に主として要配慮者が利用する施設で当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にはこれらの施設の名称及び所在地等について、避難所等の表示板や誘導用の標識板等の設置、広報紙や防災マップ等の配布、防災訓練等の実施等を通じて、町民に周知徹底を図る。

避難に関する情報の伝達方法については、多様な手段を検討し、整備に努める。避難指示等については、県防災情報システムの防災アプリ及び防災情報メールを伝達手段の一つとすることとし、町民に対しては事前に防災アプリのダウンロード及びメール配信希望の登録をするよう積極的に呼びかけるとともに、通信各社を経由した緊急速報メールの「災害・避難情報」の提供体制を充実していく。

さらに、指定避難所において負傷者等の情報を収集し、家族等からの問合せに対する回答が行える体制の整備に努める。

また、町外に避難する被災者に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け渡すことができるよう、被災者の所在地等の情報を避難元と避難先の市町村が共有する仕組みの円滑な運用・強化に努める。

町は、指定緊急避難場所や指定避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受入れる方策について定めるよう努め、これを周知するものとする。

9 防災上重要な施設の避難計画（健康増進課、学校教育課、消防本部、福祉保険課）

学校、病院その他多数の者を収容する施設及び福祉関係施設管理者は、それぞれの施設、地域の特性を考慮し、あらかじめ避難計画を作成し関係職員等に周知するとともに、訓練等を実施するなど、避難について万全を期す。

10 要配慮者への対応（福祉保険課、学校教育課、消防本部、消防団）

要配慮者を適切に避難誘導するため、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、関係団体、福祉事業者等の多様な主体の協力を得ながら、平常時から、要配慮者に関する情報を把握のうえ、関係者との共有に努め、情報伝達体制、避難支援体制を整備するとともに、避難訓練の実施に努める。

また、避難行動要支援者名簿については、名簿の作成に必要な個人情報の利用が可能となるよう個人情報保護条例との関係を整理するとともに、名簿の活用に関して平常時と災害発生時のそれぞれについて避難支援者に情報提供を行うための体制を整備する。

町、消防団、自主防災組織は、ハザードマップも活用しつつ、病院、社会福祉施設、近隣ビルの高所等の避難所（一時的な避難所を含む。）への活用を促進し、要配慮者の避難行動時間の短縮及び避難支援者への負担軽減を図る。

また、町は、福祉関係者等の協力も得つつ、避難所における介護・ケアなどの支援活動を充実させるため、広域的な派遣体制づくりも含めた人員確保や、障がい者等の要配慮者専用の避難所設置についての検討を行う。

11 帰宅困難者への対応（総務課、消防本部、消防団）

町及び県は、あらかじめ、災害発生現象のために帰宅することが困難となり、又は移動の途中で目的地に到達することが困難となった者（以下「帰宅困難者」という。）の発生による混乱を防止し、安全な帰宅を支援するための対策の推進に努める。

12 児童生徒等への対応（学校教育課）

町及び県は、学校等が保護者との間で、災害発生時における児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールをあらかじめ定めるよう促すものとする。

また、町は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時におけるこども園等の施設と町との間、施設間の連絡・連携体制の構築に努める。

13 土砂災害対策（総務課、建設土地改良課、消防本部、消防団）

町は、土砂災害警戒区域内等に要配慮者利用施設がある場合には、当該施設の利用者の円滑な警戒避難が行われるよう、土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達に関する事

項を定めるとともに、必要な事項を町民に周知させるため、これら事項を記載した印刷物の配布やその他の必要な措置を講じる。

また、土砂災害警戒区域内にあり、町地域防災計画に名称等を定められた要配慮者利用施設の所有者等は、避難確保計画を作成し、この計画を町に報告するとともに、当該計画に基づき、避難訓練を実施する。

14 孤立地域への対応（総務課、消防本部、消防団）

町は、孤立のおそれがある集落の実態把握に努め、通信手段の確保、救助救援体制の整備、備蓄等の対策を推進する。

15 河川災害対策（総務課、消防本部、消防団）

町は、浸水想定区域内に要配慮者が利用する施設がある場合には、必要な事項を町民に周知させるため、これら事項を記載した印刷物の配布やその他の必要な措置を講じる。

また、浸水想定区域内にあり、町地域防災計画に名称等を定められた要配慮者利用施設の所有者等は避難確保計画を、大規模工場の所有者等は浸水防止計画を作成し、この計画を町長に報告するとともに、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練を実施する。

16 福祉避難所（二次的な避難施設）の選定（福祉保険課）

町及び関係機関は、県と連携を図りながら、社会福祉施設、公共宿泊施設等の管理者との協議により、要援護高齢者、障がい者等が相談等の必要な生活支援が受けられるなど、安心して生活ができる体制を整備した、福祉避難所(二次的な避難施設)の選定に努める。

(1) 福祉避難所の選定

福祉避難所は、既存の社会福祉施設等の中から選定する。

(2) 人材の確保

社会福祉施設管理者は、要援護高齢者、障がい者等の相談や介助等の支援対策が円滑に実施できる人材の確保に努める。

※ 資料

- 1 浸水想定区域内のアンダーパス一覧（資料編 3－（8））
- 2 浸水想定区域内の災害時要配慮者利用施設一覧（資料編 3－（9））
- 3 避難収容関係（資料編 12－（1）～（5））

第21節 食料、飲料水及び生活物資確保計画

住宅の被災等による食料、飲料水及び生活物資の喪失、ライフラインや流通機能の一時的な停止等が起こった場合、被災者への生活救援物資の迅速な供給を行うため、物資等の備蓄や調達体制の整備を図る。

《実施担当》

総務課、香川県広域水道企業団

1 食料の確保（総務課）

町及び県は、食料について、乳アレルギー等の食物アレルギーへの対応や特別な配慮を要する避難者向けの物資も含め、災害時に提供可能な在庫状況の確認を行うとともに、関係業界等とあらかじめ協定を締結するなどして、調達の確保を図る。なお、平時から、訓練等を通じて、運送手段等の確認を行うとともに、協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努めるものとする。

県は、米穀について、農林水産省の災害救助用米穀の供給制度を活用し、確保する。

また、被害を想定し、外部支援の時期や孤立が想定されるなど地域の地理的条件や過去の災害等も踏まえて、食料等の確保目標を設定し、あらかじめ備蓄倉庫を確保して備蓄及び物資調達・輸送調整等支援システムを活用した在庫状況の登録に努めるとともに、輸送方法等の輸送体制の整備を図る。その際、燃料不足により支障が生じることのないよう、必要な燃料供給等について、あらかじめ協定を締結するなど、関係業界の協力を得て調達の確保を図る。

2 飲料水の確保（総務課、香川県広域水道企業団）

水道事業者は、給水関連施設の災害に対する安全性の確保を推進するとともに、災害時の応急給水に必要な要員の確保や給水タンク、給水車、浄水器等の給水資機材の整備を図る。

水道事業者は、飲料水について、災害時に提供可能な在庫状況の確認を行うとともに、関係業界等とあらかじめ協定を締結するなどして、調達体制の整備を図る。なお、平時から、訓練等を通じて、運送手段等の確認を行うとともに、協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努めるものとする。

また、被害を想定し、外部支援の時期や孤立が想定されるなど地域の地理的条件や過去の災害等も踏まえて、飲料水の確保目標を設定し、あらかじめ備蓄倉庫を確保して備蓄及び物資調達・輸送調整等支援システムを活用した在庫状況の登録に努めるとともに、輸送方法等の輸送体制の整備を図る。その際、燃料不足により支障が生じることのないよう、必要な燃料供給等について、あらかじめ協定を締結するなど、関係業界の協力を得て調達の確保を図る。

3 生活物資の確保（総務課）

町及び県は、被害を想定し、外部支援の時期や孤立が想定されるなど地域の地理的条件や過去の災害等も踏まえて、生活物資の確保目標を設定し、あらかじめ備蓄倉庫等を確保して毛布、日用品等の備蓄及び物資調達・輸送調整等支援システムを活用した在庫状況の登録に努めるとともに、輸送方法等の輸送体制の整備を図る。その際、燃料不足により支障が生じることのないよう、必要な燃料供給等について、あらかじめ協定を締結するなど、関係業界の協力を得て調達の確保を図る。

また、災害時に生活物資が円滑に確保できるよう、関係業界等に協力を依頼するとともに、主要な供給先との供給協定の締結に努める。なお、平時から、訓練等を通じて、運送手段等の確認を行うとともに、協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努めるものとする。

生活物資の備蓄については、それぞれの世代や男女のニーズの違いなど、あらゆる視点にたって配慮するものとする。

4 町民による備蓄

町民は、防災の基本である「自らの身は自らで守る」という原則に基づき、災害時に備え、食料や飲料水（1人1日3リットルを基準とする。）等の家庭備蓄を最低でも3日分、できれば1週間分程度備蓄するように努める。

また、避難するときに持ち出す最低限の食料及び飲料水、生活用品についても、併せて準備しておくよう努める。

5 物資の集積拠点の指定（総務課）

町は、一次（広域）物資拠点等からの緊急物資等（医薬品等を含む。）の受入、一時保管、仕分け及び各指定避難所への物資輸送等を行うため、公共施設、広場等を二次（地域）物資拠点としてあらかじめ指定し、その情報を物資調達・輸送調整等支援システムに登録しておく。

※ 資料

給水用車両、器具等保有状況（資料編 9－（1））

第22節 文教災害予防計画

学校その他の教育機関（以下「学校等」という。）の幼児、児童、生徒、教職員等の生命、身体の安全を図り、学校等の土地、建物その他工作物（以下「文教施設」という。）及び設備を災害から守るため、防災体制の整備、訓練の実施、文教施設等の点検、整備等を行うとともに、文化財の保護対策を推進する。

《実施担当》

学校教育課、消防本部、生涯学習課

1 学校等における防災対策

校長等は、災害に備えて、町又は県の指導により、次の措置を講じる。

(1) 防災体制の整備

ア 災害時において、迅速かつ適切な対応を図るため、災害に備えて、教職員等の役割の分担の明確化、相互の連携等について、組織の整備を図る。また、指定避難所に指定されている学校については、町の防災担当部局と連携し、指定避難所開設時の協力体制の確立に努める。

イ 学校等の立地条件等を考慮し、災害時の応急対策計画を作成するとともに、指導の方法や内容等について、明確な計画を立てておく。

ウ 災害時の事前措置・事後措置及び保護者との連絡方法等を検討し、その周知を図る。

エ 教育委員会、警察署、消防署及び保護者への連絡網を作成するとともに、協力体制を確立する。

オ 勤務時間内外における所属職員への連絡先や非常招集の方法を定め、職員にその周知を図る。

(2) 防災教育の実施

児童生徒等の安全と家庭への防災意識の普及を図るため、学校における体系的な防災教育に関する指導内容の整理、防災教育のための指導時間の確保など防災教育の充実に努める。また、学校において外部の専門家や保護者等の協力の下、防災に関する計画やマニュアルの策定に努める。

(3) 防災上必要な訓練の実施

児童生徒等及び教職員の防災に対する意識の高揚を図り、災害時に適切な行動がとれるよう、情報の伝達、避難、誘導等防災上必要な計画を立てるとともに、実践的な訓練を行う。

(4) 登下校時の安全確保

登下校時の児童生徒等の安全を確保するため、災害発生時における児童生徒等の保護者への引渡に関するルールをあらかじめ定めるよう努め、安全な通学路や児童生徒等の誘導方法、保護者との連携方法等危険回避の方法と併せて、児童生徒等、保護者、

関係機関等に周知徹底を図る。

(5) 学校以外の教育機関の防災対策

災害時において、迅速かつ適切な対応を図るため、災害に備えて職員の任務の分担、連携等について組織の整備を図るとともに、職員の防災に対する意識の高揚を図り、災害時に適切な行動がとれるよう、情報の伝達、避難、誘導等防災上必要な計画を立てるとともに実践的な訓練を行う。

2 文教施設等の点検、整備

町は、文教施設、設備を災害から守るため、定期的に点検を行い、危険箇所又は要補修箇所の早期発見に努めるとともに、これらの改善を図る。また、被災したときに備えて、施設、設備の補修、補強等に必要な資機材を整備する。

3 文化財の保護

町及び県は、文化財の被害の発生及び拡大を防止するため、文化財の適切な保護・管理体制を確立するとともに、自動火災報知設備、消火器、消火栓、貯水槽、防火壁等の防災施設の整備を促進する。

第23節 ボランティア活動環境整備計画

災害時におけるボランティア活動が円滑かつ効果的に行えるよう、ボランティアの自主性を尊重しつつ、平常時から関係団体と連携し、ボランティアの登録、支援体制の整備等、活動環境の整備を図る。

《実施担当》

福祉保険課、町社会福祉協議会

1 協力体制の確立

町及び県は、香川県社会福祉協議会、町社会福祉協議会、日本赤十字社香川県支部、NPO・ボランティア等と連携し、平常時から当該団体の活動支援やリーダーの育成を図るとともに、災害時においてボランティア活動が円滑に行われるよう、連携体制の確立に努める。

2 ボランティア活動の啓発等

町及び県は、関係団体と連携し、ボランティア活動への町民の積極的な参加を呼びかけるため、ボランティア活動の情報提供や活動推進のための広報、啓発等に努める。

また、香川県社会福祉協議会、町社会福祉協議会、日本赤十字社香川県支部、NPO・ボランティア等との連携により、災害時においてボランティア活動の受入や調整を行う体制、ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進する。

そのほか、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するように努め、地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、ボランティア活動の環境整備に努める。

3 防災ボランティアの登録等

日本赤十字社香川県支部において、災害救援のボランティア活動に参加協力する団体及び個人を赤十字防災ボランティアとして、事前登録するとともに、必要な研修、訓練を行う。

第24節 要配慮者対策計画

要配慮者に対し、災害時に迅速かつ的確な対応を図るため、早めの段階で避難行動を開始することを求める高齢者等避難の伝達はもとより、要配慮者の状態に配慮した体制を整備する。

また、防災知識の普及、訓練を実施するに際しても、地域において要配慮者を支援する体制の整備とともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するように努める。

《実施担当》

総務課、福祉保険課、住民生活課、企画政策課、消防本部、消防団

1 社会福祉施設等入所者の対策（福祉保険課）

町及び県は、被災者の救出や受入の調整が迅速に行えるよう、社会福祉施設等の被害状況を把握するシステム等を活用した体制の整備に努める。

また、社会福祉施設等の所有者又は管理者は、関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成するとともに、定期的に避難訓練を実施するものとする。また、災害支援に関する具体的な計画の概要の掲示や、災害時の連携協力体制の整備のほか、次の措置を講じるよう努める。

- (1) 災害の予防や災害時の迅速、的確な対応のため、あらかじめ災害支援に関する具体的な計画を作成するとともに、自衛防災組織等を整備し、動員体制、非常招集体制、緊急連絡体制、避難誘導體制等の整備に努める。また、災害時に協力が得られるよう、平常時から近隣施設、地域住民、ボランティア団体等と連携を図っておく。
- (2) 利用者及び従事者等に対して、避難経路及び指定緊急避難場所・指定避難所を周知し、基本的な防災行動がとれるよう、防災教育を行うとともに、利用者の実態に応じた防災訓練を定期的実施する。
- (3) 定期的に施設、設備等を点検し、必要な修繕等を行うとともに、施設内部や周辺のバリアフリー化等に努める。また、災害時に利用者等の生活維持に必要な食料、飲料水、介護用品等の備蓄を行うほか、予想される災害の種類に応じた防災資機材や非常用自家発電機等の整備に努める。
- (4) 災害時の入所者等の安全の確保を図るため、施設の倒壊等による入所者等の他施設への移送、収容等についての、施設相互間の応援協力体制や、県、町、関係機関、地域住民等との連携協力体制の整備に努める。
- (5) 浸水想定区域内並びに土砂災害危険区域内にある主として高齢者等の要配慮者が利用する施設については、当該施設の利用者の円滑かつ迅速な警戒避難が図られるように、洪水予報等並びに土砂災害に関する情報等の伝達方法を定める。

2 在宅の避難行動要支援者の対策（総務課、福祉保険課、消防本部、消防団）

(1) 町は、地域の実情に応じた要配慮者支援対策を推進するため、要配慮者避難支援プランを整備・活用する。また、要配慮者避難支援プラン及び避難行動要支援者名簿を整備、更新するとともに、災害時に効果的に利用することで適切な援護を行う。特に、避難行動要支援者名簿については、名簿の作成に必要な個人情報の利用が可能となるよう個人情報保護条例との関係を整理するとともに、名簿の活用に関して平常時と災害発生時のそれぞれについて避難支援者に情報提供を行うための体制を整備する。具体的な手順については、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」を踏まえ実施する。また、避難支援に係る細目的な事項については、全体計画に定める。さらに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないように、名簿情報の適切な管理に努める。

ア 避難行動要支援者の範囲

- (ア) 70歳以上のみの世帯に属する者のうち、自力避難ができない者
- (イ) 70歳以上の一人暮らしの者で、自力避難ができない者
- (ウ) 身体障がい者手帳1・2級を所持する者
- (エ) 療育手帳○A、Aを所持する知的障がい者
- (オ) 精神障がい者保健福祉手帳1級を所持する者
- (カ) 要介護認定3以上の者
- (キ) 難病患者等のうち自力避難ができない者
- (ク) その他、特に町長が避難行動に支援が必要と認めた者

イ 避難支援等関係者

- (ア) 自治会、町内会
- (イ) 自主防災組織
- (ウ) 民生委員・児童委員
- (エ) 消防団
- (オ) 社会福祉協議会などの関係機関団体
- (カ) 琴平警察署
- (キ) 仲多度南部消防組合消防本部

ウ 名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法

- (ア) 福祉保険課より提供
- (イ) 健康増進課より提供
- (ウ) 県福祉部局に提供依頼
- (エ) 社会福祉協議会に提供依頼
- (オ) 手上げ方式（要支援者の範囲外の者）
- (カ) 住民基本台帳

エ 名簿の更新に関する事項

- (ア) 住民基本台帳（必ずしも住民基本台帳に記載されている住所に限定されないことに留意する。）

(イ) 避難支援等関係者による名簿の確認（転居や入院により避難行動要支援者名簿から削除された場合、該当者の名簿情報の提供を受けている避難支援等関係者に対して、避難行動要支援者名簿の登録から削除されたことを避難支援等関係者に周知する。）

(ウ) 関係機関からの情報提供（例としては、社会福祉施設等へ長期間の入所等をしたことを把握した場合も避難行動要支援者名簿から削除する。）

※なお、避難行動要支援者の状況は常に変化することから、町は避難行動要支援者の把握に努め、避難行動要支援者名簿を更新する期間や仕組みをあらかじめ構築し、名簿情報を最新の状態に保つ。

オ 名簿の情報の提供に際し、情報の漏えいを防止するために町が求める措置及び町が講じる措置

(ア) 避難行動要支援者名簿には避難行動要支援者の氏名や住所、連絡先、要介護状態区分や障がい支援区分等の避難支援を必要とする理由等、秘匿性の高い個人情報も含まれるため、避難行動要支援者名簿は、当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に対し、避難行動要支援者本人の同意を得ることにより、又は、町の条例の定めにより、あらかじめ提供する。

なお、発災時には避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等を行うことに留意する。

(イ) 町内の一地区の自主防災組織に対して町内全体の避難行動要支援者名簿を提供しないなど、避難行動要支援者に関する個人情報が無用に共有、利用されないよう指導する。

(ウ) 災害対策基本法に基づき避難支援等関係者個人に守秘義務が課せられていることを十分に説明する。

(エ) 施錠可能な場所への避難行動要支援者名簿の保管を行うよう指導する。

(オ) 受け取った避難行動要支援者名簿を必要以上に複製しないよう指導する。

(カ) 避難行動要支援者名簿の提供先が個人ではなく団体である場合には、その団体内部で避難行動要支援者名簿を取扱う者を限定するよう指導する。

(キ) 名簿情報の取扱状況を報告させる。

(ク) 避難行動要支援者名簿の提供先に対し、個人情報の取扱いに関する研修を開催する。

カ 要配慮者が、円滑に避難のための立退きを行うことができるための通知又は警告の配慮

(ア) 町は、自然災害発生時に避難行動要支援者が円滑かつ安全に避難を行うことができるよう「避難情報の判断・伝達マニュアル」を参考に、高齢者等避難、避難指示の発令等の判断基準に基づき、適時適切に発令する。

(イ) 避難支援等関係者が、避難行動要支援者名簿を活用して着実な情報伝達及び早い段階での避難行動を促進できるよう、その発令及び伝達にあたっては、以下の

点に留意する。

- ・高齢者や障がい者等にも分かりやすい言葉や表現、説明などにより、一人一人に的確に伝わるようにする。
- ・同じ障がいであっても、必要とする情報伝達の方法等は異なる。
- ・高齢者や障がい者に合った、必要な情報を選んで流すこと。

(ウ) 避難行動要支援者自身が情報を取得できるよう、日常的に生活を支援する機器等への災害情報の伝達も活用するなど、多様な手段を活用して情報伝達を行う。

キ 避難支援等関係者の安全確保

町は、地域において、避難の必要性や避難行動要支援者名簿の意義、あり方を説明するとともに、地域で避難支援等関係者等の安全確保の措置を決めておく。

避難支援は避難しようとする人を支援するものであり、避難することについての避難行動要支援者への理解は、平常時に避難行動要支援者名簿の提供に係る同意を得る段階で得ておく。

避難支援等関係者等の安全確保の措置を決めるにあたっては、避難行動要支援者や避難支援等関係者等を含めた地域住民全体で話し合っ、ルールを決め、計画を作り、周知することが適切である。そのうえで、一人一人の避難行動要支援者に避難行動要支援者名簿制度の活用や意義等について理解してもらうことと合わせて、避難支援等関係者等は全力で助けようとするが、助けられない可能性もあることを理解してもらう。

(2) 町は、あらかじめ自治会、町内会、民生委員・児童委員、自主防災組織等の活動を通じて、要配慮者の状況を把握し、災害時に迅速な対応ができる体制の整備に努める。

また、把握した情報について、個人情報保護法令等との整合を確保しつつ、関係機関において共有するとともに、避難訓練を実施するなど、連携の強化に努める。また、町は、地域と連携して、個々の避難行動要支援者毎に、支援主体や支援方法等について、個別避難計画の作成に努め、災害時に効果的に利用することで適切な避難支援を行う。県は、必要に応じて、町に対し助言、情報提供等を行う。

(3) 町は、防災担当部局と福祉担当部局の連携の下、すべての地域包括支援センターに「まんのう町総合防災ハザードマップ」の掲示や避難訓練のお知らせ等の防災関連パンフレット等を設置する。また、町は、高齢者の避難行動の理解促進に向けて、平常時から地域包括支援センター、ケアマネジャーと連携を図る。

(4) 難病患者等への対応のため、県は、町との連携を図る。また、町及び県は、情報を共有し連携を図るとともに、必要に応じて、個別の難病患者等に対する支援計画を作成するなど支援体制の整備に努める。

3 福祉避難所の指定等（福祉保険課）

(1) 町は、指定避難所内の一般の避難スペースでは生活することが困難な障がい者等の要配慮者が相談や介助等の必要な生活支援が受けられるよう、福祉エリアを設けるほか、必要に応じて、社会福祉施設等の管理者との協議により、安心して生活ができる体制

を整備した、福祉避難所の指定、指定拡充及び設置・運営マニュアルの作成に努める。
(2)町は、平坦で幅員の広い避難路、車いすも使用できる指定避難所、大きな字で見やすい標識板等の要配慮者に配慮した防災基盤整備に努める。

4 外国人の対策（総務課、住民生活課、企画政策課）

(1)町は、外国人に対して、災害時に円滑な支援ができるよう、外国人の人数や所在の把握及び指定避難所等の標示板等に外国語を併記するよう努める。
(2)町及び県は、外国語による防災に関するパンフレット等の作成・配布や防災訓練の実施等により、防災知識の普及啓発に努める。
(3)県は、災害時にも外国人が円滑にコミュニケーションを図れるよう、通訳ボランティア等の確保を図る。

5 旅行者の対策（総務課、消防本部、消防団）

町は、旅行者等土地に不馴れな者が、災害時に円滑な避難行動がとれるよう、関係機関等と連携し、体制の整備に努める。

6 避難行動要支援者からの情報提供（総務課、福祉保険課、消防本部、消防団）

要配慮者等で避難に支援が必要となるものは、町、自主防災組織等に、あらかじめ安否確認や避難等の際に必要な自らの情報を提供するよう努めるものとする。

7 要配慮者施設等への「情報、予報及び警報」の伝達

(1) 伝達する内容

ア 土砂災害警戒情報

イ 避難指示等の内容など

ウ 土器川における洪水予報、水位周知河川（金倉川）における避難判断水位到達情報

(2) 伝達方法

福祉保険課は、施設管理者へFAX及び電話にて情報を伝達する。

※ 資料

浸水想定区域内の災害時要配慮者利用施設一覧（資料編 3－(9)）

土砂災害警戒区域内の災害時要配慮者利用施設一覧（資料編 3－(10)）

第25節 防災訓練実施計画

災害対策活動の習熟、防災関係機関の連携強化、町民の防災意識の高揚等を図るため、災害時の状況を想定した具体的かつ効果的な各種訓練を、要配慮者等に十分配慮して定期的、継続的に実施するとともに、訓練後には、評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行う。

《実施担当》

全課、消防本部、消防団

1 総合訓練（全課）

町及び県は、大規模な災害の発生を想定して、防災関係機関、ライフライン事業者、要配慮者も含めた町民、自主防災組織、その他関係団体等多様な主体の協力を得てその緊密な連携の下に、次に掲げる個別訓練等を組み合わせた総合的な訓練を行う。

- (1) 情報の収集・伝達、災害広報
- (2) 水防、消防、救出・救助
- (3) 避難誘導、指定避難所・救護所設置運営、応急医療、炊出し
- (4) ライフライン応急復旧、道路啓開（道路機能の確保）
- (5) 偵察、警戒区域の設定、警備、交通規制
- (6) 救援物資及び緊急物資輸送

2 災害対策本部設置運営訓練（総務課）

町及び県は、災害時において、災害対策本部の運営を適切に行うため、本部の設置、職員の動員配備、情報収集、本部会議の開催等の訓練を行う。なお、災害時において、意見聴取・連絡調整等のため、災害対策本部に防災関係機関の出席を求めることも想定し、防災関係機関と連携した訓練の実施に努める。

3 図上訓練（全課）

町及び県は、災害発生時に起こりうる様々な状況を想定し、それに対して情報収集・分析、伝達、決定等の対応を実施する図上訓練を行う。

4 水防訓練（総務課、建設土地改良課、消防本部、消防団）

町及び県は、水防計画に基づく水防活動を円滑に実施するため、水防工法等の訓練を行う。

5 消防訓練（総務課、消防本部、消防団）

町は、消防計画に基づく消防活動を円滑に実施するため、消火、救助活動等の訓練を行うとともに、必要に応じ大規模火災、林野火災等を想定した訓練を行う。

6 危険物防災訓練（総務課、消防本部）

町及び消防本部が主体となり、必要に応じて防火訓練等危険物防災に関する訓練を実施する。

7 避難救助訓練（全課）

訓練実施にあたっては、要配慮者への支援体制を考慮する。

(1)町及び県は、災害時において避難活動や救助活動等を円滑に実施するため、水防、消防等の訓練と併せて、避難誘導、指定避難所開設、人命救助、救護所開設等の訓練を行う。

(2)町は、土石流危険区域等土砂災害危険箇所において、自主防災組織や地域住民の協力を得ながら避難体制の整備を図るとともに、避難訓練を行う。

(3)学校、病院、複合ビル等多人数を収容する特殊建築物の管理者は、収容者等の人命保護のため特に避難について、その施設の整備を図り、訓練を行う。

8 非常通信連絡訓練（総務課、琴南支所、仲南支所）

町、県及び防災関係機関は、災害時における通信の円滑化を図るため、非常通信協議会等の協力を得て、各種災害を想定し、感度交換、模擬非常通報等の訓練を行う。

9 非常招集訓練（全課、消防本部、消防団）

町、県及び防災関係機関は、災害時において、短時間に非常配備体制が確立できるよう、各種災害を想定し、勤務時間外における職員等の参集訓練を行う。

10 事故災害訓練（総務課、消防本部）

突発的な自動車事故、航空機事故、鉄道事故、油流出事故等に対し、迅速かつ的確な対策を実施するため、防災関係機関、関連企業、関係団体等が連携した防災訓練を行う。

11 土砂災害に対する防災訓練（総務課、消防本部）

近年の土砂災害の実態を踏まえ、国、県、町、防災関係機関及び地域住民が一体となって、年に1回以上、情報伝達訓練及び避難訓練を行い、土砂災害に対する警戒避難体制の強化と防災意識の高揚を図る。

12 自主防災組織等における訓練（総務課、琴南支所、仲南支所、消防本部、消防団）

町民の防災行動力の強化、防災意識の向上、組織活動の習熟、防災関係機関等との連携を図るため、町及び消防機関の指導の下に、地域の事業所とも協調して、情報伝達、初期消火、応急救護、避難、避難行動要支援者の安全確認・避難誘導、指定避難所運営等の訓練を行う。

13 広域的な防災訓練（総務課、消防本部）

町は、県が他の都道府県との協定に基づき、相互の応援体制を確立するため、県域を越えて行う広域的な防災訓練に、積極的に参加若しくは参観し、相互の連絡を密にするとともに、大災害発生の際の混雑を最小限に防止し得るよう努める。

第26節 防災知識等普及計画

災害時における被害の拡大の防止、災害応急対策の効果的な実施等を図るため、防災関係職員に対して計画的かつ継続的な防災研修を行う。また、町民に対しても防災知識等の普及にあたっては、公民館等の社会教育施設を活用するなど、地域コミュニティにおける多様な主体を意識した防災に関する教育の普及推進を図る。

《実施担当》

総務課、建設土地改良課、農林課、消防本部、学校教育課

1 防災思想の普及（総務課、消防本部）

自らの身の安全は自らが守るのが防災の基本であり、町民はその自覚を持ち、食料、飲料水等の備蓄など平常時から災害に対する備えを心がけるとともに、災害時には、自らの身の安全を守るよう、行動することが重要である。また、災害時には、近隣の負傷者、避難行動要支援者等を助けること、指定緊急避難場所・指定避難所で自ら活動すること、あるいは町、県等が行っている防災活動に協力すること等が求められる。

このため、町及び県は、教育機関、民間団体等との密接な連携のもと、防災に関する冊子等の配布や周知、有識者による研修や講演会、実地研修の開催等により、防災教育を推進するなど、自主防災思想の普及徹底を図る。

2 災害情報の提供等（総務課）

町及び県は、災害状況を記録し、及び公表する。

町は、地形、地質、過去の災害記録、予測される被害その他の災害に関する情報を町民に提供する。また、災害予測を示した地図を作成し、及び町民に周知する。

県は、町の上記施策の実施を支援する。

3 職員に対する防災研修（総務課、消防本部）

町、県及び防災関係機関は、災害時における適正な判断力等を養成し、災害応急対策の円滑な実施を図るため、また職場内における防災体制を確立するため、防災訓練の実施、防災講演会・講習会の開催、見学・現地調査の実施、防災活動手引書の配布等あらゆる機会を活用して、職員に対して次に掲げる事項について、防災研修を行う。

- (1) 災害に関する基礎知識、町内における災害発生状況
- (2) 地域防災計画等の概要
- (3) 災害が予想される、又は発生したときに、職員がとるべき具体的行動に関する知識及び果たすべき役割（動員体制、任務分担等）
- (4) その他災害対策上必要な事項

4 町民に対する普及啓発（総務課、建設土地改良課、農林課、消防本部）

(1) 町は、「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスクととるべき避難行動等についての町民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、町民主体の取組を支援・強化することにより、社会全体としての防災意識の向上を図る。

(2) 町及び県は、町民の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、自然災害によるリスク情報の基礎となる防災地理情報を整備するとともに、防災に関する様々な動向や各種データをわかりやすく発信する。また、広報紙、パンフレット、まんのう町総合防災ハザードマップ等の配布、ラジオ・テレビ・新聞等マスメディアの活用等の方法により、災害時等において、町民が的確な判断に基づき行動できるよう、災害に関する正しい知識や防災対応について、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で普及啓発を図るほか、平常時からハザードマップ等を活用した地域における災害リスクの確認を促進するよう周知に努める。さらに、体験学習を通して防災意識の普及啓発を図るため、体験型啓発施設等を積極的に活用する。

なお、普及啓発にあたっては、地域の実態に応じて地域単位、職場単位等で行うものとし、県民防災週間（7月15日から7月21日）、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン等の予防運動実施時期を中心に行う。

ア 地域防災計画等の概要、自主防災組織の意義

イ 特別警報・警報・注意報の意味や内容、発表時にとるべき行動

ウ 浸水想定区域、山・がけ崩れ危険予想地域等に関する知識

エ 土砂災害に係る前兆現象に対する知識

オ 正確な情報入手の方法

カ 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容

キ 避難指示等の意味や内容、発令時にとるべき行動

ク 指定緊急避難場所及び指定避難所、避難路、指定避難所での行動等、避難に関する知識

ケ 被災体験の伝承

コ 最低でも3日分、できれば1週間分程度の食料、飲料水、生活必需品等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備

サ 火災の予防、台風や地震に対する家屋の保全対策

シ 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え

ス 飼い主による家庭動物との同行避難や指定避難所での飼育についての準備

セ 様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中など）で災害時にとるべき行動

ソ 災害時における家族内の連絡体制の確保、災害時の家族等の安否確認のためのシステム（災害伝言ダイヤル（171）や災害用伝言サービス等）の活用

5 学校等における防災教育（総務課、学校教育課、消防本部）

(1) 児童生徒等に対する防災教育

各教科、道徳や総合的な学習の時間、特別活動など、教育活動全体を通じて、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において自らの安全を確保するとともに、進んで他の人々や集団、地域の安全に役立つことができるように、学校における日常の安全対策や災害時の危機管理などを盛り込んだ防災に関する手引等を用い、災害の基本的な知識や災害時の適切な行動等について教育を行う。また、地域の自主防災組織が実施する訓練等への参加に努めるなど、地域と一体となった取組を推進する。

特に、避難や災害時における危険の回避及び安全な行動の仕方については、児童生徒等の発達段階や学校の立地条件、地域の特性等に応じた教育が大切である。

(2) 教職員に対する防災教育

学校における日常の安全対策や災害時の危機管理などを盛り込んだ防災に関する手引等を用い、災害時に教職員のとるべき行動とその意義、児童生徒等に対する指導、負傷者の応急手当、災害時に特に留意する事項等に関する研修を行うとともに、その内容の周知徹底を図る。

6 防災上重要な施設の管理者等に対する啓発（消防本部）

町は、危険物を有する施設、病院、ホテル・旅館、大規模小売店舗等の防災上重要な施設の管理者等に対して、災害に関する知識の普及や防災教育の実施に努める。

7 企業防災の促進（総務課、消防本部）

企業は、災害時に企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努めるものとする。具体的には、各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等の重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなど事業継続マネジメント（BCM）の取組を通じて、防災活動の推進に努めるものとする。特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者や医療機関など災害応急対策等に係る業務に従事する企業等は、国及び地方公共団体が実施する企業等との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努めるものとする。

中小企業・小規模事業者は、上記の取組が困難な場合、防災・減災対策の第一歩として、自然災害等による自社の災害リスクを認識し、事業活動の継続に向けた事前対策を盛り込む事業継続力強化計画を作成し、事業活動への影響を軽減するよう努めるものとする。

町及び県、各業界の民間団体は、広報紙、パンフレット等の配布、ラジオ・テレビ・新聞等マスメディアの活用、防災に関する講演会等の方法により、災害時等において企業が的確な判断に基づき行動できるよう、災害に関する正しい知識や防災対応について普及啓発を図り、来客者、従業員等の安全の確保、業務を継続するための取組に資する情報提供

等を進めるとともに、企業のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図る。

また、町及び県は、企業の防災に係る取組の積極的評価等により、企業の防災力向上の促進が図られるよう施策を検討する。

8 防災意識調査（総務課）

町は、町民の災害についての知識と防災意識を把握するため、世論調査やアンケート調査等を実施し、その結果を参考にして、防災計画の見直しや町民の意識啓発計画の見直しを行う。

9 防災相談（総務課、建設土地改良課、消防本部）

町及び防災関係機関は、災害についての町民の相談に応じるため、いつでも相談に応じられる体制を整備する。

10 災害教訓の伝承（総務課、学校教育課、消防本部）

町民は自ら災害教訓の伝承に努めるものとする。

町及び県は、過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、大災害に関する調査分析結果や各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう地図情報その他の方法により公開に努め、町民が災害教訓を伝承する取組を支援するものとする。

※ 資料

- 1 過去における県下の主な風水害等一覧（資料編 2－（1））
- 2 過去における県下の主な地震一覧（資料編 2－（2））
- 3 過去における主な林野火災一覧（資料編 2－（3））

第27節 自主防災組織等育成計画

災害時における被害の拡大の防止又は軽減を図るためには、町民の自主的な防災活動が極めて重要となるので、町民、事業所等による自主防災組織の育成、指導に努めるとともに、消防団等の活性化を図る。また、自主防災組織の活動支援や消防団等との連携強化による活動の活性化などを推進する。事業所においては、自衛消防組織の充実強化等に取り組む。また、一定の地区内の町民及び事業者は、必要に応じて、地区防災計画を作成するなどにより、地区の防災活動を推進する。これらを通じて、地域の防災体制の充実を図る。

《実施担当》

総務課、福祉保険課、消防本部、消防団

1 地域住民の自主防災組織（総務課、消防本部、消防団）

災害時においては行政や防災関係機関のみならず、地域住民が組織する自主防災組織による出火防止、初期消火、被災者の救出・救護活動等が非常に重要である。

町民は、地域における防災対策を円滑に行うため、自主防災組織を結成し、及びその活動に積極的に参加するよう努めるものとする。

本町の自主防災組織は、初期消火、避難等の防災訓練を実施しているが、自主防災組織の拡大を図るため、町は、地域住民に対し積極的に指導助言を行い、自主防災組織の育成を推進するとともに、自主防災組織による様々な地域活動団体との連携強化、実践的で多様な世代が参加できる防災訓練の充実、必要な資機材等の整備促進、自主防災組織のリーダーの研修や地区防災計画の作成の支援等に努める。その際、女性の参画の促進に努める。また、消防団と自主防災組織の連携を通じて地域コミュニティの防災体制の充実を図る。

なお、町は、地区住民等と連携の上、順次地区防災計画の作成を進めており、引き続き町内全地区の地区防災計画の作成を支援していくものとする。

自主防災組織の編成及び活動は、次により行う。

(1) 自主防災組織の編成

ア 地理的状況、生活環境からみて、町民の日常生活上の範囲として一体性を有する規模を念頭に、地域の実情に応じ、既存の町内会、自治会や小学校区などを活用して編成する。

イ 防災に関する多様な視点からの意見取入等のため、女性や多様な世代の参加を求める。また、看護師など地域内の専門家や経験者の参加も求める。

ウ 土砂災害警戒区域等災害危険度の高い地区は、特に重点を置き組織化を推進する。

(2) 自主防災組織の活動内容

自主防災組織は、防災対策に取り組むにあたっては、町、事業者、公共的団体その他関係団体と連携するよう努めるものとする。

(平常時の活動)

平常時の備え及び災害時の的確な行動等に関する防災知識の普及

- ア 災害発生危険性の高い箇所及びその場所の危険度の確認
- イ 災害発生現象の態様に応じた指定緊急避難場所・指定避難所、避難の経路及び方法等の確認
- ウ 避難情報の発令等の基準、災害対応における町との役割分担等についての町との協議
- エ ハザードマップ等の作成及び地図の内容の町民への周知
- オ 地域の避難行動要支援者の安否確認、避難誘導、避難支援等の体制を整備
- カ 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に地域住民がとるべき行動について、災害発生時、避難途中、指定緊急避難場所・指定避難所等における行動基準の作成及び周知
- キ 地域住民の防災意識の啓発及び高揚並びに地域防災力の向上を図るための研修等の実施
 - ・ 初期消火、情報収集・伝達、救出・救護及び避難等の防災訓練の実施
 - ・ 初期消火用資機材等の防災資機材及び応急手当用医薬品の備蓄及び整備点検
 - ・ 食料、飲料水、生活必需品等の備蓄
 - ・ 家庭及び地域における防災点検の実施
 - ・ 地域における避難行動要支援者の把握
(災害時の活動)
- ア 出火防止、初期消火の実施
- イ 正確な情報の収集、伝達
- ウ 救出、救護の実施及び協力
- エ 避難行動要支援者の安否確認、避難誘導、避難支援等
- オ 集団避難の実施
- カ 炊出しの実施及び協力
- キ 救援物資の分配及び指定避難所の運営に対する協力等

2 事業所の自衛消防組織等（総務課、消防本部）

事業所等は、従業員、利用者等の安全を守るとともに、地域に災害が拡大することのないよう的確な防災活動を実施するため、消防設備や防災設備等を整備充実するとともに、自衛消防組織等を充実強化するものとする。また、来客者、従業員等の安全を確保し、及び業務を継続するため、あらかじめ、防災対策の責任者及び災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に従業員がとるべき行動等を定めるとともに、従業員に対して研修等を行うよう努めるものとする。

事業所等は、町及び県が実施する防災対策の推進に協力するとともに、所有し、又は管理する施設を避難所等として使用することその他の防災対策について、地域住民及び自主防災組織に積極的に協力するよう努めるものとする。災害時には、関係地域の自主防災組織と連携を図りながら、事業所及び地域の安全確保に努めるものとする。

このため、町、県、国は、事業所のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を

図るとともに、優良企業表彰、事業所の防災に係る取組の積極的評価等により事業所の防災力向上の促進を図る。また、町は、事業所を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行う。

3 社会福祉施設の自衛消防組織等（福祉保険課、消防本部）

- (1) 社会福祉施設は、要配慮者が利用することから、町は社会福祉施設の管理者を指導し、災害時の要配慮者の安全確保のための組織・体制の整備を促進する。
- (2) 町は、自主防災組織や事業所の自衛消防組織等の整備及び指導を通じ、それらの防災組織と社会福祉施設との連携を図り、要配慮者の安全確保に関する協力体制を整備する。
- (3) 社会福祉施設の管理者は、災害に備え、あらかじめ防災組織を整えとともに、職員の任務分担、動員計画、緊急連絡体制、入所者の避難誘導等の防災対策について「社会福祉施設防災応急計画」を作成する。特に、夜間等における消防機関等への緊急通報及び入所者の避難誘導體制に十分配慮する。
- (4) 社会福祉施設の管理者は、職員等に対する防災教育及び防災訓練を実施する。
- (5) 社会福祉施設の管理者は、町及び自主防災組織等と連携し、施設入所者の安全確保に関する協力体制づくりに努める。

4 自主防災組織協議会（総務課、消防本部）

町は、地域の自主防災組織の区域内に事業所の自衛消防組織等が存在する場合は、町民組織と事業所組織の連携を図るため、自主防災組織協議会の設置に努め、情報交換や相互の活動の調整及び協力の推進を図る。

5 消防団等の活性化（総務課、消防本部、消防団）

地域に密着した防災機関としての消防団は、消火、水防活動のみならず多数の動員を必要とする大規模災害時の救助救出活動、避難誘導等、防災活動に大きな役割が期待されていることから、町は、装備の充実、女性の入団促進を含めた団員の確保対策、知識技術の向上対策等を推進し、消防団の強化、活性化を図る。

水防団、水防協力団体についても、防災活動に大きな役割が期待されることから、その育成強化を図る。

6 町民及び事業者による地区内の防災活動の推進（総務課、消防本部、消防団）

町内の一定の地区内の町民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努めるものとする。この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として町防災会議に提案するなど、町と連携して防災活動を行うこととする。

第28節 被災動物の救護体制整備計画

災害時に動物を原因とする混乱や動物由来感染症等の危害の防止を図るため、飼い主が、飼っている動物とともに安全に避難ができ、指定避難所等での適切な飼養管理や、保護収容、治療等が的確（スムーズ）に実施できるよう、平常時から県等関係機関や（公社）香川県獣医師会、動物愛護団体等と連携、協力体制を確立し、飼い主への支援及び被災動物の救護活動体制を整備する。

《実施担当》

総務課、住民生活課

1 被災動物避難対策（飼い主の役割）

動物の飼い主は、日頃からその動物の生理、習性等を理解し、動物を飼っていない避難者へも配慮して、指定避難所へ適切な避難ができるよう、しつけやワクチンの接種をするとともに、動物用避難用品（ケージ等）を準備するよう努める。また、不必要な繁殖を防止するため、不妊・去勢手術を実施しておくよう努める。

また、災害時に逸走した動物を所有者である飼い主のもとに戻すことができるよう、飼い主は、飼養する動物に名札やマイクロチップなどで所有者明示（個体識別）を実施するよう努める。

2 特定動物対策

特定動物（危険な動物）の飼い主は、日頃から、災害発生時も想定した当該動物の脱出防止のため、施設や捕獲器具の点検、万一脱出した場合の関係機関への通報体制を確認するなど、当該動物による人の生命、身体又は財産に対する侵害を防止するために必要な措置をとる。

3 指定避難所における動物の適正飼養対策

町は、指定避難所での混乱を避けるため、動物との同行避難者を受入れられる施設の選定、町民への周知、受入や飼養管理方法等の体制整備に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。

また、動物との同行避難訓練を実施するよう努める。

4 被災動物救護活動対策

町は、県、（公社）香川県獣医師会、関係機関及び動物愛護団体等と協力して、被災動物の救護活動体制を整備し、災害時にはそれぞれが役割分担して救護活動できるよう協力、支援する。

第29節 帰宅困難者対策計画

通勤・通学、出張、買い物、旅行等で移動している者が、大規模災害発生時等に、公共交通機関の運行停止や道路の交通規制により、帰宅することが困難となり、又は移動の途中で目的地に到達することが困難となることが予測される。帰宅困難者の発生による混乱を防止し、安全な帰宅を支援するための対策の推進を図る。

《実施担当》

総務課

1 町民への啓発

町及び県は、町民に対して、「災害発生時にはむやみに行動を開始しない」という基本原則の周知徹底を図るとともに、徒歩帰宅に必要な装備、家族との連絡手段の確保、徒歩帰宅路の確認等について、必要な啓発を図るものとする。

2 事業所等への啓発

町及び県は、事業所等に対して、一斉帰宅による混乱発生を防止するため、発災後、従業員や顧客等を一定期間滞在させることの重要性や、そのための食料・水・毛布等の備蓄の推進等について、必要な啓発を図るものとする。

3 指定避難所等の提供

町は、指定避難所に帰宅困難者が来訪した場合の対応方法をあらかじめ定めておくなど、指定避難所の運営体制の整備に努める。また、既に指定している指定避難所のほか、帰宅困難者が一時的に滞在できる施設の確保を検討する。

なお、滞在できる施設の確保にあたっては、男女のニーズの違いや要配慮者の多様なニーズに配慮する。

4 情報提供体制の整備

町及び県は、公共交通機関の運行状況や道路の復旧情報など帰宅するために必要な情報を、インターネット、CATV、指定避難所・防災拠点施設等における張り紙や、報道機関による広報など、多様な手段により、迅速に提供できる体制を整備するものとする。

5 安否確認の支援

町及び県は、災害時の家族・親戚等の安否確認のためのシステム（災害用伝言ダイヤル（171）や災害用伝言板サービス等）の効果的な活用が図られるよう普及啓発を図るものとする。

6 災害時の徒歩帰宅者に対する支援

町及び県は、コンビニエンスストア等を展開する法人等との間で、災害時の徒歩帰宅者への水道水やトイレの提供などを内容とした協定を締結するなど、徒歩帰宅者を支援する体制を整備する。

7 帰宅困難となる観光客等への対策

- (1)町及び県は、現地の地理に不案内な観光客等(訪日外国人旅行者を含む。)に対して、パンフレットやチラシ、避難誘導標識などにより、避難対象地域、指定避難所等についての広報を行うよう努めるものとする。
- (2)町は、特に観光地では、地理に不案内な帰宅困難者が発生することが見込まれるため、観光客等の安全な場所への避難誘導方法や公共交通機関の運行状況等の情報を迅速に提供する手段などをあらかじめ定め、災害時における観光客等への帰宅支援が円滑に実施できるよう体制整備を図る。また、既に指定している指定避難所のほか、帰宅困難者が一時的に滞在できる施設の確保を検討する。県は、町の上記施策の実施を支援するものとする。
- (3)町及び県は、宿泊施設等の宿泊施設管理者に対して、宿泊客等の把握方法、安全な場所への避難誘導方法や公共交通機関の運行状況等の情報を迅速に提供するための取組を促進する。

第3章 災害応急対策計画

第1節 活動体制計画

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、町、県及び防災関係機関は、迅速かつ円滑な災害応急対策を実施するため、それぞれ災害対策本部等を設置し、災害情報を一元的に把握し、共有することができるように、活動体制を整備する。なお、災害応急対策を実施するにあたり、災害応急対策に従事する者の安全の確保を図るよう十分配慮するものとする。

《実施担当》

全班、防災関係機関

1 町の活動体制

(1) 迅速な活動体制の確保

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、的確かつ迅速な避難、救助、医療等の応急対策が講じられるよう必要な応急体制を速やかに確立する。

(2) まんのう町防災会議

町長を会長とし、まんのう町防災会議条例（平成18年条例第20号）に規定する機関の長等を委員として組織し、その所掌事務としては、地域防災計画の作成及び実施の推進、防災に関する重要事項の審議、各機関の実施する災害復旧の連絡調整を図る。

(3) まんのう町災害対策本部

町長を本部長として、まんのう町、まんのう町教育委員会等各種委員会事務局及びまんのう町議会事務局を統括する構成であり、その所掌事務としては、水防、災害救助その他の災害応急活動を包括している。

ア 災害対策本部の設置、解散

町長は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、災害応急対策を実施するため、次の基準に該当する場合、災害対策本部を設置する。

町長は、町の地域において災害のおそれが解消したと認めたとき、又は災害応急対策がおおむね完了したと認めたときは、災害対策本部を解散する。

【災害対策本部設置基準】

(ア) 町に気象による特別警報又は警報が発表され、相当規模の災害が発生し又は発生するおそれがあるとき。

(イ) 町内で次の事故等が発生し、相当規模の災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。

- ・大規模な火災又は爆発
- ・災害を誘発する物質の大量流出
- ・大規模な列車、航空機等の事故
- ・その他重大な事故

(ウ) 通常の組織における対応では、災害応急対策が不十分又は不可能であるとき。

イ 災害対策本部室の設置場所

本部はまんのう町本庁3階大会議室に設置する。ただし、災害の規模、その他の状況により災害対策本部長が応急対策の推進を図るため、本部の移動が必要であると認められた場合は適宜移動する。

ウ 災害対策本部の組織

(ア) 本部長

本部長(町長)は、災害対策本部の事務を総括し、本部の職員を指揮監督する。

(イ) 副本部長

副本部長(副町長、教育長)は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。代理順位は①副町長、②教育長とする。

なお、本部長、副本部長ともに事故あるときは、総務課長がその職務を代理する。

(ウ) 本部員

a 本部員は、本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

b 本部員は、総務課長、企画政策課長、地域振興課長、税務課長、住民生活課長、福祉保険課長、健康増進課長、農林課長、建設土地改良課長、地籍調査課長、琴南支所長、仲南支所長、会計室長、学校教育課長、生涯学習課長、議会事務局長、消防長、消防団長をもって充てる。

(エ) 本部会議

a 本部長は、災害対策に関する重要な事項を協議決定し、その推進を図るため、必要に応じ本部会議を招集する。

b 本部会議は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

c 本部会議には、必要に応じて、自衛隊その他関係機関の出席を求めることができる。

d 本部会議の主な協議事項は次のとおりとする。

- ・ 動員配備体制の決定に関すること。
- ・ 重要な災害情報、被害情報の分析及びそれに伴う対策の基本方針に関すること。
- ・ 各班間の連絡調整事項の指示に関すること。
- ・ 自衛隊の派遣要請の要求に関すること。
- ・ 災害救助法の適用要請に関すること。
- ・ 他の地方公共団体等への応援要請に関すること。
- ・ その他重要な災害対策に関すること。

(オ) 本部事務局

a 本部事務局の所掌事務は、別表1のとおりとする。

b 本部事務局の職員は、総務班に所属する職員から、町長があらかじめ指名した職員で構成する。

(カ) 班

- a 災害応急対策の全庁的な推進を図るため、災害対策本部に班を置く。
- b 各班の組織及び所掌事務は別表1のとおりとする。
- c 本部長は各班の課長のうち1名を班長に指名する。班長は、本部長の命を受け、班の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

なお、班長に事故あるときは、当該班の課長又は、課長補佐の職にある者がその職務を代理する。

(キ) 県の現地災害対策本部との連携

県が町に現地災害対策本部を設置した場合、本部事務局がこの組織との連携に努める。

エ 災害対策本部の設置、解散等の通知等（総務班）

町長は、本部を設置、移動又は解散したときは、その旨を知事、まんのう町防災会議委員、庁内各課、報道機関、その他関係機関に次のとおり連絡する。

通知及び公表先	通知及び公表の方法	担 当
庁 内 各 課	行政放送告知施設、庁内放送、電話、メール	本 部 事 務 局
報 道 機 関	F A X	本 部 事 務 局
関 係 機 関 等	行政放送告知施設、電話その他迅速な方法	本 部 事 務 局

オ その他

本部を設置したときは、本庁に「まんのう町災害対策本部」の標識板等を掲げ、内外にその設置を宣言するとともに、その所在を明らかにする。

(4) 現地災害対策本部

災害地において、災害対策本部の事務の一部を行うため、現地災害対策本部をおくことができる。

2 初動体制

勤務時間外の災害で、災害対策本部体制を確立するまでに時間を要するときは、本庁舎の日直者及び町長があらかじめ指名した職員並びに総務課職員により、各種情報の収集・伝達等の初期活動にあたる。

総務課職員は迅速に初動体制を整え、各種情報の収集・整理・分析を行うとともに、災害応急対策の検討を進め、災害対策本部体制の確立に備える。

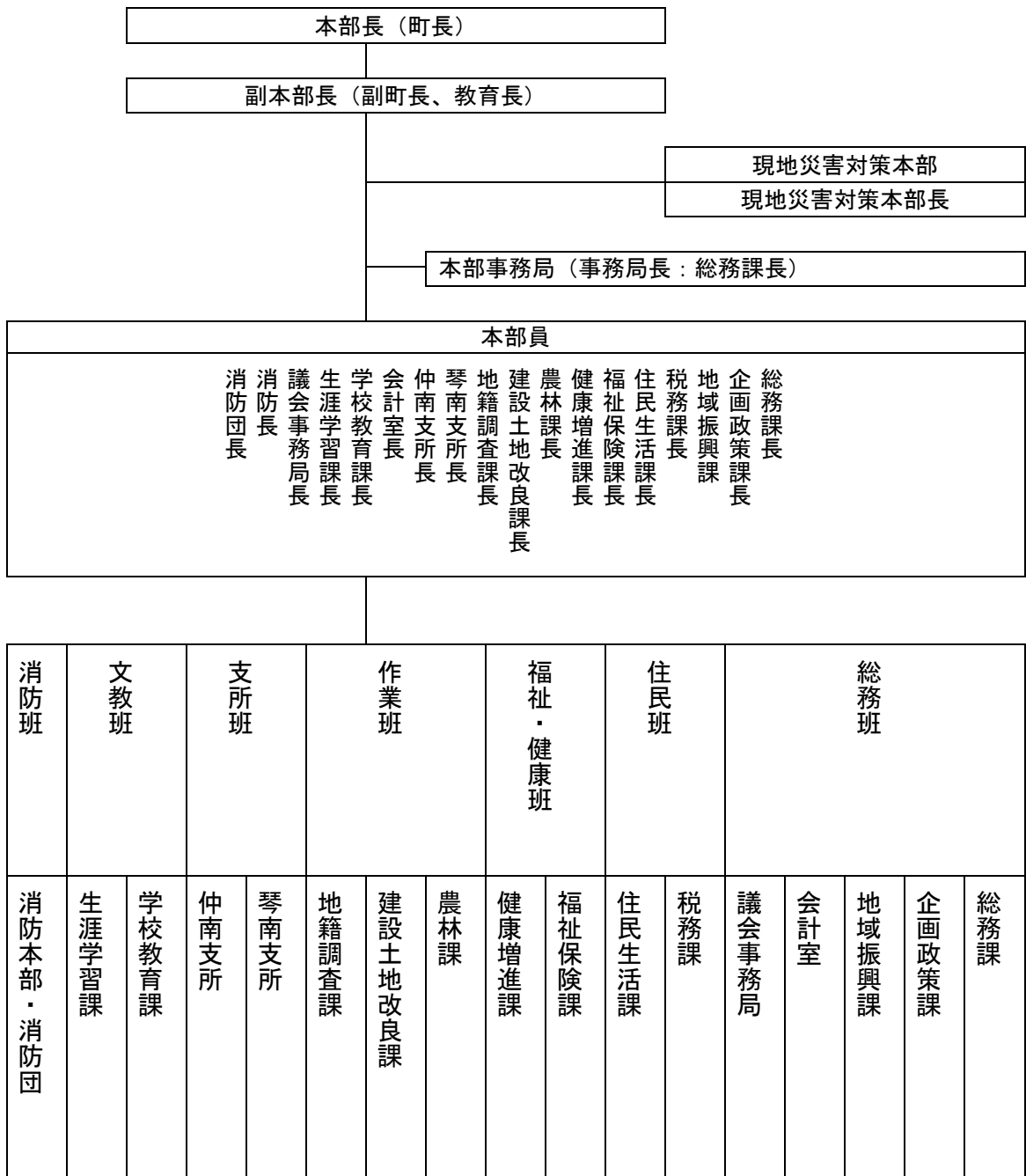
勤務時間外における災害対策本部設置の場合、町庁舎と至近距離に居住する職員のうち、あらかじめ指名した本部事務局等の職員が、緊急に自主参集する。（本部事務局員は、総務班の職員のうち、あらかじめ指名した職員）

3 災害時における町職員初動マニュアル

全職員は、災害対策本部のそれぞれの所掌事務に関し、応急対策活動が円滑かつ迅速に

行われるよう、実践的な町職員初動マニュアルを日常から熟知しておく。総務課は適宜見直しを行い、マニュアルを実態に即したものにすよう、努めなければならない。

【災害対策本部組織図】



【別表 1 本部事務局及び各班各係の所掌事務】

事務局	所 掌 事 務	従 事 者
本部事務局	(1) 災害対策本部の運営に関する事。 (2) 本部長の命令及び指示の伝達に関する事。 (3) 高齢者等避難・避難指示に関する事。 (4) 情報の受領及び伝達に関する事。 (5) 町民に対する警報及び特別警報の伝達に関する事。 (6) 本部会議に関する事。 (7) 本部の庶務に関する事。 (8) 災害通信指令に関する事。 (9) 現地災害対策本部の開設に関する事。 (10) 自衛隊派遣要請依頼及び受入調整に関する事。 (11) 国・県及び防災関係機関等に対する連絡及び応援要請、受援体制整備に関する事。 (12) 災害応急対策の総括及び調整に関する事。 (13) 災害救助法の適用に関する事。 (14) 各班との連絡・調整に関する事。	総務班その他本部長の指名する職員の一部

班名	課 長	担当課	従事者	所 掌 事 務
各班共通事項				(1) 所管する施設及び分野の災害対策に関する事。 (2) 所管する施設及び分野の応急対策に関する事。 (3) 所管する施設及び分野の被害情報の収集、とりまとめに関する事。 (4) 班内職員の動員・配備に関する事。 (5) 所管する施設が指定避難所、指定緊急避難場所として開設された場合の協力に関する事。 (6) り災証明書の発行、被災者台帳作成への協力に関する事。 (7) 物資集積所の管理及び救援物資の管理・配布への協力に関する事。 (8) 関係機関、団体等との連絡調整に関する事。 (9) 本部長の指示による事務及び他班の応援に関する事。
総務班	総務課長 議会事務局 長	総務課 議会事務局	総務課職員 議会事務局職員	(1) 人員の召集に関する事。 (2) 町民の避難及び誘導に関する事。 (3) 災害把握、復旧調整に関する事。 (4) 人材・物資調達に関する事。 (5) 自主防災組織との連絡調整、活動支援に関する事。 (6) 仮設住宅の入居者選定に関する事。 (7) り災職員の公務災害補償及び福利厚生に関する事。 (8) 防災関係予算、財務に関する事。 (9) 議会の連絡に関する事。 (10) その他他班に属さないこと及び防災業務の全般に関する事。

班名	課長	担当課	従事者	所掌事務
総務班	企画政策課長 地域振興課長	企画政策課 地域振興課	企画政策課職員 地域振興課職員	(1) 気象情報の収集及び通報連絡に関すること。 (2) 被害状況の情報収集とりまとめ及び災害対策本部長及び各班との連絡・伝達に関すること。 (3) 町民に対する広報・情報の伝達に関すること。 (4) 防災情報システムの管理に関すること。 (5) 災害に関する記録、撮影に関すること。 (6) 通信の確保に関すること。 (7) 情報提供、その他報道機関への対応に関すること。 (8) 商工観光等の災害対策、被害調査及び応急復旧及び災害資金融資に関すること。
	会計室長	会計室	会計室職員	(1) 町対策本部の出納に関すること。 (2) 義援金の出納・保管に関すること。
住民班	税務課長	税務課	税務課職員	(1) 避難所の設置・運営に関すること。【福祉・健康班、文教班と連携】 (2) 被災納税者の減免等に関すること。 (3) り災者名簿・被災者台帳の作成、り災証明の発行に関すること。
	住民生活課長	住民生活課	住民生活課職員	(1) 被害の実態調査に関すること。 (2) し尿処理及び防疫対策に関すること。 (3) 遺体の処理、埋葬に関すること。 (4) 一般廃棄物処理対策及び災害廃棄物処理対策に関すること。 (5) 災害時の愛玩動物（ペット）対策に関すること。
福祉・健康班	福祉保険課長	福祉保険課	福祉保険課職員	(1) 避難所の設置・運営に関すること。【住民班、文教班と連携】 (2) 給食輸送に関すること。 (3) 炊出しに関すること。 (4) 要配慮者に関すること。 (5) 要配慮者利用施設管理者等が作成する避難確保計画及び避難訓練実施への支援に関すること。 (6) 福祉避難所に関すること。 (7) 日赤県支部との連絡調整に関すること。 (8) ボランティア活動に関すること。
	健康増進課長	健康増進課	健康増進課職員	(1) 避難所の設置・運営の協力に関すること。【住民班、文教班と連携】 (2) 被害者の救急に関すること。 (3) 負傷者の看護及び収容治療に関すること。 (4) 救護所の開設に関すること。

班名	課長	担当課	従事者	所掌事務
作業班	農林課長	農林課	農林課職員	<ul style="list-style-type: none"> (1) 主食等の保有状況の調査及び調達に関すること。 (2) 物資集積所の管理及び救援物資の管理・配布に関すること。 (3) 農業施設の被害受付、調査及び応急復旧に関すること。 (4) 農作物、家畜等の災害対策、被害調査及び応急復旧及び災害資金融資に関すること。 (5) 緊急対策としての技術指導に関すること。 (6) 応急対策資材の調達、輸送に関すること。 (7) その他雑務に関すること。
	建設土地改良課長	建設土地改良課	建設土地改良課職員	<ul style="list-style-type: none"> (1) 災害復旧活動に関すること。 (2) 公共土木施設等の調査及び応急復旧に関すること。 (3) 被災建物、被災宅地の応急危険度判定に関すること。 (4) 仮設住宅の用地確保及び建設に関すること。 (5) 農地・土地改良施設の被害受付、調査及び応急復旧に関すること。
	地籍調査課長	地籍調査課	地籍調査課職員	<ul style="list-style-type: none"> (1) 被災宅地・建築物等の災害調査に関すること。 (2) 災害復旧活動に対する応援に関すること。
支所班	琴南支所長	琴南支所	琴南支所職員	<ul style="list-style-type: none"> (1) 支所管内の情報収集及び災害対策本部への伝達等に関すること。 (2) 各班及び関係機関との連絡調整に関すること。 (3) 管内避難所の開設・運営に関すること。 (4) 支所管内の被災宅地・建築物等の災害調査に関すること。 (5) 人材・物資調達に関すること。 (6) 支所管内の環境衛生、廃棄するごみ処理計画に関すること。
	仲南支所長	仲南支所	仲南支所職員	<ul style="list-style-type: none"> (1) 支所管内の情報収集及び災害対策本部への伝達等に関すること。 (2) 各班及び関係機関との連絡調整に関すること。 (3) 管内避難所の開設・運営に関すること。 (4) 支所管内の被災宅地・建築物等の災害調査に関すること。 (5) 人材・物資調達に関すること。 (6) 支所管内の環境衛生、廃棄するごみ処理計画に関すること。

班名	課長	担当課	従事者	所掌事務
文教班	学校教育課長	学校教育課	学校教育課職員 琴南こども園 長炭こども園 満濃南こども園 四条こども園 高篠こども園 仲南こども園	(1) 児童生徒等及び教育施設等の安全確保に関すること。 (2) 避難所の設置・運営の協力に関すること。 【住民班、福祉・健康班と連携】 (3) 給食、資材の調達に関すること。 (4) 応急教育に関すること。 (5) 教職員の動員及び確保に関すること。 (6) 児童・教育施設等の復旧計画に関すること。 (7) 乳幼児及び児童福祉施設等の安全確保に関すること。 (8) 児童福祉施設等の復旧計画に関すること。 (9) その他雑務に関すること。
	生涯学習課長	生涯学習課	生涯学習課職員	(1) 社会教育施設の安全確保に関すること。 (2) 炊出しに関すること。 (3) 文化財の災害対策に関すること。 (4) その他雑務に関すること。
消防班	消防長	消防本部 消防団	消防本部吏員 消防団員	(1) 消防、水防、災害活動、危険箇所の警戒・防ぎよ、町民の避難・立退き指示に関すること。 (2) 現地における防災活動に関すること。 (3) 現地における災害復旧活動に関すること。

備考1 各班の職員は、各課に所属する町行政組織の職員とする。

- 2 この表に定めない町職員（本部員である者を除く。）については、その所属する本部員の指示に従う。
- 3 本部長は、必要に応じて本部職員の所属及び所掌事務を変更することができる。

(各防災関係機関)

各防災関係機関の長は、それぞれの責務を遂行するため、災害応急対策に必要な組織の整備を行うとともに、あらかじめ定められた職員の動員配備及びサービスの基準により、応急対策を行う。

また、町から要請があった場合は、町へ連絡員を派遣する。

4 動員配備体制（総務班）

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、町長は、迅速かつ円滑な災害応急対策を実施するため、必要に応じ職員の動員配備を行う。

(1) 配備基準

職員の動員配備の基準等は、災害対策本部設置の有無にかかわらず、次のとおりとする。

【風水害の場合】

区分		動員配備の基準	動員配備及び所属等
第1次配備	水防本部体制	<p>A</p> <p>①大雨、洪水等の警報が発表されたとき。</p>	<p>総務課長 仲南支所長 琴南支所長 総務課防災担当職員 消防団長</p>
		<p>B</p> <p>以下の状況時において、地区・集落等の個別情報等により判断して、召集する。</p> <p>①高齢者等避難（警戒レベル3）が発令されたとき。</p> <p>②大雨警報（浸水害）〔気象庁HP〕において、町域内に「警戒」（警戒レベル3相当）が表示されたとき。</p> <p>③大雨警報（土砂災害）〔気象庁HP〕において、町域内に「警戒」（警戒レベル3相当）が表示されたとき。</p>	<p>総務課 企画政策課 地域振興課 税務課 住民生活課 福祉保険課 健康増進課 農林課 建設土地改良課 地籍調査課 琴南支所 仲南支所 会計室 学校教育課 生涯学習課 議会事務局 消防本部（消防長の指示による職員） 消防団（待機） 各課及び出先機関の連絡員</p> <p>各課員のうちであらかじめ指名した職員</p>
第2次配備	災害警戒本部体制	<p>以下の状況時において、地区・集落等の個別情報等により判断して、召集する。</p> <p>①災害の警戒体制をおこなう必要が生じたとき。</p> <p>②大雨警報（浸水害）〔気象庁HP〕において、町域内に「非常に危険」（警戒レベル4相当）が表示されたとき。</p> <p>③大雨警報（土砂災害）〔気象庁HP〕において、町域内に「非常に危険」（警戒レベル4相当）が表示されたとき。</p> <p>④土砂災害警戒情報・記録的短時間大雨情報及び指定河川洪水予報（氾濫危険情報）が発表されたとき。</p> <p>⑤避難指示（警戒レベル4）が発令されたとき。</p>	<p>総務課 企画政策課 地域振興課 税務課 住民生活課 福祉保険課 健康増進課 農林課 建設土地改良課 地籍調査課 琴南支所 仲南支所 会計室 学校教育課 生涯学習課 議会事務局 消防本部 消防団 各課及び出先機関の全職員</p> <p>各課員のうちであらかじめ指名した職員</p>

区分	動員配備の基準	動員配備及び所属等
第3次配備	<p>災害対策本部体制</p> <p>以下の状況時において、地区・集落等の個別情報等により判断して、召集する。</p> <p>①相当規模の被害が発生したとき、又は、発生するおそれがあるとき。</p> <p>②大雨警報(浸水害)〔気象庁HP〕において、町域内に「極めて危険」(警戒レベル4相当)が表示されたとき。</p> <p>③大雨警報(土砂災害)〔気象庁HP〕において、町域内に「極めて危険」(警戒レベル4相当)が表示されたとき。</p> <p>④大雨特別警報(浸水害・土砂災害)が発表されたとき</p> <p>⑤通常の組織による対応では、災害応急対策が不十分又は不可能であるとき。</p> <p>(災害対策本部を設置するとき。)</p>	<p>全職員 消防本部 消防団</p>

【その他の災害の場合】

区分	動員配備の基準	動員配備及び所属等
第1次配備	①林野火災が発生したとき。 ②油等流出事故が発生したとき。 ③その他小規模な事故が発生したとき。	総務課 企画政策課 地域振興課 税務課 住民生活課 福祉保険課 健康増進課 農林課 建設土地改良課 地籍調査課 琴南支所 仲南支所 会計室 学校教育課 生涯学習課 議会事務局 消防本部（消防長の指示による職員） 消防団（待機） 各課及び出先機関の連絡員
第2次配備	事故災害本部体制 ①大規模な火災又は爆発が発生したとき。 ②災害を誘発する物質の大量流出等が発生したとき。 ③大規模な列車、航空機等の事故が発生したとき。	総務課 企画政策課 地域振興課 税務課 住民生活課 福祉保険課 健康増進課 農林課 建設土地改良課 地籍調査課 琴南支所 仲南支所 会計室 学校教育課 生涯学習課 議会事務局 消防本部 消防団 各課及び出先機関の全職員
第3次配備	災害対策本部体制 ①上記の事故等により、相当規模の被害が発生したとき。 ②通常の組織による対応では、災害応急対策が不十分又は不可能であるとき。 （災害対策本部を設置するとき。）	全職員 消防本部 消防団

※ 勤務時間外における災害対策本部設置の場合、町庁舎と至近距離に居住する職員のうち、あらかじめ指名した本部事務局等の職員が、緊急に自主参集する。（本部事務局員は、総務班の職員のうち、あらかじめ指名した職員）

(2) 動員体制の確立

ア 各班は、応急救助の実施の円滑を期すため、あらかじめ、資材その他災害物資の調達についての計画を立て、災害発生の場合は、直ちに現場に急送できるよう、関係班との連絡を密にしておく。

イ 物資その他の輸送については、原則として、町有各車両を使用するが、不足の場合

は民間の車両を借上げる。

ウ 町長は、災害応急対策活動に支障のないよう、班員の確保及びその配置について、常に必要な措置をしておく。

エ 各班長は、各班の実情に即して、班員を遺憾のないよう、配置しなければならない。

(3) 動員の方法

ア 勤務時間内における動員

総務課長は、庁内放送、庁内電話及び庁内LANにより、職員に動員の伝達を行う。

庁内放送、庁内電話及び庁内LANが使用できないときは、総務課長は課員の使送により、各課長へ動員の伝達を行う。

動員の伝達を受けた各課長は、職員及び所管する出先機関に伝達する。

イ 勤務時間外における班員の招集

職員は、通信手段が途絶することも考えられるので、災害発生後直ちにラジオ、テレビを視聴し、前記動員配備の基準により自主参集する。

道路の寸断等、交通の状況により勤務場所に登庁できない場合は、次により参集する。

(ア) 本庁又は所属する課の出先機関

(イ) 最寄りの避難所

なお、いずれの場所にも登庁することができない場合、その旨を可能な限りの手段を使って、非常連絡員に連絡する。これができない場合は、上司又は同僚に連絡する。

参集場所に到着するまでの被害状況を、所属の責任者及び総務課へ報告する。

なお、参集にあたっては、被害状況を勘案して自動車（二輪を除く。）を極力使用しない。

(4) 動員の報告

各課長は、出先機関も含めた職員の動員状況を速やかに把握し、総務課長に登庁人員数等を報告する。

(5) 職員の動員配備

町災害対策本部が設置されたときの動員配備は、次による。

ア 本部会議の構成員は、直ちに本部において災害応急対策にあたる。

イ 災害対策本部の各班長及び各班に所属する職員は、直ちに所定の場所において災害応急対策にあたる。

ウ 本部事務局の職員は、災害対策本部において災害応急対策にあたる。

5 新型コロナウイルス感染症対策（本部事務局、福祉・健康班）

災害対策本部の運営等に際して、人と人との接触の低減を図り、「三つの密」（①密閉空間、②密集場所、③密接場面）を避けることをより一層推進する。

【工夫の例】

- ・ 災害対策本部設置場所の工夫
- ・ 災害対策本部設置場所の座席配置の工夫
- ・ 災害対策本部設置場所の換気の徹底
- ・ 手洗い、咳エチケット、マスク着用の徹底
- ・ 共同で使用する物品・機器等の消毒の徹底
- ・ 電話やTV会議システム等の活用

- (1) 災害対策本部のみならず、出先機関での各種会議や広域物資拠点など人が密集することが想定される場所についても、適切な空間の確保への配慮等を行う。
- (2) 大規模な災害の発生時においては、国や他の地方公共団体の応援職員の派遣に備え、災害対策本部と近接した執務スペースを確保する。
- (3) 新型コロナウイルス感染症拡大防止の対応下における災害対策本部のレイアウトは「新型コロナウイルス感染症を踏まえた災害対応のポイント」に示すレイアウト（例）を参考とする。

※ 資料

- 1 まんのう町防災会議条例（資料編 1－（1））
- 2 まんのう町災害対策本部条例（資料編 1－（2））
- 3 まんのう町防災センター条例（資料編 1－（3））
- 4 まんのう町防災会議委員名簿（平成28年度）（資料編 16－（9））

第2節 広域的応援計画

災害時において、町単独での災害応急活動の実施が困難な場合は、県及び防災関係機関等が相互に応援協力し、防災活動に万全を期す。

《実施担当》

本部事務局、総務班、消防本部

1 町の応援要請等（本部事務局、総務班）

(1) 他市町に対する応援要請

町は、町内に災害が発生した場合において、災害応急対策を実施するために必要があると認めるときは、他の市町に対して応援（職員派遣を含む。）を要請する。応援を求められた市町は、災害応急対策のうち、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置については、正当な理由がない限り、応援を行う。（災害対策基本法第67条（応援要請）、地方自治法第252条の17第1項（職員の派遣））

ア 応援要請

他の市町に対し、次の必要事項を記載した文書をもって応援を求める。

ただし、緊急を要し文書をもってすることができないときは、電話又は口頭により要請し、事後速やかに文書を提出するとともに、要請した旨を知事に報告する。

（ア）災害の状況

（イ）応援を要請する理由

（ウ）応援を希望する物資・資材・機械・器具等の品名及び数量

（エ）応援を必要とする活動内容

（オ）その他必要な事項

イ 職員の派遣

次の必要事項を記載した文書で行う。

（ア）派遣を要請する理由

（イ）派遣を要請する職員の職種別人員数

（ウ）派遣を必要とする期間

（エ）派遣される職員の給与その他の勤務条件

（オ）その他必要な事項

(2) 県に対する応援要請等

ア 町は、町内に災害が発生した場合において、災害応急対策を実施するために必要があると認めるときは、県に対し応援（職員派遣を含む。）を求め、又は災害応急対策の実施を要請する。（災害対策基本法第68条（応援要請）、地方自治法第252条の17第1項（職員の派遣））

（ア）応援要請

次の必要事項を記載した文書をもって応援を求める。

ただし、緊急を要し文書をもってすることができないときは、電話又は口頭により要請し、事後速やかに文書を提出する。

- a 災害の状況
- b 応援を要請する理由
- c 応援を希望する物資・資材・機械・器具等の品名及び数量
- d 応援を必要とする活動内容
- e その他必要な事項

なお、本部事務局を通して応援要請を行ういとまのないときは、各班において、県の担当部署に直接要請する。その場合、事後速やかに本部事務局に報告し、町は要請した旨を知事に報告する。

(イ) 職員の派遣要請

次の必要事項を記載した文書で行う。

- a 派遣を要請する理由
- b 派遣を要請する職員の職種別人員数
- c 派遣を必要とする期間
- d 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- e その他必要な事項

イ 町は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、県に対して、他の市町又は指定地方行政機関の職員の派遣について斡旋を求める。(災害対策基本法第 30 条第 2 項 (職員派遣の斡旋要求))

(ア) 職員派遣の斡旋の要請

次の必要事項を記載した文書で行う。

- a 派遣の斡旋を要請する理由
- b 派遣の斡旋を要請する職員の職種別人員数
- c 派遣の斡旋を必要とする期間
- d 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- e その他必要な事項

ウ 町は、県内全市町間の応援協定に基づき、個別の市町に応援を要請するいとまがないときは、県に対して、他の市町への応援の要請を依頼することができる。

(3) 指定地方行政機関、特定公共機関に対する職員派遣の要請

町は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、指定地方行政機関、特定公共機関に対して、当該機関の職員の派遣を要請する。(災害対策基本法第 29 条第 2 項 (職員の派遣の要請))

ア 職員の派遣

次の必要事項を記載した文書で行う。

- (ア) 派遣を要請する理由
- (イ) 派遣を要請する職員の職種別人員数
- (ウ) 派遣を必要とする期間

- (エ) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- (オ) その他必要な事項
- (4) 民間団体等に対する要請

町は、町内における応急措置が的確かつ円滑に行われるようにするため、必要があると認めるときは、民間団体等に対して協力を要請する。

2 消防機関の応援要請（本部事務局、消防本部）

町は、自らの消防力では十分な対応が困難な場合には、消防相互応援協定に基づき協定締結市町に応援を要請する。

(1) 消防相互応援協定

- ア 香川県消防相互応援協定（昭和 61 年 12 月 1 日 8 市長 9 町長 4 事務組合管理者）
- イ 広域消防相互応援協定書（平成 18 年 1 月 10 日 1 市長、1 町長、2 事務組合管理者）

県は、県内の消防力をもってしても対処できないと認めるときは、消防庁に対して、他の都道府県からの応援（緊急消防援助隊の出動要請、広域航空消防応援要請等）を要請する。

消防庁及び県は、消防の応援について近隣市町及び県内全市町による協定の促進等消防相互応援体制の整備に努めるとともに、緊急消防援助隊の充実強化、実践的な訓練等を通じて、人命救助活動等の支援体制の整備に努める。

3 緊急消防援助隊の応援要請（本部事務局、消防本部）

緊急消防援助隊の応援要請は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 44 条に基づき行う。

(1) 県に対する応援要請

町及び消防本部は、災害規模及び災害を考慮して、町及び消防本部の消防力及び県内の消防応援では十分な体制をとることができないと判断した場合は、県に対して応援要請を行うものとする。また、大規模な災害等に際し、町及び消防本部の消防力では対応できず、緊急消防援助隊の応援を受ける必要があると判断したときは、電話により、速やかに知事に連絡するものとする。

なお、県に連絡をとることができない場合は、消防庁に対して直接要請するものとし、事後、速やかにその旨を県に対して報告するものとする。

(2) 被害状況等の報告

町は、緊急消防援助隊の応援要請後、県に対して、次に掲げる事項が明らかになり次第電話により連絡するものとし、詳細な災害の状況及び応援等に必要の隊の種別等に関する書面による連絡は、これらを把握した段階でファクシミリにより速やかに行うものとする（別記様式 1 - 2（応援等要請のための連絡事項））。報告を受けた県は、速やかにその旨を消防庁に対して報告するものとする。

- ア 被害状況

- イ 緊急消防援助隊の応援を必要とする地域
- ウ 緊急消防援助隊の任務
- エ その他必要な情報

【消防庁連絡先】

広域応援室		宿直室（夜間休日）	
TEL 03-5253-7527	FAX 03-5253-7537	TEL 03-5253-7777	FAX 03-5253-7553

4 応援受入体制の確保（本部事務局、総務班、作業班）

町、県等は、応援等を要請した場合、応援の内容、人員、到着日時、場所、活動日程等を確認し、必要となる資機材、施設等を確保し、円滑かつ効果的な応援活動が実施できる受入体制を整備する。特に、ヘリコプターの応援を要請した場合は、臨時離着陸場を準備するとともに、「広域航空応援受援マニュアル」に基づき、受入体制を整備する。

応援者、ボランティア等の受入施設としては、屋内宿泊施設（町民体育館等）を使用し、必要に応じ、屋外宿泊施設（かりんの丘公園）も設置する。

5 他都道府県等への応援（本部事務局）

(1) 相互応援協定に基づく応援

町、県等は、災害の発生を覚知したときは、あらかじめ締結している相互応援協定等に基づき、速やかに情報収集を行うとともに、要請を受けた場合には、早急に出動できる応援体制を整備する。また、通信の途絶等により要請がない場合でも、災害の規模等から緊急を要すると認められるときは、相互応援協定等に基づき、自主的に応援活動を行う。

なお、職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努めるものとする。

(2) 「被災市区町村応援職員確保システム」に基づく応援

県は、被災市区町村応援職員確保システムに関する要綱（平成30年3月23日総務省策定）に基づき、国（総務省）から要請を受けた場合には、早急に出動できる応援体制を整備するものとする。

なお、被災市町村に赴いた際には、災害対応の進捗状況等を的確に把握するとともに、その状況に応じて被災市町村から積極的に人的支援ニーズを把握し、関係省庁及び都道府県との情報共有を図り、必要な職員の応援が迅速に行われるよう努めるものとする。

(3) 災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）の応援派遣

県等は、被災都道府県の要請に基づき、被災地方公共団体の保健医療調整本部及び保健所の総合調整等の円滑な実施を応援するため、災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）の応援派遣を行うものとする。

6 緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等の要請（本部事務局）

大規模自然災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、町は四国地方整備

局等が派遣するリエゾンや各事務所長・首長のホットライン等を通じて、緊急災害対策派遣隊の派遣を要請することができる。緊急災害対策派遣隊は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 被災地における被害状況調査に関する地方公共団体等への支援に関すること。
- (2) 被災地における被害拡大防止に関する地方公共団体等への支援に関すること。
- (3) 被災地の早期復旧を図るため必要となる地方公共団体等への支援に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、緊急災害対策派遣隊が円滑かつ迅速に技術的支援を実施するために必要な事務

第3節 自衛隊災害派遣要請計画

災害時において、人命又は財産の保護のため必要があると認められる場合は、自衛隊法の規定に基づき、災害派遣要請を行う。

《実施担当》

本部事務局、総務班

1 災害派遣要請要求の基準（本部事務局）

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、町長（本部長）が本町、県及び関係機関の機能をもってしてもなお応急措置に万全を期し難いと判断した場合は、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第83条の規定により部隊等の派遣要請を知事に要求する。

2 災害派遣要請の手続等（本部事務局）

自衛隊に対する災害派遣要請は、「災害派遣に関する香川県知事と陸上自衛隊第14旅団長との協定書」に基づき行う。

(1) 災害発生が予想される場合の連絡

災害派遣要請の必要が生じる可能性があるとは判断される場合は、町は県に対して、県は第14旅団に対して、状況判断に必要な情報を可及的速やかに提供する。また、災害派遣要請の可能性が高いときは、必要に応じて、第14旅団に連絡員の派遣を求める。

(2) 町の災害派遣要請の要求

町は、災害派遣を必要とする場合には、次の事項を記載した文書を県に提出し、災害派遣要請を行うよう知事に求める。

ア 災害の情况及び派遣を要請する事由

イ 派遣を希望する期間

ウ 派遣を希望する区域及び活動内容

エ その他参考となるべき事項

ただし、事態が急迫して文書によることができない場合には、電話等で要請し、事後速やかに文書を提出する。

なお、通信の途絶等により県への要求ができない場合には、直接第14旅団に通知することができるものとし、この場合、町は速やかにその旨を県に通知する。

【香川県連絡先】

	危機管理課（NTT）	危機管理課（県防災行政無線）	
平日	TEL 087-832-3183 又は 3242	TEL 200-5062	FAX 200-5801 又は 5802
休日・夜間	TEL 087-832-3115（守衛室）	—	—

【陸上自衛隊第 14 旅団連絡先】

第 3 部 (NTT)		第 3 部 (防災行政無線)	
TEL 0877-62-2311	FAX 0877-62-2311 (内線切替)	TEL 466-502	FAX 466-581

(3) 県は、災害派遣要請の必要があると判断した場合には、文書を第 14 旅団に提出し、自衛隊の派遣を要請する。

ただし、事態が急迫して文書によることができない場合には、電話等で要請し、事後速やかに文書を提出する。

3 自衛隊の自主派遣

(1) 災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、県等の要請を待ついとまがないときは、自衛隊は自ら次の判断基準に基づいて部隊を派遣することができる。

ア 災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められる場合

イ 災害に際し、県等が自衛隊の災害派遣要請を行うことができないと認められる場合に、町、警察等から災害に関する通報を受け、又は部隊等による収集その他の方法により入手した情報等から、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合

ウ 航空機の異常事態を探知する等、災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものである場合

エ その他災害に際し、上記アからウに準じ、特に緊急を要し、県等からの要請を待ついとまがないと認められる場合

上記の場合においても、できる限り早急に県等に連絡し、密接な連絡調整のもとに適切かつ効率的な救援活動を実施するよう努める。また、自主派遣の後に、県等からの要請があった場合には、その時点から当該要請に基づく救援活動を実施する。

(2) 庁舎、営舎その他の防衛省の施設又はこれらの近傍に、火災その他の災害が発生した場合、自衛隊は部隊を派遣することができる。

4 派遣部隊の業務

派遣部隊は、主として人命及び財産の保護のため、町、県及び防災関係機関と緊密に連携、協力して、次に掲げる業務を行う。

(1) 被害状況の把握

車両、航空機等状況に適した手段により、情報収集を行って、被害の状況を把握する。

(2) 避難の援助

避難指示等が発令され、安全面の確保等必要がある場合は、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。

(3) 遭難者等の捜索救助

行方不明者、負傷者等が発生した場合は、他の活動に優先して捜索救助を行う。

(4) 水防活動

堤防、護岸等の決壊に対して、土のうの作成、運搬、積込み等の水防活動を行う。

(5) 消防活動

大規模火災に対して、利用可能な消火資機材等をもって、消防機関に協力して消火活動を行う。（消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用する。）

(6) 道路又は水路の啓開

道路若しくは水路が損壊し、又は障害物がある場合は、それらの啓開又は除去にあたる。（ただし、放置すれば、人命、財産にかかわると考えられる場合）

(7) 応急医療、救護及び防疫

被災者に対して、応急医療、救護及び防疫を行う。（薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用する。）

(8) 通信支援

緊急を要し、他に適当な手段がない場合に、通信の支援を行う。

(9) 人員及び物資の緊急輸送

救急患者、医師その他救助活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を行う。

(10) 炊飯及び給水

被災者に対して、炊飯及び給水を行う。

(11) 救援物資の無償貸与又は譲与

「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令（昭和 33 年総理府令第 1 号）」に基づき、被災者に対して、救援物資を無償貸付し、又は譲与する。

(12) 危険物の保安及び除去

自衛隊の能力上可能なものについて、火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を行う。

(13) その他

その他自衛隊の能力で対処可能なものについては、要請によって所要の措置を行う。

5 派遣部隊の受入（本部事務局）

町は、派遣を受ける場合、次に掲げる事項に留意して受入体制を準備し、派遣部隊の活動が十分に達成できるよう努める。

(1) 派遣部隊との連絡員を指名する。

(2) 到着後、派遣部隊の作業が速やかに開始できるよう、必要な資機材を準備する。

(3) 派遣部隊を目的地に誘導するとともに、作業が他の機関の活動と競合重複することがないように、最も効果的に作業が分担できるよう配慮する。

(4) 集結地（宿泊施設、駐車場等を含む。）、臨時離着陸場等必要な施設を確保するとともに、災害対策本部又はその近傍に自衛隊の連絡調整所（室）を確保する。

6 撤収要請（本部事務局）

町は、県、派遣部隊等と協議し、派遣の必要がなくなると認めた場合は、県に対して、

派遣部隊の撤収の要請を要求する。

7 経費の負担（総務班）

自衛隊の救援活動に要した経費は、原則として派遣を受けた町が負担し、その内容はおおむね次のとおりである。

なお、疑義が生じた場合、又はその他必要経費が生じた場合は、その都度協議する。

- (1) 救援活動に必要な資機材（自衛隊装備に係るものは除く。）等の購入費、借上料、運搬費、修理費等
- (2) 派遣部隊の宿営及び救援活動に必要な土地、建物等の使用料及び借上料
- (3) 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱水費、電話等通信費等
- (4) 救援活動の実施に際し、生じた損害の補償
- (5) 県等が管理する有料道路の通行料

※ 資料

- 1 様式第 27 号（派遣要請書）（資料編 15－（27））
- 2 様式第 28 号（撤収要請書）（資料編 15－（28））

第4節 気象情報等伝達計画

気象の予報・特別警報・警報等の情報を一刻も早く町民等に伝達するため、迅速かつ的確な情報収集、伝達等の方法等について定める。

《実施担当》

本部事務局、総務班、各課長、各支所長

1 風水害関係（総務班）

高松地方気象台は、大雨や強風などの気象現象によって、災害が起こるおそれのあるときには「注意報」を、重大な災害が起こるおそれのあるときには「警報」を、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合には「特別警報」を、現象の危険度と雨量、風速、潮位等の予想値を時間帯ごとに明示して、県内の市町ごとに発表する。また、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫、竜巻等による激しい突風、落雷等については、実際に危険度が高まっている場所を「危険度分布」等で発表する。

(1) 警戒レベルを用いた防災情報の提供

警戒レベルとは、災害発生のおそれの高まりに応じて「町民等がとるべき行動」を5段階に分け、「町民等がとるべき行動」と「当該行動を町民等に促す情報」とを関連付けるものである。

「町民等がとるべき行動」、「行動を町民等に促す情報」及び「行動をとる際の判断に参考となる情報(警戒レベル相当情報)」をそれぞれ警戒レベルに対応させることで、出された情報からとるべき行動を直感的に理解できるよう、災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供する。

なお、町民等は「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、避難指示等が発令された場合はもちろんのこと、発令される前であっても行政等が出す防災気象情報に十分留意し、災害が発生する前に自らの判断で自発的に避難行動をとることが重要である。

(2) 特別警報・警報・注意報・情報等

ア 特別警報

大雨、大雪、暴風、暴風雪が特に異常であるため重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合、その旨を警告して行う予報

種類	発表基準等
大雨特別警報	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、重大な災害が発生するおそれが著しく大きい場合。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害が既に発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる必要があることを示す警戒レベル5に相当。
大雪特別警報	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想され、重大な災害が発生するおそれが著しく大きい場合

種類	発表基準等
暴風特別警報	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想され、重大な災害が発生するおそれ著しく大きい場合
暴風雪特別警報	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想され、重大な災害が発生するおそれ著しく大きい場合。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。

イ 警報

大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪によって重大な災害の起こるおそれがある場合、その旨を警告して行う予報

種類	発表基準等
大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。大雨警報（土砂災害）は、高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
洪水警報	融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な災害として、河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。

ウ 注意報

大雨、洪水、大雪、強風、風雪等によって災害が起こるおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報

種類	発表基準等
大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
洪水注意報	河川の上流域での降雨などにより河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
風雪注意報	雪を伴う強風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「強風による災害」に加え「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意を呼びかける。
濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。

種類	発表基準等
雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる。
乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
なだれ注意報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想される場合で、具体的には低温のために農作物などに著しい被害が発生したり、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害の起こるおそれがあるときに発表される。
※融雪注意報	
※着氷注意報	

※ 本地域における当該現象による災害がきわめて稀であり、災害との関係が不明確であるため、具体的な基準を定めていない警報・注意報についてはその欄を空白でそれぞれ示している。

エ 警報等の発表基準

(令和2年8月6日現在) 発表官署 高松地方気象台

まんのう町	府県予報区		香川県	
	一次細分区域		香川県	
	市町等をまとめた地域		中讃	
警報	大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準	15
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準	117
	洪水	流域雨量指数基準	財田川流域=11.2、金倉川流域=9.8	
		複合基準*1	土器川流域= (8, 17.4)	
		指定河川洪水予報による基準	土器川 [祓川橋 (丸亀区域)・祓川橋 (まんのう区域)]	
	暴風	平均風速	20m/s	
	暴風雪	平均風速	20m/s 雪を伴う	
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ 15cm	
	波浪	有義波高		
高潮	潮位			
注意報	大雨	表面雨量指数基準	10	
		土壌雨量指数基準	88	
	洪水	流域雨量指数基準	財田川流域=8.9、金倉川流域=7.8	
		複合基準*1	金倉川流域= (8, 6.2), 土器川流域= (8, 12.4)	
		指定河川洪水予報による基準	土器川 [祓川橋 (丸亀区域)・祓川橋 (まんのう区域)]	
	強風	平均風速	12m/s	
	風雪	平均風速	12m/s 雪を伴う	
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ 5 cm	
	波浪	有義波高		
	高潮	潮位		
	雷	落雷等により被害が予想される場合		
	融雪			
	濃霧	視程	100m	
	乾燥	最小湿度 35%で実効湿度 60%		
	なだれ	①積雪の深さ 20cm 以上あり降雪の深さ 30cm 以上 ②積雪の深さ 50cm 以上あり最高気温 8℃以上又はかなりの降雨*2		
	低温	最低気温 - 4℃以下*3		
	霜	晩霜期 最低気温 3℃以下		
	着氷			
	着雪	24時間降雪の深さ：20cm 以上 気温：-1℃~2℃		
	記録的短時間大雨情報	1時間雨量	90mm	

*1 (表面雨量指数, 流域雨量指数) の組み合わせによる基準値を表しています。

*2 気温は高松地方気象台の値

*3 気温は高松地方気象台の値

(1) 地震や火山の噴火等、不測の事態により気象災害にかかわる諸条件が変化し、通常の基準を適用することが適切でない状態となることがある。このような状態がある程度長期間継続すると考えられる場合には、特定の警報・注意報について、対象地域を必要最小限の範囲に限定して「暫定基準」を設定し、通常より低い基準で運用することがある。

【大雨及び洪水警報・注意報基準表の解説】

(1) 大雨警報については、雨量基準に到達することが予想される場合は「大雨警報 (浸水害)」、土壌雨量指数基準に到達すると予想される場合は「大雨警報 (土砂災害)」、両基準に到達すると予想される場合は「大雨警報 (土砂災害、浸水害)」として発表する。

(2) 土壌雨量指数基準値は1 km 四方毎に設定しているが、土壌雨量指数基準には、市町等の域内における基準値の最低値を示している。

(3) 洪水の欄中、「〇〇川流域=30」は、「〇〇川流域の流域雨量指数 30 以上」を意味する。

(4) 大雨及び洪水の欄中において、「平坦地」とはおおむね傾斜が 30 パーミル以下で、都市化率（ここでは、国土数値情報の土地利用情報に基づき、(建物用地+幹線交通用地) / (すべて-河川・湖沼・海浜・海水) として算出) が 25 パーセント以上の地域を表し、「平坦地以外」はそれ以外の地域を示す。

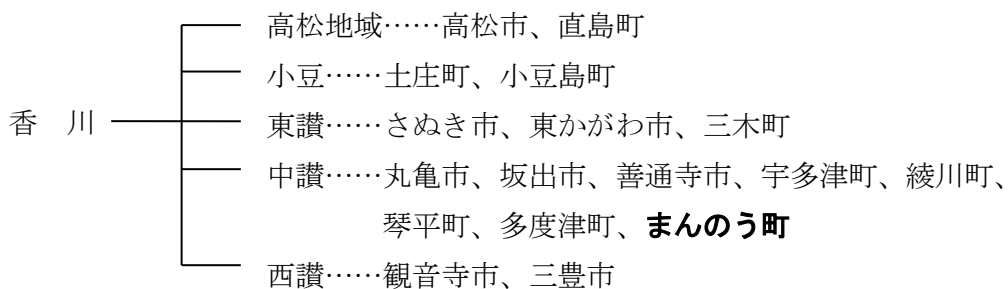
(5) 洪水の欄中、「指定河川洪水予報による基準」の「土器川 [祓川橋 (丸亀区域)・祓川橋 (まんのう区域)]」は、洪水警報においては「指定河川である土器川に発表された洪水予報において、祓川橋基準観測点で氾濫警戒情報、又は、氾濫危険情報の発表基準を満たしている場合に洪水警報を発表する」ことを、洪水注意報においては、同じく「祓川橋基準観測点で氾濫注意情報の発表基準を満たしている場合に洪水注意報を発表する」ことを意味する。

(参考) 土壌雨量指数：土壌雨量指数は、降雨による土砂災害発生の危険性を示す指標で、土壌中に貯まっている雨量の量を示す指数。解析雨量、降水短時間予報をもとに、5 km 四方の領域ごとに算出する。(一般向け記載の例：降った雨が、どれだけ土中に貯まっているかを数値化したもので、この指数値以上が予測される場合に警報、あるいは注意報が発表されます。より大きな指数数値が予測されるほど、また、大きな指数数値が解析されるほど注意・警戒度が高くなります。)

(参考) 流域雨量指数：流域雨量指数は、降雨による洪水災害発生の危険性を示す指標で、対象となる地域・時刻に存在する流域の雨水の量を示す指数。解析雨量、降水短時間予報をもとに、5 km 四方の領域ごとに算出する。(一般向け記載の例：降った雨が、どれだけその川に集まってくるかを数値化したもので、この指数値以上が予測される場合に警報、あるいは注意報が発表される。より大きな指数数値が予測されるほど、また、大きな指数数値が解析されるほど注意・警戒度が高くなります。)

オ 特別警報・警報・注意報の地域名称

特別警報・警報・注意報については、該当する市町を明示して発表されるが、報道等では以下のように市町をまとめた地域名称が使用される場合がある。



カ 大雨警報・洪水警報の危険度分布等

種 類	概 要
大雨警報（土砂災害）の危険度分布	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1 km 四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することが

種 類	概 要
	<p>できる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「非常に危険」（うす紫）、「極めて危険」（濃い紫）：避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
大雨警報（浸水害）の危険度分布	<p>短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。</p>
洪水警報の危険度分布	<p>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路に沿って5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「非常に危険」（うす紫）：避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。

キ 早期注意情報（警報級の可能性）

5日先までの警報級の現象の可能性が〔高〕、〔中〕の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、2日先から5日先にかけては日単位で発表される。大雨に関して、翌日までの期間に〔高〕又は〔中〕が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。

ク 気象情報

（ア）全般気象情報、四国地方気象情報、香川県気象情報

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表される。気象情報には台風、大雨等、対象とする現象に応じて様々な種類がある。

重大な災害が差し迫っている場合には、一層の警戒を呼び掛けるため、見出しのみの短文で伝える香川県気象情報が発表される。

（イ）記録的短時間大雨情報

県内で、数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨を対象として、大雨警報発表中に記録的な1時間雨量（90mm以上）を観測又は解析（気象レ

一ダーと地上の雨量計を組み合わせた分析) した場合に発表される。

この情報が発表されたときは、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫といった災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所については、警報の「危険度分布」で確認することができる。

【例】

香川県記録的短時間大雨情報第1号
令和××年△△月〇〇日 02時55分
気象庁発表
02時30分香川県で記録的短時間大雨
まんのう町付近で約110ミリ
三豊市付近で約90ミリ

(ウ) 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、香川県全域に対して発表される。また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺でさらなる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨が香川県全域に対して発表される。なお、実際に危険度が高まっている場所については竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。この情報の有効期間は、発表からおおむね1時間である。注意すべき状況が続く場合には、竜巻注意情報を再度発表する。

【例】

香川県竜巻注意情報第1号
令和××年4月20日10時27分気象庁発表

香川県は、竜巻などの激しい突風が発生しやすい気象状況になっています。

空の様子に注意してください。雷や急な風の変化など積乱雲が近づく兆しがある場合には、頑丈な建物内に移動するなど、安全確保に努めてください。落雷、ひょう、急な強い雨にも注意してください。

この情報は、20日11時30分まで有効です。

ケ 特別警報・警報・注意報・情報等の伝達

高松地方気象台は、特別警報・警報・注意報等を発表した場合、気象警報等の伝達系統図に従い、県及び関係機関に伝達するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて、町民等に周知するように努める。

県は、高松地方気象台から送られてきた特別警報・警報・注意報等を県防災情報システムで登録者の携帯電話端末等にメール配信するとともに、県防災行政無線により町、消防本部へ一斉同報する。

特に、県は気象等に関する特別警報について通知を受けたとき又は自ら知ったときは、直ちに町へ通知する。町は気象等に関する特別警報について通知を受けたとき又は自ら知ったときは、下表の例のように、避難指示の判断材料などに活用するほか、直ちに町民に対し、行政放送告知施設、広報車の巡回、緊急速報メール等、消防団や自主防災組織による伝達周知の措置等により周知を図る。

また、町及び県は、特別警報・警報・注意報等の通知を受けたとき又は洪水等のおそれがあるときは、雨量や水位などの変動を監視するとともに、災害危険箇所等における情報を収集する。

【気象警報等発表時における町や町民の対応例】

町の対応	町民の行動	気象警報等の種類					
		大雨		暴風	大雪	暴風雪	
		(土砂災害)	(浸水害)				
<ul style="list-style-type: none"> 担当職員の連絡態勢確立 気象情報や雨量の状況を収集 注意呼びかけ 警戒すべき区域の巡回 	<ul style="list-style-type: none"> 気象情報に気をつける テレビ、ラジオ、気象庁HPなどから最新の気象情報を入手 窓や雨戸など家の外の点検 避難所の確認 非常持出品の点検 	大雨注意報		強風注意報	大雪注意報	風雪注意報	
<ul style="list-style-type: none"> 警報の町民への周知 避難所の準備、開設 必要地域に高齢者等避難 応急対応態勢確立 必要地域に避難指示 避難の呼びかけ 	<ul style="list-style-type: none"> 避難の準備をする 危険な場所に近づかない 日頃と異なったことがあれば、役場などへ通報 暴風警報については、安全な場所に退避 	土砂災害警戒情報	大雨警報(土砂災害)	大雨警報(浸水害)	暴風警報	大雪警報	暴風雪警報
<ul style="list-style-type: none"> 特別警報が発表され非常に危険な状況であることの町民への周知 直ちに最善を尽くして身を守るよう町民に呼びかけ 	<ul style="list-style-type: none"> 直ちに命を守る行動をとる(避難所へ避難するか、外出することが危険な場合は家の中で安全な場所にとどまる) 		大雨特別警報(土砂災害)	大雨特別警報(浸水害)	暴風特別警報	大雪特別警報	暴風雪特別警報

(3) 土砂災害警戒情報

ア 土砂災害警戒情報の発表

大雨警報(土砂災害)の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、町の避難指示等の発令や町民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町を特定して警戒を呼びかける情報で、香川県と高松地方気象台から共同で発表される。なお、これを補足する情報である大雨警報(土砂災害)の危険度分布(土砂災害警戒判定メッシュ情報)で、実際に危険度が高まっている場所を確認することができる。避難が必要とされる警戒レベル4に相当。

県は、気象台と土砂災害警戒情報の発表について協議する早い段階から、町に対して土砂災害の危険性が高まっている地域の情報などについて助言する。

イ 土砂災害警戒情報の伝達

土砂災害警戒情報を発表した際には、気象情報の伝達系統図に準じて高松地方気象台は関係機関へ伝達するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて、町民等に周知させるよう努める。

また、県は、町、消防本部へ県防災行政無線の一斉同報により通知するとともに、町民等に対して、携帯電話の一斉同報機能を活用した緊急速報メール配信（エリアメール等）を活用し、周知する。

ウ 利用にあたっての留意事項

土砂災害警戒情報の利用にあたっては、個々の災害発生箇所・時間・規模等を詳細に特定するものではないこと、がけ崩れなど表層崩壊等による土砂災害を対象としており、深層崩壊、山体崩壊、地すべり等は対象としていないことに留意する必要がある。

また、町が行う避難指示等の発令にあたっては、土砂災害警戒情報を参考にしつつ、個別の溪流・斜面の状況、気象状況等も合わせて総合的に判断する。

また、町は、土砂災害警戒情報が発表された場合に、直ちに避難指示等を発令することを基本とする。

(4) 土砂災害防止法に基づく土砂災害緊急情報

ア 緊急調査

重大な土砂災害の急迫した危険があるときにおいて、特に高度な専門的知識及び技術が必要である場合（土石流及び河道閉塞による湛水等の高度な技術を要する土砂災害）は国が、その他の場合は、県が緊急調査を行う。

イ 土砂災害緊急情報の通知及び周知

国又は県は、町の避難指示の判断に資するため、緊急調査の結果に基づき、土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する情報を、町に通知するとともに、一般に周知するため必要な措置を講ずる。

（ア）町への通知

国及び県は、緊急調査の結果、土砂災害緊急情報を通知する必要がある場合においては、関係市町に対し通知するものとする。

（イ）報道機関等への発表

国及び県は、土砂災害緊急情報を通知した場合においては、緊急情報を通知した旨、報道機関等に発表する。

(5) 洪水予報

水防法第10条第2項及び気象業務法第14条の2第2項の規定により洪水予報を行う河川については、国土交通省香川国道事務所と高松地方気象台が、雨量、水位、水量等を示して洪水予報を発表する。

【洪水予報の種類と解説】

河川の増水や氾濫等に対する水防活動の判断や町民の避難行動の参考となるように、あらかじめ指定した河川について、区間を決めて水位又は流量を示して発表される警報及び注意報である。

種類	標題	概要
洪水警報	氾濫発生情報	洪水予報区間内で氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。 新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。
	氾濫危険情報	基準地点の水位が氾濫危険水位に達したとき、氾濫危険水位以上の状態が継続しているときに発表される。 いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難指示等の発令の判断の参考とする。
	氾濫警戒情報	基準地点の水位が氾濫危険水位に達すると見込まれるとき、避難判断水位に達しさらに水位の上昇が見込まれるときに発表される。 避難準備等の氾濫発生に対する警戒を求める段階であり、高齢者等避難の発令の判断の参考とする。
洪水注意報	氾濫注意情報	基準地点の水位が氾濫注意水位に達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき、避難判断水位に達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。 氾濫の発生に対する注意を求める段階である。

なお、洪水予報の発表をしたときは、直ちに関係機関に通知連絡する。当該河川の水位又は流量の予報に関する基準地点、及び担当官署は、次のとおりとする。

【洪水予報の実施河川・区域・基準地点・担当官署】

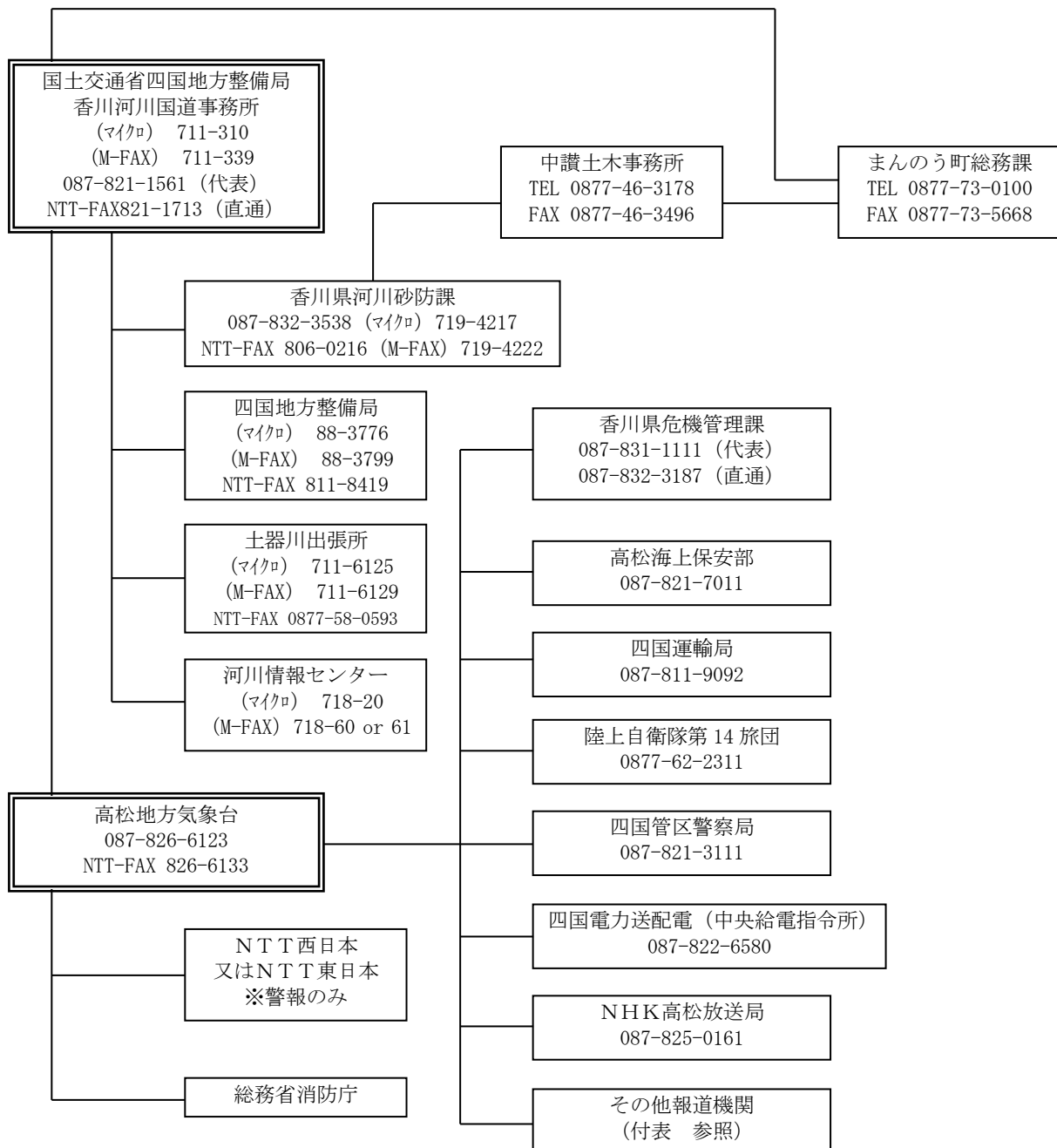
水系名及び河川名	実施区間	水位又は流量の予報に関する基準地点	担当官署名
土器川水系 土器川	左岸 香川県仲多度郡まんのう町炭所西2,232番地先 右岸 香川県仲多度郡まんのう町炭所西289番地先	祓川橋 香川県仲多度郡まんのう町羽間1841-1	国土交通省 四国地方整備局 香川河川国道事務所 高松地方气象台

【洪水予報の内容・発令基準・実施方法】

予報の種類	発表基準
氾濫注意情報 (洪水注意報)	基準地点(祓川橋)の水位が氾濫注意水位(レベル2水位)(3.7m)に達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき。
氾濫警戒情報 (洪水警報)	基準地点(祓川橋)の水位が一定時間後に氾濫危険水位(レベル4水位)(4.3m)に達することが見込まれるとき、あるいは、避難判断水位(レベル3水位)(4.0m)に達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき。

予報の種類	発 表 基 準
氾濫危険情報 (洪水警報)	基準地点(祓川橋)の水位が、氾濫危険水位(レベル4水位)(4.3m)に達したとき。
氾濫発生情報 (洪水警報)	洪水予報区間において氾濫が発生したとき。
解除	降雨・水位の状況から、基準地点の水位が氾濫注意水位(レベル2水位)を下回り、洪水による被害が生じるおそれのなくなったとき。

【洪水予報の伝達系統図】



【洪水予報の伝達系統図 付表 洪水予報の伝達先】

伝達先	伝達方法	担当官署
香川県河川砂防課（水防本部）	E-mail 及び電話	香川河川国道事務所
まんのう町総務課	〃	
河川情報センター	〃	
香川県危機管理課	気象情報伝送処理システム	高松地方気象台
四国管区警察局	防災情報提供システム（専用線）	
高松海上保安部	〃	
四国運輸局	〃	
陸上自衛隊第14旅団	〃	
四国電力送配電（中央給電指令所）	〃	
NHK 高松放送局	〃	
西日本放送（RNC）	防災情報提供システム （専用線以外）	
瀬戸内海放送（KSB）	〃	
山陽放送（RSK）	〃	
四国新聞社	〃	
共同通信社	〃	
NTT 西日本又はNTT 東日本	気象情報伝送処理システム	
総務省消防庁	〃	

(6) 県は、洪水により相当な損害を生ずるおそれがあると認めて指定した、県が管理する河川について、水防上必要があるときは、水防警報を公表し、関係水防管理者その他水防に関係のある機関に通知する。

(7) 県は、洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるとして指定した、県が管理する河川について、氾濫危険水位を定め、水位がこれに達したときは、その旨を水位を示して関係水防管理者等に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて、町民に周知する。

水位が氾濫危険水位に到達した場合は、町は避難指示等の発令を判断する。

また、県は、河川の水位が「氾濫危険水位」以下であっても、「浸透」「侵食」の危険が高まったと判断される場合には、町等へ情報提供するとともに、水防団への監視の強化の要請を行う。

2 火災気象通報等（総務班）

(1) 火災気象通報

高松地方気象台は、気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、消防法第22条の規定により、その状況を知事に通報する。知事は、速やかに町に通報する。

高松地方気象台が香川県へ通報する火災気象通報は次のとおり。

ア 通報基準

「乾燥注意報」及び「強風注意報」の基準と同一とする。ただし、通報基準に該当する場合であっても、降雨及び降雪時には通報しないことがある。

イ 対象とする区域

警報・注意報の二次細分区域（市町単位）を用いる。

ウ 通報内容及び時刻

毎日5時頃に、翌日9時までの気象状況の概要を気象概況として香川県に通報する。この際、通報基準に該当、又は該当するおそれがある場合、火災気象通報として通報し、注意すべき事項を付加する。

また、直前の通報内容と異なる見通しとなった場合は、その旨を随時に通報する。

(2) 火災警報

町は、知事から火災気象通報を受けたとき又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、火災に関する警報を発令することができる。

3 異常現象発見者の通報義務等（本部事務局、総務班）

(1) 異常現象発見者の通報

災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、遅滞なくその旨を町又は警察に通報しなければならない。通報を受けた警察は、その旨を速やかに町に報告する。

この通報を受けた町は、その旨を速やかに県（危機管理課）又は災害対策本部が設置されているときは同本部、高松地方気象台、警察署、中讃土木事務所その他関係があると認められる県の出先機関及び地方行政機関に通報する。町は、これら通報と同時に、町民その他関係の公私の団体に周知するとともに、とるべき必要な措置について指示する。

(2) 通報すべき異常現象

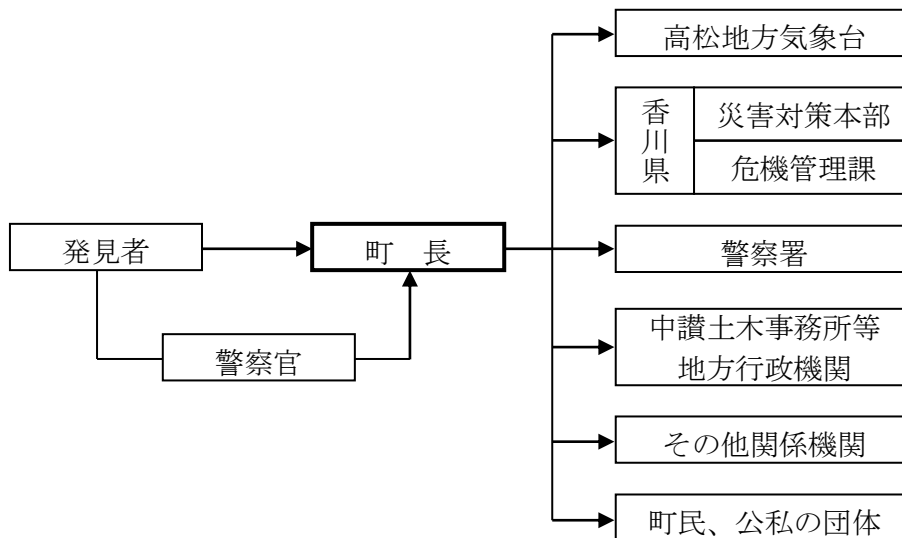
ア 異常な出水、山崩れ、地すべり、堤防決壊等で大きな災害となるおそれがあるとき。

イ たつまき、強いひょうがあったとき。

ウ 河川の異常水位等があったとき。

エ 土砂災害に関する前兆現象を確認したとき。

【異常現象発見時の伝達系統図】



4 町民等への伝達等

町及び県は、様々な環境下にある町民、要配慮者利用施設や施設管理者等及び職員に対して警報等が確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、行政放送告知施設、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、Lアラート（災害情報共有システム）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ等の多様な伝達手段を活用するものとする。

5 砂防情報システムによる通報（本部事務局、総務班）

「土砂災害発生危険に関する基準降雨量」は、県が整備した砂防情報システムにおいて、雨量観測局ごとに、WL：警戒基準、EL：避難基準、CL：土砂災害発生危険基準の雨量が設定されており、警戒及び避難基準に達した場合に、自動的に電話通報装置により音声で町に通報される。

町は、今後の雨の降り方等を踏まえ、土砂災害危険箇所付近の町民に対して、高齢者等避難の伝達、避難指示等を行う。

6 町における予警報の伝達要領（全班）

(1) 町における措置

県（高松地方気象台）から町に通報される警報、注意報、火災予防のための気象通報及び情報は総務課が受領するとともに、総務課長は以下の事項を処理する。また、総務課長から伝達を受けた関係各課長は、速やかにその内容に応じた適切な措置を講ずるとともに関係出先等へ伝達する。

ア 台風又は大雨に関する警報注意報又は情報を受領した場合、速やかに町長、副町長及び教育長に報告するとともに関係各課に伝達する。

イ 警報及び注意報のうち、特に庁内への周知を要すると認めるものについて、庁内放

送等所要の措置を行う。

ウ 上司の命令があったとき、又は状況により自らが必要と認めるときは、所要の対策通報を速やかに関係先へ伝達するとともに、関係先へ所要の連絡を行う。

エ 前各項の周知徹底のため、あらかじめ関係者との間に警報等の受領伝達その他の取扱いに関して必要な事項を協議しておくとともに、夜間及び停電時における受領、伝達についても支障のないようにする。

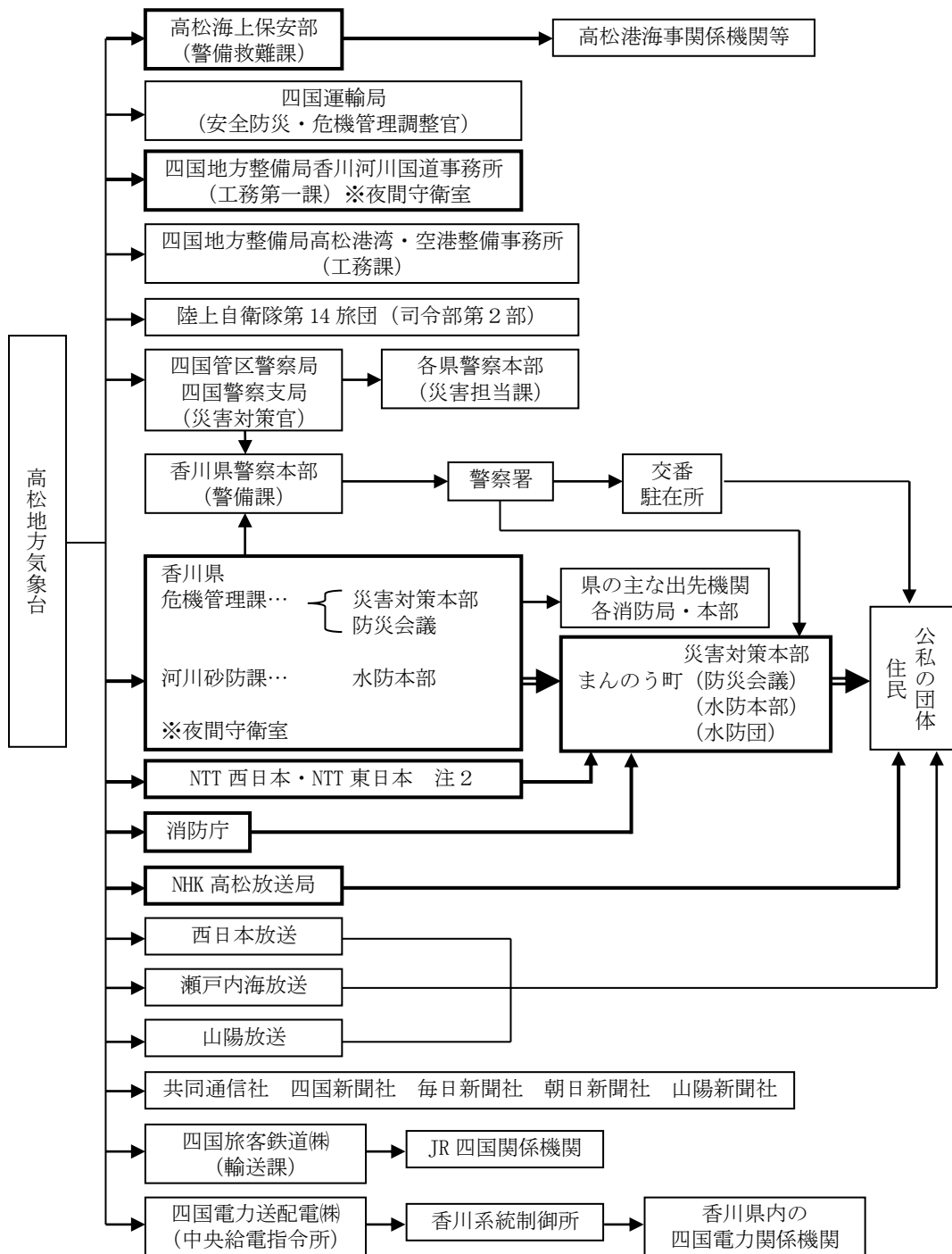
(2) 支所及び関係出先における措置

琴南支所及び仲南支所並びに関係出先の長は、それぞれの伝達先から警報を受領したとき及び台風又は大雨に関する情報を受領したときは、その内容に応じた適切な措置を講ずるとともに、ラジオやテレビ等により、当該気象その他の状況を聴取するよう努める。

※ 資料

水位、雨量、風向、風速観測所（資料編 5－（1））

【気象警報等の伝達系統図】



(注) 1 太線は、法令（気象業務法等）に規定される伝達経路を示す。二重の太線は、特別警報が発表された際に、通知若しくは周知の措置が義務づけられている伝達経路を示す。
 2 NTT西日本・NTT東日本へは特別警報及び警報の発表及び解除だけを通知する。

第5節 災害情報収集伝達計画

災害応急対策を実施するうえで不可欠な被害情報、応急措置情報等を、防災関係機関の緊密な連携のもと迅速かつ的確に収集、伝達し、情報の共有化を図る。

《実施担当》

本部事務局、総務班、住民班、消防本部、消防団

1 情報の収集伝達

(1) 被害規模の早期把握のための活動

- ア 町及び県は、災害発生直後において、概括的被害情報、ライフライン被害の範囲、医療機関へ来ている負傷者の状況等、被害の規模を推定するための関連情報を収集する。
- イ 町は、消防団等の巡視活動を通じ被害状況を把握するとともに、119番通報の殺到状況等の情報を収集する。
- ウ 県は別図の経路により被害情報等の収集伝達を行う。町は可能な限り関係各課にわたる被害情報等を取りまとめて報告する。

(2) ライフライン機関からの情報収集

- ア 四国電力(株)、四国電力送配電(株)
- イ 四国ガス(株)、LPガス取扱機関
- ウ 西日本電信電話(株)
- エ 四国旅客鉄道(株)
- オ 高松琴平電気鉄道(株)
- カ 琴平バス(株)

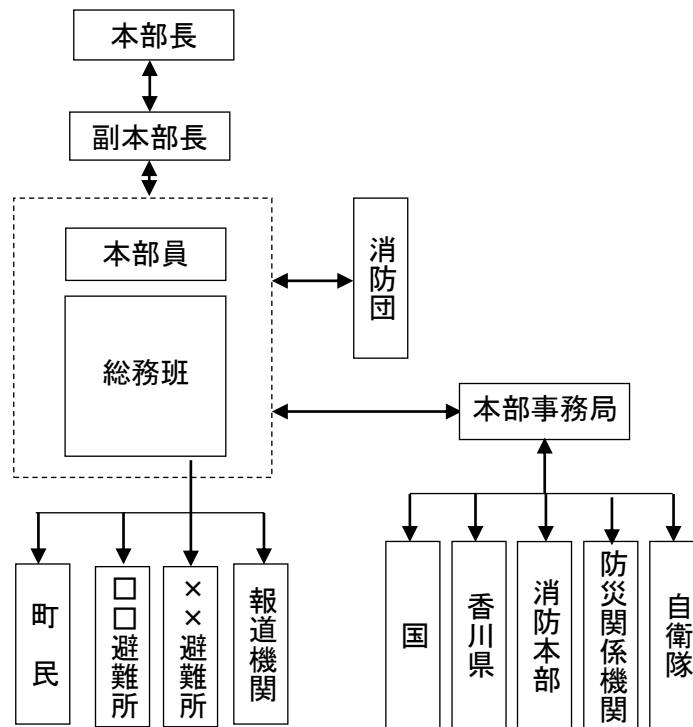
(3) 情報収集手段

- ア 電話（携帯電話含む。）による聞き取り収集
- イ 香川県防災行政無線電話による関係市町等からの情報収集
- ウ 町行政放送告知施設・車載及び携帯無線機を利用したの現地情報収集
- エ テレビ、ラジオ、インターネット、CATV等による情報収集

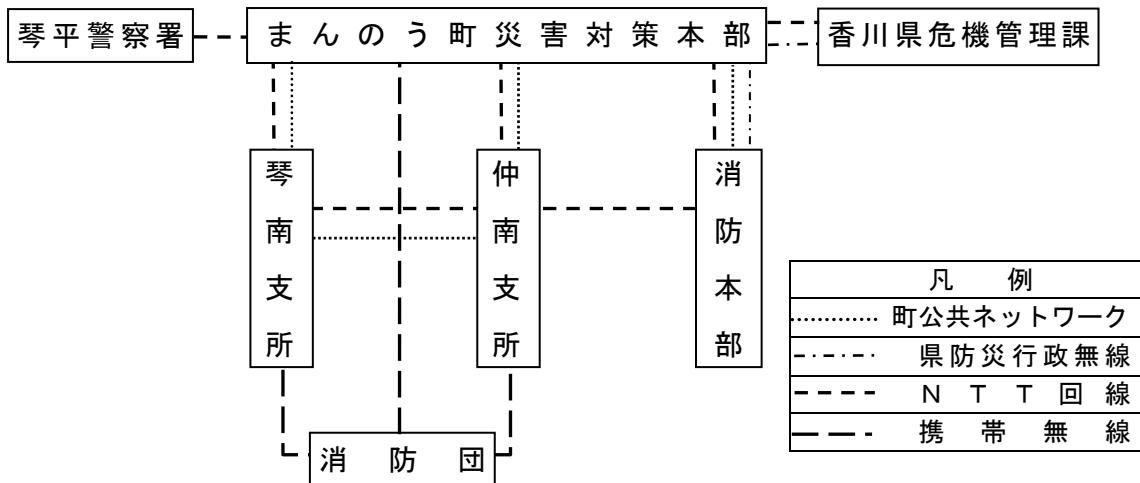
(4) 伝達系統

- ア 次図のように各班で収集した情報を本部事務局に報告する。
- イ 避難所に関する情報の収集伝達は総務班を通じて行う。
- ウ 国、県及び防災関係機関等との連絡は、本部事務局が行い、災害応急活動が円滑に実施されるように努める。
- エ 町民及び報道機関に対する被害情報等の広報は、総務班を通じて行う。
- オ 町民に対する広報車による広報活動は、総務班が行う。
- カ 町民等からの要望事項等を把握するとともに、各種問合せに対応するための広聴活動は総務班を通じて行う。

【伝達系統図】



【情報伝達通信系統図】



2 県等に対する報告（本部事務局、総務班、消防本部）

(1) 報告の必要な災害

災害対策基本法第 53 条第 1 項並びに消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 40 条に基づく「災害報告取扱要領」及び「火災・災害等即報要領」に基づき、町が県等に被害状況及びこれに対して執られた措置の概要を報告する。また、報告すべき災害の基準は、原則として、次のとおりである。

- ア 災害救助法の適用基準に合致するもの
- イ 町が災害対策本部を設置したもの

- ウ 災害が2都道府県以上にまたがるもので、一の都道府県における被害は軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの
- エ 災害による被害に対して国の特別の援助を要するもの
- オ 災害による被害は当初は軽微であっても今後ア～エの要件に該当する災害に発展するおそれがあるもの
- カ 災害が発生し、町の区域内で震度4以上を記録したもの
- キ その他災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて、報告する必要があると認められるもの

(2) 報告の方法

- ア (1)の被害状況等の報告は、消防組織法第40条に基づく災害報告取扱要領及び火災・災害等即報要領により行う。
- イ 県に対しての第一報は、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、わかる範囲で報告する。

(3) 報告要領

ア 災害概況即報（災害発生直後の被害の第1次情報の収集伝達）

町は、「災害概況即報」により人的被害の状況（行方不明者の数を含む。）、建築物の被害状況、火災、土砂災害の発生状況等の情報を収集し、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ報告する。

なお、県に報告できない場合は、直接消防庁へ被害情報を報告し、事後速やかにその旨を県に報告する。特に行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、町は、住民登録の有無にかかわらず、当該町の区域内で行方不明となった者について、警察本部等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努める。

また、119番通報が殺到した場合には、その状況を直ちに消防庁及び県に報告する。

イ 被害状況即報（一般被害情報、応急対策活動状況等の収集伝達）

町、県及び防災関係機関は、積極的に県防災情報システムを活用し、各種情報の収集伝達を行うとともに、情報の共有化を図る。

(ア) 町は、「被害状況即報」により被害状況、応急対策活動状況、災害対策本部設置状況、応援の必要性等を県に連絡する。また、県は、自ら実施する応急対策活動状況等を町に連絡する。

(イ) 町、県及び防災関係機関は、応急対策活動情報に関し、必要に応じて相互に緊密な情報交換を行う。

ウ 確定報告

災害が終了して被害が確定したときに調査し「災害確定報告」により行う。災害復旧対策事業の基礎資料となるものであるので正確を期して行う。

エ 被害状況調査担当

調査事項	調査担当班係
人的被害	消防本部、総務班、住民班
住家被害	総務班、住民班、作業班
非住家被害	総務班、住民班、作業班
町庁舎等の被害	総務班
社会福祉施設等の被害	総務班、福祉・健康班
農林水産施設被害 農地・土地改良施設被害	総務班、作業班
文教施設被害	総務班、文教班
病院被害	総務班、福祉・健康班
道路・橋りょう被害	総務班、作業班
河川施設被害	総務班、作業班
砂防被害	総務班、作業班
清掃施設・火葬施設被害	総務班、住民班
崖くずれ被害	総務班、作業班
鉄道不通	総務班
水道被害	総務班
下水道被害	総務班、作業班
危険物施設被害	消防本部、総務班
電話、電気、ガス（ライフライン被害）	総務班
ブロック塀等被害	総務班、作業班
被災世帯数・被災者数	総務班
火災発生被害	消防本部、総務班

3 直接即報基準に該当した場合の報告（本部事務局、消防本部）

火災・災害等の報告は、町は県に行くことが原則であるが、即報基準に該当する火災・災害等のうち一定規模（直接即報基準）以上のものを覚知した場合は、第一報を県に加え直接消防庁にも、原則として、覚知後 30 分以内で可能な限り早く、わかる範囲で報告する。

(1) 火災等即報のうち直接即報基準に該当するもの

ア 航空機火災、トンネル内車両火災、列車火災などの火災

イ 危険物等に係る事故・原子力災害等

(2) 救急・救助事故即報のうち直接即報基準に該当するもの

死者及び負傷者が 15 人以上発生し又は発生するおそれがある列車の衝突、転覆、バスの転落、ハイジャック及びテロ等による救急・救助事故等

(3) 武力攻撃災害即報に該当するもの

(4) 災害即報のうち直接即報基準に該当するもの

ア 風水害及び火山災害のうち、死者又は行方不明者が生じたもの

【消防庁連絡先】

区分 回線別	応急対策室（平日 9:30～18:15）		宿直室（左記以外）	
	電話	F A X	電話	F A X
N T T回線	03-5253-7527	03-5253-7537	03-5253-7777	03-5253-7553
地域衛星通信ネット ワーク※	200-048- 500-90-49013	200-048- 500-90-49033	200-048- 500-90-49101	200-048- 500-90-49036

※県防災行政無線電話よりかけられる。

4 被害の認定（住民班）

町は、り災証明発行、災害救助法の適用、被災者生活再建支援法の運用等の根拠となる住宅の被害認定に際しては、災害の被害認定基準について（平成13年6月28日府政防第518号内閣府通知）の、「住家の被害の程度と住家の被害認定基準等（R2年3月提示版）」や「災害に係る住家の被害認定業務実施体制の手引き」等に基づき、迅速かつ適切に実施する。

※ 資料

- 1 様式第1号（被害状況報告書）（資料編 15－（1））
- 2 火災・災害等即報要領（資料編 16－（7））
- 3 災害報告取扱要領（資料編 16－（8））
- 4 参集途上における被害状況報告書（資料編 16－（10））

【別図 被害状況等情報収集伝達系統図】



まんのう町災害対策本部

* 小豆総合事務所については、それぞれの事務を主管する部局の課あて報告する。

第6節 通信運用計画

災害時における通信連絡は、迅速かつ円滑に行う必要があるため、防災関係機関は、無線・有線の通信手段を的確に運用するとともに、通信施設の被害の把握と早期復旧及び代替通信手段の確保に努める。

《実施担当》

総務班、防災関係機関

1 災害時の通信連絡

町、県及び防災関係機関相互の連絡は、加入電話のほか、県防災行政無線、衛星携帯電話等を利用して行う。

(1) 県防災行政無線の運用

災害情報の収集伝達は、最も迅速かつ的確な手段を利用し、主として県防災行政無線を利用する。

(2) 県防災情報システムの運用

町、県及び防災関係機関は、このシステムを利用することにより、気象情報、水防情報、避難情報、被害情報等の災害関連情報の共有化を図る。

(3) 電気通信事業者の設備の利用

ア 災害時優先電話の利用

災害時には、一般の加入電話は輻輳するので、あらかじめ西日本電信電話(株)香川支店に申請を行い承諾を得た特定の電話番号の災害時優先電話を活用する。

イ 孤立防止用衛星電話の利用

町は、災害時において開設された指定避難所等の通信が孤立した場合、西日本電信電話(株)香川支店に対し小型ポータブル衛星装置の出動を要請し、通信の確保を図る。

(4) 他の機関の専用電話の利用

災害時において、通常の通信ができないとき又は困難なときは、他の機関が設置する専用電話を利用し、通信の確保を図る。利用できる施設としては、警察電話、消防電話、航空保安電話、海上保安電話、鉄軌道電話、電気事業電話がある。

(5) 非常通信の利用

通信が途絶し、通信回線を利用することができないとき又は利用することが著しく困難であるときは、他の機関の無線通信施設を利用し、通信の確保を図る。

なお、本町と県との通信が途絶したときは、「香川県地方通信ルート」により、次のとおり通信手段を確保する。

まんのう町	まんのう町役場 (総務課 TEL 0877-73-0100 FAX 0877-73-5668 県防(音声) 402-501 (FAX) 402-581)
	①——香川県(危機管理課)
	②……仲多度南部消防組合消防本部——高松市消防局——香川県(危機管理課)
	③……琴平警察署四條駐在所—琴平警察署—県警察本部……香川県(危機管理課)
	④……水資源機構香川用水総合事務所——水資源機構吉野川局——香川県(危機管理課)
	⑤……香川河川国道事務所公園課(国営讃岐まんのう公園)——香川県(危機管理課)
	⑥……JR琴平駅～～JR高松駅……香川県(危機管理課)
	⑦……琴電琴平駅——琴電瓦町駅……香川県(危機管理課)
	支所経由ルート(町役場～各支所間は、無線又は使送)
	琴南支所(TEL 0877-85-2111 FAX 0877-85-2077 県防(音声) 401-501 (FAX) 401-581)
①——香川県(危機管理課)	
②……仲多度南部消防組合琴南出張所——高松市消防局——香川県(危機管理課)	
③……琴平警察署造田駐在所—琴平警察署—県警察本部……香川県(危機管理課)	
④……四電讃岐変電所——四電高松支店……香川県(危機管理課)	
仲南支所(TEL 0877-77-2111 FAX 0877-77-2113 県防(音声) 405-501 (FAX) 405-581)	
①——香川県(危機管理課)	
②……仲多度南部消防組合消防本部——高松市消防局——香川県(危機管理課)	
③……琴平警察署七箇駐在所—琴平警察署—県警察本部……香川県(危機管理課)	
④……香川河川国道事務所公園課(国営讃岐まんのう公園)——香川県(危機管理課)	

◇記号 ——無線区間 ～～有線区間 ……使送区間

参考

- 香川県危機管理課 TEL087-832-3183(直通)、087-831-1111(代表) FAX 087-831-8811
県防(音声)【衛星】又は【地上】ボタン]-200-5065又は、-200-7-2435 (FAX)【102(衛星)又は101(地上)】-200-5801
又は5802
- 仲多度南部消防組合消防本部 TEL 0877-73-4211 FAX 0877-73-4770(夜間) 0877-75-3119 (FAX)
- 琴平警察署四條駐在所 TEL 0877-73-5793
- (独)水資源機構香川用水総合事務所 TEL 0877-73-4221 FAX 0877-73-2649
- 国土交通省四国地方整備局香川河川国道事務所公園課(国営讃岐まんのう公園) TEL 0877-79-2933 FAX 0877-79-3247
- 四国旅客鉄道(株)琴平駅 TEL 0877-73-4171
- 高松琴平電気鉄道(株)琴電琴平駅 TEL 0877-75-3068
- 琴平警察署造田駐在所 TEL 0877-85-2011
- 四国電力(株)讃岐変電所讃岐電力センター TEL 087-878-1640 FAX 087-836-0640
- 仲多度南部消防組合琴南出張所 TEL 0877-85-0119 FAX 0877-85-2240
- 琴平警察署七箇駐在所 TEL 0877-77-2210

(6) 災害対策用移動通信機器の利用

町、県及び復旧関係者は、災害時において、通常の通信ができないとき又は困難なときは、総務省(四国総合通信局を含む。)の災害対策用移動通信機器(衛星携帯電話、MCA、簡易無線)の無償貸与制度を活用し、通信の確保を図るものとする。

(7) 災害対策用移動電源車の利用

町、県及び復旧関係者は、災害時において、通信機器等に必要な電源が確保できないとき又は困難なときは、総務省の災害対策用移動電源車の無償貸与制度を活用し、通信機器等の電源の確保を図るものとする。

(8) アマチュア無線の活用

町及び県は、被災地、指定避難所等との連絡手段等として、必要に応じてアマチュア無線団体に協力を要請する。

(9) 放送の要請

町及び県は、緊急を要する場合で、かつ特別の必要があるときは、放送局に対して、災害に関する通知、要請、伝達、警告等の放送を要請し、町民等へ必要な情報を提供する。

(10) 町行政放送告知施設

町は、行政放送告知施設等を活用し、町民等へ必要な情報を提供する。また、必要に応じ、緊急点検・巡視等を実施し、当該施設の被災状況等の把握に努める。

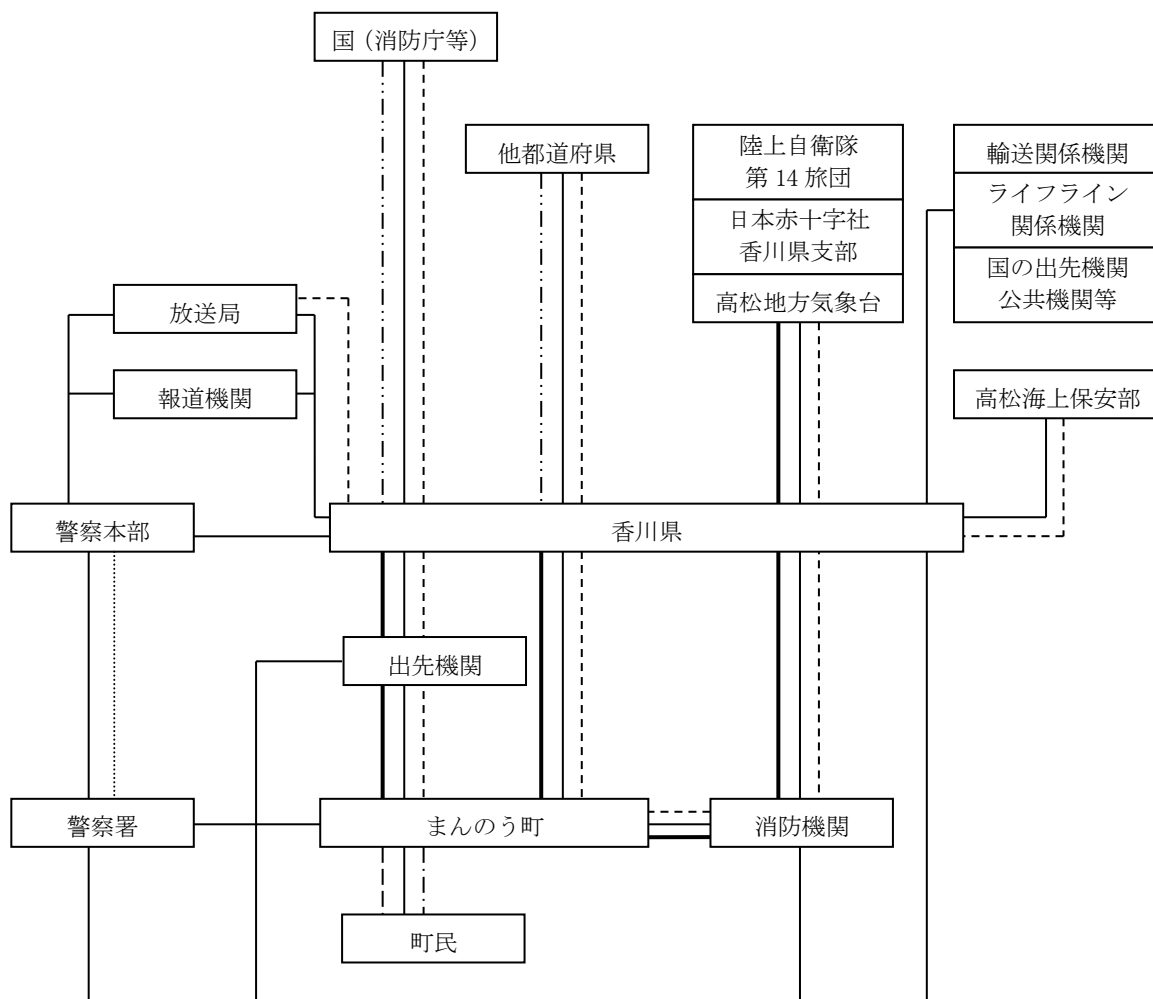
2 最新の情報通信関連技術の導入

町及び県は、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努めるものとする。

※ 資料

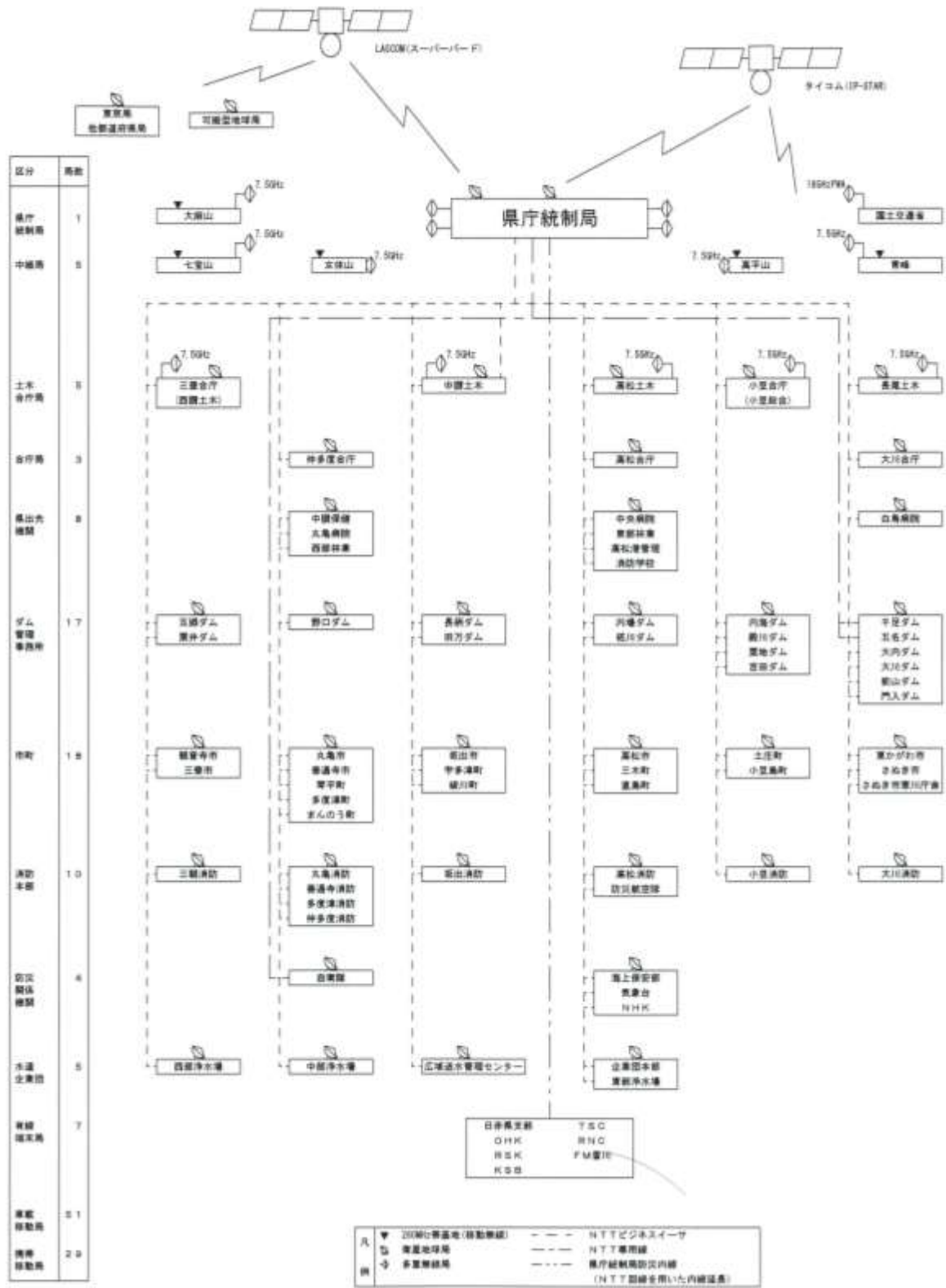
町防災無線通信施設（資料編 6－（5））

【災害時通信連絡系統図】



- 【凡 例】
- 電話・FAX (一般のNTT回線)
 - - - - 県防災行政無線 (NTT専用回線と衛星回線を使った県と関係機関との専用回線)
 - 防災情報システム (パソコンにより文字、映像、地図等の災害情報等を共有する。)
 - · - · - · 消防防災無線 (消防庁等と都道府県を結ぶ回線)
 - 警察電話 (警察の専用回線・無線回線)
 - · - - - 行政放送告知施設
 - - - - 広報車による広報活動

【香川県防災行政無線システム回線構成図】



第7節 広報活動計画

流言、飛語等による社会的混乱を防止し、被災地の町民等の適切な判断と行動を助けるために、県、市町、防災関係機関等は相互に協力して、被害の状況や応急対策等に関して正確な情報の適時かつ適切な広報活動を実施する。

町民及び自主防災組織、事業者は、県、市町、防災関係機関等の広報活動等による情報を収集するとともに、家族、自主防災組織構成員、従業員、来客者等に適切に情報提供を行うものとする。

《実施担当》

総務班

1 被災者等への広報活動

(1) 町の広報活動

ア 広報事項

災害の規模、態様等に応じて、町民に関係ある次の事項について広報を行う。

- (ア) 災害対策本部の設置状況及び応急対策の実施状況
- (イ) 被害状況の概況（人的被害、住家被害、道路・河川等公共施設被害等）
- (ウ) 二次災害の危険性に関する情報
- (エ) 安否情報
- (オ) 道路交通、交通機関に関する事項
- (カ) 民心の安定に関する事項
- (キ) 防災関係機関の防災体制及び応急対策の実施状況
- (ク) 被災者生活支援に関する情報
- (ケ) 避難指示等、避難路・指定緊急避難場所・指定避難所の指示、指定避難所開設状況等
- (コ) 応急救護所開設状況
- (サ) 給食、給水等実施状況
- (シ) 電気、ガス、水道等の供給状況
- (ス) 一般的な町民生活に関する情報
- (セ) その他必要な事項

イ 広報手段

それぞれの情報の出所を明確にして、次の手段により広報を行う。その際、多様なメディアを使い、また、手話通訳、外国語通訳、多機能な携帯電話（携帯電話メール、受信メールを読み上げる電話）等を活用するなど、要配慮者や在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者について十分配慮する。

- (ア) ラジオ、テレビ、新聞等報道機関による広報

- (イ) 行政放送告知施設、CATV等による広報
- (ウ) 広報紙、ポスター等の配布及び掲示
- (エ) 広報車による広報及び指定緊急避難場所・指定避難所への広報担当者の派遣
- (オ) 自治会、町内会、自主防災組織等を通じた連絡
- (カ) インターネット（ホームページ、ソーシャルメディアなど）、緊急速報メールの活用による広報
- (キ) 県防災情報システムによるメール配信
- (ク) Lアラート（災害情報共有システム）による情報配信
- (ケ) 防災アプリ
- (コ) その他

日本道路交通情報センター、CATV局等に対し、町民等への情報提供を依頼する。

(2) 防災関係機関の広報活動

ア 広報事項

所管する施設等の被害状況や応急対策の実施状況等、町民が必要とする情報について、積極的に広報を行う。

イ 広報手段

報道機関を通じた広報だけでなく、広報車による広報、チラシやパンフレット等による広報等、多様な広報媒体を利用して広報を行う。

2 広聴活動

町、県及び防災関係機関は、災害発生後速やかに、被災地町民の要望事項等を把握するとともに、町民等からの各種問合せに対応するため、総合的な窓口を開設する。

町は、町民等からの問い合わせに対応するために、相談窓口を企画政策課に設置する。

なお、町及び県は、被災者の安否についての照会に対しては、被災者等の権利利益を不当に侵害しないように配慮し、応急措置に支障を及ぼさない範囲で回答するよう努める。

※ 資料

広報車・無線搭載車の状況（資料編 11－（3））

第8節 災害救助法適用計画

災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用される災害が発生した場合、第2条の規定に基づき、被災者の保護と社会秩序の保全を図るため、応急的な救助を行う。

《実施担当》

総務班、福祉・健康班、住民班

1 適用基準（災害救助法施行令：昭和22年政令第225号）

(1) 適用基準

災害救助法による救助は、市町単位の被害が以下の基準に該当する場合で、かつ、被災者が現に救助を要する状態であるときに実施される。

ア 住家が滅失した世帯（全焼、全壊、流失等の世帯を標準とし、住家が半壊、半焼等著しく損傷した世帯にあつては滅失世帯の2分の1世帯、床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住不能になった世帯にあつては滅失世帯の3分の1世帯とみなして換算する。以下同じ。）の数が、当該市町の区域内の人口に応じ、次の世帯数以上であること。

【基準Ⅰ】

市町の人口	住家滅失世帯数	備考
5,000人未満	30世帯	
5,000人以上 ～ 15,000人 "	40 "	
15,000人 " ～ 30,000人 "	50 "	まんのう町
30,000人 " ～ 50,000人 "	60 "	
50,000人 " ～ 100,000人 "	80 "	
100,000人 " ～ 300,000人 "	100 "	
300,000人 "	150 "	

イ 住家が滅失した世帯の数はアの世帯数には達しないが、被害が相当広範囲にわたり、県下の全滅失世帯数が1,000世帯以上（県人口1,000,000人未満）の場合で、住家が滅失した世帯の数が当該市町の区域内の人口に応じ、次の世帯数以上であること。

【基準Ⅱ】

市町の人口	住家滅失世帯数	備考
5,000人未満	15世帯	
5,000人以上 ～ 15,000人 "	20 "	
15,000人 " ～ 30,000人 "	25 "	まんのう町
30,000人 " ～ 50,000人 "	30 "	
50,000人 " ～ 100,000人 "	40 "	
100,000人 " ～ 300,000人 "	50 "	
300,000人 "	75 "	

ウ 被害世帯数がア及びイに達しないが、被害が広域にわたり県下の全滅失世帯数が5,000世帯以上に達した場合であって、町の被害状況が特に救助を必要とする状態にあるとき。

エ 災害が隔絶した地域に発生したものであるなど、被災者の救護を著しく困難とする内閣府令で定める特別の事情がある場合で、かつ、多数の住家が滅失したものであるとき。

オ 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、内閣府令で定める基準に該当するとき。

2 適用手続

(1) 町は、町における被害が前記の災害救助法適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みがあるときは、直ちに災害発生の日時及び場所、災害の原因、災害発生時の被害状況、既にとった措置及び今後の措置等を知事に報告するとともに、被災者が現に救助を要する状態にある場合は、併せて法の適用を要請する。

(2) 町は、災害の事態が緊迫して、知事による救助の実施を待つことができないときは、災害救助法による救助に着手するとともにその状況を直ちに知事に報告し、その後の処置に関して知事の指示を受けなければならない。

(3) 町は、災害救助法の適用にかかる災害報告（災害発生の時間的経過に伴い発生報告、中間報告、決定報告の3種類の報告）を県に行う。

3 救助の種類

災害救助法による救助の実施は、知事が行う。ただし、次の各号に掲げる救助については、災害ごとに知事が救助の事務の内容及び期間を町長に通知することにより、町長が救助を実施する。この場合において、町長は、速やかにその内容を詳細に知事に報告しなければならない。

(1) 避難所及び応急仮設住宅の供与

(2) 炊出しその他による食品の供与及び飲料水の供給

(3) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与

(4) 医療及び助産

(5) 被災者の救出

(6) 被災した住宅の応急修理

(7) 学用品の給与

(8) 埋葬

(9) 死体の搜索及び処理

(10) 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい障害を及ぼしているものの除去

4 職権の一部委任

知事は、救助を迅速に行うため必要であると認めるときは、その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を町が行うことができる。（災害救助法第30条）

なお、上記により町が行う事務のほか、町は、知事が行う救助を補助する。

5 救助の程度、方法及び期間

(1) 一般基準

災害救助法を適用した場合の救助の程度、方法及び期間は、国の定める基準に基づき県が定める。

(2) 特別基準

一般基準では救助の万全を期することが困難な場合、県は、町の要請に基づき、災害等の実情に即した救助を実施するため、内閣総理大臣に協議し、その同意を得たうえで、救助の程度、方法及び期間を定める。

6 被災者台帳の作成及びり災証明書の発行

災害が発生し、救助が必要であると認められる被災者があるときは、公平な支援を効率的に実施するため、個々の被災者の被害の状況や支援の実施状況、支援にあたっての配慮事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、町において共有・活用する。被災者からり災証明書を求められたときは、被災者台帳に基づき、り災証明書を発行する。

り災証明書は、被災者生活再建支援金の支給や住宅の応急修理、義援金の配分等の支援措置の適用の判断材料として幅広く活用され、被災者支援の適切かつ円滑な実施を図るうえで極めて重要な役割を果たしており、町は、り災証明書を遅滞なく交付するため、住家被害の調査に従事する職員の育成や県や他市町村との連携確保など、り災証明書の交付に必要な業務の実施体制の確保に平常時から努める。

また、改正災害対策基本法（平成25年6月改正）により、このような被災者台帳の作成に必要な範囲で個人情報の利用が可能となるよう個人情報保護法制との関係を整理し、被災者の援護に関する事務が円滑に行われるよう、必要な規定を整備する。

7 町への被災者情報の提供

改正災害対策基本法（平成25年6月改正）では、町が行う被災者台帳の作成とあわせて、県及び関係市町村に対して被災者に関する情報提供を求めることができることが規定された。町は、被災者台帳の円滑な作成に資するため、災害救助法に基づく救助を行った被災者について、県へ情報提供を依頼し、県の保有する被災者情報の提供を受ける。

※ 資料

- 1 様式第2号（救助実施記録日計票）（資料編 15-（2））
- 2 災害救助法による救助の程度、方法及び期間（資料編 16-（1））

第9節 救急救助計画

災害時において、生命、身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を早急に救出し、必要な保護を図る。特に、発災当初の72時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助に必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分する。

《実施担当》(災害救助法が適用された場合も、知事の通知を受けて町が行う。)

本部事務局、総務班、福祉・健康班、消防本部、消防団

1 町の活動

- (1) 町は、救急救助を必要とする状況を把握し、消防、警察等関係機関と連携し、人命救助や行方不明者の捜索を実施するとともに、医療機関と連携し、救急活動を実施する。
- (2) 町は、単独では十分に救急救助活動ができない場合は、県、他の市町等に救助の実施、これに要する要員及び資機材等について応援を要請する。
- (3) 救助活動
 - ア 延焼火災及び救助事案が同時多発している場合は、延焼火災現場での人命救助活動を優先するなど、救命効果の高い活動を実施する。
 - イ 救助活動を行う場合は、必要に応じ災害現場に現地本部を設置し、地域住民、自主防災組織、関係機関とも連携し、救助救出を行う。また、救助資機材等を自主防災組織、ボランティア等に配布し、初動時における救助救出活動の円滑化を図る。
- (4) 救急活動
 - ア 初動期における負傷者の搬送は、現場で判断し適宜実施する。
 - イ 救出・救助活動は、救命措置を必要とする重症者を最優先とする。
 - ウ 傷病者等に対する応急手当の実施、及び傷病程度に応じた搬送先等を決定するために、現地本部に応急救護所を設置し、応急活動を実施する。
- (5) 行方不明者の捜索活動
 - ア 行方不明者の捜索にあたっては、消防本部及び消防団が琴平警察署及び地域住民と協力して実施する。
 - イ 行方不明者や捜索された遺体については、間違いのないようリストに整理する。
 - ウ 行方不明者が多数の場合は、受付所を設置して手配・処理等の円滑化を図る。
 - エ 捜索が困難な場合は、本部事務局を通じて県及び隣接市町に応援を求める。
 - オ 遺体を発見した場合は、速やかに琴平警察署に連絡する。
- (6) 安全避難の確保

火災発生件数が多く、大部分の延焼火災の鎮圧が困難と予想される地区については、町民の安全避難を確保するための活動を行う。

2 部隊間の活動調整

災害現場で活動する警察・消防・自衛隊の部隊は、必要に応じて、合同調整所を設置し、活動エリア・内容・手段、情報通信手段等について、部隊間の情報共有及び活動調整、必要に応じた部隊間の相互協力を行う。

また、災害現場で活動する災害派遣医療チーム（DMAT）等とも密接に情報共有を図りつつ、連携して活動するものとする。

3 町民及び自主防災組織事業者の活動

(1) 被災地の地域住民等、災害現場に居合わせた者は、救助すべき者を発見したときは、直ちに消防等関係機関に通報するとともに、自らに危険が及ばない範囲で救助活動にあたる。

(2) 災害の現場で警察、消防等救急救助活動を行う機関から協力を求められた者は、可能な限りこれに応じなければならない。

4 惨事ストレス対策

(1) 救急救助活動等を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。

(2) 消防機関は、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請するものとする。

第10節 医療救護計画

災害のため医療機関が混乱し、被災地の町民が医療又は助産の途を失った場合、関係機関は連携して必要な医療救護活動を行う。

《実施担当》（災害救助法が適用された場合も、知事の通知を受けて町が行う。）

本部事務局、福祉・健康班、消防本部、仲多度郡・善通寺市医師会、薬剤師会善通寺仲多度支部

1 計画の基本的な考え方

- (1) 町は、応急救護所、救護病院を設置し、それぞれの施設の機能が十分発揮できるよう努める。
- (2) 医療救護計画は、現行の救急医療体制の活用を図ることとし、地元医師会、医療機関等の全面的な協力を得て策定する。
- (3) 医療救護計画の策定にあたっては、県医療救護計画を踏まえるとともに、地元医師会、医療機関及び地域の自主防災組織等との連携を図る。
- (4) 医療救護施設（広域救護病院を除く。）における医療救護活動は、各施設の指揮者の指示により行う。

2 現地医療体制（本部事務局、福祉・健康班、仲多度郡・善通寺市医師会）

- (1) 医療救護班の派遣
 - ア 町は、医療救護が必要と認めたときは、仲多度郡・善通寺市医師会等に医療救護班の派遣等を要請する。医療救護班は、応急救護所において医療救護活動を行う。
 - イ 町は、単独では十分に医療救護活動ができない場合は、県、他の市町等に広域医療救護班の派遣等について応援を要請する。

3 応急救護所

応急救護所は、重症患者・中等症患者の応急処置、軽症者に対する処置を行う。

- (1) 設置及び組織
 - 応急救護所は、指定避難所又は診療所に併設する。
 - 応急救護所の管理者は医師とし、町災害対策本部の指示により活動する。
 - 応急救護所の医療班は、原則として医師1名、看護師3名、補助者2名をもって1班の医療チームとして編成する。
 - なお、必要に応じ、県災害対策本部（健康福祉部薬務感染症対策班）を通じて、（一社）香川県薬剤師会に薬剤師班の派遣を要請する。
- (2) 担当業務
 - ア トリアージ
 - イ 重症患者及び中等症患者に対する応急処置と軽症者の処置

- ウ 救護病院等への患者搬送の支援
- エ 助産活動
- オ 死亡の確認及び死体の検案
- カ 医療救護活動の記録及び町災害対策本部への措置状況等の報告
- キ その他必要な事項

(3) 運営

町は発災した場合、直ちに医療救護活動が円滑に開始できるよう常に物的施設の点検を行い、また、その設置等も迅速に行う。

応急救護所における医療救護活動は、24 時間体制とし、可能な限り予備の医療チームを編成するよう配慮する。

応急救護所の管理者は被災により、その機能に支障を生じたと認める場合には町災害対策本部に必要な措置を要請する。

4 救護病院

救護病院は、重症患者の応急処置を行うほか中等症患者の受入と処置、軽症者に対する処置をあわせて行う。

(1) 担当業務

- ア トリアージ
- イ 重症患者の応急処置
- ウ 中等症患者の受入及び処置、軽症者の処置
- エ 広域救護病院等への患者搬送
- オ 助産活動
- カ 死体の検案
- キ 医療救護活動の記録及び町災害対策本部への措置状況等の報告
- ク その他必要な事項

(2) 運営

救護病院の管理者は発災後直ちに院内状況を町対策本部に報告し、被災によりその機能に支障が生じたと認める場合には必要な措置を要請する。

5 医療救護施設に指定しない医療機関に対する対応

町は、医療救護施設として指定しない医療機関についても状況に応じて、医療救護活動に参加できるようあらかじめ地元医師会、病院、診療所の管理者等と十分に連携を図る。

6 搬送体制

町は、地域の実情及び被害（想定）にあわせて搬送区分、搬送方法等の搬送計画を作成する。

(1) 搬送区分

搬送区分として、次の場合を考慮する。

- ア 被災場所から、町内の医療救護施設に搬送する場合
- イ 被災場所から、他の市町内の医療救護施設に搬送する場合（他の都道府県内の医療救護施設への搬送も含む。）
- ウ 町内の医療救護施設から、同一町内の他の医療救護施設へ搬送する場合
- エ 町内の医療救護施設から、他の市町内の医療救護施設へ搬送する場合（他の都道府県内の医療救護施設への搬送も含む。）

(2) 搬送方法

搬送方法は、被害（想定）に応じて、次の方法を考慮する。

- ア 人力による方法
- イ 車両による方法
- ウ フェリー等の船舶による方法（特に、県外へ大量搬送の場合）
- エ ヘリコプター等航空機による方法

(3) 搬送の実施

町は、災害時の患者搬送を円滑に行うため、消防機関が実施する救急活動を含め、必要な車両、搬送要員、機材等の確保に努める。

また、町は、搬送にあたっては、必要に応じ自主防災組織の協力を求めるなど、緊急搬送が可能となるよう弾力的な対応を行う。

7 医薬品及び救護資機材の確保（本部事務局、福祉・健康班、薬剤師会善通寺仲多度支部）

(1) 薬剤師会善通寺仲多度支部は、災害時における救護活動に必要な医薬品に不足が生じた場合は、町の要請により、直ちに調達する。さらに、医薬品が不足する場合には、県の保有する災害時用備蓄医薬品等の供給を要請する。

(2) 町は、災害時に医療救護施設が必要とする特定かつ必要最小限の医薬品について、あらかじめ医療機関等と協議し、当該医療機関等の在庫量のなかで少なくとも1日分の調節を図る等の方法により確保する。

また、当該方法により難しい場合には、地域の実情に応じて対応する。

8 輸血用血液の確保（福祉・健康班）

(1) 血液の確保体制

ア 県は、災害発生後速やかに香川県赤十字血液センターの被災状況及び血液の在庫数等を把握し、血液が不足するようであれば、他の都道府県等に対して必要な血液の確保について協力を要請するものとする。

イ 香川県赤十字血液センターは、災害時の医療救護に必要な血液について、医療機関から供給要請を受けたときは、備蓄血液等を供給する。

また、災害時に必要な血液を確保するため、被害の軽微な地域等に採血車を出動させるとともに、それでも必要な血液が確保できない場合は、中四国ブロック血液センターに応援を要請するものとする。

(2) 血液の輸送

ア 医療機関への血液の輸送は、原則として香川県赤十字血液センターの車両等によるものとする。

イ 県は、被災地への血液の緊急輸送にヘリコプター等が必要なときは、自衛隊等関係機関に協力を要請するものとする。

9 医療機関等の非常用通信手段の確保

町、県及び医療機関は、災害時の医療機関の機能を維持し、広域災害・救急医療情報システム等の稼働に必要なインターネット接続を確保するため、非常用通信手段の確保に努めるものとする。

10 その他

町は、死体の検案について、あらかじめ死体安置所を定めておく等、医療救護施設における医療救護活動に支障がないようにする。

※ 資料

- 1 救護病院一覧表（仲多度郡・善通寺市医師会 会員医療機関）（資料編 7－（1））
- 2 薬局一覧表（薬剤師会善通寺仲多度支部 指定薬局）（資料編 7－（2））
- 3 様式第20号（救護班活動状況）（資料編 15－（20））
- 4 様式第21号（病院診療所医療実施状況）（資料編 15－（21））
- 5 様式第22号（助産台帳）（資料編 15－（22））

第11節 緊急輸送計画

災害時において、救助、救急、医療活動を迅速に行うため、また、被害の拡大の防止、さらには避難者に緊急物資を供給するためにも、緊急輸送路を確保し、緊急輸送活動を行う。

なお、国又は県が町に対して行う食料、飲料水及び生活必需品等に係る供給については、町からの要請に基づく「プル型」を原則とするが、発災直後は、町の被災状況によっては、被災市町からの要請を待たずに、物資を緊急輸送する「プッシュ型」による供給を行う。

《実施担当》

本部事務局、総務班、作業班、消防本部、消防団

1 輸送の対象（総務班、消防本部）

輸送活動は、人命の安全、被害の拡大防止、災害応急対策の円滑な実施等に配慮し、次のものを輸送対象として実施する。

(1) 第1段階

- ア 救急救助活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資
- イ 消防、水防活動等災害防止のための人員、物資
- ウ 後方医療機関等へ搬送する負傷者等
- エ 自治体等の災害対策要員、ライフライン応急復旧要員等初動期の応急対策に必要な要員、物資等
- オ 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員、物資

(2) 第2段階

- ア 上記(1)の続行
- イ 食料、飲料水等生命の維持に必要な物資
- ウ 被災地外に搬送する傷病者及び被災者

(3) 第3段階

- ア 上記(2)の続行
- イ 災害復旧に必要な人員、物資
- ウ 生活必需品

2 輸送車両等の確保（本部事務局、総務班、作業班）

(1) 町が運送手段として必要とする車両等については、次により確保する。

- ア 町有車両の活用
- イ 香川県トラック協会、香川県バス協会の協力を県に要請
- ウ 他の市町へ応援車両等の派遣要請
- エ 燃料等の確保のため関係業界へ協力要請

(2) 町は、自衛隊の支援等による輸送が必要な場合は、県に対し自衛隊の派遣要請の要求を行う。

3 陸上交通の確保（緊急輸送路の確保）（総務班、作業班）

(1) 情報の収集

ア 町は、警察との連携により関係機関の協力を得て、主要な道路の被害状況・復旧見込み等、必要な情報を把握する。

イ 県は、道路被害状況等の調査結果に基づいて、あらかじめ指定している輸送確保路線のうちから、警察及び道路管理者と協議し緊急輸送路を選定する。

(2) 道路交通確保の措置

道路管理者は、その管理する道路について、早急に被害状況を把握し、県に報告するほか、道路啓開等（雪害においては除雪を含む。）を行い、道路機能の確保に努める。

ア 路上の障害物の除去（火山災害における火山噴出物の除去及び雪害における除雪を含む。）について、道路管理者、警察、消防及び自衛隊等は、状況に応じて協力して必要な措置をとる。

イ 道路管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。運転者がいない場合等においては、道路管理者は、自ら車両の移動等を行う。

ウ 国及び県は、道路管理者である町に対し、必要に応じて、ネットワークとして緊急通行車両の通行ルートを確保するために広域的な見地から指示を行う。

エ 道路管理者は、民間団体等との間の応援協定等に基づき、道路啓開等（雪害における除雪を含む。）に必要な人員、資機材等の確保に努める。

(3) 車両の運転者

道路の区間にかかる通行禁止等が行われたときは、車両を当該道路の区間外の場所へ移動し、区域にかかる通行禁止等が行われたときは、速やかに車両を道路外の場所等へ移動し、駐車する。

また、警察官、自衛官又は消防吏員から車両の移動等の措置命令を受けた場合は、その指示に従って、車両を移動し、駐車する。

町民は、災害時にはできるかぎり車両の使用を自粛することにより、緊急通行車両の円滑な通行の確保等に協力するよう努めるものとする。

4 航空輸送の確保（総務班）

町は、緊急物資救援物資等のヘリコプターによる輸送を円滑に行うため、臨時ヘリポートを確保する。

5 緊急輸送拠点等の確保（総務班、作業班）

緊急物資、救援物資等の輸送を円滑に行うため、県は一次（広域）物資拠点等を、町は二次（地域）物資拠点を開設するとともに、その周知徹底を図るものとする。

また、ヘリコプターによる緊急輸送のため、町は臨時ヘリポートの確保を行うものとする。

※ 資料

- 1 緊急輸送路（資料編 11－（1））
- 2 緊急用車両一覧表（資料編 11－（4））
- 3 災害対策用ヘリポート（臨時）（資料編 13－（1））
- 4 様式第 29 号（輸送記録簿）（資料編 15－（29））

第12節 交通確保計画

災害時の交通の確保のため、交通規制、緊急通行車両の通行確保等を行うとともに、海上交通、航空交通についても必要な措置を行う。

《実施担当》

総務班、作業班、消防本部、琴平警察署

1 陸上交通の確保（総務班、作業班、消防本部、琴平警察署）

(1) 情報収集

警察は、現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、警察ヘリコプター、交通監視カメラ、車両感知器等を活用して、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握する。

(2) 道路交通規制等

警察は、災害が発生した場合、危険防止又は災害の拡大防止を図るとともに、町民等の円滑な避難と緊急通行を確保するため、直ちに一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を実施する。（※風水害の発生の「おそれ」の場合も交通規制を行う場合はある。）

また、道路管理者等は、道路が被害を受けた場合、通行を禁止、制限しながら、迂回道路等を的確に指示し、関係機関と連絡をとりながら交通の安全確保に努める。

ア 交通規制の基本方針

- (ア) 被災地域での一般車両の走行は原則として禁止する。
- (イ) 被災地域への一般車両の流入は原則として禁止する。
- (ウ) 被災地域外への流出は、交通の混乱が生じない限り原則として制限しない。
- (エ) 避難路及び緊急輸送路については、原則として一般車両の通行を禁止又は制限する。その他防災上重要な道路についても必要な交通規制を行う。

イ 降雪予測等による通行規制予告

道路管理者は、他の道路管理者をはじめその他関係機関と連携して、降雪予測等から通行規制範囲を広域的に想定して、できるだけ早く通行規制予告を発表するものとする。その際、当該情報が入手しやすいよう多様な広報媒体を活用し、日時、迂回経路等を示すものとする。

また、降雪予測の変化に応じて予告内容の見直しを行うものとする。

(3) 交通規制の実施

ア 交通規制は、道路の機能確保・復旧活動の状況により行うが、被災地以外の広域圏においても交通渋滞等を招く可能性があるため、関係機関等と緊密に連絡をとり実施する。また、交通の誘導や適切な情報提供を行い、混乱を防止する。

イ 道路施設等に危険な状況が予想され、又はこれを発見若しくは通報等により覚知したときは、次の区分により速やかに必要な規制を行う。

実施責任者	範 囲	根 拠 法
道 路 管 理 者	1 道路の破損、欠壊その他の事由により交通が危険であると認められる場合 2 道路に関する工事のため、やむを得ないと認められる場合	道路法 第46条第1項
公 安 委 員 会	道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図り、又は交通公害その他の道路の交通に起因する障害を防止するため。	道路交通法 第4条第1項
	災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるとき。	災害対策基本法 第76条第1項
警 察 署 長	道路交通法第4条第1項に規定する交通規制のうち、運用期間が短いもの	道路交通法 第5条第1項
警 察 官	道路における交通が著しく混雑するおそれがある場合、道路の損壊、火災の発生その他の事情により道路において交通の危険が生ずるおそれがある場合	道路交通法 第6条第2項 第4項

(4) 交通規制のための措置

- ア 警察は、効果的な交通規制を行うため、交通情報板、信号機等の交通管制施設の機能回復に努めるとともに、これらを活用する。
- イ 警察は、緊急輸送を確保するため、必要な場合には、放置車両の撤去、警察車両による緊急通行車両の先導等を行う。
- ウ 警察は、緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、必要に応じて、運転者等に対し車両の移動等の措置命令を行う。
- エ 警察は、交通規制にあたっては、道路管理者、自治体の防災担当部局等と相互に密接な連携を図る。また、必要に応じて、警備業者等との応援協定に基づき、交通誘導の実施等を要請する。
- オ 県公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うため必要があるときは、道路管理者等に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請するものとする。

(5) 通行禁止区域における措置命令

通行禁止区域における緊急通行車両の通行確保のため、警察官、自衛官及び消防吏員による措置等については、災害対策基本法に基づき次のとおり実施する。

実施責任者	範 囲	根 拠 法
警 察 官	1 通行禁止区域内において緊急通行車両の通行妨害車両その他の物件の移動等の措置を命ずることができる。 2 措置命令に従わないとき、又は相手が現場にいないとき、警察官は自ら当該措置をとることができる。この場合やむを得ない限度において車両その他の物件を破損することができる。	災害対策基本法 第76条の3

実施責任者	範 囲	根 拠 法
自衛官 消防吏員	警察官がその場にはいない場合に限り自衛隊用緊急通行車両及び消防用緊急車両の通行のため、上記措置を行うことができる。	

(6) 発見者等の通報

災害時の道路、橋りょう等交通施設の被害並びに交通が極めて混乱している状況を発見した者は、速やかに警察官、又は総務班に通報する。

通報を受けた総務班は、その路線管理者、又はその地域を所管する警察官に速やかに通報する。

(7) 規制実施の要領

総務班は、道路施設の被害等により危険な状態が予想され、若しくは発見し、又は通報等により承知した場合において、その道路施設の管理者に通報して規制をするいとまのないときは、避難指示や、警戒区域を設定して、災害応急対策に従事する以外の者に対して当該地域への立入りを禁止し、又は当該地域からの退去を命ずる等の方法によって応急的な規制を行う。この場合、でき得る限り速やかに道路管理者等又は琴平警察署に連絡し、正規の規制を行う。

(8) 交通規制の周知

交通規制が実施された場合は、危険箇所の表示、う回路の指示、交通情報の提供、車両の使用自粛の広報等により、危険防止及び混雑緩和のための措置を講ずる。

ア 規制の標識等

規制を行った実施者は、次の標識を内閣府令、国土交通省令に定める場所に設置する。ただし、緊急のため規定の標識を設置することが困難、又は不可能なときは、適宜の方法により、とりあえず通行を禁止、又は制限したことを明示し、必要に応じて警察官等が現地において指導にあたる。

標示の様式は、次のとおりである。

(ア) 規制標識

- a 道路法第 47 条の 4（通行の禁止又は制限の場合における道路標識）によるもの
- b 災害対策基本法施行規則第 5 条（災害時における交通の規制に係る標示の様式等）によるもの

(イ) 規制条件の標示

規制標識には、次の事項を明示する。

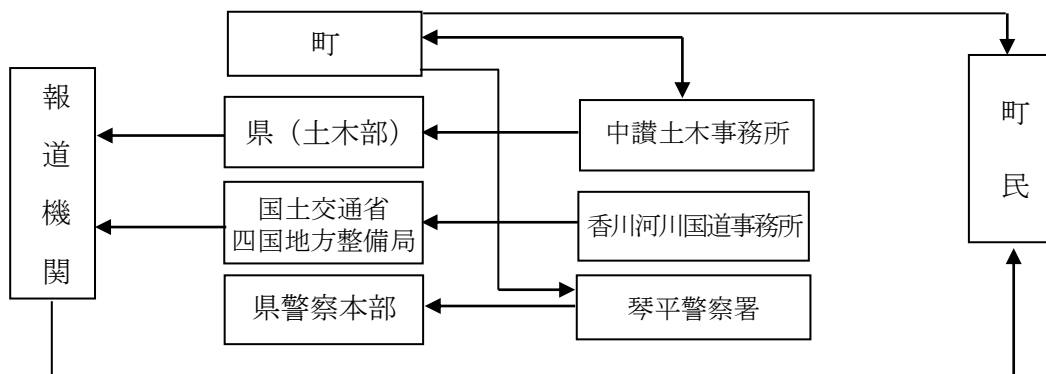
- a 禁止制限の対象
- b 区間
- c 期間
- d 理由

この場合、通行の禁止又は通行の制限にかかる規制については、適当な迂回路を明示し、一般の交通に支障のないように努める。

(9) 報告等

規制を行ったときは、次の要領により報告又は通知する。

ア システム



イ 報告事項

- (ア) 禁止、制限の種別と対象
- (イ) 区間
- (ウ) 期間
- (エ) 理由
- (オ) 迂回路、その他の状況

(10) 道路啓開等

道路管理者等は、その管理する道路について、早急に被害状況を把握し、県、国土交通省又は農林水産省等に報告するほか、道路啓開等（雪害においては除雪を含む。）を行い、道路機能の確保に努める。

ア 路上の障害物の除去(雪害における除雪を含む。)について、道路管理者等、警察、消防及び自衛隊等は、状況に応じて協力して必要な措置をとる。

イ 道路管理者等は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。運転者がいない場合等においては、道路管理者等は、自ら車両の移動等を行う。

ウ 国及び県は、道路管理者である町に対し、必要に応じて、ネットワークとして緊急通行車両のルートを確保するために広域的な見地から指示を行う。

エ 道路管理者等は、民間団体等との間の応援協定等に基づき、道路啓開等（雪害における除雪を含む。）に必要な人員、資機材等の確保に努める。

(11) 車両の運転者のとるべき措置

ア 道路の区間に係る通行禁止等が行われたときは、速やかに車両を当該道路の区間以外の場所に移動し、区域に係る通行禁止等が行われたときは、速やかに車両を道路外の場所に移動する。

イ 速やかな移動が困難な場合は、車両をできる限り道路の左側端に沿って駐車するな

ど、緊急通行車両の通行の妨害にならない方法により駐車する。

ウ 通行禁止区域等において、警察官等から車両の移動等の指示を受けた場合は、その指示に従って車両を移動し、又は駐車する。

(12) 緊急通行車両の確認

ア 県公安委員会が、災害対策基本法第 76 条の規定に基づき、一定の区域又は道路区間を緊急通行車両以外の車両の通行を禁止又は制限した場合、県又は県公安委員会は、災害応急対策を実施するための車両の使用者からの申出により、当該車両が緊急通行車両であることの確認を行う。

イ 県公安委員会は、災害応急対策活動を迅速かつ円滑に行うため、緊急通行車両の事前届出制度を運用し、あらかじめ災害応急対策用として届出があった車両について、事前に緊急通行車両としての確認を行い、事前届出済証を交付する。

※ 資料

- 1 緊急輸送路（資料編 11－（1））
- 2 緊急用車両一覧表（資料編 11－（4））

第13節 避難計画

災害時において、町民等を速やかに避難させるため、適切に高齢者等避難の伝達、避難指示を行うとともに、指定避難所を開設し管理運営を行う。

《実施担当》（災害救助法が適用された場合も、知事の通知を受けて町が行う。）

本部事務局、総務班、住民班、福祉・健康班、文教班、消防本部、消防団、琴平警察署

1 高齢者等避難の伝達、避難指示の実施（本部事務局、総務班）

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、人命の保護、災害の拡大防止等のため、特に必要があると認めるときは、次により高齢者等避難の伝達、避難指示を行う。

また、町は、必要な場合には、県に対して、避難指示の対象地域、判断時期等について、時期を失することなく避難指示等が発令できるよう、積極的に助言を求める。

なお、避難指示等の解除にあたっては十分に安全性の確認に努める。

区分	実施責任者	根拠法令	災害の種類	実施の基準	内容等
避難準備・高齢者等避難開始	町長	なし	土砂災害について	人的災害が発生するおそれがあり、要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が、避難行動（避難支援者は支援行動、その他の者は避難準備）を開始する必要があると認められるとき。	要配慮者等の避難行動の開始の必要性などの伝達
	知事、その命を受けた職員又は水防管理者		洪水について		
避難指示	町長	災害対策基本法第60条	災害全般について	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人命の保護等のため特に必要があると認めるとき。	避難のための立退きの指示、必要があると認めるときは立退き先を指示 (町長は知事に報告)
	知事			町長が上記の事務を行うことができないとき。	
	警察官 海上保安官	災害対策基本法第61条	災害全般について	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人命の保護等のため特に必要があると認めるときで、かつ急を要すると認める場合で、町長が指示できないと認めるとき又は町長から要求があったとき。	避難のための立退きの指示、必要があると認めるときは立退き先を指示 (町長に通知)
避難指示	知事、その命を受けた職員又は水防管理者	水防法第29条	洪水、津波、高潮について	洪水、津波又は高潮の氾濫により著しい危険が切迫していると認められるとき。	避難のための立退きの指示（水防管理者のときは、当該区域を管轄する警察署長に報告）
	知事又はその命を受けた吏員	地すべり等防止法第25条	地すべりについて	地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき。	避難のための立退きの指示（当該区域を管轄する警察署長に報告）
	警察官	警察官職務執行法第4条	災害全般について	人の生命、身体に危険を及ぼすおそれがある災害時において、特に急を要するとき。	危害を受けるおそれのある者を避難させる。(公安委員会に報告)

区分	実施責任者	根拠法令	災害の種類	実施の基準	内容等
	災害派遣を命じられた部隊等の自衛官	自衛隊法第94条	災害全般について	上記の場合において、警察官がその場にいないとき。	危害を受けるおそれのある者を避難させる。(防衛大臣の指定する者に報告)

2 避難情報・警戒レベル相当情報と防災気象情報について

平成31年3月の「避難勧告等に関するガイドライン」の改定により、住民が主体的に避難行動をとれるよう、5段階の警戒レベルによる分かりやすい防災情報の提供について明確化されたが、災害対策基本法が令和3年5月に改正されたことを受け、市町村が避難情報の発令基準等を検討・修正等する際の参考となる、これまでの「避難勧告等に関するガイドライン」については名称を含め改定され、「避難情報に関するガイドライン」として公表され、「避難勧告」及び「避難指示（緊急）」が「避難指示」に一本化されたほか、避難情報・警戒レベル相当情報と防災気象情報の関連についても、以下の表の通り整理された。

【避難情報と防災気象情報の一覧表】

警戒レベル	状況	住民がとるべき行動	行動を促す情報(避難情報等)
5	災害発生又は切迫	命の危険直ちに安全確保!	緊急安全確保(必ず発令されるものではない)
～～～警戒レベル4までに必ず避難!～～～			
4	災害のおそれ高い	危険な場所から全員避難	避難指示(令和3年の災対法改正以前の避難勧告のタイミングで発令)
3	災害のおそれあり	危険な場所から高齢者等は避難※	高齢者等避難
2	気象状況悪化	自らの避難行動を確認する	洪水、大雨、高潮注意報(まんのう町は高潮は非該当)
1	今後気象状況悪化のおそれ	災害への心構えを高める	早期注意情報

警戒レベル相当情報	住民が自ら行動をとる際の判断に参考となる防災気象情報				
	洪水等に関する情報			土砂災害に関する情報(下段:土砂災害の危険度分布)	高潮に関する情報(まんのう町は非該当)
5相当	水位情報がある場合(下段:国管理河川の洪水の危険度分布※1)	水位情報がない場合(下段:洪水警報の危険度分布)	内水氾濫に関する情報	大雨特別警報(土砂災害)	高潮氾濫発生情報※3
4相当	氾濫発生情報 危険度分布:黒(氾濫している可能性)	大雨特別警報(浸水害)※2	氾濫危険情報 危険度分布:紫(氾濫危険水位超過相当)	土砂災害警戒情報 危険度分布:うす紫(非常に危険)※4	高潮特別警報※5 高潮警報※5
3相当	氾濫警戒情報 危険度分布:赤(避難判断水位超過相当)	洪水警報 危険度分布:赤(警戒)	内水氾濫危険情報(水位周知下水道において発表される情報)	大雨警報(土砂災害) 危険度分布:赤(警戒)	高潮警報に切り替える可能性に言及する高潮注意報
2相当	氾濫注意情報 危険度分布:黄(氾濫注意水位超過)	危険度分布:黄(注意)		危険度分布:黄(注意)	
1相当					

町は、警戒レベル相当情報の他、暴風や日没の時刻、堤防や樋門等の施設に関する情報なども参考に、総合的に避難指示等の発令を判断する

※高齢者等以外の人、必要に応じ、普段の行動を見合わせたり、避難の準備をしたり、自主的に避難

上段太字: 危険性が高まるなど、特定の条件となった際に発表される情報(市町村に対し関係機関からプッシュ型で提供される情報)
下段細字: 常時、地図上での色表示などにより状況が提供されている情報(市町村が自ら確認する必要がある情報)

※1) HP上に公表している国管理河川の洪水の危険度分布(水害リスクライン)では、観測水位等から詳細(左右岸200m毎)の現況水位を推定し、その地点の堤防等の高さと比較することで警戒レベル2～5相当の危険度を表示。
 ※2) 水位情報がないような中小河川における氾濫は、外水氾濫、内水氾濫のいずれによるものかの区別がつかない場合が多いため、これらをまとめて大雨特別警報(浸水害)の対象としている。
 ※3) 水位周知海岸において都道府県知事から発表される情報。台風に伴う高潮の潮位上昇は短時間に急激に起こるため、潮位が上昇してから行動しては安全に立退き避難ができないおそれがある。
 ※4) 「大雨警報(土砂災害)・洪水警報の危険度分布」については、今後技術的な改善を進め、警戒レベル5に相当する情報の新設を行う。それまでの間、危険度分布の「極めて危険(濃い紫)」を、大雨特別警報が発表された際の警戒レベル5の発令対象区域の絞り込みに活用する。
 ※5) 高潮警報は、高潮により命に危険が及ぶおそれがあると予想される場合に、暴風が吹き始めて屋外への立退き避難が困難となるタイミングも考慮して発表されるため、また、高潮特別警報は、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高潮になると予想される場合に高潮警報を高潮特別警報として発表するため、両方を警戒レベル4相当情報に位置付けている。
 注) 本資料では、気象庁が提供する「大雨警報(土砂災害)の危険度分布」と都道府県が提供する「土砂災害危険度情報」をまとめて、「土砂災害の危険度分布」と呼ぶ。

3 避難情報等の種類

避難情報等	発表される状況	居住者等がとるべき行動
【警戒レベル1】 早期注意情報 (気象庁が発表)	「今後気象状況悪化のおそれ」 気象状況が現在はまだ悪化していないが、数日後までに悪化するおそれがある状況において、気象庁から市町村単位を基本として発表される情報である。 早期注意情報は、気象庁のホームページから確認することができるが、居住者等は通常、早期注意情報を踏まえたテレビ・ラジオ等における天気予報によって、今後の気象状況の悪化のおそれについて把握することとなる。	「災害への心構えを高める」 ・防災気象情報等の最新情報に注意する等、災害への心構えを高める。
【警戒レベル2】 大雨・洪水 注意報 (気象庁が発表)	「気象状況悪化」 それぞれ大雨・洪水の気象状況が悪化している状況において、気象庁から市町村単位を基本として発表される情報である。 これら注意報の発表状況は、気象庁のホームページから確認することができるが、居住者等は通常、テレビ・ラジオ等における天気予報によって把握することとなる。	「自らの避難行動を確認」 ・ハザードマップ等により自宅・施設等の災害リスク、指定緊急避難場所や避難経路、避難のタイミング等を再確認するとともに、避難情報の把握手段を再確認・注意するなど、避難に備え自らの避難行動を確認。
【警戒レベル3】 高齢者等避難 (町長が発令)	「災害のおそれあり」 災害が発生するおそれがある状況、即ち災害リスクのある区域等の高齢者等が危険な場所から避難すべき状況において、市町村長から必要な地域の居住者等に対し発令される情報である。 避難に時間を要する高齢者等はこの時点で避難することにより、災害が発生する前までに指定緊急避難場所等への立退き避難を完了すること(高齢者等のリードタイムの確保)が期待できる。	「危険な場所から高齢者等は避難」 ・高齢者等※は危険な場所から避難(立退き避難又は屋内安全確保)する。 ※避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者及び障がいのある人等、及びその人の避難を支援する者 ・高齢者等以外の人にも必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。
【警戒レベル4】 避難指示 (町長が発令)	「災害のおそれ高い」 災害が発生するおそれが高い状況、即ち災害リスクのある区域等の居住者等が危険な場所から避難すべき状況において、市町村長から必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し発令される情報である。	「危険な場所から全員避難」 ・危険な場所から全員避難(立退き避難又は屋内安全確保)する。

避難情報等	発表される状況	居住者等がとるべき行動
	<p>居住者等はこの時点で避難することにより、災害が発生する前までに指定緊急避難場所等への立退き避難を完了すること（居住者等のリードタイムの確保）が期待できる。</p>	
<p>【警戒レベル5】 緊急安全確保 (町長が発令)</p>	<p>「災害発生又は切迫（必ず発令される情報ではない）」 災害が発生又は切迫している状況、即ち居住者等が身の安全を確保するために立退き避難することがかえって危険であると考えられる状況において、いまだ危険な場所にいる居住者等に対し、指定緊急避難場所等への「立退き避難」を中心とした避難行動から、「緊急安全確保」を中心とした行動へと行動変容するよう市町村長が特に促したい場合に、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し発令される情報である。 ただし、災害が発生・切迫※している状況において、その状況を市町村が必ず把握することができるとは限らないこと等から、本情報は市町村長から必ず発令される情報ではない。また、住居の構造・立地、周囲の状況等が個々に異なるため、緊急時においては、市町村は可能な範囲で具体的な行動例を示しつつも、最終的には住民自らの判断に委ねざるを得ない。したがって、市町村は平時から居住者等にハザードマップ等を確認し災害リスクととるべき行動を確認するよう促すとともに、緊急安全確保は必ずしも発令されるとは限らないことを周知しつつ、緊急安全確保を発令する状況やその際に考えられる行動例を居住者等と共有しておくことが重要である。 ※切迫：災害が発生直前、または未確認だが既に発生している蓋然性が高い状況</p>	<p>「命の危険 直ちに安全確保！」 ・指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。 ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。</p>

4 避難指示等の内容の周知（本部事務局、総務班福祉・健康班、消防団）

(1) 町は、次の事項を明らかにして、町民等に避難指示等の周知を行う。

- ア 避難を必要とする理由
- イ 避難準備の対象となる地域
- ウ 避難先（指定緊急避難場所、指定避難所）

- エ 避難経路
- オ 警戒レベル
- カ その他必要な事項（避難に際しての注意事項、携行品等）

なお、避難時の周囲の状況等により、避難のための立退きを行うことが危険を伴う場合等やむを得ないときは、居住者等に対し、「屋内安全確保」等の安全確保措置を指示する。

また、危険の切迫性に応じて避難指示等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、対象者ごとにとるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、町民の積極的な避難行動の喚起に努める。

町は、避難指示等を発令したときは、速やかにその旨を知事に報告する。

(2) 周知の手段は、次のようなものを利用する。

- ア 行政放送告知施設
- イ C A T V、広報車による広報、サイレンの吹鳴
- ウ ホームページ、マスコミ各社の利用
- エ 電話等の利用 →（自治会長、町内会長等）
- オ 県防災情報システムを利用した防災情報メール
- カ 携帯電話の避難情報伝達システムのメール配信
- キ Lアラート（災害情報共有システム）への配信
- ク 緊急速報メール（エリアメール等）による周知

なお、情報の伝わりにくい要配慮者に対しては、その特性に応じた手段で伝達を行う。

(3) 町は、必要に応じ避難指示等に関する放送を、県に対し要請する。県は「災害時における放送要請に関する協定」に基づき、次の事項を明らかにして報道機関にラジオ、テレビによる放送を要請する。なお、事態が急迫している場合及び県への連絡が困難な場合においては、町は直接報道機関に放送要請を行う。

- ア 放送要請の理由
- イ 放送事項
- ウ 希望する放送日時及び送信系統
- エ その他必要な事項

(4) 災害発生により、町が事務を行うことができなくなった場合は、町に代わって県が、一斉同報機能を活用した緊急速報メール等を活用し、避難指示等の情報を配信するものとする。

(5) 町は、避難指示等の発令中は、継続的な周知を図る。

(6) 町民は、町が避難指示等を発したときは速やかにこれに応じて行動するとともに、継続的に避難情報や気象情報などの情報収集に努めるものとする。

5 避難情報の判断基準

(1) 避難情報の判断基準（河川の氾濫の場合）

避難指示等の避難情報の発令にあたっては、以下を参考に、今後の気象予測や河川

巡視等の情報を含めて総合的に判断する。

区分	判断基準
<p>【警戒レベル3】 高齢者等避難</p>	<p>■次のいずれかに該当する場合に、警戒レベル3高齢者等避難を発令することが考えられる。</p> <p>1：指定河川洪水予報により、次の水位観測所の水位が避難判断水位（レベル3水位）に到達し、かつ、水位予測において引き続きの水位が上昇する予測が発表されている場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土器川の祓川橋観測所：避難判断水位 4.00m <p>2：指定河川洪水予報により、次の水位観測所の水位が氾濫危険水位（レベル4水位）に到達することが発表されている場合（急激な水位上昇による氾濫のおそれのある場合）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土器川の祓川橋観測所：氾濫危険水位 4.30m <p>3：次の水位観測所の水位が避難判断水位（レベル3水位）に到達した場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・金倉川の高藪橋観測所：避難判断水位 1.95m <p>4：次の水位観測所の水位が一定の水位（氾濫注意水位（レベル2水位））を超えた状態で、次の①～②のいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがある場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・金倉川の高藪橋観測所：氾濫注意水位 1.40m <p>①上記の河川の洪水警報の危険度分布で「警戒（赤）」が出現した場合（流域雨量指数の予測値が洪水警報基準に到達する場合）</p> <p>②上記の上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合</p> <p>5：洪水警報の危険度分布（気象庁）で町内河川に「警戒」が表示された場合</p> <p>6：大雨警報（浸水害）の危険度分布（気象庁）により、町域内に「警戒」が表示された場合</p> <p>7：国管理河川の洪水の危険度分布（水害リスクライン）で「避難判断水位の超過に相当（赤）」になった場合</p> <p>8：堤防に軽微な漏水・侵食等が発見された場合</p> <p>9：警戒レベル3高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合</p> <p>※4については、河川の状況に応じて①～②のうちから、一つ又は複数選択する。</p>
<p>【警戒レベル4】 避難指示</p>	<p>■次のいずれかに該当する場合に、警戒レベル4避難指示を発令することが考えられる。</p> <p>1：指定河川洪水予報により、次の水位観測所の水位が氾濫危険水位（レベル4水位）に到達したと発表された場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土器川の祓川橋観測所：氾濫危険水位 4.30m <p>2：次の水位が氾濫危険水位（レベル4水位）に到達していないものの、氾濫開始相当水位に到達することが予想される場合（計算上、個別に定める危険箇所における水位が堤防天端高（又は背後地盤高に到達することが予想される場合）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土器川の祓川橋観測所 <p>3：次の水位観測所の水位が氾濫危険水位（レベル4水位）に到達した場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・金倉川の高藪橋観測所：氾濫危険水位 2.10m <p>4：次の水位観測所の水位が避難判断水位（レベル3水位）を超えた状態で、次の①～②のいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがある</p>

区分	判 断 基 準
	<p>場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・金倉川の高藪橋観測所：避難判断水位 1.95m ①上記の河川の洪水警報の危険度分布で「非常に危険（うす紫）」が出現した場合（流域雨量指数の予測値が洪水警報基準を大きく超過する場合） ②上記の上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合 <p>5：洪水警報の危険度分布（気象庁）で町内河川に「非常に危険」が表示された場合</p> <p>6：大雨警報（浸水害）の危険度分布（気象庁）により、町域内に「非常に危険」が表示された場合</p> <p>7：国管理河川の洪水の危険度分布（水害リスクライン）で「氾濫危険水位の超過に相当（紫）」になった場合</p> <p>8：堤防に異常な漏水・侵食等が発見された場合</p> <p>9：ダムの管理者から、異常洪水時防災操作開始予定の通知があった場合</p> <p>10：警戒レベル4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合※（夕刻時点で発令）</p> <p>11：警戒レベル4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令）</p> <p>※夜間・未明であっても、1～9に該当する場合は、躊躇なく警戒レベル4 避難指示を発令する。</p> <p>※4については、河川の状況に応じて①～②のうちから、一つ又は複数選択すること</p> <p>※10については、対象とする地域状況を勘案し、基準とするか判断すること</p>
<p>【警戒レベル5】 緊急安全確保</p>	<p>「立退き避難」を中心とした行動から「緊急安全確保」を中心とした行動変容を特に促したい場合に発令することが考えられ、例えば以下の1～5のいずれかに該当する場合が考えられる。ただし、以下のいずれかに該当した場合に必ず発令しなければならないわけではなく、また、これら以外の場合においても居住者等に行動変容を求めるために発令することは考えられる。</p> <p>（災害が切迫）</p> <p>1：次の水位観測所の水位が、氾濫開始相当水位に到達した場合（計算上、個別に定める危険箇所における水位が堤防天端高（又は背後地盤高）に到達している蓋然性が高い場合）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土器川の祓川橋観測所 ・金倉川の高藪橋観測所 <p>2：国管理河川の洪水の危険度分布（水害リスクライン）で「氾濫している可能性（黒）」になった場合</p> <p>3：堤防に異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべり等により決壊のおそれが高まった場合</p> <p>4：樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合や排水機場の運転を停止せざるをえない場合（支川合流部の氾濫のため発令対象区域を限定する）</p> <p>（災害発生を確認）</p> <p>5：堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合（指定河川洪水予報の氾濫</p>

区分	判断基準
	発生情報（警戒レベル5相当情報〔洪水〕）、水防団からの報告等により把握できた場合 ※1～4を理由に警戒レベル5緊急安全確保を発令済みの場合、5の災害発生を確認しても、同一の居住者等に対し警戒レベル5緊急安全確保を再度発令しない。具体的な災害の発生状況や考えられる被害、とり得る行動等を可能な限り居住者等に伝達することに注力すること。
注意事項	●避難情報の発令にあたっては、町内外の水位観測所・雨量観測所の各種気象情報を含め総合的に判断する。 ●上記の情報のほか、気象予警報、近隣の雨量などを関連付ける方向で検討する必要がある。
避難情報の解除	●解除については、気象警報等の解除、今後の気象状況等を総合的に判断して行う。

(2) 避難情報の判断基準（土砂災害の場合）

避難指示等の避難情報の発令にあたっては、以下の基準を参考に、今後の気象予測や巡視等の情報を含めて総合的に判断する。

区分	判断基準
【警戒レベル3】 高齢者等避難	■次のいずれかに該当する場合に、警戒レベル3高齢者等避難を発令することが考えられる。 1：大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報〔土砂災害〕）が発表され、かつ、土砂災害の危険度分布が「警戒（赤）」（警戒レベル3相当情報〔土砂災害〕）となった場合（※大雨警報（土砂災害）は市町村単位を基本として発表されるが、警戒レベル3高齢者等避難の発令対象区域は適切に絞り込むこと） 2：数時間後に避難経路等の事前通行規制等の基準値に達することが想定される場合 3：警戒レベル3高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報〔土砂災害〕）に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合など）（夕刻時点で発令） ※土砂災害の危険度分布は最大23時間先までの予測である。このため、上記1において、高齢者等の避難行動の完了までにより多くの猶予時間が必要な場合には、土砂災害の危険度分布の格子判定が出現する前に、大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報〔土砂災害〕）の発表に基づき警戒レベル3高齢者等避難の発令を検討する。
【警戒レベル4】 避難指示	■次のいずれかに該当する場合に、警戒レベル4避難指示を発令することが考えられる。 1：土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報〔土砂災害〕）が発表された場合（※土砂災害警戒情報は市町村単位を基本として発表されるが、警戒レベル4避難指示の発令対象区域は適切に絞り込むこと） 2：土砂災害の危険度分布で「非常に危険（うす紫）」（警戒レベル4相当情報〔土砂災害〕）となった場合 3：警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）

区分	判断基準
	<p>4 警戒レベル4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令</p> <p>5：土砂災害の前兆現象（山鳴り、湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等）が発見された場合</p> <p>※夜間・未明であっても、上記1～2又は5に該当する場合は、躊躇なく警戒レベル4 避難指示を発令する。</p>
<p>【警戒レベル5】 緊急安全確保</p>	<p>「立退き避難」を中心とした行動から「緊急安全確保」を中心とした行動変容を特に促したい場合に発令することが考えられ、例えば以下の1～2のいずれかに該当する場合が考えられる。ただし、以下のいずれかに該当した場合に必ず発令しなければならないわけではなく、また、これら以外の場合においても居住者等に行動変容を求めるために発令することは考えられる。</p> <p>（災害が切迫）</p> <p>1：大雨特別警報（土砂災害）（警戒レベル5相当情報〔土砂災害〕）が発表された場合（※大雨特別警報（土砂災害）は市町村単位を基本として発表されるが、警戒レベル5 緊急安全確保の発令対象区域は適切に絞り込むこと） （災害発生を確認）</p> <p>2：土砂災害の発生が確認された場合</p> <p>※1を理由に警戒レベル5 緊急安全確保を発令済みの場合、上記2の災害発生を確認しても、同一の居住者等に対し警戒レベル5 緊急安全確保を再度発令しない。具体的な災害の発生状況や考えられる被害、とり得る行動等を可能な限り居住者等に伝達することに注力すること。</p>
<p>注意事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●避難情報の発令にあたっては、国や県及び関係機関等に助言を求め、町内外の水位観測所・雨量観測所の各種気象情報を含め総合的に判断する。 ●上記の情報のほか、気象予警報、近隣の雨量などを関連付ける方向で検討する必要がある。
<p>避難情報の解除</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）や専門家の派遣を依頼したり、国、県に対し解除の助言を求める。

6 避難行動

(1) 目的

「避難行動」は、数分から数時間後に起こるかもしれない自然災害から「生命又は身体を保護するための行動」である。

居住者等は、身の安全を確保するという観点から、災害時に適切かつ円滑な避難行動をとることができるよう、平時から次に掲げる事項をできる限り事前に明確に把握するとともに、当該避難行動をとれるよう準備・訓練等しておく必要がある。

ア 災害種別毎に、自宅・施設等がある場所にどのような命を脅かす脅威があるのか

イ それぞれの脅威に対して、どのような避難行動をとれば良いか（避難先、避難経路、避難手段、家族等との連絡手段等）

ウ どのタイミングで避難行動をとれば良いか

(2) 避難行動の分類（立退き避難、屋内安全確保、緊急安全確保）

身の安全を確保するためにとる次の全ての行動が避難行動であるが、指定緊急避難場所や安全な親戚・知人宅等に避難する「立退き避難」が避難行動の基本である。

ア 立退き避難

災害リスクのある区域等の居住者等が、自宅・施設等においては命が脅かされるおそれがあることからその場を離れ、対象とする災害から安全な場所に移動することが「立退き避難」であり、「立退き避難」が避難行動の基本である。

イ 屋内安全確保

災害から身の安全を確保するためには災害リスクのある区域等からの「立退き避難」が最も望ましいが、災害リスクのある区域等に存する自宅・施設等においても上階への移動等により、計画的に身の安全を確保することが可能な場合がある。この行動が「屋内安全確保」であり、居住者等がハザードマップ等を確認し自らの判断でとる行動である。

ウ 緊急安全確保

「立退き避難」を行う必要がある居住者等が、適切なタイミングで避難をしなかった又は急激に災害が切迫する等して避難することができなかった等により避難し遅れたために、災害が発生・切迫(切迫とは、災害が発生直前、又は未確認だが既に発生している蓋然性が高い状況)し、立退き避難を安全にできない可能性がある状況に至ってしまったと考えられる場合に、立退き避難から行動を変容し、命の危険から身の安全を可能な限り確保するため、その時点でのいる場所よりも相対的に安全である場所へ直ちに移動等することが「緊急安全確保」である。

避難行動の一覧表

避難行動	避難先	(詳細)	居住者等が平時にあらかじめ確認・準備すべきことの例	リードタイム※1の確保の有無	当該行動をとる避難情報	当該行動が関係する災害種別
緊急安全確保	・安全とは限らない自宅・施設等 ・近隣の建物(適切な建物が近隣にあると限らない)	・上階へ移動 ・上層階に留まる ・崖から離れた部屋に移動 ・近隣に高く堅牢な建物があり、かつ自宅・施設等よりも相対的に安全だと自ら判断する場合に移動 等	・急激に災害が切迫し発生した場合に備え、自宅・施設等及び近隣でとりうる直ちに身の安全を確保するための行動を確認 等	リードタイムを確保できないと考えられる時にとらざるを得ない行動	警戒レベル5 緊急安全確保 (※津波は避難指示のみ発令) (まんのう町は、津波は非該当)	洪水等 土砂災害 高潮※ 津波※ (まんのう町は、高潮・津波は非該当)
~~~~~警戒レベル4までに必ず避難~~~~~						
立退き避難	安全な場所	・指定緊急避難場所(小中学校・公民館・高台・津波避難ビル・津波避難タワー等) ・安全な自主避難先(親戚・知人宅、ホテル・旅館等)等	・避難経路が安全かを確認 ・自主避難先が安全かを確認 ・避難先への持参品を確認 ・地区防災計画や個別避難計画等の作成・確認 等	リードタイムを確保可能な時にとるべき行動 (※津波は突発的に発生するため、リードタイムの確保の可否は個々に異なる)	警戒レベル3 高齢者等避難 警戒レベル4 避難指示 (※津波は避難指示のみ発令) (まんのう町は、津波は非該当)	洪水等 土砂災害 高潮※ 津波※ (まんのう町は、高潮・津波は非該当)
屋内安全確保	安全な自宅・施設等	・安全な上階へ移動 ・安全な上層階に留まる 等	・ハザードマップ等で家屋倒壊等氾濫想定区域、浸水深、浸水継続時間等を確認し、自宅・施設等で身の安全を確保でき、かつ、浸水による支障※2を許容できるかを確認 ・孤立に備え備蓄等を準備 等	リードタイムを確保可能な時にとり得る行動	警戒レベル3 高齢者等避難  警戒レベル4 避難指示	洪水等 高潮※ (土砂災害と津波※は立退き避難が原則) (まんのう町は、高潮・津波は非該当)

※1 リードタイムとは、指定緊急避難場所等への立退き避難に要する時間のこと。リードタイムを確保可能であれば、基本的には、災害が発生する前までに指定緊急避難場所等への立退き避難を安全に完了することが期待できる。

※2 支障の例：水、食料、薬等の確保が困難になるおそれ、電気、ガス、水道、トイレ等の使用ができなくなるおそれ

## 7 避難誘導（本部事務局、総務班、福祉・健康班、消防本部、消防団、琴平警察署）

町は、警察、消防機関等防災関係機関や自主防災組織等の協力を得て、次の事項に留意して町民の避難誘導を実施する。支援を行う者の避難に要する時間を配慮しつつ適切な対応を実施する。

なお、消防職団員、水防団員、警察官、町職員など防災対応や避難誘導にあたる者は、現場の状況について迅速かつ的確に判断し、自らの安全確保を図るとともに、防災関係機関は、危険が切迫している場合、必要な情報提供や措置を行うなど防災対応や避難誘導にあたる者の安全確保に努める。

- (1) 避難対象地区の町民等に逃げ遅れがないよう、できるだけ自治会、町内会、職場、学校等を単位とした集団避難を行う。
- (2) 要配慮者を優先して避難所に誘導する。
- (3) 外国人、出張者、旅行者に対する誘導などについて、支援を行う者の避難に要する時間を配慮しつつ適切な対応を実施する。
- (4) 避難経路は、周囲の状況等を的確に判断して、できるだけ安全な経路を選定して誘導する。
- (5) 町は、指定緊急避難場所や指定避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受入れることとする。

学校、事業所等その他多数の人が集まる場所における避難誘導は、原則として施設管理者等が実施する。

## 8 避難方法

町民は、次の事項に留意して避難を行う。

- (1) 災害により火災が発生したときは、風向、風速、木造住宅の密集状況等から判断して、より安全な避難路、避難場所、避難所へ避難する。
- (2) 自主防災組織等を中心として、要配慮者の安否確認、移動補助等を行いながら、できるだけ自治会、町内会単位の集団で避難する。
- (3) 避難は、原則として徒歩で行う。自動車は、道路混雑の原因ともなるので、できるだけ利用しない。また、自転車等も道路の損壊等により危険があるので、できるだけ利用しない。

## 9 指定避難所の開設（本部事務局、総務班、住民班、福祉・健康班）

- (1) 町は、災害により現に被害を受け、又は受けるおそれがある者で、避難しなければならない者を、一時的に收容するため、安全かつ適切な指定避難所を選定し、指定避難所を開設する。また、要配慮者のため、必要に応じて、福祉避難所を開設する。

なお、被災者が被災動物を伴い避難してくることに備え衛生面に留意しつつ被災動物を收容するスペースを確保するよう努める。

- (2) 町は、指定避難所として町の学校、公民館その他公共施設等の既存建物を応急的に整備して使用する。なお、指定避難所が不足する場合は、国、県の公共施設を利用す

る。

なお、学校を指定避難所として使用する場合には、指定避難所としての機能は応急的なものであることを認識し、代替施設の確保に努めるなどにより、できる限り早期に閉鎖するなどして、児童生徒等の安全確保や教育活動の早期正常化を図る。

(3) さらに、要配慮者に配慮して、被災地以外の地域にあるものも含め、民間賃貸住宅、旅館やホテル等を避難所として借上げる等、多様な指定避難所の確保に努める。ただし、これら適当な施設が確保できない場合は、仮設建物等を設置する。

(4) 町は、避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認するものとする。

なお、指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする。

(5) 指定避難所開設の手順

ア 災害対策本部は、福祉・健康班、住民班に避難所開設の決定を知らせ、施設の開設を指示する。

イ 勤務時間内においては、指定避難所の施設管理者が、施設の安全を確認して施錠を解除し、施設の門、出入口の扉を開ける。

ウ 勤務時間外においては、施設管理者あるいは福祉・健康班員、住民班員又は必要に応じて自主防災組織等が、施設の安全を確認して施錠を解除し、施設の門、出入口の扉を開ける。

エ 指定避難所の施設管理者あるいは福祉・健康班員、住民班員又は必要に応じて自主防災組織等が、FAXや電話等により避難所開設の旨を災害対策本部に報告する。

オ 避難者の受入（収容）スペースの指定

カ 指定避難所内事務所の開設

キ 自主防災組織等の協力を得て、自治会、町内会別等避難予定者数の把握・報告

ク 要配慮者専用スペースの確保指定

ケ 避難者名簿の作成

コ 自主防災組織等の協力を得て安否確認、特に要配慮者の所在確認

サ 食料、生活必需品の請求、受取、配給

シ 要配慮者の医療機関等への移送措置

ス 指定避難所の運営状況の報告

セ 避難所運営記録簿の作成

(6) 町は、指定避難所を開設したときは、速やかに被災者にその場所等を周知し、指定避難所に収容すべき者を誘導し、保護しなければならない。

(7) 町は、指定避難所を設置した場合には、直ちに次の事項を県に報告し、県は、その情報を国（内閣府等）に共有するよう努めるものとする。

ア 指定避難所開設の日時及び場所

イ 箇所数及び収容人員

ウ 開設期間の見込み

#### (8) 指定避難所の開設期間

町は、災害情報、住宅の応急修理の状況及び応急仮設住宅の建築状況等を勘案し、指定避難所の開設期間を決定する。

### 10 指定避難所の運営（総務班、住民班、福祉・健康班）

(1) 町は、警察官、自主防災組織、自治会、町内会、防災ボランティア、町民及び指定避難所運営について知識を有した外部支援者等の協力を得て、あらかじめ定めた指定避難所開設・運営計画に基づき指定避難所を運営する。その際には、あらかじめ、指定避難所の所有者又は管理者及び自主防災組織と連携して作成した、衛生、プライバシー保護その他の生活環境に配慮した避難所運営の行動基準に基づいて行う。また、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、マニュアルの作成、訓練などを通じ、町民等が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援する。

(2) 指定避難所の運営にあたっては、良好な生活環境を確保するため、照明、換気、食事供与の状況、トイレの設置状況等の整備に努め、また、各種情報の伝達に留意するとともに、避難の長期化等必要に応じてプライバシーの確保状況、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理の状況など、避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努める。特に要配慮者等の生活環境の確保、健康状態の把握、情報提供等には十分配慮するとともに、社会福祉施設及び病院等との連携を図る。

なお、避難者の健全な住生活の早期確保のため、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅や空家等利用可能な既存住宅の斡旋等により、指定避難所の早期解消に努めることを基本とする。

(3) 町は、県と協力しながら、速やかに食料、毛布、飲料水、仮設トイレ、医薬品（家庭薬）及びテレビ等を調達する。

(4) 町は、避難者の協力を得ながら、負傷者、災害による遺児、衰弱した高齢者、障がい者等の要配慮者に留意しながら、避難者名簿を作成し、所在の把握に努めるとともに障がい者等への情報提供の確保にも留意する。また、指定避難所で生活せず食料や水等を受け取りに来ている被災者等に係る情報の把握に努める。また、民生委員・児童委員、福祉事業者等は、避難行動要支援者の居場所や安否の確認に努め、把握した情報について町に提供する。

(5) 町は、指定避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点に配慮する。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、巡回警備や防犯ブザーの配布等による避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した指定避難所の運営管理に努める。



また、町は、指定避難所における性的少数者への配慮を講じるよう努めるものとする。

- (6) 指定避難所には、必要に応じその運営を行うために町職員を配置する。
- (7) 指定避難所には、保健師等を派遣し、巡回健康相談等を実施するとともに、指定避難所での生活が長期にわたる場合は、感染症予防対策に努める。
- (8) 指定避難所における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、町民、自主防災組織等の協力が得られるよう努める。なお、指定避難所では情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも情報提供を行うなど、適切に提供するよう努める。
- (9) 指定避難所の安全の確保と秩序の維持のため必要な場合には、警察官を配置する。
- (10) 改正災害対策基本法では、指定避難所に滞在する被災者及び指定避難所以外の場所に滞在する被災者のそれぞれについて、その生活環境の整備等に関し適切な対応がなされるよう規定されており、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」を踏まえ、指定避難所等における生活環境の整備にあたり平常時より必要な取組を推進する。
- (11) 町及び各指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換に努めるものとする。

## 11 在宅の要配慮者対策（総務班、福祉・健康班、消防本部）

- (1) 町は、災害発生直後、直ちに在宅サービス利用者、一人暮らし高齢者、障がい者、難病患者等について名簿を利用するなどして、自力で避難することが困難で特別の支援を必要とし、居宅に取り残された要配慮者の円滑かつ迅速な発見に努め、援護活動を図る。

また、要配慮者の名簿をもとに、要配慮者の安否確認、被災状況の把握に努める。

- (2) 町は、要配慮者を発見した場合には、避難所への移動、避難所や居宅での生活が不可能であると認められるときは本人の了解を得て、緊急入所施設等の入所措置、居宅での生活が可能場合には在宅福祉ニーズの把握等を行う。
- (3) 町は、避難所に移動した要配慮者について、県等の応援を得ながら、速やかに組織的・継続的な要配慮者特有の保健福祉サービスの提供を開始できるよう努める。そのため、災害発生後、すべての避難所を対象として要配慮者の把握調査を開始する。

## 12 障がい者に係る対策（福祉・健康班）

- (1) 町は、障がい者に係る対策として、次の点に留意しながら行う。

ア 文字放送テレビ、FAX等障がい者に対する情報提供体制の確保、手話通訳者の派遣

イ 車いす、障がい者用携帯便器等障がいの状態に対応した機器や物資等の提供

ウ ガイドヘルパー等障がい者のニーズに応じたマンパワーの派遣等

- (2) 町は、在宅の被災障がい者に対する救援のため、安否確認及び福祉サービスの迅速な

提供を行う。

### 13 児童に係る対策（福祉・健康班、文教班）

町は、次の方法等により被災による孤児、遺児等の要保護児童の発見及び援護を行う。

- (1) 避難所の管理者・リーダー等を通じ避難所における児童の実態を把握し、保護者の疾病等により発生する要保護児童について町又は児童相談所に対して、通報がなされるようにする。
- (2) 保護を必要とする児童を発見した場合、親族による受入の可能性を探るとともに、養護施設への受入や里親への委託等の保護について必要な措置を行う。

### 14 要介護者等の福祉施設における緊急受入（福祉・健康班）

- (1) 災害時の施設への緊急入所措置にあたっては、施設の種類に応じて対応し、措置決定、委託契約の締結等は、事後的に行う。
- (2) 町は、管内施設の受入可能状況を把握し、県に報告する。
- (3) 町は、要配慮者の状況を速やかに把握するとともに、施設入所にあたっては県と協議のうえ、適切な処置を行う。
- (4) 社会福祉施設の管理者は、平常時から災害時の受入可能人数を把握しておく。
- (5) 社会福祉施設の管理者は、要入所者を極力受け入れられるようオープンスペースの活用等を積極的に図るとともに、施設機能を低下させない範囲内で援護の必要性の高い被災者を優先し、施設への受入に努める。
- (6) 社会福祉施設の管理者は、施設の受入可能状況について県及び町へ逐次報告を行う。

### 15 指定避難所外避難者等への配慮（福祉・健康班）

町は、やむを得ず指定避難所に滞在することができない在宅避難者や車中避難者を含む指定避難所外避難者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。

### 16 広域一時滞在

町は、災害の規模、被災住民の避難・収容状況、避難の長期化等にかんがみ、町の区域外への広域的な避難及び応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合において、県内の他の市町への受入については当該市町に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入については県に対し当該他の都道府県との協議を求める。

#### ※ 資料

- 1 避難収容関係（資料編 12－（1）～（5））
- 2 様式第3号（被災者台帳）（資料編 15－（3））
- 3 様式第4号（被災証明書）（資料編 15－（4））

- 4 様式第 6 号 (避難所設置及び収容状況) (資料編 15- (6))
- 5 様式第 7 号 (救助の種目別物資受払状況) (資料編 15- (7))

## 第14節 食料供給計画

町は、災害時において、被災者等の食生活を確保するため、被災地のニーズに応じて、応急的に炊出し等による食料の供給を行う。

《実施担当》（災害救助法が適用された場合も、知事の通知を受けて町が行う。）

総務班、作業班、福祉・健康班

### 1 食料の調達（総務班、作業班）

(1) 町は、被災者名簿をもとに食料需要を把握するとともに、避難所以外で炊事ができない者、ミルクを必要とする乳児等の把握に努め、原則として、自らの備蓄物資を利用し、又はあらかじめ供給協定を締結した食料保有者から緊急食料を調達するとともに、必要に応じて、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、県に対して調達又は斡旋を要請する。

なお、配給対象者、配給のために支出できる経費の限度、期間等は、災害救助法に定める基準に準じて行う。

#### ア 調達順序

##### (ア) 主食

一般主食については、各米穀販売業者から購入する。

##### (イ) 乾パン

県備蓄の乾パンの引渡しを受け、なお不足する場合は、県に調達又は斡旋を要請する。

##### (ウ) 乾燥米飯

県備蓄の乾燥米飯の引渡しを受け、なお不足する場合は、県に調達又は斡旋を要請する。

##### (エ) 生パン

主食、乾パン及び乾燥米飯でなお不足する場合は、製造業者に必要数量を連絡し、緊急に製造する。

##### (オ) 副食

各青果物取扱業者から購入する。

##### (カ) 燃料

各燃料取扱業者から購入する。

(2) 県は、町から要請があったとき、又は、緊急を要し、町からの要請を待ついとまがないと認められるときは、要請を待たないで、備蓄している食料を放出するとともに、緊急食料の調達又は斡旋に努める。この場合、原則として、あらかじめ供給協定を締結した食料保有者を調達先とし、食料の輸送も依頼する。

(3) 県は一次（広域）物資拠点を、町は二次（地域）物資拠点を速やかに開設し、指定避難所までの輸送体制を確保するものとする。

(4) 町は、災害時における災害救助用米穀の引渡し等については、「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」に基づき、県又は国に要請する。

## 2 炊出しその他による食料の供給（福祉・健康班）

### (1) 対象者

- ア 災害救助法が適用された場合に、炊出しその他による食品の給与を受ける者
  - (ア) 避難所に避難している者
  - (イ) 住宅の被害が全焼、全壊、流失、半壊、半焼又は床上浸水等であって、炊事のできない者
  - (ウ) 旅館等の宿泊者、一般家庭の来訪客等
- イ 災害救助法が適用されない場合の被災者
- ウ 災害応急対策に従事する者

### (2) 供給する食品

- ア 精米、即席めん、おにぎり、弁当、乾パン、パン、乾燥米飯、生パン等の主食のほか、必要に応じて、缶詰、漬物等の副食も供給する。
- イ 食品は、被災者等が直ちに食することができる状態にあるものを供給する。
- ウ 乳児に対しては、原則として粉ミルクを供給する。
- エ 飲料水（ペットボトル等）

### (3) 炊出しの実施

- ア 炊出しは、災害の状況が落ち着きを見せ、実施体制が整うなどの状況を勘案して行う。
- イ 町は、給食調理場、指定避難所又はその付近の適当な場所において、自主防災組織、自治会、町内会、赤十字奉仕団等の協力を得て、迅速、公平に炊出し及び食料の配分を行う。
- ウ ボランティア等による炊出しの申し出があった場合、福祉・健康班が関係機関と調整して随時実行する。
- エ 町は、炊出しの実施が困難な場合は、県に対して応援を要請する。県は、町から要請があれば、次の措置を行う。
  - (ア) 日本赤十字社香川県支部に応援を要請する。
  - (イ) 集団給食施設、給食業者に炊飯委託の斡旋を行う。
  - (ウ) 調理不要な乾パン、食パン、乾燥米飯、生パン等を供給する。
  - (エ) プロパンガス等燃料の調達については、関係業界に対し協力を要請する。
  - (オ) 自衛隊に対して派遣要請を行う。
  - (カ) 指定避難所等における炊出しボランティアの派遣について、関係団体に対し協力を要請する。

(4) 被災者の中でも、交通及び通信の途絶により孤立状態にある被災者に対しては、孤立状態の解消に努めるとともに円滑な供給に十分配慮する。また、在宅での避難者、指定避難所外避難者、応急仮設住宅として供与された賃貸住宅への避難者、所在が把握

できる広域避難者に対しても供給されるよう努める。

※ 資料

- 1 様式第 7 号（救助の種目別物資受払状況）（資料編 15－（7））
- 2 様式第 14 号（炊出し供与状況）（資料編 15－（14））
- 3 様式第 15 号（食糧現品給与簿）（資料編 15－（15））
- 4 様式第 16 号（炊出し用物品借用簿）（資料編 15－（16））

## 第15節 給水計画

災害時において、被災者等の生命の維持、人心の安定等を図るため、被災地のニーズに応じて、水道施設の被害状況に基づいて避難者や断水地域の把握を行い、水道施設の破損又は飲料水の汚染等のため飲料水が確保できない場合は、飲料水及び生活用水の供給を行う。

《実施担当》(災害救助法が適用された場合も、知事の通知を受けて町が行う。)

### 本部事務局、香川県広域水道企業団

#### 1 給水の確保等(香川県広域水道企業団)

- (1) 被災地等において飲料水等が確保できないときは、被災地に近い配水池等から給水拠点へ給水車又は容器により運搬して確保する。
- (2) 家庭用井戸水等が汚染されているおそれがあるときは、水質検査を実施する。

#### 2 給水量の基準

- (1) 飲料水については、生命維持に必要な最低必要量として1人1日3リットルの給水を基準とする。
- (2) 生活用水については、給水体制及び復旧状況等を勘案して基準量を定める。

#### 3 給水の実施(本部事務局、香川県広域水道企業団)

- (1) 香川県広域水道企業団は、次の給水活動を行う。
  - ア 水道施設に被害がない場合は、給水先の町の被害状況を調査して、水道水の供給を継続する。
  - イ 浄水施設や送水施設が被災した場合は、浄水場内の浄水池や配水池等において、給水車等へ水道水を供給する。
  - ウ 飲料水の確保が困難な地域に対して、給水拠点を定め、給水車等により応急給水を行う。
  - エ 町民に対して、給水活動に関する情報の提供を行う。また、自ら飲料水を確保する町民に対して、衛生上の注意を広報する。
- (2) 町は、香川県広域水道企業団の給水活動に協力するとともに、給水車等による応急給水においては、自主防災組織、自治会、町内会、赤十字奉仕団等の各種団体等の協力を得るよう努める。
- (3) 県は、香川県広域水道企業団の給水活動が円滑に実施されるよう次の措置を行う。
  - ア 町の被害状況、応急給水実施状況等を把握し、香川県広域水道企業団に飲料水の確保に係る衛生面や安全給水に関する情報提供や指導を行う。
  - イ 香川県広域水道企業団から給水活動の応援要請があったときは、必要に応じて、他の県や自衛隊に応援給水を要請する。
  - ウ 町から給水用資機材の調達の要請があったときは、市町間における資機材の提供及

び貸借等についての調整を行う。

- (4) 被災者の中でも、交通及び通信の途絶により孤立状態にある被災者に対しては、孤立状態の解消に努めるとともに円滑な供給に十分配慮する。また、在宅での避難者、指定避難所外避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても供給されるよう努める。

※ 資料

- 1 給水用車両、器具等保有状況（資料編 9－（1））
- 2 様式第7号（救助の種目別物資受払状況）（資料編 15－（7））
- 3 様式第17号（飲料水の供給簿）（資料編 15－（17））



## 第16節 生活必需品等供給計画

町は、災害時において、被災者等の日常生活を維持するため、災害によって住家に被害を受け日常生活に欠くことのできない被服、寝具、その他の生活必需品を喪失又は損傷し、急場をしのげない被災者に対して、生活必需品の供給又は貸与を行う。

《実施担当》（災害救助法が適用された場合も、知事の通知を受けて町が行う。）

本部事務局、総務班

### 1 生活必需品等の調達（総務班）

(1) 町は、原則として自らの備蓄物資を利用し、又はあらかじめ供給協定を締結した町内の大規模小売店等の民間業者等から生活必需品等を調達するとともに、必要に応じて、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、次の事項を示して県等に対して調達又は斡旋を要請する。

ア 必要な生活必需品の品目及び数量

イ 引き渡しを受ける場所及び引受責任者

ウ その他参考となる事項

物資供給の対象者、配給品目、配給のために支出できる経費の限度、期間等は災害救助法に定める基準に準じて行う。

町及び県は、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するとともに、要配慮者等のニーズや男女のニーズの違いに配慮するものとする。

(2) 県は一次（広域）物資拠点を、町は二次（地域）物資拠点を速やかに開設し、指定避難所までの輸送体制を確保するものとする。

### 2 生活必需品等の配分（本部事務局、総務班）

(1) 対象者は、次のとおりとする。

ア 災害によって住家に被害を受け、被服、寝具その他の衣料品及び生活必需品を喪失又は損傷し、直ちに日常生活を営むことが困難な者

イ 災害時の社会混乱等により、資力の有無にかかわらず、生活必需品等を直ちに入手することができない者

(2) 供給する品目は、原則として、次の8種類とする。

ア 寝具 就寝に必要なタオルケット、毛布、布団等

イ 外衣 洋服、作業着、子ども服等

ウ 肌着 シャツ、パンツ等の下着

エ 身の回り品 タオル、靴下、サンダル、傘等

オ 炊事道具 炊飯器、鍋、包丁、ガス器具等

カ 食器 茶碗、皿、はし等

キ 日用品 石けん、歯みがき、バケツ、トイレトペーパー等  
ク 光熱材料 マッチ、プロパンガス等

(3)町は、避難所の収容人員を確実に把握したうえで配給品目、数量等を決定して配分計画を作成し、それに基づき被災者に対し生活必需品の配分を行う。

(4)町は、物資の配分にあたっては、事前に地域住民に広報を行うとともに自主防災組織、自治会、町内会、防災ボランティア等の協力を得て実施できる協力体制を整備して不公平が生じないように適切に実施する。

(5)町は、配分にあたり災害救助法による物資とその他の義援物資を明確に区別する。

(6)町は、生活必需品の供給の実施が困難な場合は、他の市町又は県に対して応援を要請する。県は、要請があったときは、他の市町に応援の指示をするなど必要な措置を行う。

(7)被災者の中でも、交通及び通信の途絶により孤立状態にある被災者に対しては、孤立状態の解消に努めるとともに円滑な供給に十分配慮する。また、在宅での避難者、指定避難所外避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても供給されるよう努める。

#### ※ 資料

- 1 様式第7号（救助の種目別物資受払状況）（資料編 15－（7））
- 2 様式第18号（物資購入（配分）計画表）（資料編 15－（18））
- 3 様式第19号（物資の供与状況）（資料編 15－（19））

## 第17節 防疫及び保健衛生計画

被災地における感染症の流行を未然に防止するとともに、被災者の健康状態を良好に維持するために、健康相談、食品衛生の監視、栄養指導等の保健衛生活動を行う。また家庭動物の保護及び収容対策については、災害で放置された犬、猫等の家庭動物を保護、収容することにより、感染症の予防、動物愛護の保持に努める。

《実施担当》

住民班、福祉・健康班

### 1 防疫対策（住民班、福祉・健康班）

町は、被災後、速やかに、状況に応じた防疫活動を行うとともに、県の指示により必要な防疫措置を実施する。

- (1) 県は、被災地の状況を把握し、感染症の発生リスクを考慮しながら感染症発生の予防のための啓発を行うとともに、感染症の発生状況の把握を行う。
- (2) 県は、感染症が発生したときは、感染症法に基づき、積極的疫学調査や健康診断等を実施するとともに、速やかに発生状況や防疫対策等について、広報・啓発を行う。
- (3) 県は、感染症の発生を予防又はそのまん延を防止するため必要があると認めたときは、町に対して、感染症法に基づき、感染症の病原体に汚染された場所の消毒、ねずみ族・昆虫等の駆除、物件に係る措置等必要な指示を行う。
- (4) 県は、感染症が発生したときは、必要に応じて、速やかに感染症指定医療機関への入院勧告等を実施するとともに、感染症法に基づく対応を実施する。
- (5) 県は、感染症予防上必要と認めたときは、町に対して、臨時の予防接種の実施を指示する。
- (6) 町は、災害時においても、定期予防接種の実施継続や臨時的な予防接種が的確に実施できるよう、対象者の把握、接種体制の確保、薬品・材料等の調達、実施方法の周知などに努める。
- (7) 町は、感染症予防のため、防疫活動を実施する。また、特に指定避難所は感染症発生のリスクが高いことから、十分な対策に努める。
- (8) 町は、防疫用医薬品及び資機材が不足したとき又は防疫業務が実施できないときは、他の市町又は県に応援を要請する。県は、要請があったときは、他の市町等と連携して、迅速に必要な措置を行う。また、防疫対策を実施する要員が不足するときは、他の都道府県に対して応援要請を行う。
- (9) 町は、災害時に感染症の発生、拡大が見られる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、発熱等症状が出た場合の対応を含め、感染症対策として必要な措置を講じるよう努める。

### 2 保健衛生対策（福祉・健康班）

(1) 健康相談等

- ア 町は、県と連携し、定期的に保健師等による指定避難所等の巡回を実施して、被災者の健康状態を調査するとともに、特に要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じて生活指導、保健指導及び健康相談を行うとともに、福祉施設等への入所、介護職員の派遣、車いす等の手配、被災生活の長期化に伴い生じる健康、保健衛生面の問題に対するケア等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に実施する。
- イ 町は、県と連携し、指定避難所等の衛生状態を良好に保つため、生活環境の整備に努める。

(2) 精神保健相談等

- ア 町は、県、医療機関等と密接な連携を図りながら、精神科医、精神科ソーシャルワーカー、臨床心理士、保健師等により、被災者等の精神的ダメージに対する心理的ケアのため、次の者に対して、精神保健に関する相談、カウンセリング、診察・治療（精神療法、各種表現療法、薬物療法等）等を行う。
- (ア) 精神障がいあるいは精神疾患で治療を受けている者
  - (イ) 要配慮者でストレスにさらされやすい者
  - (ウ) 被災又は被災後の生活により精神症状を呈する者
  - (エ) ボランティア等、救護活動に従事している者
  - (オ) その他精神保健に関する相談等が必要とされる者
- イ 県は、精神保健活動を実施する要員が不足するときは、県内の医療機関、国及び他の都道府県に対して、災害時の心のケアの専門職からなるチーム（災害派遣精神医療チーム（D P A T）を含む。）の編成及び協力を求めるなど応援要請を行う。
- ウ 県は、災害時の心のケアの専門職からなるチーム（災害派遣精神医療チーム（D P A T）を含む。）の派遣を求めた場合、その受入に係る調整、活動場所の確保等を図るものとする。

(3) 栄養相談等

- ア 町は、県や栄養士会等の関係団体と密接な連携を図りながら、健康生きがい支援センター等において栄養相談等に応じるとともに、巡回相談・指導の実施及び栄養相談に関する広報活動を行う。
- なお、栄養相談・指導の内容は、次のとおりである。
- (ア) 要配慮者に対する栄養指導
  - (イ) 在宅治療を受けている糖尿病等の慢性疾患患者に対する栄養指導
  - (ウ) 感染症や便秘等を予防するための栄養指導
  - (エ) 被災生活の長期化に伴い生じる食生活上の問題に対するケア
  - (オ) その他必要な栄養相談・指導
- イ 県は、栄養相談に応じる栄養士等が不足するときは、香川県栄養士会及び他の都道府県に対して、栄養士等の派遣要請を行う。

### 3 食品衛生対策（福祉・健康班）

県は、町及び（公社）香川県食品衛生協会の協力を得て、次の業務を行う。

(1) 指定避難所等において、食中毒防止に関するリーフレット等を活用し、次の指導を行う。

ア 救援食品の衛生的取扱い

イ 食品の保存方法、消費期限等の遵守

ウ 配布された弁当等の適切な保管（通風のよい冷暗所等）と早期喫食（期限を過ぎた弁当等は速やかに廃棄）

エ 手洗い、器具・容器等の消毒の励行

(2) 食中毒が発生したときは、町は、県が編成する調査班の活動に協力する。

### 4 飼養動物（犬、猫等）の管理（住民班）

(1) 放浪動物の保護収容等

災害後、被災地域等における飼養動物について、関係機関、関係団体と協議し、放浪する飼養動物の保護収容並びに避難所等における飼養動物の適正な飼養対策、動物伝染病予防措置、危険動物の遁走対策等を実施する。

また、放浪動物による咬傷事故、危害防止の啓発を行う。

(2) 死亡した動物の処理

死亡した動物の処理は、その所有者又は占有者等が行うが、状況によりこれが困難な場合は、関係機関等との協力体制を確立し、衛生的処理に努める。

(3) 町民の活動

ア 自らの飼養動物に対する適正管理の継続

イ 負傷している動物の応急処置

ウ 放浪動物の一時保護及び通報

エ ボランティア獣医師による負傷動物の治療

オ ボランティアによる保護動物の管理

カ その他行政への協力

## 第18節 廃棄物処理計画

災害時において、大量に発生するごみ、し尿等の廃棄物を迅速かつ適切に処理し、生活環境の保全、町民生活の確保を図る。

《実施担当》

本部事務局、住民班

### 1 処理体制（本部事務局、住民班）

- (1) 町は、一般廃棄物処理施設の被害状況、処理対象となる廃棄物の発生量等について把握し、廃棄物の処理を適正に行う。
- (2) 町民、自主防災組織等は、廃棄物を決められた場所に分別して搬出するなど、町の廃棄物処理活動に協力する。

### 2 処理方法（住民班）

#### (1) ごみ処理

##### ア 町

- (ア) ごみ及び災害廃棄物処理の連絡体制、実施体制、収集処理方法、臨時集積場（仮置場、仮集積場）等を定め、町民、自主防災組織、防災ボランティア等の協力を得て、応急処理に努める。
- (イ) 速やかに仮集積場及び収集日時を定めて、自主防災組織等及び町民に周知する。
- (ウ) 自主防災組織等に対し、仮置場の設置、ごみの分別整理及び仮置場から町が設置する仮集積場への運搬方法について指導する。
- (エ) 自主防災組織等によって集められた仮集積場のごみを管理し、できるだけ速やかに、あらかじめ選定した処理場に運搬、処理する。
- (オ) 緊急な応急措置の実施のため、除去が必要と認められる災害廃棄物は、町が直接仮集積場及び処分場に運搬する。
- (カ) 消毒用あるいは防臭用の薬剤及びごみ袋を町民に配布するとともに、特に腐敗しやすいごみについては、他と分離し、優先的に処理し、また処理するよう指導、周知する。
- (キ) 収集したごみは、適切な分別、処理、処分を行うとともに可能な限りリサイクルに努める。また、焼却ごみ以外の不燃性、焼却又はリサイクルできないものは埋め立て処分とする。
- (ク) フロン類回収の観点から、エアコン、冷蔵庫の回収、保管、処理に際しては、冷媒の漏えいに留意する。

##### イ 自主防災組織等

- (ア) 地域ごとに、町民が搬出するごみの仮置場を選定し、町民に周知する。

(イ) 仮置場のごみの分別整理、流出の防止等の管理を行う。

(ウ) ごみは、定められた日時に、町の協力を得て、仮置場より仮集積場へ運搬する。

ウ 町民

(ア) ごみは、指定された仮置場へ搬出する。

(イ) ごみは、指定された仮置場以外へは、搬出しない。

(2) し尿処理

ア 町

(ア) 下水道施設、農業集落排水施設及びし尿処理施設の被害状況を把握し、必要に応じて、水洗トイレの使用の中止について町民に周知する。

(イ) 町民生活に支障がないよう速やかに仮設トイレを設置し、併せて、消毒剤、散布機器等を確保し、仮設トイレの衛生状態を確保する。このため、あらかじめ、仮設トイレや消毒剤等の備蓄に努めるとともに、その調達ルートを確認しておく。

(ウ) し尿については、計画収集が可能になるまでの間、町民に対して仮設トイレの使用をするよう指導するとともに、計画的な仮設トイレの設置及び必要に応じ、尿凝固剤の配布を行う。

(エ) し尿の収集は、仮設トイレ、指定避難所等緊急を要する地域から、速やかに行う。

(オ) 収集したし尿は、し尿処理施設に搬入し、処理する。また、終末処理場のある下水道に搬入し処理することを下水道管理者と調整する。

イ 自主防災組織等

自主防災組織等を中心に仮設トイレの維持管理、消毒を行う。

ウ 町民

町からの指示に従って、水洗トイレの使用を中止し、仮設トイレの使用での処理を行う。

(3) 災害廃棄物処理

ア 災害廃棄物の発生量を把握し、選別、保管、焼却等のため長期間の仮置きが可能な場所を確保するとともに、災害廃棄物の最終処分までの処理ルートの確保を図る。

イ 災害廃棄物処理は、危険なもの、通行上支障のあるもの等を優先的に収集、運搬及び処理する。

ウ 災害廃棄物の適正な分別、処理、処分を行うとともに、可能な限り木材、コンクリート等のリサイクルに努める。

エ アスベスト等の有害な廃棄物については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の規定に基づき、安全を確保したうえでの適切な処理を行う。

### 3 災害廃棄物処理計画の策定（住民班）

(1) 町は、災害廃棄物の処理主体であることから、災害廃棄物の処理に係る指針に基づき、円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、

一般廃棄物（指定避難所のごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体との連携・協力のあり方等について、具体的に示した災害廃棄物処理計画を平成30年3月に策定しており、災害発生時には本計画に基づき災害廃棄物の処理を行う。

(2)町及び県は、災害廃棄物処理計画を補完し、発災後の緊迫した状況においても担当職員が円滑に業務を遂行できるようにするため作成した行動マニュアルについて、訓練等を通じてより実行性の高いものとなるよう見直しを図る。

#### 4 廃棄物処理施設の復旧（住民班）

##### (1) 町

ア 一般廃棄物処理施設の被害状況の調査、施設の点検を実施し、速やかに復旧計画を定め、処理機能の支障及び二次災害のおそれがあるものについては、応急復旧を行う。

イ 応急復旧工事に必要な資材の調達、復旧工事の実施について、工事業者に協力を要請する。

ウ 一般廃棄物処理施設の損壊等により、処理を中止する場合、又は処理の中止の必要が生じたときは、他の処理施設への処理依頼等、応急的な処理に努めるとともに、町民、県及び関係団体に、速やかに通知する。また、復旧の時期についても、随時、町民、県及び関係団体に情報の提供を行う。

##### (2) 産業廃棄物処理施設設置者

産業廃棄物処理施設の被害状況の調査、施設の点検を実施し、処理機能の支障及び二次災害のおそれがあるものについては、応急復旧を行うとともに、県に速やかに通知する。

#### 5 町民への周知

町及び県は、災害廃棄物に関する情報、災害廃棄物処理支援ネットワーク(D. Waste-Net)や地方公共団体等の関係者によって組織する地域ブロック協議会の取組等に関して、ホームページ等において公開する等、周知に努めるものとする。

#### 6 損壊家屋の解体

町及び県は、損壊家屋の解体を実施する場合には、解体業者、産業廃棄物処理業者、建設業者等と連携した解体体制を整備するとともに、必要に応じて速やかに他の地方公共団体への協力要請を行うものとする。

#### ※ 資料

- 1 一般廃棄物処理施設（資料編 8－（1））
- 2 一般廃棄物収集車両（資料編 8－（2））



## 第19節 遺体の搜索、処置及び埋葬計画

災害時において、死者、行方不明者（周囲の状況から既に死亡していると推測される者を含む。）が発生した場合は、搜索、処置及び埋葬を速やかに行う。

《実施担当》（災害救助法が適用された場合も、知事の通知を受けて町が行う。）

住民班、琴平警察署、消防本部、消防団

### 1 遺体の搜索（消防本部、消防団）

(1) 町は、災害により現に行方不明の状態にあり、周囲の状況から既に死亡していると推測される者の搜索を行う。

(2) 遺体の搜索にあたっては、警察、消防本部及び消防団等の協力を得て、搜索に必要な資機材等を借上げ、速やかに行う。

応援の要請にあたっては、次の事項を明示して行う。

- ア 遺体が埋没し、又は漂着していると思われる場所
- イ 遺体数及び氏名、性別、年齢、容ぼう、特徴、持物等
- ウ 応援を求めたい人数又は船艇器具等
- エ その他必要な事項

### 2 遺体の処置等（住民班、琴平警察署）

(1) 町は、遺体について、救護班又は医師により死因その他の医学的検査を行う。

(2) 警察本部は、収容した遺体について医師等の協力を得て、遺体の検視、身元確認を行う。また、身元確認に必要な資料の重要性を踏まえ、効果的な身元確認が行えるよう、県、町及び指定公共機関等と密接に連携するものとする。

(3) 町は、検視又は医学的検査を終了した遺体について、遺体の識別のため洗浄、縫合、消毒等の処置を行う。

(4) 町は、遺体の身元識別のため相当の時間を必要とし、又は死者が多数のため短期間に埋葬又は火葬ができない場合等においては、適当な場所（寺院、公共施設等）に遺体の収容所を開設し、遺体を一時保存する。

### 3 遺体の埋葬又は火葬（住民班）

(1) 町は、災害による社会混乱等のため遺族が埋葬又は火葬を行うことが困難な場合又は死亡した者に遺族がない場合に、遺体の埋葬又は火葬を行う。

(2) 町は、棺、骨つぼ等埋葬又は火葬に必要な物資の支給及び火葬、土葬又は納骨の役務の提供を行う。原則として、遺体は火葬に付し、遺骨を遺族に引渡す。

(3) 町は、自ら埋火葬の実施が困難な場合は県に応援を要請する。県は、火葬場の斡旋等について町から要請があったとき、又は被災状況から判断して広域的な対応が必要と認めるときは、他の市町、他の都道府県等に対して、必要な応援を要請する。

(4)町は、遺体の輸送に必要な車両、ヘリコプターの数等を示して県に応援を要請する。

※ 資料

- 1 火葬場一覧（公営）（資料編 8－（3））
- 2 様式第8号（被災者救出状況記録簿）（資料編 15－（8））
- 3 様式第9号（死体処理台帳）（資料編 15－（9））
- 4 様式第10号（埋葬台帳）（資料編 15－（10））

## 第20節 住宅応急確保計画

災害により住宅を失った被災者に対して、一時的な居住の安定を図るため応急仮設住宅を建設するとともに、公営住宅の空室を提供するほか、民間賃貸住宅への入居を希望する被災者には、県が借上げ、被災者に提供する民間賃貸住宅の情報提供等や、宅地建物取引業者の媒介により、入居に際しての利便を図る。また、住宅に被害を受けた被災者に対して、日常生活が可能な程度の応急修理等を行う。

《実施担当》

本部事務局、総務班、作業班

### 1 被災住宅の調査（総務班）

(1) 町は、災害により家屋に被害が生じた場合、次の項目について応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理に必要な調査を早急を実施し、知事に報告する。

ア 被害状況

イ 被災地における町民の動向及び町の住宅に関する要望事項

ウ 町の住宅に関する緊急措置の状況及び予定

エ 応急仮設住宅建設に係る現地活動上の支障事項等

オ その他住宅の応急対策上の必要な事項

(2) 町が調査を実施できない場合は、知事に応援を要請する。

### 2 応急仮設住宅の建設（作業班）

災害救助法が適用された場合、県は住家が滅失した被災者のうち自らの資力では住家を確保することができない者に対して、次により応急仮設住宅を建設する。ただし、知事の通知を受けた場合は町が実施する。

(1) 建設用地の選定

建設用地は、できるだけ集団的に建設可能な場所とし、町と協議して、公共用地から優先して選定する。選定にあたっては、県有未利用地等も活用する。なお、学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮する。

また、町は、あらかじめ具体的な建設候補地の検討を行う。

(2) 建設方法

応急仮設住宅の建設は、（一社）香川県建設業協会等の建築業関係団体の協力を得て行う。

(3) 建設戸数

建設戸数は、町の全壊、全焼及び流失した世帯数の3割以内の戸数とする。ただし、やむを得ない場合は、市町相互間において設置戸数の融通を行う。

(4) 構造及び規模

応急仮設住宅は、軽量鉄骨組立方式等による5連戸以下の連続建て又は共同建てとする。

#### (5) 応急仮設住宅の管理

町は、入居者の選定、仮設住宅の修繕等応急仮設住宅の管理を行う。なお、入居者の選定等にあたっては、要配慮者に十分配慮する。

また、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。

なお、必要に応じて応急仮設住宅における家庭動物の受入に配慮する。

### 3 住宅の応急修理（作業班）

災害救助法が適用された場合、県は住家が半焼又は半壊し、若しくはこれに準ずる程度の損傷を受け、日常生活を営むことができない被災者のうち自らの資力では住家の修理ができない者に対して、次により必要最小限の応急修理を行う。ただし、知事の通知を受けた場合は町が実施する。

#### (1) 対象の選定

応急修理対象住宅の選定は、町の協力を得て行う。

#### (2) 修理方法

応急修理は、（一社）香川県建設業協会等の建築業関係団体の協力を得て行う。

#### (3) 修理範囲

応急修理は、居室、炊事場、便所等日常生活に欠くことのできない部分に限る。

#### (4) 修理戸数

修理戸数は、町の半壊及び半焼世帯数の3割以内とする。ただし、やむを得ない場合は、市町相互間において修理戸数の融通を行う。

### 4 障害物の除去（本部事務局、作業班）

(1) 町は、住宅に土石、竹木等の障害物が運びこまれ、日常生活を営むことができない被災者のうち自らの資力では除去ができない者に対して、障害物の除去を行う。

(2) 町は必要に応じて県に応援を要請する。県は、町から障害物の除去について応援要請があったときは、他の市町、建築業関係団体、自衛隊等の協力を得て、応援を行う。

### 5 公営住宅の特例使用

町及び県は、被災者への仮住宅として、公営住宅の空室を提供することができる。（行政財産の目的外使用許可手続きによる。）

### 6 応急仮設住宅以外の収容施設（総務班、作業班）

町は、応急住宅及び応急修理ができるまでの間、被災者を収容できるコミュニティセンター、体育館、校舎等を災害の規模及び場所に応じて使用できるよう計画を策定する。

## 7 民間賃貸住宅の借上げ

県は、市町及び不動産関係団体の協力を得て、応急仮設住宅として民間賃貸住宅を借上げて被災者に提供する。特に、民間賃貸住宅の空き家等が存在する地域における災害や、応急仮設住宅の建設のみでは膨大な応急住宅需要に迅速に対応できないような大規模災害の発生時には、積極的な活用を図るものとする。

## 8 宅地建物取引業者による民間賃貸住宅の媒介

県の協力要請により、（公社）香川県宅地建物取引業協会及び（公社）全日本不動産協会香川県本部は、会員業者を県に報告し、県は町に会員業者の情報を提供する。

町は、民間賃貸住宅への入居を希望する被災者には会員業者の情報を提供し、被災者から相談のあった会員業者は、民間賃貸住宅を無報酬で媒介する。

### ※ 資料

- 1 様式第 11 号（障害物除去の状況）（資料編 15－（11））
- 2 様式第 23 号（応急仮設住宅（入居）申込者名簿）（資料編 15－（23））
- 3 様式第 24 号（応急仮設住宅台帳）（資料編 15－（24））
- 4 様式第 25 号（住宅応急修理記録簿）（資料編 15－（25））
- 5 様式第 26 号（臨時雇上人夫勤務状況表）（資料編 15－（26））

## 第21節 社会秩序維持計画

災害時において、社会的な混乱や心理的な動揺等により不測の事態の発生が予想されるので、被災地域を中心として犯罪等の予防、警戒を行う。

《実施担当》

総務班、琴平警察署
-----------

### 1 町民への呼びかけ（総務班）

町は、各種の応急対策の推進、実情周知による人心の安定、さらには、復興意欲の高揚を図るため、被害の状況や応急・復旧対策に関する情報を積極的に町民に提供するとともに、秩序ある行動をとるよう呼びかけを行う。

### 2 防犯（琴平警察署）

警察は、独自に、又は自主防犯組織等と連携し、被災地及び指定避難所等において、パトロールを強化し、犯罪の予防、不法行為の取締り等を行うとともに、生活の安全に関する情報の提供等を行い、速やかな安全確保に努める。

## 第22節 文教対策計画

災害により文教施設設備が被災し、又は児童生徒等の被災により通常の教育を行うことができない場合、教育の確保を図るため、関係機関の協力を得て、文教施設設備の応急復旧、児童生徒等の応急教育等必要な措置を行うとともに文化財の保護措置を行う。

《実施担当》

文教班
-----

### 1 児童生徒等の安全確保（文教班）

(1) 町及び県は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき、情報収集に努め、所管する学校等に対して必要と思われる情報を伝達し、適切な指導及び支援を行う。

(2) 校長等は、災害が発生したとき又は関係機関から情報を受けたときは、児童生徒等の安全の確保を図るため、次の措置を講じる。

#### ア 在校時の場合

災害の状況を的確に判断し、速やかに児童生徒等の避難の指示、誘導を行うとともに、負傷者の有無、被害状況の把握に努める。また、これらの状況を把握した後、速やかに保護者等と連絡をとり、引渡し等の適切な措置を講じるとともに、状況に応じて、所管する学校教育課等に報告する。

#### イ 在校時外の場合

登下校時、夜間、休日等に災害が発生したときは、保護者等と連絡をとり、児童生徒等の安否確認及び状況把握に努めるとともに、状況に応じて、所管する学校教育課等と連絡のうえ、臨時休校等適切な措置を講じる。

### 2 学校施設等の応急措置（文教班）

(1) 公立学校等の校長等は、避難所の開設等災害対策に協力するとともに、学校管理に必要な体制を確立する。

(2) 校長等は、管理する施設・設備が被災したときは、速やかに被害状況を調査し、被害の拡大防止のための応急措置を講じるとともに、所管する学校教育課等に被害状況を報告する。

(3) 報告を受けた学校教育課等は、速やかに被害状況を調査し、関係機関への報告等所要の措置を講じ、必要な場合は、施設・設備の応急復旧を行う。

(4) 校長等は、可能な範囲で、教職員を動員して、施設・設備の応急復旧を行う。

### 3 応急教育の実施（文教班）

町及び県は、応急教育に関する対応を促進するため、所管する学校に対して、適切な指導及び支援を行う。

校長等は、児童生徒等、教職員の被災状況、学校施設・設備の被害及び復旧状況、交通・

通信機関の復旧状況等を考慮して、教育委員会等関係機関と緊密な連携を図り、次により教育活動を再開する。

- (1) 必要な教職員を確保するとともに、応急教育計画を策定し、児童生徒等及び保護者に対して、必要な連絡を行う。
- (2) 教育活動の再開にあたっては、児童生徒等の登下校の安全確保に万全を期すよう留意し、指導にあたっては、災害後の健康安全教育及び生活指導に最重点を置くようにする。
- (3) 被災したことにより心理的なストレスを受けた児童生徒等に対して、心のケアを行うよう努める。
- (4) 施設の被害が大きく、児童生徒等を収容しきれないときは、短縮授業、二部授業又は地域の公共施設等を利用した分散授業を行う。場合によっては、家庭学習や他校との合併授業を行う。
- (5) 避難所に提供したため学校が使えないときは、付近の公共施設や仮校舎等を確保し、速やかに授業の再開に努める。
- (6) 他地域へ避難した児童生徒等に対しては、教職員の分担を定め、地域ごとの状況の把握に努め、避難先を訪問するなどして、応急教育を行う。
- (7) 災害復旧状況の推移を十分把握し、できるだけ早く平常授業に戻すよう努める。

#### 4 就学援助等（文教班）

##### (1) 授業料の減免等

町及び県は、被災した児童生徒等に対して、授業料の減免猶予、育英資金の貸与等適切な措置を講じる。

##### (2) 学用品の給与

災害救助法が適用された場合、知事から救助の事務の内容及び期間について通知を受けた町は、災害救助法の基準に基づき、学用品の給与を行うものとする。

##### (3) 学校給食の実施

町は、指定製パン業者、指定牛乳供給事業者等の協力を得て、パン、米飯、牛乳等による応急給食を行うとともに、学校給食の正常化のため、各学校の調理場及び各学校の調理員を動員し、速やかに必要な施設、設備等の応急復旧を行う。

ア 被害甚大な場合は、近郊の学校等又は公共施設を利用して設営に努め、早急に学校給食が実施できるよう努める。

イ 一部被災の場合は、残存施設を利用して、学校給食を引き続き実施するよう努める。

ウ 一般被災者についても、可能な限り給食施設を利用して、炊出し等を行う。この際、学校給食との調整に留意する。

エ 物資確保については、県等と緊密な連携をとり、学校給食の継続に努める。



## 5 学校以外の教育機関等の応急措置（文教班）

- (1) 学校以外の教育機関等の長は、災害が発生したとき又は関係機関から情報を受けたときは、来館者等の安全の確保を図るため、災害の状況を的確に判断し、速やかに避難の指示、誘導を行うとともに、負傷者の有無、被害状況の把握に努める。
- (2) 学校以外の教育機関等の長は、管理する施設が被災したときは、速やかに被害状況を調査し、被害の拡大防止のための応急措置を講じるとともに、所管する生涯学習課に被害状況を報告する。また、被害の状況に応じて、施設の臨時休館等適切な措置を講じる。
- (3) 学校以外の教育機関等の長は、可能な範囲で職員を動員して、速やかに施設・設備の応急復旧を行うものとする。

## 6 文化財の保護（文教班）

### (1) 被災時の応急措置

国・県・町指定文化財の所有者又は管理者は、災害により被害が発生したときは、速やかに町生涯学習課を通じて県教育委員会に連絡する。

県教育委員会は、文化庁に報告するとともに、所有者、管理者、関係機関等と協力し、被害の拡大を防ぐための応急措置を講じる。

### (2) 被害状況の調査

被害状況の調査は、町生涯学習課が行う。また、被害の程度によっては、県教育委員会が、専門の職員等を現地に派遣して行う。

### (3) 復旧対策

県教育委員会は、町生涯学習課を通じて、所有者等による復旧計画等について、指導・助言を行う。

## 7 埋蔵文化財対策（文教班）

生涯学習課は、速やかに埋蔵文化財包蔵地及びその周辺に存在する施設等の被害状況から復旧に伴う調査事業量を推定し、県教育委員会に報告する。

### ※ 資料

- 1 様式第 30 号（学用品購入（配分）計画表）（資料編 15－（30））
- 2 様式第 31 号（学用品の給与状況）（資料編 15－（31））

## 第23節 公共施設等応急復旧計画

道路、河川等の公共土木施設や医療機関、社会福祉施設等の公共施設は、町民の日常生活及び社会・経済活動はもとより、災害時の応急対策活動において重要な役割を果たすものであるので、あらかじめ被害状況の把握及び応急復旧を行う体制・資機材を整備するとともに、特に、人命に関わる重要施設に対しては早期に復旧できる体制等を強化し、迅速に機能回復に必要な応急措置を行う。

《実施担当》

作業班、住民班、福祉・健康班、四国旅客鉄道(株)、高松琴平電気鉄道(株)

### 1 道路施設（作業班）

道路管理者は、その管理する道路について、早急に被害状況を把握し、関係機関・団体等の協力を求め、障害物の除去、応急復旧等を行い道路機能の確保に努める。この場合、被害の拡大が予想され二次災害の可能性のある箇所、緊急輸送道路に指定される路線等を優先する。

### 2 河川管理施設（作業班）

河川管理者は、その管理する河川について、早急に被害状況を把握し、河川管理施設が被災したときは、浸水被害の発生、拡大を防止する措置を図るとともに、被災施設の重要度等を勘案し、緊急度の高い箇所から速やかに応急復旧を行う。

河川管理者は、東南海・南海地震等の大規模地震が発生した場合は直ちに、水門等の閉鎖、工事中の場合は工事の中断等の措置を講じる。

### 3 ため池施設（作業班）

ため池等の管理者は、必要に応じてため池からの放水、用排水路の断水又は減水、代替機による排水等必要な応急措置を講じる。また、町に対し、必要に応じ町民に避難指示をするよう要請する。さらに、被害状況を把握し、直ちに関係機関に通報するとともに、町との協議を行い、応急復旧工法を検討するとともに、被災施設の重要度等を勘案し、緊急度の高い箇所から速やかに必要な応急復旧を実施する。

### 4 砂防、地すべり防止、急傾斜地崩壊防止施設（作業班）

町及び県は、土砂災害防止施設について、早急に被害状況を把握し、危険性が高いと判断されるときは、関係機関や町民に周知するとともに、応急工事を行う。

### 5 治山施設、林道施設（作業班）

町及び県は、治山施設、林道施設について、災害発生後速やかに被害状況の調査を行い、必要に応じて、応急復旧を行う。

## 6 公園施設（作業班）

公園管理者は、公園施設について、災害発生後速やかに被害状況の調査を行い、必要に応じて応急復旧を行う。

## 7 鉄道施設（四国旅客鉄道株、高松琴平電気鉄道株）

鉄道事業者は、その管理する鉄道施設等の被害状況について早急に把握し、速やかに応急復旧を行い、輸送業務の早期復旧を図る。

## 8 医療機関、社会福祉施設等公共施設（福祉・健康班）

町及び県は、その所管する施設に関する被害情報等を把握するとともに、施設管理者に対して、災害時における施設の機能確保及び利用者等の安全確保のため、必要な応急措置、応急復旧等について指導を行う。

## 9 廃棄物処理施設（住民班）

(1) 町は、災害による施設の被害を抑えるとともに、迅速な応急復旧を図るため、施設の安全強化、応急復旧体制、広域応援体制の整備、十分な大きさの仮集積場・処分場の候補地の選定等を行う。また、廃棄物処理施設については、大規模災害時に稼働することにより、電力供給や熱供給等の役割も期待できることから、始動用緊急電源のほか、電気・水・熱の供給設備を設置するよう努める。

また、広域処理を行う地域単位で、一定程度の余裕をもった処理施設の能力を維持し、災害廃棄物処理機能の多重化や代替性の確保を図るよう努める。

(2) 県は、産業廃棄物処理施設について、必要に応じて、擁壁、水処理施設、焼却炉等の被害状況の調査や漏出水等の検査を行い、施設設置者に対して、廃棄物の飛散及び流出の防止、二次災害の防止、周辺環境の汚染防止等が図られるよう、必要な指導、助言を行う。

(3) 町は、一般廃棄物処理施設の被害状況の調査、施設の点検を行い、処理機能に支障があるもの、二次災害のおそれがあるもの等については、速やかに応急復旧を行う。

また、廃棄物処理施設については、災害廃棄物を処理しつつ、電力供給や熱供給の拠点としても活用するよう努める。

## 10 放送施設

放送事業者は、放送施設、設備等の被害状況を早急に把握し、必要に応じて応急復旧、仮設放送施設の設置等を行い放送の確保を図る。

また、町、県等から放送要請があったときは、状況に応じて臨時ニュースを挿入し、又は通常番組を中断し、特別番組へ切り替えるなどの対応を行う。

### ※ 資料

協定及び覚書等一覧表（資料編 14－（1））

## 第24節 ライフライン等応急復旧計画

電気、ガス、通信サービス、上下水道等は、日常生活及び産業活動に欠くことのできないものであるため、災害によりこれらの施設・設備が被害を受けたときでも、これらの供給を円滑に実施するため、迅速に必要な応急措置を行う。

《実施担当》

作業班、香川県広域水道企業団、四国総合通信局、四国電力(株)、四国電力送配電(株)、四国ガス(株)、LPガス取扱機関、西日本電信電話(株)

### 1 電気施設（四国電力(株)中讃営業所、四国電力送配電(株)丸亀事業所）

- (1) 電気事業者は、災害が発生したとき、早急に被害状況を把握し、復旧の難易度等を勘察して、病院、公共機関、指定避難所等緊急度の高い施設や復旧効果の高いものから、順次応急復旧を行う。
- (2) 電気事業者は、感電事故、漏電による火災等、二次災害を防止するため、電気施設及び電気機器の使用について、次の内容の広報を行うとともに、報道機関等の協力を得て、電気施設等の被害状況、可能な限り地区別の復旧予定時期の目安等を周知する。
  - ア 垂れ下がった電線には、絶対にさわらない。
  - イ 避難するときは、ブレーカー又は開閉器を必ず切る。
  - ウ 屋内配線、電気器具等を再使用するときは、必ず絶縁状態等の安全確認を行う。
- (3) 災害時においても、原則として電気の供給を継続するが、強風、浸水等により危険と認められるとき又は二次災害の危険が予想され警察、消防機関等から要請があったときは、送電停止等適切な危険予防措置を講じる。

### 2 ガス施設（四国ガス(株)丸亀支店、LPガス取扱機関）

- (1) ガス事業者は、災害が発生したとき、早急に被害状況を把握し、被害が拡大しないよう応急措置を行うとともに、病院、公共機関、報道機関、指定避難所等緊急度の高い施設や復旧効果の高いものから、順次応急復旧を行う。
- (2) ガス事業者は、ガス漏えいによる火災、爆発等、二次災害の発生するおそれがあるときは、関係機関の協力を得て、町民の避難等の措置を講じる。
- (3) ガス事業者は、報道機関等の協力を得て、ガス施設の被害状況、復旧状況、可能な限り地区別の復旧予定時期の目安やガス使用上の注意事項等について、町民、関係機関等へ周知する。

### 3 電気通信施設（西日本電信電話(株)香川支店）

- (1) 電気通信事業者は、災害が発生したとき、早急に被害状況を把握し、病院、公共機関、報道機関、指定避難所等緊急度の高い施設や復旧効果の高いものから、順次応急復旧を行う。また、応急復旧は、復旧工事に要する要員、資機材、輸送手段等を最優先で

- 確保して行うとともに、必要に応じて、災害対策用機器等を使用して仮復旧を行う。
- (2) 電気通信事業者は、災害時において、通信の輻輳の緩和及び重要通信の確保を図るため、必要に応じて次の措置を講じる。
- ア 臨時回線の作成、中継順路の変更等疎通確保の措置を講じる。
  - イ 通信の疎通が著しく困難となり、重要通信を確保するため必要があるときは、臨時に利用制限の措置を講じる。
  - ウ 非常緊急通話又は非常緊急電報は、一般の通話又は電報に優先して取扱う。
  - エ 災害救助法が適用されたとき等には、避難所に臨時公衆電話の設置に努める。
- (3) 電気通信事業者は、報道機関等の協力を得て、通信の途絶又は利用制限の状況、電気通信施設等の復旧状況、可能な限り地区別の復旧予定時期の目安等について、広範囲に渡って広報活動を行う。
- (4) 電気通信事業者は、応急復旧のために通信用機材等の運搬や道路被災状況等の情報共有が必要な場合は、国（総務省）を通じて国の非常対策本部や被災地方公共団体に協力を要請するものとする。

#### 4 水道施設（香川県広域水道企業団）

- (1) 水道事業者は、災害が発生したときは、水道の各施設（貯水、取水、導水、浄水、送水、配水、排水施設等）ごとに被害状況を把握し、二次災害の発生の防止又は被害の拡大防止のため、速やかに次の応急措置を行うとともに、関係機関等に状況を報告する。
- ア 取水塔、取水堰等の取水施設及び導水施設にき裂、崩壊等の被害が生じたときは、必要に応じて、取水、導水の停止又は減量を行う。
  - イ 送、配水管路の漏水により道路陥没等が発生し、道路交通上非常に危険と思われる箇所については、断水後、保安柵等による危険防止措置を行う。また、管路の被害による断水区域を最小限にとどめるため、配水調整を行う。
  - ウ 倒壊家屋、焼失家屋や所有者が不明な給水装置の漏水については、仕切弁により閉栓する。
- (2) 水道事業者は、水道施設に被害が生じたときは、次の応急復旧を行う。
- ア 取水、導水施設の被害については、最優先で復旧を行う。
  - イ 浄水施設の被害については、施設の機能と復旧効果とを勘案して、重要なものから速やかに復旧を行う。また、管路の被害による断水区域を最小限にとどめるため、配水調整を行う。
  - ウ 管路の被害については、被害の程度及び復旧の難易度、被害箇所の重要度、浄水場、送水施設等の運用状況等を考慮して、給水拡大のために最も有効な管路から順次復旧する。また、資機材の調達、復旧体制、復旧の緊急度等を勘案し、仮配管、路上配管等の仮復旧を行う。
  - エ 給水装置の復旧については、その所有者等から修繕申込みがあったものについて、町民生活への影響を考慮して、緊急度の高い指定避難所や医療機関等は優先して行う。

オ 被害が甚大で広範囲に及ぶ場合などにおいては、他事業者との広域的な応援体制や民間団体からの協力体制を活用し、早期の復旧に努める。

(3) 町は、復旧にあたり、可能な限り地区別の復旧予定時期の目安を明示するものとする。

(4) 町は、水道事業者の復旧活動に必要な応じて協力する。

## 5 下水道施設（作業班）

町及び県は、災害が発生したとき、下水道等の構造を勘案して、速やかに、下水道等の巡視を行い、損傷その他の異状があることを把握したときは、公共下水道等の機能を維持するために必要な応急措置を講ずる等、その管理する施設について、早急に被害状況を把握し、適切な応急復旧を行う。

(1) 応急復旧は、施設の重要性、二次災害の可能性等を考慮し、緊急度の高いものを優先する。

(2) 管きょ施設が被災したときは、速やかに町民、関係機関等へ周知し、また、防護柵等を設置して、道路交通への危険を回避するとともに、管きょの閉塞、漏水等に対して、下水道機能の維持に必要な応急復旧を行う。

(3) ポンプ場、終末処理場等が被災したときは、速やかに応急復旧を行い、また、自家発電設備等を運転して、機能の維持及び復旧に努める。施設からの漏水や薬品、消火ガス等の漏えいは、二次災害につながるおそれがあるため、優先的に点検して、安全を確認する。これらの施設が被災したときは、速やかに町民、関係機関等へ周知するとともに、適切な措置を講じる。

(4) 町及び県は、復旧にあたり、可能な限り地区別の復旧予定時期の目安を明示するものとする。

## 第25節 農林水産関係応急対策計画

災害による農林関係被害を最小限に抑えるため、農業用施設、農作物、家畜等に対して、的確な応急対策を行う。

《実施担当》

作業班
-----

### 1 農業用施設等に対する応急措置

各施設管理者は、災害発生後速やかに各管理施設の緊急点検を行い、被害状況を把握し、必要に応じて、速やかに応急復旧を実施し、農業用施設等の機能回復に努める。

- (1) 町及び土地改良区は、河川等の氾濫により農地に湛水したときは、ポンプ排水等による湛水排水排除を行い、できる限り被害が拡大しないよう努める。
- (2) 町及び土地改良区は、排水機場に浸水のおそれがあるときは、土のう積み等により浸水を防止して排水機場の保全に努める。被災して機能を失ったときは、応急排水ポンプ（移動用ポンプ）により湛水の排除に努める。
- (3) 町、県及び土地改良区は、ダム、ため池が増水し、漏水、溢水のおそれがあるときは、堤防決壊防止のための応急工事を実施するほか、必要があると認めるときは取水施設を開放し、下流への影響を考慮のうえ、水位を低下させるなどの応急措置を講じるとともに、関係機関における情報共有に努める。
- (4) 町及び土地改良区は、取水樋門、立切等操作あるいは応急工事を実施することにより水路の決壊防止に努めるとともに、頭首工の保全についても必要な措置を講じる。

### 2 農作物に対する応急措置

- (1) 町及び農業協同組合等農業団体は、被害の実態に応じて県が行う技術指導に協力する。
- (2) 町は、再播種用種子の確保について、県に要請し、県は、県種子協会に対し、転用種子などの確保について指導する。
- (3) 町、農業団体等は、病虫害の異常発生又はまん延を防止し、農作物の被害の軽減を図るため、県と密接に連携して防除指導を行う。また、農薬を確保するため、県が香川県農業協同組合又は県内農薬卸売業者に協力を依頼するよう求める。

### 3 畜産に対する応急措置

- (1) 町は、畜産関係の災害応急対策の実施について、県と緊密な連絡のもとに行うほか、次の関係機関の協力を求める。
  - ア 農業共済組合
  - イ 農業協同組合
  - ウ 開業獣医師

- (2)町は、家畜の診療について、平常時の方法によって実施することが不可能又は不適當であると認めるときは、被災地域内に診療員詰所を設け、係員を常時待機させ、診療に協力する。
- (3)町及び畜産関係団体は、県が家畜及び畜舎の被害状況を把握し、災害時の家畜の管理について行う指導に協力する。
- (4)町、畜産関係団体等は、家畜伝染病の発生のおそれがあるときは、県が行う家畜等の消毒、予防注射等に協力する。また、家畜伝染病が発生したときは、県が行う家畜等の移動を制限する等の措置に協力する。

#### 4 林産物に対する応急措置

- (1)町、森林組合等は、県が種苗生産者、森林所有者に対して、被災苗木、森林に対する措置等の技術指導を行う際に協力する。
- (2)町、森林組合等は、県が森林所有者に対し風倒木の円滑な搬出、森林病虫害の防除等について、必要な技術指導を行う際に協力する。



## 第26節 ボランティア受入計画

災害時において、ボランティアが救援活動等で大きな役割を果たすことから、その活動が円滑かつ効率的に行えるよう、ボランティアの受付、調整等必要な支援活動を行う。

《実施担当》

総務班、福祉・健康班、町社会福祉協議会
---------------------

### 1 受入体制の整備

- (1) 町は、ボランティア活動に関する情報提供の窓口を設け、香川県災害ボランティア支援センターの設置及び災害ボランティアセンターの活動等について協力するとともに、社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているNPO・ボランティア等との連携体制の構築を図り、情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握する。これにより、連携のとれた支援活動を展開するよう努め、またボランティアの生活環境について配慮する。
- (2) 町は、ボランティア活動又はその支援活動の拠点となる災害ボランティアセンターへの施設、設備等の提供のほか、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬を行うよう努めるとともに、活動に必要な資材の調達等の支援活動を行う。

### 2 ボランティアの受入方法

- (1) 町災害ボランティアセンターは、ボランティアの受入態勢が整い次第、町災害ボランティアセンターの設置の周知及びボランティア募集を呼びかけるとともに、香川県災害ボランティア支援センターに情報提供を行う。
- (2) 香川県災害ボランティア支援センターは、町災害ボランティアセンターからの情報提供を受け、報道機関、ホームページなどを通じて、災害ボランティア活動の広報を行うとともに、関係団体に協力を呼びかける。
- (3) 町災害ボランティアセンターは、被災地のニーズの把握に努め、ボランティア活動に参加を希望する個人又は団体を受け付け、被災地に派遣するなど、被災地の支援活動を行う。

### 3 ボランティアの活動分野

- (1) 香川県災害ボランティア支援センターの主な役割
  - ア 災害ボランティア情報の収集、発信
  - イ ボランティアと県等との連絡、調整
  - ウ 活動資材の調整
  - エ 町災害ボランティアセンターへの支援
  - オ その他円滑な災害ボランティア活動のための支援業務等

(2) 町災害ボランティアセンターの主な役割

- ア 被災地のボランティアニーズの把握
- イ 被災地へのボランティアの派遣
- ウ ボランティア情報の収集、発信
- エ ボランティアと町等との連絡、調整
- オ ボランティアへの対応
- カ その他円滑なボランティア活動のための支援業務等

**4 その他ボランティアへの対応**

- (1) 砂防、危険度判定、外国語通訳など専門知識、技術を有する専門ボランティアについては、当該ボランティア活動に関係する団体等が中心となって、受入、派遣等に係る調整を行う。
- (2) 香川県災害ボランティア支援センター及び町災害ボランティアセンターを窓口として全国規模の災害ボランティアネットワークと連携し、その機能の積極的な活用を図り、被災地の情報発信や各種の協力要請などを行う。

**5 新型コロナウイルス感染症対策**

- (1) 「新型コロナウイルスの感染が懸念される状況におけるボランティア・NPO等の災害対応ガイドライン」（令和2年7月9日、NPO法人全国災害ボランティア支援団体ネットワーク（JVOAD））、「新型コロナウイルス感染が懸念されるにおける災害ボランティアセンターの設置・運営について～全社協VCの考え方～」（令和2年6月1日、社会福祉法人全国社会福祉協議会）の内容について周知するとともに、あらためて連携体制の構築・強化、情報共有の推進等に取り組む。
- (2) ボランティア活動に必要となるマスク、フェイスシールド、消毒液等の物資の確保、ボランティアの受付や輸送方法等について検討する。

## 第27節 要配慮者応急対策計画

災害時において、要配慮者の安全確保を図るため、町及び関係機関は、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、年齢、性別、障がいの有無といった要配慮者の事情から生じる多様なニーズに十分配慮した応急活動を行う。

《実施担当》

総務班、福祉・健康班、文教班、消防本部、消防団

### 1 高齢者、障がい者、難病患者等対策（福祉・健康班、消防本部、消防団）

- (1) 町は、災害が発生したとき、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、直ちに避難行動要支援者名簿等を効果的に利用するなどして、避難行動要支援者の安否確認、被災状況等の把握に努める。消防本部及び消防団は、避難行動要支援者の緊急時の円滑かつ迅速な援護活動を図る。
- (2) 町は、難病患者等への対応のため、中讃保健福祉事務所との連携を図る。
- (3) 町は、援護の必要な者を発見したときは、医療機関・避難所への移送、施設への緊急入所等の措置を、また、居宅での生活が可能な者については、居宅サービスニーズの把握等を行う。
- (4) 町及び県は、関係団体等の協力を得ながら、居宅や避難所、仮設住宅等で生活している援護が必要な高齢者、障がい者、難病患者等への医療やホームヘルプサービス、デイサービス等の居宅サービスを早急に開始できるよう努める。また、車いす、障がい者用携帯便器等、必要な機器や物資の提供に努める。
- (5) 町は、被災により、居宅、指定避難所等では生活できない要配慮者については、本人の意思を尊重したうえで、福祉避難所への避難及び社会福祉施設等への緊急一時入所を迅速かつ円滑に行う。
- (6) 町及び県は、災害に関する情報、医療・生活関連情報等が高齢者、障がい者、難病患者等々に的確に伝わるよう、掲示板、FAX等の活用、報道機関等の協力による新聞、ラジオ、文字放送、手話付きテレビ放送等の利用等、情報伝達手段を確保する。また、手話奉仕員、点字奉仕員、要約筆記奉仕員等の確保に努める。

### 2 児童対策（福祉・健康班、文教班）

- (1) 町は、掲示板、広報紙等の活用、報道機関の協力等により、要保護児童を発見したときの保護及び西部子ども相談センター等への通報についての協力を呼びかける。
- (2) 町及び県は、被災により保護を必要とする児童を発見したときは、親族による受入の可能性を探るとともに、児童福祉施設への受入や里親への委託等の保護を行う。
- (3) 県は、被災した児童の心的外傷後ストレス障がいに対応するため、西部子ども相談センター等においてメンタルヘルスケアを行う。
- (4) 町及び県は、関係団体等の協力を得ながら、被災により保護者が災害復旧等を行うた

め一時的に保育が必要な児童等をこども園等において保育できるよう、緊急一時保育の実施体制の整備に努める。

### 3 外国人対策（総務班）

- (1) 町は、通訳ボランティア等の協力を得て、外国人の安否確認、避難誘導等を行う。
- (2) 町及び県は、報道機関等の協力を得て、被災した外国人に対して、災害に関する情報、生活必需品や利用可能な施設及びサービスに関する情報等の提供を行う。情報等の提供にあたっては、被災地に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする在住外国人と、早期帰国等に向けた交通情報を必要とする訪日外国人は行動特性や情報ニーズが異なることに配慮する。
- (3) 町は、指定避難所等に相談窓口等を開設し、被災した外国人の生活に必要な物資や通訳等のニーズを把握する。
- (4) 県は、町からの要請等に応じて、他の市町、他県、関係団体等に通訳ボランティア等の派遣を要請する。
- (5) 県は、町からの報告に基づき、外国人の安否情報のとりまとめを行い、必要に応じて、国や在日各国大使館等に情報の提供を行う。
- (6) 県と公益財団法人香川県国際交流協会が、香川県災害時多言語支援センターを設置した場合には、町は、香川県を通じて、外国人の避難状況に関する情報提供や必要な支援に関する要請を行い、同センターは、多言語及びやさしい日本語による災害関連情報の提供、翻訳・通訳の支援及び関係機関との連絡調整、外国人住民からの相談・問い合わせへの対応を行う。

### 4 社会福祉施設等の対応（福祉・健康班）

- (1) 社会福祉施設等は、公共的機関として、利用者の安全確保を図ることはもとより、避難所としての機能を求められるので、県、市町等の協力を得て、早急に施設機能の回復を図るとともに、関連施設、ボランティア等との連携のもとに、可能な限り余裕スペース等を利用して、高齢者、障がい者等の緊急一時受入を行う。
- (2) 町及び県は、ライフラインの優先的復旧、水、食料等生活必需品の補給、マンパワーの確保等、社会福祉施設等の機能維持に努める。

### 5 香川県災害派遣福祉チーム（DWA T）

DWA Tは、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者の指定避難所等における福祉の向上及び災害二次被害の防止を目的として、次の業務を行うものである。

- (1) 指定避難所等の福祉ニーズ把握
- (2) 要配慮者のスクリーニング
- (3) 要配慮者からの相談対応
- (4) 介護を要する者への応急的な支援
- (5) 避難環境の整備

## 6 配慮すべき事項（福祉・健康班）

町及び県は、要配慮者対策を行うにあたって、次の事項について特に配慮する。

- (1) 多様なメディアによる手話通訳、外国語通訳等を活用した要配慮者に向けたきめ細やかな情報提供
- (2) 高齢者等避難の伝達や、自主防災組織、民生委員・児童委員等、地域住民の協力等による円滑かつ迅速な避難誘導
- (3) 避難所での健康状況の把握
- (4) 条件に適した避難所の提供や社会福祉施設等への緊急入所等対象者に応じた対応
- (5) おむつ、補装具等生活必需品や粉ミルク、やわらかい食品等食事についての配慮
- (6) 手話通訳者や要約筆記ボランティア等の協力による生活支援
- (7) 巡回健康相談、栄養相談等の重点実施や継続的なこころのケア対策の実施
- (8) 医療福祉等総合相談窓口の設置
- (9) 応急仮設住宅への優先的入居
- (10) 高齢者、障がい者向け応急仮設住宅の設置等

## 第28節 被災動物の救護活動計画

災害時には、動物の飼い主が、飼っている動物とともに指定避難所に同行避難してきたり、飼い主とはぐれたり、負傷した動物など被災動物が多数生じることが予想される。

町は、災害時に動物に起因する混乱や動物由来感染症等の危害の防止を図るため、動物の飼い主が、飼っている動物とともに安全に避難ができ、指定避難所等での動物の適正な飼養管理や、保護収容、治療等が的確（スムーズ）に実施できるよう、県等関係機関や（公社）香川県獣医師会、動物愛護団体等と連携、協力して、飼い主への支援及び被災動物の救護活動を実施する。

《実施担当》

住民班
-----

### 1 同行避難した動物の適正飼養対策（飼い主の役割）

災害時に指定避難所へ動物と同行避難した飼い主は、動物を飼っていない又は動物が嫌いな避難者へも配慮し、指定避難所ごとに作成したルールと指定避難所設置者や責任者の指示に従い、その運営に協力するとともに、その地域で一時保護された飼い主不明の動物も含め、飼い主同士で協働して飼養管理するよう努める。

### 2 特定動物対策

特定動物（危険な動物）の飼い主は、災害発生時には、自身の安全を確保したうえで、当該動物が脱出していないか確認し、万一脱出した場合には、直ちに、捕獲措置を講じるとともに、関係機関に通報し、人の生命、身体又は財産に対する侵害を防止するための必要な措置をとるよう努める。

### 3 指定避難所における動物の適正飼養対策（住民班）

町は、県や指定避難所設置者等と協力して、指定避難所での被災動物に関する情報収集及び情報発信に努め、指定避難所全体での動物に関する理解を求めるための周知や、指定避難所で動物が適正に飼養できるための必要な措置をとるよう努める。

### 4 被災動物救護活動対策（住民班）

町は、県と連携を図り、各指定避難所を通じて、町民への被災動物救護活動に関する情報収集及び情報提供を図る。

## 第29節 水防等活動計画

洪水等による災害が発生し、又は発生が予想されるときは、これを警戒し、防ぎよし、また、これによる被害を軽減するため、水防活動等を行う。特に、台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれなくなるまで、町民に対してわかりやすく適切に状況を伝達することに努める。

《実施担当》

本部事務局、全班、消防本部、消防団

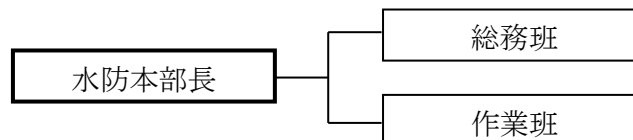
### 1 従事者の安全確保及び水防と河川管理者等の連携強化

町及び県は、水防計画の策定にあたっては、洪水・雨水出水・高潮の発生時における水防活動その他の危険を伴う水防活動に従事する者の安全の確保を図るよう配慮するとともに、必要に応じて、河川管理者又は下水道管理者の同意を得たうえで、河川管理者又は下水道管理者の協力について水防計画に定め、当該計画に基づく河川又は下水道に関する情報の提供等水防と河川管理者等の連携を強化する。

### 2 水防活動（本部事務局、全班、消防本部、消防団）

(1)町における水防を総括するため水防本部を設置し、本部事務局は総務課に置く。水防本部長は町長、水防副本部長は副町長及び教育長とする。水防本部が設置されるまでの間は、総務課において業務を処理する。また、災害対策本部が設置された時点で、水防本部は解散する。

【水防本部編成図】



(2)町の水防用備蓄資材機具の配置場所は防災センターである。資材機具は、毎年出水期までに点検し、使用又は損傷により不足が生じた場合は、直ちに補充しておかなければならない。

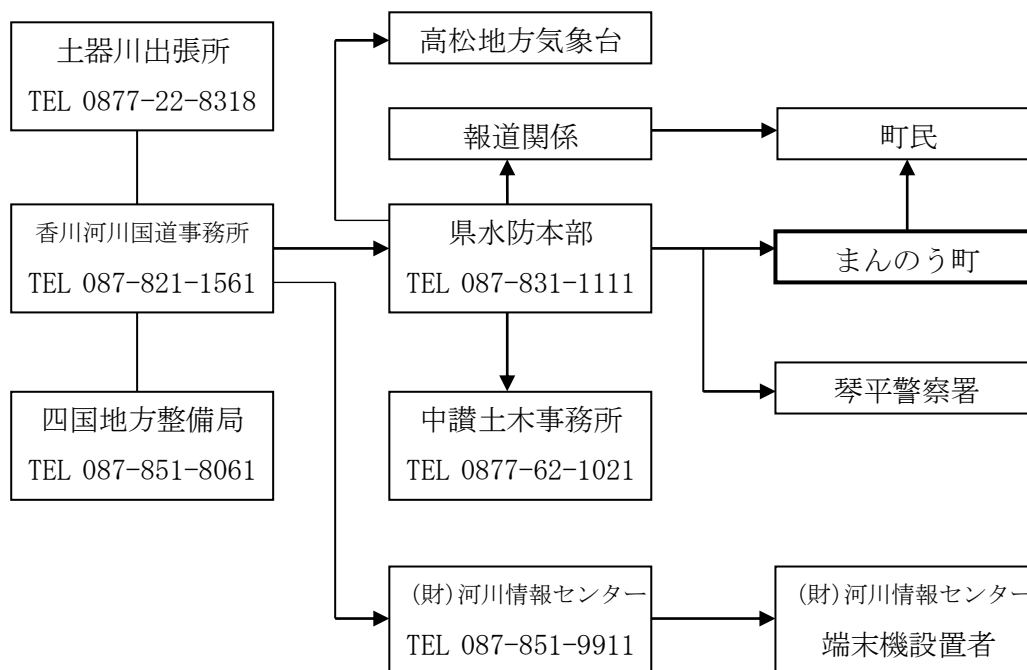
(3)河川管理者は、自らの業務等に照らし可能な範囲で、河川に関する情報の提供など町が行う水防のための活動に協力するものとする。

(4)町は、河川管理者から通知があったとき又は、水防上危険が予想されるときは、水防計画の定めるところにより消防団の出動準備又は出動の指令を出して、水防体制の万全を図る。なお、平成25年6月の水防法の改正に伴い、水防計画には以下の項目を記載する。

ア 河川管理者が行う河川に関する情報提供や水防訓練への参加、重要水防箇所

- 点検、水防資器材の貸与、現地情報連絡員（リエゾン）の派遣等、河川管理者による町の水防活動への協力
  - イ 浸水想定区域内の高齢者等利用施設等における自主避難確保・浸水防止の取組の推進
  - ウ 水防協力団体の指定対象拡大による、建設会社等の民間企業や自治会、町内会、ボランティア団体等との連携
- (5)町及び県は、水防上危険が予想されるときは、水防区域の監視及び警戒を厳重にし、異常を発見したときは、直ちに関係機関等に連絡するとともに、危険な箇所には応急措置を行う。なお、必要に応じて、委任した民間事業者により水防活動を実施する。

【水防警報伝達系統図】



水防本部長は、下記の場合、速やかに県水防本部に報告しなければならない。

- ア 水防作業を開始したとき。
- イ 堤防等に異常を発見したとき。
- ウ 人員又は資材の応援を必要とするとき。
- エ 立退き避難を指示したとき。
- オ 水防本部を設置したとき。
- カ 水位が警戒水位以下に減少、又は危険のおそれのない状態になったとき。
- キ 水防作業が終了したとき。
- ク 水防本部を解散したとき。

(6)河川管理者、ため池管理者等は、洪水等の発生が予想されるときは、水位等の変動を



- 監視し、必要に応じて、それぞれが管理する堰、水門等の適切な操作を行う。その際、下流地区に対して迅速な連絡を実施する等危険を防止するため必要な措置を行う。
- (7)町は、河川、ため池等が漏水、がけ崩れ、越水等の状態にあり、放置しておく危険となったときは、応急措置として、現場の状況、堤防の構造及び使用材料等を考慮し最も有効で使用材料が調達しやすい水防工法を行う。基本的水防工法としては、積土俵、木流し、シート張、月の輪等がある。
- (8)町は、堤防その他の施設が決壊したときは、直ちに県及び氾濫する方向の隣接市町に通報しなければならない。また、決壊箇所については、県、町、関係機関等が相互に協力して、できる限り氾濫による被害が拡大しないように努める。
- (9)水防のため必要あるときは、水防管理者、消防団長又は消防長は、次の権限を行使することができる。
- ア 水防活動に必要な土地の一時使用
  - イ 土石竹木その他の資材の使用収用
  - ウ 自動車、その他の運搬具又は器具の使用
  - エ 工作物その他の障害物の処分
- (10)水防法第 21 条の規定により公用負担を命ずる権限を行使する者は、水防本部長、消防団長又は消防長にあつては、その身分を示す証明書を、その他これらの者の委任を受けたものにあつては、証明書を携帯し、必要あるときにこれを掲示する。
- (11)洪水の発生時における水防活動その他の危険を伴う水防活動に従事する者は、自身の安全確保に留意して水防活動を実施するものとする。
- (12)水防団等の水防活動に協力する「水防協力団体」の指定対象については、平成 25 年 6 月の水防法の改正により、営利法人を含む民間法人や、法人格を有しない自治会、町内会等も対象となり、水防協力団体となった企業からの重機の提供や、自治会、町内会、女性団体、自主防災組織等が水防演習や水防の普及啓発活動に取組む等の支援協力が期待されるため、「水防協力団体」の指定を促進する。
- (13)浸水想定区域内の高齢者等利用施設等の事業所においては、避難確保計画・浸水防止計画の作成や自衛水防組織の設置に取組むとともに、町からの洪水予報等の直接伝達により、自主的な判断による速やかな避難行動の促進を図る。なお、香川河川国道事務所は、高齢者等利用施設等の事業所等に対し、避難確保計画・浸水防止計画作成、訓練実施等の技術的助言を行うものとする。

### 3 土砂災害防止活動（本部事務局、全班、消防団）

- (1)町は、土砂災害警戒区域等がある地域については、降雨等の情報把握に努めるとともに、現地との連絡通報体制を確保し、土砂災害の前兆現象や発生した災害の状況の把握に努める。
- (2)町は、土砂災害が予想されるときは、町民、要配慮者利用施設管理者等に対して、早急に注意を喚起し、警戒避難等の避難指示を行う。特に、具体的に危険が予想される箇所周辺の町民等に対しては、極力戸別伝達に努める。

(3)町及び県は、土砂災害が発生したときは、早急に被害状況や被害の拡大の可能性等について現地調査を行い、町は、必要に応じて、不安定土砂の除去、仮設防護柵の設置等の応急工事を行う。

#### 4 風倒木対策（本部事務局、消防団）

町及び県は、風倒木の流出による二次災害を防止するため、風倒木の除去等必要な応急対策を講じる。

※ 資料

町が管理する水防倉庫及び備蓄資材一覧（資料編 6－（6））

## 第30節 航空災害対策計画

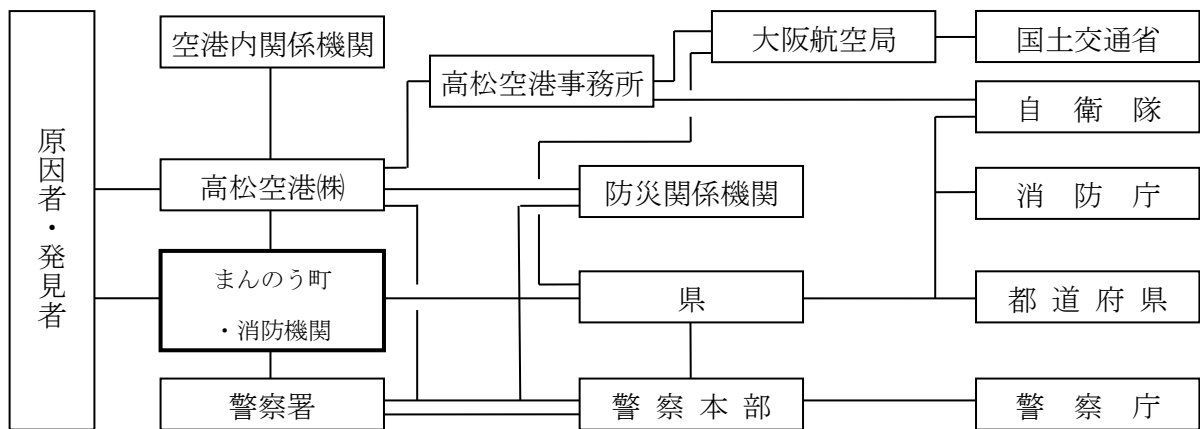
航空機の墜落炎上等の災害が発生したとき、乗客、地域住民等の安全を確保するため、人命救助、消火活動等の応急対策を行う。

《実施担当》

全班、消防本部、消防団、琴平警察署、仲多度郡・善通寺市医師会

### 1 情報の収集及び伝達

被害情報等の収集伝達系統は、次のとおりとする。



### 2 県の応急対策

- (1) 町の実施する消防、救急活動等について、必要に応じて指示等を行うとともに、町の要請により他の市町に応援を要請する。
- (2) 町からの要請に応じて、防災ヘリコプターを出動させ救急搬送を行う。

### 3 警察本部の応急対策

- (1) 墜落現場が不明又は航空機が行方不明になる等航空機災害発生のおそれがある場合は、情報収集にあたりとともに、警察ヘリコプター等を活用して捜査活動を行う。
- (2) 航空機事故の発生を知ったとき又は発見者等からの通報を受けたときは、事故の状況、被害の規模等を把握し、関係機関に通報する。
- (3) 事故発生地及びその周辺地域において、立入禁止区域を設定するとともに、地域住民等に対する避難指示、誘導等を行う。
- (4) 関係機関と連携し、乗客、乗務員等の救出救助活動を行うとともに、死者が発生したときは死体の収容、捜索、処理活動等を行う。
- (5) 必要に応じて、事故発生地及びその周辺の交通規制を行う。

#### 4 町の応急対策

- (1) 航空機事故の発生を知ったとき又は発見者等からの通報を受けたときは、事故の状況、被害の規模等を把握し、県及び関係機関に通報する。
- (2) 負傷者が発生したときは、仲多度郡・善通寺市医師会等に対し、医療救護班の出動を要請して現地に派遣し、応急措置を施した後、適切な医療機関に搬送する。また、必要に応じて、救護所、被災者の収容所等の設置又は手配を行う。
- (3) 応急対策に必要な臨時電話、電源その他の資機材を確保するとともに、必要に応じて被災者等に食料及び飲料水等を提供する。
- (4) 災害の規模が大きく、町で対処できないときは、県又は他の市町に応援を要請する。また、必要に応じて、県に対し自衛隊の災害派遣要請を依頼する。

## 第31節 鉄道災害対策計画

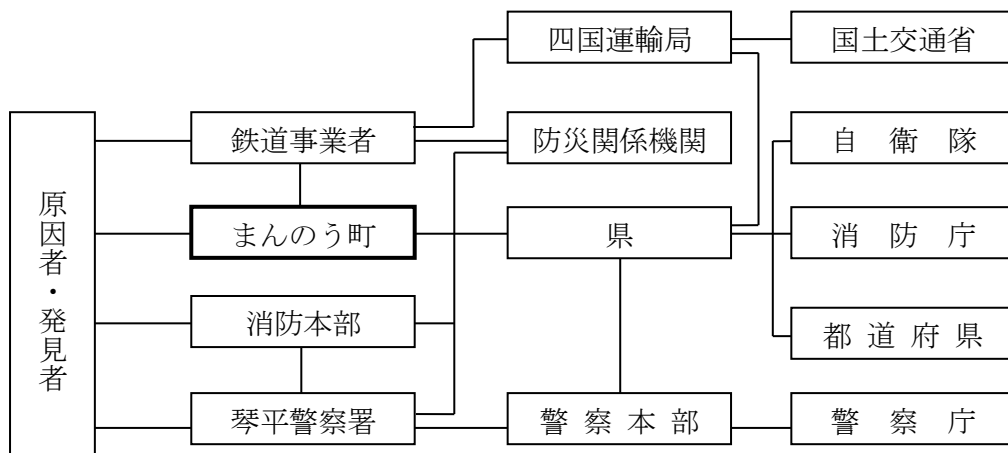
列車の衝突事故等の災害が発生したとき、乗客、地域住民等の安全を確保するため、人命救助、消火活動等の応急対策を行う。

《実施担当》

全班、消防本部、消防団、琴平警察署、仲多度郡・善通寺市医師会、四国旅客鉄道(株)、高松琴平電気鉄道(株)

### 1 情報の収集及び伝達

被害情報等の収集伝達系統は、次のとおりとする。



### 2 鉄道事業者（四国旅客鉄道(株)、高松琴平電気鉄道(株)）の応急対策

- (1) 大規模な鉄道事故が発生したときは、事故の状況、被害の状況等を把握し、速やかに四国運輸局、町、警察等に連絡する。
- (2) 大規模な鉄道事故が発生したときは、災害の拡大の防止のため、速やかに関係列車の非常停止の手配、乗客の避難等の必要な措置を講じる。
- (3) 事故発生直後における負傷者の救助・救急活動、初期消火活動を行うよう努めるとともに、消防機関等、応急対策活動を実施する各機関に可能な限り協力する。
- (4) 事故災害が発生したときは、他の路線へ振り替え輸送、バス代行輸送等代替交通手段の確保に努める。
- (5) 災害の状況、安否情報、交通情報（鉄道の運行状況、代替交通手段等）、施設の復旧状況等の情報を適切に関係者等へ伝達する。

### 3 県の応急対策

町の実施する消防、救急活動等について、必要に応じて指示等を行うとともに、町からの要請により他の市町に応援を要請する。

#### 4 警察本部の応急対策

- (1) 鉄道事故の発生を知ったときは、必要に応じて、警察ヘリコプター等を利用して、事故の状況、被害の規模等を把握し、関係機関に通報する。
- (2) 事故発生地及びその周辺地域において、立入禁止区域を設定するとともに、地域住民等に対する避難指示、誘導等を行う。
- (3) 関係機関と連携し、乗客、乗務員等の救出救助活動を行うとともに、死者が発生したときは死体の収容、捜索、処理活動等を行う。
- (4) 必要に応じて、事故発生地及びその周辺の交通規制を行う。

#### 5 町の応急対策

- (1) 鉄道事故の発生を知ったときは、事故の状況、被害の規模等を把握し、県及び関係機関に通報する。
- (2) 事故に伴い火災が発生したとき又は救助を要するときは、速やかに状況を把握し、消火活動、救助・救急活動を行う。
- (3) 負傷者が発生したときは、仲多度郡・善通寺市医師会等に対し、医療救護班の出動を要請して現地に派遣し、応急措置を施した後、適切な医療機関に搬送する。また、必要に応じて、救護所、被災者の収容所等の設置又は手配を行う。
- (4) 応急対策に必要な臨時電話、電源その他の資機材を確保するとともに、必要に応じて、被災者等に食料及び飲料水等を提供する。
- (5) 災害の規模が大きく、町で対処できないときは、県又は他の市町に応援を要請する。また、必要に応じて、県に対し自衛隊の災害派遣要請を依頼する。

#### ※ 資料

協定及び覚書等一覧表（資料編 14－（1））

## 第32節 道路災害対策計画

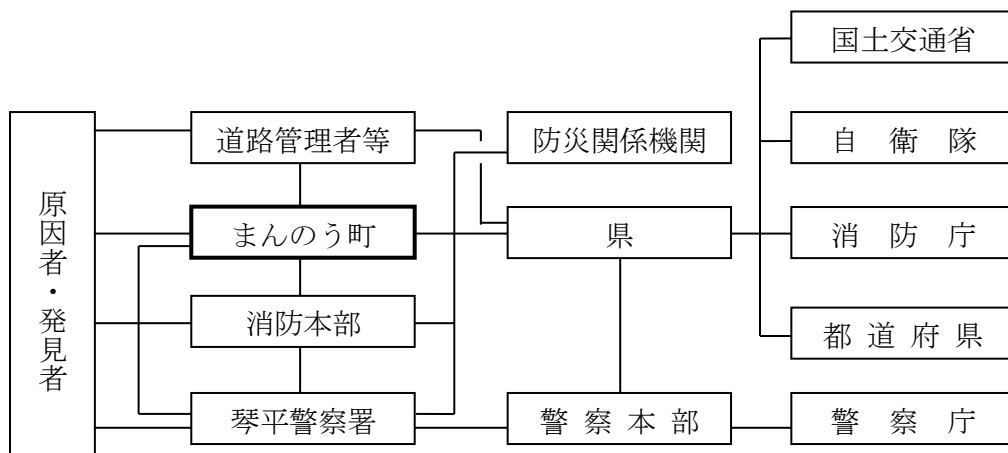
トンネル、橋りょう等の道路建造物の被災等による災害が発生したとき、被災者、地域住民等の安全を確保するため、人命救助、消火活動等の応急対策を行う。

《実施担当》

道路管理者、全班、琴平警察署、消防本部、消防団、仲多度郡・善通寺市医師会

### 1 情報の収集及び伝達

被害情報等の収集伝達系統は、次のとおりとする。



### 2 道路管理者の応急対策

- (1) 大規模な道路事故が発生したときは、事故の状況、被害の状況等を把握し、速やかに国土交通省四国地方整備局、県、町、警察等に連絡する。
- (2) 大規模な道路事故が発生したときは、災害の拡大の防止のため、速やかに通行の禁止・制限又は迂回路の設定、付近町民の避難等必要な措置を講じる。
- (3) 県、町等の要請を受け、迅速かつ的確な救助・救出、消火の初期活動等に協力する。
- (4) 迅速かつ的確な障害物の除去、仮設等の応急復旧を行い、早期の道路交通の確保に努める。また、類似の災害の再発防止のため、被災箇所以外の道路施設について緊急点検を行う。
- (5) 障害物の種類及び規模により道路管理者が所有する機械器具及び人員が不足する場合は、自衛隊の派遣及び消防団員の協力を得るとともに、建設業者又は機械保有者による応急復旧工事を行う。
- (6) 路肩決壊等による交通遮断が予想される場合は、応急仮設工事に必要な機材を把握し緊急復旧を期し、規模によっては建設業者による応急工事を行う。
- (7) 災害の状況、安否情報、交通情報（通行の禁止・制限、迂回路等）、施設の復旧状況等の情報を適切に関係者等へ伝達する。

### 3 県の応急対策

町の実施する消防、救急活動等について、必要に応じて指示等を行うとともに、町からの要請により他の市町に応援を要請する。

### 4 警察本部の応急対策

- (1) 道路災害の発生を知ったときは、必要に応じて、警察ヘリコプター等を利用して、事故の状況、被害の規模等を把握し、関係機関に通報する。
- (2) 関係機関と連携し、被災者の救出救助活動を行うとともに、死者が発生したときは死体の収容、捜索、処理活動等を行う。
- (3) 危険物等が流出したときは、地域住民等に対する避難指示、誘導等を行うとともに、危険物等の防除活動を行う。
- (4) 必要に応じて、事故発生地及びその周辺の交通規制を行う。
- (5) 災害により破損した交通安全施設の早期復旧を図るため、必要な措置を講じる。また、被災現場及び周辺地域等において、交通安全施設の緊急点検を行う。

### 5 町の応急対策

- (1) 道路災害の発生を知ったときは、事故の状況、被害の規模等を把握し、県及び関係機関に通報する。
- (2) 事故に伴い火災が発生したとき又は救助を要するときは、速やかに状況を把握し、消火活動、救助・救急活動を行う。
- (3) 負傷者が発生したときは、仲多度郡・善通寺市医師会等に対し、医療救護班の出動を要請して現地に派遣し、応急措置を施した後、適切な医療機関に搬送する。また、必要に応じて、救護所、被災者の収容所等の設置又は手配を行う。
- (4) 応急対策に必要な臨時電話、電源その他の資機材を確保するとともに、必要に応じて、被災者等に食料及び飲料水等を提供する。
- (5) 危険物等が流出したときは、地域住民等に対する避難指示、誘導等を行うとともに、危険物等の防除活動を行う。
- (6) 災害の規模が大きく、町で対処できないときは、県又は他の市町に応援を要請する。また、必要に応じて、県に対し自衛隊の災害派遣要請を依頼する。

#### ※ 資料

協定及び覚書等一覧表（資料編 14－（1））



## 第33節 原子力災害対策計画

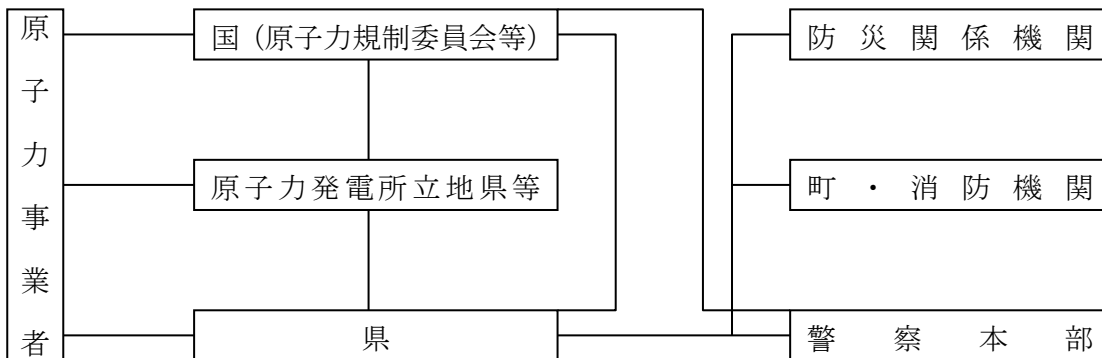
原子力発電所の事故等によって放射性物質又は放射線が大量に放出され、被害が発生し、又は発生のおそれがある場合は、町民等の安全を確保するため、情報の収集及び連絡、広報・相談活動の実施、緊急時の環境放射線モニタリングの実施、農作物・飲食物・水道水等の検査体制の強化等の実施、緊急時の保健医療活動の実施等の応急対策を行う。

《実施担当》

本部事務局、全班、消防本部、消防団、香川県広域水道企業団

### 1 情報の収集及び連絡

被害情報等の収集及び連絡系統は、次のとおりとする。



### 2 原子力事業者の応急対策

#### (1) 原子力災害の発生及び拡大の防止

原子力発電所周辺等において放射性物質又は放射線の異常な放出又はそのおそれがある場合は、原子力災害の発生及びその拡大を防止する。

#### (2) 速やかな連絡の実施

原子力災害に至る可能性のある原子力災害対策特別措置法第10条第1項に規定する特定事象（原子炉冷却材の漏えい等）等（以下「特定事象等」という。）を把握した場合は、速やかに県へ連絡する。

#### (3) 継続的な情報の提供

県に対し、特定事象等に関する情報を適時かつ適切に提供する。

### 3 警察本部の応急対策

#### (1) 情報の伝達

町、県と連携し、事故の現状、応急対策、町民等のとるべき措置及びその他必要事項についての正確な情報を、町民等に対して、确实かつ速やかに伝達する。

#### (2) 避難等の支援の実施

町民等の避難等が行われることとなった場合は、県等と連携し、町の実施する町民

等の避難等の支援を行う。

(3) 緊急輸送活動の実施

国から派遣される専門家及び応急対策活動を実施する機関の現地への移動に関して必要な配慮を行う。

#### 4 町の応急対策

(1) 広報相談活動の実施

ア 情報の伝達

県、警察本部等と連携し、事故の現状、応急対策、町民のとるべき措置及びその他必要事項についての正確な情報を、行政放送告知施設、広報車、自主防災組織との連携等により、町民等に対して、確実かつ速やかに伝達する。

イ 相談活動の実施

県と連携し、町民等からの原子力災害に関する相談、問い合わせに対応するため、必要な分野において、相談窓口を設置する。

(2) 緊急時の保健医療活動の実施

県、保健医療機関と連携し、町民等からの健康についての相談、問い合わせに対応するため、必要に応じ健康相談窓口を設置する。

(3) 避難等の実施

県内で測定された大気中の放射線量の状況等を踏まえ、独自の判断により、必要と認める場合、若しくは、国又は県から避難等に関する指示等を受けた場合、速やかに町民等の避難等を実施する。なお、国が、原子力災害の観点から、屋内退避指示を出している中で、自然災害を原因とする緊急の避難等が必要になった場合には、人命最優先の観点から、当該地域の住民に対し、独自の判断で避難指示を行うことができる。その際には、国と緊密な連携を行う。

また、複合災害が発生した場合においても人命の安全を第一とし、自然災害による人命への直接的なリスクが極めて高い場合等には、自然災害に対する避難行動をとり、自然災害に対する安全が確保された後に、原子力災害に対する避難行動をとることを基本とする。

(4) 県外からの避難者の受入と支援の実施

県又は他県から要請があれば、県と協議のうえ、県外からの避難者に対し、指定避難所の開設や避難者用住宅の提供等を行う。また、県と連携し、避難者の住居や生活、医療、教育、介護など、避難者の多様なニーズを把握するように努め、必要な支援を行う。

(5) 放射性物質による汚染の除去等の実施

国が示す放射性物質により汚染された地域の除染及び廃棄物等の処理に関する方針等に従い、国、県、原子力事業者等と連携し、除染作業や汚染廃棄物の処理を行う。また、必要に応じて、国、県等に対して支援を要請する。

## 5 水道事業者の応急対策

### (1) 水道水の安全性の確保

#### ア 検査の実施

県等と連携し、水道水中の放射性物質についての検査を実施する。

#### イ 摂取制限等の実施

検査結果が国の定める基準値を超え、又は超えるおそれがある場合には、国及び県の指導・助言・指示等に基づき、水道水の摂取制限等を行う。

## 第34節 危険物等災害対策計画

危険物、高圧ガス、毒物劇物等の危険物施設等に事故が発生したとき、町民、従業員等の安全を確保するため、人命救助、消火活動等の応急対策を行う。

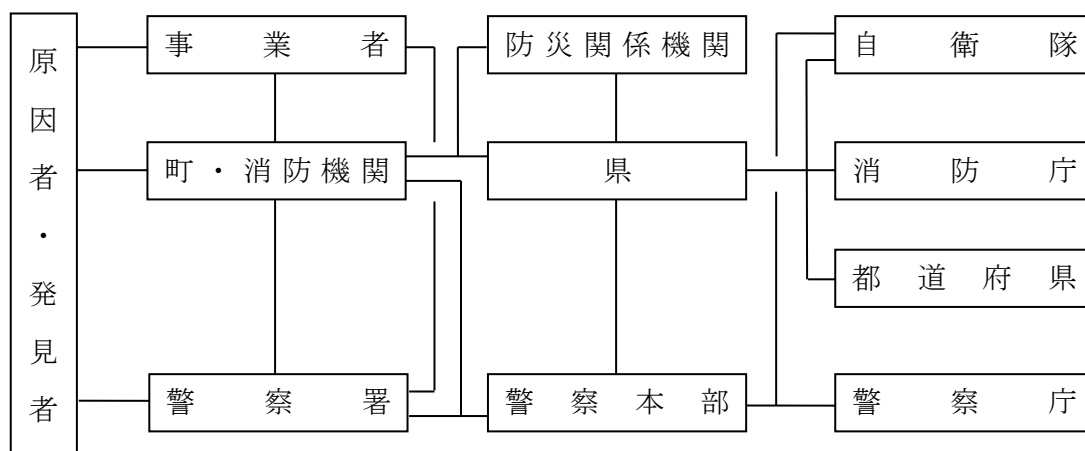
《実施担当》

本部事務局、総務班、住民班、福祉・健康班、消防本部、消防団

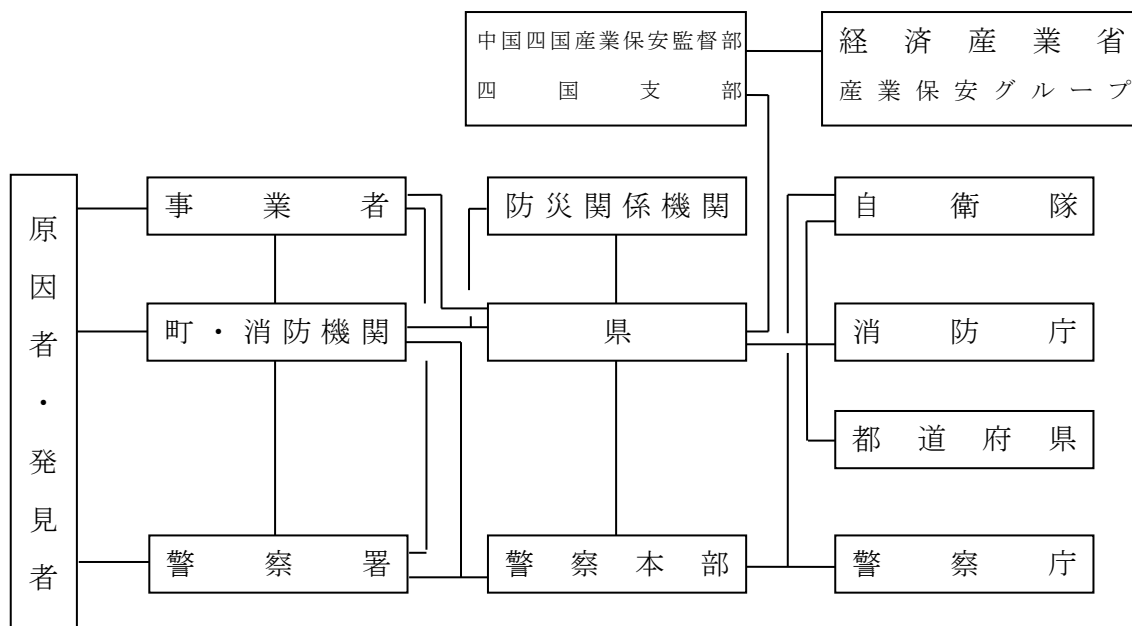
### 1 情報の収集及び伝達

被害情報等の収集伝達系統は、次のとおりとする。

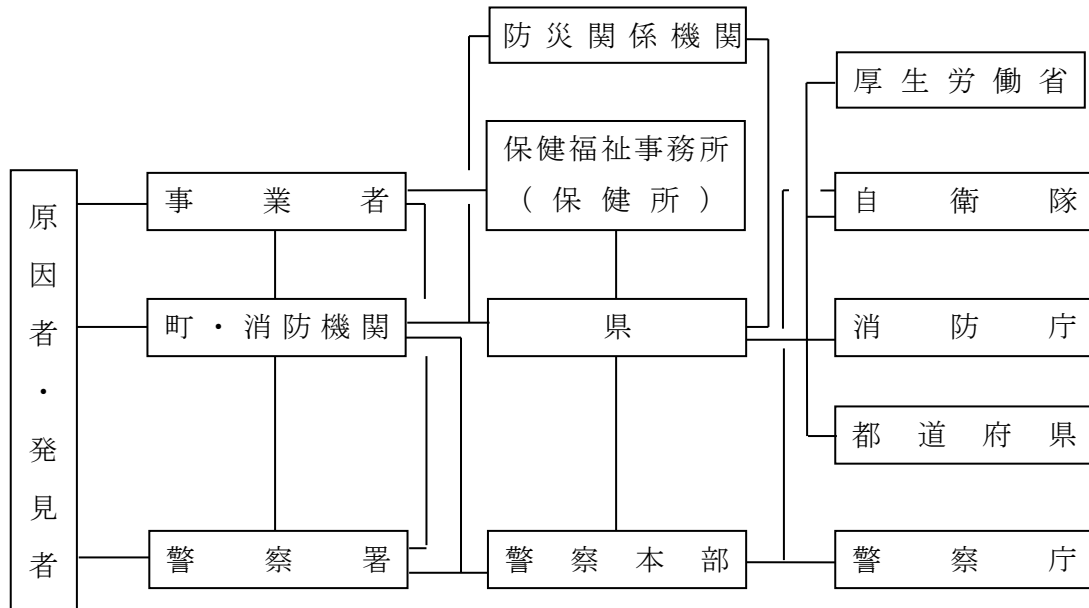
#### (1) 石油類等危険物



#### (2) 高圧ガス、火薬類等



### (3) 毒物・劇物



## 2 事業者の応急対策（総務班、消防本部）

- (1) 災害発生時には速やかに関係施設の緊急点検を実施し、危険物等による事故が発生し又は発生するおそれがあるときは、直ちに、町、警察等に通報するとともに、事故の拡大防止又は事故の発生防止のための応急措置を講じ、事故状況等を関係機関に連絡する。
- (2) 大規模な事故が発生したときは、災害の拡大の防止のため、速やかに的確な応急措置及び応急点検等必要な対策を講じる。
- (3) 事故に伴い火災が発生したときは、速やかに状況を把握し、消防機関と協力して自衛消防組織等により迅速に消火活動を行う。

## 3 町の応急対策（本部事務局、総務班、住民班、福祉・健康班、消防本部、消防団）

- (1) 災害により危険物等災害が発生したときは、事故の状況、被害の規模等を把握し、県及び関係機関に通報する。
- (2) 事故に伴い火災が発生したとき又は救助を要するときは、速やかに状況を把握し、消火活動、救助・救急活動を行う。
- (3) 負傷者が発生したときは、仲多度郡・善通寺市医師会等に対し、医療救護班の出動を要請して現地に派遣し、応急措置を施した後、適切な医療機関に搬送する。また、必要に応じて、救護所、被災者の収容所等の設置又は手配を行う。
- (4) 事故発生地及びその周辺地域の町民等の避難誘導を行うとともに、必要に応じて、避難所等において食料、飲料水等を提供する。
- (5) 危険物等関係施設に事故が発生したときは、危険物等の流出・拡散の防止、流出した危険物等の除去、環境モニタリングを始め、事業者に対する応急措置命令、施設の緊急使用停止命令等の適切な応急対策を講じる。

(6) 災害の規模が大きく、町で対処できないときは、県又は他の市町に応援を要請する。  
また、必要に応じて、県に対し自衛隊の災害派遣要請を要求する。

※ 資料

- 1 危険物施設（資料編 4－（1））
- 2 高圧ガス関係事業所（資料編 4－（2））
- 3 火薬類関係事業所（資料編 4－（3））
- 4 毒物劇物営業者（資料編 4－（4））

## 第35節 大規模火災対策計画

大規模な火災が発生し、又は大規模化が予測されるとき、延焼拡大防止及び地域住民等の安全を確保するため、消火活動等の応急対策を行う。

《実施担当》

本部事務局、総務班、琴平警察署、消防本部、消防団、仲多度郡・善通寺市医師会

### 1 消防吏員・団員の出動計画（本部事務局、消防本部、消防団）

- (1) 消防吏員・団員は、災害の通報があった場合又は発生したときは各種の連絡により出動し、消防長及び消防団長の指示に従う。
- (2) 消防吏員・団員は、火災と紛らわしい火災を認知したとき又は偵察の必要がある場合は、直ちに消防長及び消防団長に連絡し、所定の位置に待機する。
- (3) 消防吏員・団員は、隣接市町から応援要請があった場合は、町及び消防長の指示により出動する。

### 2 町の応急対策（本部事務局、消防本部、消防団、仲多度郡・善通寺市医師会）

- (1) 大規模な火災が発生したときは、火災の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集し、県及び関係機関に通報する。
- (2) 直ちに現場に出動し、消防ポンプ自動車等の消火用資機材を活用して、消防活動を行う。
- (3) 火災の規模が大きく、町で対処できないときは、近隣市町等に応援を要請する。
- (4) 救助活動等に関し必要があると認めるときは、県に対して、自衛隊の災害派遣要請を行う。
- (5) 負傷者が発生したときは、仲多度郡・善通寺市医師会等に対し、医療救護班の出動を要請して現地に派遣し、応急措置を施した後、適切な医療機関に搬送する。また、必要に応じて、救護所、被災者の収容所等の設置又は手配を行う。
- (6) 必要に応じて、火災現場及びその周辺地域の町民等の避難誘導を行う。
- (7) 延焼拡大火災における特殊火災消防計画は、次のとおりとする。
  - ア 火災様相により、出動計画に基づき逐次出動部隊の増強を図る。
  - イ 応援部隊誘導計画に基づき応援を要請する。
  - ウ 最悪時には防ぎょ線を設定し対処する。
  - エ 人的危険発生のおそれあるときは、時機を逸することなく避難命令を発し避難予定地に被災者を誘導する。風下方面の高所を利用し、飛火の早期発見に努めるとともに飛火の消火にあたる。
- (8) 飛火警戒計画は、次のとおりとする。
  - ア 風下方面の高所を利用し、飛火の早期発見に努めるとともに飛火の消火にあたる。
  - イ 消防車等をもって風下一体を巡回し飛火警戒、広報を行う。

- (9) 断、減水時の水利計画は、次のとおりとする。
  - ア 出動車両の増強、中継方法、積載水管の増加を行う。
  - イ ため池、自然流量を使用する。
- (10) 応援部隊の誘導計画は、次のとおりとする。
  - ア 応援部隊を要請する場合は参集場所を指定する。
  - イ 応援部隊には水利、資機材等を指示するとともに状況により誘導員を配置する。

### 3 県の応急対策

- (1) 大規模な火災が発生したときは、町から情報収集するとともに、防災ヘリコプターにより偵察を行うなど情報を収集し関係機関等に連絡する。
- (2) 町の実施する消防、救急活動等について、必要に応じて指示等を行うとともに、町からの要請により他の市町に応援を要請する。
- (3) 町からの要請に応じて、自衛隊に対して災害派遣要請を行うとともに、必要に応じて、消防庁に対して緊急消防援助隊の派遣等の要請を行う。

### 4 警察本部の応急対策

- (1) 大規模な火災が発生したときは、必要に応じて、警察ヘリコプター等を利用して、火災状況、被害状況等の情報を収集し、関係機関に連絡する。
- (2) 必要に応じて、立入禁止区域を設定するとともに、火災現場及びその周辺地域の町民等の避難誘導を行う。
- (3) 死傷者が発生したときは、関係機関と連携し、救出救助活動を行うとともに、死体の収容、捜索、処理活動等を行う。
- (4) 必要に応じて、火災現場及びその周辺地域の交通規制を行う。



## 第36節 林野火災対策計画

林野火災が発生したとき、広範囲な林野の焼失防止及び地域住民等の安全を確保するため、消火活動等の応急対策を行う。

《実施担当》

本部事務局、総務班、琴平警察署、消防本部、消防団
--------------------------

### 1 町の応急対策

- (1) 林野火災が発生したときは、火災の発生状況、人的被害の状況、林野の被害の状況等の情報を収集し、県及び関係機関に通報する。
- (2) 直ちに現場に出動し、防火水槽、自然水利等を利用して、消防活動を行う。
- (3) 出動車両の増強、中継方法、積載水管の増加を行う。ため池、自然流量を使用する。
- (4) 風下方面の高所を利用し、飛火の早期発見に努めるとともに飛火の消火にあたる。また、消防車等をもって風下一体を巡回し飛火警戒、広報を行う。
- (5) 火災の規模が大きく、町で対処できないときは、近隣市町に応援を要請する。
- (6) 応援部隊には水利、進入部器等を指示するとともに状況により誘導員を配置する。
- (7) 火災現場の偵察又は空中消火活動の必要があると認められるときは、県に対して、防災ヘリコプターの出動を要請するとともに、防災航空機と連絡をとり水利の確保を行う。
- (8) 消防活動等に関し必要があると認めるときは、県に対して、自衛隊の災害派遣要請を行うとともに、自衛隊の集結地、自衛隊ヘリコプターの臨時場外離着陸場の確保及び化学消火薬剤等資機材の準備を行う。
- (9) 最悪時には防ぎよ線を設定し対処する。人的危険発生のおそれあるときは、時期を逸することなく、火災現場及びその周辺地域の町民等の避難誘導を行う。

### 2 県の応急対策

- (1) 林野火災が発生したときは、町等から情報収集するとともに、防災ヘリコプターにより偵察を行う等情報を収集し関係機関等に連絡する。
- (2) 町からの要請に応じて、防災ヘリコプターを出動させ空中消火等を行うとともに、自衛隊に対して、災害派遣要請を行う。
- (3) 必要に応じて、消防庁に対して、他の都道府県のヘリコプターによる広域航空消防応援、緊急消防援助隊の応援等の要請を行う。

### 3 警察本部の応急対策

- (1) 林野火災が発生したときは、必要に応じて、警察ヘリコプター等を利用して、火災状況、被害状況等の情報を収集し、関係機関に連絡する。
- (2) 必要に応じて、火災現場及びその周辺地域の町民等の避難誘導を行う。

(3) 死傷者が発生したときは、関係機関と連携し、救出救助活動を行うとともに、死体の収容、捜索、処理活動等を行う。

(4) 必要に応じて、火災現場及びその周辺地域の交通規制を行う。

#### 4 ヘリコプターによる消火活動（本部事務局、消防本部、消防団）

大規模林野火災発生時のヘリコプターによる効果的な消火活動を行うために、消防活動関係機関は以下の事項を把握し協働する。

(1) ヘリコプターの要請を行うことができる場合は次のとおりである。

ア 地形等の状況により地上の防ぎょ活動が困難な場合

イ 火災規模に対して地上の防ぎょ能力が不足又は不足すると判断される場合

ウ 人命の危機、人家等への延焼の危険、その他重大な事態を避けるために必要と認められる場合

(2) 消防本部が知事や応援側市町の消防庁へ直ちに連絡する事項は次のとおりである。

ア 必要とする応援の具体的な内容

イ 応援活動に必要な資機材等

ウ 火災の発生日時・場所・概要

(3) 町が自衛隊のヘリコプターを要請するときは、連絡窓口となる連絡部隊に次の事項を連絡する。

ア 林野火災の発生時期、場所

イ 林野火災現場の状況（気象、地形、消失面積等）

ウ 現在活動中の関係機関の勢力

エ 今後予想される被害

オ 派遣要請の予定時期

カ 派遣航空機の離着陸場の位置

キ 取水点

ク 準備可能な消火機材の種類、数量、使用可能時期

これらの情報は主としてFAX送信により行うが、以下の項目は林野火災防ぎょ図に示して送信することが望ましい。

・火災発生場所 ・延焼範囲 ・離着陸場 ・取水場所 ・飛行障害物等

(4) 林野火災防ぎょ図のベースとする地図は、国土地理院の1/25,000地形図が適している。作成にあたっては、応援協定締結消防本部、県、自衛隊等と調整して共通のメッシュ座標を用いるようにする。町は防ぎょ図を多数用意しておき、現地式本部において各機関・部隊の代表者に配布する。

(5) ヘリコプターの給水方法には、自然水利からの自己給水とポンプ車等による地上給水がある。町又は消防本部は、次の点に留意して給水場所を選定する。

ア 選定場所は火災現場に近いこと。できれば4～5km以内であること。

イ 民家上空、幹線道路や鉄道を横断する飛行ルートは避ける。

ウ 複数の給水場所を選定する。給水場所1箇所につき3機程度を目安とする。

(6)町又は消防本部は、ヘリコプターに給油できる体制を整備し、給油場所や給油方法に関する情報を応援側に提供する。離着陸場に給油場所を設けるか、片道10～15分程度の飛行距離に位置する飛行場で給油できるようにする。なお、自衛隊用の燃料は、通例自衛隊が自ら用意している。

## 5 情報共有の手段

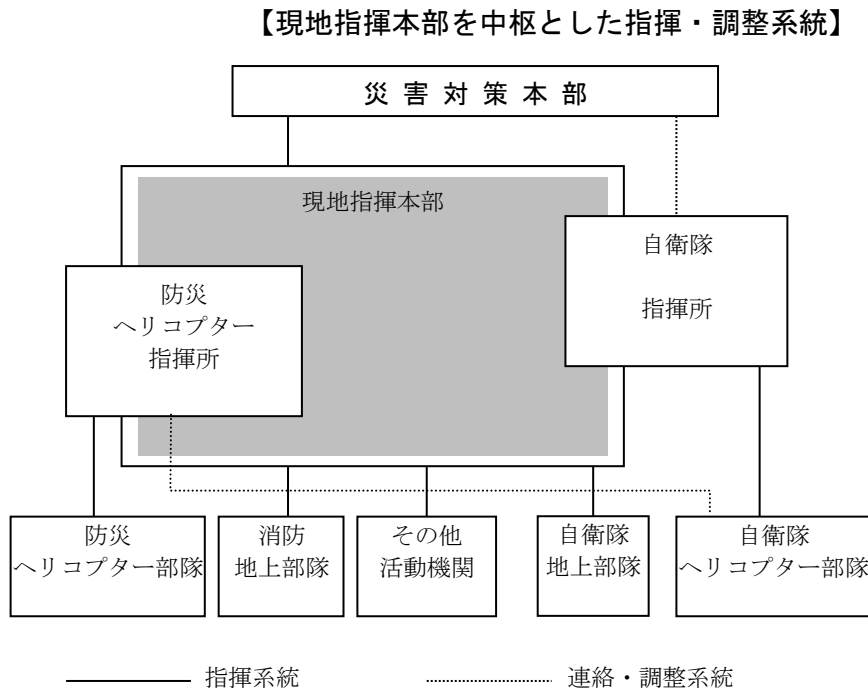
(1)林野火災の情報共有の手段として、GISを利用した林野火災防ぎょ図をシステム化する必要がある。システムの機能としては、以下の事項があげられる。

- ア 防ぎょ図の検索表示
- イ 拡大・縮小スクロール
- ウ 表示情報のON/OFF
- エ 属性表示（離着陸場の広さや使用可能機数、自然水利の広さや水深、退避場等）
- オ リアルタイム情報の書き込み（延焼範囲、活動場所等）

(2)町は、火災発生時には、災害対策本部にパソコン及びプリンタを準備し、GISから出力した現場付近の地図（ドキュワークスファイルなど）に収集した情報を書き込みながら活動方針について協議し、決定したらプリントアウトして各部隊に配布する。

## 6 指揮・情報連絡体制

(1)大規模な林野火災が発生した場合（あるいは大規模化が予想される場合）には、火災現場には、現場最高指揮者を中心とする現地指揮本部が設置される。なお、地上部隊の前進指揮所は状況に応じて設置される。



(2) 現地指揮本部は、消防本部の消防長を最高指揮官とし、次に示す現場責任者により構成する。

ア 仲多度南部消防組合消防本部・琴南出張所

イ まんのう町

ウ 香川県

エ 琴平警察署

オ 消防・防災機関の応援隊

カ 自衛隊派遣部隊

キ 林野関係機関（森林管理署）

ク 必要に応じその他関係機関

(3) 現地指揮本部で収集した火災や活動に関する情報を、消防無線、自衛隊無線、航空無線、その他関係機関の通信施設を通じて、速やかに各部隊へ連絡する。

※ 資料

協定及び覚書等一覧表（資料編 14－（1））

## 第37節 竜巻等突風対策計画

特殊な気象条件下において、竜巻等による激しい突風が発生する可能性があり、それによる家屋・農作物に対する被害が予想される。これらが発生した場合の対処方法について、啓発・普及に努めるとともに、次の対策を推進する。

《実施担当》

総務班、作業班、消防本部、消防団

### 1 竜巻等突風に関する知識の普及啓発

竜巻等による突風は、大気が不安定になって発達した積乱雲の下で発生する。しかし、その規模は百メートル前後と台風や低気圧と比べて非常に小さく、直接発生を予測するのは困難である。

そのため、突風の発生に係る情報を可能な限り早く入手するとともに、迅速に町民に伝達し、避難誘導を図る。

突風における人的被害、家屋被害などの状況を踏まえ、竜巻等による突風に関する知識の普及啓発及び被災後の迅速な対応を図る。

#### (1) 町民への啓発

町、消防機関及び関係機関は、竜巻等による突風災害のメカニズムと過去の被害のり歴を広報し、町民への啓発を図る。

内閣府では、「竜巻等突風災害とその対応（パンフレット）」を作成し、我が国における竜巻等突風災害の特徴と個人の身の守り方を国民に紹介している。これらのパンフレット等広報資料を利用し、町民に伝達する。

#### 【竜巻からの身の守り方】

屋内にいる場合	屋外にいる場合
<ul style="list-style-type: none"><li>・窓を開けない</li><li>・窓から離れる</li><li>・カーテンを引く</li><li>・雨戸・シャッターをしめる</li><li>・建物の最下階に移動する</li><li>・家の中心部に近い、窓のない部屋に移動する</li><li>・部屋の隅・ドア・外壁から離れる</li><li>・頑丈な机の下に入り、両腕で頭と首を守る</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・車庫・物置・プレハブを避難所にしない</li><li>・橋や陸橋の下に行かない</li><li>・近くの頑丈な建物に避難する</li><li>・近くに頑丈な建物が無い場合は水路やくぼみに身をふせ、両腕で頭と首を守る</li><li>・飛来物に注意する</li></ul>

出典：内閣府「竜巻等突風災害とその対応（パンフレット）」

#### (2) 安全な場所への誘導

竜巻来襲時、多くの町民が竜巻と認識せず、火事の煙と思い、窓の近くの危険な場所にとどまるケースが多いため、鉄筋コンクリート構造など堅牢な建築物などの安全な場所への誘導を図る。

#### (3) 安全な場所の周知

低い階（2階よりも1階）、また、窓から離れた家の中心部など、安全性の高い場所の周知を図る。

(4) 堅牢な建築物への誘導

プレハブなどの強度が不足する建築物より、可能な限り堅牢な建築物へ誘導を図る。

## 2 竜巻突風に対する対策

(1) 突風に関する予報・情報の取得

高松地方気象台は、竜巻などの激しい突風が予想される場合、通常半日から1日程度前に「雷と突風に関する香川県気象情報」等のタイトルで気象情報を発表し、「竜巻など激しい突風のおそれ」という表現で注意を呼びかける。さらに数時間前には雷注意報の中で「竜巻」と明記してさらなる注意喚起を呼びかける。今まさに竜巻やダウンバースト等の激しい突風が発生しやすい状態になったときには、香川県を対象として「竜巻注意情報」を発表し、町や防災機関へ伝達する。また、気象庁は気象レーダーの観測と数値予報の予測を組み合わせて竜巻の発生を予測する技術を用いて、「竜巻が今にも発生する（又は発生している）可能性の程度」を推定する「竜巻発生確度ナウキャスト」を発表し、分布図形式で町や防災機関に伝達する一方、インターネット等を通じて町民にも提供している。

(2) 家屋・農作物等の被害防止

ア 防風ネット等の防風施設など農作物被害防止施設の整備

イ 風速50m/s以上に耐える低コスト耐候性ハウスの設置

ウ 風害等を受けやすい地域における家屋・農用地の災害の未然防止や保全を目的とする防風施設等の整備

(3) 風倒木対策

町は、風倒木の流出による二次災害を防止するため、風倒木の除去など必要な対策をあらかじめ講ずる。

## 第4章 災害復旧計画

### 第1節 復旧復興基本計画

被災地の復旧・復興については、町民の意向を尊重し、町が主体的に取り組むとともに、国及び県がそれを支援する等適切な役割分担の下、被災者の生活の再建及び経済の復興、再度災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り、より安全性に配慮した地域づくりを目指すこと、また、災害により地域の社会経済活動が低下する状況にかんがみ、可能な限り迅速かつ円滑な復旧・復興を図る。

また、被災地の再建を行うため、被災の状況、地域の特性、公共施設管理者の意向等を勘案しながら、国・県等関係機関と協議を行い、原状復旧あるいは中長期的課題の解決を図る計画的復興のいずれかにするか検討を行い、よりよい地域社会を目指した復旧・復興の基本方針を定める。

《実施担当》

全課、防災関係機関

#### 1 原状復旧

- (1) 町、県及び防災関係機関は、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画等を活用しつつ、迅速かつ円滑に被災施設の復旧事業を行う。
- (2) 町、県及び防災関係機関は、被災施設の復旧にあたっては、原状復旧を基本とするが、再度の災害を防止する観点等から、可能な限り改良復旧を行う。

#### 2 計画的復興

- (1) 町及び県は、大規模な災害により壊滅的被害を受けた被災地の再建については、都市構造や産業基盤等の改変を伴う高度かつ複雑な大事業となることから、この事業を円滑かつ速やかに実施するため、復興計画を作成し、関係機関と調整しながら計画的に復興を進める。また、必要に応じ、大規模災害からの復興に関する法律を活用し、作成した復興計画に基づき、市街地開発事業、土地改良事業等を実施することにより、著しく異常かつ激甚な災害が発生し、緊急災害対策本部が設置された災害（以下「特定大規模災害」という。）において、土地利用の状況が相当程度変化した地域等における円滑かつ迅速な復興を図るものとする。なお、復興計画の作成に際しては、地域コミュニティが被災者の心の健康の維持を含め、被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことにかんがみて、その維持・回復や再構築に十分配慮するとともに、復旧復興のあらゆる場面に要配慮者の参画を促進するものとする。
- (2) 町及び県は、復興のため市街地の整備改善が必要な場合には、被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）等を活用するとともに、災害に強いまちづくりについてできるだけ速やかに町民のコンセンサスを得るように努め、土地区画整理事業、市街

地再開発事業等の実施により合理的かつ健全な市街地の形成と都市機能の更新を図る。

(3) 町及び県は、災害に強いまちづくりにあたっては、河川等の治水安全度の向上、土砂災害に対する安全性の確保等を目標とする。

(4) 町及び県は、被災後に早期かつ的確に市街地復興計画を策定できるよう、復興事前準備の取組を推進するものとする。

(5) 警察は、復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努める。



## 第2節 公共施設等災害復旧計画

被災した公共施設の管理者は、応急措置を講じた後に、各施設の原形復旧に併せて再度災害の防止のため必要な施設の新設又は改良を行う事業計画を立て、早期に復旧事業が完了するよう努める。

《実施担当》

全課、香川県広域水道企業団
---------------

### 1 災害復旧事業の種別

町及び県は、それぞれが管理する公共施設の被害の程度を十分調査、検討し、おおむね次の災害復旧事業計画を速やかに作成する。

(1) 公共土木施設災害復旧事業計画

ア 河川    イ 砂防施設    ウ 林地荒廃防止施設    エ 地すべり防止施設  
オ 急傾斜地崩壊防止施設    カ 道路    キ 下水道    ク 公園

(2) 農林水産業施設災害復旧事業計画

(3) 都市災害復旧事業計画

(4) 水道施設災害復旧事業計画

(5) 公営住宅災害復旧事業計画

(6) 社会福祉施設災害復旧事業計画

(7) 公立医療施設災害復旧事業計画

(8) 公立学校施設災害復旧事業計画

(9) その他の災害復旧事業計画

### 2 災害復旧事業に係る資金の確保

町及び県は、災害復旧に必要な資金需要額を早急に把握し、その負担すべき財源を確保するため、国庫補助の申請、起債の協議・許可、短期融資の導入、基金の活用、交付税の繰上交付等について所要の措置を講じ、災害復旧事業の早期実施が図られるようにする。

### 3 激甚災害の指定

町は、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）の指定対象となる激甚災害が発生した場合には、速やかに被害状況を調査して県に報告し、早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置し、災害復旧が円滑に行われるようにする。

町は、県が行う激甚災害に関する調査等について協力する。

### 第3節 被災者等生活再建支援計画

被災者等の生活再建が速やかに図られるよう、生活相談、災害弔慰金等の支給、生活資金等の貸付け、税の減免猶予及び徴収、応急金融対策、雇用対策等、必要な措置を講じる。

《実施担当》

総務課、税務課、福祉保険課、地域振興課、農林課、建設土地改良課、町社会福祉協議会

#### 1 生活相談・情報提供（総務課）

町及び県は、金融機関等が設置する相談窓口の開設に協力するとともに、被災者等からの幅広い相談に応じるため、自らも総合的な情報提供及び相談窓口を開設し、必要に応じて防災関係機関と連携、共同して相談業務を行う。

また、町外の市町村に避難した被災者に対しても、町び避難先の地方公共団体が協力することにより、必要な情報や支援・サービスを提供するものとする。

#### 2 被災証明・り災証明書の交付（税務課）

##### (1) 早期交付のための体制確立

町は、被災者に対する支援措置を早期に実施するため、発災後早期に被災証明の交付体制を確立し、被災者から申請があれば速やかに被災証明を交付する。また、災害による住宅等の被害の程度の調査やり災証明書の交付体制を確立し、速やかに、住家等の被害の程度を認定し、被災者にり災証明書を交付する。

なお、町及び県は、被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明するものとする。

##### (2) 県への要請

町は、災害による住家等の被害の程度の調査やり災証明書の交付について、被害の規模と比較して町の体制・資機材のみでは不足すると見込まれる場合には、県に対し必要な支援を要請する。

##### (3) 体制確立に向けた平時の取組等

町は、災害時にり災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査やり災証明書の交付の担当部局を定め、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受入体制の構築等を計画的に進めるなど、り災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。併せて、効率的なり災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討する。

また、町は、住家被害の調査や、り災証明書の交付の担当部局と応急危険度判定担当部局とが非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じて、発災後に応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施

できるよう努めるものとする。

### 3 被災者台帳の作成（総務課、税務課、福祉保険課）

町は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や支援措置の実施状況、配慮に要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を積極的に作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。

### 4 災害弔慰金、災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付け（福祉保険課）

町は、まんのう町災害弔慰金の支給等に関する条例（平成 18 年条例第 100 号）及びまんのう町災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則（平成 18 年規則第 54 号）に基づき、災害により死亡した者の遺族に対して災害弔慰金を、災害により精神又は身体に著しい障がいを受けた者に対して災害障害見舞金を支給する。また、災害により被害を受けた世帯の町民である世帯主に対し、災害援護資金を貸し付ける。

県は、災害弔慰金、災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付けについて、町を指導、助成する。

### 5 生活福祉資金の貸付（町社会福祉協議会）

県社会福祉協議会は、被災した低所得者等の生活再建を支援するため、生活福祉資金貸付制度により、民生委員・児童委員及び町社会福祉協議会の協力を得て、予算の範囲内において災害援護資金等の各種貸付けを行う。

### 6 被災者生活再建支援金の支給（福祉保険課）

町及び県は、被災者生活再建支援法（平成 10 年 5 月 22 日法律第 66 号）に基づき、自然災害により生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して、その生活の再建を支援し、もって町民の安定と被災地の速やかな復興を資するため、被災者生活再建支援金の支給のための手続きを行う。（支援金の支給は、県からの委託先である（公財）都道府県センターが行う。）

### 7 税の減免及び納税の猶予等（税務課）

町は、被災者の納付すべき町税について、法令及び条例の規定に基づき、申告、申請、請求その他書類の提出又は納付若しくは納入に関する期限の延長、町税の徴収猶予及び減免の措置を、災害の状況に応じて講じる。

### 8 雇用対策等

#### (1) 被災者に対する職業斡旋

公共職業安定所は、災害により離職を余儀なくされた者の再就職を促進するため、離職者の発生状況、求人・求職の動向等の情報を速やかに把握するとともに、臨時職業相談窓口の設置、巡回職業相談の実施、職業訓練受講の指示、職業転換給付金制度

の活用等の措置を講じ、離職者の早期再就職への斡旋を行う。

県就職・移住支援センターは、災害により離職を余儀なくされた者の再就職を促進するため、被災者に対する就職相談及び職業紹介を行う。

## (2) 雇用保険の失業給付に関する特例措置

ア 公共職業安定所は、災害により失業の認定日に出頭できない受給資格者に対して、事後に証明書により失業の認定を行い、失業給付を行う。

イ 公共職業安定所は、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第 25 条に規定する措置を適用した場合は、災害による休業のため労働の意志及び能力を有するにもかかわらず就労することができず、賃金を受け取ることができない雇用保険の被保険者に対して、失業しているものとみなして基本手当を支給する。

## (3) 労働保険料等の納付の猶予

香川労働局は、災害により労働保険料等を所定の期限までに納付することができないと認められる事業主に対して、保険料等の納付の猶予措置を講じ、また、納付猶予期間については、延滞金や追徴金を徴収しない。

## 9 職業訓練の実施

県は、災害により離職を余儀なくされた者の再就職を促進するため、職業訓練の受講希望者に対して、必要な職業訓練を行う。

## 10 国民健康保険税の減免等（税務課、福祉保険課）

町は、被災した国民健康保険の被保険者に対して、まんのう町国民健康保険税条例（平成 18 年条例第 58 号）及びまんのう町被災者に対する町税及び国民健康保険税の減免に関する規則（平成 18 年 3 月 20 日規則第 43 号）に基づき、必要に応じて医療費の一部負担金や保険税等の減免、徴収猶予等の措置を講じる。

## 11 被災中小企業者の復興支援（地域振興課）

(1) 町は、あらかじめ商工会と連絡体制を構築するなど、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努めるものとする。

(2) 町は、被災した中小企業者に対する資金対策として、一般金融機関及び政府系金融機関の融資、信用保証協会による融資の保証等が、迅速かつ円滑に行われるよう国・県に要請するとともに、関係各部、関係機関、団体等の協力を得て、必要な広報活動を積極的に実施する。

## 12 被災農林業者の復興支援（農林課）

町は、被災した農林業者又はその組織する団体に対して、復旧を促進し農林業の生産力の維持増進と経営の安定を図るため、天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法（昭和 30 年法律第 136 号）、(株)日本政策金融公庫法（平成 19 年法律第 57 号）等に基づく融資等について広報するとともに、資金の融資が迅速かつ円滑に行われ

るように、県に協力して必要な措置を講ずる。

### 13 恒久住宅への円滑な移行に向けた取組（総務課、建設土地改良課）

町は、できる限り早い段階から被災者の特性やニーズを把握し、既存公営住宅への正式入居をはじめ、円滑な移行に向けた取組を計画的に実施する。

### 14 新型コロナウイルス感染症対策（税務課）

#### (1) り災証明書の申請・交付

窓口での申請・交付は、不特定多数の被災者が集まるため、感染リスクが高まることから、下記の取組等について事前に検討するとともに、窓口での対応に際しては、「新型コロナウイルス感染症を踏まえた災害対応のポイント」に示す留意事項の感染防止対策等を講じたうえで、事前の整理券配布、申請・交付の分散化(地域別に申請・交付)等の取組を実施する。

##### ア 申請

申請に際し、電子申請の活用や郵送による申請等の対応を事前に検討する。

##### イ 交付

(ア) 交付に際し、郵送による交付等の対応を事前に検討する。

(イ) 窓口での申請・交付では、不特定多数の被災者が集まり、感染リスクが高まることから、できるだけ接触のない手続方法を検討する。

#### (2) 被災者への広報

被災者に対し、被害認定調査の実施時における感染防止対策やり災証明書の申請・交付方法などについて、「新型コロナウイルス感染症を踏まえた災害対応のポイント」に示す留意事項を踏まえつつ、適切な広報を行う。

#### (3) 業務の効率化や体制の構築等

発災時には、フェーズに応じた感染防止対策等が求められ、より多くの業務が生じることから、各種被災者支援システムの事前導入や発災時を想定した訓練の実施など、業務を円滑に進められる工夫により業務の効率化を図るとともに、自治体同士や民間との事前の協定締結や「被災市区町村応援職員確保システム」の活用等により、体制の構築に努める。

なお、体制構築にあたっては、総務省において「被災市区町村応援職員確保システムに基づく応援職員の派遣における新型コロナウイルス感染症に係る留意事項3について」（令和2年5月22日付け総行派第20号）を踏まえて、検討を行う。

#### (4) 感染防止対策に必要な物資・資材やスペース等

発災時には、短期間で多くの職員が、り災証明書交付業務を行うこととなり、フェーズに応じて、感染防止対策のための多くの物資・資材や十分な作業スペース等を確保する必要があることから、事前に準備を進める。

#### (5) その他

ア 運用指針や手引き等については、災害救助法による住宅の応急修理制度の準半壊

(損害割合 10%以上 20%未満) への対象拡充に伴う見直し等の改定(令和2年3月)に留意する。

イ り災証明書の様式は、「罹災証明書の様式の統一化について」(令和2年3月30日付け府政防第737号)、り災証明書の交付枚数や代理申請は、「罹災証明書の交付に係る運用について」(令和2年3月30日付け事務連絡)を参考とし、り災証明書の適切な交付に努める。

※ 資料

- 1 様式第4号(被災証明書)(資料編 15-(4))
- 2 様式第12号(生業資金貸付台帳)(資料編 15-(12))
- 3 様式第13号(災害救助法による生業資金借入申込書)(資料編 15-(13))
- 4 災害救助法による救助の程度、方法及び期間(資料編 16-(1))
- 5 災害弔慰金(資料編 16-(2))
- 6 災害障害見舞金(資料編 16-(3))
- 7 災害援護資金(資料編 16-(4))
- 8 被災者生活再建支援金(生活再建支援・居住安定支援)(資料編 16-(5))
- 9 まんのう町の定める条例・条例施行規則(資料編 16-(6))

## 第4節 義援金等受入配分計画

町及び県は、日本赤十字社香川県支部、香川県共同募金会等関係機関と連携を図りながら、県民及び他の都道府県等から寄託された義援金等を迅速かつ確実に被災者に配分するため、受付、保管、配分等の業務を円滑かつ公正に実施する。

《実施担当》

総務課、福祉保険課

### 1 義援金等の受付及び保管（総務課）

#### (1) 町

- ア 町に寄託される義援金等は総務課が受付窓口を開設して受け付ける。
- イ 義援金等の受付に際しては、受付記録簿を作成し、寄託者に受領書を発行する。
- ウ 義援金は、被災者に配分するまでの間、当該災害に関する義援金受付専用口座を設け、町指定金融機関で保管する。
- エ 義援物資は、被災者に配分するまでの間、物資集積場等で保管する。
- オ 町は、義援金等の受入体制を確立しておく。
- カ 町は、県等から送付された義援金等を関係団体の協力を得て被災者に配分する。

#### (2) 県等

- ア 県は、県に寄託された義援金・義援物資及び知事あての見舞金の受付を行い、義援物資については、所有する施設等を使用し、配分するまでの間の一時保管を行う。
- イ 日本赤十字社香川県支部及び香川県共同募金会は、それぞれに寄託された義援金の受付を行う。

### 2 義援金等の配分等（福祉保険課）

#### (1) 町

- ア 義援金等については関係機関等と次の項目について協議のうえ決定し、配分する。
  - (ア) 配分方法
  - (イ) 被災者等に対する伝達方法
- イ 義援物資については、その種類・数量及び被災状況を考慮して、迅速に配分基準を定め、早期に配分を実施する。

#### (2) 県等

- ア 県は、受け付けた義援金の町に対する配分を義援金収集体等と構成する第三者機関である配分委員会で決定する。その際、あらかじめ、基本的な配分方法を決定しておくなど、迅速な配分に努める。また、義援物資について、町に対する配分を決定し、町の指定する場所まで輸送し町に引き渡す。
- イ 日本赤十字社香川県支部及び香川県共同募金会は、配分委員会に参画し、受け付けた義援金の町に対する配分を、配分委員会で決定する。

### 3 義援金等の募集

町は、災害により被災したとき、関係機関等の協力を得ながら、国民、企業等からの義援物資について、受入を希望するもの及び受入を希望しないものを把握し、その内容リスト及び送り先を、報道機関等を通じて国民に公表する。また、現地の需給状況を勘案し、同リストを逐次改訂するように努める。

日本赤十字社香川県支部及び香川県共同募金会は、義援金を募集するにあたっては、募集方法、募集期間等を定めて実施する。

なお、全国的に募集する必要があると認められる場合は、日本赤十字社香川県支部にあつては本社を通じて各都道府県支部に、香川県共同募金会にあつては直接各都道府県の共同募金会に募集の依頼を行う。



# 地震対策編



# 第1章 総則

## 第1節 目的

まんのう町地域防災計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、地震災害における町民の生命、身体及び財産を保護するとともに、地震災害による人的被害、経済的被害を軽減するための町域に係る災害予防、災害応急対策、災害復旧等に関し、町及び防災関係機関が処理すべき事務又は業務の大綱等を定め、自主防災組織等の強化、さらに要配慮者や女性の参画を含めた多くの町民参加による町民運動を展開することにより、防災活動の総合的かつ計画的な推進を図ることを目的とする。

## 第2節 計画の構成

まんのう町地域防災計画は、この計画「地震対策編」のほか「一般対策編」及び「資料編」で構成する。

## 第3節 香川県国土強靱化地域計画の目標を踏まえた計画の作成等

国土強靱化基本法（強くしなやかな国民生活を実現するための防災・減災等に資する国土強靱化基本法）第13条の規定により策定された香川県国土強靱化地域計画は国土強靱化の観点から県における様々な分野の計画等の指針となる、いわゆる「アンブレラ計画」としての性格を有している。

このため、この計画の国土強靱化に関する部分は、香川県地域強靱化計画を指針とし、同計画の基本目標である次の事項を踏まえるものとする。

- 1 県民の命を守る
- 2 県と地域社会の重要な機能を維持する
- 3 県民の財産と公共施設の被害を最小化する
- 4 迅速な復旧・復興を行う
- 5 四国の防災拠点の機能を果たす

## 第4節 用語

この計画において、次の各号に掲げる用語は、それぞれの当該各号に定めるところによる。

- 1 県本部とは、香川県災害対策本部をいう。
- 2 町本部とは、まんのう町災害対策本部をいう。
- 3 県計画とは、香川県地域防災計画をいう。
- 4 町計画とは、まんのう町地域防災計画をいう。
- 5 県本部長とは、香川県災害対策本部長をいう。
- 6 町本部長とは、まんのう町災害対策本部長をいう。
- 7 消防本部とは、仲多度南部消防組合消防本部をいう。
- 8 消防長とは、仲多度南部消防組合消防長をいう。
- 9 消防団とは、まんのう町消防団をいう。
- 10 消防団長とは、まんのう町消防団長をいう。

## 第5節 他の計画等との関係

この計画は、町の区域における防災対策に関して、総合的かつ基本的な性格を有するものであり、国の防災基本計画、香川県地域防災計画、南海トラフ地震臨時情報発表時の香川県内における防災対応方針、防災関係機関等が作成する防災業務計画等をはじめとして、町の水防計画、総合計画との整合を図る。

## 第6節 町計画の修正

この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、社会情勢の変化等を踏まえ常に実情に沿ったものとするため検討を加え、必要があると認めるときは、まんのう町防災会議に諮り、修正する。

町は、香川県防災対策基本条例に規定する施策について、この計画に定めるとともに、防災対策の実施状況を定期的に点検することにより、取組むべき課題を明らかにし、地域防災計画の検討にあたっては、当該課題に配慮する。

## 第7節 町計画の周知徹底

この計画は、町の関係職員、関係行政機関、関係公共機関、その他防災に関する主要な施設の管理者等に周知徹底させるとともに、特に必要と認める事項については、町民にも広く周知を図る。

## 第8節 防災関係機関等の責務と処理すべき事務又は業務の大綱

### 1 防災関係機関及び町民の責務

#### (1) 町

町は、防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、町域並びに町民の生命、身体及び財産を地震災害から保護するため、防災関係機関及び他の地方公共団体等の協力を得て防災活動を実施するとともに、地震災害に的確かつ迅速に対応することができる地域づくりに努める。

#### (2) 県

県は、市町を包括する広域的な地方公共団体として、県の地域並びに県民の生命、身体及び財産を地震災害から保護するため、防災関係機関及び他の地方公共団体等の協力を得て防災活動を実施するとともに、町及び指定地方公共機関等が処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け、かつ、活動の総合調整を行い町及び関係機関と連携し、地震災害に強い県土づくり及びネットワークづくりに努める。

#### (3) 香川県広域水道企業団

香川県広域水道企業団は、町内全域に対して水道水を供給する水道事業者であり、危機に際し、町民の日常生活に直結してその健康を守るために欠くことのできない水道水を供給する事業者として、町民の生命・健康を守るとともに、社会・経済活動を維持するため、県、関係機関等と相互に協力・連携し、災害時においても速やかに水道水を安定して給水できるよう努める。

#### (4) 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、町域並びに町民の生命、身体及び財産を地震災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力して防災活動を実施するとともに、町の防災活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等を行う。

#### (5) 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性にかんがみ、自ら防災活動を実施するとともに、町の防災活動が円滑に行われるよう協力する。

#### (6) 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平素から災害予防体制の整備を図るとともに、地震災害時には災害応急措置を実施する。また、町及び防災関係機関の防災活動に協力する。

#### (7) 町民

町民は、地震災害時には自らの身の安全を守るよう行動するとともに、それぞれの立場において実施可能な防災活動を行うよう努める。また、地域において相互に連携して防災対策を行うよう努める。

## 2 防災関係機関及び町民等の処理すべき事務又は業務の大綱

### (1) 町

- 地域防災計画の作成及び防災会議に関する事務
- 防災に関する組織の整備
- 防災訓練の実施
- 防災知識の普及及び防災意識の啓発
- 防災教育の推進
- 自主防災組織の結成促進及び育成指導
- 防災に関する施設等の整備及び点検
- 地震災害に関する情報の収集、伝達及び広報
- 特別警報等の町民への周知
- 高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保の発令並びに避難所の開設
- 避難行動要支援者の避難支援活動
- 消防、水防その他の応急措置
- 被災者の救助、救護その他保護措置
- 被災した児童生徒等の応急教育
- 被災地の廃棄物処理、防疫その他保健衛生活動の実施
- 緊急輸送等の確保
- 食料、飲料水、医薬品その他物資の確保
- 災害復旧の実施
- ボランティア活動の支援
- その他地震災害の防ぎよ又は拡大防止のための措置

### (2) 消防本部

- 防災教育及び消防訓練
- 消防資機材等の点検及び整備
- 地震災害情報等の収集及び必要な広報
- 火災等の応急措置及び被害拡大防止措置
- 被災者、負傷者等の救出・救助及び搬送

### (3) 消防団

- 消防訓練及び消防資機材等の点検
- 消防、水防等の応急措置及び被害拡大防止措置
- 被災者、負傷者等の救出・救助

### (4) 県

#### ア 香川県

- 地域防災計画の作成及び防災会議に関する事務
- 防災に関する組織の整備
- 防災訓練の実施
- 防災知識の普及及び防災意識の啓発

- 防災教育の推進
- 自主防災組織の結成促進及び育成指導
- 防災に関する施設等の整備及び点検
- 他県、市町及び防災関係機関との連絡調整並びに広域的調整
- 地震災害に関する情報の収集、伝達及び広報
- 特別警報等の市町への通知
- 被災者の救助、救護その他保護措置
- 被災した児童生徒等の応急教育
- 被災地の廃棄物処理に必要な措置、防疫・保健衛生活動の実施
- 緊急輸送等の確保
- 食料、飲料水、医薬品その他物資の確保
- 交通規制、犯罪の予防その他社会秩序の維持に必要な措置
- 災害復旧の実施
- ボランティア活動の支援
- その他地震災害の防ぎよ又は拡大防止のための措置
- イ 香川県中讃土木事務所
  - 県所管公共土木施設の防災対策及び復旧対策
  - 水防活動及び水防予警報等の伝達
- ウ 香川県中讃土地改良事務所
  - 事務所所管の施設の防災対策及び復旧対策
  - 地震災害発生状況及び水防活動等の伝達
  - 農地及び農業施設の被害調査及び復旧を指導
- エ 香川県中讃農業改良普及センター
  - 防除器具の整備、農薬の確保
  - 園芸等の施設の維持、補強
  - 地震災害に対する技術指導、防疫体制の確立
- オ 香川県中讃保健福祉事務所
  - 地震災害時における保健衛生活動、保健衛生の指導及び防疫活動
- カ 香川県西部林業事務所
  - 関係機関への森林の被災状況の連絡
  - 保安施設の被害状況調査及び修復
  - 林産物の搬出施設の被害調査及び復旧指導
  - 森林の状況に応じた適時適切な保育、間伐の実施等の指導
- (5) 香川県警察（琴平警察署）
  - 地震災害情報の収集伝達及び被害実態の把握
  - 被災者の救出救助及び避難指示
  - 交通規制及び管制
  - 広域応援等の要請及び受入

- 遺体の検視（見分）等の措置
- 犯罪の予防及び取締り、その他治安の維持
- (6) 香川県広域水道企業団
  - 災害時における水道の被害情報の収集及び県及び市町への報告連絡
  - 災害時における水道水の供給確保
  - 水道施設の防災対策並びに応急給水及び応急復旧の実施
- (7) 指定地方行政機関
  - ア 国土交通省四国地方整備局・緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE・リエゾン）
    - 河川、道路等の防災対策及び地震災害対策の実施に関する事項
    - 緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等の被災地方公共団体への派遣
  - イ 国土地理院（四国地方測量部）
    - 災害応急対策の際、災害に関する情報の収集及び伝達における地理空間情報活用の支援・協力
    - 災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興に国土地理院が提供及び公開する防災関連情報利活用の支援・協力
    - 災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興の際、地理情報システム活用の支援・協力
    - 災害復旧・復興にあたって、国家座標に基づく位置情報の基盤形成のため、必要に応じて国家基準点の復旧測量、地図の修正測量の実施及び公共基準点の復旧測量、地図の修正測量など公共測量の実施における測量法に基づく実施計画書への技術的助言に関すること
  - ウ 大阪管区气象台（高松地方气象台）
    - 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表
    - 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説
    - 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備
    - 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言
    - 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発
  - エ 中国四国地方環境事務所
    - 環境保全上緊急に対応する必要がある有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供
    - 廃棄物処理施設及び地震災害廃棄物の情報収集・伝達
    - 家庭動物の保護等に係る支援
  - オ 中国四国防衛局（高松防衛事務所）
    - 災害時における防衛省（本省）及び自衛隊との連絡調整
    - 災害時における米軍部隊との連絡調整
- (8) 自衛隊
  - 陸上自衛隊第14旅団



○災害派遣の実施

(被害状況の把握、人命の救助、水防活動、消防活動、人員及び物資の緊急輸送、道路又は水路の啓開、応急医療等の実施、通信支援、炊飯、給水及び入浴の支援、危険物の除去等)

(9) 指定公共機関

ア 日本郵便(株)四国支社 (まんのう町内郵便局及び琴平郵便局)

○郵便物の送達確保及び窓口業務の維持

○被災者に対する郵便葉書等の無償交付、被災者が差し出す郵便物の料金免除、被災地あて救助用郵便物の料金免除

○被災者救助団体に対するお年玉付郵便葉書等寄附金の配分

イ 日本赤十字社 (香川県支部)

○医療救護

○こころのケア

○救援物資の備蓄及び配分

○血液製剤の供給

○義援金の受付及び配分

○その他応急対応に必要な業務

ウ 日本放送協会 (高松放送局)

○予報、特別警報、警報、災害情報、防災知識の普及等に関する災害放送の実施

○被害情報、被災者に必要な生活情報等の報道

○社会事業団体等による義援金品の募集等に対する協力

エ 四国旅客鉄道(株)

○鉄道施設の防災対策並びに被災施設の応急対策及び災害復旧

○列車の運行規制及び旅客の避難、救護の実施

○地震災害時における救助物資及び避難者の輸送の協力

オ 西日本電信電話(株) (香川支店)、(株)NTTドコモ四国支社、NTTコミュニケーションズ(株)、KDDI(株) (四国支店)、ソフトバンク(株)

○電気通信施設の防災対策並びに被災施設の応急対策及び災害復旧

○地震災害時における非常緊急通話の確保

カ 日本通運(株) (四国支店)、四国福山通運(株) (高松支店)、佐川急便(株) (四国支店)、ヤマト運輸(株) (香川主管支店)、四国西濃運輸(株) (高松支店)

○災害時における陸上輸送の確保

キ 四国電力(株) (中讃営業所)、四国電力送配電(株) (丸亀事業所)

○電力施設の防災対策並びに被災施設の応急対策及び災害復旧

○地震災害時における電力の供給確保

ク イオン(株)、(株)セブン-イレブン・ジャパン、(株)ローソン、(株)ファミリーマート、(株)セブン&アイ・ホールディングス

○災害時における物資の調達・供給確保

- (10) 指定地方公共機関
- ア 四国ガス(株) (丸亀支店)
    - ガス施設の防災対策並びに被災施設の応急対策及び災害復旧
    - 地震災害時におけるガス供給の確保
  - イ 高松琴平電気鉄道(株)
    - 鉄道施設の防災対策並びに被災施設の応急対策及び災害復旧
    - 電車の運行規制及び旅客の避難、救護の実施
    - 地震災害時における救助物資及び避難者の輸送の協力
  - ウ (株)四国新聞社、(株)瀬戸内海放送、西日本放送(株)、R S K山陽放送(株)、岡山放送(株)、テレビせとうち(株)、(株)エフエム香川
    - 予報、特別警報、警報、災害情報、防災知識の普及等に関する災害報道の実施
    - 被害情報、被災者に必要な生活情報等の報道
  - エ 土地改良区
    - 水門、水路、ため池等の施設の整備、管理及び災害復旧
  - オ (一社) 香川県医師会
    - 災害時における収容患者の医療の確保
    - 災害時における負傷者等の医療救護
  - カ (公社) 香川県看護協会
    - 被災した医療機関、社会福祉施設、福祉避難所での活動
    - 災害時における救護所、避難所等での医療救護活動
    - 大規模災害時における日本看護協会を通じた他県看護協会への災害支援ナースの応援要請
  - キ (一社) 香川県L Pガス協会
    - L Pガス施設の防災対策並びに被災施設の応急対策及び災害復旧
    - 地震災害時におけるL Pガス供給の確保
- (11) 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者
- ア 香川県農業協同組合(協栄支店)及び香川県農業共済組合仲多度支所
    - 関係機関が行う被害調査の協力
    - 被災施設等の災害応急対策
    - 被災組合員に対する融資等の斡旋
  - イ まんのう町商工会
    - 関係機関が行う被害調査、融資希望者のとりまとめ、斡旋等の協力
    - 物資等の供給確保及び物価安定についての協力
  - ウ 仲多度郡・善通寺市医師会、医療機関、歯科医師会、薬剤師会
    - 地震災害時における収容患者の医療・医薬品等の確保
    - 地震災害時における負傷者等の医療救護
  - エ まんのう町社会福祉協議会
    - 被災生活困窮者に対する生活福祉資金の貸付

- ボランティア活動の体制整備及び支援
- オ 社会福祉施設、学校等の管理者
  - 地震災害時における入所者、生徒等の安全の確保
  - 地震災害時における被災者等の一時収容等応急措置に対する協力
- カ 共同募金会
  - 義援金品の募集及び配分
- キ 金融機関
  - 被災事業者等に対する資金の融資その他緊急措置
- ク 石油類等取扱機関
  - 地震災害時における危険物の保安措置
  - 地震災害時における石油類供給の確保
- ケ 火薬類取扱機関
  - 地震災害時における火薬類の保安措置
- コ 災害応急対策又は災害復旧に必要な物資若しくは資材又は役務の供給又は提供を業とする者（スーパーマーケット、コンビニエンスストア、飲食料品メーカー、医薬品メーカー、旅客（貨物）運送事業者、建設業者等）
  - 事業活動の継続的实施及び町が実施する防災に関する施策への協力

(12) 町民

- 自ら防災対策を行うとともに、地域において相互に連携して防災対策を行う。
- 防災訓練及び研修に積極的に参加するなどして、地震や台風等の自然現象の特徴、予測される被害、地震災害発生時の備え、地震災害発生時取るべき行動に関する知識の習得に努める。
- 生活地域における地形、地質、過去の地震災害記録等の情報を収集するよう努める。
- 指定避難所等の場所、避難の経路及び方法、家族との連絡方法等をあらかじめ家族で確認しておく。
- 建築物の所有者は、当該建物について必要な耐震診断を行うとともに、その結果に応じて改修等を行うよう努める。
- 家具、窓ガラス等について、転倒、落下等による被害の発生を防ぐための対策をとるよう努める。
- ブロック塀、広告板その他の工作物又は自動販売機を設置する者は、当該工作物等の安全性を定期的に点検し、必要に応じて補強、撤去等を行うよう努める。
- 被害拡大防止のため、消火器等を準備しておくよう努める。
- 地震災害発生に備えて、食料、飲料水、医薬品その他の生活物資を備蓄し、ラジオ等の情報収集の手段を用意しておくよう努める。
- 高齢者、障がい者等で避難に支援が必要となるものは自主防災組織等に、避難の際に必要な自らの情報を提供するよう努める。
- 自主防災組織を結成し、その活動に積極的に参加するよう努める。
- 地震災害が発生し、又は発生のおそれがある場合には、地震災害に関する情報の収集

に努め、必要と判断したときは自主的に避難する。また町が避難指示及び緊急安全確保を発したときは速やかにこれに応じて行動する。

○避難者は、自主防災組織等によって定められた行動基準に従って行動する。

#### (13) 自主防災組織

○あらかじめ地震災害が発生する危険性が高い場所及びその場所の危険度を確認するよう努める。

○指定避難所等の場所、避難の経路及び方法を確認するよう努める。

○地震災害が発生する危険性が高い場所や避難経路や避難所など防災に関する情報を示した災害予測地図・防災地図（ハザードマップ）を作成するよう努める。

○避難行動要支援者への避難誘導、避難支援等を行うための体制を整備するよう努める。

○地震災害時等に地域住民が取るべき行動について、地震災害発生時、避難途中、避難場所等における行動基準を作成し、周知するよう努める。

○地域住民の防災意識の啓発及び高揚並びに地域防災力の向上を図るために研修を行うよう努める。

○地域の実情に応じて、必要となる資器材及び物資を備蓄しておくよう努める。

○町が行う避難情報等の発令基準や、町と自主防災組織との役割分担等についてあらかじめ町と協議し、地域に密着した防災対策が実施されるよう努める。

○町、事業者、公共的団体、その他関係団体と連携するよう努める。

○地震災害時、地域における情報の収集及び提供、救助、避難誘導等を行う。

#### (14) 事業者

○地震災害時に来客者、従業員等の安全を確保し、業務を継続するため、あらかじめ防災対策の責任者及び地震災害時に従業員が取るべき行動等を定めて、従業員に対して研修等を行うよう努める。

○管理する施設を避難場所等として使用すること、その他防災対策について、地域住民及び自主防災組織等に積極的に協力するよう努める。

○町及び県が実施する防災対策の推進に協力するよう努める。

○地震災害時における来客者、従業員等の安全確保と地域住民及び自主防災組織と連携した情報収集、提供、救助、避難誘導等を実施する。

## 第9節 被害想定

### 1 香川県地震・津波被害想定調査（平成24年度～平成25年度）

#### (1) 調査の概要

県は、南海トラフを震源域とする海溝型地震、中央構造線（讃岐山脈南縁～石鎚山脈北縁東部）及び長尾断層を震源域とする直下型地震について、平成25年3月に「香川県地震・津波被害想定（第一次公表）」として、震度分布や液状化危険度等の推計結果を公表した。さらに平成25年8月に「香川県地震・津波被害想定（第二次公表）」として、市町別の発災直後の人的・物的被害等の推計結果を公表した。

平成26年2月に「香川県地震・津波被害想定（第三次公表）」として、時間の経過とともに被害がどのように推移するのかを示す「被害シナリオ」を、同年3月に「香川県地震・津波被害想定（第四次公表）」として、第一次公表のうち、南海トラフ地震（発生頻度の高い）については、内閣府と相談し、検討したモデルを用いて、震度分布、津波水位及び浸水域等の推計を見直し、これに基づき、人的・物的被害や被害シナリオを公表した。

また、同時に南海トラフ地震（最大クラス）を対象に、発災から避難行動が取れなくなるとされる浸水深30cmに達するまでの時間を示す「浸水深30cm到達時間予測図」も公表した。

なお、中央構造線及び長尾断層については、「中央構造線断層帯の長期評価（一部改正）について」（平成23年2月18日）及び「長尾断層帯の長期評価」（平成17年1月12日変更）を地震動予測のモデルとしている。

本町に影響を及ぼすと思われる想定地震による、本町の想定震度は以下のとおり。

想定地震	本町の最大震度
①南海トラフ最大クラス	6強
②南海トラフ発生頻度の高い地震	5強
③直下型地震（中央構造線）	6強
④直下型地震（長尾断層）	6弱

※ 「香川県地震・津波被害想定第一次公表報告書」（平成25年3月31日）及び「香川県地震・津波被害想定第二次公表報告書」（平成25年8月28日）による。

#### (2) 被害想定の対象地震

被害想定の対象地震は、国が大規模地震として検討対象とした南海トラフ巨大地震のほか、文部科学省地震調査研究推進本部において、大きな被害をもたらす可能性の高い活断層帯とし長期評価している110の活断層帯のうち、本県に大きな被害を及ぼす可能性が高いと考えられる中央構造線断層帯（讃岐山脈南縁～石鎚山脈北縁東部）と長尾断層帯を対象とした。

【被害想定の対象地震】

タイプ	海溝型地震※1		直下型地震※3	
	南海トラフ※2		中央構造線	長尾断層
震源域	最大クラス (L2)	発生頻度の高いもの (L1)		
地震	○ (Mw9.0)	○ (宝永 Mw8.9、安政 Mw8.8)	○ (M8.0)	○ (M7.1)
津波(参考)	○ (Mw9.1)		—	—

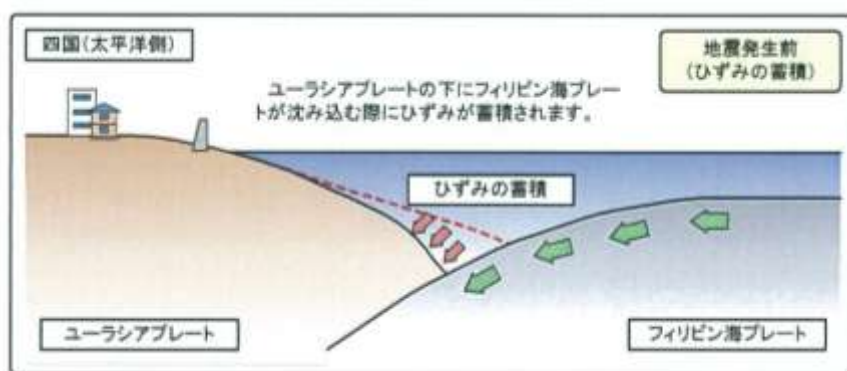
(注) Mw : モーメントマグニチュード M : マグニチュード

(注) 津波については、参考で記載している。

※1 海溝型地震

陸側のプレート（大陸プレート）の下方向へ、海側のプレート（海洋プレート）が沈み込むため、地震が多発する地域といえる。日本は、陸側のプレートであるユーラシアプレートと、太平洋プレート、フィリピン海プレートが押し合っている。それらのタイプのうち、「プレート間及び沈み込むプレート内で発生する地震」を海溝型地震という。

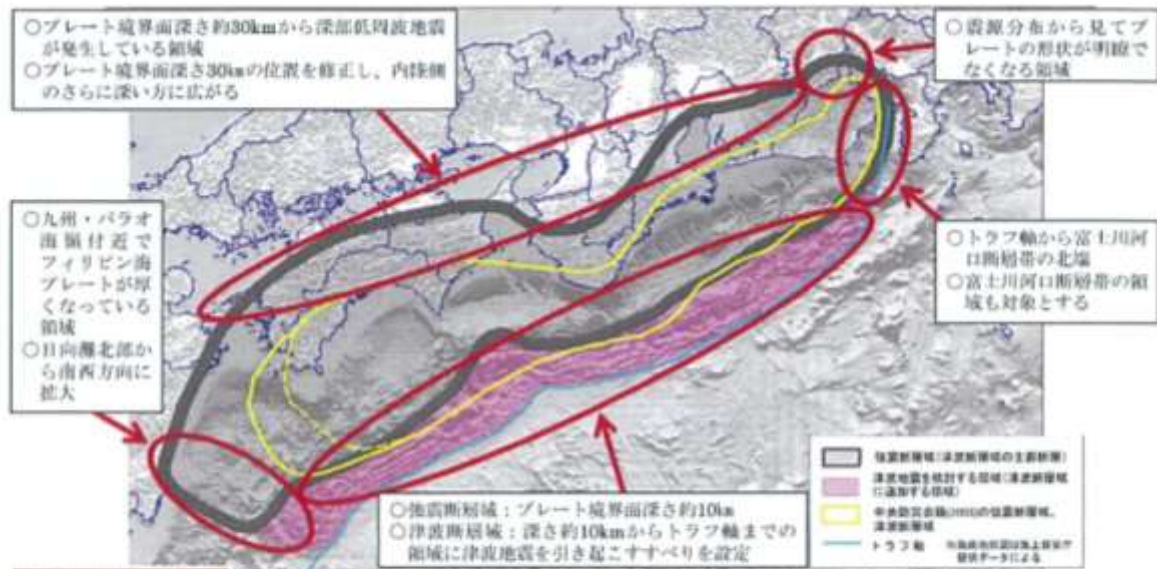
【海溝型地震イメージ】



## ※2 南海トラフ地震

南海トラフ地震の想定震源域・想定津波波源域は、最新の科学的知見をもとに内閣府が設定している。(内閣府の「南海トラフの巨大地震モデル検討会」にて採用) 太い実線のエリアは、最大クラスの地震を示しており、黄線は、発生頻度の高い地震を示すと考えられ内閣府にて検討中のものである。赤線は、津波予測を行う際に考慮すべき津波波源域を示している。

### 【南海トラフの巨大地震の新たな想定震源断層域】



### 地震の規模(推定値)

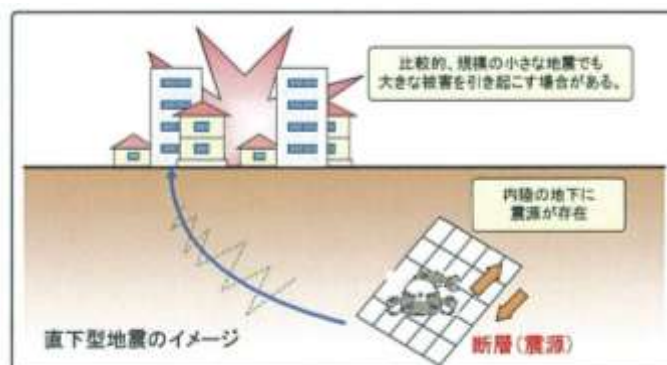
面積	南海トラフの巨大地震 (従来の断層域)	南海トラフの巨大地震 (新たな断層域)	参考			
			2011年 東北地方太平洋沖地震 約10万km ² (約500km × 約200km)	2004年 スマトラ島沖地震 約18万km ² (約1200km × 約150km)	2011年 9/15沖地震 約6万km ² (約400km × 約140km)	中央防災会議(2002) 従来の断層域 約6.1万km ²
モーメント マグニチュード Mw	9.0	9.1	9.0 (気象庁)	9.1 (Ammon et al. 2005) [9.0 (理科年表)]	8.7 (Pulido et al. in press) [8.8 (理科年表)]	8.7

## ※3 直下型地震

直下型地震は、内陸の地下で発生する地震である。震源が内陸にあるため、比較的小さな地震でも大きな被害を引き起こす場合もある。

被害想定の対象とする内陸部の断層は、中央構造線と長尾断層としたが、現在の知見では見つけられない断層もある。

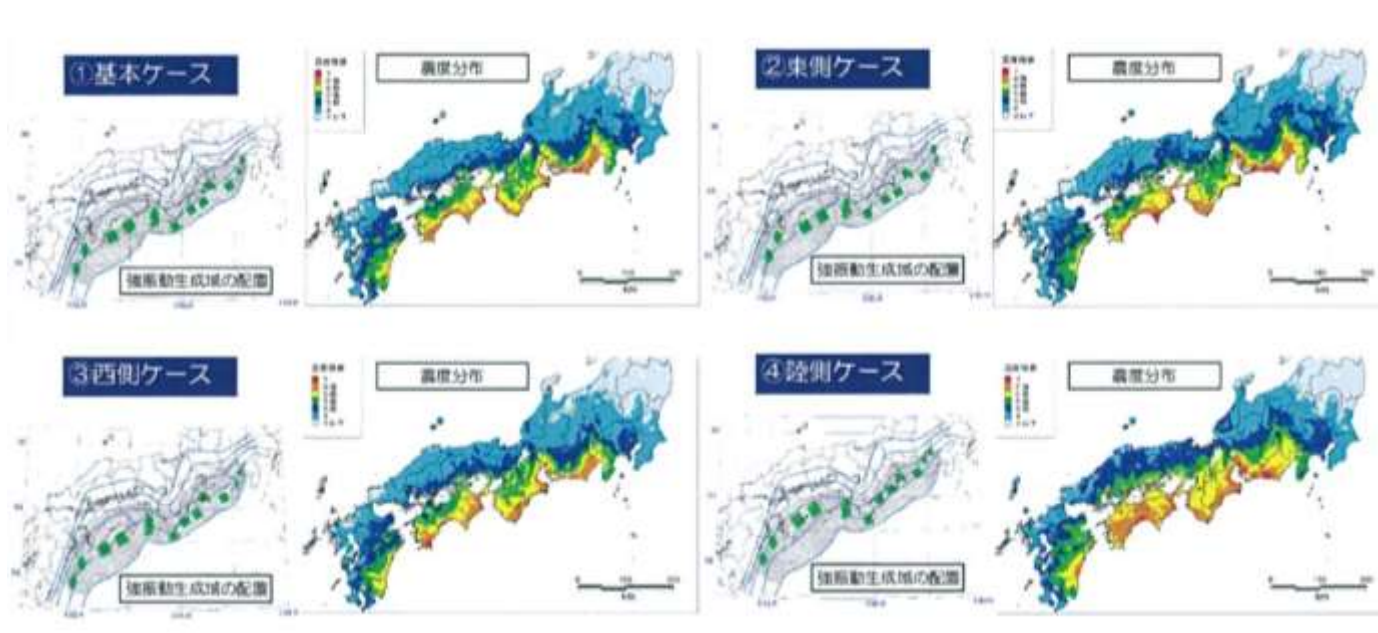
### 【直下型地震イメージ】



## ア 最大クラスの地震・津波断層モデル

南海トラフの最大クラスの地震は、内閣府の「南海トラフの巨大地震モデル検討会」で示された強震断層モデル※1を採用した。発生頻度は、千年に一度あるいはそれより低い頻度で発生するが、発生すれば、甚大な被害をもたらす最大クラスの地震である。地震動の予測を行うモデルとしては、つぎの4ケースのモデルごとに震度を算出し、各地点の最大値を採用した。

【強震断層モデル（南海トラフ（L2））】



### ※1 強震断層モデル（南海トラフの最大クラスの地震）

地震の揺れを計算するには、震源断層域（地震時に動く断層域）の中で、強い地震波を発生させる領域（強震動生成域）を決める必要がある。これを強震断層モデルという。

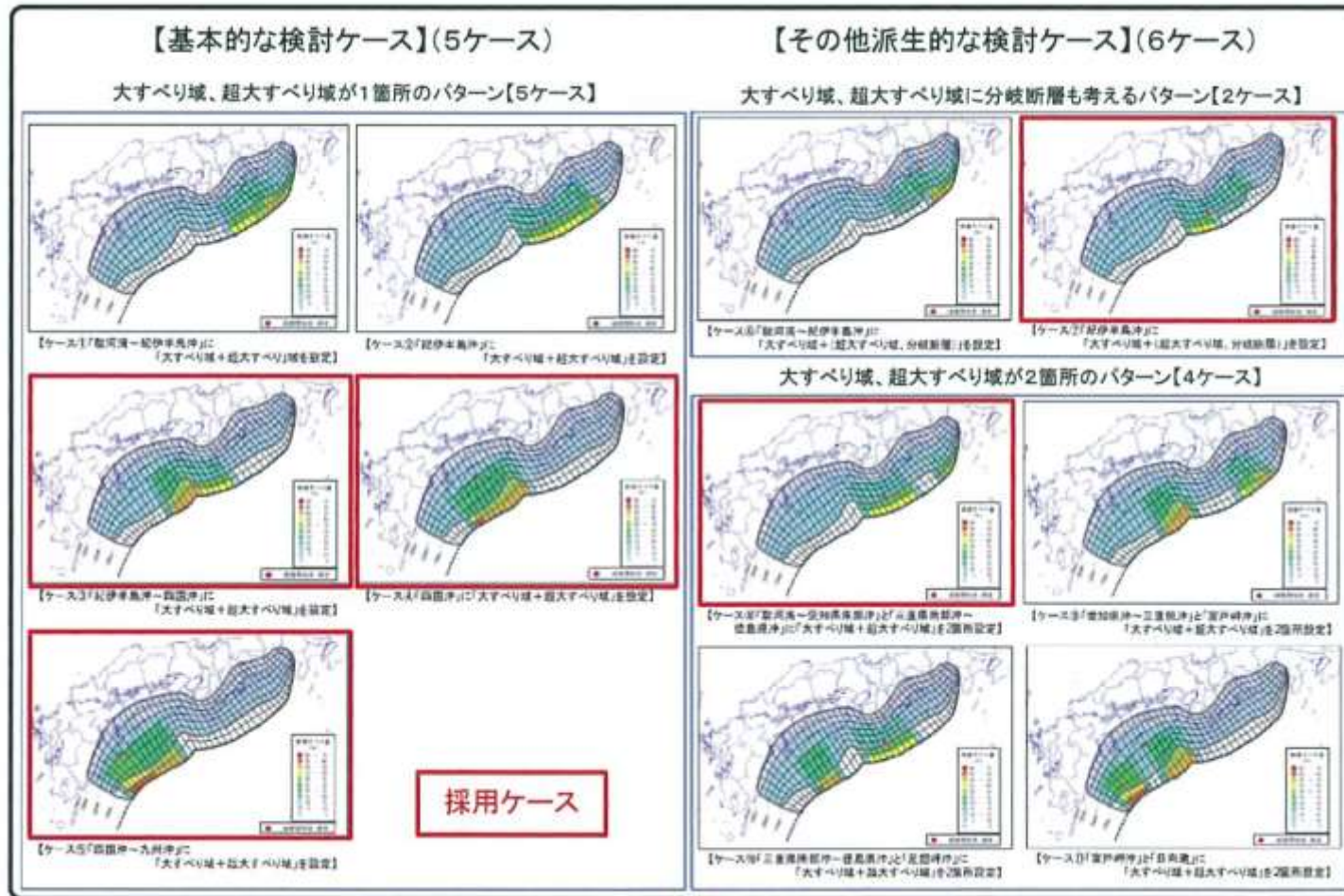
この4ケースは、それぞれ①基本ケース、②東側ケース、③西側ケース、④陸側ケースと呼ばれている。

①基本ケース：中央防災会議による東海、東南海・南海地震の検討結果を参考に設定

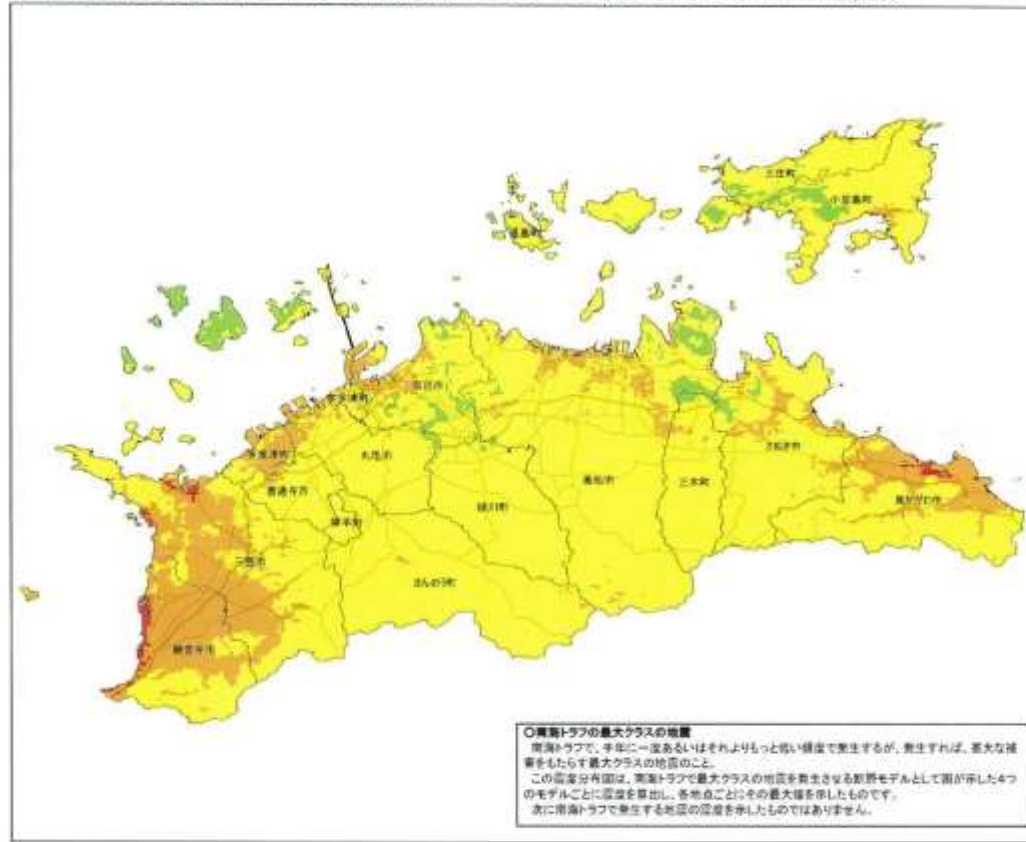


- ②東側ケース：基本ケースの強震動生成域をやや東側（トラフ軸におおむね平行に右側）の場所に設定
- ③西側ケース：基本ケースの強震動生成域をやや西側（トラフ軸におおむね平行に左側）の場所に設定
- ④陸側ケース：基本ケースの強震動生成域を可能性のある範囲で最も陸側（プレート境界面の深い側）の場所に設定

【南海トラフ（L2）津波断層モデル波源域図】



# 香川県震度分布図(南海トラフの最大クラスの地震)



**○南海トラフの最大クラスの地震**  
 南海トラフで、年に一度あるいはそれよりもっと低い頻度で発生するが、発生すれば、甚大な被害をもたらす最大クラスの地震のこと。  
 この震度分布図は、南海トラフで最大クラスの地震が発生する範囲を主として図が示した4つのモデルごとに震度を算出し、各地点ごとにその最大値を示したものです。  
 次に南海トラフで発生する地震の震度を示したものではありません。



震度7	震度5弱
震度6強	震度4
震度6弱	震度3以下
震度5強	

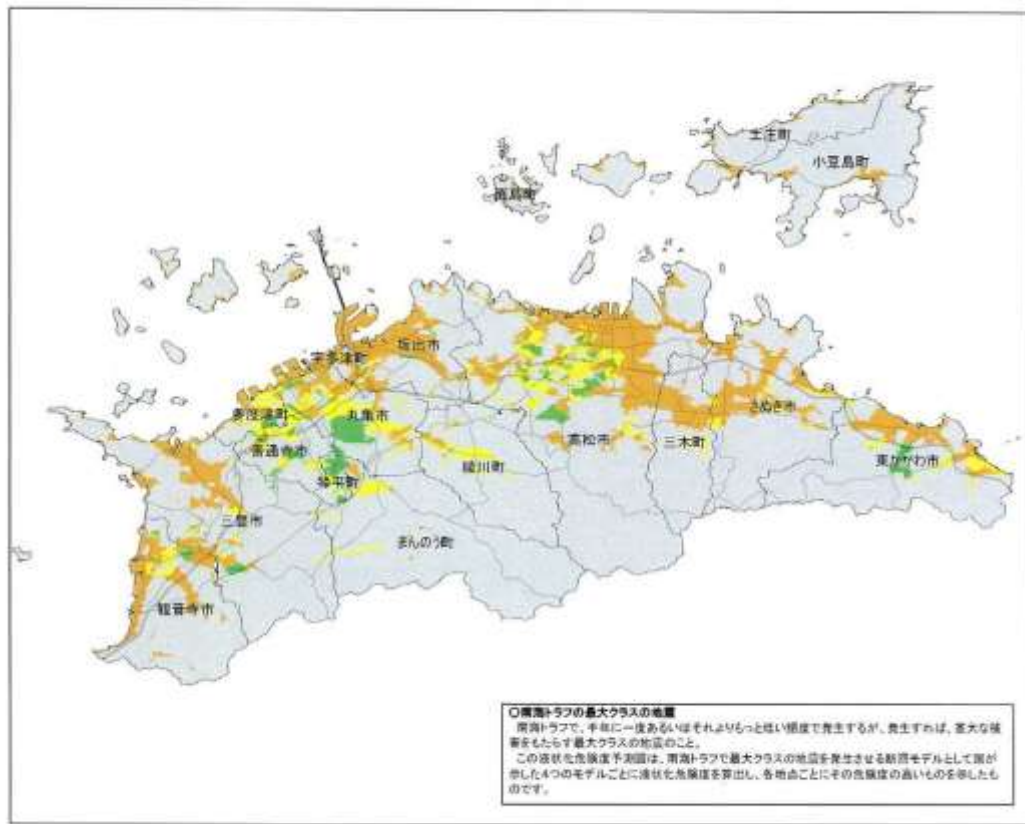
南海トラフで最大クラスの地震が発生した場合の揺れの強さを示しています

- お住まい等の地域がどのくらい揺れるのか確認し、建物の耐震化や家具等の転倒防止対策を行いましう。
- 地震が発生したら、まずは揺れから身を守りましう。
- 揺れがおさまったら、速やかに避難を開始しましう。

震度	震度と建物の状況(概要)
7	耐震性の低い木造建物、壊れ、倒れるものが多い。耐震性の低い鉄骨建物も、壊れ、倒れるものがある。耐震性の低い鉄筋コンクリート建物の場合は、倒れるものが多い。
6強	比較的強い建物に比べて、壊れるものもある。倒壊している建物のほとんどが倒壊し、倒壊したものが多い。大きな地震が起きたら、大規模な火災や津波の発生も発生する可能性がある。耐震性の低い木造建物は、壊れ、倒れるものが多い。
6弱	壊れているものが多い。倒壊している建物のほとんどが倒壊し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。壁のタイルや天井の石膏が落下することがある。耐震性の低い木造建物は、壊れ、倒れるものが多い。
5強	倒壊しているものが多い。倒壊している建物のほとんどが倒壊し、倒れるものもある。倒壊している建物のほとんどが倒壊し、倒れるものもある。
5弱	大規模な人が、倒壊を覚える。倒壊しているものが多い。倒壊している建物のほとんどが倒壊し、倒れるものもある。倒壊している建物のほとんどが倒壊し、倒れるものもある。
4	ほとんどの人が驚く。倒壊しているものが多い。倒壊している建物のほとんどが倒壊し、倒れるものもある。倒壊している建物のほとんどが倒壊し、倒れるものもある。
3	大規模な人が、倒壊を覚える。倒壊しているものが多い。倒壊している建物のほとんどが倒壊し、倒れるものもある。倒壊している建物のほとんどが倒壊し、倒れるものもある。

※ 震度は自然現象であり、不確実性を伴い、また、現在の科学では限界があることからこの図以上の揺れになることもあります。

# 香川県液状化危険度予測図(南海トラフの最大クラスの地震)



	危険度A [液状化危険度はかなり高い]
	危険度B [液状化危険度は高い]
	危険度C [液状化危険度は低い]
	危険度D [液状化危険度はかなり低い]

液状化の危険度がどの程度であるかを示しています

- この液状化危険度は、液状化現象の発生を予測する一定の目安であり、危険度が高い地域であっても、全てが必ず液状化するというものではありません。また、適切な液状化対策を実施すれば、被害を軽減することができます。
- 危険度が高い地域では、重要な構造物等を設計する際に液状化に関する詳細な調査及び対策をする必要があるとされています。
- また、液状化により道路に段差が生じたり、砂や水などが噴出し、冠水の恐れがあります。
- 液状化による被害も考慮し、揺れがおさまったら、速やかに避難を開始しましょう。

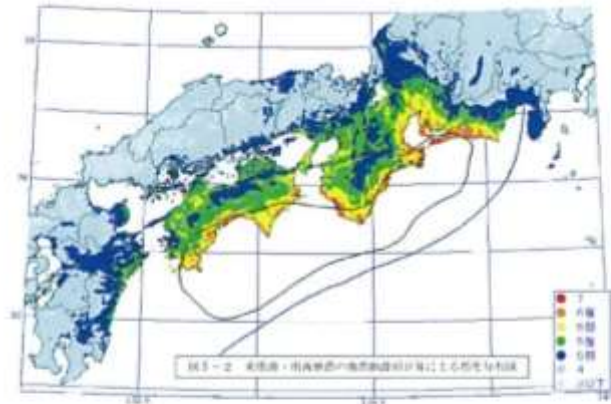
**○南海トラフの最大クラスの地震**  
 南海トラフで、平均に一度あるいはそれよりもっと低い頻度で発生するが、発生すれば、甚大な被害をもたらす最大クラスの地震のこと。  
 この液状化危険度予測図は、南海トラフで最大クラスの地震を発生させる断層モデルとして画が示した4つのモデルごとに液状化危険度を算出し、各地域ごとにその危険度の高いものを示したものです。



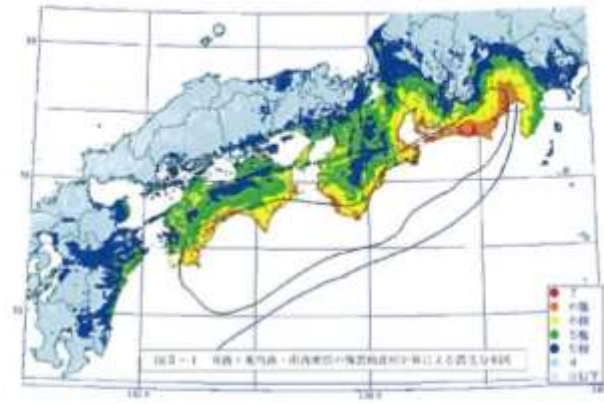
イ 発生頻度の高い地震・津波断層モデル

地震の強震断層モデルは、「南海トラフにおける発生頻度の高い津波の基本的な考え方」（平成24年8月29日内閣府公表資料）を踏まえ、下記の4地震のモデルを採用している。また、震度分布図は、この4つのモデルにおける震度の最大値の分布図としている。

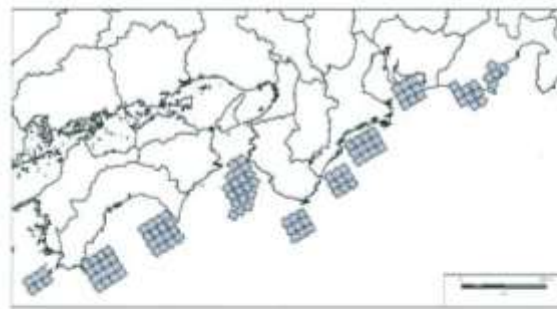
【強震断層モデル（南海トラフ（L1））】



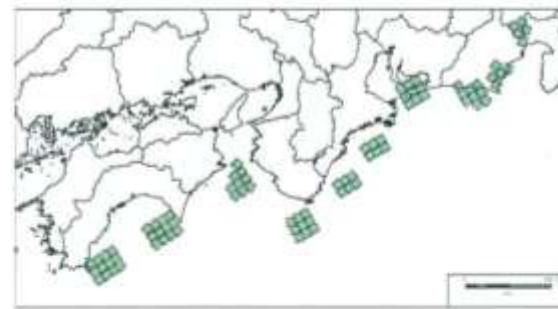
① 東南海・南海地震・2連動モデル (M8.6)



② 東海・東南海・南海地震3連動モデル (M8.7)

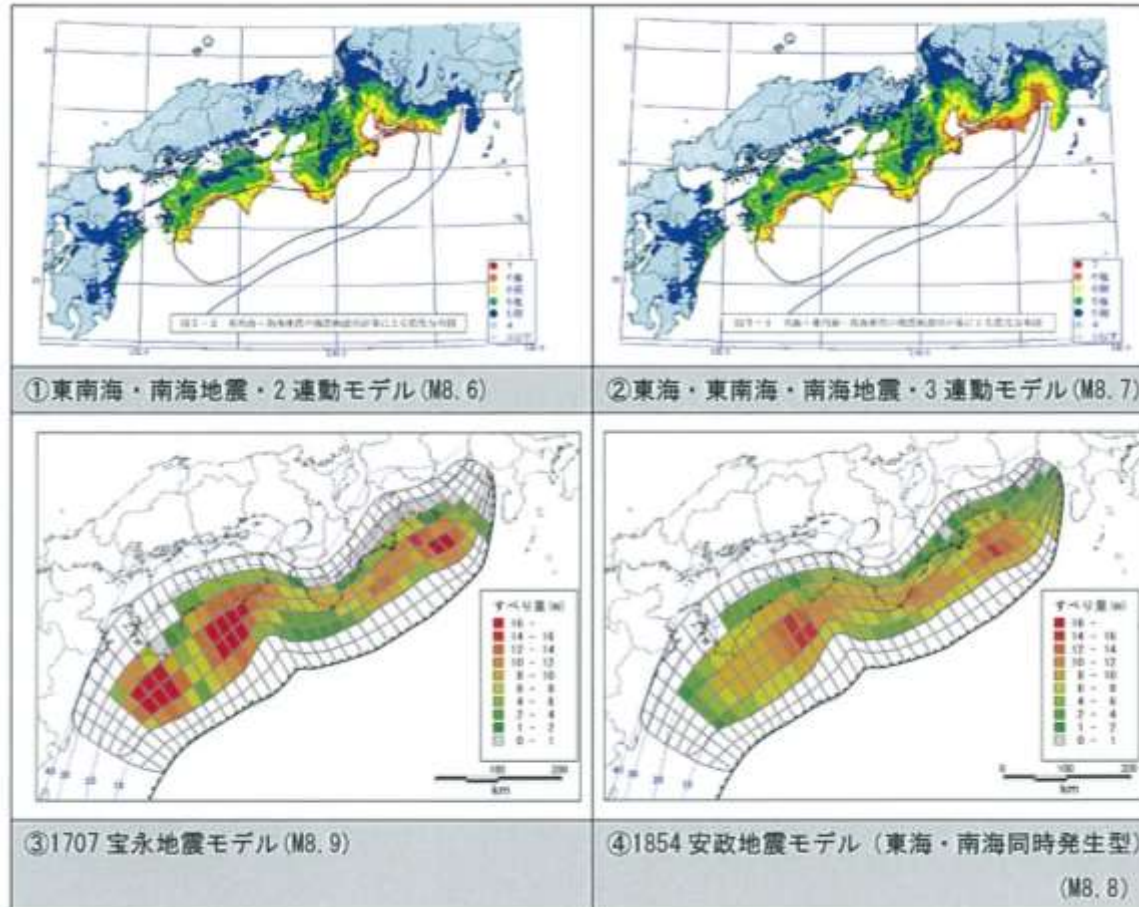


③ 1707 宝永地震モデル (Mw8.9)

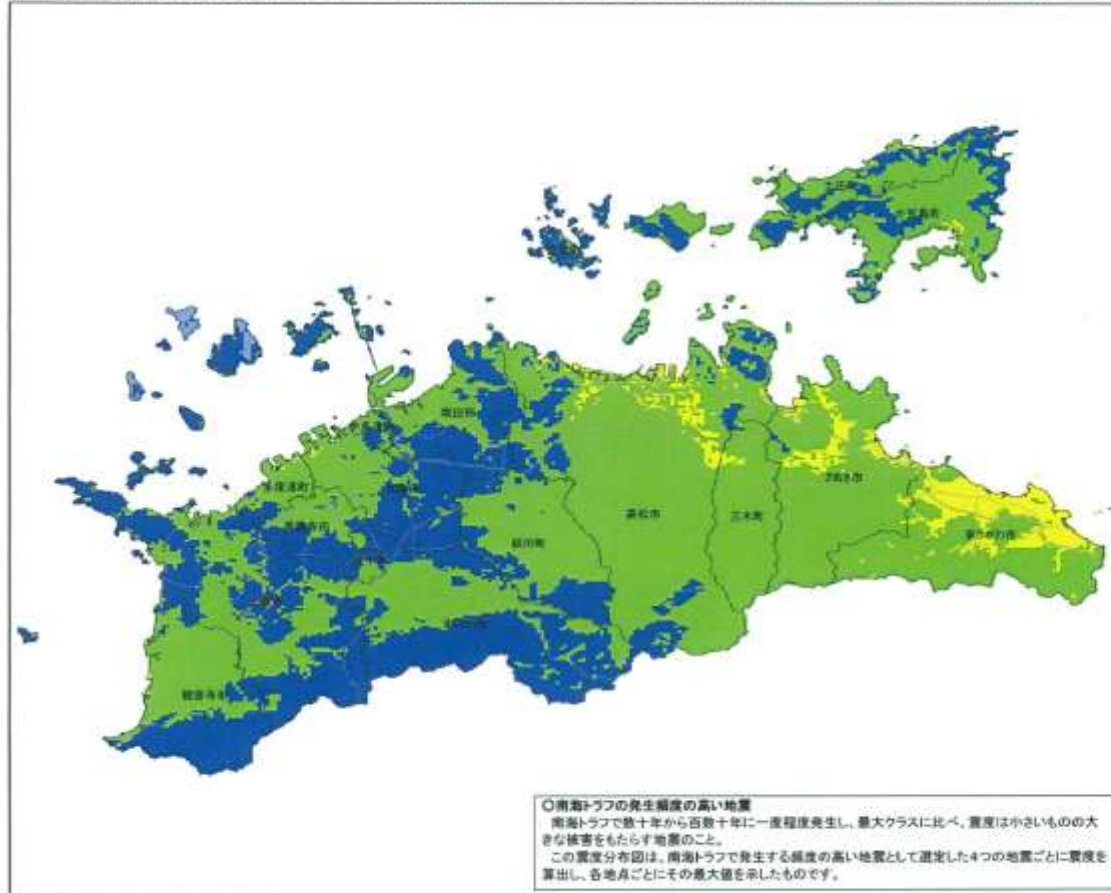


④ 1854 安政地震モデル  
(東海・南海同時発生型) (Mw8.8)

【南海トラフ (L1) 津波断層モデル】



# 香川県震度分布図(南海トラフの発生頻度の高い地震)



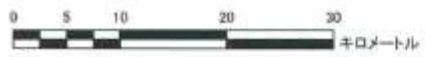
震度7	震度6弱
震度6強	震度4
震度6弱	震度3以下
震度6強	

南海トラフで発生頻度の高い地震が発生した場合の揺れの強さを示しています

■お住まい等の地域がどのくらい揺れるのか確認し、建物の耐震化や家具等の転倒防止対策を行しましょう。  
 ■地震が発生したら、まずは揺れから身を守りましょう。  
 ■揺れがおさまったら、速やかに避難を開始しましょう。

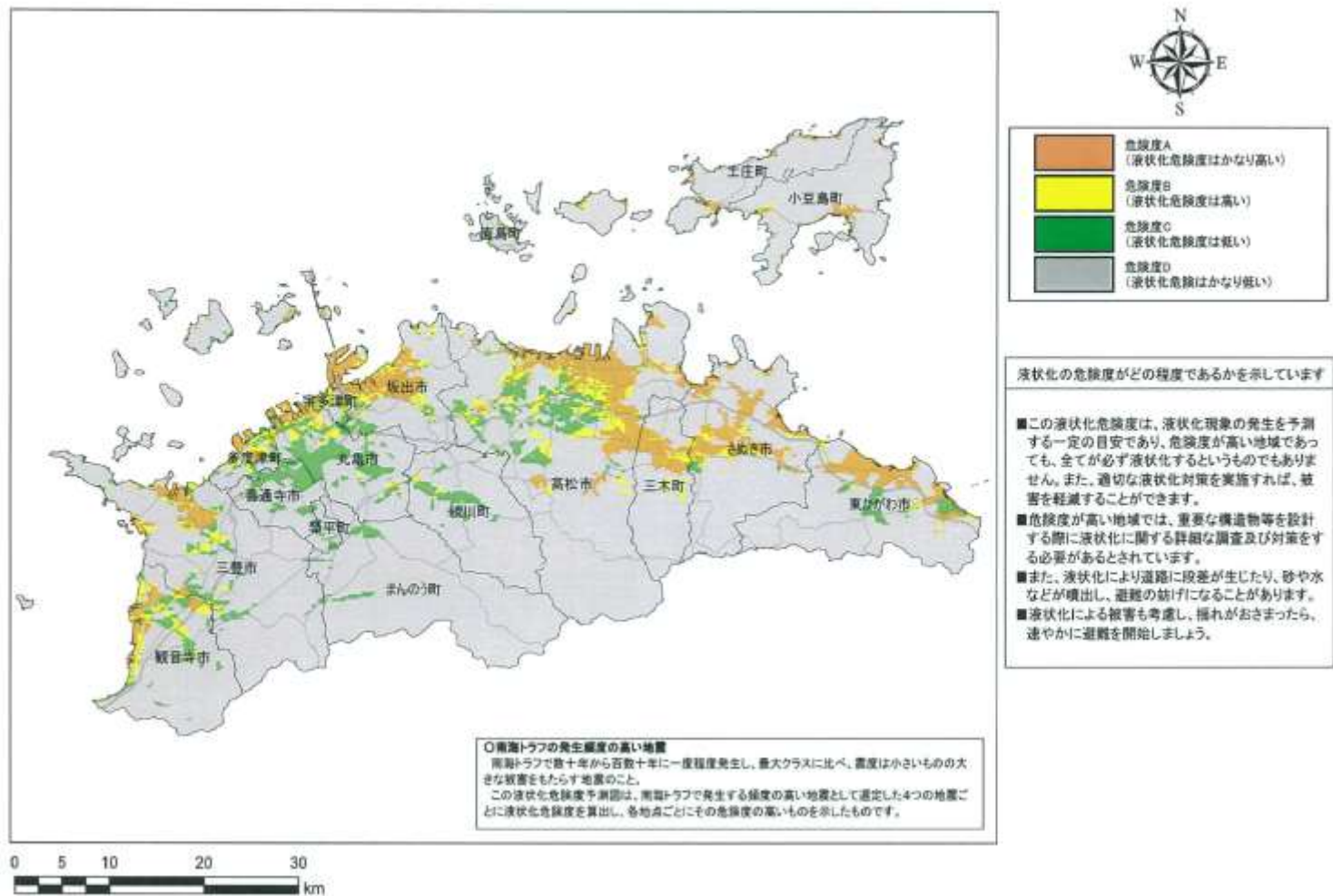
震度強弱	震害と揺れ等の状況(概要)
震度7	<ul style="list-style-type: none"> <li>被害物の強い水浸害物は、壊れ、倒れるものがさらに多くなる</li> <li>被害物の高い水浸害物でも、正しく倒れることがある</li> <li>被害物の強い傾斜地や崖の崩壊物では、倒れるものが多くなる</li> </ul>
震度6強	<ul style="list-style-type: none"> <li>ほとんどの建物が倒壊しない、倒壊することもある</li> <li>倒壊していない建物のほとんどが傾斜し、倒れるものが多い</li> <li>大きな地震揺れが伝わり、大規模な物ずりや山崩れ被害が発生することもある</li> <li>被害物の強い水浸害物は、壊れ、倒れるものが多い</li> </ul>
震度6弱	<ul style="list-style-type: none"> <li>正しく倒れることが多くなる</li> <li>倒壊していない建物の大半が傾斜し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることもある</li> <li>壁のタイルや窓ガラスが脱落、落下することもある</li> <li>傾斜地が広い水浸害物は、瓦が落下したり、落物が降りたりすることがある。倒れるものもある</li> </ul>
震度6強	<ul style="list-style-type: none"> <li>倒壊しやすいため倒れることが多くなる</li> <li>倒壊しやすいため倒れるものが多い</li> <li>倒壊しやすいため倒れるものが多い</li> <li>倒壊しやすいため倒れるものが多い</li> </ul>
震度6弱	<ul style="list-style-type: none"> <li>大半の人が、倒壊を覚悟し、倒れやすくなる</li> <li>倒壊しやすいため倒れるものが多い</li> <li>倒壊しやすいため倒れるものが多い</li> <li>倒壊しやすいため倒れるものが多い</li> </ul>
震度4	<ul style="list-style-type: none"> <li>ほとんどの人が驚く</li> <li>倒壊しやすいため倒れるものが多い</li> <li>倒壊しやすいため倒れるものが多い</li> </ul>
震度3以下	<ul style="list-style-type: none"> <li>倒壊しやすいため倒れるものが多い</li> <li>倒壊しやすいため倒れるものが多い</li> <li>倒壊しやすいため倒れるものが多い</li> </ul>

○南海トラフの発生頻度の高い地震  
 南海トラフで数十年から百数十年に一度程度発生し、最大クラスに比べ、震度は小さいものの大きな被害をもたらす地震のこと。  
 この震度分布図は、南海トラフで発生する頻度の高い地震として選定した4つの地震ごとに震度を算出し、各地点ごとにその最大値を示したものです。



※ 地震は自然現象であり、予測可能性を欠き、また、現在の科学では限界があることからこの図以上の揺れになることもあります。

# 香川県液状化危険度予測図(南海トラフの発生頻度の高い地震)



### ウ 中央構造線の地震断層モデル

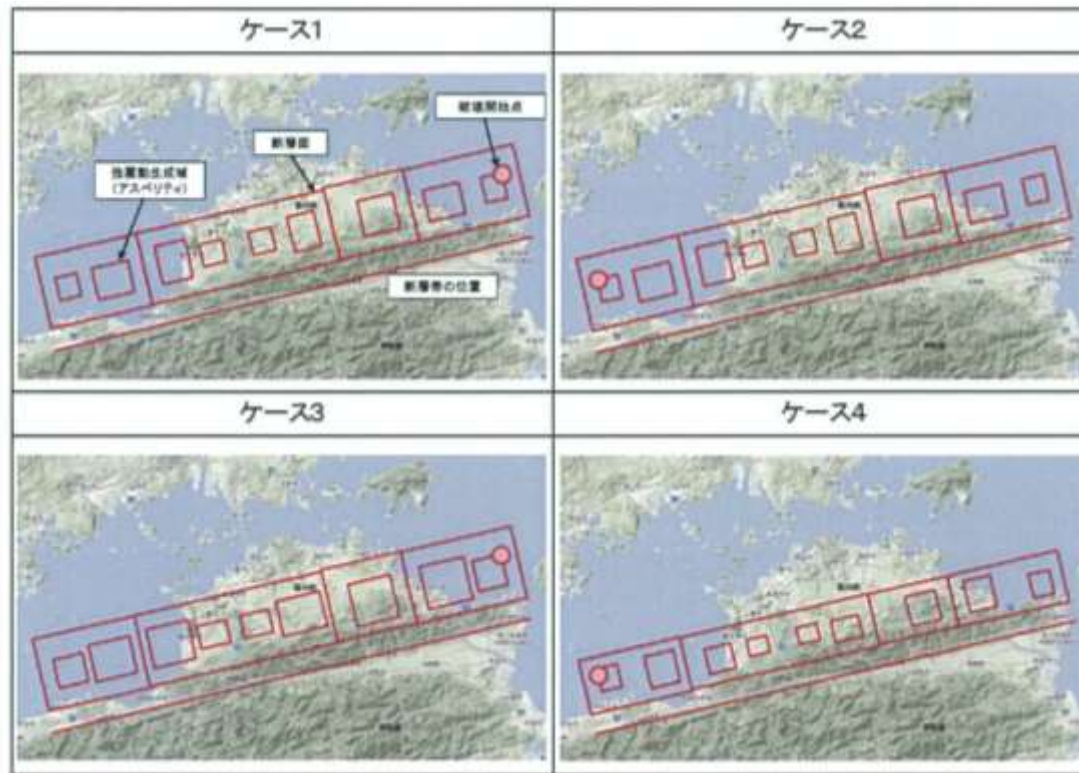
中央構造線断層帯は、関東から中部・近畿地方、淡路島南部の海域を経て、四国北部を東西に横断し、九州まで達する長大な断層帯であり、このうち、被害想定の対象とする断層は、讃岐山脈南縁から石槌山脈北縁東部に位置する断層（長さ約 130km）である。発生頻度は、1千年～1千6百年に一度となっている。

震度分布図は、文部科学省地震調査研究推進本部が設定した下記の断層4ケースにおける震度の最大値の分布図としている。

（参考）直下型地震の被害想定の対象地震

直下型地震については、文部科学省地震調査研究推進本部において長期評価の対象となっている活断層（「中央構造線断層帯」及び「長尾断層帯」）について被害想定を行っている。

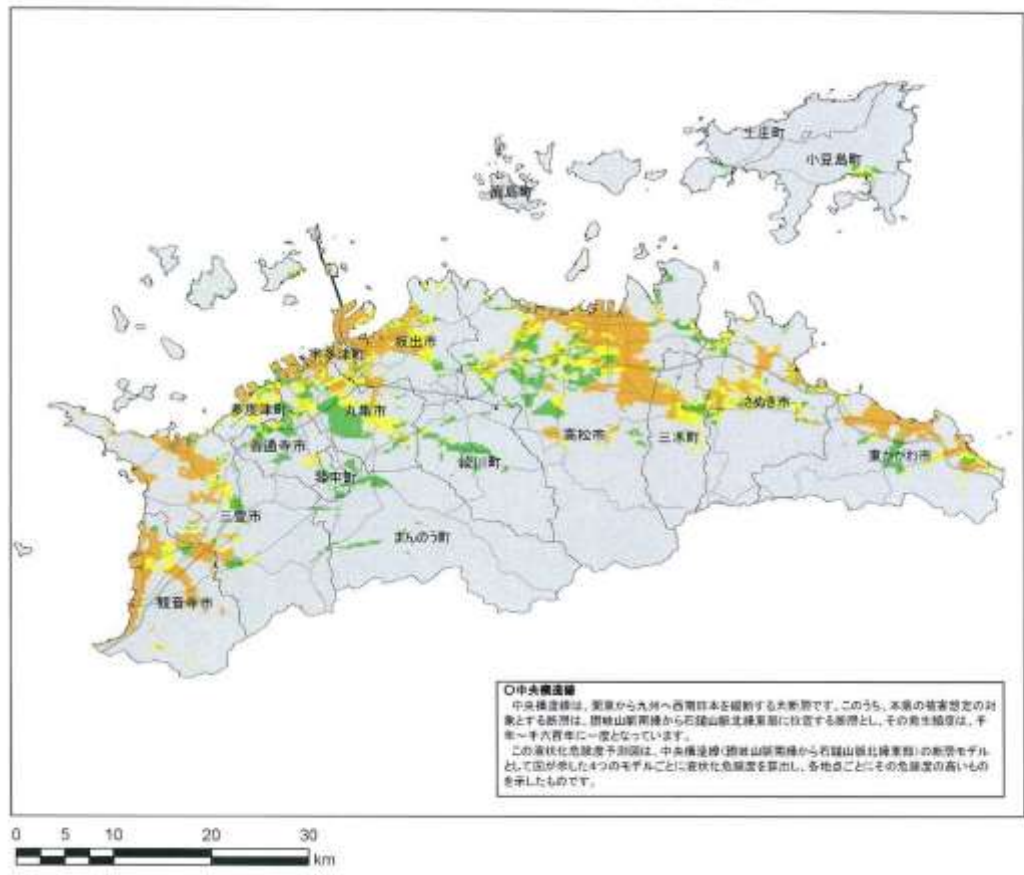
【中央構造線（断層モデル）】







# 香川県液状化危険度予測図(中央構造線)



	危険度A (液状化危険度はかなり高い)
	危険度B (液状化危険度は高い)
	危険度C (液状化危険度は低い)
	危険度D (液状化危険度はかなり低い)

液状化の危険度がどの程度であることを示しています

- この液状化危険度は、液状化現象の発生を予測する一定の目安であり、危険度が高い地域であっても、全てが必ず液状化するというものではありません。また、適切な液状化対策を実施すれば、被害を軽減することができます。
- 危険度が高い地域では、重要な構造物等を設計する際に液状化に関する詳細な調査及び対策をする必要があるとされています。
- また、液状化により道路に段差が生じたり、砂や水などが噴出し、避難の妨げになることがあります。
- 液状化による被害も考慮し、復れがおさまったら、速やかに避難を開始しましょう。

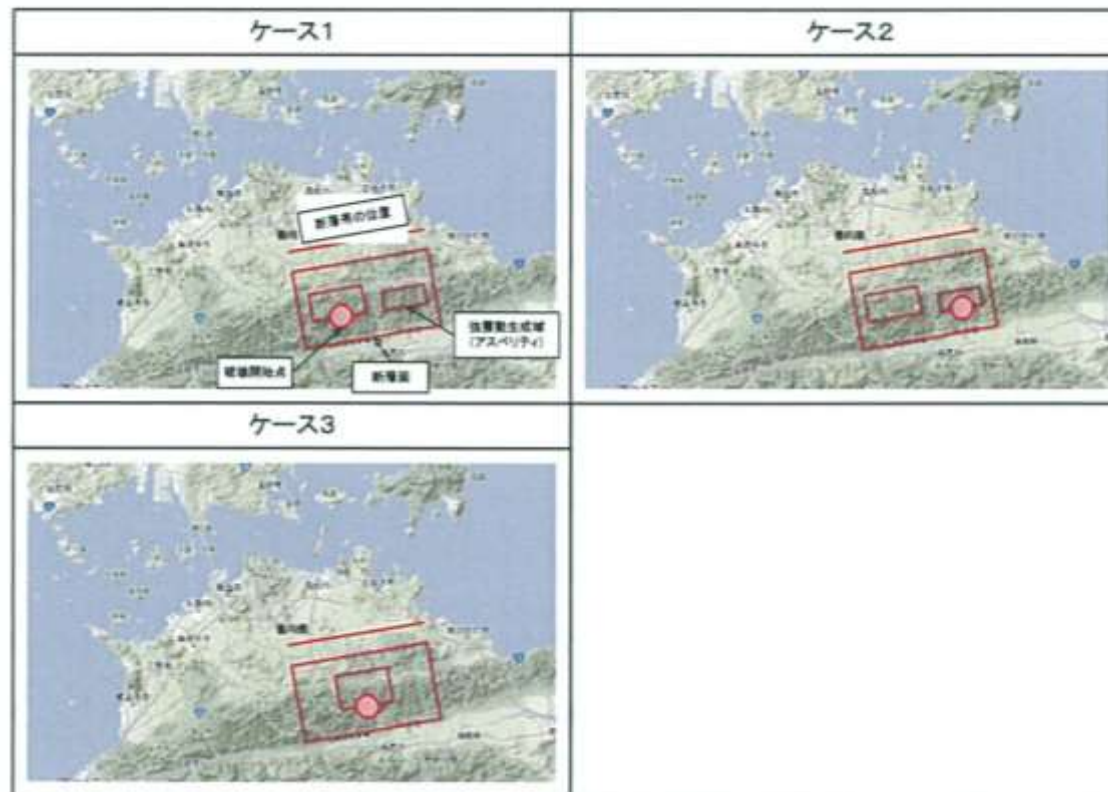
**○中央構造線**  
 中央構造線は、東海から九州へ西向きに伸びる大断層です。このうち、本県の被害想定の対象とする断層は、讃岐山脈南縁から石鎚山脈北縁東部に位置する断層とし、その発生頻度は、千年～千六百年に一度となっています。  
 この液状化危険度予測図は、中央構造線(讃岐山脈南縁から石鎚山脈北縁東部)の断層モデルとして図が示した4つのモデルごとに液状化危険度を算出し、各地点ごとにその危険度の高いものを示したものです。

エ 長尾断層の地震断層モデル

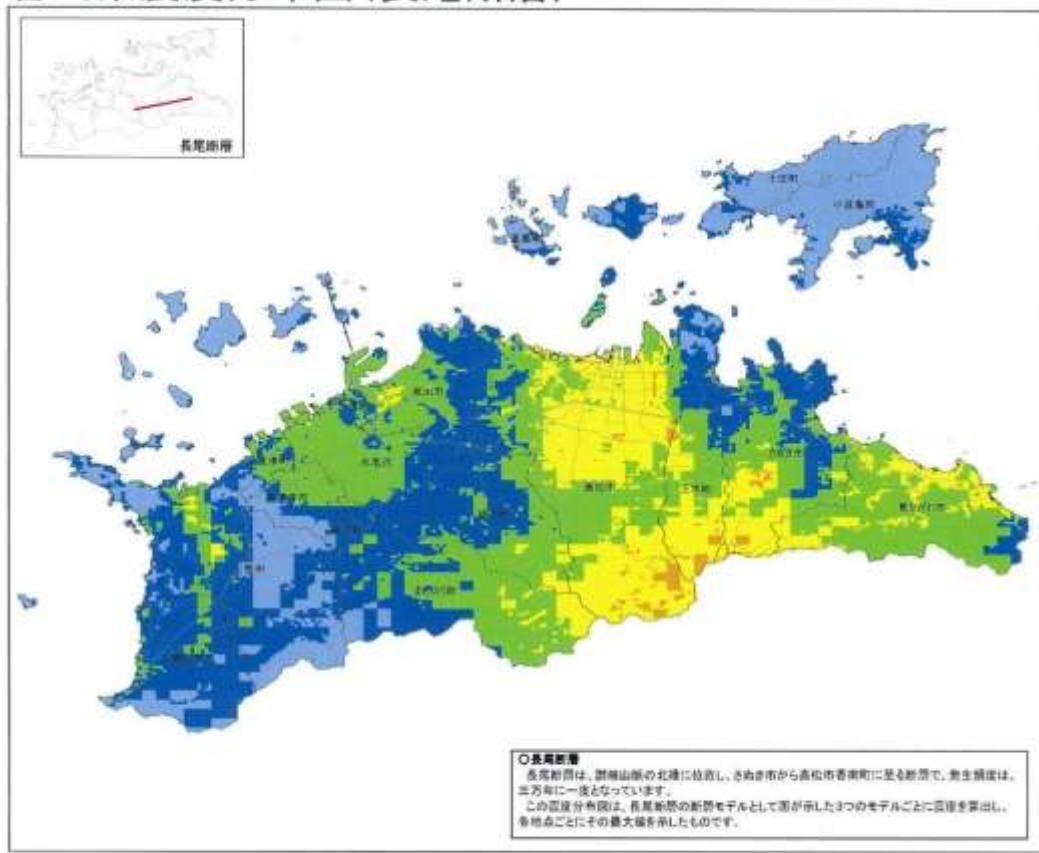
長尾断層帯は、讃岐山脈の北縁に分布する活断層帯で、さぬき市から高松市南部を経て高松市香南町に至り、長さは約 24km、おおむね東西方向に延びており、断層の南側が北側に対して相対的に隆起する逆断層であり、発生頻度は、3年に一度となっている。

震度分布図は、文部科学省地震調査研究推進本部が設定した下記の断層3ケースにおける震度の最大値の分布図としている。

【長尾断層（断層モデル）】



# 香川県震度分布図(長尾断層)



震度7	震度6弱
震度6強	震度4
震度6弱	震度3以下
震度5強	

長尾断層で地震が発生した場合の揺れの強さを示しています

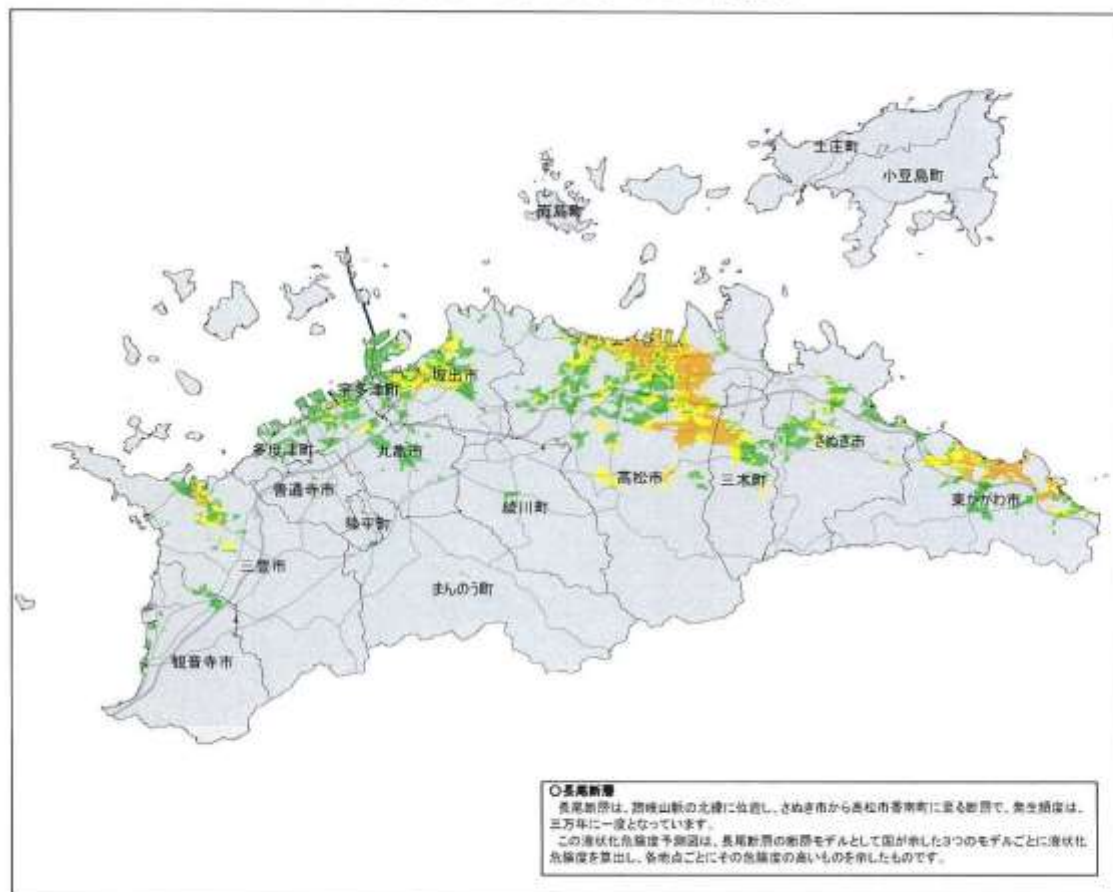
- お住まい等の地域がどのくらい揺れるのか確認し、建物の耐震化や家具等の転倒防止対策を行いましょう。
- 地震が発生したら、まずは揺れから身を守りましょう。
- 揺れがおさまったら、速やかに避難を開始しましょう。

震度	揺れと揺れ強さの目安
7	建物の高い非構造部材、柱などの、倒れんぞうがまわらぬ。耐震性の高い非構造部材、土留め壁などが倒れる。耐震性の低い鉄筋コンクリート造の建物では、倒れんぞうが多くなる。
6強	けがをして倒れることができない、逃げ回ることもある。倒れていない家具のほとんどが倒れる。倒れんぞうが多くなる。大きな建物の倒壊が起きることがある。耐震性の低い非構造部材は、倒れんぞう、倒れんぞうが多くなる。
6弱	逃げ回ることが困難になる。倒れていない家具の大半が倒れる。倒れんぞうが多くなる。ドアが開かなくなる。おのずから倒れることが多くなる。耐震性の低い非構造部材、土留め壁などが倒れることが多くなる。倒れんぞうが多くなる。
5	物につかまらないうるさくが倒れる。倒れんぞうが多くなる。倒れていない家具が倒れることが多くなる。倒れんぞうが多くなる。
4	大半の人が、避難を促され、物につかまらないうるさく。倒れんぞうが多くなる。倒れていない家具が倒れることが多くなる。倒れんぞうが多くなる。
3	ほとんどの人が、避難を促され、物につかまらないうるさく。倒れんぞうが多くなる。倒れていない家具が倒れることが多くなる。倒れんぞうが多くなる。
2	大半の人が、避難を促され、物につかまらないうるさく。倒れんぞうが多くなる。倒れていない家具が倒れることが多くなる。倒れんぞうが多くなる。
1	大半の人が、避難を促され、物につかまらないうるさく。倒れんぞうが多くなる。倒れていない家具が倒れることが多くなる。倒れんぞうが多くなる。

○長尾断層  
長尾断層は、讃岐山脈の北端に位置し、さぬき市から高松市香東町に至る断層で、発生頻度は、三万年に一度となっています。  
この震度分布図は、長尾断層の断層モデルとして画が示したまつの電子データに震度を算出し、各地点ごとにその最大値を示したものです。

0 5 10 20 30 キロメートル  
※ 震度は自然現象であり、正確な値を伴い、また、揺れの方向や震源があることからこの震度以上の揺れになることもあります。

# 香川県液状化危険度予測図(長尾断層)



	危険度A (液状化危険度はかなり高い)
	危険度B (液状化危険度は高い)
	危険度C (液状化危険度は低い)
	危険度D (液状化危険度はかなり低い)

液状化の危険度がどの程度であることを示しています

- この液状化危険度は、液状化現象の発生を予測する一定の目安であり、危険度が高い地域であっても、全てが必ず液状化するというものではありません。また、適切な液状化対策を実施すれば、被害を軽減することができます。
- 危険度が高い地域では、重要な構造物等を設計する際に液状化に関する詳細な調査及び対策をする必要があるとされています。
- また、液状化により道路に段差が生じたり、砂や水などが噴出し、避難の妨げになることがあります。
- 液状化による被害も考慮し、揺れがおさまったら、速やかに避難を開始しましょう。

(3) 本町の被害想定

本町における被害想定の結果は、以下のとおりとなっている。

		南海トラフ(最大クラス)の地震・津波による被害	南海トラフ(発生頻度が高い)の地震・津波による被害	中央構造線による被害	長尾断層の地震による被害	
建物被害 (全壊) (冬18時)	揺れ(棟数)	290	*	100	*	
	液状化(棟数)	*	*	*	*	
	急傾斜地崩壊(棟数)	*	*	*	*	
	地震火災(棟数)	*	*	*	*	
	合計(棟数)	290	*	110	*	
人的被害 (死者数) (冬深夜)	建物倒壊(人)	20	*	10	*	
	うち屋内収容物移動・転倒、 屋内落下物(人)	*	*	*	*	
	急傾斜地崩壊(人)	*	*	*	*	
	火災(人)	*	*	*	*	
	ブロック塀等(人)	*	*	*	*	
合計(人)	20	*	10	*		
人的被害 (負傷者数) (冬深夜)	建物倒壊(人)	340	*	190	10	
	うち屋内収容物移動・転倒、 屋内落下物(人)	50	*	50	*	
	急傾斜地崩壊(人)	*	*	*	*	
	火災(人)	*	*	*	*	
	ブロック塀等(人)	*	*	*	*	
合計(人)	340	*	190	10		
人的被害 (自力脱出困難者・要救助者)	揺れに伴う自力脱出困難者(人)	50	*	20	*	
ライフ ライン被害	上水道	断水人口(人)	12,000	650	9,500	310
		断水率(%)	69%	4%	53%	2%
	下水道	支障人口(人)	160	60	160	30
		支障率(%)	5%	2%	5%	1%
	電力	停電軒数(軒)	8,900	0	8,400	310
		停電率(%)	100%	0%	94%	4%
	通信(固定携帯 電話)	不通回線数(回線)	2,500	10	2,400	80
		不通回線率(%)	91%	*	87%	3%
		停波基地局率(%)	100%	0%	100%	4%
	都市ガス	供給停止戸数(戸数)	—	—	—	—
供給停止率(%)		—	—	—	—	
交通施設 被害	道路(緊急輸送)	被害箇所(箇所)	30	10	30	10
	鉄道	被害箇所(箇所)	30	10	30	*
生活への 影響	避難者	避難所(人)	250	*	70	*
		避難所外(人)	170	*	50	*

			南海トラフ(最大クラス)の地震・津波による被害	南海トラフ(発生頻度が高い)の地震・津波による被害	中央構造線の地震による被害	長尾断層の地震による被害
災害廃棄物	災害廃棄物等	災害廃棄物(トン)	16,000	10	120	*
		津波堆積物(トン)	—	—	—	—
その他の被害(定量的手法)	エレベータの停止	停止数(棟数)	10	10	10	10
	危険物	火災(箇所)	*	—	*	*
		流出(箇所)	*	*	*	*
		破損等(箇所)	*	*	*	*

※1 「*」は少ないが被害がある。

※2 「—」は該当無し

※3 四捨五入の関係で、合計が合わない場合がある。

## 第10節 地震防災対策の推進

### 1 目的

南海トラフ地震等大規模地震の発生を防ぐことはできないが、事前の備えを行うことにより、その被害を最小限にすることは可能である。しかしながら、地震はいつ発生してもおかしくないことから、効率的かつ効果的な地震防災対策を講じなければならない。

そこで、将来発生する大規模地震による人的・物的被害の軽減を目指し、効果的かつ効率的な地震防災対策を講じるため、町民・町の連携と協働のもと地震防災対策を推進する。

### 2 背景

#### (1) 大規模地震発生の切迫性

本町及び香川県においては、南海トラフ、中央構造線、長尾断層を震源域とする大規模な地震の発生が予測されており、とりわけ南海トラフで、今後30年以内にM8～9クラスの地震が発生する確率は70%～80%（令和2年1月1日現在）と極めて高く、限られた時間の中、効果的な対策を講じる必要がある。

このような中、国の中央防災会議に設置された「南海トラフ沿いの異常な現象への防災対応検討ワーキンググループ」において、南海トラフ沿いで大規模地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価された場合の防災対応の方針が平成30年12月にとりまとめられた。

香川県においては、国の防災対応方針を踏まえ、「南海トラフ地震臨時情報発表時の香川県内における防災対応方針」として、南海トラフ地震の発生可能性が高まったと評価された場合等に発表される「南海トラフ地震臨時情報」を活用のうえ、県民一人一人の命を守り、人的・物的被害の軽減につなげるため、香川県及び県内市町がとるべき防災対応の方針をとりまとめた。

#### (2) 町民・町の協働による防災対策の必要性

上記の大規模地震では、未曾有の被害が想定されており、被害軽減のためには、町民・町が役割を分担し、協働して防災対策を行う必要がある。町も自らの役割である防災対策を行うものであり、その計画的な推進を図っていく。

また、南海トラフ地震の発生によっては、徳島県、高知県、愛媛県等の太平洋沿岸に位置する自治体の大規模津波被害が想定され、本町においては、被災自治体の避難者の受入等について県と連携のうえ取組んでいく必要がある。

### 3 想定される被害と対応

香川県の地震・津波被害想定は、南海トラフ、中央構造線、長尾断層の3ケースを震源域とするものであり、その被害想定については、「第9節 1 香川県地震・津波被害想定調査（平成24年度～平成25年度）」のとおりである。

#### (1) 強い揺れに対する備え



#### ア 建物の耐震化、家具の固定化等

建物倒壊は死者発生の主要因であり、出火・延焼、避難者発生の一因と想定されている。また、救助活動の妨げ、がれき発生など被害拡大の一因であり、建物の倒壊防止対策を進める必要がある。併せて、家具の固定化、ブロック塀等の倒壊防止、窓ガラス、壁、屋根、つり天井等（以下「窓ガラス等」という。）の落下防止等の対策を講じる必要がある。

#### イ 火災対策

建物倒壊に伴う出火が想定されており、出火予防、初期消火体制を準備する必要がある。

#### ウ 斜面崩壊対策

新潟県中越地震に見られるような地震に伴う斜面崩壊に備え、急傾斜地崩壊危険箇所、地すべり防止区域等の周知、防止施設の整備等を行う必要がある。

#### エ 液状化対策

埋立地等で建物倒壊の原因となる液状化が想定されており、必要な液状化対策を講じる必要がある。

#### オ ため池の耐震化対策

貯水量 10 万 $\text{m}^3$ 以上の大規模ため池で防災上重要なため池のうち、耐震性が不足するため池について、耐震補強工事を行う必要がある。また、貯水量 10 万 $\text{m}^3$ 未満のため池で、防災上重要な中小規模ため池のうち、耐震性が不足するため池についても、同様に耐震補強工事を行う必要がある。

#### カ 老朽ため池対策

ため池のほとんどが築造後 200～300 年経過しており、老朽化が進行していることから、決壊を未然に防止するため、老朽ため池の整備が必要である。

#### キ ライフライン、公共施設の耐震化

町民生活の基礎となっている上・下水道、幹線道路など公共施設の耐震化を確保する必要がある。

### (2) 地震に強い地域づくり

#### ア 地震に対する正確な知識や日頃の備えの普及啓発

一人一人の防災意識を高めることが地域の防災力を高めることになる。地震に関する正確な知識や日頃の備え（食料や水などの備蓄物資、自宅の耐震補強、家具の固定など）等について、普及啓発する必要がある。また、防災教育を充実し、子どもの頃から防災意識を持つようにしておくことが必要である。

#### イ 自主防災活動の促進・強化

避難誘導、救助、初期消火など地震災害時における被害の拡大防止のため、地域住民による自主的な防災活動の果たす役割は大きい。自主防災組織の結成促進・活動強化を進める必要がある。

#### ウ 事業所と地域との連携

事業所は、地震災害時、来客者等の安全を確保するとともに、地域住民の生活を支

えるため事業を継続することが必要である。また、地域の構成員としての防災協力活動が期待されている。

#### エ 避難行動要支援者への対応

避難行動要支援者の避難体制の整備が必要である。

#### オ 複合災害への備え

南海トラフでは、大きな地震が時間差で発生する可能性があり、また地震の前後に台風などによる洪水、土砂災害が発生する場合もある。

#### カ 大規模災害時のエネルギー対策

大規模災害のエネルギー対策については、再生可能エネルギー等の導入や、災害に強く環境負荷の小さい地域づくりが求められていることから、「再生可能エネルギー等導入推進基金事業（グリーンニューディール基金）」制度を活用していく。

### 4 町民・事業所・団体・町等の役割分担と連携による地震防災の取組

町行政において実効性のある防災対策を推進するとともに、行政、防災関係機関のみならず、地域住民に、自主防災組織、企業、地域団体等の様々な主体の役割分担を明確にしつつ、お互いが連携し地震災害に強いコミュニティづくりが求められている。

「公助」による応急活動だけでは、大地震災害発生時に町民の「いのち」を確実に守ることは困難であることから、「公助」のみならず、町民、企業、団体などの様々な主体による「自助」・「共助」の取組を強化していく。

#### (1) 町民等

##### ア (町民)

○地域の危険度を知り、自助の備えをしておく。

- ・地震の特徴を知り、それに対する備えと、それに遭遇した場合の行動のとり方を学ぶ
- ・住宅等の耐震対策（耐震補強、家具の転倒防止対策等）
- ・初期消火に必要な用具の準備
- ・情報収集手段（ラジオ等）の準備
- ・最低3日分の食料・飲料水や医薬品等の生活物資の備蓄と非常持ち出し品の準備
- ・家族間での情報の共有と確認（指定緊急避難場所・指定避難所、連絡方法等）
- ・自主防災組織の結成
- ・防災訓練への参加

##### イ (自主防災組織等)

○自宅周辺や地域の危険度を知り、「共助」の備えをしておく。

- ・地理的状況を把握したうえで、地震災害の態様に応じた災害危険箇所の確認
- ・地震災害の態様に応じた安全な指定緊急避難場所及び指定避難所・避難路・避難方法等の確認
- ・避難行動要支援者の把握
- ・地域住民の間での情報の共有と確認

- ・防災訓練の実施
- ・町との連携強化

## (2) 町

### ア 地震防災体制の整備・充実

- ・地域防災計画の修正
- ・南海トラフ地震に対する対策の推進
- ・職員研修、防災訓練の実施
- ・災害応急対策に対応する危機管理体制・組織の充実

### イ 町民の「自助」「共助」を促すための情報提供と啓発

- ・町民の防災意識の啓発・高揚
- ・学校での防災教育の推進
- ・地震災害危険情報の提供
- ・ハザードマップの作成・普及
- ・自主防災組織の結成促進

### ウ 情報の収集・伝達（主として町民へ）体制の整備

- ・地震災害状況、町民の安否情報の確認方法等の整備
- ・町行政放送の運用

### エ 避難対策の整備

- ・要配慮者も含めた町民の確実な避難計画の作成
- ・避難すべき区域や避難情報の判断基準の作成
- ・地震災害の態様及び要配慮者の実情に応じた指定緊急避難場所及び指定避難所・避難経路・誘導方法等の確保・整備と周知徹底
- ・町民の迅速・的確な行動に結びつける確実な情報伝達方法の整備・確保
- ・避難行動要支援者の把握と関係部局間、自主防災組織、福祉関係者等との間での情報の共有

### オ 救助対策の整備

- ・食料・飲料水・生活物資の備蓄と輸送体制の整備
- ・医療救護体制の整備
- ・救助用資機材等の整備充実
- ・消防力の充実強化
- ・他市町との連携・協定

### カ 公共施設の点検・整備

- ・計画的な耐震診断・改修の実施
- ・地震対策のための公共施設の計画的な整備

## (3) 事業所・団体

指定地方公共機関や事業所との防災協定の締結促進により、自動実行的な防災活動が展開されるよう誘導し、それが地域の防災力の強化につながるよう努めることが必要になっている。

事業所や産業団体については業務継続計画の樹立により、早期事業再開を進める備えを普及していくとともに、復旧時における雇用の安定等広く地域に役立つ取組を促進する必要がある。

また、町の応急初動対応、ライフライン復旧、がれき処理等の協力体制の強化を進めるとともに、平常時からの協議により地震災害時の応急対策等の手順を明確化していく。

## 第11節 南海トラフ地震の特徴及び対応方針

南海トラフ地震は、我が国で発生する最大級の地震であり、その大きな特徴として、①被害が極めて広域にわたること、②中でも津波被害が甚大なこと、③同時又は近接して二つの巨大地震が発生する可能性が高いことであり、町は、防災関係機関等と連携をとって計画的かつ速やかに、これらの特徴を十分踏まえた防災対策を推進する。

町は、国の防災対応方針をもとに令和元年9月にとりまとめられた「南海トラフ地震臨時情報発表時の香川県内における防災対応方針」を踏まえて、町民一人一人の命を守り、人的・物的被害の軽減につなげるため、町内のすべての町民等が南海トラフ地震に対する防災意識を向上させ、これに対する備えを充実させるために必要な措置を講じるよう努める。特に、自主防災組織の結成、住居（昭和56年以前建築）の耐震診断や必要な耐震改修の実施については、町民による自主的・主体的な取組が促進されるよう留意する。

また、町は、南海トラフ地震等に関する相談を受ける窓口を設置する等具体的に町民等が地震対策を講じるうえで必要となる知識等を与えるための体制の整備に努める。

### 1 広域な被害への対応

関東地方から四国・九州の太平洋側を中心にして、広範囲において甚大な被害が予想され、これに伴い、連絡の途絶、物資や人的資源の不足、経済活動の低下など大きな影響が想定され、国家的な応援体制が必要となる。

一方、国の被害想定では、香川県の被害は太平洋沿岸各県に比べれば軽いため、ボランティアや自衛隊など県外からの応援が期待できない、物資等が十分に入っていないなどの事態が考えられる。

このため、今後も、自主防災組織の活動強化や備蓄の推進など地域防災力の強化に向けた取組が重要となるとともに、徳島県、高知県、愛媛県等の太平洋岸に位置する自治体の被災者の受入等についても考慮していく必要がある。

### 2 時間差発生への対応

南海トラフ地震について、過去の事例によると、同時に発生（1707年宝永地震）したと思われるもののほか、32時間の間隔をおいて発生した事例（1854年安政東海地震・安政南海地震）、約2年間の間隔をおいて発生した事例（1944年東南海地震・1946年南海地震）などがある。

このように、南海トラフで発生する地震には多様性があり、大きな地震が発生した後、時間差を置いて再び大きな地震が発生する可能性があるため、その間にどのような事態が発生するのか、また、町や防災関係機関、町民等は何をなすべきか、何ができるのか、これらを考慮し、防災対策を推進する。

### 3 「南海トラフ地震臨時情報発表時の香川県内における防災対応方針」を踏まえた防災対応

## (1) 香川県における防災対応

### ア 基本的な考え方

香川県では、平成 25 年から 26 年にかけて 4 回にわたり、南海トラフ地震等の震度分布や浸水域、人的・物的被害の推計などを示した「香川県地震・津波被害想定」を公表しており、南海トラフの最大クラスの地震が発生した場合には、最大で、死者数が 6,200 人、負傷者数が 19,000 人、建物の全壊・焼失数が 35,000 棟などと予測されている。

一方で、建物の耐震化を 100%にした場合には、全壊棟数が約 11 分の 1 に、家具類の転倒防止対策実施率を 100%にした場合は、死傷者数が約 4 分の 1 に、地震発生後直ちに避難すれば、津波による死者数が約 23 分の 1 に軽減されるなどの減災効果も推計されている。

このため県では、人的・物的被害をゼロに近づけることを目標に、香川県国土強靱化地域計画や香川県南海トラフ地震・津波対策行動計画を策定し、ハード・ソフト両面から総合的かつ計画的に各種施策を推進している。

突発地震に備えた対策を進めることに変わりはないが、南海トラフ地震の発生可能性が高まったと評価され、「南海トラフ地震臨時情報」が発表された場合には、町民・企業等が後発地震に備えた防災対応を実施することにより、被害のさらなる軽減が図られると考えられるため、国のガイドラインの考え方にに基づき、「南海トラフ地震臨時情報」が発表された場合の住民避難等の防災対応について県内統一的な方針をとりまとめ、今後、本対応方針に沿って、県・県内市町・防災関係機関等が引き続き連携して取組を進めていく。

### イ 町民の防災対応

香川県防災対策基本条例の基本理念である「防災対策は、県民が自らの身は自らで守る自助を原則」とする考え方のもと、町民一人一人が「南海トラフ地震臨時情報」発表時の防災対応を検討・実施することを基本とし、県及び町は、想定される地震（津波）の状況、「南海トラフ地震臨時情報」の内容など町民が防災対応を検討するために必要な情報を提供する。

また、町は、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」が発表された場合において、地震が発生してからの避難では、町民の身体に危険を及ぼすおそれがある場合など、後発地震による災害リスクが高い地域については、町民の事前避難を検討することを基本とするが、本町においては、津波浸水想定区域は対象外のため、後発地震に備えた事前避難は考慮していない。

#### (ア) 巨大地震警戒対応（半割れケース）

##### a 日頃からの地震への備えの再確認等

- ・町民は、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」が発表された場合、日頃からの地震への備えの再確認をするとともに、日常生活を行いつつ、個々の状況に応じて一定期間、後発地震発生に注意し、できるだけ安全な行動をとることが重要である。

- ・このため、町及び県は、同情報発表時に、町民があわてて食料や日用品を備蓄するなどの混乱が生じないように、日頃からの地震への備えについて機会を捉えて周知し、町民に必要な対策の実施を促すものとする。

日頃からの地震への備えの再確認の例	できるだけ安全な防災行動の例
<ul style="list-style-type: none"> <li>・家具の固定の確認</li> <li>・非常用持出品、備蓄の確認</li> <li>・避難場所、避難経路の確認</li> <li>・家族との安否確認手段の確認 など</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高いところに物をおかない</li> <li>・できるだけ安全な部屋で就寝</li> <li>・危険性の高い場所にできるだけ近づかない など</li> </ul>

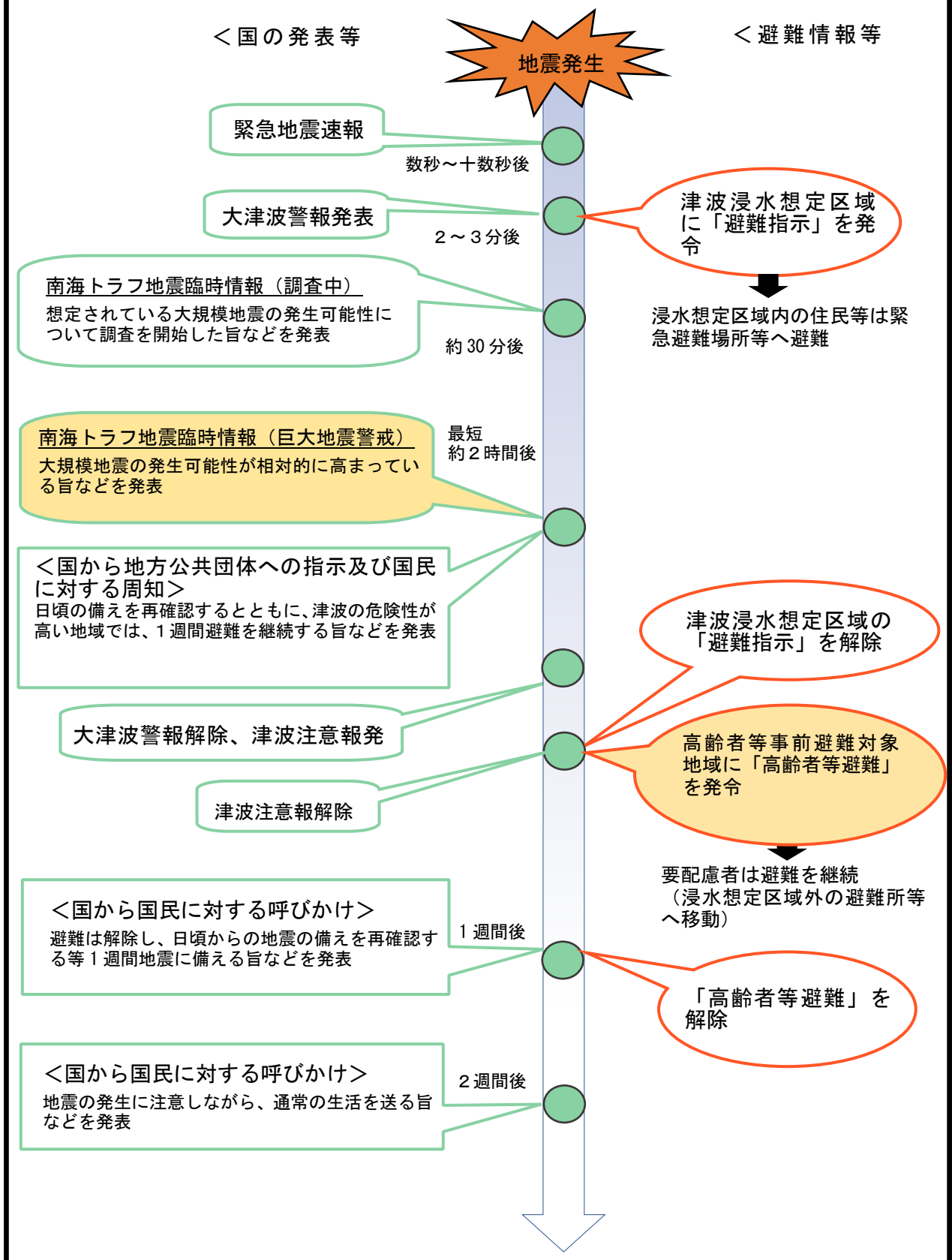
b 土砂災害に対する防災対応

- ・地震に伴う土砂災害は、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（以下「土砂災害防止法」という。）に定める土砂災害警戒区域外でも発生するケースがあるなど、危険性が高い箇所をあらかじめ特定することが困難である。
- ・一方で、土砂災害が生じた場合には、身体や生命に著しい被害を及ぼすおそれがあることから、不安がある町民に対しては、個々の状況に応じて、身の安全を守る等の防災対応を促すこととする。
- ・なお、「半割れケース」における最初の地震で既に土砂崩れが発生したり、大雨等で地盤が緩み複合災害のおそれがある場合など、町の判断により避難情報の発令もあり得る。

c 住宅の倒壊、地震火災に対する防災対応

- ・耐震性の不足する住宅に居住する町民は、知人宅や親類宅等への避難をあらかじめ検討する必要がある。
- ・また、町民は、地震火災の発生を防止するため、普段から感震ブレーカーの設置等の事前対策を進めるとともに、最初の地震が発生した際は、後発地震に備えて不要不急の火気器具や電熱器具の使用を控えることが重要である。
- ・このため、日頃から町民に対して、耐震化の推進や地震火災予防を呼びかけることとする。

「巨大地震警戒対応」（半割れケース）における情報の流れと対応のイメージ





## (イ) 巨大地震注意対応

### a 日頃からの地震への備えの再確認等

- ・町民は、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」が発表された場合、日頃からの地震への備えの再確認をするとともに、日常生活を行いつつ、個々の状況に応じて一定期間地震発生に注意し、できるだけ安全な防災行動をとることが重要である。
- ・このため、町及び県は、同情報発表時に、町民があわてて食料や日用品を備蓄するなどの混乱が生じないように、日頃からの地震への備えについて機会を捉えて周知し、町民に必要な対策の実施を促すものとする。

## (2) 防災対応の実効性確保のための取組

### ア 町民等への情報伝達

気象庁から「南海トラフ地震臨時情報」が発表された場合、町民が迅速かつ適切に防災対応を実施するためには、同情報を速やかにかつ確実に町民に伝達する必要がある。

このため、県は、町及び消防本部に速やかに同情報を伝達するとともに、防災情報メールや県ホームページ、SNSの活用など多様な伝達手段により町民に対する情報提供を行う。

また、町は、防災行政無線や県防災情報システムによるメール配信のほか、自治会や自主防災組織等を通じての連絡などを行う。その際、「半割れケース」時等においては、地震情報や被災状況等多様な情報が輻輳していることが想定され、そのような状況の中において「南海トラフ地震臨時情報」の発表を確実に伝達するためには、特に、報道機関と連携したテレビ、ラジオ等による適時適切な情報提供の実施が重要となる。

### イ 避難所の運営等

1週間を基本とした避難所運営を円滑に行えるよう、町及び地域住民、自主防災組織、ボランティア等の関係団体による運営体制やそれぞれの役割等をあらかじめ検討しておくことが必要である。

また、町は、要配慮者が避難をためらうことがないように、避難所における快適な生活環境の確保に努めるとともに、自ら避難することが困難な避難行動要支援者の避難支援を実効性のあるものとするためには、避難行動要支援者名簿の適切な更新及び個別計画の策定が有効であると考えられることから、こうした取組を推進するものとする。

### ウ 「南海トラフ地震臨時情報」等に関する町民の理解促進

「南海トラフ地震臨時情報」が発表された際に、直ちに後発地震等が起きるといった誤解により、社会的な混乱が発生しないようにする必要がある。

また、南海トラフ沿いでの大規模地震発生前に、必ずしも先行する異常現象が観測されるとは限らないことや、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」発表後、後発地震が発生せずに1週間経過した場合でも、地震発生の可能性がなくなったわけで

はないことに十分留意する必要がある。

このため、町民が「南海トラフ地震臨時情報」を正しく理解し、同情報が発表された際にはあわてることなく適切に行動できるよう、町及び県は、防災訓練や自主防災組織の研修等あらゆる機会を捉えて、同情報の内容及びとるべき防災対応について、町民に周知を行うこととする。

#### エ 関係部局間及び地域内の各主体との連携

町及び県は、防災部局のみならず、福祉・商工・土木部局や教育委員会等の関係部局が緊密に連携して防災対応を実施できるよう、連絡・協力体制をあらかじめ検討しておく必要がある。

また、地方公共団体、指定公共機関、企業等の各主体の防災対応は、相互に関連するため、地域内で各主体の防災対応が調和を図りながら実行できるよう、情報共有を図り、必要に応じて協議等を行うこととする。

## 第12節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備方針

南海トラフ地震の直接的被害を軽減し、災害応急対策を的確かつ迅速に実施するため、建築物等の耐震化等を図るとともに、避難場所等地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備を推進する。

### 1 位置づけ

この目標は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第5条第2項に基づく、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する目標である。

### 2 整備方針等

(1)施設等の整備にあたっては、その具体的な目標及びその達成期間を定めた計画を作成し、その計画に沿って実施する。

特に、町は、地震防災上緊急に整備すべき施設等について、地震防災緊急事業五箇年計画等を積極的に作成し、それに基づく事業の推進を図る。

(2)当該計画の策定にあたっては、施設全体が未完成であっても、一部の完成により相応の効果が発揮されるよう整備等の順序及び方法について考慮する。

### 3 整備目標

(1) 施設の整備等についての目標

#### ア 避難場所

町は、香川県地震被害想定における南海トラフ地震（最大クラス）の避難者数に対応する指定緊急避難場所の整備を行う。

#### イ 避難経路

町は、地震発生時における火災等から人命を守るために、必要な避難経路を整備するよう努める。

#### ウ 消防活動が困難である区域の解消に資する道路

町は、消防活動が困難である区域の解消に資する必要な道路を整備するよう努める。

#### エ 老朽住宅密集市街地における延焼防止上必要な道路若しくは公園、緑地、広場その他の公共空地又は建築物

町は、市街地にある不良住宅や密集市街地の改良促進を行い、住環境の整備等に努める。

#### オ 緊急輸送を確保するため必要な道路、交通管制施設又はヘリポート

町は、地震発生後における緊急輸送を確保するために必要な道路を整備するよう努めるとともに、避難困難な地域などにおいて、緊急輸送を確保するために必要なヘリポート等を整備するよう努める。

#### カ 共同溝、電線共同溝その他の電線、水管等の公益物件を地下に収容するための施設

町は、四国地区無電柱化推進基本計画に位置づけられる電線共同溝施設を整備するよう努める。

キ 地震災害時において災害応急対策の拠点として機能する地域防災拠点

町は、災害発生時に拠点として利用することが予定されている施設などについて、早期に耐震化を図るよう努める。

ク 地震災害時において飲料水、食糧、電源その他被災者の生活に不可欠なものを確保するため必要な井戸、貯水槽、水泳プール、非常用食糧の備蓄倉庫、自家発電設備その他の施設又は設備

町は、被災者の生活を確保するため必要な井戸について、それぞれの地域の指定避難所の特性を考慮し、町が必要と判断する井戸を整備するよう努める。

水道事業者は、応急給水拠点となる配水池等の浄水貯水施設を整備するとともに、耐震化を図るよう努める。

さらに、小学校において、浄水機能を有する水泳プールの設置校数の増加に努める。

町及び県は、南海トラフ地震の発生に備え、令和2年度までに、既存の町や県が所有している施設を活用することにより、非常用食糧の備蓄スペースを確保する。

ケ 地震災害時における応急的な措置に必要な救助用資機材その他の物資の備蓄倉庫

町及び県は、南海トラフ地震の発生に備え、令和2年度までに、既存の町や県が所有している施設を活用することにより、救助用資機材その他の物資の備蓄スペースを確保する。

コ 地震災害時において負傷者を一時的に収容し、及び保護するための救護設備その他の地震災害時における応急的な措置に必要な設備又は資機材

町及び県は、南海トラフ地震の発生に備え、令和2年度までに、応急的な措置に必要な設備や資機材を計画的に整備する。

(2) 地震防災上改築又は補強を要するものについての目標

ア 公的医療機関

町及び県は、公的医療機関（公的病院及び公的診療所＜有床＞）の耐震化率を令和2年度までに100%とする。

イ 国及び地方公共団体の救急医療の確保に関する施策に協力して、休日診療・夜間診療を行っている病院又は救急医療に係る高度の医療を提供している病院

町及び県は、第二次救急医療機関の耐震化率を令和2年度までに100%とする。

ウ 社会福祉施設

町及び県は、社会福祉施設の耐震化率を令和2年度までに90%とする。

エ その他不特定多数の者が利用する公的建造物

町及び県は、不特定かつ多数の者が利用する施設について、早期に耐震化を図るよう努める。

## 第2章 災害予防計画

### 第1節 都市防災対策計画

町における地震災害防止のため、適正で秩序ある土地利用を図り、防災面に配慮した町の施設の整備や各種防災対策を積極的に推進する。

《実施担当》

総務課、建設土地改良課、消防本部

#### 1 町の施設の整備推進（建設土地改良課）

##### (1) 町の計画街路の整備

道路は、防火帯としての役割を果たすなど、地震災害予防上重要な施設であるので、防災機能を十分考慮して、町の計画街路整備を促進する。

町、県等は、都市内道路の整備、拡幅により都市内に空間を与え、火災の延焼を防止し、地震災害時における緊急輸送及び避難路としての機能を確保する。

##### (2) 町の計画公園の整備

公園、緑地等は、地震災害時の町民の重要な避難場所であり、応急救助活動、物資集積等の基地として活用することができる重要な防災施設であるので、その位置等については、地域の状況に応じ計画的に行う。

町、県等は、市街地の公園緑地の規模と配置の適正な整備を図り、火災の延焼を防止し、地震災害時における指定緊急避難場所及び指定避難所としての機能を確保する。

#### 2 町の防災対策の推進（総務課、建設土地改良課、消防本部）

##### (1) 都市計画における防災対策の位置付け

町及び県は、長期的な視点で安全なまちづくりを進めるため、地域防災計画との有機的な連携を図りつつ、都市防災に関する方針に基づき、都市計画を定める。

##### (2) 耐火建築物の建設促進

町は不燃化を促進するため、都市計画法（昭和43年法律第100号）、建築基準法（昭和25年法律第201号）等による規制等により、防災建築化の指導を行う。

##### (3) 防火地域、準防火地域の指定

町は、市街地における火災の危険を防除するため、市街地の中心部で土地利用度、建築密度が高く、防災上特に重要な地区を指定し、建築材料、構造等の制限を行う。

##### (4) 防火用水の確保

地震災害時には、断水が予想されるので、防火水槽を適宜配置し、防火用水として活用できるように努める。

##### (5) 市街地再開発事業による整備

町等は、市街地の計画的な再開発を行い、都市における地震災害の防止、土地の合理的かつ健全な高度利用、都市機能の更新を図る。

(6) 住宅地区改良事業

町は、市街地にある不良住宅地や密集市街地の改良促進を行い、住宅の不燃化、住環境の整備を図る。

(7) 宅地造成等の規制

県等は、宅地造成工事により、がけ崩れや土砂の流出を生ずるおそれがある区域を宅地造成工事規制区域に指定し、必要な規制を行う。

(8) 地区計画による防災まちづくり

町は、火事、地震等の災害時における地区レベルでの延焼防止及び避難上必要な機能の確保等を図るため、防災街区整備地区計画制度の活用等を図る。

(9) 住居系用途地域の指定

町は、河川の洪水等による浸水リスクを考慮し、できるだけリスクの低い地域に住居系用途を指定する。

## 第2節 建築物等災害予防計画

地震による建築物等の被害を防止し、町民の生命、財産等を保護するため、公共建築物の耐震性を確保するとともに、一般建築物の防災指導等を行い、建築物等の安全確保を図る。

また、建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づく、まんのう町耐震改修促進計画の策定及び同計画による耐震改修等の推進に努める。

《実施担当》

総務課、建設土地改良課、学校教育課、生涯学習課、消防本部

### 1 公共建築物等の災害予防（総務課、建設土地改良課、学校教育課）

#### (1) 公共施設の耐震改修の促進

町及び公共施設管理者は、県が行う耐震化事業に準じて、自らが管理する公共施設について耐震診断、耐震補強工事等を推進するとともに、天井板、照明器具、外壁、窓ガラス等の非構造部材の耐震性の点検と確保に努める。なお、老朽化の兆候が認められる場合には、安全確保対策を進めるものとする。また、地震災害時に避難所となる公共施設の周辺について、緑化の推進、緑地整備を行い、避難所の安全性を確保する。

(2) 町は、町有施設における避難路の確認を行うとともに、発災後の移動経路の確保を行うため、建物の出入口や通路の点検を行い、支障となる物品等の移動を確実に行う。また、書棚やキャビネット等のオフィス家具やOA機器等の転倒・落下防止対策を講じる。

### 2 一般建築物の災害予防（総務課、建設土地改良課、消防本部、学校教育課）

#### (1) 防災知識の普及

町、消防本部及び県は、建築物の災害予防について、建築物防災週間を中心にポスター掲示、パンフレット配布等普及活動を行う。また、ラジオ、テレビ、新聞等を通じて広報活動を行う。また、不動産を譲渡し、交換し、又は貸し付けようとする者は、その相手方に対してあらかじめ当該不動産についての、地形、地質、過去の地震災害記録、予想される被害その他の災害に関する情報を提供するよう努めるものとする。

#### (2) 耐震化の促進

町及び県は、耐震診断・耐震改修の補助制度の活用や情報提供による啓発、相談体制等の整備等を通じて、建築物の耐震化の促進を図る。

特に、災害応急対策活動に必要な人員や物資等の輸送経路となる緊急輸送道路沿いの民間建築物については、地震災害時における緊急輸送道路の機能維持を図るため、重点的な耐震化の促進に努める。

#### (3) 特殊建築物等の防災指導

町、消防本部及び県は、ホテル・旅館、物品販売店舗、駅等不特定多数の利用者が利用する特殊建築物等並びに学校及び医療機関等の応急対策上重要な施設について、

防災査察等を通じて、耐震性、防火性能、避難施設等に関する防災指導を行う。

#### (4) 違反建築物の指導

法令に違反した建築物が被害を拡大させることから、町は、県が行う違反建築物を対象とした指導取締りに協力する。

#### (5) がけ地近接等の危険住宅の移転の促進

町は、がけの崩壊による危険の著しい区域等において、建築に関する制限を行うとともに、既存住宅に対しては、補助事業の活用により移転の促進を図る。

#### (6) 落下物による危害防止

町は、県が行う建築物の屋根ふき材、外装材、看板及び窓ガラス等の飛散・落下防止のための指導及び啓発に協力する。

建築物の所有者は、当該建築物について必要な耐震診断を行い、その結果に応じて改修等を行うよう努めるとともに、窓ガラス等について、転倒、落下等による被害の発生を防ぐための対策を行うよう努めるものとする。

#### (7) ブロック塀等の倒壊防止

町は、ブロック塀等の倒壊事故を防止するために、その所有者等に対して必要な指導及び啓発を行う。

ア 町民に対し、ブロック塀等の安全点検及び耐震性の確保について、広報紙等を活用し、啓発を図るとともに、ブロック塀の造り方、点検方法及び補強方法等についてパンフレット等を作成し、知識の普及を図る。

イ ブロック塀等を設置している町民に対して、日頃から点検に努めるよう指導するとともに、危険なブロック塀に対しては、改修や防災効果の高い緑地樹木による生け垣等を奨励する。

ウ ブロック塀を新設又は改修しようとする町民に対し、建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)に定める技術基準によって施工するよう指導する。

#### (8) 地震保険の普及

町及び県は地震等による被災者の生活の安定に寄与することを目的とし、被災者の住宅再建にとって有効な手段である地震保険の普及促進に努める。

### 3 家具等の転倒防止対策（総務課、消防本部）

町及び消防本部は、住宅、事務所等の建築物内の本棚、食器棚等の転倒又は棚の上の物の落下等による被害を防止するため、広報紙やパンフレット等により、町民に対して家具の転倒防止法等の普及啓発に努める。町民は、家具の転倒、落下等による被害の発生を防ぐための対策を行うよう努めるものとする。

### 4 被災建築物及び被災宅地の危険度判定（総務課、建設土地改良課）

町は、地震により被災した建築物及び宅地の危険度を判定するため、県が実施する被災建築物応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士の育成に対して、建築関係団体とともに協力する。



### 第3節 地盤災害等予防計画

地震による地すべり、がけ崩れ、山崩れ、液状化等の地盤災害を防止するため、これらの危険箇所の現況を把握し、区域の指定、防止施設の整備を行うとともに、危険箇所の周知、警戒避難体制の確立等、総合的な対策を推進する。

《実施担当》

建設土地改良課

#### 1 土砂災害危険区域の災害予防対策（建設土地改良課）

(1) 土砂災害危険区域における防災対策として、次の事業を積極的に推進する。

##### ア 砂防事業

本町には、土砂災害警戒区域等（土石流）のうち特別警戒区域が284箇所、警戒区域が348箇所ある。土砂災害を未然に防止するため、国土交通大臣が砂防指定地に指定し、県が順次砂防工事を実施している。

##### イ 急傾斜地崩壊対策事業

本町には、土砂災害警戒区域等（急傾斜）のうち特別警戒区域が533箇所、警戒区域が552箇所ある。県は、町と協議のうえ危険地区の地震災害を未然に防止するため、危険度の高いところから急傾斜地崩壊危険区域に指定し、順次崩壊防止工事を実施している。

##### ウ 地すべり対策事業

本町には、土砂災害警戒区域等（地すべり）のうち警戒区域が29箇所ある。県は、地震災害を未然に防止するため、危険度の高いところから地すべり防止区域に指定し、順次地すべり防止工事を実施している。

##### エ 治山事業

本町には、崩壊土砂流出危険地区（国有林18箇所、民有林220箇所）と山腹崩壊危険地区（国有林6箇所、民有林64箇所）の山地災害危険地区が308箇所ある。

県は、山地災害危険地区の地震災害を未然に防止するため、危険度の高いところから優先的に治山事業を実施している。

(2) 砂防施設等の管理者は、既設構造物について常時点検を行い施設の機能の維持に努めるとともに、老朽化等により機能低下をきたしている箇所については補修、補強等整備を行い、地震による土砂災害の防止を図る。

(3) 町及び県は、地震による土石流、急傾斜地崩壊、地すべり及び山地災害の危険性を町民に周知するとともに、危険箇所等に標柱、標識板等を設置するなど適切な方法で、危険区域に居住する町民の被害の防止に努める。

(4) 町は、危険区域付近の町民に対して、異常な状況の早期発見に留意するよう啓発するとともに、避難場所及び避難所、避難経路、避難方法、情報の伝達手段等をあらかじめ定めるなど土砂災害の危険区域に対する警戒避難体制の整備を推進する。

(5) 県は、地震発生後の余震、豪雨等による土砂災害から県民の生命や財産を守るため、斜面や溪流等、危険箇所の点検等を行う砂防ボランティアの育成を図り、その活動を支援する。

## 2 液状化等災害の予防対策（建設土地改良課）

(1) 地盤の液状化による災害の防止については、地盤改良による方法、構造物の工法によって対応する方法等があり、液状化のおそれがある場所に施設や構造物を建設する場合には、その施工主等に対して、町は県とともに、必要に応じた対策が講じられるよう指導に努める。

(2) 町及び県は、埋立地などに重要な公共施設等を建設する場合には、液状化に伴う地盤災害を事前に防止するため、粒度や地下水等の地盤の状況の把握に努めるとともに、必要に応じた対策を講じる。

(3) 町は、液状化被害の危険性を示した液状化ハザードマップを作成・公表するよう努める。

(4) 町及び県は、大規模盛土造成地の位置や規模を示した大規模盛土造成地マップを作成・公表するとともに、宅地の耐震化を実施するよう努める。

### ※ 資料

- 1 土砂災害警戒区域等（資料編 3－（3））
- 2 地すべり危険箇所一覧（資料編 3－（4））
- 3 山腹崩壊危険地区（資料編 3－（6））
- 4 崩壊土砂流出危険地区（資料編 3－（7））

## 第4節 火災予防計画

地震による同時多発的な火災に対応するため、出火防止、初期消火の指導を徹底するとともに、消防力の増強、消防水利の整備等を図る。

《実施担当》

総務課、建設土地改良課、消防本部、消防団

### 1 出火防止、初期消火（総務課、消防本部、消防団）

#### (1) 一般家庭に対する指導等

ア 町及び消防機関は、大地震時には広域にわたって同時多発火災が発生しやすいことから、講演会の開催、ポスター、パンフレット等印刷物の配布、その他火災予防週間中における広報車等による広報等により、出火防止を重点に、火災予防の周知徹底に努める。

イ 町及び消防機関は、町民が参加できる防火教室等を開催し、地震の二次災害としての火災の恐ろしさ、出火防止についての知識、消火器の使用方法等を周知徹底させるとともに、火災予防週間等には、重点的に各家庭の巡回指導を行い、出火防止に関する指導に努める。

ウ 町及び消防機関は、各家庭に消火器、消火バケツ等の初期消火用具が常備されるよう普及に努めるとともに、自主防災組織等、地域住民による初期消火活動が積極的に行われるよう指導育成に努める。

#### (2) 事業所に対する指導等

ア 消防本部は、予防査察、火災予防運動等のあらゆる機会をとらえ、防火管理者をはじめとする関係者に対して、地震災害時の応急対応、消防用設備等の点検整備と取扱方法の徹底、避難誘導體制の確立、終業時の火気点検の徹底等、防災思想の普及に努める。

イ 消防本部は、事業所に対して、自衛消防隊の育成、消防用設備、防火用水の整備充実等に努めるよう指導する。

ウ 消防本部は、発火性薬品を所有している施設・事業所に対して、その薬品の漏えい、混合等により出火のおそれがあるので、転倒、落下防止措置を講じるよう指導する。

### 2 消防力の強化（総務課、消防本部、消防団）

(1) 町及び消防本部は、同時多発、交通障害、水利の破損等困難な特徴をもつ地震火災に対して、適切かつ効果的な消防活動を行うため、活動体制、活動要領等を定めるとともに、消防職員・団員の非常招集方法等を定めておく。

(2) 消防本部は、消防ポンプ自動車等の消防施設・装備及び人員確保等の計画的な整備充実等に努める。また、消防団は、同様に消防装備等の整備充実及び消防団の活性化を積極的に進める。

(3) 消防本部は、消防力の整備指針に沿って、消防力の整備に努めるものとする。

### 3 消防水利の整備（総務課、消防本部）

(1) 町は、地震災害時には消火栓や水道施設の損壊等により、断水又は極度の機能低下が予想されるので、耐震性貯水槽の整備に努める。

(2) 消防本部は、消火栓のみに偏ることなく、耐震性防火水槽及び耐震性貯水槽の整備、ため池、河川水等の自然水利の活用、プール等の指定消防水利の活用等により、消防水利の多様化を図るとともに、その適正な配置に努める。

### 4 火災拡大防止対策（建設土地改良課）

公園は、町民のレクリエーション・スポーツ・散策の場として、生活上、重要な役割を担うものであると同時に、地震発生時には、延焼防止あるいは避難場所として防災上重要な役割を担っている。

このため、町は町内の公園や緑地等の整備を積極的に行い、緑のオープンスペースの確保や、広幅員道路を活用した火災延焼の遮断空間としての防災スペースの確保に努める。

## 第5節 危険物等災害予防計画

危険物（石油類等）、高圧ガス、火薬類、毒物劇物等による地震災害の発生及び拡大を防止するため、保安意識の高揚、指導の強化、自主保安体制の強化等を図る。

《実施担当》

消防本部
------

### 1 現況

#### (1) 石油類等の危険物施設等の現況

町には、消防法（昭和23年法律第186号）に定める危険物施設があるが、特に配慮を要する大規模施設や危険性の高い物質はない。

また、毒物、劇物等の消火活動阻害物質や少量危険物施設等もない。

#### (2) 高圧ガス施設の現況

町には、高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）等に基づく高圧ガスの製造施設等があり、高圧ガス等を常時貯蔵している貯蔵所が3箇所あるが、特に配慮を要する大規模施設や発火性、毒性等の危険性の高い高圧ガス施設はない。

#### (3) 火薬類施設の現況

町には、火薬類取締法（昭和25年法律第149号）等に基づく火薬類関係施設があり、火薬類を常時貯蔵している火薬庫等が4箇所ある。

#### (4) 毒物及び劇物施設の現況

町には、毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）に基づく業務上取扱者の関係施設がある。

#### (5) 放射性物質等その他の保管施設の現況

町には、放射性物質等その他の保管施設はない。

### 2 施設の安全性の確保

(1) 町、県、香川労働局及び中国四国産業保安監督部四国支部は、施設の安全性を確保するため、次の措置を講じる。

ア 危険物等関係施設が関係法令に規定する技術上の基準に適合し、かつ適正に維持されているかなど施設の安全確保のため、保安検査、立入検査等を行う。

イ 事業所における自主保安規程等の遵守、自衛消防組織等の設置、定期点検・自主点検の実施等自主保安体制の整備の促進を図るため指導を行う。

ウ 事業者及び危険物取扱者等の有資格者に対して、講習会、研修会の実施等により保安管理及び危険物等に関する知識の向上を図り、危険物等関係施設の保安体制の強化を図るものとする。

(2) 事業者は、危険物等関係施設が所在する地域の浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等の該当性並びに被害想定を確認を行うとともに、確認の結果、風水害により危険物等

災害の拡大が想定される場合は、防災のため必要な措置の検討や、応急対策にかかる計画の作成等の実施に努めるものとする。

### 3 資機材の整備等

町は、地域の実情に応じて化学消防車等の整備を図り、消防力の強化に努めるとともに、事業所に対して化学消火薬剤その他必要な資機材の整備について指導する。

### 4 防災訓練の実施

町及び県は、関係機関、関係事業者等と連携して、様々な危険物災害を想定し、より実践的な訓練を行う。また、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行う。

### 5 防災知識の普及

町及び県は、町民に対して、危険物安全週間や防災関連行事等を通じその危険性を周知するとともに、地震災害発生時にとるべき行動、指定緊急避難場所・指定避難所での行動等防災知識の普及啓発を図るものとする。

#### ※ 資料

- 1 危険物施設（資料編 4－（1））
- 2 高圧ガス関係事業所（資料編 4－（2））
- 3 火薬類関係事業所（資料編 4－（3））
- 4 毒物劇物営業者（資料編 4－（4））

## 第6節 公共施設等災害予防計画

地震による公共施設等の被害は、町民の生活に重大な支障を生じさせるばかりでなく、町民の避難、消防活動、医療活動等の応急対策活動に困難をもたらすため、日常から施設の危険箇所の調査とこれに基づく補修工事を行うとともに、緊急度の高い箇所から順次耐震対策を行うなど地震に強い施設の確保に努める。

《実施担当》

住民生活課、建設土地改良課、四国旅客鉄道(株)、高松琴平電気鉄道(株)

### 1 道路施設（建設土地改良課）

本町には、一般国道 32 号、377 号、438 号、その他の県道及び町道がある。

道路管理者は、それぞれ管理する道路施設について、耐震点検結果に基づき、落橋、変形等の被害が予想される道路施設について、緊急度の高いところから速やかに対策工事を行う。また、新たな道路、橋りょう等を建設するときは、耐震性を考慮した整備を行い、都市防災対策として、電線共同溝事業を推進し、道路機能の確保を図る。

さらに、道路ネットワークの安全性、信頼性を確保するために、橋梁の老朽化対策として、長寿命化計画を策定し、予防的な修繕及び計画的な架け替えの実施や、主要な道路について代替路を確保するための道路整備に努める。

### 2 河川管理施設（建設土地改良課）

本町には、一級河川土器川水系の土器川、谷川、大柞川、大谷川、大井手川、備中地川、前の川、明神川、二級河川の金倉川水系の金倉川、買田川、宮田川、椿谷川、坊谷川、照井川、本谷川、財田川水系の財田川、帰来川、昼丹波川、大口川があり、このうち一級河川土器川の指定区域外については国が、その他の一級河川及び二級河川は、県が管理している。また、準用河川及び法適用外の普通河川については、町が管理している。

河川管理者は、河川施設について、耐震点検結果に基づき、耐震補強等が必要な箇所を指定し、その重要度及び緊急度等に応じた補強等の対策を行うとともに、新設にあたっては耐震性を配慮して整備する。また、堰、水門、ダム等防災上重要な施設については、地震災害時に大きな被害がでないように適切な維持管理に努める。

また県は、主要河川において、地震災害時の拠点となる水防機能等を備えた河川防災ステーションの整備に努める。

### 3 ため池等農地防災施設（建設土地改良課）

町、土地改良区等は、地震に伴うため池の決壊等を未然に防止するため、老朽化したため池の整備を行う。

町は、防災重点農業用ため池のうち防災上重要な中小規模ため池について、計画的に耐震診断を実施のうえ、国の防災対策を踏まえ、必要な耐震化整備を行う。

町は、県の支援を受け、地震により決壊した場合に甚大な被害が想定される防災重点農業用ため池を中心に、浸水想定区域図やため池ハザードマップを作成したため、「まんのう町総合防災ハザードマップ（令和元年12月）」やインターネット等により、町民への周知を図っている。

#### 4 鉄道施設（四国旅客鉄道株、高松琴平電気鉄道株）

鉄道事業者は、地震による被害を軽減し、旅客の安全と輸送の円滑化を図るため、次の対策を講じる。

- (1) 鉄道施設について、橋りょう、土構造物等の施設を主体に、必要により補強対策等を推進し、耐震性の向上を図る。
- (2) 地震検知装置について、列車運転の安全を確保するため、設備の新設や増設、改良等に努める。
- (3) 各種情報を迅速かつ的確に伝達するため、通信施設の整備充実を図る。
- (4) 地震発生後の早期の復旧を期するため、復旧要員の動員、復旧用資機材等の配置及び整備、関係機関との応援協力体制の確立等、応急復旧体制の整備に努める。

#### 5 廃棄物処理施設（住民生活課）

町は、地震による廃棄物処理施設の被害を抑えるとともに、迅速な応急復旧を図るため、施設の安全強化、応急復旧体制、広域応援体制の整備、仮集積場の候補地の選定等を行う。また、廃棄物処理施設については、大規模災害時に稼働することにより、電力供給や熱供給等の役割も期待できることから、始動用緊急電源のほか、電気・水・熱の供給設備を設置するよう努める。

また、広域処理を行う地域単位で、一定程度の余裕を持った処理施設の能力を維持し、災害廃棄物処理機能の多重化や代替性の確保を図るよう努める。

#### 6 放送施設

放送事業者は、地震災害時における情報通信、放送の送出及び受信を確保するため、施設等の耐震性の強化、放送機材等の落下・転倒防止、非常電源設備の充実、応急復旧体制の整備等、防災対策を推進する。



## 第7節 ライフライン等災害予防計画

地震による電気、ガス、通信サービス、上下水道等のライフライン関連施設の被害を未然に防止するため、各施設毎に安全性を確保できるような技術基準等を設定するとともに、被害を最小限にとどめるため系統の多重化、拠点の分散、代替施設の整備等の対策を実施する。

ライフライン施設の機能の確保策を講ずるにあたっては、地震被害想定等を活用し、主要設備の地震に対する安全性の確保、災害後の復旧体制の整備、資機材の備蓄等を行うほか、県とライフライン事業者の間で災害時連絡員を派遣する体制を整備する。

《実施担当》

建設土地改良課、香川県広域水道企業団、四国総合通信局、四国電力(株)、四国電力送配電(株)、四国ガス(株)、西日本電信電話(株)

### 1 電気施設（四国電力(株)中讃営業所、四国電力送配電(株)丸亀事業所）

電気事業者は、地震災害時においても電力供給を確保するため、各設備毎に耐震化対策を十分行うとともに、重要な送・配電線の2回線化等バックアップ体制の整備を図る。また、応急復旧体制の整備及び応急復旧用資機材等の確保を図るとともに、各電力会社との電力融通や相互応援体制の整備等を図る。

### 2 ガス施設（四国ガス(株) 丸亀支店）

ガス事業者は、ガスによる災害を防止するため、設備の耐震性の強化充実を図るとともに、消費者に対して事故防止についての広報活動を行う。また、地震発生時の情報連絡体制及び職員の動員体制を確立するとともに、速やかに、設備を復旧できるように、平時から応急復旧用資機材を備え、停電対策の整備を図る。

### 3 電気通信施設（西日本電信電話(株) 香川支店）

電気通信事業者は、地震災害時においても重要通信を確保するため、設備を強固にし、地震災害に強い信頼性の高い通信設備の設計・設置を図るとともに、主要伝送路のループ構成等バックアップ体制の整備を図る。また、復旧要員及び復旧資材等の確保を図るとともに、全国からの要員の応援体制、資材等の調達体制の確立を図る。

### 4 水道施設（香川県広域水道企業団）

水道事業者は、地形、地盤及び重要度を考慮し耐震構造の施設整備を行い、地震による施設損傷や漏水に伴う断水を最小限にとどめるとともに、漏水による浸水、水質汚染等の二次災害を防止するため、施設の安全性の強化、送水ルートループ化、配水管網のブロック化、長時間の停電に備えた電源の確保、応急給水・応急復旧体制の整備、他事業者との広域的な応援体制の強化、施設管理図書の整備等を図る。

特に、水道用無線設備システムは、発災時の初期情報収集や初期の給水開始に重要な役割を果たすので、その安全確保対策については、優先して進める。

## 5 下水道施設（建設土地改良課）

町及び県は、地震による施設の損傷を最小限にとどめ、町民の衛生的な生活環境を確保するため、下水道施設の耐震診断を実施し、施設の重要度、改築更新時期等を考慮して、計画的に耐震対策工事等を実施するとともに、バックアップ及び応急復旧体制の整備、施設管理図書の整備等を図る。

町（下水道管理者）は、業界団体等との協定締結などにより発災後における下水道施設の維持又は修繕に努めるとともに、災害の発生時においても下水道の機能を維持するため、必要な資機材の整備等に努める。

軟弱地盤や液状化のおそれがある地盤においては、機能を保持させるため、可とう性管や可とう性継ぎ手、埋め戻し材（砕石等）等を採用し、緊急度の高い箇所から順次補強や整備を図る。

## 第8節 防災施設等整備計画

地震災害時における災害応急対策等の業務が迅速かつ的確に実施できるよう、気象等観測、水防、消防、通信等の施設・設備等の整備を図る。

《実施担当》

総務課、企画政策課、建設土地改良課、琴南支所、仲南支所、消防本部

### 1 消防施設等（総務課、消防本部）

- (1) 町及び消防本部は、消防ポンプ自動車等の消防用車両、消火栓、耐震性防火水槽、耐震性貯水槽等の消防水利、火災通報施設その他の消防施設・設備の整備、改善及び性能調査を実施するとともに、特殊火災に対処するため、化学車、はしご車、消火薬剤等の資機材の整備を図る。
- (2) 町及び消防本部は、救助・救急活動のため、救助工作車、救急車、照明車等の車両及び応急措置の実施に必要な救急救助用資機材の整備に努める。
- (3) 町及び消防本部は、デジタル化した消防救急無線を活用し、多様なデータ通信の実施等により、消防救急活動の高度化を図る。

※ 資料

- 1 消防本部現勢（資料編 6－（1））
- 2 消防団現勢（資料編 6－（2））
- 3 消防水利の現況（資料編 6－（3））
- 4 消防無線通信施設・火災通報施設の現況（資料編 6－（4））
- 5 町防災無線通信施設（資料編 6－（5））
- 6 町が管理する水防倉庫及び備蓄資材一覧（資料編 6－（6））

### 2 通信施設等（総務課、企画政策課、琴南支所、仲南支所）

- (1) 町では県が設置した香川県防災行政無線により県、市、町、消防本部等と地震災害時における情報伝達手段を確保している。町、県及び防災関係機関は、地震災害時の通信連絡手段を確保するため、通信施設・設備等に関して、次の措置を講じる。
  - ア 防災に関する情報の収集、伝達等の迅速化を図るため、香川県防災行政無線や香川県防災情報システム等を活用し、地域、市町、県、防災関係機関相互間における情報連絡網の整備を推進する。
  - イ 情報通信施設の耐震性の強化及び施設の危険分散、通信路の多ルート化、無線を利用したバックアップ対策、デジタル化の促進等による防災対策を推進し、通信連絡機能の維持向上を図る。
  - ウ 商用電源停電時も通信設備に支障のないように、自動起動・自動切替の非常用発電設備、無停電電源設備等の整備を図る。なお、発電設備の無給油による運転可能時間

は 72 時間以上を目安とする。また、非常用発電設備については、実負荷運転等の地震災害発生を想定した実践的な保守・点検整備及び操作訓練を定期的に行う。

エ 非常通信協議会と連携し、非常通信体制の整備、有線無線通信システムの一体的運用等、地震災害時の重要通信の確保に関する対策の推進を図る。

(注) 非常通信協議会とは、関係省庁、通信関係事業者、通信関係団体等の構成により組織し、非常時における通信の円滑な運用等を図ることを目的に、中央、地方、地区に設置されている。

オ 地震災害に強い伝送路を構築するため、有線系・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化及び関連装置の二重化の推進を図る。特に、地域衛星通信ネットワーク等の耐災害性に優れている衛星系ネットワークについて、消防庁、県、町、消防本部等を通じた一体的な整備を図る。

カ 平常時から地震災害対策を重視した無線設備の総点検を定期的実施するとともに、非常通信の取扱い、機器の操作の習熟等に向け、防災関係機関等との連携による通信訓練を行う。

また、非常用電源設備を整備するとともに、無線設備や非常用電源設備の保守点検の実施と的確な操作の徹底、専門的な知見・技術をもとに耐震性のある堅固な場所への設置等を図る。

キ 地震災害時に有効な携帯電話、業務用移動通信、アマチュア無線等による移動通信系の活用体制を整備する。

ク 全国瞬時警報システム（J-ALERT）など、地域衛星通信ネットワークと町行政放送告知施設を接続すること等により、緊急地震速報等の災害情報等を瞬時に伝達するシステムの構築に努める。

ケ 衛星携帯電話の整備の推進に努める。

コ 町は、国等の補助制度を活用して、移動系無線の充実に努める。

(2) 町は、地震発生時において迅速に被害の状況を把握するとともに、町行政放送により町民に対し災害情報・被害情報等を速やかに伝達する。また、地域衛星通信ネットワークとの接続を推進するとともに、有線系や携帯電話も含め、要配慮者にも配慮した多様な手段の整備に努める。さらに、通信各社を経由した緊急速報メールの「災害・避難情報」の提供体制を充実していく。

#### ※ 資料

町防災無線通信施設（資料編 6－（5））

### 3 その他施設等（総務課、建設土地改良課）

(1) 町及び県は、地震防災上緊急に整備すべき施設等について、地震防災緊急事業五箇年計画等を積極的に作成し、それに基づく事業の推進を図る。

(2) 町及び県は、災害応急対策に必要な各種資機材について、あらかじめ備蓄倉庫を確保して備蓄する。

- (3) 県は、空中消化、被災状況等の情報収集、緊急物資の輸送等の応急対策を行うため、機動性に優れるヘリコプターを整備し、積極的に活用する。
- (4) 道路管理者、河川管理者等は、被災した道路、河川等の施設の応急復旧等を行うため、必要な資機材を備蓄する。

※ 資料

- 1 町が管理する水防倉庫及び備蓄資材一覧（資料編 6－（6））
- 2 災害対策用ヘリポート（臨時）（資料編 13－（1））

## 第9節 防災業務体制整備計画

地震災害時における災害応急対策等の業務が迅速かつ的確に実施できるよう、職員の非常参集体制の整備、防災関係機関相互及び民間事業者等との連携体制の強化、防災中枢機能等の確保、充実等を図る。

《実施担当》

総務課、消防本部、消防団
--------------

### 1 職員の体制（総務課、消防本部、消防団）

(1) 町及び防災関係機関は、それぞれの実情に応じて、専門的知見を有する防災担当職員の確保・育成に努めるとともに、参集基準の明確化、連絡手段の確保、参集手段の確保、迅速な安否確認等について検討を行い、職員の非常参集体制の整備を図る。特に、初動期の体制強化を図るため、初動期の災害応急対策に必要不可欠な職員については、待機宿舎の確保、町庁舎と至近距離に居住する職員から、あらかじめ指名し、緊急に自主参集するなど参集を容易にするための措置を検討する。また、必要に応じて、地震災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理した応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに訓練・研修を行い、活動手順、資機材や装備の使用方法等の習熟、他機関等との連携について徹底を図る。

ア 配備基準（第3章第1節活動体制計画参照）

イ 連絡手段（                      ”                      ）

（ア）勤務時間内

（イ）勤務時間外

ウ 参集手段の確保（第3章第1節活動体制計画参照）

(2) 町及び県は、応急対策全般への対応力を高めるため、国の研修機関等の研修制度、大学の防災に関する講座等との連携等により、人材の育成を図るとともに、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平常時から構築することに努める。また、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、退職者の活用や民間の人材の任期付き雇用等の人材確保方策をあらかじめ整えるよう努める。

### 2 防災関係機関相互の連携体制（総務課、消防本部、消防団）

(1) 地震災害時には、防災関係機関相互の連携が重要となるため、各機関において応急活動及び復旧活動に関し、相互応援の協定を締結するなど平常時から連携を強化しておく。なお、相互支援体制や連携体制の整備にあたっては、実効性の確保に留意するものとする。また、機関相互の応援が円滑に行えるよう、ヘリポート等の救援活動拠点の確保及び活動拠点に係る関係機関との情報共有に努めるとともに、消防防災ヘリ、警察ヘリなど災害時のヘリコプターの利用についてあらかじめ協議しておくものとする。

(2) 町は、知事と町長とのホットラインによる緊急連絡体制を構築する。また、町は、県

への応援要求が迅速に行えるよう、あらかじめ県と要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、実効性の確保に努め、必要な準備を整えておく。

- (3) 町及び県は、相互応援協定の締結にあたっては、近隣の地方公共団体や関係機関等に加えて、大規模な地震災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体との間の協定や広域的な連携に関する協定の締結に努めるなど迅速に被災地域への支援や避難ができる体制を整備するものとする。
- (4) 町、県及び防災関係機関は、地震災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受けることができるよう、応援計画や受援計画の策定に努め、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について必要な準備を整えるものとする。
- (5) 警察本部は、災害警備部隊の実践的な訓練等を通じて、迅速かつ的確な救出・救助体制の整備を図る。
- (6) 町は、近隣市町及び県内市町と締結した消防の応援協定に基づいて、消防相互応援体制の整備に努めるとともに、緊急消防援助隊による人命救助活動等の支援体制の整備に努める。
- (7) 町及び県は、大規模地震災害の発生において、市町間の応援・協力活動等が迅速かつ円滑に行われるように、あらかじめ県内全市町が参加する応援協定を締結するなど、連携の強化を図り、全県的な相互応援体制を整備するものとする。
- (8) 町は、知事に対する自衛隊への派遣要請の要求が迅速に行えるよう、あらかじめ要求の手順、連絡調整窓口、連絡の方法等を取り決めておく。また、いかなる状況において、どのような分野（水防、救助、応急医療等）について派遣要請を行うのか、平常時からその想定を行う。

### 3 民間事業者との連携（総務課）

町及び県は、地震災害発生時に迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるよう、民間事業者等に委託可能な災害対策に係る業務については、あらかじめ民間事業者との間で協定を締結しておくなど、民間事業者のノウハウや能力等を活用するものとする。なお、協定締結などの連携強化にあたっては、訓練等を通じて、発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保に留意するものとする。

また、燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材について、地域内の備蓄量、供給事業者の保有量を把握したうえで、不足が懸念される場合には、民間事業者との連携に努めるものとする。

### 4 業務体制の構築

町は、躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体

制の構築に努める。

## 5 消防団等の活性化（総務課、消防本部、消防団）

地域に密着した防災機関としての消防団は、消火、水防活動のみならず多数の動員を必要とする大規模地震災害時の救助救出活動、避難誘導等、防災活動に大きな役割が期待されていることから、町は、装備の充実、団員の確保対策、知識技術の向上対策等を推進し、消防団の強化、活性化を図る。

水防団、水防協力団体についても、防災活動に大きな役割が期待されることから、その育成強化を図る。

## 6 防災中枢機能等の確保、充実（総務課）

町は、それぞれの防災中枢機能を果たす施設、設備の充実、地震災害に対する安全性の確保及び非常用電源や非常用通信手段の整備点検に努める。

また、停電や燃料不足により災害対応に支障を来たすことがないように、電気事業者と災害時における電力の優先供給先の調整を行うほか、非常用電源の運転や公用車両等に必要燃料供給等について、あらかじめ協定を締結するなど、関係業界の協力を得て、調達の確保を図る。

## 7 基幹情報システムの機能確保（総務課）

町は、自らが管理する情報システムの安全対策を実施することとし、これに対して、県は助言を行うものとする。

## 8 広域防災活動体制の整備

(1) 町及び県は、大規模地震災害時における消防、警察及び自衛隊の応援部隊の活動に必要な活動拠点について、関係機関との調整のうえ、あらかじめ活動拠点候補地としてリスト化し、発災時の被害状況に応じた、迅速な活動拠点の決定に備えることとする。

(2) 町及び県は、防災機能を有する道の駅を地域の防災拠点として位置付け、その機能強化に努めるものとする。

## 9 複合災害への対応（総務課）

(1) 町、県及び防災関係機関は、複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）の発生可能性を認識し、備えを充実するものとする。

(2) 町、県及び防災関係機関は複合災害が発生した場合、それぞれの災害に対して、災害対応にあたる要員、資機材等の望ましい配分ができない可能性に留意したうえで、外部からの支援を要請することも含め、要員・資機材の投入判断を行うことを対応計画にあらかじめ定めるよう努めるものとする。



(3)町、県及び防災関係機関は、様々な複合災害を想定した机上訓練を行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努めるものとする。さらに、地域特性に応じて、発生可能性が高い複合災害を想定し、要員の参集、合同の災害対策本部の立ち上げ等の実働訓練の実施に努めるものとする。

※ 資料

協定及び覚書等一覧表（資料編 14－（1））

## 第10節 保健医療救護体制整備計画

地震災害時において迅速な保健医療活動を行い人命の安全を確保するため、救護所の設置、医療救護班の編成、後方医療機関の選定、医薬品等の確保等、保健医療救護体制の整備を図る。

《実施担当》

健康増進課、消防本部、仲多度郡・善通寺市医師会、薬剤師会善通寺仲多度支部、仲多度郡歯科医師会

### 1 初期医療体制の整備（健康増進課、仲多度郡・善通寺市医師会、仲多度郡歯科医師会）

(1) 町は、応急救護所の設置、医療救護班の編成、出動等に関する体制を整備するとともに、自主防災組織による軽微な負傷者等に対する応急救護や救護班の活動支援等の自主救護体制を確立させる。

(2) 関係機関は、町の医療救護を応援、補完するため、災害派遣医療チーム（DMAT）や広域医療救護班の編成、派遣等の体制を整備するとともに実践的な訓練等を通じて対応能力の向上に努める。

#### (3) 応急救護所

応急救護所は、重症患者・中等症患者の応急処置、軽症者に対する処置を行う。

##### ア 設置及び組織

町が診療所又は避難所として指定した学校等のうちから当該管理者とあらかじめ協議して応急救護所を設置する施設を指定する。

町は、医師、看護師及び補助者の配置について地元医師会等とあらかじめ協議して定める。

##### イ 施設設備

(ア) 既存の診療所を活用するほか耐震診断が実施され安全が確認されている学校校舎の一部又は運動場等に設置するテント等とする。

(イ) 応急救護所の設置は、おおむね次のとおりとする。

a テント：4方幕付鉄骨テント 6坪用（19.8㎡）

b 救護用医療機器：創傷セット、熱傷セット、補充用セット、蘇生器

c ベッド等：折りたたみベッド、担架、発電機（2kw 照明用）、病衣、雑備品

d 応急救護所における給食・給水等については、避難所にかかる措置とあわせて行う。

### 2 後方医療体制等の整備（健康増進課、仲多度郡・善通寺市医師会、仲多度郡歯科医師会）

(1) 町及び県は、救護所における救護班で対応できない負傷者等を收容するため、後方医療機関として救護病院や広域救護病院の確保を図る。

(2) 県は、地震災害時において県下の緊急医療体制の中心となる災害拠点病院を指定し、これらの病院の施設、設備の充実に努めるとともに、食料、飲料水、医薬品、非常電源用燃料の備蓄等の促進を図る。

(3) 救護病院

救護病院は、重症患者の処置と収容を行うほか中等症患者に対する処置を併せて行う。

ア 設置及び組織

(ア) 町は、一般病床を有する既存の病院で2次救急医療に担当する医療活動が期待できる病院のうちから救護病院として、当該病院の管理者とあらかじめ協議して指定する。

(イ) 組織は、既存病院の組織をもってあてる。

(ウ) 町は、救護病院の医療スタッフについて当該管理者とあらかじめ協議して掌握する。

イ 運営

救護病院の管理者は、あらかじめ医療従事者の集合方法、役割、ローテーション、施設設備の利用方法等の医療救護活動に関する計画を作成する。

ウ 施設設備

救護病院の施設設備は、救護病院となる病院が現に有するものを使用する。なお、医薬材料、給食、給水等については、町が当該病院の管理者と協議し、あらかじめ備蓄する等の計画的な措置を講ずる。

**3 患者等搬送体制の確立（健康増進課、消防本部、仲多度郡・善通寺市医師会、薬剤師会善通寺仲多度支部、仲多度郡歯科医師会）**

(1) 患者搬送

後方医療機関への搬送は、ヘリコプターの活用を含めた適切な搬送体制を確立する。

(2) 医療救護班の搬送

医療救護班の搬送は、原則として、町が調達する車両等で行う。

(3) 医薬品等物資の搬送

医薬品等の受入及び救護所等への配送供給体制を確立する。

**4 医薬品等の確保（健康増進課、薬剤師会善通寺仲多度支部）**

薬剤師会善通寺仲多度支部は、協定により、地震災害等の緊急時における救護活動に必要な災害用医薬品を備蓄する。

**5 広域的医療体制の整備（健康増進課、消防本部）**

県は、被災地の医師、医薬品、医療資機材の不足等の救護需要に対して、県内他地域又は県外から医療協力を得るため、地域と連携した救護班の派遣調整等を行う体制や人材の確保に努めるなど、救護班の受入、患者の搬送、連絡体制等について調整、整備を行う。

町は、国、県、医療機関と連携して、地震災害時に医療施設の診療状況等の情報を迅速に把握するため、広域災害・救急医療情報システムの活用の促進に努める。

**【広域救護病院】**

(令和3年4月1日現在)

地区	施設名	病床数	所在地	電話番号
中 讃	四国こどもとおとなの医療センター★	689	善通寺市仙遊町 2-1-1	0877-62-1000
	香川労災病院★	404	丸亀市城東町 3-3-1	0877-23-3111
	県立丸亀病院	215	丸亀市土器町東 9-291	0877-22-2131
	坂出市立病院	194	坂出市 寿町 3-1-2	0877-46-5131
	滝宮総合病院	191	綾川町滝宮 486	087-876-1145
	坂出聖マルチン病院	196	坂出市谷町 1-4-13	0877-46-5195
	回生病院★	397	坂出市室町 3-5-28	0877-46-1011

(注) ★は、DMAT指定病院及び災害拠点病院

※ 資料

救護病院一覧表（仲多度郡・善通寺市医師会 会員医療機関）（資料編 7 - (1)）

## 第11節 緊急輸送体制整備計画

人命の救助や生活物資、資機材の輸送等の災害応急対策活動に必要な輸送路の確保のため、緊急輸送路の指定・整備、道路交通管理体制の整備等を推進する。

《実施担当》

総務課、建設土地改良課
-------------

### 1 緊急輸送路の指定等

#### (1) 県等

県は、関係機関と協議し、地震災害時の緊急輸送活動のために、事前に緊急輸送路（道路、港湾、空港等）を指定するものとする。また、町及び県は、県が指定した緊急輸送路の周知に努めるとともに、それぞれが管理する施設について、地震災害に対する安全性確保のため必要な整備を行うとともに、応急復旧用資機材等を確保し、施設を適切に管理するものとする。

#### ア 道路

- (ア) 第1次輸送確保路線（広域的な輸送に必要な主要幹線道路）
- (イ) 第2次輸送確保路線（市町役場等の主要な防災拠点と接続する幹線道路）
- (ウ) 第3次輸送確保路線（第1次・第2次輸送確保路線を補完する道路）

#### イ 港湾

- (ア) 防災機能強化港（救助、輸送活動等を行う港湾）

高松港、坂出港、三本松港、津田港、坂手港、土庄港、宮浦港、丸亀港、詫間港、観音寺港において、地震災害時等の町民の避難、物資の応急輸送に供するため、耐震強化岸壁等の整備を行うものとする。

- (イ) 連絡道路（防災機能強化港と輸送確保路線を結ぶ道路）

#### ウ 空港

救助、輸送活動等を行うため拠点となる空港

#### (2) 町（建設土地改良課）

町は、県、県警察及び道路管理者と協議して、県の緊急交通路と災害時用臨時ヘリポート、医療機関及び避難所等を連絡する緊急輸送路を指定し、その周知に努める。

道路管理者は指定された緊急輸送路を整備するとともに、平常時からその安全性を十分に監視及び点検するとともに、地震災害時の通行支障に関する情報の収集体制や応急点検体制を整備する。

### 2 物資輸送体制の整備

町は、地域の物資拠点から各指定避難所までの物資の輸送体制を整備する。

### 3 道路交通管理体制の整備（建設土地改良課）

- (1) 道路管理者及び警察本部は、地震災害時における広域的な交通管理体制の整備を図るとともに、信号機、情報板等の道路交通関連施設について、耐久性等の確保と倒壊、破損等に備えた応急復旧体制の確立を図る。
- (2) 道路管理者は、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行う。
- (3) 警察本部は、交通規制が実施された場合の車両の運転手の義務等について周知を図るとともに、地震災害時の交通規制を円滑に行うため、警備業者等との間に交通誘導の実施等応急対策業務に関する協定等を締結しておく。

### 4 民間事業者との連携

- (1) 町及び県は、緊急輸送が円滑に実施されるよう、あらかじめ運送事業者等と協定を締結するなど体制の整備を図る。
- (2) 町及び県は、物資の輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設の把握に努め、必要に応じ、緊急輸送に係る調整業務等への運送事業者等の参加、物資の輸送拠点における運送事業者等を主体とした業務の実施、物資の輸送拠点として運送事業者等の施設を活用するための体制整備を図る。

### 5 緊急通行車両の事前届出（総務課）

警察本部は、地震災害時における確認事務の省力化、効率化を図り、緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、緊急通行車両の事前届出制度を行う。

町及び関係機関は、地震災害時の応急対策活動が円滑かつ迅速に実施できるように、町所有車両を緊急通行車両として琴平警察署を經由して、県公安委員会へ事前届出し、「緊急通行車両事前届出済証」の交付を受けて地震災害に備える。

町及び県は、あらかじめ協定等を締結している民間事業者等に対して当該制度の周知を行うとともに、自らも当該制度を積極的に利用するなど、その普及を図る。

#### (1) 対象車両

次のいずれにも該当する車両であること。ただし、道路交通法(昭和35年法律第105号)第39条第1項に規定する緊急自動車を除く。

- ア 防災計画に基づき、災害応急対策を実施するための車両
- イ 指定行政機関等の保有・契約車両又は地震災害発生時の調達予定車両
- ウ 使用の本拠の位置が香川県内にある車両

#### (2) 届出済証の返還

次の場合、速やかに琴平警察署長を經由して届出済証を返還する。

- ア 届出済証の交付を受けた車両が、緊急通行車両として使用する車両に該当しなくなったとき。
- イ 当該車両が廃車となったとき。
- ウ その他緊急通行車両としての必要がなくなったとき。

※ 資料

- 1 緊急輸送路（資料編 11－（1））
- 2 自動車の保有状況（資料編 11－（2））
- 3 緊急用車両一覧表（資料編 11－（4））

## 第12節 避難体制整備計画

地震による家屋の倒壊、焼失やライフラインの途絶等の被害を受けた被災者、延焼拡大やがけ崩れ等の危険の迫った地域の町民等に迅速かつ安全な避難を実施するため、指定緊急避難場所、指定避難所及び避難路の確保並びに避難指示発令基準等の策定を行い、町民に対して周知徹底を図る。

《実施担当》

総務課、福祉保険課、健康増進課、建設土地改良課、学校教育課、消防本部、消防団

### 1 指定緊急避難場所の指定、整備（総務課）

町は、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害等を踏まえ、公園、学校等の公共施設等を対象に、災害の危険が切迫した緊急時における町民等の安全な避難先を確保するため、災害の危険が及ばない場所又は施設を、管理者の同意を得たうえで、指定緊急避難場所として指定するとともに、施設の開放を行う担当者をあらかじめ定める等、管理体制を構築しておく。

町は、指定緊急避難場所を指定するにあたり、地震に伴う火災に対応するため、災害に対して安全な構造を有する施設又は周辺等に災害が発生した場合に人の生命及び身体に危険を及ぼすおそれのある物がない場所であって、災害発生時に迅速な避難場所の開設を行うことが可能な管理体制等を有するものを指定する。また、指定緊急避難場所となる公園等のオープンスペースについては、必要に応じ、大震火災の輻射熱に対して安全な空間とするよう努める。

なお、町は、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町に指定する。

町及び県は、必要に応じて指定避難所等の開設・開設を自主防災組織で担う等、円滑な避難のため、自主防災組織等の地域のコミュニティを活かした避難活動を促進する。

### 2 指定避難所の指定、整備（総務課）

町は、避難者を収容するため、地域の人口、地形、耐震性等の地震災害に対する安全性及び地震の諸元に応じ、あらかじめ公民館、コミュニティセンター、学校等公共的施設等について、その管理者の同意を得たうえで、被災者が避難生活を送るための指定避難所として指定するものとし、既存の避難用の建物等について必要に応じて補強、補修等を行い、避難活動が円滑かつ安全に行えるよう努める。

町は、指定避難所を選定するにあたり、被災者を滞在させるために、必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定する。

また、町は、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町の協力を得て、指定避難所



を近隣市町に指定する。さらに、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策として、指定避難所の収容人数を考慮し、過密抑制のため、可能な限りより多くの避難所の確保に努め、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討するよう努めるものとする。

町は、要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるもの等を指定する。

指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができるものとする。指定緊急避難場所を兼ねる指定避難所については、特定の災害では当該施設に避難することが不適當である場合があることを日頃から町民等へ周知することに努める。

町は、学校を指定避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮し、指定避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等と調整を行う。

町は、指定管理施設を指定避難所として指定する場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努める。

指定避難所については、あらかじめ、必要な機能を整理し、貯水槽、仮設トイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、通信機等のほか、要配慮者が安心して避難所生活ができる施設・設備、行政放送告知施設・テレビ・ラジオ等、地震災害情報の入手に必要な機器等の整備を図る。さらに、公民館や体育館では、それぞれの配慮者に対して区切りをするなど、施設の状況を考慮した整備に努める。

指定避難所又はその近傍で、地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、水、非常用電源、常備薬、マスク、消毒薬剤、炊出し用具、毛布等避難生活に必要な物資等の備蓄に努める。

また、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努めるものとする。

また、地震に伴う市街地火災から避難者の生命、身体を保護するため、避難計画人口や周辺市街地の状況に対応して、次のような構造・規模を有する広域避難場所の確保並びに周辺の不燃化、市街地整備、防災緑化等を推進し、避難有効面積の拡大に努める。

#### 【広域避難場所の規模・構造】

既成市街地の区域又はその周辺地域における公園、緑地、広場その他の公共空地であり、地震災害時に主として町民の広域的な避難の用に供する公共空地であつて、次のいずれかに該当するもの

ア 面積が2ha以上のもの

イ 面積が2ha未満の公共空地で、当該公共空地に隣接、又は近接してこれと一体的に避難所としての機能を有する公共施設その他の施設の用に供する土地の区域と合計面積が2ha以上となるもの

ウ 土地利用の状況その他の事情を勘案して、地震災害時における避難上必要な機能を有すると認められるもの（ア又はイに該当するものを除く。）

### 3 避難路の選定等（総務課、建設土地改良課）

避難路は、市街地火災時に避難者が広域避難場所に避難するための道路及び緑地であり、地震災害時の避難者の安全な通行の確保のため、耐震性、十分な幅員があること、沿道の建築物の状況も踏まえた火災の延焼、車両の通行量や緊急車両の活動、浸水、がけ崩れ等の危険がないこと等を考慮して、次のような規模・構造により複数ルートを選定するとともに、火災危険性の高い市街地では沿道不燃化の適切な対策に努める。また、既存の避難用の道路等について必要に応じて補強、補修等を行い、避難活動が円滑かつ安全に行えるよう努める。

#### 【避難路の規模・構造】

広域避難場所又はこれに準ずる安全な場所へ通ずる道路であって、次のいずれかに該当するもの

ア 幅員が5 m以上の道路

イ 沿道市街地の土地利用の状況その他の事情を勘案して、地震災害時における避難上必要な機能を有すると認められる道路（アに該当するものを除く。）

### 4 避難情報発令基準等の策定（総務課、学校教育課）

地震発生時に適切な避難が行えるよう、避難指示情報を発令する基準及び伝達内容、伝達方法、誘導方法、避難所の管理運営方法等を策定しておく。特に、避難指示を行う基準や伝達内容・方法については、国により示されたガイドラインを参考に、必要に応じて見直し等を行う。

町は高松地方気象台や香川河川国道事務所等の国の機関や県から、避難情報の発令基準の策定について、支援及び助言を求められることができるよう、連絡調整窓口、連絡方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておく。また、町は、国、県の関係機関との間で連絡を密に取り合い、ホットラインを構築するなど、日頃からの連絡体制を確立しておく。

町職員は、高齢者等避難発令時において要配慮者に避難開始を伝達する。

### 5 指定緊急避難場所等の明示（総務課）

町は、指定緊急避難場所等を指定して誘導標識を設置する場合は、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した指定緊急避難場所等であることを明示するよう努める。

町及び県は、災害種別一般図記号を使った指定緊急避難場所等の標識の見方に関する周知に努めるものとする。

### 6 避難計画等の策定（総務課）

町は、あらかじめ、自主防災組織と連携して、地震災害発生現象の態様及び地域の特性に応じた避難計画を作成する。

当該避難計画には、町が行う高齢者等避難等の発令等の基準、指定緊急避難場所・指定

避難所その他避難のために必要な事項を定める。

また、地震災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における指定避難所の運営について、あらかじめ、指定避難所の所有者又は管理者及び自主防災組織と連携して、衛生、プライバシー保護その他の生活環境に配慮した行動基準を作成する。

また、令和2年における新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、避難所における3密の回避や生活環境の確保、開設時の感染症対策を推進し、県はこれを支援する。

上記避難計画及び行動基準については、自主防災組織及び関係機関と連携して町民への周知を行う。

## 7 避難所運営マニュアルの作成（総務課）

町は、関係機関、自主防災組織、防災ボランティア及び避難所運営について知識を有した外部支援者等の協力を得て、避難所の運営が円滑かつ統一的に行えるよう、あらかじめ、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に避難所運営に関与する体制へ早期に移行することを基本とする、全体的な考え方としての避難所運営マニュアルを、令和2年4月に作成している。

また、町避難所運営マニュアル等を参考に、町は地区住民等と連携を図り、順次、地区防災計画及び臨時避難所マニュアルの作成を進めており、引き続き町内全地区の地区防災計画及び臨時避難所マニュアルの作成・運用に努めていくものとする。

なお、マニュアルの作成、訓練等を通じて、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努める。町民等への知識等の普及にあたっては、町民等が主体的に避難所を運営することが望ましいことについて啓発に努める。

## 8 避難に関する広報（総務課）

指定緊急避難場所及び指定避難所、避難路、避難方法、避難指示の意味合い等について、指定緊急避難場所等の表示板や誘導用の標識板等の設置、広報紙や防災マップ等の配布、防災訓練等の実施等を通じて、町民に周知徹底を図る。

避難に関する情報の伝達方法については、多様な手段を検討し、整備に努める。避難指示等については、県防災情報システムの防災アプリ及び防災情報メールを伝達手段の一つとすることとし、町民に対しては事前に防災アプリのダウンロード及びメール配信希望の登録をするよう積極的に呼びかけるとともに、通信各社を経由した緊急速報メールの「災害・避難情報」の提供体制を充実していく。

さらに、指定避難所において負傷者等の情報を収集し、家族等からの問合せに対する回答が行える体制の整備に努める。

また、町外に避難する被災者に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け渡すことができるよう、被災者の所在地等の情報を避難元と避難先の市町村が共有する仕組みの円滑な運用・強化に努める。

町は、指定緊急避難場所や指定避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しな

がら、あらかじめ受入れる方策について定めるよう努め、これを周知するものとする。

## 9 防災上重要な施設の避難計画（福祉保険課、学校教育課、消防本部）

学校、病院その他多数の者を収容する施設及び福祉関係施設管理者は、それぞれの施設、地域の特性を考慮し、あらかじめ避難計画を作成し関係職員等に周知するとともに、訓練等を実施するなど、避難について万全を期す。

## 10 要配慮者への対応（福祉保険課、学校教育課、消防本部、消防団）

要配慮者を適切に避難誘導するため、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、関係団体、福祉事業者等の多様な主体の協力を得ながら、平常時から、要配慮者に関する情報を把握のうえ、関係者との共有に努めるとともに、情報伝達体制の整備、避難支援計画の策定等の避難誘導體制の整備、避難訓練の実施に努める。また、避難行動要支援者名簿については、名簿の作成に必要な個人情報の利用が可能となるよう個人情報保護条例との関係を整理するとともに、名簿の活用に関して平常時と災害発生時のそれぞれについて避難支援者に情報提供を行うための体制を整備する。

町、消防団、自主防災組織は、ハザードマップも活用しつつ、病院、介護保険関係施設、保健福祉センター等の避難所（一時的な避難所を含む。）への活用を促進し、要配慮者の避難行動時間の短縮及び避難支援者への負担軽減を図る。

また、町は、福祉関係者等の協力も得つつ、避難所における介護・ケアなどの支援活動を充実させるため、広域的な派遣体制づくりも含めた人員確保や、障がい者等の要配慮者専用の避難所設置についての検討を行う。

## 11 福祉避難所（二次的な避難施設）の選定（福祉保険課）

町及び関係機関は、県と連携を図りながら、社会福祉施設、公共宿泊施設等の管理者との協議により、要援護高齢者、障がい者等が相談等の必要な生活支援が受けられるなど、安心して生活ができる体制を整備した、福祉避難所(二次的な避難施設)の選定に努める。

### (1) 福祉避難所の選定

福祉避難所は、既存の社会福祉施設等の中から選定する。

### (2) 人材の確保

社会福祉施設管理者は、要援護高齢者、障がい者等の相談や介助等の支援対策が円滑に実施できる人材の確保に努める。

## 12 児童生徒等への対応（学校教育課）

町及び県は、学校等が保護者との間で、地震災害発生時における児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールをあらかじめ定めるよう促すものとする。

町は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、地震災害発生時におけるこども園等の施設と町間、施設間の連絡・連携体制の構築に努める。

### 13 帰宅困難者への対応（総務課、消防本部、消防団）

あらかじめ、地震災害発生現象のために帰宅することが困難となり、又は移動の途中で目的地に到達することが困難となった者（以下「帰宅困難者」という。）の発生による混乱を防止し、安全な帰宅を支援するための対策の推進に努める。

### 14 孤立地域への対応（総務課、消防本部、消防団）

孤立のおそれがある集落の実態把握に努め、通信手段の確保、救助救援体制の整備、備蓄等の対策を推進する。

#### ※ 資料

避難収容関係（資料編 12－（1）～（5））

## 第13節 食料、飲料水及び生活物資確保計画

住宅の被災等による食料、飲料水及び生活物資の喪失、ライフラインや流通機能の一時的な停止等が起こった場合、被災者への生活救援物資の迅速な供給を行うため、物資等の備蓄や調達体制の整備を図る。

《実施担当》

総務課、香川県広域水道企業団

### 1 食料等の確保（総務課）

町及び県は、食料について、乳アレルギー等の食物アレルギーへの対応や特別な配慮を要する避難者向けの物資も含め、地震災害時に提供可能な在庫状況の確認を行うとともに、関係業界等とあらかじめ協定を締結するなどして、調達の確保を図る。なお、平時から、訓練等を通じて、運送手段等の確認を行うとともに、協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努めるものとする。

県は、米穀について、農林水産省の災害救助用米穀の供給制度を活用し、確保する。

町及び県は、地震被害想定調査に基づき、外部支援の時期や孤立が想定されるなど地域の地理的条件や過去の災害等も踏まえて、食料等の確保目標を設定し、あらかじめ備蓄倉庫等を確保して備蓄及び物資調達・輸送調整等支援システムを活用した在庫状況の登録に努めるとともに、輸送方法等の輸送体制の整備を図る。その際、燃料不足により支障が生じることのないよう、必要な燃料供給等について、あらかじめ協定を締結するなど、関係業界の協力を得て調達の確保を図る。

### 2 飲料水の確保（総務課、香川県広域水道企業団）

水道事業者は、給水関連施設の耐震性の確保を推進するとともに、地震災害時の応急給水に必要な要員の確保や給水タンク、給水車、浄水器等の給水資機材の整備を図る。

水道事業者は、飲料水について、地震災害時に提供可能な在庫状況の確認を行うとともに、関係業界等とあらかじめ協議して、調達体制の整備を図る。なお、平時から、訓練等を通じて、運送手段等の確認を行うとともに、協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努めるものとする。

水道事業者は、地震被害想定調査に基づき、外部支援の時期や孤立が想定されるなど地域の地理的条件や過去の災害等も踏まえて、飲料水の確保目標を設定し、あらかじめ備蓄倉庫を確保して備蓄及び物資調達・輸送調整等支援システムを活用した在庫状況の登録に努めるとともに、輸送方法等の輸送体制の整備を図る。その際、燃料不足により支障が生じることのないよう、必要な燃料供給等について、あらかじめ協定を締結するなど、関係業界の協力を得て調達の確保を図る。

### 3 生活物資の確保（総務課）

町及び県は、地震被害想定調査に基づき、外部支援の時期や孤立が想定されるなど地域の地理的条件や過去の災害等も踏まえて、生活物資の確保目標を設定し、あらかじめ備蓄倉庫等を確保して毛布、日用品等の備蓄及び物資調達・輸送調整等支援システムを活用した在庫状況の登録に努めるとともに、輸送方法等の輸送体制の整備を図る。その際、燃料不足により支障が生じることのないよう、必要な燃料供給等について、あらかじめ協定を締結するなど、関係業界の協力を得て調達の確保を図る。また、地震災害時に生活物資が円滑に確保できるよう、関係業界等に協力を依頼するとともに、主要な供給先との供給協定の締結に努める。なお、平時から、訓練等を通じて、運送手段等の確認を行うとともに、協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努めるものとする。

生活物資の備蓄については、それぞれの世代や男女のニーズの違いなど、あらゆる視点にたって配慮するものとする。

### 4 町民による備蓄

町民は、防災の基本である「自らの身は自らで守る」という原則に基づき、災害時に備え、食料や飲料水（1人1日3リットルを基準とする。）等の家庭備蓄を最低でも3日分、できれば1週間程度備蓄するように努める。

また、避難するときに持ち出す最低限の食料及び飲料水、生活用品についても、併せて準備しておくよう努める。

### 5 物資の集積拠点の指定（総務課）

町は、一次（広域）物資拠点等からの緊急物資等（医薬品等を含む。）の受入、一時保管、仕分け及び各指定避難所への物資輸送等を行うため、公共施設、広場等を二次（地域）物資拠点としてあらかじめ指定し、その情報を物資調達・輸送調整等支援システムに登録しておく。

#### ※ 資料

給水用車両、器具等保有状況（資料編 9－（1））

## 第14節 文教災害予防計画

学校その他の教育機関（以下「学校等」という。）の幼児、児童、生徒、教職員等の生命、身体の安全を図り、学校等の土地、建物その他工作物（以下「文教施設」という。）及び設備を地震災害から守るため、防災体制の整備、訓練の実施、文教施設等の点検、整備等を行うとともに、文化財の保護対策を推進する。

《実施担当》

学校教育課、生涯学習課、消防本部
------------------

### 1 学校等における防災対策

校長等は、地震災害に備えて、町又は県の指導により、次の措置を講じる。

#### (1) 防災体制の整備

ア 地震災害時において、迅速かつ適切な対応を図るため、地震災害に備えて、教職員の役割分担の明確化や連携体制の整備を推進する。また、地震に関する防災体制の整備状況を定期的を確認する。さらに、指定避難所に指定されている学校については、町の防災担当部局と連携し、指定避難所開設時の協力体制の確立に努める。

イ 学校等の立地条件等を考慮し、地震災害時の応急対策計画を作成するとともに、指導の方法や内容等について、明確な計画を立てておく。

ウ 地震災害時の事前措置・事後措置及び保護者との連絡方法等を検討し、その周知を図る。

エ 教育委員会、警察署、消防本部及び保護者への連絡網を作成するとともに、協力体制を確立する。

オ 勤務時間内外における所属職員への連絡先や非常招集の方法を定め、職員にその周知を図る。

#### (2) 防災教育の実施

児童生徒等の安全と家庭への防災意識の普及を図るため、学校における体系的な防災教育に関する指導内容の整理、防災教育のための指導時間の確保など防災教育の充実に努める。また、学校において外部の専門家や保護者等の協力の下、防災に関する計画やマニュアルの策定に努める。

#### (3) 防災上必要な訓練の実施

児童生徒等及び教職員の防災に対する意識の高揚を図り、地震災害時に適切な行動がとれるよう、情報の伝達、避難、誘導等防災上必要な計画を立てるとともに、実践的な訓練を行う。

#### (4) 登下校時の安全確保

登下校時の児童生徒等の安全を確保するため、地震災害発生時における児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールをあらかじめ定めるよう努め、安全な通学路や児童生徒等の誘導方法、保護者との連携方法等危険回避の方法と併せて、児童生徒等、保護者、



関係機関等に周知徹底を図る。

#### (5) 学校以外の教育機関の防災対策

地震災害時において、迅速かつ適切な対応を図るため、地震災害に備えて職員の任務の分担、連携等について組織の整備を図るとともに、職員の防災に対する意識の高揚を図り、地震災害時に適切な行動がとれるよう、情報の伝達、避難、誘導等防災上必要な計画を立てるとともに実践的な訓練を行う。

## 2 文教施設等の点検、整備

町は、文教施設、設備を地震災害から守るため、定期的に点検を行い、危険箇所又は要補修箇所の早期発見に努めるとともに、これらの改善を図る。また、被災したときに備えて、施設、設備の補修、補強等に必要な資機材を整備する。

## 3 文化財の保護

町及び県は、文化財の被害の発生及び拡大を防止するため、文化財の適切な保護・管理体制を確立するとともに、自動火災報知設備、消火器、消火栓、貯水槽、防火壁等の防災施設の整備や耐震対策を促進する。

## 第15節 ボランティア活動環境整備計画

地震災害時におけるボランティア活動が円滑かつ効果的に行えるよう、ボランティアの自主性を尊重しつつ、平常時から関係団体と連携し、ボランティアの登録、支援体制の整備等、活動環境の整備を図る。

《実施担当》

福祉保険課、町社会福祉協議会
----------------

### 1 協力体制の確立

町及び県は、香川県社会福祉協議会、町社会福祉協議会、日本赤十字社香川県支部、NPO・ボランティア等と連携し、平常時から当該団体の活動支援やリーダーの育成を図るとともに、地震災害時においてボランティア活動が円滑に行われるよう、連携体制の確立に努める。

### 2 ボランティア活動の啓発等

町及び県は、関係団体と連携し、ボランティア活動への町民の積極的な参加を呼びかけるため、ボランティア活動の情報提供や活動推進のための広報、啓発等に努める。

また、香川県社会福祉協議会、町社会福祉協議会、日本赤十字社香川県支部、NPO・ボランティア等との連携により、地震災害時においてボランティア活動の受入や調整を行う体制、ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進する。

そのほか、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するように努め、地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、ボランティア活動の環境整備に努める。

### 3 防災ボランティアの登録等

日本赤十字社香川県支部において、災害救援のボランティア活動に参加協力する団体及び個人を赤十字防災ボランティアとして、事前登録するとともに、必要な研修、訓練を行う。

## 第16節 要配慮者対策計画

要配慮者に対し、地震災害時に迅速かつ的確な対応を図るため、要配慮者の状態に配慮した体制を整備する。

また、防災知識の普及、訓練を実施するに際しても、地域において要配慮者を支援する体制の整備とともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するように努める。

《実施担当》

総務課、福祉保険課、住民生活課、企画政策課、消防本部、消防団

### 1 社会福祉施設等入所者等の対策（福祉保険課）

町及び県は、被災者の救出や受入の調整が迅速に行えるよう、社会福祉施設等の被害状況を把握するシステム等を活用した体制の整備に努める。

また、社会福祉施設等の所有者又は管理者は、関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成するとともに、定期的に避難訓練を実施するものとする。また、災害支援に関する具体的な計画の概要の掲示や、地震災害時の連携協力体制の整備のほか、次の措置を講じるよう努める。

- (1) 地震災害の予防や地震災害時の迅速、的確な対応のため、あらかじめ災害支援に関する具体的な計画を作成するとともに、自衛防災組織等を整備し、動員体制、非常招集体制、緊急連絡体制、避難誘導體制等の整備に努める。また、地震災害時に協力が得られるよう、平常時から近隣施設、地域住民、ボランティア団体等と連携を図っておく。
- (2) 利用者及び従事者等に対して、避難経路及び指定緊急避難場所・指定避難所を周知し、基本的な防災行動がとれるよう、防災教育を行うとともに、利用者の実態に応じた防災訓練を定期的実施する。
- (3) 定期的に施設、設備等を点検し、必要な修繕や家具の固定等の対策等を行うとともに、施設内部や周辺のバリアフリー化等に努める。また、地震災害時に利用者等の生活維持に必要な食料、飲料水、介護用品等の備蓄を行うほか、予想される災害の種類に応じた防災資機材や非常用自家発電機等の整備に努める。
- (4) 地震災害時の入所者等の安全の確保を図るため、施設の倒壊等による入所者等の他施設への移送、収容等についての、施設相互間の応援協力体制や、県、町、関係機関、地域住民等との連携協力体制の整備に努める。

### 2 在宅の避難行動要支援者の対策（総務課、福祉保険課、消防本部、消防団）

- (1) 町は、地域の実情に応じた要配慮者支援対策を推進するため、要配慮者避難支援プランを整備・活用する。また、要配慮者避難支援プラン及び避難行動要支援者名簿を整備、更新するとともに、災害時に効果的に利用することで適切な援護を行う。特に、

避難行動要支援者名簿については、名簿の作成に必要な個人情報の利用が可能となるよう個人情報保護条例との関係を整理するとともに、名簿の活用に関して平常時と災害発生時のそれぞれについて避難支援者に情報提供を行うための体制を整備する。具体的な手順については、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」を踏まえ実施する。また、避難支援に係る細目的な事項については、全体計画に定める。さらに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用を支障が生じないように、名簿情報の適切な管理に努める。

#### ア 避難行動要支援者の範囲

- (ア) 70歳以上のみの世帯に属する者のうち、自力避難ができない者
- (イ) 70歳以上の一人暮らしの者で、自力避難ができない者
- (ウ) 身体障がい者手帳1・2級を所持する者
- (エ) 療育手帳○A、Aを所持する知的障がい者
- (オ) 精神障がい者保健福祉手帳1級を所持する者
- (カ) 要介護認定3以上の者
- (キ) 難病患者等のうち自力避難ができない者
- (ク) その他、特に町長が避難行動に支援が必要と認めた者

#### イ 避難支援等関係者

- (ア) 自治会、町内会
- (イ) 自主防災組織
- (ウ) 民生委員・児童委員
- (エ) 消防団
- (オ) 社会福祉協議会などの関係機関団体
- (カ) 琴平警察署
- (キ) 仲多度南部消防組合消防本部

#### ウ 名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法

- (ア) 福祉保険課より提供
- (イ) 健康増進課より提供
- (ウ) 県福祉部局に提供依頼
- (エ) 社会福祉協議会に提供依頼
- (オ) 手上げ方式（要支援者の範囲外の者）
- (カ) 住民基本台帳

#### エ 名簿の更新に関する事項

- (ア) 住民基本台帳（必ずしも住民基本台帳に記載されている住所に限定されないことに留意する。）
- (イ) 避難支援等関係者による名簿の確認（転居や入院により避難行動要支援者名簿から削除された場合、該当者の名簿情報の提供を受けている避難支援等関係者に対して、避難行動要支援者名簿の登録から削除されたことを避難支援等関係者に周知する。）

(ウ) 関係機関からの情報提供（例としては、社会福祉施設等へ長期間の入所等をしたことを把握した場合も避難行動要支援者名簿から削除する。）

※ なお、避難行動要支援者の状況は常に変化しうることから、町は避難行動要支援者の把握に努め、避難行動要支援者名簿を更新する期間や仕組みをあらかじめ構築し、名簿情報を最新の状態に保つ。

オ 名簿の情報の提供に際し、情報の漏えいを防止するために町が求める措置及び町が講じる措置

(ア) 避難行動要支援者名簿には避難行動要支援者の氏名や住所、連絡先、要介護状態区分や障がい支援区分等の避難支援を必要とする理由等、秘匿性の高い個人情報も含まれるため、避難行動要支援者名簿は、当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に対し、避難行動要支援者本人の同意を得ることにより、又は、町の条例の定めにより、あらかじめ提供する。

なお、発災時には避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等を行うことに留意する。

(イ) 町内の一地区の自主防災組織に対して町内全体の避難行動要支援者名簿を提供しないなど、避難行動要支援者に関する個人情報が無用に共有、利用されないよう指導する。

(ウ) 災害対策基本法に基づき避難支援等関係者個人に守秘義務が課せられていることを十分に説明する。

(エ) 施錠可能な場所への避難行動要支援者名簿の保管を行うよう指導する。

(オ) 受け取った避難行動要支援者名簿を必要以上に複製しないよう指導する。

(カ) 避難行動要支援者名簿の提供先が個人ではなく団体である場合には、その団体内部で避難行動要支援者名簿を取扱う者を限定するよう指導する。

(キ) 名簿情報の取扱状況を報告させる。

(ク) 避難行動要支援者名簿の提供先に対し、個人情報の取扱いに関する研修を開催する。

カ 要配慮者が、円滑に避難のための立退きを行うことができるための通知又は警告の配慮

(ア) 町は、自然災害発生時に避難行動要支援者が円滑かつ安全に避難を行うことができるよう「避難情報の判断・伝達マニュアル」を参考に、高齢者等避難、避難指示の発令等の判断基準に基づき、適時適切に発令する。

(イ) 避難支援等関係者が、避難行動要支援者名簿を活用して着実な情報伝達及び早い段階での避難行動を促進できるよう、その発令及び伝達にあたっては、以下の点に留意する。

- ・ 高齢者や障がい者等にも分かりやすい言葉や表現、説明などにより、一人一人に的確に伝わるようにする。
- ・ 同じ障がいであっても、必要とする情報伝達の方法等は異なる。

・高齢者や障がい者に合った、必要な情報を選んで流すこと。

(ウ) 避難行動要支援者自身が情報を取得できるよう、日常的に生活を支援する機器等への災害情報の伝達も活用するなど、多様な手段を活用して情報伝達を行う。

#### キ 避難支援等関係者の安全確保

町は、地域において、避難の必要性や避難行動要支援者名簿の意義、あり方を説明するとともに、地域で避難支援等関係者等の安全確保の措置を決めておく。

避難支援は避難しようとする人を支援するものであり、避難することについての避難行動要支援者への理解は、平常時に避難行動要支援者名簿の提供に係る同意を得る段階で得ておく。

避難支援等関係者等の安全確保の措置を決めるにあたっては、避難行動要支援者や避難支援等関係者等を含めた地域住民全体で話し合っ、ルールを決め、計画を作り、周知することが適切である。そのうえで、一人一人の避難行動要支援者に避難行動要支援者名簿制度の活用や意義等について理解してもらうことと合わせて、避難支援等関係者等は全力で助けようとするが、助けられない可能性もあることを理解してもらう。

(2) 町は、あらかじめ自治会、町内会、民生委員・児童委員、自主防災組織等の活動を通じて、要配慮者の状況を把握し、地震災害時に迅速な対応ができる体制の整備に努める。

また、把握した情報について、個人情報保護法令等との整合を確保しつつ、関係機関において共有するとともに、避難訓練を実施するなど、連携の強化に努める。また、町は、地域と連携して、個々の避難行動要支援者毎に、支援主体や支援方法等について、個別避難計画の作成に努め、災害時に効果的に利用することで適切な避難支援を行う。県は、必要に応じて、町に対し助言、情報提供等を行う。

(3) 町は、防災担当部局と福祉担当部局の連携の下、すべての地域包括支援センターに「まんのう町総合防災ハザードマップ」の掲示や避難訓練のお知らせ等の防災関連パンフレット等を設置する。また、町は、高齢者の避難行動の理解促進に向けて、平常時から地域包括支援センター、ケアマネジャーと連携を図る。

(4) 難病患者等への対応のため、町は、県との連携を図る。また、町及び県は、情報を共有し連携を図るとともに、必要に応じて、個別の難病患者等に対する支援計画を作成するなど支援体制の整備に努める。

### 3 福祉避難所の指定等（福祉保険課）

(1) 町は、指定避難所内の一般の避難スペースでは生活することが困難な障がい者等の要配慮者が相談や介助等の必要な生活支援が受けられるよう、福祉エリアを設けるほか、必要に応じて、社会福祉施設等の管理者との協議により、安心して生活ができる体制を整備した、福祉避難所の指定、指定の拡充及び設置・運営マニュアルの作成に努める。

(2) 町は、平坦で幅員の広い避難路、車いすも使用できる指定避難所、大きな字で見やす

い標識板等の要配慮者に配慮した防災基盤整備に努める。

#### 4 外国人の対策（総務課、住民生活課、企画政策課）

(1)町は、外国人に対して、地震災害時に円滑な支援ができるよう、外国人の人数や所在の把握及び指定避難所等の標示板等に外国語を併記するよう、努める。

(2)町及び県は、外国語による防災に関するパンフレット等の作成・配布や防災訓練の実施等により、防災知識の普及啓発に努める。

(3)県は、地震災害時にも外国人が円滑にコミュニケーションを図れるよう、通訳ボランティア等の確保を図る。

#### 5 旅行者等の対策（総務課、消防本部、消防団）

町は、旅行者等土地に不慣れな者が、地震災害時に円滑な避難行動がとれるよう、関係機関等と連携し、体制の整備に努める。

#### 6 避難行動要支援者からの情報提供（総務課、福祉保険課、消防本部、消防団）

高齢者、障がい者等で避難に支援が必要となるものは、町、自主防災組織等に、あらかじめ安否確認や避難等の際に必要な自らの情報を提供するよう努めるものとする。

## 第17節 防災訓練実施計画

災害対策活動の習熟、防災関係機関の連携強化、町民の防災意識の高揚等を図るため、地震災害時の状況を想定した具体的かつ効果的な各種訓練を、要配慮者等に十分配慮して定期的、継続的に実施するとともに、訓練後には、評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行う。

《実施担当》

全課、消防本部、消防団
-------------

### 1 防災訓練の実施（全課）

町及び防災関係機関は、南海トラフ地震を想定した防災訓練を、少なくとも年1回以上実施するものとする。

また、防災訓練は、地震発生から避難のための災害応急対策を含めたものとする。

なお、訓練を行うにあたっては、訓練の目的を具体的に設定したうえで、地震及び被害の想定を明らかにするとともに、あらかじめ設定した訓練効果が得られるように訓練参加者、使用する器材及び実施時間等の訓練環境などについて具体的な設定を行うなど実践的なものとなるよう工夫することとし、毎年その訓練内容を充実するよう努めるものとする。

### 2 総合訓練（全課）

町及び県は、大規模な地震災害の発生を想定して、防災関係機関、ライフライン事業者、要配慮者も含めた町民、自主防災組織、その他関係団体等多様な主体の協力を得てその緊密な連携の下に、次に掲げる個別訓練等を組み合わせた総合的な訓練を行う。

- (1) 情報の収集・伝達、災害広報
- (2) 水防、消防、救出・救助
- (3) 避難誘導、指定避難所・救護所設置運営、応急医療、炊出し
- (4) ライフライン応急復旧、道路啓開（道路機能の確保）
- (5) 偵察、警戒区域の設定、警備、交通規制
- (6) 救援物資及び緊急物資輸送
- (7) 緊急地震速報への対応

### 3 災害対策本部設置運営訓練（総務課）

町及び県は、地震災害時において、災害対策本部の運営を適切に行うため、本部の設置、職員の動員配備、情報収集、本部会議の開催等の訓練を行う。なお、地震災害時において、意見聴取・連絡調整等のため、災害対策本部に防災関係機関の出席を求めることも想定し、防災関係機関と連携した訓練の実施に努める。



#### 4 図上訓練（全課）

町及び県は、地震災害発生時に起こりうる様々な状況を想定し、それに対して情報収集・分析、伝達、決定等の対応を実施する図上訓練を行う。

#### 5 消防訓練（総務課、消防本部、消防団）

町及び消防機関は、地震災害時において、消防計画に基づく消防活動を円滑に実施するため、消火、救助活動等の訓練を行うとともに、必要に応じ大規模火災、林野火災等を想定した訓練を行う。

#### 6 危険物防災訓練（総務課、消防本部）

町及び消防本部が主体となり、必要に応じて防火訓練等危険物防災に関する訓練を実施する。

#### 7 避難救助訓練（全課、消防本部、消防団）

訓練実施にあたっては、要配慮者への支援体制を考慮する。

(1)町及び県は、地震災害時において、避難活動や救助活動等を円滑に実施するため、水防、消防等の訓練と併せて、避難誘導、指定避難所開設、人命救助、救護所開設等の訓練を行う。

(2)学校、病院、複合ビル等多人数を収容する特殊建築物の管理者は、収容者等の人命保護のため特に避難について、その施設の整備を図り、訓練を行う。

#### 8 非常通信連絡訓練（総務課、琴南支所、仲南支所）

町、県及び防災関係機関は、地震災害時における通信の円滑化を図るため、非常通信協議会等の協力を得て、感度交換、模擬非常通報等の訓練を行う。

#### 9 非常招集訓練（全課、消防本部、消防団）

町、県及び防災関係機関は、地震発生時において、短時間に非常配備体制が確立できるよう、勤務時間外における職員等の参集訓練を行う。

#### 10 自主防災組織等における訓練（総務課、琴南支所、仲南支所、消防本部）

町民の防災行動力の強化、防災意識の向上、組織活動の習熟、防災関係機関等との連携を図るため、町及び消防機関の指導の下に、地域の事業所とも協調して、緊急地震速報への対応、情報伝達、初期消火、応急救護、避難、避難行動要支援者の安全確認・避難誘導、指定避難所運営等の訓練を行う。

#### 11 広域的な防災訓練（総務課、消防本部）

町及び消防本部は、県が他の都道府県と「危機事象発生時の四国4県広域応援に関する基本協定（平成19年2月5日締結）」等に基づき、相互の応援体制を確立するため、県域

を越えて行う広域的な防災訓練に、積極的に参加若しくは参観し、相互の連絡を密にする  
とともに、地震発生の際の混雑を最小限に防止し得るよう努める。

## 第18節 防災知識等普及計画

地震災害時における被害の拡大の防止、災害応急対策の効果的な実施等を図るため、要配慮者等に十分配慮して、防災関係職員に対して計画的かつ継続的な防災研修を行う。また、町民に対する防災知識等の普及にあたっては、公民館等の社会教育施設を活用するなど、地域コミュニティにおける多様な主体を意識した防災に関する教育の普及推進を図る。

《実施担当》

総務課、建設土地改良課、学校教育課、消防本部

### 1 防災知識の普及（総務課、消防本部）

自らの身の安全は自らが守るのが防災の基本であり、町民はその自覚を持ち、食料、飲料水等の備蓄など平常時から地震災害に対する備えを心がけるとともに、地震災害時には、自らの身の安全を守るよう、行動することが重要である。また、地震災害時には、近隣の負傷者、避難行動要支援者等を助けること、指定緊急避難場所・指定避難所で自ら活動すること、あるいは町、県等が行っている防災活動に協力すること等が求められる。

このため、町及び県は、教育機関、民間団体等との密接な連携のもと、防災に関する冊子等の配布や周知、有識者による研修や講演会、実地研修の開催等により、防災教育を推進するなど、防災知識の普及啓発を図る。

### 2 災害情報の提供等（総務課）

町及び県は、災害状況を記録し、及び公表する。

町は、地形、地質、過去の地震災害記録、予測される被害その他の災害に関する情報を町民に提供する。また、災害予測を示した地図を作成し、及び町民に周知する。

県は、町の上記施策の実施を支援する。

### 3 職員に対する防災研修（総務課、消防本部）

町及び防災関係機関は、地震災害時における適正な判断力等を養成し、災害応急対策の円滑な実施を図るため、また職場内における防災体制を確立するため、防災訓練の実施、防災講演会・講習会の開催、見学・現地調査の実施、防災活動手引書の配布等あらゆる機会を活用して、職員に対して次に掲げる事項について、防災研修を行う。

- (1) 地震災害に関する基礎知識、地域防災計画等の概要
- (2) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- (3) 地震・津波に関する一般的な知識
- (4) 地震が発生したときに、職員がとるべき具体的行動に関する知識及び果たすべき役割（動員体制、任務分担等）
- (5) 地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- (6) 今後地震対策として取り組む必要のある課題

(7) その他災害対策上必要な事項

4 町民に対する普及啓発（総務課、建設土地改良課、消防本部）

- (1) 町は、「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスクととるべき避難行動等についての町民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、住民主体の取組を支援・強化することにより、社会全体としての防災意識の向上を図る。
- (2) 町及び県は、町民の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、自然災害によるリスク情報の基礎となる防災地理情報を整備するとともに、防災に関する様々な動向や各種データをわかりやすく発信する。また、広報紙、パンフレット、まんのう町総合防災ハザードマップ等の配布、ラジオ・テレビ・新聞等マスメディアの活用等の方法により、地震発生時において、町民が的確な判断に基づき行動できるよう、地域コミュニティの多様な主体の関わりの中で、地震災害に関する正しい知識や防災対応について、普及啓発を図るほか、平常時からまんのう町総合防災ハザードマップ等を活用した地域における災害リスクの確認を促進するよう周知に努める。さらに、体験学習を通して防災意識の普及啓発を図るため、体験型啓発施設等を積極的に活用する。

なお、普及啓発にあたっては、地域の実態に応じて地域単位、職場単位等で行うものとし、県民防災週間（7月15日から7月21日）、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン等の予防運動実施時期を中心に行う。

- (1) 地域防災計画等の概要、自主防災組織の意義
- (2) 緊急地震速報を受けた際にとるべき行動
- (3) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- (4) 地震に関する一般的な知識
- (5) 地震が発生した場合における出火防止、近隣の人々と協力して行う救助活動、初期消火及び自動車の運転者等に対する自動車運行の自粛等防災上とるべき行動に関する知識
- (6) 正確な情報入手の方法
- (7) 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
- (8) 各地域におけるがけ地崩壊危険地域等に関する知識
- (9) 高齢者等避難・避難指示の意味や内容、発令時にとるべき行動
- (10) 指定緊急避難場所及び指定避難所、避難路、指定避難所での行動等、避難に関する知識
- (11) 避難生活に関する知識
- (12) 平素町民が実施しうる応急手当、出火防止、ブロック塀の倒壊防止等の対策の内容
- (13) 被災体験の伝承
- (14) 最低でも3日分、できれば1週間分程度の食料、飲料水、生活必需品等の備蓄、非常持出品（貴重品類、救急用具、懐中電灯、ラジオ等）の準備

- (15) 家具等の転倒防止対策等家庭での予防・安全対策
- (16) 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え
- (17) 飼い主による家庭動物との同行避難や指定避難所での飼育についての準備
- (18) 様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中、海岸付近にいるとき等）で地震災害時にとるべき行動
- (19) 地震災害時における家族内の連絡体制の確保、地震災害時の家族等の安否確認のためのシステム（災害伝言ダイヤル（171）や災害用伝言サービス等）の活用
- (20) 応急手当、救命処置等に関する知識
- (21) 防災関係機関が講ずる災害応急対策
- (22) 住居の耐震診断と必要な耐震改修
- (23) 津波に関する知識の普及（一般知識としての記載）
  - ア 強い地震（震度4以上）を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに海浜から離れ、急いで安全な場所に避難すること。
  - イ 地震を感じなくても、大津波警報、津波警報、津波注意報が発表されたときは、直ちに海浜から離れ、急いで安全な場所に避難すること。
  - ウ 正しい情報をラジオ、テレビ、インターネット、広報車などを通じて入手すること。
  - エ 津波は繰り返し襲ってくるので、警報、注意報が解除になるまで気をゆるめないこと。

## 5 学校等における防災教育（総務課、学校教育課、消防本部）

### (1) 児童生徒等に対する防災教育

校長等は、各教科、道徳や総合的な学習の時間、特別活動など、教育活動全体を通じて、地震災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において自らの安全を確保するとともに、進んで他の人々や集団、地域の安全に役立つことができるように、学校における日常の安全対策や地震災害時の危機管理などを盛り込んだ防災に関する手引等を用い、地震災害の基本的な知識や地震発生時の適切な行動等について教育を行う。また、地域の自主防災組織が実施する訓練等への参加に努めるなど、地域と一体となった取組を推進する。

特に、地震や津波に対する避難や地震災害時における危険の回避及び安全な行動の仕方については、児童生徒等の発達段階や学校等の立地条件、地域の特性等に応じた教育を行う。

### (2) 教職員に対する防災教育

校長等は、学校における日常の安全対策や地震災害時の危機管理などを盛り込んだ防災に関する手引等を用い、地震災害時に教職員のとるべき行動とその意義、児童生徒等に対する指導、負傷者の応急手当、地震災害時に特に留意する事項等に関する研修を行うとともに、その内容の周知徹底を図る。

## 6 防災上重要な施設の管理者等に対する啓発（消防本部）

町及び消防本部は、危険物を有する施設、病院、ホテル・旅館、大規模小売店舗等の防災上重要な施設の管理者等に対して、地震に関する知識の普及や防災教育の実施に努める。

## 7 企業防災の促進（総務課、消防本部）

企業は、災害時に企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努めるものとする。具体的には、各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等の重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなど事業継続マネジメント（BCM）の取組を通じて、防災活動の推進に努めるものとする。特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者や医療機関など災害応急対策等に係る業務に従事する企業等は、国及び地方公共団体が実施する企業等との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努めるものとする。

中小企業・小規模事業者は、上記の取組が困難な場合、防災・減災対策の第一歩として、自然災害等による自社の災害リスクを認識し、事業活動の継続に向けた事前対策を盛り込む事業継続力強化計画を作成し、事業活動への影響を軽減するよう努めるものとする。

町及び県、各業界の民間団体は、広報紙、パンフレット等の配布、ラジオ・テレビ・新聞等マスメディアの活用、防災に関する講演会等の方法により、地震・災害時において、企業が的確な判断に基づき行動できるよう、地震・災害に関する正しい知識や防災対応について普及啓発を図り、来客者、従業員等の安全の確保、業務を継続するための取組に資する情報提供等を進めるとともに、企業のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図る。

また、町及び県は、企業の防災に係る取組の積極的評価等により、企業の防災力向上の促進が図られるよう施策を検討する。

企業は、地震発生時における施設の利用者等の安全確保や機械の停止等により被害の拡大防止を図るため、緊急地震速報受信装置等の積極的活用を図るよう努めるものとする。

## 8 防災意識調査（総務課）

町は、町民の地震についての知識と防災意識を把握するため、世論調査やアンケート調査等を実施し、その結果を参考にして、防災計画の見直しや町民の意識啓発計画の見直しを行う。

## 9 防災相談（総務課、建設土地改良課、消防本部）

町及び防災関係機関は、県と連携し、地震災害についての町民の相談に応じるため、いつでも相談に応じられる体制を整備する。

## 10 災害教訓の伝承（総務課、学校教育課、消防本部）

町民は自ら災害教訓の伝承に努めるものとする。

町及び県は、過去に起こった大地震災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、大地震災害に関する調査分析結果や各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう地図情報その他の方法により公開に努め、町民が災害教訓を伝承する取組を支援するものとする。

### ※ 資料

- 1 過去における県下の主な風水害等一覧（資料編 2－（1））
- 2 過去における県下の主な地震一覧（資料編 2－（2））
- 3 過去における主な林野火災一覧（資料編 2－（3））

## 第19節 自主防災組織等育成計画

地震災害時における被害の拡大の防止又は軽減を図るためには、町民の自主的な防災活動が極めて重要となるので、町民、事業所等による自主防災組織等の育成、指導に努めるとともに、消防団等の活性化を図る。また、自主防災組織の活動支援や消防団等との連携強化による活動の活性化などを推進する。事業所においては、自衛消防組織の充実強化等に取り組む。また、一定の地区内の町民及び事業者は、必要に応じて、地区防災計画を作成するなどにより、地区の防災活動を推進する。これらを通じて、地域の防災体制の充実を図る。

《実施担当》

総務課、福祉保険課、消防本部、消防団

### 1 地域住民等の自主防災組織（総務課、消防本部、消防団）

地震災害時においては行政や防災関係機関のみならず、地域住民が組織する自主防災組織による出火防止、初期消火、被災者の救出・救護活動等が非常に重要である。

町民は、地域における防災対策を円滑に行うため、自主防災組織を結成し、及びその活動に積極的に参加するよう努めるものとする。

本町の自主防災組織は、初期消火、避難等の防災訓練を実施しているが、自主防災組織の拡大を図るため、町は、地域住民に対し積極的に指導助言を行い、自主防災組織の育成を推進するとともに、自主防災組織による様々な地域活動団体との連携強化、実践的で多様な世代が参加できる防災訓練の充実、必要な資機材等の整備促進、自主防災組織のリーダーの研修や地区防災計画の作成の支援等に努める。その際、女性の参画の促進に努める。また、消防団と自主防災組織の連携を通じて地域コミュニティの防災体制の充実を図る。

なお、町は、地区住民等と連携の上、順次地区防災計画の作成を進めており、引き続き町内全地区の地区防災計画の作成を支援していくものとする。

自主防災組織の編成及び活動は、次により行う。

#### (1) 自主防災組織の編成

ア 地理的状況、生活環境からみて、町民の日常生活上の範囲として一体性を有する規模を念頭に、地域の実情に応じ、既存の町内会、自治会や小学校区などを活用して編成する。

イ 防災に関する多様な視点からの意見取入等のため、女性や多様な世代の参加を求める。また、看護師など地域内の専門家や経験者の参加も求める。

ウ 土砂災害警戒区域等災害危険度の高い地区は、特に重点を置き組織化を推進する。

#### (2) 自主防災組織の活動内容

自主防災組織は、防災対策に取り組むにあたっては、町、事業者、公共的団体その他関係団体と連携するよう努めるものとする。

(平常時の活動)

- ・平常時の備え及び地震災害時の的確な行動等に関する防災知識の普及



- ア 地震災害が発生する危険性が高い場所及びその場所の危険度の確認
- イ 地震災害発生現象の態様に応じた指定緊急避難場所・指定避難所、避難の経路及び方法等の確認
- ウ 避難情報の発令等の基準、災害対応における町との役割分担等についての町との協議
- エ 災害予測地図（ハザードマップ）等の作成及び地図の内容の町民への周知
- オ 地域の避難行動要支援者の安否確認、避難誘導、避難支援等の体制を整備
- カ 地震災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に地域住民がとるべき行動について、地震災害発生時、避難途中、指定緊急避難場所・指定避難所等における行動基準の作成及び周知
- キ 地域住民の防災意識の啓発及び高揚並びに地域防災力の向上を図るための研修等の実施
  - （ア）緊急地震速報への対応、初期消火、情報収集・伝達、救出・救護、避難等の防災訓練の実施
  - （イ）初期消火用資機材等の防災資機材及び応急手当用医薬品の整備点検
  - （ウ）食料、飲料水、生活必需品等の備蓄
  - （エ）地域における避難行動要支援者の把握  
（地震災害時の活動）
  - （ア）出火防止、初期消火の実施、正確な情報の収集・伝達
  - （イ）集団避難の実施、避難行動要支援者の安否確認、避難誘導、避難支援等
  - （ウ）救出・救護、炊出し等の実施、救援物資の分配、指定避難所の運営に対する協力等

## 2 事業所の自衛消防組織等（総務課、消防本部）

大規模な地震が発生した場合には、町内に立地する事業所における組織的な初期対応が被害の拡大を防ぐうえで重要であるので、町は、事業所における自衛消防組織等の育成指導を図る。

町は、各事業所が自衛消防組織等を中心として自主防災体制の確立を行うのを支援するとともに、事業所の地元地域への貢献という意味からも、自衛消防組織等を地域の自主防災組織の一つと位置づけて連携を図る。

事業所等は、従業員、利用者等の安全を守るとともに、地域に地震災害が拡大することのないよう的確な防災活動を実施するため、消防設備や防災設備等を整備充実するとともに、自衛消防組織等を充実強化するものとする。また、来客者、従業員等の安全を確保し、及び業務を継続するため、あらかじめ、防災対策の責任者及び地震災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に従業員がとるべき行動等を定めるとともに、従業員に対して研修等を行うよう努めるものとする。

事業所等は、町及び県が実施する防災対策の推進に協力するとともに、所有し、又は管理する施設を避難所等として使用することその他の防災対策について、地域住民及び自主

防災組織に積極的に協力するよう努めるものとする。地震災害時には、関係地域の自主防災組織と連携を図りながら、事業所及び地域の安全確保に努めるものとする。

このため、町、県、国は、事業所のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図るとともに、優良企業表彰、事業所の防災に係る取組の積極的評価等により事業所の防災力向上の促進を図る。また、町は、事業所を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスをを行う。

### 3 社会福祉施設の自衛消防組織等（福祉保険課、消防本部）

(1) 社会福祉施設は、要配慮者が利用することから、町は社会福祉施設の管理者を指導し、地震災害時の要配慮者の安全確保のための組織・体制の整備を促進する。

(2) 町は、自主防災組織や事業所の自衛消防組織等の整備及び指導を通じ、それらの防災組織と社会福祉施設との連携を図り、要配慮者の安全確保に関する協力体制を整備する。

(3) 社会福祉施設の管理者は、地震災害に備え、あらかじめ防災組織を整えるとともに、職員の任務分担、動員計画、緊急連絡体制、入所者の避難誘導等の地震防災対策について「社会福祉施設地震防災応急計画」を作成する。

特に、夜間等における消防機関等への緊急通報及び入所者の避難誘導體制に、十分配慮する。

(4) 社会福祉施設の管理者は、職員等に対する防災教育及び防災訓練を実施する。

(5) 社会福祉施設の管理者は、町及び自主防災組織等と連携し、施設入所者の安全確保に関する協力体制づくりに努める。

### 4 自主防災組織協議会（総務課、消防本部）

町は、地域の自主防災組織の区域内に、事業所の自衛消防組織等が存在する場合は、町民組織と事業所組織の連携を図るため、自主防災組織協議会の設置に努め、情報交換や相互の活動の調整及び協力の推進を図る。

### 5 消防団等の活性化（総務課、消防本部、消防団）

地域に密着した防災機関としての消防団は、消火、水防活動のみならず多数の動員を必要とする大規模地震災害時の救助救出活動、避難誘導等、防災活動に大きな役割が期待されていることから、町は、装備の充実、女性の入団促進を含めた団員の確保対策、知識技術の向上対策等を推進し、消防団の強化、活性化を図る。

水防団、水防協力団体についても、防災活動に大きな役割が期待されることから、その育成強化を図る。

### 6 町民及び事業者による地区内の防災活動の推進（総務課、消防本部、消防団）

町内の一定の地区内の町民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支

援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努めるものとする。この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として町防災会議に提案するなど、町と連携して防災活動を行うこととする。

## 第20節 被災動物の救護体制整備計画

災害時に動物を原因とする混乱や動物由来感染症等の危害の防止を図るため、飼い主が、飼っている動物とともに安全に避難ができ、指定避難所等での適正な飼養管理や、保護収容、治療等が的確（スムーズ）に実施できるよう、平常時から県等関係機関や（公社）香川県獣医師会、動物愛護団体等と連携、協力体制を確立し、飼い主への支援及び被災動物の救護活動体制を整備する。

《実施担当》

総務課、住民生活課

### 1 被災動物避難対策（飼い主の役割）

動物の飼い主は、日頃からその動物の生理、習性等を理解し、動物を飼っていない避難者へも配慮して、指定避難所へ適切な避難ができるよう、しつけやワクチンの接種をするとともに、動物用避難用品（ケージ等）を準備するよう努める。また、不必要な繁殖を防止するため、不妊・去勢手術を実施しておくよう努める。

また、地震災害時に逸走した動物を所有者である飼い主のもとに戻すことができるよう、飼い主は、飼養する動物に名札やマイクロチップなどで所有者明示（個体識別）を実施するよう努める。

### 2 特定動物対策

特定動物（危険な動物）の飼い主は、日頃から、災害発生時も想定した当該動物の脱出防止のため、施設や捕獲器具の点検、万一脱出した場合の関係機関への通報体制を確認するなど、当該動物による人の生命、身体又は財産に対する侵害を防止するために必要な措置をとる。

### 3 指定避難所における動物の適正飼養対策

町は、指定避難所での混乱を避けるため、動物との同行避難者を受入れられる施設の選定、町民への周知、受入や飼養管理方法等の体制整備に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。

また、動物との同行避難訓練を実施するよう努める。

### 4 被災動物救護活動対策

町は、県、（公社）香川県獣医師会、関係機関及び動物愛護団体等と協力して、被災動物の救護活動体制を整備し、地震災害時にはそれぞれが役割分担して救護活動できるよう協力、支援する。

## 第21節 帰宅困難者対策計画

通勤・通学、出張、買い物、旅行等で移動している者が、大規模地震発生時等に、公共交通機関の運行停止や道路の交通規制により、帰宅することが困難となり、又は移動の途中で目的地に到達することが困難となることが予測される。帰宅困難者の発生による混乱を防止し、安全な帰宅を支援するための対策の推進を図る。

《実施担当》

総務課
-----

### 1 町民への啓発

町及び県は、町民に対して、「地震災害発生時にはむやみに行動を開始しない」という基本原則の周知徹底を図るとともに、徒歩帰宅に必要な装備、家族との連絡手段の確保、徒歩帰宅路の確認等について、必要な啓発を図るものとする。

### 2 事業所等への啓発

町及び県は、事業所等に対して、一斉帰宅による混乱発生を防止するため、発災後、従業員や顧客等を一定期間滞在させることの重要性や、そのための食料・水・毛布等の備蓄の推進等について、必要な啓発を図るものとする。

### 3 指定避難所等の提供

町は、指定避難所に帰宅困難者が来訪した場合の対応方法をあらかじめ定めておくなど、指定避難所の運営体制の整備に努める。また、既に指定している指定避難所のほか、帰宅困難者が一時的に滞在できる施設の確保を検討する。

なお、滞在できる施設の確保にあたっては、男女のニーズの違いや要配慮者の多様なニーズに配慮する。

### 4 情報提供体制の整備

町及び県は、公共交通機関の運行状況や道路の復旧情報など帰宅するために必要な情報を、インターネット、CATV、指定避難所・防災拠点施設等における張り紙や、報道機関による広報など、多様な手段により、迅速に提供できる体制を整備するものとする。

### 5 安否確認の支援

町及び県は、地震災害時の家族・親戚等の安否確認のためのシステム（災害用伝言ダイヤル（171）や災害用伝言板サービス等）の効果的な活用が図られるよう普及啓発を図るものとする。

## 6 地震災害時の徒歩帰宅者に対する支援

町及び県は、コンビニエンスストア等を展開する法人等との間で、地震災害時の徒歩帰宅者への水道水やトイレの提供などを内容とした協定を締結するなど、徒歩帰宅者を支援する体制を整備する。

## 7 帰宅困難となる観光客等への対策

- (1) 町及び県は、現地の地理に不案内な観光客等(訪日外国人旅行者を含む。)に対して、パンフレットやチラシ、避難誘導標識などにより、避難対象地域、指定避難所等についての広報を行うよう努めるものとする。
- (2) 町は、県の支援のもと、特に観光地では、地理に不案内な帰宅困難者が発生することが見込まれるため、観光客等の安全な場所への避難誘導方法や公共交通機関の運行状況等の情報を迅速に提供する手段などをあらかじめ定め、地震災害時における観光客等への帰宅支援が円滑に実施できるよう体制整備を図る。また、既に指定している指定避難所のほか、帰宅困難者が一時的に滞在できる施設の確保を検討する。
- (3) 町及び県は、宿泊施設等の宿泊施設管理者に対して、宿泊客等の把握方法、安全な場所への避難誘導方法や公共交通機関の運行状況等の情報を迅速に提供するための取組を促進する。

## 第22節 業務継続計画（BCP）策定計画

大規模地震発生時等においても、必要な業務を継続して実施できるよう、業務継続計画（BCP）の策定等の推進を図る。町においては、平成29年度にまんのう町業務継続計画を策定し、首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定めており、随時見直しを行っている。

《実施担当》

総務課
-----

### 1 町業務継続計画

町は、防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、町民の生命、身体及び財産を地震災害から保護するために、災害応急対策業務や町民生活に密着した業務を継続して実施する必要があることから、業務継続計画を策定し、業務継続性の確保に努めている。また、計画の実行性を確保するため、地域や想定される災害の特性等を踏まえつつ、適宜評価を行い、継続的な見直し等を行っている。

### 2 事業者の事業継続計画

地震災害等による企業の事業中断は、企業の存立や地域経済に大きな影響を及ぼすものとして、企業の事業継続計画策定の必要性が指摘されている。

こうしたことから、町及び県は、事業継続計画作成のための情報提供を行うなど、事業者や事業者団体に対し、計画の策定及び実効性の確保を推進するよう働きかけるものとする。

### 3 地域継続計画の推奨

県は、香川大学、国、町、民間企業及びその他団体等と連携し、大規模かつ広域的な災害発生時においても、地域機能を継続するための地域継続計画（DCP）の策定・検討及びその普及について、積極的に推進するよう努めるものとする。

## 第3章 災害応急対策計画

### 第1節 活動体制計画

地震災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、町、県及び防災関係機関は、迅速かつ円滑な災害応急対策を実施するため、それぞれ災害対策本部等を設置し、災害情報を一元的に把握し、共有することができるように、活動体制を整備する。なお、災害応急対策を実施するにあたり、災害応急対策に従事する者の安全の確保を図るよう十分配慮するものとする。

《実施担当》

全班、防災関係機関

#### 1 町の活動体制

##### (1) 迅速な活動体制の確保

地震災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、的確かつ迅速な避難、救助、医療等の応急対策が講じられるよう必要な応急体制を速やかに確立する。

##### (2) まんのう町防災会議

町長を会長とし、まんのう町防災会議条例（平成18年条例第20号）に規定する機関の長等を委員として組織し、町の地域に係る防災に関し、地域防災計画の作成及び実施の推進、防災に関する重要事項の審議、各機関の実施する災害復旧の連絡調整等を図る。

##### (3) まんのう町災害対策本部

町長を本部長とし、まんのう町、まんのう町教育委員会等各種委員会事務局及びまんのう町議会事務局を統括する構成であり、その所掌事務としては、水防、災害救助その他の災害応急活動を包括している。

##### ア 災害対策本部の設置、解散

町長は、地震災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、災害応急対策を実施するため、次の基準に該当する場合、災害対策本部を設置する。

災害対策本部は、災害情報の収集、災害対策の実施方針の作成とその実施、関係機関の連絡調整を図る。

なお、複合災害が発生した場合において、対策本部が複数設置された場合は、重複する要員の所在調整、情報の収集、連絡の調整のための要員の相互派遣、合同会議の開催等に努めるものとする。

町長は、町の地域において地震災害の発生するおそれが解消したと認めたとき、又は災害応急対策がおおむね完了したと認めたときは、災害対策本部を解散する。

##### 【災害対策本部設置基準】

(ア) まんのう町で震度6弱以上を観測したとき。



(イ) その他異常な自然現象又は人為的原因による地震災害で町長が必要と認めるとき。

イ 災害対策本部室の設置場所

災害対策本部は、まんのう町役場本庁 3 階大会議室に設置する。

ただし、地震災害の規模、その他の状況により災害対策本部長が応急対策の推進を図るため、本部の移動が必要であると認めた場合は適宜移動する。

ウ 災害対策本部の組織

(ア) 本部長

本部長は、災害対策本部の事務を総括し、本部の職員を指揮監督する。

(イ) 副本部長

副本部長（副町長、教育長）は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。代理順位は①副町長、②教育長とする。

なお、本部長、副本部長ともに事故あるときは、総務課長がその職務を代理する。

(ウ) 本部員

a 本部員は、本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

b 本部員は、総務課長、企画政策課長、地域振興課長、税務課長、住民生活課長、福祉保険課長、健康増進課長、農林課長、建設土地改良課長、地籍調査課長、琴南支所長、仲南支所長、会計室長、学校教育課長、生涯学習課長、議会事務局長、消防長、消防団長をもって充てる。

(エ) 本部会議

a 本部長は、災害対策に関する重要な事項を協議決定し、その推進を図るため、必要に応じ本部会議を招集する。

b 本部会議は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

c 本部会議には、必要に応じて、自衛隊その他関係機関の出席を求めることができる。

d 本部会議の主な協議事項は次のとおりとする。

- ・ 動員配備体制の決定に関すること。
- ・ 重要な災害情報、被害情報の分析及びそれに伴う対策の基本方針に関すること。
- ・ 各班間の連絡調整事項の指示に関すること。
- ・ 自衛隊の派遣要請の要求に関すること。
- ・ 災害救助法の適用要請に関すること。
- ・ 他の地方公共団体等への応援要請に関すること。
- ・ その他重要な災害対策に関すること。

(オ) 本部事務局

a 本部事務局の所掌事務は、別表 1 のとおりとする。

b 本部事務局の職員は、総務班に所属する職員から、町長があらかじめ指名

した職員で構成する。

(カ) 班

- a 災害応急対策の全庁的な推進を図るため、災害対策本部に班を置く。
- b 各班の組織及び所掌事務は別表1のとおりとする。
- c 本部長は各班の課長のうち1名を班長に指名する。班長は、本部長の命を受け、班の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

なお、班長に事故あるときは、当該班の課長又は、課長補佐の職にある者がその職務を代理する。

(キ) 県の現地災害対策本部との連携

県が町に現地災害対策本部を設置した場合、本部事務局がこの組織との連携に努める。

エ 災害対策本部の設置、解散等の通知等（総務班）

町長は、本部を設置、移動又は解散したときは、その旨を知事、まんのう町防災会議委員、庁内各課、報道機関、その他関係機関に次のとおり連絡する。

通知及び公表先	通知及び公表の方法	担 当
庁 内 各 課	行政放送告知施設、庁内放送、庁内電話及び庁内LAN	総 務 班
報 道 機 関	F A X	総 務 班
関 係 機 関 等	行政放送告知施設、電話その他迅速な方法	本 部 事 務 局

オ その他

本部を設置したときは、本庁に「まんのう町災害対策本部」の標識板等を掲げ、内外にその設置を宣言するとともに、その所在を明らかにする。

(4) 現地災害対策本部

災害地において、災害対策本部の事務の一部を行うため、現地災害対策本部をおくことができる。

## 2 初動体制

勤務時間外の地震災害で、災害対策本部体制を確立するまでに時間を要するときは、本庁舎の宿日直者及び町長があらかじめ指名した職員並びに総務課職員により、各種情報の収集・伝達等の初期活動にあたる。

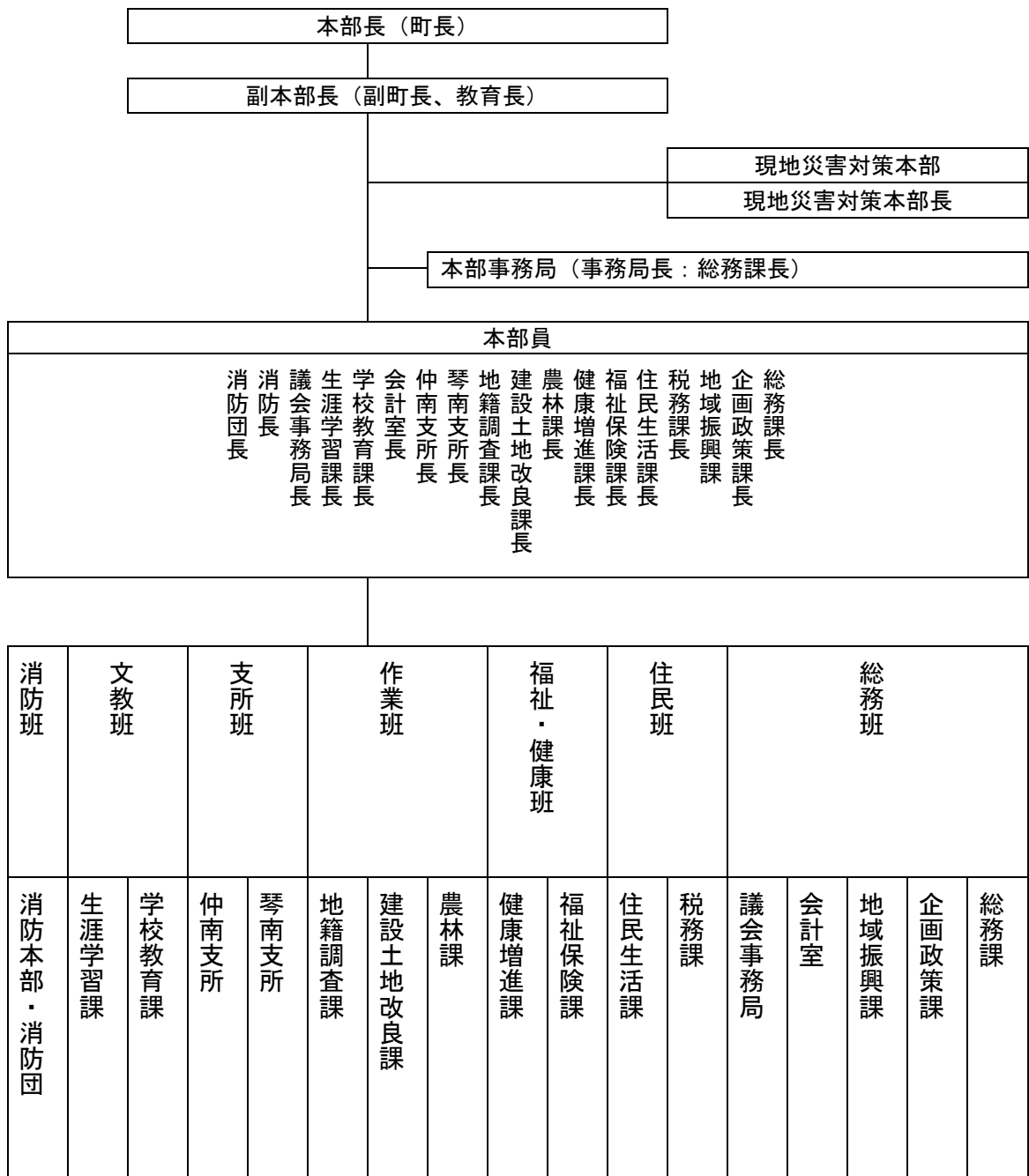
総務課職員は迅速に初動体制を整え、各種情報の収集・整理・分析を行うとともに、災害応急対策の検討を進め、災害対策本部体制の確立に備える。

勤務時間外における災害対策本部設置の場合、町庁舎と至近距離に居住する職員のうち、あらかじめ指名した本部事務局等の職員が、緊急に自主参集する。（本部事務局員は、総務班の職員のうち、あらかじめ指名した職員）

### 3 地震災害時における町職員初動マニュアル

全職員は、災害対策本部のそれぞれの所掌事務に関し、応急対策活動が円滑かつ迅速に行われるよう、実践的な町職員初動マニュアルを日常から熟知しておく。総務課は適宜見直しを行い、マニュアルを実態に即したものにするように努めなければならない。

【災害対策本部組織図】



【別表 1 本部事務局及び各班各係の所掌事務】

事務局	所 掌 事 務	従 事 者
本部事務局	(1) 災害対策本部の運営に関する事。 (2) 本部長の命令及び指示の伝達に関する事。 (3) 高齢者等避難・避難指示に関する事。 (4) 情報の受領及び伝達に関する事。 (5) 町民に対する警報及び特別警報の伝達に関する事。 (6) 本部会議に関する事。 (7) 本部の庶務に関する事。 (8) 災害通信指令に関する事。 (9) 現地災害対策本部の開設に関する事。 (10) 自衛隊派遣要請依頼及び受入調整に関する事。 (11) 国・県及び防災関係機関等に対する連絡及び応援要請、受援体制整備に関する事。 (12) 災害応急対策の総括及び調整に関する事。 (13) 災害救助法の適用に関する事。 (14) 各班との連絡・調整に関する事。	総務班その他本部長の指名する職員の一部

班名	課 長	担当課	従事者	所 掌 事 務
各班共通事項				(1) 所管する施設及び分野の災害対策に関する事。 (2) 所管する施設及び分野の応急対策に関する事。 (3) 所管する施設及び分野の被害情報の収集、とりまとめに関する事。 (4) 班内職員の動員・配備に関する事。 (5) 所管する施設が指定避難所、指定緊急避難場所として開設された場合の協力に関する事。 (6) り災証明書の発行、被災者台帳作成への協力に関する事。 (7) 物資集積所の管理及び救援物資の管理・配布への協力に関する事。 (8) 関係機関、団体等との連絡調整に関する事。 (9) 本部長の指示による事務及び他班の応援に関する事。
総務班	総務課長 議会事務局 長	総務課 議会事務局	総務課職員 議会事務局職員	(1) 人員の召集に関する事。 (2) 町民の避難及び誘導に関する事。 (3) 災害把握、復旧調整に関する事。 (4) 人材・物資調達に関する事。 (5) 自主防災組織との連絡調整、活動支援に関する事。 (6) 仮設住宅の入居者選定に関する事。 (7) り災職員の公務災害補償及び福利厚生に関する事。 (8) 防災関係予算、財務に関する事。 (9) 議会の連絡に関する事。 (10) その他他班に属さないこと及び防災業務の全般に関する事。

班名	課長	担当課	従事者	所掌事務
総務班	企画政策課長 地域振興課長	企画政策課 地域振興課	企画政策課職員 地域振興課職員	(1) 気象情報の収集及び通報連絡に関する事 こと。 (2) 被害状況の情報収集とりまとめ及び災害対 策本部長及び各班との連絡・伝達に関する こと。 (3) 町民に対する広報・情報の伝達に関するこ と。 (4) 防災情報システムの管理に関する事 こと。 (5) 災害に関する記録、撮影に関する事 こと。 (6) 通信の確保に関する事 こと。 (7) 情報提供、その他報道機関への対応に 関すること。 (8) 商工観光等の災害対策、被害調査及び応急 復旧及び災害資金融資に関する事 こと。
	会計室長	会計室	会計室職員	(1) 町対策本部の出納に関する事 こと。 (2) 義援金の出納・保管に関する事 こと。
住民班	税務課長	税務課	税務課職員	(1) 避難所の設置・運営に関する事。 <b>【福祉・ 健康班、文教班と連携】</b> (2) 被災納税者の減免等に関する事。 (3) り災者名簿・被災者台帳の作成、り災証明 の発行に関する事。
	住民生活課長	住民生活課	住民生活課職員	(1) 被害の実態調査に関する事。 (2) し尿処理及び防疫対策に関する事。 (3) 遺体の処理、埋葬に関する事。 (4) 一般廃棄物処理対策及び災害廃棄物処理対 策に関する事。 (5) 災害時の愛玩動物（ペット）対策に関する 事。
福祉・健康班	福祉保険課長	福祉保険課	福祉保険課職員	(1) 避難所の設置・運営に関する事。 <b>【住民 班、文教班と連携】</b> (2) 給食輸送に関する事。 (3) 炊出しに関する事。 (4) 要配慮者に関する事。 (5) 要配慮者利用施設管理者等が作成する避難 確保計画及び避難訓練実施への支援に 関すること。 (6) 福祉避難所に関する事。 (7) 日赤県支部との連絡調整に関する事。 (8) ボランティア活動に関する事。
	健康増進課長	健康増進課	健康増進課職員	(1) 避難所の設置・運営の協力に関する事。 <b>【住民班、文教班と連携】</b> (2) 被害者の救急に関する事。 (3) 負傷者の看護及び収容治療に関する事。 (4) 救護所の開設に関する事。

班名	課長	担当課	従事者	所掌事務
作業班	農林課長	農林課	農林課職員	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 主食等の保有状況の調査及び調達に関すること。</li> <li>(2) 物資集積所の管理及び救援物資の管理・配布に関すること。</li> <li>(3) 農業施設の被害受付、調査及び応急復旧に関すること。</li> <li>(4) 農作物、家畜等の災害対策、被害調査及び応急復旧及び災害資金融資に関すること。</li> <li>(5) 緊急対策としての技術指導に関すること。</li> <li>(6) 応急対策資材の調達、輸送に関すること。</li> <li>(7) その他雑務に関すること。</li> </ul>
	建設土地改良課長	建設土地改良課	建設土地改良課職員	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 災害復旧活動に関すること。</li> <li>(2) 公共土木施設等の調査及び応急復旧に関すること。</li> <li>(3) 被災建物、被災宅地の応急危険度判定に関すること。</li> <li>(4) 仮設住宅の用地確保及び建設に関すること。</li> <li>(5) 農地・土地改良施設の被害受付、調査及び応急復旧に関すること。</li> </ul>
	地籍調査課長	地籍調査課	地籍調査課職員	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 被災宅地・建築物等の災害調査に関すること。</li> <li>(2) 災害復旧活動に対する応援に関すること。</li> </ul>
支所班	琴南支所長	琴南支所	琴南支所職員	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 支所管内の情報収集及び災害対策本部への伝達等に関すること。</li> <li>(2) 各班及び関係機関との連絡調整に関すること。</li> <li>(3) 管内避難所の開設・運営に関すること。</li> <li>(4) 支所管内の被災宅地・建築物等の災害調査に関すること。</li> <li>(5) 人材・物資調達に関すること。</li> <li>(6) 支所管内の環境衛生、廃棄するごみ処理計画に関すること。</li> </ul>
	仲南支所長	仲南支所	仲南支所職員	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 支所管内の情報収集及び災害対策本部への伝達等に関すること。</li> <li>(2) 各班及び関係機関との連絡調整に関すること。</li> <li>(3) 管内避難所の開設・運営に関すること。</li> <li>(4) 支所管内の被災宅地・建築物等の災害調査に関すること。</li> <li>(5) 人材・物資調達に関すること。</li> <li>(6) 支所管内の環境衛生、廃棄するごみ処理計画に関すること。</li> </ul>

班名	課長	担当課	従事者	所掌事務
文教班	学校教育課長	学校教育課	学校教育課職員 琴南こども園 長炭こども園 満濃南こども園 四条こども園 高篠こども園 仲南こども園	(1) 児童生徒等及び教育施設等の安全確保に関すること。 (2) 避難所の設置・運営の協力に関すること。 【住民班、福祉・健康班と連携】 (3) 給食、資材の調達に関すること。 (4) 応急教育に関すること。 (5) 教職員の動員及び確保に関すること。 (6) 児童・教育施設等の復旧計画に関すること。 (7) 乳幼児及び児童福祉施設等の安全確保に関すること。 (8) 児童福祉施設等の復旧計画に関すること。 (9) その他雑務に関すること。
	生涯学習課長	生涯学習課	生涯学習課職員	(1) 社会教育施設の安全確保に関すること。 (2) 炊出しに関すること。 (3) 文化財の災害対策に関すること。 (4) その他雑務に関すること。
消防班	消防長	消防本部 消防団	消防本部吏員 消防団員	(1) 消防、水防、災害活動、危険箇所の警戒・防ぎよ、町民の避難・立退き指示に関すること。 (2) 現地における防災活動に関すること。 (3) 現地における災害復旧活動に関すること。

備考1 各班の職員は、各課に所属する町行政組織の職員とする。

- 2 この表に定めない町職員（本部員である者を除く。）については、その所属する本部員の指示に従う。
- 3 本部長は、必要に応じて本部職員の所属及び所掌事務を変更することができる。  
(各防災関係機関)

各防災関係機関の長は、それぞれの責務を遂行するため、災害応急対策に必要な組織の整備を行うとともに、あらかじめ定められた職員の動員配備及びサービスの基準により、応急対策を行う。

また、町から要請があった場合は、町へ連絡員を派遣する。

#### 4 動員配備体制（総務班）

地震災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、町長は、迅速かつ円滑な災害応急対策を実施するため、必要に応じ職員の動員配備を行う。

##### (1) 配備基準

職員の動員配備の基準及び人員等は、災害対策本部設置の有無にかかわらず、次頁のとおりとする。

地震発生時の動員配備は、気象庁震度階級に応じて、第1次～第3次配備の体制をとる。

勤務時間外における災害対策本部設置の場合、町庁舎と至近距離に居住する職員のうち、あらかじめ指名した本部事務局等の職員が、緊急に自主参集する。（本部事務局員は、総務班の職員のうち、あらかじめ指名した職員をあてる。）

【動員配備の基準】

区分		動員配備の基準	動員配備及び所属等
第1次配備	事前配備体制	①町内で震度4の地震が発生したとき。 ②南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表されたとき。 ③その他必要により本部長（町長）が指示したとき。	総務課 企画政策課 地域振興課 税務課 住民生活課 福祉保険課 健康増進課 農林課 建設土地改良課 地籍調査課 琴南支所 仲南支所 会計室 学校教育課 生涯学習課 議会事務局 消防本部（消防長の指示による職員） 消防団（待機） 各課及び出先機関の連絡員
第2次配備	災害警戒本部体制	①町内で震度5弱又は5強の地震が発生したとき。 ②南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されたとき。 ③その他必要により本部長（町長）が指示したとき。	総務課 企画政策課 地域振興課 税務課 住民生活課 福祉保険課 健康増進課 農林課 建設土地改良課 地籍調査課 琴南支所 仲南支所 会計室 学校教育課 生涯学習課 議会事務局 消防本部 消防団 各課の出先機関の全職員
第3次配備	災害対策本部体制	①町内で震度6弱以上の地震が発生したとき。 ②南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき。 ③災害の被害が特に甚大であると予想されるときで、本部長（町長）が指示したとき。	全職員 消防本部 消防団

(2) 動員体制の確立

ア 各班は、応急救助の実施の円滑を期すため、あらかじめ、資材その他災害物資の調達についての計画を立て、地震災害発生の場合は、直ちに現場に急送できるよう、関係班との連絡を密にしておく。

イ 物資その他の輸送については、原則として、町有各車両を使用するが、不足の場合



は民間の車両を借上げる。

ウ 町長は、災害応急対策活動に支障のないよう、班員の確保及びその配置について、常に必要な措置をしておく。

エ 各班長は、各班の実情に即して、班員を遺憾のないよう、配置しなければならない。

### (3) 動員の方法

#### ア 勤務時間内における動員

総務課長は、庁内放送、庁内電話及び庁内LANにより、職員に動員の伝達を行う。

庁内放送、庁内電話及び庁内LANが使用できないときは、総務課長は課員の使送により、各課長へ動員の伝達を行う。

動員の伝達を受けた課長は、職員及び所管する出先機関に伝達する。

地震発生を知らされた職員は、前記の配備基準により配備につく。

#### イ 勤務時間外における班員の招集

職員は、通信手段が途絶することも考えられるので、地震発生後直ちにラジオ、テレビを視聴し、前記動員配備の基準により自主参集する。

道路の寸断等、交通の状況により勤務場所に登庁できない場合は、次により参集する。

(ア) 本庁又は所属する課の出先機関

(イ) 最寄りの避難所

なお、いずれの場所にも登庁することができない場合、その旨を可能な限りの手段を使って、非常連絡員に連絡する。これができない場合は、上司又は同僚に連絡する。

参集場所に到着するまでの被害状況を、所属の責任者及び総務課へ報告する。

なお、参集にあたっては、被害状況を勘案して自動車（二輪を除く。）を極力使用しない。

### (4) 動員の報告

各課長は、出先機関も含めた職員の動員状況を速やかに把握し、総務課長に登庁人員及び動員可能人員等を報告する。

### (5) 職員の動員配備

町災害対策本部が設置されたときの動員配備は、次による。

ア 本部会議の構成員は、直ちに本部において災害応急対策にあたる。

イ 災害対策本部の各班長及び各班に所属する職員は、直ちに所定の場所において災害応急対策にあたる。

ウ 本部事務局の職員は、災害対策本部において災害応急対策にあたる。

## 5 新型コロナウイルス感染症対策（本部事務局、福祉・健康班）

災害対策本部の運営等に際して、人と人との接触の低減を図り、「三つの密」（①密閉空

間、②密集場所、③密接場面）を避けることをより一層推進する。

【工夫の例】

- ・ 災害対策本部設置場所の工夫
- ・ 災害対策本部設置場所の座席配置の工夫
- ・ 災害対策本部設置場所の換気の徹底
- ・ 手洗い、咳エチケット、マスク着用の徹底
- ・ 共同で使用する物品・機器等の消毒の徹底
- ・ 電話やTV会議システム等の活用

(1) 災害対策本部のみならず、出先機関での各種会議や広域物資拠点など人が密集することが想定される場所についても、適切な空間の確保への配慮等を行う。

(2) 大規模な災害の発生時においては、国や他の地方公共団体の応援職員の派遣に備え、災害対策本部と近接した執務スペースを確保する。

(3) 新型コロナウイルス感染症拡大防止の対応下における災害対策本部のレイアウトは「新型コロナウイルス感染症を踏まえた災害対応のポイント」に示すレイアウト（例）を参考とする。

※ 資料

- 1 まんのう町防災会議条例（資料編 1－（1））
- 2 まんのう町災害対策本部条例（資料編 1－（2））
- 3 まんのう町防災センター条例（資料編 1－（3））
- 4 まんのう町防災会議委員名簿（平成28年度）（資料編 16－（9））

## 第2節 広域的応援計画

地震災害時において、町単独での災害応急活動の実施が困難な場合は、県及び防災関係機関等が相互に応援協力し、防災活動に万全を期す。

《実施担当》

本部事務局、総務班、消防本部
----------------

### 1 町の応援要請等（本部事務局、総務班）

#### (1) 他市町に対する応援要請

町は、町内に地震災害が発生した場合において、災害応急対策を実施するために必要があると認めるときは、他の市町に対して応援（職員派遣を含む。）を要請する。

応援を求められた市町は、災害応急対策のうち、消防、救助等人命に関わるような地震災害発生直後の緊急性の高い応急措置については、正当な理由がない限り、応援を行う。（災害対策基本法第67条（応援要請）、地方自治法第252条の17第1項（職員の派遣））

#### ア 応援要請

他の市町に対し、次の必要事項を記載した文書をもって応援を求める。

ただし、緊急を要し文書をもってすることができないときは、電話又は口頭により要請し、事後速やかに文書を提出するとともに、要請した旨を知事に報告する。

（ア）地震災害の状況

（イ）応援を要請する理由

（ウ）応援を希望する物資・資材・機械・器具等の品名及び数量

（エ）応援を必要とする活動内容

（オ）その他必要な事項

#### イ 職員の派遣

次の必要事項を記載した文書で行う。

（ア）派遣を要請する理由

（イ）派遣を要請する職員の職種別人員数

（ウ）派遣を必要とする期間

（エ）派遣される職員の給与その他の勤務条件

（オ）その他必要な事項

#### (2) 県に対する応援要請等

ア 町は、町内に地震災害が発生した場合において、災害応急対策を実施するために必要があると認めるときは、県に対し応援（職員派遣を含む。）を求め、又は災害応急対策の実施を要請する。（災害対策基本法第68条（応援要請）、地方自治法第252条の17第1項（職員の派遣））

（ア）応援要請

次の必要事項を記載した文書をもって応援を求める。

ただし、緊急を要し文書をもってすることができないときは、電話又は口頭により要請し、事後速やかに文書を提出する。

- a 地震災害の状況
- b 応援を要請する理由
- c 応援を希望する物資・資材・機械・器具等の品名及び数量
- d 応援を必要とする活動内容
- e その他必要な事項

なお、本部事務局を通して応援要請を行ういとまのないときは、各班において、県の担当部署に直接要請する。その場合、事後速やかに本部事務局に報告し、町は要請した旨を知事に報告する。

#### (イ) 職員の派遣要請

次の必要事項を記載した文書で行う。

- a 派遣を要請する理由
- b 派遣を要請する職員の職種別人員数
- c 派遣を必要とする期間
- d 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- e その他必要な事項

イ 町は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、県に対して、他の市町又は指定地方行政機関の職員の派遣について斡旋を求める。（災害対策基本法第 30 条第 2 項（職員派遣の斡旋要求））

#### (ア) 職員派遣の斡旋の要請

次の必要事項を記載した文書で行う。

- a 派遣の斡旋を要請する理由
- b 派遣の斡旋を要請する職員の職種別人員数
- c 派遣の斡旋を必要とする期間
- d 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- e その他必要な事項

ウ 町は、県内全市町間の応援協定に基づき、個別の市町に応援を要請するいとまがないときは、県に対して、他の市町への応援の要請を依頼することができる。

#### (3) 指定地方行政機関、特定公共機関に対する職員派遣の要請

町は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、指定地方行政機関、特定公共機関に対して、当該機関の職員の派遣を要請する。（災害対策基本法第 29 条第 2 項（職員の派遣の要請））

#### ア 職員の派遣

次の必要事項を記載した文書で行う。

- (ア) 派遣を要請する理由
- (イ) 派遣を要請する職員の職種別人員数

- (ウ) 派遣を必要とする期間
  - (エ) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
  - (オ) その他必要な事項
- (4) 民間団体等に対する要請

町は、町内における応急措置が的確かつ円滑に行われるようにするため、必要があると認めるときは、民間団体等に対して協力を要請する。

## 2 消防機関の応援要請（本部事務局、消防本部）

町は、自らの消防力では十分な対応が困難な場合には、消防相互応援協定に基づき協定締結市町等に応援を要請する。

### (1) 消防相互応援協定

ア 香川県消防相互応援協定（昭和 61 年 12 月 1 日 8 市長、9 町長、4 事務組合管理者）

イ 広域消防相互応援協定書（平成 18 年 1 月 10 日 1 市長、1 町長、2 事務組合管理者）

県は、県内の消防力をもってしても対処できないと認めるときは、消防庁に対して、他の都道府県からの応援（緊急消防援助隊の出動要請、広域航空消防応援要請等）を要請する。

消防庁及び県は、消防の応援について近隣市町及び県内全市町による協定の促進等消防相互応援体制の整備に努めるとともに、緊急消防援助隊の充実強化、実践的な訓練等を通じて、人命救助活動等の支援体制の整備に努める。

## 3 緊急消防援助隊の応援要請

緊急消防援助隊の応援要請は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 44 条に基づき行う。

### (1) 県に対する応援要請

町は、地震災害規模及び地震災害を考慮して、町及び消防本部の消防力及び県内の消防応援では十分な体制をとることができないと判断した場合は、県に対して応援要請を行う。

なお、県に連絡をとることができない場合は、消防庁に対して直接要請するものとし、事後、速やかにその旨を県に対して報告する。

### (2) 被害状況等の報告

町は、緊急消防援助隊の応援要請後、速やかに、次に掲げる事項について、県に対して報告するものとし、報告を受けた県は、速やかにその旨を消防庁に対して報告するものとする。

ア 被害状況

イ 緊急消防援助隊の応援を必要とする地域

ウ 緊急消防援助隊の任務

【消防庁連絡先】

広域応援室		宿直室（夜間休日）	
TEL 03-5253-7527	FAX 03-5253-7537	TEL 03-5253-7777	FAX 03-5253-7553

4 応援受入体制の確保（本部事務局、総務班、作業班）

町、県等は、応援等を要請した場合、応援の内容、人員、到着日時、場所、活動日程等を確認し、必要となる資機材、施設等を確保し、円滑かつ効果的な応援活動が実施できる受入体制を整備する。特に、ヘリコプターの応援を要請した場合は、臨時離着陸場を準備するとともに、「広域航空応援受援マニュアル」に基づき、受入体制を整備する。

応援者、ボランティア等の受入施設としては、屋内宿泊施設（町民体育館等）を使用し、必要に応じ、屋外宿泊施設（かりんの丘公園等）も設置する。

5 他都道府県等への応援（本部事務局）

(1) 相互応援協定に基づく応援

町、県等は、地震災害の発生を覚知したときは、あらかじめ締結している「危機事象発生時の四国4県広域応援に関する基本協定」等の相互応援協定等に基づき、速やかに情報収集を行うとともに、要請を受けた場合には、早急に出動できる応援体制を整備する。

また、通信の途絶等により要請がない場合でも、地震災害の規模等から緊急を要すると認められるときは、相互応援協定等に基づき、自主的に応援活動を行う。

なお、職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努めるものとする。

(2) 「被災市区町村応援職員確保システム」に基づく応援

県は、被災市区町村応援職員確保システムに関する要綱（平成30年3月23日総務省策定）に基づき、国（総務省）から要請を受けた場合には、早急に出動できる応援体制を整備するものとする。

なお、被災市町村に赴いた際には、災害対応の進捗状況等を的確に把握するとともに、その状況に応じて被災市町村から積極的に人的支援ニーズを把握し、関係省庁及び都道府県との情報共有を図り、必要な職員の応援が迅速に行われるよう努めるものとする。

(3) 災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）の応援派遣

県等は、被災都道府県の要請に基づき、被災地方公共団体の保健医療調整本部及び保健所の総合調整等の円滑な実施を応援するため、災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）の応援派遣を行うものとする。

6 緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等の要請（本部事務局）

大規模地震災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、町は四国地方整備局等が派遣するリエゾンや各事務所長・首長のホットライン等を通じて、緊急災害対策派

遣隊の派遣を要請することができる。緊急災害対策派遣隊は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 被災地における被害状況調査に関する地方公共団体等への支援に関すること。
- (2) 被災地における被害拡大防止に関する地方公共団体等への支援に関すること。
- (3) 被災地の早期復旧を図るため必要となる地方公共団体等への支援に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、緊急災害対策派遣隊が円滑かつ迅速に技術的支援を実施するために必要な事務

### 第3節 自衛隊災害派遣要請計画

地震災害時において、人命又は財産の保護のため必要があると認められる場合は、自衛隊法の規定に基づき、災害派遣要請を行う。

《実施担当》

本部事務局、総務班

#### 1 災害派遣要請要求の基準（本部事務局）

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、町長（本部長）が本町、県及び関係機関の機能をもってしてもなお応急措置に万全を期し難いと判断した場合は、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第83条の規定により部隊等の派遣要請を知事に要求する。

#### 2 災害派遣要請の手続等（本部事務局）

自衛隊に対する災害派遣要請は、「災害派遣に関する香川県知事と陸上自衛隊第14旅団長との協定書」に基づき行う。

##### (1) 災害発生が予想される場合の連絡

災害派遣要請の必要が生じる可能性がある判断される場合は、町は県に対して、県は第14旅団に対して、状況判断に必要な情報を可及的速やかに提供する。また、災害派遣要請の可能性が高いときは、必要に応じて、第14旅団に連絡員の派遣を求める。

##### (2) 町の災害派遣要請の要求

町は、災害派遣を必要とする場合には、次の事項を記載した文書を県に提出し、災害派遣要請を行うよう知事に求める。

ア 地震災害の情况及び派遣を要請する事由

イ 派遣を希望する期間

ウ 派遣を希望する区域及び活動内容

エ その他参考となるべき事項

ただし、事態が急迫して文書によることができない場合には、電話等で要請し、事後速やかに文書を提出する。

なお、通信の途絶等により県への要求ができない場合には、直接第14旅団に通知することができるものとし、この場合、町は速やかにその旨を県に通知する。

#### 【香川県連絡先】

	危機管理課（NTT）	危機管理課（県防災行政無線）	
平日	TEL 087-832-3183 又は 3242	TEL 200-5062	FAX 200-5801 又は 5802
休日・夜間	TEL 087-832-3115（守衛室）	—	—



### 【陸上自衛隊第14旅団連絡先】

第3部 (NTT)		第3部 (防災行政無線)	
TEL 0877-62-2311	FAX 0877-62-2311 (内線切替)	TEL 466-502	FAX 466-581

(3) 県は、災害派遣要請の必要があると判断した場合には、文書を第14旅団に提出し、自衛隊の派遣を要請する。

ただし、事態が急迫して文書によることができない場合には、電話等で要請し、事後速やかに文書を提出する。

### 3 自衛隊の自主派遣

(1) 地震災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、県等の要請を待ついとまがないときは、自衛隊は自ら次の判断基準に基づいて部隊を派遣することができる。

ア 地震災害に際し、関係機関に対して当該地震災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められる場合

イ 地震災害に際し、県等が自衛隊の災害派遣要請を行うことができないと認められる場合に、町、警察等から地震災害に関する通報を受け、又は部隊等による収集その他の方法により入手した情報等から、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合

ウ 航空機の異常事態を探知する等、地震災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものである場合

エ その他災害に際し、上記アからウに準じ、特に緊急を要し、県等からの要請を待ついとまがないと認められる場合

上記の場合においても、できる限り早急に県等に連絡し、密接な連絡調整のもとに適切かつ効率的な救援活動を実施するよう努める。また、自主派遣の後に、県等からの要請があった場合には、その時点から当該要請に基づく救援活動を実施する。

(2) 庁舎、営舎その他の防衛省の施設又はこれらの近傍に、火災その他の災害が発生した場合、自衛隊は部隊を派遣することができる。

### 4 派遣部隊の業務

派遣部隊は、主として人命及び財産の保護のため、町、県及び防災関係機関と緊密に連携、協力して、次に掲げる業務を行う。

(1) 被害状況の把握

車両、航空機等状況に適した手段により、情報収集を行って、被害の状況を把握する。

(2) 避難の援助

避難指示等が発令され、安全面の確保等必要がある場合は、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。

(3) 遭難者等の捜索救助

行方不明者、負傷者等が発生した場合は、他の活動に優先して捜索救助を行う。

(4) 水防活動

堤防、護岸等の決壊に対して、土のうの作成、運搬、積込み等の水防活動を行う。

(5) 消防活動

大規模火災に対して、利用可能な消火資機材等をもって、消防機関に協力して消火活動を行う。（消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用する。）

(6) 道路又は水路の啓開

道路若しくは水路が損壊し、又は障害物がある場合は、それらの啓開又は除去にあたる。（ただし、放置すれば、人命、財産にかかわると考えられる場合）

(7) 応急医療、救護及び防疫

被災者に対して、応急医療、救護及び防疫を行う。（薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用する。）

(8) 通信支援

緊急を要し、他に適当な手段がない場合に、通信の支援を行う。

(9) 人員及び物資の緊急輸送

救急患者、医師その他救助活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を行う。

(10) 炊飯及び給水

被災者に対して、炊飯及び給水を行う。

(11) 救援物資の無償貸与又は譲与

「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令（昭和 33 年総理府令第 1 号）」に基づき、被災者に対して、救援物資を無償貸付し、又は譲与する。

(12) 危険物の保安及び除去

自衛隊の能力上可能なものについて、火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を行う。

(13) その他

その他自衛隊の能力で対処可能なものについては、要請によって所要の措置を行う。

## 5 派遣部隊の受入（本部事務局）

町は、派遣を受ける場合、次に掲げる事項に留意して受入体制を準備し、派遣部隊の活動が十分に達成できるよう努める。

(1) 派遣部隊との連絡員を指名する。

(2) 到着後、派遣部隊の作業が速やかに開始できるよう、必要な資機材を準備する。

(3) 派遣部隊を目的地に誘導するとともに、作業が他の機関の活動と競合重複することがないように、最も効果的に作業が分担できるよう配慮する。

(4) 集結地（宿泊施設、駐車場等を含む。）、臨時離着陸場等必要な施設を確保するとともに、災害対策本部又はその近傍に自衛隊の連絡調整所（室）を確保する。

## 6 撤収要請（本部事務局）

町は、県、派遣部隊等と協議し、派遣の必要がなくなると認めた場合は、県に対して、派遣部隊の撤収の要請を要求する。

## 7 経費の負担（総務班）

自衛隊の救援活動に要した経費は、原則として派遣を受けた町が負担するものとし、その内容はおおむね次のとおりである。

なお、疑義が生じた場合、又はその他必要経費が生じた場合は、その都度協議する。

- (1) 救援活動に必要な資機材（自衛隊装備に係るものは除く。）等の購入費、借上料、運搬費、修理費等
- (2) 派遣部隊の宿営及び救援活動に必要な土地、建物等の使用料及び借上料
- (3) 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱水費、電話等通信費等
- (4) 救援活動の実施に際し、生じた損害の補償
- (5) 県等が管理する有料道路の通行料

### ※ 資料

- 1 様式第 27 号（派遣要請書）（資料編 15－（27））
- 2 様式第 28 号（撤収要請書）（資料編 15－（28））

## 第4節 地震情報等伝達計画

地震に関する情報を一刻も早く町民等に伝達するため、迅速かつ的確な情報収集、伝達等の方法等について定める。

《実施担当》

本部事務局、総務班、各課長、各支所長
--------------------

### 1 地震に関する情報等

#### (1) 緊急地震速報

緊急地震速報（警報）は、震度5弱以上の揺れが予想された場合に、震度4以上が予想される地域に対し、気象庁が発表する警報である。

震度6弱以上の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は、地震動特別警報に位置付けられる。

また、最大震度3以上又はマグニチュード3.5以上等と予想されたときに、緊急地震速報（予報）を発表する。

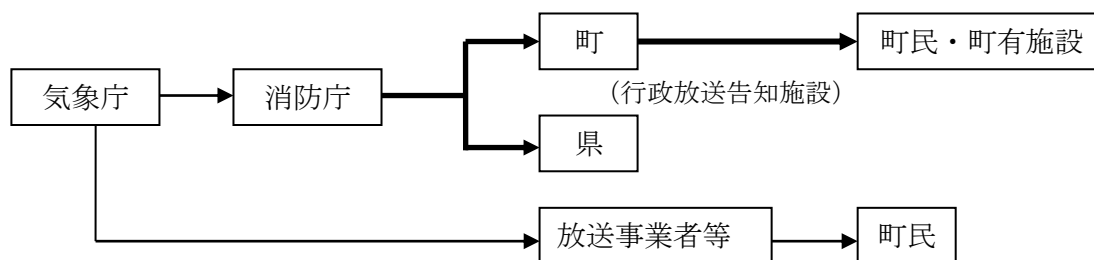
気象庁から発表された緊急地震速報は、日本放送協会（NHK）に伝達され、またテレビ、ラジオ、携帯電話（緊急速報メール機能）、全国瞬時警報システム（J-ALERT）経由による市区町村の防災無線等を通して町民等に伝達される。高松地方気象台は、県や市町その他防災関係機関と連携し、緊急地震速報の特性（地震の強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報であること。震源付近では強い揺れの到達に間に合わないこと。）や、町民や施設管理者等が緊急地震速報を受信したときの適切な対応行動等、緊急地震速報についての普及啓発に努める。

町は、町民への緊急地震速報等の伝達にあたっては、行政放送告知施設を始めとした効果的かつ確実な伝達手段を複合的に活用し、対象地域の住民への迅速かつ的確な伝達に努める。

緊急地震速報が発表されてから強い揺れが来るまでは、わずかな時間しかないため、緊急地震速報を見聞きしたときは、あわてず、まず自分の身を守る行動をとる必要がある。

注）緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震の強い揺れが来る前に、これから強い揺れがくることを知らせる警報である。ただし、震源付近では強い揺れの到達に原理的に間に合わない場合がある。

### 【緊急地震速報の伝達系統図】



※ → は J-ALERT により伝達されるルート

緊急地震速報が発表されてから強い揺れが来るまではわずかな時間しかないため、緊急地震速報を見聞きしたときは、まずは自分の身の安全を守る行動をとる必要がある。

入手場所	とるべき行動の具体例
自宅など屋内	頭を保護し、大きな家具からは離れ、丈夫な机の下などに隠れる。 <注意>・あわてて外へ飛び出さない。・その場で火を消せる場合は火の始末、火元から離れている場合は無理して消火しない。・扉の近くにいれば、扉を開けて避難路を確保する。
駅やデパートなどの集客施設	館内放送や係員の指示がある場合は、落ち着いてその指示に従い行動する。 <注意>・あわてて出口・階段などに殺到しない。・吊り下がっている照明などの下からは退避する。
街など屋外	ブロック塀の倒壊や自動販売機の転倒に注意し、これらのそばから離れる。ビルからの壁、看板、割れたガラスの落下に備え、ビルのそばから離れる。丈夫なビルのそばであればビルの中に避難する。
車の運転中	後続の車が情報を聞いていないおそれがあることを考慮し、あわててスピードを落とすことはしない。ハザードランプを点灯するなどして、まわりの車に注意を促したのち、急ブレーキは踏まずに、緩やかにスピードを落とす。大きな揺れを感じたら、急ハンドル、急ブレーキをさけるなど、できるだけ安全な方法により道路の左側に停止させる。

### (2) 地震に関する情報

高松地方気象台は、気象庁が発表する地震に関する情報を関係機関に通知する。

#### 【地震情報の種類と内容】

情報の種類	情報の内容
地震情報	震度速報 地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を188地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を発表する。
	震源に関する情報 震度3以上を観測し、津波による災害のおそれがないと予想される場合、「津波の心配がない」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所（震度）やその規模（マグニチュード）を発表する。 津波警報又は注意報を発表した場合は発表しない。
	震源・震度に関する情報 震度3以上を観測した場合、或いは震度2以下でも若干の海面変動が予想される場合、或いは津波警報・注意報を発表した場合、若しくは緊急地震速報（警報）を発表した場合は、地震の発生場所（震源）、その規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村ごとの観

情報の種類	情報の内容
	測した震度を発表する。なお、震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表する。
各地の震度に関する情報	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表する。 なお、震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表する。 地震が多数発生した場合には、震度3以上の地震についてのみ発表し、震度2以下の地震については、その発生回数を「その他の情報（地震回数に関する情報）」で発表する。 気象庁防災情報XMLフォーマット電文では、「震源・震度に関する情報」に含めて発表する。
推計震度分布図	震度5以上を観測した場合、観測した各地の震度データをもとに1km四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表する。
長周期地震動に関する観測情報	震度3以上を観測した場合、高層ビル内での被害の発生可能性等について、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、地域ごと及び地点ごとの長周期地震動階級等を発表する（地震発生から約20～30分後に気象庁ホームページ上に掲載）。
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について、マグニチュード7.0以上あるいは都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合、地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）をおおむね30分以内に発表。日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表する。
その他の情報	顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合等、顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表する。

【(注) 南海トラフ地震に関連する情報 『出典：気象庁ホームページ』】

情報名	情報種別	情報発表の条件
ア	南海トラフ地震臨時情報	
	調査中	○南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、又は調査を継続している場合
	巨大地震注意	○巨大地震の発生に必要な場合 南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界において M7.0 以上 M8.0 未満の地震（一部割れケース）や通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合（ゆっくりすべりケース）等
	巨大地震警戒	○巨大地震の発生に警戒が必要な場合 南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界において8.0以上の地震が発生したと評価した場合（半割れケース）
	調査終了	○（巨大地震警戒）、（巨大地震注意）のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合

情報名	情報種別	情報発表の条件
イ	南海トラフ地震関連解説情報	<p>○観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合</p> <p>○「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く）</p> <p>※既に必要な防災対応がとられている際は、調査を開始した旨や調査結果を南海トラフ地震関連解説情報で発表する場合がある。</p>

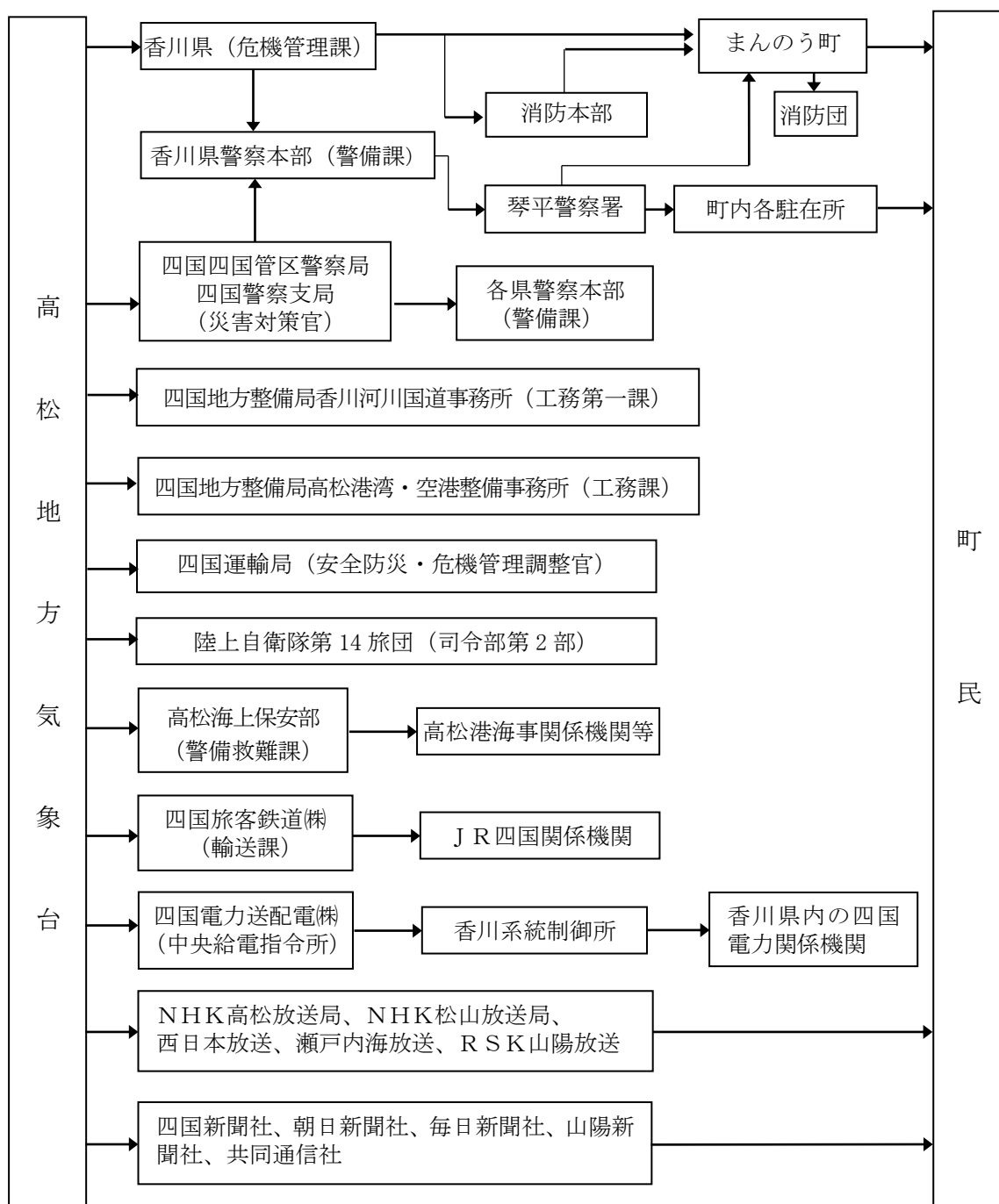
**【地震情報で用いる香川県の地域名】**

地 域 名	対 象 市 郡 名
香川県東部（カガワケントウブ）	高松市、さぬき市、東かがわ市、小豆郡（小豆島町、土庄町）、木田郡（三木町）、香川郡（直島町）
香川県西部（カガワケンセイブ）	丸亀市、坂出市、善通寺市、観音寺市、三豊市 綾歌郡（綾川町、宇多津町）、仲多度郡（まんのう町、琴平町、多度津町）

**【地震情報で用いるまんのう町の震度観測点等】**

地域名称	市町名称	震度観測点名称	震度観測点所在地	所属
香川県西部	まんのう町	まんのう町 吉野下	まんのう町吉野下 430 番地 まんのう町役場敷地内	香川県
〃	〃	まんのう町 造田	まんのう町造田 1974 番地 1 まんのう町琴南支所敷地内	〃
〃	〃	まんのう町 生間	まんのう町生間 415 番地 1 まんのう町仲南支所敷地内	〃

【地震及び津波に関する情報の伝達系統図】



(3) 地震解説資料

高松地方気象台は、県内で震度4以上を観測したとき、香川県に津波注意報・警報が発表されたとき、社会的に影響の大きい地震が発生したとき又は関係者の依頼があり特に必要と認められるときは、地震解説資料を作成し防災関係機関に提供する。

2 県の情報収集伝達体制等

(1) 県は、震度情報ネットワークシステムの活用により、県内全市町の震度情報を迅速に把握し、消防庁に報告するとともに、高松地方気象台へも送信する。また、地震による



被害状況を推定し、防災関係機関の初動体制と広域応援体制の迅速な確立を図る。

(2) 県は、高松地方気象台から送られてきた地震に関する情報等を、県防災情報システムで登録者の携帯電話端末等にメール配信するとともに、直ちに県防災行政無線により各市町、各消防本部へ一斉同報する。

### 3 関係機関の伝達

警察本部は、地震に関する情報の通報を受けたときは、直ちに所管の通信網により警察署を通じて、関係市町等に連絡する。

### 4 町民等への伝達等（本部事務局、総務班）

町は、強い地震（震度4以上）又は長い時間のゆっくりとした揺れを感じて避難の必要を認める場合直ちに避難指示を行うなど、安全かつ効果的な避難誘導を行う。その際、対象者にもれなく、要配慮者にもわかりやすい伝達を心がける。

### 5 町における予警報の伝達要領

#### (1) 町本庁における措置

ア 県（気象台）から町に通報される地震情報は総務課が受領する。

イ 総務課長は地震情報を受領した場合、速やかに町長、副町長、教育長に報告するとともに関係各課に伝達する。

ウ 総務課長から伝達を受けた関係各課長は、速やかにその内容に応じた適切な措置を講ずるとともに関係出先等へ伝達する。

エ 総務課長及び企画政策課長は、地震情報のうち、特に庁内への周知を要すると認めるものについては、庁内放送等所要の措置を行う。

オ 総務課長及び企画政策課長は、上司の命令があったとき、又は状況により自らが必要と認めたときは、所要の対策通報を速やかに関係先へ伝達するとともに、関係先へ所要の連絡を行う。

カ 前各項の周知徹底のため、あらかじめ関係者との間に警報等の受領伝達その他の取扱いに関して必要な事項を協議しておくとともに、夜間及び停電時における受領、伝達についても支障のないようにしておく。

#### (2) 琴南支所、仲南支所及び関係出先における措置

琴南支所、仲南支所等及び関係出先の長は、地震情報を受領したときは、その内容に応じた適切な措置を講ずるとともに放送局の放送により、当該気象その他の状況を聴取するよう努める。

## 第5節 災害情報収集伝達計画

災害応急対策を実施するうえで不可欠な被害情報、応急措置情報等を、防災関係機関の緊密な連携のもと迅速かつ的確に収集、伝達し、情報の共有化を図る。

《実施担当》

本部事務局、総務班、住民班、消防本部、消防団
------------------------

### 1 情報の収集伝達

#### (1) 被害規模の早期把握のための活動

- ア 町及び県は、地震発生直後において、概括的被害情報、ライフライン被害の範囲、医療機関へ来ている負傷者の状況等、被害の規模を推定するための関連情報を収集する。
- イ 町は、消防団等の巡視活動を通じ被害状況を把握するとともに、119番通報の殺到状況等の情報を収集する。
- ウ 県は別図の経路により被害情報等の収集伝達を行う。町は可能な限り関係各課にわたる被害情報等を取りまとめて報告する。

#### (2) ライフライン機関からの情報収集

- ア 四国電力(株)、四国電力送配電(株)
- イ 四国ガス(株)、LPガス取扱機関
- ウ 西日本電信電話(株)
- エ 四国旅客鉄道(株)
- オ 高松琴平電気鉄道(株)
- カ 琴平バス(株)

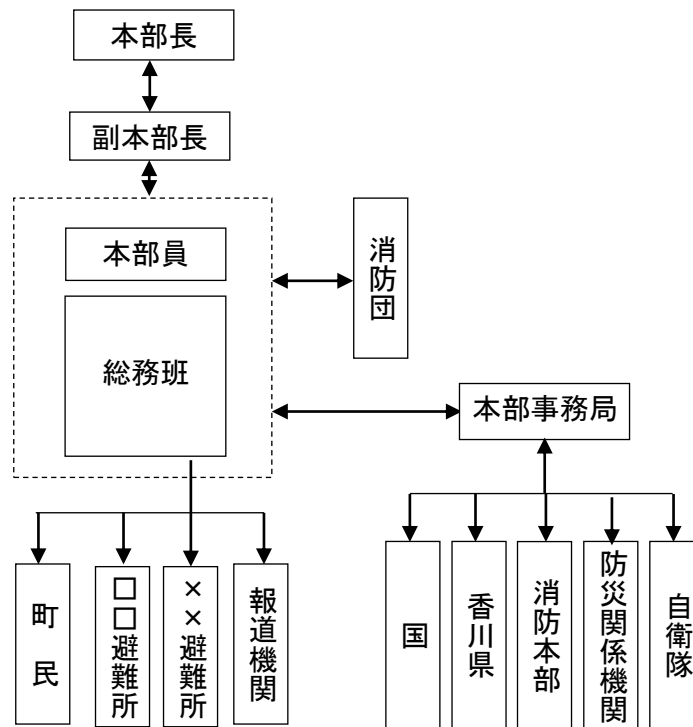
#### (3) 情報収集手段

- ア 電話（携帯電話含む。）による聞き取り収集
- イ 香川県防災行政無線電話による関係市町等からの情報収集
- ウ 町行政放送告知施設・車載及び携帯無線機を利用したの現地情報収集
- エ テレビ、ラジオ、インターネット、CATV等による情報収集

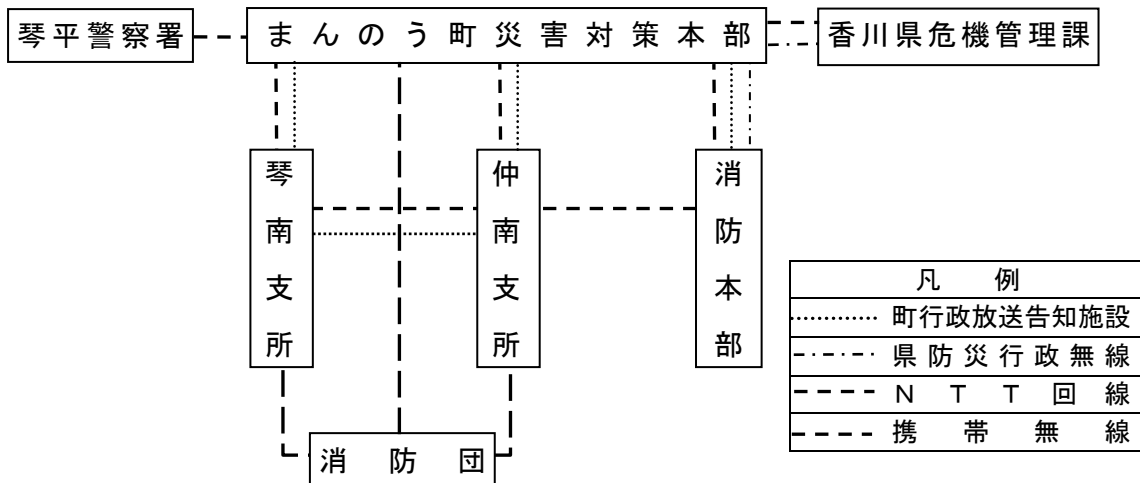
#### (4) 伝達系統

- ア 次図のように各班で収集した情報を本部事務局に報告する。
- イ 避難所に関する情報の収集伝達は総務班を通じて行う。
- ウ 国、県及び防災関係機関等との連絡は、本部事務局が行い、災害応急活動が円滑に実施されるように努める。
- エ 町民及び報道機関に対する被害情報等の広報は、総務班を通じて行う。
- オ 町民に対する広報車による広報活動は、総務班、支所班が行う。
- カ 町民等からの要望事項等を把握するとともに、各種問合せに対応するための広聴活動は総務班を通じて行う。

【伝達系統図】



【情報伝達通信系統図】



2 県等に対する報告（本部事務局、総務班、消防本部）

(1) 報告の必要な災害

災害対策基本法第 53 条第 1 項並びに消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 40 条に基づく「災害報告取扱要領」及び「火災・災害等即報要領」に基づき、町が県等に被害状況及びこれに対して執られた措置の概要を報告する。また、報告すべき災害の基準は、原則として、次のとおりである。

ア 一般基準

(ア) 災害救助法の適用基準に合致するもの

(イ) 町が災害対策本部を設置したもの

(ウ) 災害が2都道府県以上にまたがるもので、一の都道府県における被害は軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの

イ 個別基準

地震が発生し、町の区域内で震度4以上を記録したもの

ウ 社会的影響基準

ア 一般基準、イ 個別基準に該当しない災害であっても、報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告すること。

(2) 報告の方法

ア (1)の被害状況等の報告は、消防組織法第40条に基づく災害報告取扱要領及び火災・災害等即報要領により行う。

イ 県に対しての第一報は、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、わかる範囲で報告する。

(3) 報告要領

ア 災害概況即報（災害発生直後の被害の第1次情報の収集伝達）

町は、「災害概況即報」により人的被害の状況（行方不明者の数を含む。）、建築物の被害状況、火災、土砂災害の発生状況、ため池の被害状況等の情報を収集し、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ報告する。

なお、県に報告できない場合は、直接消防庁へ被害情報を報告し、事後速やかにその旨を県に報告する。特に行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、町は、住民登録の有無にかかわらず、当該町の区域内で行方不明となった者について、警察本部等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努める。

また、119番通報が殺到した場合には、その状況を直ちに消防庁及び県に報告する。

なお、震度4以上を記録した場合は、被害の有無を問わず、県に報告する。

イ 被害状況即報（一般被害情報、応急対策活動状況等の収集伝達）

町、県及び防災関係機関は、積極的に県防災情報システムを活用し、各種情報の収集伝達を行うとともに、情報の共有化を図る。

(ア) 町は、「被害状況即報」により被害状況、応急対策活動状況、災害対策本部設置状況、応援の必要性等を県に連絡する。また、県は、自ら実施する応急対策活動状況等を町に連絡する。

(イ) 町、県及び防災関係機関は、応急対策活動情報に関し、必要に応じて相互に緊密な情報交換を行う。

ウ 確定報告

地震災害が終了して被害が確定したときに調査し「災害確定報告」により行う。災害復旧対策事業の基礎資料となるものであるので正確を期して行う。

エ 被害状況調査担当

調査事項	調査担当班係
人的被害	消防本部、総務班、住民班
住家被害	総務班、住民班、作業班
非住家被害	総務班、住民班、作業班
町庁舎等の被害	総務班
社会福祉施設等の被害	総務班、福祉・健康班
農林水産施設被害 農地・土地改良施設被害	総務班、作業班
文教施設被害	総務班、文教班
病院被害	総務班、福祉・健康班
道路・橋りょう被害	総務班、作業班
河川施設被害	総務班、作業班
砂防被害	総務班、作業班
清掃施設・火葬施設被害	総務班、住民班
崖くずれ被害	総務班、作業班
鉄道不通	総務班
水道被害	総務班
下水道被害	総務班、作業班
危険物施設被害	消防本部、総務班
電話、電気、ガス（ライフライン被害）	総務班
ブロック塀等被害	総務班、作業班
被災世帯数・被災者数	総務班
火災発生被害	消防本部、総務班

### 3 直接即報基準に該当した場合の報告（本部事務局、消防本部）

火災・災害等の報告は、町は県に行くことが原則であるが、即報基準に該当する火災・災害等のうち一定規模（直接即報基準）以上のものを覚知した場合は、第一報を県だけではなく直接消防庁にも、原則として、覚知後 30 分以内で可能な限り早く、わかる範囲で報告する。

#### (1) 災害即報のうち直接即報基準に該当するもの

地震が発生し、町の区域内で震度 5 強以上を記録したもの。（被害の有無を問わない。）

#### 【消防庁連絡先】

区分 回線別	応急対策室（平日 9:30～18:15）		宿直室（左記以外）	
	電話	F A X	電話	F A X
N T T回線	03-5253-7527	03-5253-7537	03-5253-7777	03-5253-7553
地域衛星通信ネット ワーク※	200-048- 500-90-49013	200-048- 500-90-49033	200-048- 500-90-49101	200-048- 500-90-49036

※県防災行政無線電話よりかけられる。

### 4 被害の認定（住民班）

町は、り災証明発行、災害救助法の適用、被災者生活再建支援法の運用等の根拠となる住宅の被害認定に際しては、災害の被害認定基準について（平成 13 年 6 月 28 日府政防第

518号内閣府通知)の、「住家の被害の程度と住家の被害認定基準等(R2年3月提示版)」や「災害に係る住家の被害認定業務実施体制の手引き」等に基づき、迅速かつ適切に実施する。

※ 資料

- 1 様式第1号(被害状況報告書)(資料編 15-(1))
- 2 火災・災害等即報要領(資料編 16-(7))
- 3 災害報告取扱要領(資料編 16-(8))
- 4 参集途上における被害状況報告書(資料編 16-(10))

【別図 被害状況等情報収集伝達系統図】



まんのう町災害対策本部

* 小豆総合事務所については、それぞれの事務を主管する部局の課あて報告する。

## 第6節 通信運用計画

地震災害時における通信連絡は、迅速かつ円滑に行う必要があるため、防災関係機関は、無線・有線の通信手段を的確に運用するとともに、通信施設の被害の把握と早期復旧及び代替通信手段の確保に努める。

《実施担当》

総務班、防災関係機関
------------

### 1 地震災害時の通信連絡

町、県及び防災関係機関相互の連絡は、加入電話のほか、県防災行政無線、衛星携帯電話、県防災情報システム等を利用して行う。

#### (1) 県防災行政無線の運用

地震災害情報の収集伝達は、最も迅速かつ的確な手段を利用するものとし、主として県防災行政無線を利用する。

#### (2) 県防災情報システムの運用

町、県及び防災関係機関は、このシステムの専用端末を利用することにより、情報伝達手段を確保するとともに、気象情報、水防情報、避難情報、被害情報等の災害関連情報の共有化を図る。

#### (3) 電気通信事業者の設備の利用

##### ア 災害時優先電話の利用

地震災害時には、一般の加入電話は輻輳するので、あらかじめ西日本電信電話(株)香川支店に申請を行い承諾を得た特定の電話番号の災害時優先電話を活用する。

##### イ 孤立防止用衛星電話の利用

町は、地震災害時において開設された指定避難所等の通信が孤立した場合、西日本電信電話(株)香川支店に対し小型ポータブル衛星装置の出動を要請し、通信の確保を図る。

#### (4) 他の機関の専用電話の利用

地震災害時において、通常の通信ができないとき又は困難なときは、他の機関が設置する専用電話を利用し、通信の確保を図る。利用できる施設としては、警察電話、消防電話、航空保安電話、海上保安電話、鉄軌道電話、電気事業電話がある。

#### (5) 非常通信の利用

通信が途絶し、通信回線を利用することができないとき又は利用することが著しく困難であるときは、他の機関の無線通信施設を利用し、通信の確保を図る。

なお、本町と県との通信が途絶したときは、「香川県地方通信ルート」により、次のとおり通信手段を確保する。



まんのう町	まんのう町役場 (総務課 TEL 0877-73-0100 FAX 0877-73-5668 県防(音声) 402-501 (FAX) 402-581)
	①——香川県(危機管理課)
	②……仲多度南部消防組合消防本部——高松市消防局——香川県(危機管理課)
	③……琴平警察署四條駐在所—琴平警察署—県警察本部……香川県(危機管理課)
	④……水資源機構香川用水総合事務所——水資源機構吉野川局——香川県(危機管理課)
	⑤……香川河川国道事務所公園課(国営讃岐まんのう公園)——香川県(危機管理課)
	⑥……JR琴平駅～～JR高松駅……香川県(危機管理課)
	⑦……琴電琴平駅——琴電瓦町駅……香川県(危機管理課)
	支所経由ルート(町役場～各支所間は、無線又は使送)
	琴南支所(TEL 0877-85-2111 FAX 0877-85-2077 県防(音声) 401-501 (FAX) 401-581)
①——香川県(危機管理課)	
②……仲多度南部消防組合琴南出張所——高松市消防局——香川県(危機管理課)	
③……琴平警察署造田駐在所—琴平警察署—県警察本部……香川県(危機管理課)	
④……四電讃岐変電所——四電高松支店……香川県(危機管理課)	
仲南支所(TEL 0877-77-2111 FAX 0877-77-2113 県防(音声) 405-501 (FAX) 405-581)	
①——香川県(危機管理課)	
②……仲多度南部消防組合消防本部——高松市消防局——香川県(危機管理課)	
③……琴平警察署七箇駐在所—琴平警察署—県警察本部……香川県(危機管理課)	
④……香川河川国道事務所公園課(国営讃岐まんのう公園)——香川県(危機管理課)	

◇記号 ——無線区間 ～～有線区間 ……使送区間

参 考

- 香川県危機管理課 TEL087-832-3183(直通)、087-831-1111(代表) FAX 087-831-8811  
県防(音声)【衛星】又は【地上】ボタン]-200-5065又は、-200-7-2435 (FAX)【102(衛星)又は101(地上)】-200-5801  
又は5802
- 仲多度南部消防組合消防本部 TEL 0877-73-4211 FAX 0877-73-4770(夜間) 0877-75-3119 (FAX)
- 琴平警察署四條駐在所 TEL 0877-73-5793
- (独)水資源機構香川用水総合事務所 TEL 0877-73-4221 FAX 0877-73-2649
- 国土交通省四国地方整備局香川河川国道事務所公園課(国営讃岐まんのう公園) TEL 0877-79-2933 FAX 0877-79-3247
- 四国旅客鉄道(株)琴平駅 TEL 0877-73-4171
- 高松琴平電気鉄道(株)琴電琴平駅 TEL 0877-75-3068
- 琴平警察署造田駐在所 TEL 0877-85-2011
- 四国電力(株)讃岐変電所讃岐電力センター TEL 087-878-1640 FAX 087-836-0640
- 仲多度南部消防組合琴南出張所 TEL 0877-85-0119 FAX 0877-85-2240
- 琴平警察署七箇駐在所 TEL 0877-77-2210

(6) 災害対策用移動通信機器の利用

町、県及び復旧関係者は、地震災害時において、通常の通信ができないとき又は困難なときは、総務省(四国総合通信局を含む。)の災害対策用移動通信機器(衛星携帯電話、MCA、簡易無線)の無償貸与制度を活用し、通信の確保を図るものとする。

(7) 災害対策用移動電源車の利用

町、県及び復旧関係者は、地震災害時において、通信機器等に必要な電源が確保できないとき又は困難なときは、総務省の災害対策用移動電源車の無償貸与制度を活用し、通信機器等の電源の確保を図るものとする。

(8) アマチュア無線の活用

町及び県は、被災地、指定避難所等との連絡手段等として、必要に応じてアマチュア無線団体に協力を要請する。

(9) 放送の要請

町及び県は、緊急を要する場合で、かつ特別の必要があるときは、放送局に対して、地震災害に関する通知、要請、伝達、警告等の放送を要請し、町民等へ必要な情報を提供する。

(10) 町行政放送告知施設

町は、行政放送告知施設等を活用し、町民等へ必要な情報を提供する。また、必要に応じ、緊急点検・巡視等を実施し、当該施設の被災状況等の把握に努める。

## 2 通信施設の応急復旧

町は、町行政放送告知施設の円滑な運用を図るため、通信施設が被災した場合は、応急復旧要員、応急復旧用資機材の確保に努め、通信施設の早期復旧を行う。

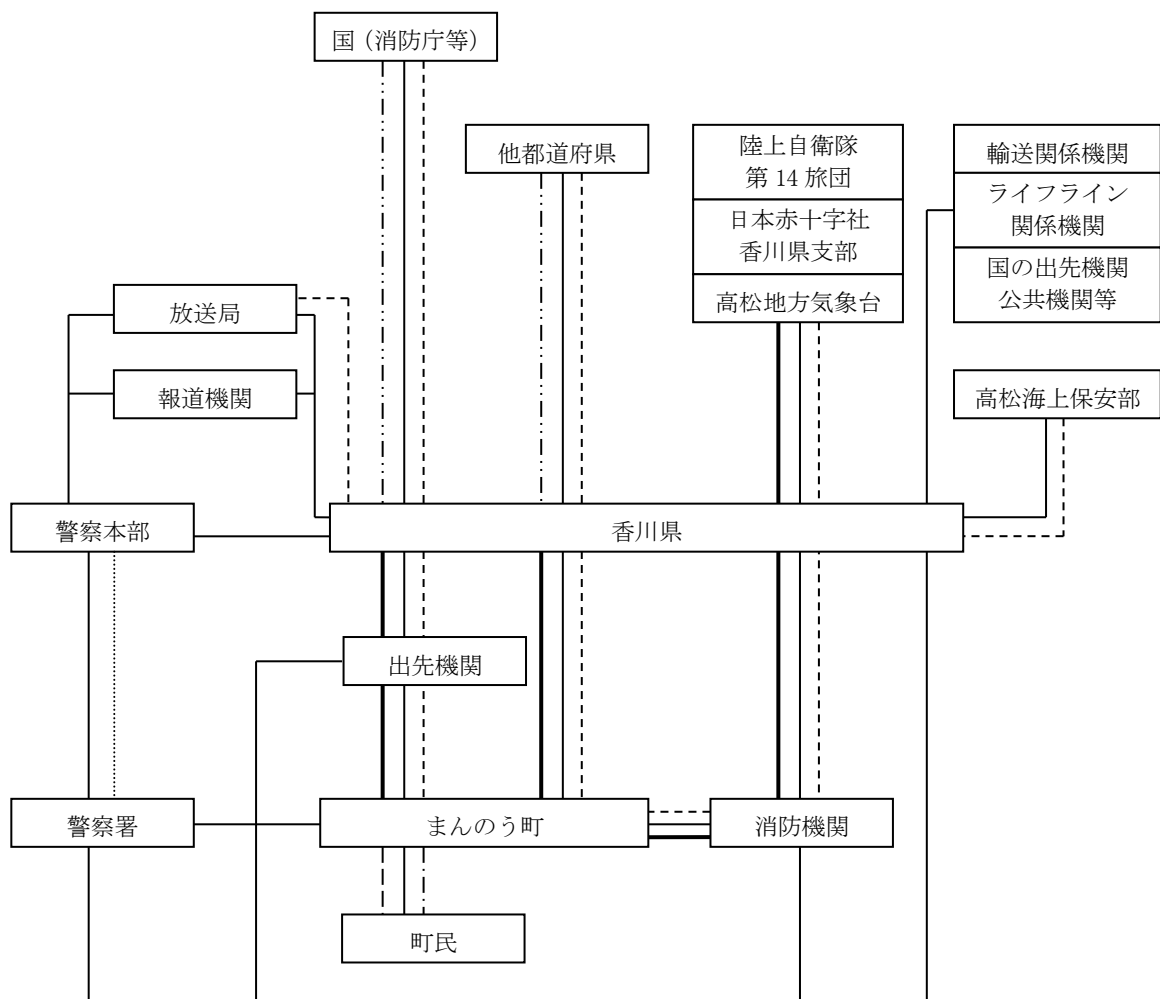
## 3 最新の情報通信関連技術の導入

町及び県は、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努めるものとする。

※ 資料

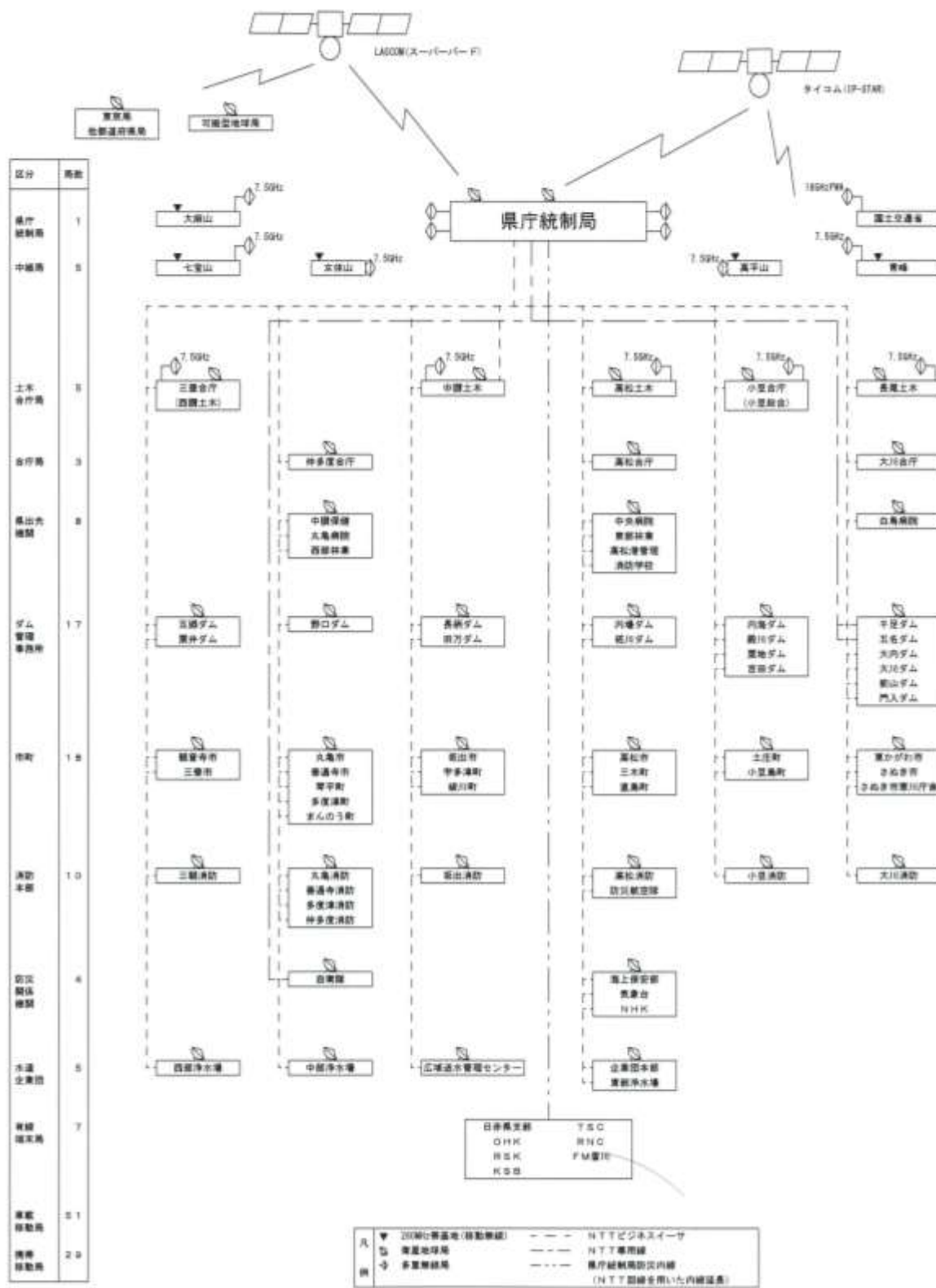
町防災無線通信施設（資料編 6－（5））

【災害時通信連絡系統図】



- 【凡 例】
- 電話・FAX (一般のNTT回線)
  - - - - 県防災行政無線 (NTT専用回線と衛星回線を使った県と関係機関との専用回線)
  - 防災情報システム (パソコンにより文字、映像、地図等の災害情報等を共有する。)
  - · - · - · 消防防災無線 (消防庁等と都道府県を結ぶ回線)
  - 警察電話 (警察の専用回線・無線回線)
  - · - · - · 行政放送告知施設
  - - - - 広報車による広報活動

【香川県防災行政無線システム回線構成図】



## 第7節 広報活動計画

流言、飛語等による社会的混乱を防止し、被災地の町民等の適切な判断と行動を助けるために、県、市町、防災関係機関等は相互に協力して、被害の状況や応急対策等に関して正確な情報の適時かつ適切な広報活動を実施する。

町民及び自主防災組織、事業者は、県、町、防災関係機関等の広報活動等による情報を収集するとともに家族、自主防災組織構成員、従業員、来客者等に適切に情報提供を行うものとする。

《実施担当》

総務班
-----

### 1 被災者等への広報活動

#### (1) 町の広報活動

##### ア 広報事項

地震災害の規模、態様等に応じて、町民に関係ある次の事項について広報を行う。

- (ア) 災害対策本部の設置状況及び応急対策の実施状況
- (イ) 被害状況の概況（人的被害、住家被害、道路・河川等公共施設被害等）
- (ウ) 二次災害の危険性に関する情報
- (エ) 安否情報
- (オ) 道路交通、交通機関に関する事項
- (カ) 民心の安定に関する事項
- (キ) 防災関係機関の防災体制及び応急対策の実施状況
- (ク) 避難指示等、避難路・指定緊急避難場所・指定避難所の指示、指定避難所開設状況等
- (ケ) 応急救護所開設状況
- (コ) 給食、給水等実施状況
- (サ) 電気、ガス、水道等の供給状況
- (シ) 一般的な町民生活に関する情報
- (ス) その他必要な事項

##### イ 広報手段

それぞれの情報の出所を明確にして、次の手段により広報を行う。その際、多様なメディアを使い、また、手話通訳、外国語通訳、多機能な携帯電話（携帯電話メール、受信メールを読み上げる電話）等を活用するなど、要配慮者や在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者について十分配慮する。

- (ア) ラジオ、テレビ、新聞等報道機関による広報
- (イ) 行政放送告知施設、CATV等による広報

- (ウ) 広報紙、ポスター等の配布及び掲示
- (エ) 広報車による広報及び指定緊急避難場所・指定避難所への広報担当者の派遣
- (オ) 自治会、町内会、自主防災組織等を通じたの連絡
- (カ) インターネット（ホームページ、ソーシャルメディアなど）、緊急速報メールの活用による広報
- (キ) 県防災情報システムによるメール配信
- (ク) Lアラート（災害情報共有システム）による情報配信
- (ケ) 防災アプリ
- (コ) その他

日本道路交通情報センター、CATV局等に対し、町民等への情報提供を依頼する。

## (2) 防災関係機関の広報活動

### ア 広報事項

所管する施設等の被害状況や応急対策の実施状況等、町民が必要とする情報について、積極的に広報を行う。

### イ 広報手段

報道機関を通じたの広報だけでなく、広報車による広報、チラシやパンフレット等による広報等、多様な広報媒体を利用して広報を行う。

## 2 広聴活動

町、県及び防災関係機関は、地震災害発生後速やかに、被災地町民の要望事項等を把握するとともに、町民等からの各種問合せに対応するため、総合的な窓口を開設する。

町は、町民等からの問い合わせに対応するために、相談窓口を総務課に設置する。

なお、町及び県は、被災者の安否についての照会に対しては、被災者等の権利利益を不当に侵害しないように配慮し、応急措置に支障を及ぼさない範囲で回答するよう努める。

### ※ 資料

広報車・無線搭載車の状況（資料編 11－（3））

## 第8節 災害救助法適用計画

災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用される地震災害が発生した場合、第2条の規定に基づき、被災者の保護と社会秩序の保全を図るため、応急的な救助を行う。

《実施担当》

総務班、福祉・健康班、住民班

### 1 適用基準（災害救助法施行令：昭和22年政令第225号）

#### (1) 適用基準

災害救助法による救助は、市町単位の被害が以下の基準に該当する場合で、かつ、被災者が現に救助を要する状態であるときに実施される。

ア 住家が滅失した世帯（全焼、全壊、流失等の世帯を標準とし、住家が半壊、半焼等著しく損傷した世帯にあつては滅失世帯の2分の1世帯、床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住不能になった世帯にあつては滅失世帯の3分の1世帯とみなして換算する。以下同じ。）の数が、当該市町の区域内の人口に応じ、次の世帯数以上であること。

#### 【基準Ⅰ】

市 町 の 人 口	住家滅失世帯数	備 考
5,000人未満	30 世帯	
5,000人以上 ～ 15,000人 "	40 "	
15,000人 " ～ 30,000人 "	50 "	まんのう町
30,000人 " ～ 50,000人 "	60 "	
50,000人 " ～ 100,000人 "	80 "	
100,000人 " ～ 300,000人 "	100 "	
300,000人 "	150 "	

イ 住家が滅失した世帯の数はアの世帯数には達しないが、被害が相当広範囲にわたり、県下の滅失世帯数が1,000世帯以上（県人口1,000,000人未満のため）であつて、住家が滅失した世帯の数が当該市町の区域内の人口に応じ、次の世帯数以上であること。

#### 【基準Ⅱ】

市 町 の 人 口	住家滅失世帯数	備 考
5,000人未満	15 世帯	
5,000人以上 ～ 15,000人 "	20 "	
15,000人 " ～ 30,000人 "	25 "	まんのう町
30,000人 " ～ 50,000人 "	30 "	
50,000人 " ～ 100,000人 "	40 "	
100,000人 " ～ 300,000人 "	50 "	
300,000人 "	75 "	

ウ 被害世帯数がア及びイに達しないが、被害が広域にわたり県下の滅失世帯数が5,000世帯以上（県人口1,000,000人未満のため）であって、町の被害状況が特に救助を必要とする状態にあるとき。

エ 地震災害が隔絶した地域に発生したものである等、被災者の救護を著しく困難とする内閣府令で定める特別の事情がある場合で、かつ、多数の住家が滅失したとき。

オ 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、内閣府令で定める基準に該当するとき。

## 2 適用手続

(1) 町は、町における被害が前記の災害救助法適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みがあるときは、直ちに地震災害発生の日時及び場所、地震災害の原因、地震災害発生時の被害状況、既にとった措置及び今後の措置等を県に報告するとともに、被災者が現に救助を要する状態にある場合は、併せて法の適用を要請する。

(2) 町は、地震災害の事態が緊迫して、知事による救助の実施を待つことができないときは、災害救助法による救助に着手するとともにその状況を直ちに知事に情報提供し、その後の処置に関して知事の指示を受けなければならない。

(3) 町は、災害救助法の適用にかかる災害報告（地震災害発生の時間的経過に伴い発生報告、中間報告、決定報告の3種類の報告）を県に行う。

## 3 救助の種類

災害救助法による救助の実施は、知事が行う。ただし、次の各号に掲げる救助については、災害ごとに知事が救助の事務の内容及び期間を町長に通知することにより、町長が救助を実施する。この場合において、町長は、速やかにその内容を詳細に知事に報告しなければならない。

(1) 避難所及び応急仮設住宅の供与

(2) 炊出しその他による食品の給与及び飲料水の供給

(3) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与

(4) 医療及び助産

(5) 被災者の救出

(6) 被災した住宅の応急修理

(7) 学用品の給与

(8) 埋葬

(9) 死体の捜索及び処理

(10) 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい障がい  
を及ぼしているものの除去

## 4 職権の一部委任

知事は、救助を迅速に行うため必要であると認めるときは、その権限に属する救助の実



施に関する事務の一部を町が行うこととすることができる。（災害救助法第 30 条）

なお、上記により町が行う事務のほか、町は、知事が行う救助を補助する。

## 5 救助の程度、方法及び期間

### (1) 一般基準

災害救助法を適用した場合の救助の程度、方法及び期間は、国の定める基準に基づき県が定める。

### (2) 特別基準

一般基準では救助の万全を期することが困難な場合、県は、町の実情に基づき、地震災害等の実情に即した救助を実施するため、内閣総理大臣に協議し、その同意を得たうえで、救助の程度、方法及び期間を定める。

## 6 被災者台帳の作成及びり災証明書の発行

災害が発生し、救助が必要であると認められる被災者があるときは、公平な支援を効率的に実施するため、個々の被災者の被害の状況や支援の実施状況、支援にあたっての配慮事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、町において共有・活用する。被災者からり災証明書を求められたときは、被災者台帳に基づき、り災証明書を発行する。

り災証明書は、被災者生活再建支援金の支給や住宅の応急修理、義援金の配分等の支援措置の適用の判断材料として幅広く活用され、被災者支援の適切かつ円滑な実施を図るうえで極めて重要な役割を果たしており、町は、り災証明書を遅滞なく交付するため、住家被害の調査に従事する職員の育成や県や他市町村との連携確保など、り災証明書の交付に必要な業務の実施体制の確保に平常時から努める。

また、改正災害対策基本法（平成 25 年 6 月改正）により、このような被災者台帳の作成に必要な範囲で個人情報の利用が可能となるよう個人情報保護法制との関係を整理し、被災者の援護に関する事務が円滑に行われるよう、必要な規定を整備する。

## 7 町への被災者情報の提供

改正災害対策基本法（平成 25 年 6 月改正）では、町が行う被災者台帳の作成とあわせて、県及び関係市町村に対して被災者に関する情報提供を求めることができることが規定された。町は、被災者台帳の円滑な作成に資するため、災害救助法に基づく救助を行った被災者について、県へ情報提供を依頼し、県の保有する被災者情報の提供を受ける。

### ※ 資料

- 1 様式第 2 号（救助実施記録日計票）（資料編 15－（2））
- 2 災害救助法による救助の程度、方法及び期間（資料編 16－（1））

## 第9節 救急救助計画

地震災害時において、生命、身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を早急に救出し、必要な保護を図る。特に、発災当初の72時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助に必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分する。

《実施担当》(災害救助法が適用された場合も、知事の通知を受けて町が行う。)

本部事務局、総務班、福祉・健康班、消防本部、消防団

### 1 町の活動

- (1) 町は、救急救助を必要とする状況を把握し、消防、警察等関係機関と連携し、人命救助や行方不明者の捜索を実施するとともに、医療機関と連携し、救急活動を実施する。
- (2) 町は、単独では十分に救急救助活動ができない場合は、県、他の市町等に救助の実施、これに要する要員及び資機材等について応援を要請する。
- (3) 救助活動
  - ア 延焼火災及び救助事案が同時多発している場合は、延焼火災現場での人命救助活動を優先するなど、救命効果の高い活動を実施する。
  - イ 救助活動を行う場合は、必要に応じ災害現場に現地本部を設置し、地域住民、自主防災組織、関係機関とも連携し、救助救出を行う。また、救助資機材等を自主防災組織、ボランティア等に配布し、初動時における救助救出活動の円滑化を図る。
- (4) 救急活動
  - ア 初動期における負傷者の搬送は、現場で判断し適宜実施する。
  - イ 救出・救助活動は、救命措置を必要とする重症者を最優先とする。
  - ウ 傷病者等に対する応急手当の実施、及び傷病程度に応じた搬送先等を決定するために、現地本部に応急救護所を設置し、応急活動を実施する。
- (5) 行方不明者の捜索活動
  - ア 行方不明者の捜索にあたっては、消防本部及び消防団が琴平警察署及び地域住民と協力して実施する。
  - イ 行方不明者や捜索された遺体については、間違いのないようリストに整理する。
  - ウ 行方不明者が多数の場合は、受付所を設置して手配・処理等の円滑化を図る。
  - エ 捜索が困難な場合は、本部事務局を通じて県及び隣接市町に応援を求める。
  - オ 遺体を発見した場合は、速やかに琴平警察署に連絡する。
- (6) 安全避難の確保

火災発生件数が多く、大部分の延焼火災の鎮圧が困難と予想される地区については、町民の安全避難を確保するための活動を行う。

## 2 部隊間の活動調整

災害現場で活動する警察・消防・自衛隊の部隊は、必要に応じて、合同調整所を設置し、活動エリア・内容・手段、情報通信手段等について、部隊間の情報共有及び活動調整、必要に応じた部隊間の相互協力を行う。

また、災害現場で活動する災害派遣医療チーム（DMAT）等とも密接に情報共有を図りつつ、連携して活動するものとする。

## 3 町民及び自主防災組織事業者の活動

(1) 被災地の地域住民等、災害現場に居合わせた者は、救助すべき者を発見したときは、直ちに消防等関係機関に通報するとともに、自らに危険が及ばない範囲で救助活動にあたる。

(2) 地震災害の現場で警察、消防等救急救助活動を行う機関から協力を求められた者は、可能な限りこれに応じなければならない。

## 4 惨事ストレス対策

(1) 救急救助活動等を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。

(2) 消防機関は、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請するものとする。

## 第10節 医療救護計画

地震災害により医療機関が混乱し、被災地の町民が医療又は助産の途を失った場合、関係機関は連携して必要な医療救護活動を行う。

《実施担当》（災害救助法が適用された場合も、知事の通知を受けて町が行う。）

本部事務局、福祉・健康班、消防本部、仲多度郡・善通寺市医師会、薬剤師会善通寺仲多度支部
---------------------------------------------

### 1 計画の基本的な考え方

- (1) 町は、応急救護所、救護病院を設置し、それぞれの施設の機能が十分発揮できるよう努める。
- (2) 医療救護計画は、現行の救急医療体制の活用を図ることとし、地元医師会、医療機関等の全面的な協力を得て策定する。
- (3) 医療救護計画の策定にあたっては、県医療救護計画を踏まえるとともに、地元医師会、医療機関及び地域の自主防災組織等との連携を図る。
- (4) 医療救護施設（広域救護病院を除く。）における医療救護活動は、各施設の指揮者の指示により行う。

### 2 現地医療体制（本部事務局、福祉・健康班、仲多度郡・善通寺市医師会）

- (1) 医療救護班の派遣
  - ア 町は、医療救護が必要と認めたときは、仲多度郡・善通寺市医師会等に医療救護班の派遣等を要請する。医療救護班は、応急救護所において医療救護活動を行う。
  - イ 町は、単独では十分に医療救護活動ができない場合は、県、他の市町等に広域医療救護班の派遣等について応援を要請する。

### 3 応急救護所

応急救護所は、重症患者・中等症患者の応急処置、軽症者に対する処置を行う。

- (1) 設置及び組織
  - 応急救護所は、指定避難所又は診療所に併設する。
  - 応急救護所の管理者は医師とし、町災害対策本部の指示により活動する。
  - 応急救護所の医療班は、原則として医師1名、看護師3名、補助者2名をもって1班の医療チームとして編成する。
  - なお、必要に応じ、県災害対策本部（健康福祉部薬務感染症対策班）を通じて、（一社）香川県薬剤師会に薬剤師班の派遣を要請する。
- (2) 担当業務
  - ア トリアージ
  - イ 重症患者及び中等症患者に対する応急処置と軽症者の処置

- ウ 救護病院等への患者搬送の支援
- エ 助産活動
- オ 死亡の確認及び死体の検案
- カ 医療救護活動の記録及び市町災害対策本部への措置状況等の報告
- キ その他必要な事項

### (3) 運営

町は発災した場合、直ちに医療救護活動が円滑に開始できるよう常に物的施設の点検を行い、また、その設置等も迅速に行う。

応急救護所における医療救護活動は、24 時間体制とし、可能な限り予備の医療チームを編成するよう配慮する。

応急救護所の管理者は被災により、その機能に支障を生じたと認める場合には町災害対策本部に必要な措置を要請する。

## 4 救護病院

救護病院は、重症患者の応急処置を行うほか中等症患者の受入と処置、軽症者に対する処置をあわせて行う。

### (1) 担当業務

- ア トリアージ
- イ 重症患者の応急処置
- ウ 中等症患者の受入及び処置、軽症者の処置
- エ 広域救護病院等への患者搬送
- オ 助産活動
- カ 死体の検案
- キ 医療救護活動の記録及び町災害対策本部への措置状況等の報告
- ク その他必要な事項

### (2) 運営

救護病院の管理者は発災後直ちに院内状況を町対策本部に報告し、被災によりその機能に支障が生じたと認める場合には必要な措置を要請する。

## 5 医療救護施設に指定しない医療機関に対する対応

町は、医療救護施設として指定しない医療機関についても状況に応じて、医療救護活動に参加できるようあらかじめ地元医師会、病院、診療所の管理者等と十分に連携を図る。

## 6 搬送体制

町は、地域の実情及び被害（想定）にあわせて搬送区分、搬送方法等の搬送計画を作成する。

### (1) 搬送区分

搬送区分として、次の場合を考慮する。

- ア 被災場所から、町内の医療救護施設に搬送する場合
- イ 被災場所から、他の市町内の医療救護施設に搬送する場合（他の都道府県内の医療救護施設への搬送も含む。）
- ウ 町内の医療救護施設から、同一町内の他の医療救護施設へ搬送する場合
- エ 町内の医療救護施設から、他の市町内の医療救護施設へ搬送する場合（他の都道府県内の医療救護施設への搬送も含む。）

(2) 搬送方法

搬送方法は、被害（想定）に応じて、次の方法を考慮する。

- ア 人力による方法
- イ 車両による方法
- ウ フェリー等の船舶による方法（特に、県外へ大量搬送の場合）
- エ ヘリコプター等航空機による方法

(3) 搬送の実施

町は、災害時の患者搬送を円滑に行うため、消防機関が実施する救急活動を含め、必要な車両、搬送要員、機材等の確保に努める。

また、町は、搬送にあたっては、必要に応じ自主防災組織の協力を求めるなど、緊急搬送が可能となるよう弾力的な対応を行う。

**7 医薬品及び救護資機材の確保（本部事務局、福祉・健康班、薬剤師会善通寺仲多度支部）**

(1) 薬剤師会善通寺仲多度支部は、地震災害時における救護活動に必要な医薬品に不足が生じた場合は、町の要請により、直ちに調達する。さらに、医薬品が不足する場合には、県の保有する災害時用備蓄医薬品等の供給を要請する。

(2) 町は、災害時に医療救護施設が必要とする特定かつ必要最小限の医薬品について、あらかじめ医療機関等と協議し、当該医療機関等の在庫量のなかで少なくとも 1 日分の調節を図る等の方法により確保する。

また、当該方法により難しい場合には、地域の実情に応じて対応する。

**8 輸血用血液の確保（福祉・健康班）**

(1) 血液の確保体制

ア 県は、災害発生後速やかに香川県赤十字血液センターの被災状況及び血液の在庫数等を把握し、血液が不足するようであれば、他の都道府県等に対して必要な血液の確保について協力を要請するものとする。

イ 香川県赤十字血液センターは、災害時の医療救護に必要な血液について、医療機関から供給要請を受けたときは、備蓄血液等を供給する。

また、災害時に必要な血液を確保するため、被害の軽微な地域等に採血車を出動させるとともに、それでも必要な血液が確保できない場合は、中四国ブロック血液センターに応援を要請するものとする。

(2) 血液の輸送

ア 医療機関への血液の輸送は、原則として香川県赤十字血液センターの車両等によるものとする。

イ 県は、被災地への血液の緊急輸送にヘリコプター等が必要なときは、自衛隊等関係機関に協力を要請するものとする。

## 9 医療機関等の非常用通信手段の確保

町、県及び医療機関は、災害時の医療機関の機能を維持し、広域災害・救急医療情報システム等の稼働に必要なインターネット接続を確保するため、非常用通信手段の確保に努めるものとする。

## 10 その他

町は、死体の検案について、あらかじめ死体安置所を定めておく等、医療救護施設における医療救護活動に支障がないようにする。

### ※ 資料

- 1 救護病院一覧表（仲多度郡・善通寺市医師会 会員医療機関）（資料編 7－（1））
- 2 協定及び覚書等一覧表（資料編 14－（1））
- 3 様式第 20 号（救護班活動状況）（資料編 15－（20））
- 4 様式第 21 号（病院診療所医療実施状況）（資料編 15－（21））
- 5 様式第 22 号（助産台帳）（資料編 15－（22））

## 第11節 消防活動計画

地震発生時において、同時多発的に発生する火災から、町民の生命、身体及び財産を守るために、出火防止、初期消火、延焼阻止等の消防活動を迅速かつ円滑に行う。

《実施担当》

本部事務局、総務班、消防本部、消防団
--------------------

### 1 出火防止、初期消火

町民、事業所等は、地震火災による被害を最小限にとどめるため、使用中のガス器具、石油ストーブ等の火を直ちに消し、出火防止に努める。

また、万一出火した場合は、町民、自主防災組織及び自衛消防組織が協力して、ぼやのうちに消火するよう努める。

### 2 消防活動（消防本部、消防団）

地震による火災は、同時多発するほか、土砂災害が同時に発生する 경우가多く、また道路の損壊等により通行障害が発生するため、消防活動が極めて困難となる。このことから、消防機関は、延焼火災の状況、消防ポンプ自動車等通行可能道路の状況、消防水利に関する情報を収集するとともに、防災関係機関と密接な連絡をとりながら、次の事項に留意し消防活動を実施する。

- (1) 延焼火災が多発し、かつ拡大した場合は、避難場所及び避難路を確保して消防活動を優先する。
- (2) 重要かつ危険度の高い地域を優先して、消防活動を行う。
- (3) 多数の延焼火災が発生した場合は、消火可能地域を優先して消防活動を行う。
- (4) 危険物貯蔵施設等から出火した場合は、市街地への延焼を防止する消防活動を優先する。
- (5) 消防活動に際しては、消防職団員の安全確保に十分配慮する。

### 3 応援要請（本部事務局、消防本部、消防団）

町は、町の消防力では対処できない場合は、消防相互応援協定に基づき他の市町に応援を要請する（「第2節 2 消防機関の応援要請」参照）。

さらに、これらの消防力をもってしても対処できない場合は、消防組織法第44条の規定により、県を通じて消防庁長官に緊急消防援助隊の出動要請及び「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づく応援要請を行う。

### 4 惨事ストレス対策

- (1) 救急救助活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。



(2) 消防機関は、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請するものとする。

## 第12節 緊急輸送計画

地震災害時において、救助、救急、医療活動を迅速に行うため、また、被害の拡大の防止、さらには避難者に緊急物資を供給するためにも、緊急輸送路を確保し、緊急輸送活動を行う。

なお、国又は県が町に対して行う食料、飲料水及び生活必需品等に係る供給については、町からの要請に基づく「プル型」を原則とするが、発災直後は、町の被災状況によっては、被災市町からの要請を待たずに、物資を緊急輸送する「プッシュ型」による供給を行う。

《実施担当》

本部事務局、総務班、作業班、消防本部、消防団
------------------------

### 1 輸送の対象（総務班、消防本部）

輸送活動は、人命の安全、被害の拡大防止、災害応急対策の円滑な実施等に配慮し、次のものを輸送対象として実施する。

#### (1) 第1段階

- ア 救急救助活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に必要な人員、物資
- イ 消防、水防活動等災害防止のための人員、物資
- ウ 後方医療機関等へ搬送する負傷者等
- エ 自治体等の災害対策要員、ライフライン応急復旧要員等初動期の応急対策に必要な要員、物資等
- オ 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員、物資

#### (2) 第2段階

- ア 上記(1)の続行
- イ 食料、飲料水等生命の維持に必要な物資
- ウ 被災地外に搬送する傷病者及び被災者

#### (3) 第3段階

- ア 上記(2)の続行
- イ 災害復旧に必要な人員、物資
- ウ 生活必需品

### 2 輸送車両等の確保（本部事務局、総務班、作業班）

(1) 町が運送手段として必要とする車両等については、次により確保する。

- ア 町有車両の活用
- イ 香川県トラック協会、香川県バス協会の協力を県に要請
- ウ 他の市町へ応援車両等の派遣要請
- エ 燃料等の確保のため関係業界へ協力要請

(2) 町は、自衛隊の支援等による輸送が必要な場合は、県に対し自衛隊の派遣要請の要求

を行う。

### 3 陸上交通の確保（緊急輸送路の確保）（総務班、作業班）

#### (1) 情報の収集

ア 町は、警察との連携により県、関係機関、自主防災組織等の協力を得て、主要な道路の被害状況・復旧見込み等、必要な情報を把握する。

イ 県は、道路被害状況等の調査結果に基づいて、あらかじめ指定している輸送確保路線のうちから、警察及び道路管理者と協議し緊急輸送路を選定する。

#### (2) 道路交通確保の措置

道路管理者は、その管理する道路について、早急に被害状況を把握し、県に報告するほか、道路啓開等（雪害においては除雪を含む。）を行い、道路機能の確保に努める。

ア 路上の障害物の除去（火山災害における火山噴出物の除去及び雪害における除雪を含む。）について、道路管理者、警察、消防及び自衛隊等は、状況に応じて協力して必要な措置をとる。

イ 道路管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。運転者がいない場合等においては、道路管理者は、自ら車両の移動等を行う。

ウ 国及び県は、道路管理者である町に対し、必要に応じて、ネットワークとして緊急通行車両の通行ルートを確保するために広域的な見地から指示を行う。

エ 道路管理者は、民間団体等との間の応援協定等に基づき、道路啓開等（雪害における除雪を含む。）に必要な人員、資機材等の確保に努める。

#### (3) 車両の運転者

道路の区間にかかる通行禁止等が行われたときは、車両を当該道路の区間外の場所へ移動し、区域にかかる通行禁止等が行われたときは、速やかに車両を道路外の場所等へ移動し、駐車する。

また、警察官、自衛官又は消防吏員から車両の移動等の措置命令を受けた場合は、その指示に従って、車両を移動し、駐車する。

### 4 航空輸送の確保（総務班）

町は、緊急物資等のヘリコプターによる輸送を円滑に行うため、臨時ヘリポートを確保する。

### 5 緊急輸送拠点等の確保（総務班、作業班）

緊急物資、救援物資等の輸送を円滑に行うため、県は一次（広域）物資拠点等を、町は二次（地域）物資拠点を開設するとともに、その周知徹底を図るものとする。

また、ヘリコプターによる緊急輸送のため、町は臨時ヘリポートの確保を行う。

※ 資料

- 1 緊急輸送路（資料編 11－（1））
- 2 緊急用車両一覧表（資料編 11－（4））
- 3 災害対策用ヘリポート（臨時）（資料編 13－（1））
- 4 様式第 29 号（輸送記録簿）（資料編 15－（29））

## 第13節 交通確保計画

地震災害時の交通の確保のため、交通規制、緊急通行車両の通行確保等を行うとともに、海上交通、航空交通についても必要な措置を行う。

《実施担当》

総務班、作業班、消防本部、琴平警察署
--------------------

### 1 陸上交通の確保（総務班、作業班、消防本部、琴平警察署）

#### (1) 情報収集

警察は、現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、警察ヘリコプター、交通監視カメラ、車両感知器等を活用して、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握する。

#### (2) 道路交通規制等

警察は、地震災害が発生した場合、危険防止又は地震災害の拡大防止を図るとともに、町民等の円滑な避難と緊急通行を確保するため、直ちに一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を実施する。

また、道路管理者等は、道路が被害を受けた場合、通行を禁止、制限しながら、迂回道路等を的確に指示し、関係機関と連絡をとりながら交通の安全確保に努める。

#### ア 交通規制の基本方針

(ア) 被災地域での一般車両の走行は原則として禁止する。

(イ) 被災地域への一般車両の流入は原則として禁止する。

(ウ) 被災地域外への流出は、交通の混乱が生じない限り原則として制限しない。

(エ) 避難路及び緊急輸送路については、原則として一般車両の通行を禁止又は制限する。その他防災上重要な道路についても必要な交通規制を行う。

#### イ 降雪予測等による通行規制予告

道路管理者は、他の道路管理者をはじめその他関係機関と連携して、降雪予測等から通行規制範囲を広域的に想定して、できるだけ早く通行規制予告を発表するものとする。その際、当該情報が入手しやすいよう多様な広報媒体を活用し、日時、迂回経路等を示すものとする。

また、降雪予測の変化に応じて予告内容の見直しを行うものとする。

#### (3) 交通規制の実施

ア 交通規制は、道路の機能確保・復旧活動の状況により行うが、被災地以外の広域圏においても交通渋滞等を招く可能性があるため、関係機関等と緊密に連絡をとり実施する。また、交通の誘導や適切な情報提供を行い、混乱を防止する。

イ 道路施設等に危険な状況が予想され、又はこれを発見若しくは通報等により覚知したときは、次の区分により速やかに必要な規制を行う。

実施責任者	範囲	根拠法
道路管理者	1 道路の破損、欠壊その他の事由により交通が危険であると認められる場合 2 道路に関する工事のため、やむを得ないと認められる場合	道路法 第46条第1項
公安委員会	道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図り、又は交通公害その他の道路の交通に起因する障害を防止するため。	道路交通法 第4条第1項
	災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるとき。	災害対策基本法 第76条第1項
警察署長	道路交通法第4条第1項に規定する交通規制のうち、運用期間が短いもの	道路交通法 第5条第1項
警察官	道路における交通が著しく混雑するおそれがある場合、道路の損壊、火災の発生その他の事情により道路において交通の危険が生ずるおそれがある場合	道路交通法 第6条第2項 第4項

(4) 交通規制のための措置

ア 警察は、効果的な交通規制を行うため、交通情報板、信号機等の交通管制施設の機能回復に努めるとともに、これらを活用する。

イ 警察は、緊急輸送を確保するため、必要な場合には、放置車両の撤去、警察車両による緊急通行車両の先導等を行う。

ウ 警察は、緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、必要に応じて、運転者等に対し車両の移動等の措置命令を行う。

エ 警察は、交通規制にあたっては、道路管理者等、自治体の防災担当部局等と相互に密接な連携を図る。また、必要に応じて、警備業者等との応援協定に基づき、交通誘導の実施等を要請する。

オ 県公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うため必要があるときは、道路管理者等に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請するものとする。

(5) 通行禁止区域における措置命令

通行禁止区域における緊急通行車両の通行確保のため、警察官、自衛官及び消防吏員による措置等については、災害対策基本法に基づき次のとおり実施する。

実施責任者	範囲	根拠法
警察官	1 通行禁止区域内において緊急通行車両の通行妨害車両その他の物件の移動等の措置を命ずることができる。 2 措置命令に従わないとき、又は相手が現場にいないとき、警察官は自ら当該措置をとることができる。この場合やむを得ない限度において車両その他の物件を破損することができる。	災害対策基本法 第76条の3

実施責任者	範囲	根拠法
自衛官 消防吏員	警察官がその場にはいない場合に限り自衛隊用緊急通行車両及び消防用緊急車両の通行のため、上記措置を行うことができる。	

(6) 発見者等の通報

地震災害時の道路、橋りょう等交通施設の被害並びに交通が極めて混乱している状況を発見した者は、速やかに警察官、又は総務班に通報する。

通報を受けた総務班は、その路線管理者、又はその地域を所管する警察官に速やかに通報する。

(7) 規制実施の要領

総務班は、道路施設の被害等により危険な状態が予想され、若しくは発見し、又は通報等により承知した場合において、その道路施設の管理者に通報して規制をするいとまのないときは、避難指示や、警戒区域を設定して、災害応急対策に従事する以外の者に対して当該地域への立入りを禁止し、又は当該地域からの退去を命ずる等の方法によって応急的な規制を行う。この場合、でき得る限り速やかに道路管理者等又は琴平警察署に連絡し、正規の規制を行う。

(8) 交通規制の周知

交通規制が実施された場合は、危険箇所の表示、う回路の指示、交通情報の提供、車両の使用自粛の広報等により、危険防止及び混雑緩和のための措置を講ずる。

ア 規制の標識等

規制を行った実施者は、次の標識を内閣府令、国土交通省令に定める場所に設置する。ただし、緊急のため規定の標識を設置することが困難、又は不可能なときは、適宜の方法により、とりあえず通行を禁止、又は制限したことを明示し、必要に応じて警察官等が現地において指導にあたる。

標示の様式は、次のとおりである。

(ア) 規制標識

- a 道路法第 47 条の 4 (通行の禁止又は制限の場合における道路標識) によるもの
- b 災害対策基本法施行規則第 5 条 (地震災害時における交通の規制に係る標示の様式等) によるもの

(イ) 規制条件の標示

規制標識には、次の事項を明示する。

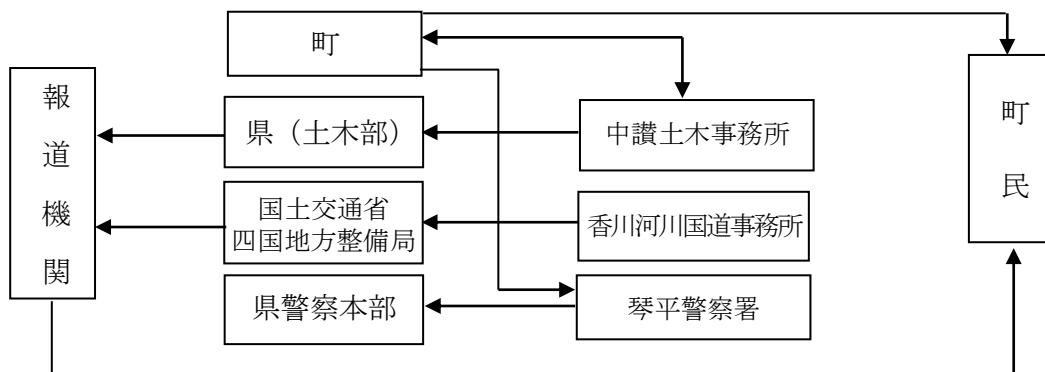
- a 禁止制限の対象
- b 区間
- c 期間
- d 理由

この場合、通行の禁止又は通行の制限にかかる規制については、適当な迂回路を明示し、一般の交通に支障のないように努める。

(9) 報告等

規制を行ったときは、次の要領により報告又は通知する。

ア 系統



イ 報告事項

- (ア) 禁止、制限の種別と対象
- (イ) 区間
- (ウ) 期間
- (エ) 理由
- (オ) 迂回路、その他の状況

(10) 道路啓開等

道路管理者等は、その管理する道路について、早急に被害状況を把握し、県、国土交通省又は農林水産省等に報告するほか、道路啓開等（雪害においては除雪を含む。）を行い、道路機能の確保に努める。

ア 路上の障害物の除去(雪害における除雪を含む。)について、道路管理者等、警察、消防及び自衛隊等は、状況に応じて協力して必要な措置をとる。

イ 道路管理者等は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。運転者がいない場合等においては、道路管理者等は、自ら車両の移動等を行う。

ウ 国及び県は、道路管理者である町に対し、必要に応じて、ネットワークとして緊急通行車両のルートを確保するために広域的な見地から指示を行う。

エ 道路管理者等は、民間団体等との間の応援協定等に基づき、道路啓開等（雪害における除雪を含む。）に必要な人員、資機材等の確保に努める。

(11) 車両の運転者のとるべき措置

ア 道路の区間に係る通行禁止等が行われたときは、速やかに車両を当該道路の区間以外の場所に移動し、区域に係る通行禁止等が行われたときは、速やかに車両を道路外の場所に移動する。

イ 速やかな移動が困難な場合は、車両をできる限り道路の左側端に沿って駐車するなど、緊急通行車両の通行の妨害にならない方法により駐車する。



ウ 通行禁止区域等において、警察官等から車両の移動等の指示を受けた場合は、その指示に従って車両を移動し、又は駐車する。

(12) 緊急通行車両の確認

ア 県公安委員会が、災害対策基本法第 76 条の規定に基づき、一定の区域又は道路区間を緊急通行車両以外の車両の通行を禁止又は制限した場合、県又は県公安委員会は、災害応急対策を実施するための車両の使用者からの申出により、当該車両が緊急通行車両であることの確認を行う。

この確認を行った場合、当該車両の使用者に対して、緊急通行車両の標章及び証明書を交付する。

イ 県公安委員会は、災害応急対策活動を迅速かつ円滑に行うため、緊急通行車両の事前届出制度を運用し、あらかじめ災害応急対策用として届出があった車両について、事前に緊急通行車両としての確認を行い、事前届出済証を交付する。

この交付を受けた車両について、交通規制実施時に、確認申請があった場合、他に優先し、当該車両の使用者に対して、緊急通行車両の標章及び証明書を交付する。

※ 資料

- 1 緊急輸送路（資料編 11－（1））
- 2 緊急用車両一覧表（資料編 11－（4））

## 第14節 避難計画

地震災害時において、町民等を速やかに避難させるため、適切に避難指示を行うとともに、指定避難所を開設し管理運営を行う。

《実施担当》（災害救助法が適用された場合も、知事の通知を受けて町が行う。）

本部事務局、総務班、住民班、福祉・健康班、文教班、消防本部、消防団、琴平警察署

### 1 避難指示の実施（本部事務局、総務班）

地震災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、人命の保護、地震災害の拡大防止等のため、特に必要があると認めるときは、次により避難指示を行う。

また、町は、必要な場合には、県に対して、避難指示の対象地域、判断時期等について、時期を失することなく避難指示等が発令できるよう、積極的に助言を求める。

なお、避難指示等の解除にあたっては、十分に安全性の確認に努める。

区分	実施責任者	根拠法令	災害の種類	実施の基準	内容等
指 示	町 長	災害対策基本法 第 60 条	災害全般について	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人命の保護等のため特に必要があると認めるとき。	避難のための立退きの指示、必要があると認めるときは立退き先を指示  (町長は知事に報告)
	知 事			町長が上記の事務を行うことができないとき。	
	警 察 官 海上保安官	災害対策基本法 第 61 条	災害全般について	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人命の保護等のため特に必要があると認めるときで、かつ急を要すると認める場合で、町長が指示できないと認めるとき又は町長から要求があったとき。	避難のための立退きの指示、必要があると認めるときは立退き先を指示  (町長に通知)
	知事、その命を受けた職員又は水防管理者	水防法 第 29 条	洪水、津波、高潮について	洪水、津波又は高潮の氾濫により著しい危険が切迫していると認められるとき。	避難のための立退きの指示（水防管理者のときは、当該区域を管轄する警察署長に報告）
	知事又はその命を受けた職員	地すべり等防止法 第 25 条	地すべりについて	地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき。	避難のための立退きの指示（当該区域を管轄する警察署長に報告）
	警 察 官	警察官職務執行法 第 4 条	災害全般について	人の生命、身体に危険を及ぼすおそれがある災害時において、特に急を要するとき。	危害を受けるおそれのある者を避難させる。(公安委員会に報告)
災害派遣を命じられた部隊等の自衛官	自衛隊法 第 94 条	災害全般について	上記の場合において、警察官がその場にはいないとき。	危害を受けるおそれのある者を避難させる。(防衛大臣の指定する者に報告)	

## 2 避難指示等の内容の周知（本部事務局、総務班、福祉・健康班、消防団）

(1) 町は、次の事項を明らかにして、町民等に避難指示等の周知を行う。

- ア 避難を必要とする理由
- イ 避難の対象となる地域
- ウ 避難先（指定緊急避難場所、指定避難所）
- エ 避難経路
- オ 警戒レベル
- カ その他必要な事項（避難に際しての注意事項、携行品等）

町は、避難指示等を発令をしたときは、速やかにその旨を知事に報告する。

(2) 周知の手段

避難指示等を行う際は、次の手段等、あらゆる手段を活用し、また、放送局、警察、消防団、自主防災組織などの協力を得て、町民等に確実に伝わるよう周知徹底を図る。なお、情報の伝わりにくい要配慮者に対しては、その特性に応じた手段で伝達を行う。

- ア 行政放送告知施設
- イ C A T V、広報車による広報、サイレンの吹鳴
- ウ ホームページ、マスコミ各社の利用
- エ 電話等の利用 →（自治会長、町内会長等）
- オ 県防災情報システムを利用した防災情報メール
- カ 携帯電話の避難情報伝達システムのメール配信
- キ Lアラート（災害情報共有システム）への配信
- ク 緊急速報メール（エリアメール等）による周知

(3) 町は、必要に応じ避難指示等に関する放送を、県に対し要請する。県は「災害時における放送要請に関する協定」に基づき、次の事項を明らかにして報道機関にラジオ、テレビによる放送を要請する。なお、事態が急迫している場合又は県への連絡が困難な場合においては、町は直接報道機関に放送要請を行う。

- ア 放送要請の理由
- イ 放送事項
- ウ 希望する放送日時及び送信系統
- エ その他必要な事項

(4) 地震災害発生により、町が事務を行うことができなくなった場合は、町に代わって県が、一斉同報機能を活用した緊急速報メール配信（エリアメール等）等を活用し、避難指示等の情報を配信するものとする。

(5) 町は、避難指示等の発令中は、継続的な周知を図る。

(6) 町民は、町が避難指示等を発したときは速やかにこれに応じて行動するとともに、継続的に避難情報や気象情報などの情報収集に努めるものとする。

### 3 避難行動

#### (1) 目的

「避難行動」は、数分から数時間後に起こるかもしれない自然災害から「生命又は身体を保護するための行動」である。

居住者等は、身の安全を確保するという観点から、災害時に適切かつ円滑な避難行動をとることができるよう、平時から次に掲げる事項をできる限り事前に明確に把握するとともに、当該避難行動をとれるよう準備・訓練等をしておく必要がある。

ア 災害種別毎に、自宅・施設等がある場所にどのような命を脅かす脅威があるのか

イ それぞれの脅威に対して、どのような避難行動をとれば良いか（避難先、避難経路、避難手段、家族等との連絡手段等）

ウ どのタイミングで避難行動をとれば良いか

#### (2) 避難行動の分類（立退き避難、屋内安全確保、緊急安全確保）

身の安全を確保するためにとる次の全ての行動が避難行動であるが、指定緊急避難場所や安全な親戚・知人宅等に避難する「立退き避難」が避難行動の基本である。

##### ア 立退き避難

災害リスクのある区域等の居住者等が、自宅・施設等においては命が脅かされるおそれがあることからその場を離れ、対象とする災害から安全な場所に移動することが「立退き避難」であり、「立退き避難」が避難行動の基本である。

##### イ 屋内安全確保

災害から身の安全を確保するためには災害リスクのある区域等からの「立退き避難」が最も望ましいが、災害リスクのある区域等に存する自宅・施設等においても上階への移動等により、計画的に身の安全を確保することが可能な場合がある。この行動が「屋内安全確保」であり、居住者等がハザードマップ等を確認し自らの判断でとる行動である。

##### ウ 緊急安全確保

「立退き避難」を行う必要がある居住者等が、適切なタイミングで避難をしなかった又は急激に災害が切迫する等して避難することができなかつた等により避難し遅れたために、災害が発生・切迫（切迫とは、災害が発生直前、又は未確認だが既に発生している蓋然性が高い状況）し、立退き避難を安全にできない可能性がある状況に至ってしまったと考えられる場合に、立退き避難から行動を変容し、命の危険から身の安全を可能な限り確保するため、その時点にいる場所よりも相対的に安全である場所へ直ちに移動等することが「緊急安全確保」である。

避難行動の一覧表

避難行動	避難先	(詳細)	居住者等が平時にあらかじめ確認・準備すべきことの例	リードタイム※1の確保の有無	当該行動をとる避難情報	当該行動が関係する災害種別
緊急安全確保	・安全とは限らない自宅・施設等 ・近隣の建物（適切な建物が近隣にあると限らない）	・上階へ移動 ・上層階に留まる ・崖から離れた部屋に移動 ・近隣に高く堅牢な建物があり、かつ自宅・施設等よりも相対的に安全だと自ら判断する場合に移動 等	・急激に災害が切迫し発生した場合に備え、自宅・施設等及び近隣でとりうる直ちに身の安全を確保するための行動を確認 等	リードタイムを確保できないと考えられる時にとらざるを得ない行動	警戒レベル5 緊急安全確保（※津波は避難指示のみ発令） （まんのう町は、津波は非該当）	洪水等 土砂災害 高潮※ 津波※ （まんのう町は、高潮・津波は非該当）
~~~~~警戒レベル4までに必ず避難~~~~~						
立退き避難	安全な場所	・指定緊急避難場所（小中学校・公民館・高台・津波避難ビル・津波避難タワー等） ・安全な自主避難先（親戚・知人宅、ホテル・旅館等）等	・避難経路が安全かを確認 ・自主避難先が安全かを確認 ・避難先への持参品を確認 ・地区防災計画や個別避難計画等の作成・確認 等	リードタイムを確保可能な時にとるべき行動 （※津波は突発的に発生するため、リードタイムの確保の可否は個々に異なる）	警戒レベル3 高齢者等避難 警戒レベル4 避難指示 （※津波は避難指示のみ発令） （まんのう町は、津波は非該当）	洪水等 土砂災害 高潮※ 津波※ （まんのう町は、高潮・津波は非該当）
屋内安全確保	安全な自宅・施設等	・安全な上階へ移動 ・安全な上層階に留まる 等	・ハザードマップ等で家屋倒壊等氾濫想定区域、浸水深、浸水継続時間等を確認し、自宅・施設等で身の安全を確保でき、かつ、浸水による支障※2を許容できるかを確認 ・孤立に備え備蓄等を準備 等	リードタイムを確保可能な時にとり得る行動	警戒レベル3 高齢者等避難 警戒レベル4 避難指示	洪水等 高潮※ （土砂災害と津波※は立退き避難が原則） （まんのう町は、高潮・津波は非該当）

※1 リードタイムとは、指定緊急避難場所等への立退き避難に要する時間のこと。リードタイムを確保可能であれば、基本的には、災害が発生する前までに指定緊急避難場所等への立退き避難を安全に完了することが期待できる。

※2 支障の例：水、食料、薬等の確保が困難になるおそれ、電気、ガス、水道、トイレ等の使用ができなくなるおそれ

4 避難誘導（本部事務局、総務班、福祉・健康班、消防本部、消防団、琴平警察署）

町は、警察、消防機関等防災関係機関や自主防災組織等の協力を得て、次の事項に留意して町民の避難誘導を実施する。また、支援を行う者の避難に要する時間を配慮しつつ適切な対応を実施する。

なお、消防職団員、水防団員、警察官、町職員など防災対応や避難誘導にあたる者は、現場の状況について迅速かつ的確に判断し、自らの安全確保を図るとともに、防災関係機関は、危険が切迫している場合、必要な情報提供や措置を行うなど防災対応や避難誘導にあたる者の安全確保に努める。

- (1) 避難対象地区の町民等に逃げ遅れがないよう、できるだけ自治会、町内会、自主防災組織、職場、学校等を単位とした集団避難を行う。
- (2) 要配慮者を優先して避難所に誘導する。
- (3) 外国人、出張者、旅行者に対する誘導などについて、支援を行う者の避難に要する時間を配慮しつつ適切な対応を実施する。
- (4) 避難経路は、周囲の状況等を的確に判断して、できるだけ安全な経路を選定して誘導する。
- (5) 町は、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受入れることとする。

学校、事業所等その他多数の人が集まる場所における避難誘導は、原則として施設管理者等が実施する。

5 避難方法

町民は、次の事項に留意して避難を行う。

- (1) 地震の二次災害で火災が発生したときは、風向、風速、木造住宅の密集状況等から判断して、より安全な避難路、避難所へ避難する。
- (2) 自主防災組織等を中心として、要配慮者の安否確認、移動補助等を行いながら、できるだけ自治会、町内会単位の集団で避難する。
- (3) 避難は、原則として徒歩で行う。自動車は、道路混雑の原因ともなるので、できるだけ利用しない。また、自転車等も道路の損壊等により危険があるので、できるだけ利用しない。

6 指定避難所の開設（本部事務局、総務班、住民班、福祉・健康班）

- (1) 町は、地震が発生した場合は、必要に応じて、避難所に指定されている施設の緊急点検・巡視等を実施し、当該施設の被災状況等の把握に努める。
- (2) 町は、地震災害により現に被害を受け、又は受けるおそれがある者で、避難しなければならない者を、一時的に收容するため、安全かつ適切な指定避難所を選定し、指定避難所を開設する。また、要配慮者のため、必要に応じて、福祉避難所を開設する。

なお、被災者が被災動物を伴い、避難してくることに備え、衛生面に留意しつつ、被災動物を收容するスペースを確保するよう努める。

(3) 町は、指定避難所として町の学校、コミュニティ等の既存建物を応急的に整備して使用する。なお、指定避難所が不足する場合は、国、県の公共施設を利用する。

なお、学校を指定避難所として使用する場合には、指定避難所としての機能は応急的なものであることを認識し、代替施設の確保に努めるなどにより、できる限り早期に閉鎖するなどして、児童生徒等の安全確保や教育活動の早期正常化を図る。

(4) さらに、要配慮者に配慮して、被災地以外の地域にあるものも含め、民間賃貸住宅、旅館やホテル等を避難所として借上げる等、多様な指定避難所の確保に努める。ただし、これら適当な施設が確保できない場合は、仮設建物等を設置する。

(5) 町は、避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認するものとする。

なお、指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする。

(6) 指定避難所開設の手順

ア 災害対策本部は、福祉・健康班に避難所開設の決定を知らせ、施設の開錠を指示する。

イ 勤務時間内においては、指定避難所の施設管理者が、施設の安全を確認して施錠を解除し、施設の門、出入口の扉を開ける。

ウ 勤務時間外においては、避難所の施設管理者あるいは福祉・健康班員、住民班員又は、必要に応じて自主防災組織等が、施設の安全を確認して施錠を解除し、施設の門、出入口の扉を開ける。

エ 指定避難所の施設管理者あるいは福祉・健康班員、住民班員又は、必要に応じて自主防災組織等が、FAXや電話等により避難所開設の旨を災害対策本部に報告する。

オ 避難者の受入（収容）スペースの指定

カ 指定避難所内事務所の開設

キ 自主防災組織等の協力を得て、自治会、町内会別等避難予定者数の把握・報告

ク 要配慮者専用スペースの確保指定

ケ 避難者名簿の作成

コ 自主防災組織等の協力を得て安否確認、特に要配慮者の所在確認

サ 食料、飲料水及び生活必需品の請求、受取、配給

シ 要配慮者の医療機関等への移送措置

ス 指定避難所の運営状況の報告

セ 避難所の運営記録簿の作成

(7) 町は、指定避難所を開設したときは、速やかに被災者等にその場所等を周知し、指定避難所に収容すべき者を誘導し、保護しなければならない。

(8) 町は、指定避難所を設置した場合には、直ちに次の事項を県に報告し、県は、その情報を国（内閣府等）に共有するよう努めるものとする。

ア 指定避難所開設の日時及び場所

イ 箇所数及び収容人員

ウ 開設期間の見込み

(9) 町民は、地震により発生する断続的な強い揺れによる家屋等の倒壊等から、自身の安全を確保するため、断続的な強い揺れが沈静化するまでは、安易に家屋等に戻らず、指定避難所等で、避難を継続するよう努めるものとする。

(10) 指定避難所の開設期間

町は、地震情報、住宅の応急修理の状況及び応急仮設住宅の建設状況等を勘案し、指定避難所の開設期間を決定する。

7 指定避難所の運営（総務班、住民班、福祉・健康班）

(1) 町は、警察官、自主防災組織、自治会、町内会、防災ボランティア、町民及び指定避難所運営について知識を有した外部支援者等の協力を得て、あらかじめ定めた指定避難所開設・運営計画に基づき指定避難所を運営する。その際には、あらかじめ、指定避難所の所有者又は管理者及び自主防災組織と連携して作成した、衛生、プライバシー保護その他の生活環境に配慮した避難所運営の行動基準に基づいて行う。また、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、マニュアルの作成、訓練などを通じ町民等が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援する。

(2) 指定避難所の運営にあたっては、良好な生活環境を確保するため、照明、換気、食事供与の状況、トイレの設置状況等の整備に努め、また、各種情報の伝達に留意するとともに、避難の長期化等必要に応じてプライバシーの確保状況、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理の状況など、避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努める。特に要配慮者等の生活環境の確保、健康状態の把握、情報提供等には十分配慮するとともに、社会福祉施設及び病院等との連携を図る。

なお、避難者の健全な住生活の早期確保のため、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅や空家等利用可能な既存住宅の斡旋等により、指定避難所の早期解消に努めることを基本とする。

(3) 避難所においては、食料、毛布、飲料水、仮設トイレ、医薬品（家庭薬）等の生活必需品やテレビ、ラジオ等必要な設備・備品を確保する。

(4) 町は、避難者の協力を得ながら、負傷者、地震災害による遺児、要配慮者に留意しながら、避難者名簿を作成し、避難者情報の早期把握及び、指定避難所で生活せず食料や水等を受け取りに来ている被災者等に係る情報の把握に努める。また、民生委員・児童委員、福祉事業者等は、避難行動要支援者の居場所や安否の確認に努め、把握した情報について町に提供する。

(5) 町は、指定避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点に配慮する。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置

や生理用品、女性用下着の女性による配布、巡回警備や防犯ブザーの配布等による避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した指定避難所の運営管理に努める。

また、町は、指定避難所における性的少数者への配慮を講じるよう努めるものとする。

- (6) 指定避難所には、必要に応じその運営を行うために町職員を配置する。
- (7) 指定避難所には、保健師等を派遣し、巡回健康相談等を実施するとともに、指定避難所での生活が長期にわたる場合は、感染症予防対策に努める。
- (8) 指定避難所における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、町民、自主防災組織等の協力が得られるよう努める。なお、指定避難所では情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも情報提供を行うなど、適切に提供するよう努める。
- (9) 指定避難所の安全の確保と秩序の維持のため必要な場合には、警察官を配置する。
- (10) 改正災害対策基本法では、指定避難所に滞在する被災者及び指定避難所以外の場所に滞在する被災者のそれぞれについて、その生活環境の整備等に関し適切な対応がなされるよう規定されており、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」を踏まえ、指定避難所等における生活環境の整備にあたり平常時より必要な取組を推進する。
- (11) 町及び各指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換に努めるものとする。

8 在宅の要配慮者対策（総務班、福祉・健康班、消防本部）

- (1) 町は、地震災害発生直後、直ちに在宅サービス利用者、一人暮らし高齢者、障がい者、難病患者等について名簿を利用するなどして、自力で避難することが困難で特別の支援を必要とし、居宅に取り残された要配慮者の円滑かつ迅速な発見に努め、援護活動を図る。

また、在宅サービス利用者、一人暮らし高齢者、障がい者等の名簿をもとに、高齢者、障がい者等の安否確認、被災状況の把握に努める。

- (2) 町は、要配慮者を発見した場合には、避難所への移動、避難所や居宅での生活が不可能であると認められるときは本人の了解を得て、緊急入所施設等の入所措置、居宅での生活が可能の場合には在宅福祉ニーズの把握等を行う。
- (3) 町は、避難所に移動した要配慮者について、県等の応援を得ながら、速やかに組織的・継続的な要配慮者特有の保健福祉サービスの提供を開始できるよう努める。そのため、地震災害発生後、すべての避難所を対象として要配慮者の把握調査を開始する。

9 障がい者に係る対策（福祉・健康班）

- (1) 町は、障がい者に係る対策として、次の点に留意しながら行う。

ア 文字放送テレビ、FAX等障がい者に対する情報提供体制の確保、手話通訳者の派遣

イ 車いす、障がい者用携帯便器等障がいの状態に対応した機器や物資等の提供

ウ ガイドヘルパー等障がい者のニーズに応じたマンパワーの派遣等

(2)町は、在宅の被災障がい者に対する救援のため、安否確認及び福祉サービスの迅速な提供を行う。

10 児童に係る対策（福祉・健康班、文教班）

町は、次の方法等により被災による孤児、遺児等の要保護児童の発見及び援護を行う。

(1)避難所の管理者・リーダー等を通じ避難所における児童の実態を把握し、保護者の疾病等により発生する要保護児童について、町又は児童相談所に対して通報がなされるようにする。

(2)保護を必要とする児童を発見した場合、親族による受入の可能性を探るとともに、養護施設への受入や里親への委託等の保護について必要な措置を行う。

11 要介護者等の福祉施設における緊急受入（福祉・健康班）

(1)地震災害時の施設への緊急入所措置にあたっては、施設の種類に応じて対応するものとし、措置決定、委託契約の締結等は、事後的に行う。

(2)町は、管内福祉施設の受入可能状況を把握し、県に報告する。

(3)町は、要配慮者の状況を速やかに把握するとともに、施設入所にあたっては県と協議のうえ、適切な処置を行う。

(4)社会福祉施設の管理者は、平常時から地震災害時の受入可能人数を把握しておく。

(5)社会福祉施設の管理者は、要入所者を極力受入れられるようオープンスペースの活用等を積極的に図るとともに、施設機能を低下させない範囲内で援護の必要性の高い被災者を優先し、施設への受入に努める。

(6)社会福祉施設の管理者は、施設の受入可能状況について県及び町へ逐次報告を行う。

12 指定避難所外避難者等への配慮（福祉・健康班）

町は、やむを得ず指定避難所に滞在することができない在宅避難者や車中避難者を含む指定避難所外避難者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。

13 広域一時滞在

町は、地震災害の規模、被災住民の避難・収容状況、避難の長期化等にかんがみ、町の区域外への広域的な避難及び応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合において、県内の他の市町への受入については当該市町に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入については県に対し当該他の都道府県との協議を求める。

※ 資料

- 1 避難収容関係（資料編 12－（1）～（5））
- 2 様式第3号（被災者台帳）（資料編 15－（3））
- 3 様式第4号（被災証明書）（資料編 15－（4））
- 4 様式第6号（避難所設置及び収容状況）（資料編 15－（6））
- 5 様式第7号（救助の種目別物資受払状況）（資料編 15－（7））

第15節 食料供給計画

町は、地震災害時において、被災者等の食生活を確保するため、被災地のニーズに応じて、応急的に炊出し等による食料の供給を行う。

《実施担当》（災害救助法が適用された場合も、知事の通知を受けて町が行う。）

総務班、作業班、福祉・健康班

1 食料の調達（総務班、作業班）

(1)町は、被災者名簿をもとに食料需要を把握するとともに、避難所以外で炊事ができない者、ミルクを必要とする乳児等の把握に努め、原則として、自らの備蓄物資を利用し、又はあらかじめ供給協定を締結した食料保有者から緊急食料を調達するとともに、必要に応じて、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、県に対して調達又は斡旋を要請する。

なお、配給対象者、配給のために支出できる経費の限度、期間等は、災害救助法に定める基準に準じて行う。

ア 調達順序

(ア) 主食

一般主食については、各米穀販売業者から購入する。

(イ) 乾パン

県備蓄の乾パンの引渡しを受け、なお不足する場合は、県に調達又は斡旋を要請する。

(ウ) 乾燥米飯

県備蓄の乾燥米飯の引渡しを受け、なお不足する場合は、県に調達又は斡旋を要請する。

(エ) 食パン

主食、乾パン及び乾燥米飯でなお不足する場合は、製造業者に必要数量を連絡し、緊急に製造する。

(オ) 副食

各青果物取扱業者から購入する。

(カ) 燃料

各燃料取扱業者から購入する。

(2)県は、町から要請があったとき、又は、緊急を要し、町からの要請を待ついとまがないと認められるときは、要請を待たないで、備蓄している食料を放出するとともに、緊急食料の調達又は斡旋に努める。この場合、原則として、あらかじめ供給協定を締結した食料保有者を調達先とし、食料の輸送も依頼する。

(3)県は一次（広域）物資拠点を、町は二次（地域）物資拠点を速やかに開設し、指定避難所までの輸送体制を確保するものとする。

(4) 町は、災害時における災害救助用米穀の引渡し等については、「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」に基づき、県又は国に要請する。

2 炊出しその他による食料の供給（福祉・健康班）

(1) 対象者

- ア 災害救助法が適用された場合に、炊出しその他による食品の給与を受ける者
 - (ア) 避難所に避難している者
 - (イ) 住宅の被害が全焼、全壊、流失、半壊、半焼又は床上浸水等であって、炊事のできない者
 - (ウ) 旅館等の宿泊者、一般家庭の来訪客等
- イ 災害救助法が適用されない場合の被災者
- ウ 災害応急対策に従事する者

(2) 供給する食品

- ア 精米、即席めん、おにぎり、弁当、乾パン、乾燥米飯、食パン等の主食のほか、必要に応じて、缶詰、漬物等の副食も供給する。
- イ 食品は、被災者等が直ちに食することができる状態にあるものを供給する。
- ウ 乳児に対しては、原則として粉ミルクを供給する。
- エ 飲料水（ペットボトル等）

(3) 炊出しの実施

- ア 炊出しは、地震災害の状況が落ち着きを見せ、実施体制が整うなどの状況を勘案して行う。
- イ 町は、給食調理場、指定避難所又はその付近の適当な場所において、自主防災組織、自治会、町内会、赤十字奉仕団等の協力を得て、迅速、公平に炊出し及び食料の配分を行う。
- ウ ボランティア等による炊出しの申し出があった場合、福祉・健康班が関係機関と調整して随時実行する。
- エ 町は、炊出しの実施が困難な場合は、県に対して応援を要請する。県は、町から要請があれば、次の措置を行う。
 - (ア) 日本赤十字社香川県支部に応援を要請する。
 - (イ) 集団給食施設、給食業者に炊飯委託の斡旋を行う。
 - (ウ) 調理不要な乾パン、乾燥米飯、食パン等を供給する。
 - (エ) プロパンガス等燃料の調達については、関係業界に対し協力を要請する。
 - (オ) 自衛隊に対して派遣要請を行う。
 - (カ) 指定避難所等における炊出しボランティアの派遣について、関係団体に対し協力を要請する。

(4) 被災者の中でも、交通及び通信の途絶により孤立状態にある被災者に対しては、孤立状態の解消に努めるとともに円滑な供給に十分配慮する。また、在宅での避難者、指定避難所外避難者、応急仮設住宅として給与された賃貸住宅への避難者、所在が把握

できる広域避難者に対しても供給されるよう努める。

※ 資料

- 1 様式第 7 号（救助の種目別物資受払状況）（資料編 15－（7））
- 2 様式第 14 号（炊出し供与状況）（資料編 15－（14））
- 3 様式第 15 号（食糧現品給与簿）（資料編 15－（15））
- 4 様式第 16 号（炊出し用物品借用簿）（資料編 15－（16））

第16節 給水計画

地震災害時において、被災者等の生命の維持、人心の安定等を図るため、被災地のニーズに応じて、水道施設の被害状況に基づいて避難者や断水地域の把握を行い、水道施設の破損又は飲料水の汚染等のため飲料水が確保できない場合は、飲料水及び生活水の供給を行う。

《実施担当》（災害救助法が適用された場合も、知事の通知を受けて町が行う。）

本部事務局、香川県広域水道企業団

1 給水の確保等（香川県広域水道企業団）

- (1) 被災地等において飲料水等が確保できないときは、被災地に近い配水池等から給水拠点へ給水車又は容器により運搬して確保する。
- (2) 家庭用井戸水等が汚染されているおそれがあるときは、水質検査を実施する。

2 給水量の基準

- (1) 飲料水については、生命維持に必要な最低必要量として1人1日3リットルの給水を基準とする。
- (2) 生活水については、給水体制及び復旧状況等を勘案して基準量を定める。

3 給水の実施（本部事務局、香川県広域水道企業団）

- (1) 香川県広域水道企業団は、次の給水活動を行う。
 - ア 水道施設に被害がない場合は、給水先の町の被害状況を調査して、水道水の供給を継続する。
 - イ 浄水施設や送水施設が被災した場合は、浄水場内の浄水池や配水池等において、給水車等へ水道水を供給する。
 - ウ 飲料水の確保が困難な地域に対して、給水拠点を定め、給水車等により応急給水を行う。
 - エ 町民に対して、給水活動に関する情報の提供を行う。また、自ら飲料水を確保する町民に対して、衛生上の注意を広報する。
- (2) 町は、香川県広域水道企業団の給水活動に協力するとともに、給水車等による応急給水においては、自主防災組織、自治会、町内会、赤十字奉仕団等の各種団体等の協力を得るよう努める。
- (3) 県は、香川県広域水道企業団の給水活動が円滑に実施されるよう次の措置を行う。
 - ア 町の被害状況、応急給水実施状況等を把握し、香川県広域水道企業団に飲料水の確保に係る衛生面や安全給水に関する情報提供や指導を行う。
 - イ 香川県広域水道企業団から給水活動の応援要請があったときは、必要に応じて、他の県や自衛隊に応援給水を要請する。

ウ 町から給水用資機材の調達の実情があったときは、市町間における資機材の提供及び貸借等についての調整を行う。

(4)被災者の中でも、交通及び通信の途絶により孤立状態にある被災者に対しては、孤立状態の解消に努めるとともに円滑な供給に十分配慮する。また、在宅での避難者、指定避難所外避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても供給されるよう努める。

※ 資料

- 1 給水用車両、器具等保有状況（資料編 9－（1））
- 2 様式第7号（救助の種目別物資受払状況）（資料編 15－（7））
- 3 様式第17号（飲料水の供給簿）（資料編 15－（17））

第17節 生活必需品等供給計画

町は、地震災害時において、被災者等の日常生活を維持するため、地震災害によって住家に被害を受け日常生活に欠くことのできない被服、寝具、その他の生活必需品を喪失又は損傷し、急場をしのげない被災者に対して、生活必需品の供給又は貸与を行う。

《実施担当》(災害救助法が適用された場合も、知事の通知を受けて町が行う。)

本部事務局、総務班

1 生活必需品等の調達(総務班)

(1) 町は、原則として自らの備蓄物資を利用し、又はあらかじめ供給協定を締結した町内の大規模小売店等の民間業者等から生活必需品等を調達するとともに、必要に応じて、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、次の事項を示して県等に対して調達又は斡旋を要請する。

ア 必要な生活必需品の品目及び数量

イ 引き渡しを受ける場所及び引受責任者

ウ その他参考となる事項

物資供給の対象者、配給品目、配給のために支出できる経費の限度、期間等は災害救助法に定める基準に準じて行う。

町及び県は、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するとともに、要配慮者等のニーズや男女のニーズの違いに配慮するものとする。

(2) 県は一次(広域)物資拠点を、町は二次(地域)物資拠点を速やかに開設し、指定避難所までの輸送体制を確保するものとする。

2 生活必需品等の配分(本部事務局、総務班)

(1) 対象者は、次のとおりとする。

ア 地震災害によって住家に被害を受け、被服、寝具その他の衣料品及び生活必需品を喪失又は損傷し、直ちに日常生活を営むことが困難な者

イ 地震災害時の社会混乱等により、資力の有無にかかわらず、生活必需品等を直ちに入手することができない者

(2) 供給する品目は、原則として、次の8種類とする。

ア 寝具 就寝に必要なタオルケット、毛布、布団等

イ 外衣 洋服、作業着、子ども服等

ウ 肌着 シャツ、パンツ等の下着

エ 身の回り品 タオル、靴下、サンダル、傘等

オ 炊事道具 炊飯器、鍋、包丁、ガス器具等

カ 食器 茶碗、皿、はし等

キ 日用品 石けん、歯みがき、バケツ、トイレトペーパー等
ク 光熱材料 マッチ、プロパンガス等

(3)町は、避難所の収容人員を確実に把握したうえで配給品目、数量等を決定して配分計画を作成し、それに基づき被災者等に対し生活必需品等の配分を行う。

(4)町は、物資の配分にあたっては、事前に地域住民に広報を行うとともに自主防災組織、自治会、町内会、防災ボランティア等の協力を得て実施できる協力体制を整備して不公平が生じないように適切に実施する。

(5)町は、配分にあたり災害救助法による物資とその他の義援物資を明確に区別する。

(6)町は、生活必需品の供給の実施が困難な場合は、他の市町又は県に対して応援を要請する。県は、要請があったときは、他の市町に応援の指示をするなど必要な措置を行う。

(7)被災者の中でも、交通及び通信の途絶により孤立状態にある被災者に対しては、孤立状態の解消に努めるとともに円滑な供給に十分配慮する。また、在宅での避難者、指定避難所外避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても供給されるよう努める。

※ 資料

- 1 様式第7号（救助の種目別物資受払状況）（資料編 15－（7））
- 2 様式第18号（物資購入（配分）計画表）（資料編 15－（18））
- 3 様式第19号（物資の供与状況）（資料編 15－（19））

第18節 防疫及び保健衛生計画

被災地における感染症の流行を未然に防止するとともに、被災者の健康状態を良好に維持するために、健康相談、食品衛生の監視、栄養指導等の保健衛生活動を行う。また家庭動物の保護及び収容対策については、災害で放置された犬、猫等の家庭動物を保護、収容することにより、感染症の予防、動物愛護の保持に努める。

《実施担当》

住民班、福祉・健康班

1 防疫対策（住民班、福祉健康班）

町は、被災後、速やかに、状況に応じた防疫活動を行うとともに、県の指示により必要な防疫措置を実施する。

- (1) 県は、被災地の状況を把握し、感染症の発生リスクを考慮しながら感染症発生の予防のための啓発を行うとともに、感染症の発生状況の把握を行う。
- (2) 県は、感染症が発生したときは、感染症法に基づき、積極的疫学調査や健康診断等を実施するとともに、速やかに発生状況や防疫対策等について、広報・啓発を行う。
- (3) 県は、感染症の発生を予防又はそのまん延を防止するため必要があると認めたときは、町に対して、感染症法に基づき、感染症の病原体に汚染された場所の消毒、ねずみ族・昆虫等の駆除、物件に係る措置等必要な指示を行う。
- (4) 県は、感染症が発生したときは、必要に応じて、速やかに感染症指定医療機関への入院勧告等を実施するとともに、感染症法に基づく対応を実施する。
- (5) 県は、感染症予防上必要と認めたときは、町に対して、臨時の予防接種の実施を指示する。
- (6) 町は、地震災害時においても、定期予防接種の実施継続や臨時的な予防接種が的確に実施できるよう、対象者の把握、接種体制の確保、薬品・材料等の調達、実施方法の周知などに努める。
- (7) 町は、感染症予防のため、防疫活動を実施する。また、特に指定避難所は感染症発生のリスクが高いことから、十分な対策に努める。
- (8) 町は、防疫用医薬品及び資機材が不足したとき又は防疫業務が実施できないときは、他の市町又は県に応援を要請する。県は、要請があったときは、他の市町等と連携して、迅速に必要な措置を行う。また、防疫対策を実施する要員が不足するときは、他の都道府県に対して応援要請を行う。
- (9) 町は、災害時に感染症の発生、拡大が見られる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、発熱等症状が出た場合の対応を含め、感染症対策として必要な措置を講じるよう努める。

2 保健衛生対策（福祉・健康班）

(1) 健康相談等

- ア 町は、県と連携し、定期的に保健師等による指定避難所等の巡回を実施して、被災者の健康状態を調査するとともに、特に要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じて生活指導、保健指導及び健康相談を行うとともに、福祉施設等への入所、介護職員の派遣、車いす等の手配、被災生活の長期化に伴い生じる健康、保健衛生面の問題に対するケア等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に実施する。
- イ 町は、県と連携し、指定避難所等の衛生状態を良好に保つため、生活環境の整備に努める。

(2) 精神保健相談等

- ア 町は、県、医療機関等と密接な連携を図りながら、精神科医、精神科ソーシャルワーカー、臨床心理士、保健師等により、被災者等の精神的ダメージに対する心理的ケアのため、次の者に対して、精神保健に関する相談、カウンセリング、診察・治療（精神療法、各種表現療法、薬物療法等）等を行う。
- (ア) 精神障がいあるいは精神疾患で治療を受けている者
 - (イ) 要配慮者でストレスにさらされやすい者
 - (ウ) 被災又は被災後の生活により精神症状を呈する者
 - (エ) ボランティア等、救護活動に従事している者
 - (オ) その他精神保健に関する相談等が必要とされる者
- イ 県は、精神保健活動を実施する要員が不足するときは、県内の医療機関、国及び他の都道府県に対して、地震災害時の心のケアの専門職からなるチーム（災害派遣精神医療チーム（D P A T）を含む。）の編成及び協力を求めるなど応援要請を行う。
- ウ 県は、地震災害時の心のケアの専門職からなるチーム（災害派遣精神医療チーム（D P A T）を含む。）の派遣を求めた場合、その受入に係る調整、活動場所の確保等を図るものとする。

(3) 栄養相談等

- ア 町は、県や栄養士会等の関係団体と密接な連携を図りながら、健康生きがい支援センター等において栄養相談等に応じるとともに、巡回相談・指導の実施及び栄養相談に関する広報活動を行う。
- なお、栄養相談・指導の内容は、次のとおりである。
- (ア) 要配慮者に対する栄養指導
 - (イ) 在宅治療を受けている糖尿病等の慢性疾患患者に対する栄養指導
 - (ウ) 感染症や便秘等を予防するための栄養指導
 - (エ) 被災生活の長期化に伴い生じる食生活上の問題に対するケア
 - (オ) その他必要な栄養相談・指導
- イ 県は、栄養相談に応じる栄養士等が不足するときは、香川県栄養士会及び他の都道府県に対して、栄養士等の派遣要請を行う。

3 食品衛生対策（福祉・健康班）

県は、町及び（公社）香川県食品衛生協会の協力を得て、次の業務を行う。

(1) 指定避難所等において、食中毒防止に関するリーフレット等を活用し、次の指導を行う。

ア 救援食品の衛生的取扱い

イ 食品の保存方法、消費期限等の遵守

ウ 配布された弁当等の適切な保管（通風のよい冷暗所等）と早期喫食（期限を過ぎた弁当等は速やかに廃棄）

エ 手洗い、器具・容器等の消毒の励行

(2) 食中毒が発生したときは、町は、県が編成する調査班の活動に協力する。

4 飼養動物（犬、猫等）の管理（住民班）

(1) 放浪動物の保護収容等

地震災害後、被災地域等における飼養動物について、関係機関、関係団体と協議し、放浪する飼養動物の保護収容並びに避難所等における飼養動物の適正な飼養対策、動物伝染病予防措置、危険動物の遁走対策等を実施する。

また、放浪動物による咬傷事故、危害防止の啓発を行う。

(2) 死亡した動物の処理

死亡した動物の処理は、その所有者又は占有者等が行うものとするが、状況によりこれが困難な場合は、関係機関等との協力体制を確立し、衛生的処理に努める。

(3) 町民の活動

ア 自らの飼養動物に対する適正管理の継続

イ 負傷している動物の応急処置

ウ 放浪動物の一時保護及び通報

エ ボランティア獣医師による負傷動物の治療

オ ボランティアによる保護動物の管理

カ その他行政への協力

第19節 廃棄物処理計画

地震災害時において、大量に発生するごみ、し尿等の廃棄物を迅速かつ適切に処理し、生活環境の保全、町民生活の確保を図る。

《実施担当》

本部事務局、住民班

1 処理体制（本部事務局、住民班）

- (1) 町は、一般廃棄物処理施設の被害状況、処理対象となる廃棄物の発生量等について把握し、廃棄物の処理を適正に行う。
- (2) 町民、自主防災組織等は、廃棄物を決められた場所に分別して搬出するなど、町の廃棄物処理活動に協力する。

2 処理方法（住民班）

(1) ごみ処理

ア 町

- (ア) ごみ及び災害廃棄物処理の連絡体制、実施体制、収集処理方法、臨時集積場（仮置場、仮集積場）等を定め、町民、自主防災組織、防災ボランティア等の協力を得て、応急処理に努める。
- (イ) 速やかに仮集積場及び収集日時を定めて、自主防災組織等及び町民に周知する。
- (ウ) 自主防災組織等に対し、仮置場の設置、ごみの分別整理及び仮置場から町が設置する仮集積場への運搬方法について指導する。
- (エ) 自主防災組織等によって集められた仮集積場のごみを管理し、できるだけ速やかに、あらかじめ選定した処理場に運搬、処理する。
- (オ) 緊急な応急措置の実施のため、除去が必要と認められる災害廃棄物は、町が直接仮集積場及び処分場に運搬する。
- (カ) 消毒用あるいは防臭用の薬剤及びごみ袋を町民に配布するとともに、特に腐敗しやすいごみについては、他と分離し、優先的に処理し、また処理するよう指導、周知する。
- (キ) 収集したごみは、適切な分別、処理、処分を行うとともに可能な限りリサイクルに努める。また、焼却ごみ以外の不燃性、焼却又はリサイクルできないものは埋め立て処分とする。
- (ク) フロン類回収の観点から、エアコン、冷蔵庫の回収、保管、処理に際しては、冷媒の漏えいに留意する。

イ 自主防災組織等

- (ア) 地域ごとに、町民が搬出するごみの仮置場を選定し、町民に周知する。

(イ) 仮置場のごみの分別整理、流出の防止等の管理を行う。

(ウ) ごみは、定められた日時に、町の協力を得て、仮置場より仮集積場へ運搬する。

ウ 町民

(ア) ごみは、指定された仮置場へ搬出する。

(イ) ごみは、指定された仮置場以外へは、搬出しない。

(2) し尿処理

ア 町

(ア) 下水道施設、農業集落排水施設及びし尿処理施設の被害状況を把握し、必要に応じて、水洗トイレの使用の中止について町民に周知する。

(イ) 町民生活に支障がないよう速やかに仮設トイレを設置し、併せて、消毒剤、散布機器等を確保し、仮設トイレの衛生状態を確保する。このため、あらかじめ、仮設トイレや消毒剤等の備蓄に努めるとともに、その調達ルートを確認しておく。

(ウ) し尿については、計画収集が可能になるまでの間、町民に対して仮設トイレの使用をするよう指導するとともに、計画的な仮設トイレの設置及び必要に応じ、尿凝固剤の配布を行う。

(エ) し尿の収集は、仮設トイレ、指定避難所等緊急を要する地域から、速やかに行う。

(オ) 収集したし尿は、し尿処理施設に搬入し、処理する。また、終末処理場のある下水道に搬入し処理することを下水道管理者と調整する。

イ 自主防災組織等

自主防災組織等を中心に仮設トイレの維持管理、消毒を行う。

ウ 町民

町からの指示に従って、水洗トイレの使用を中止し、仮設トイレの使用での処理を行う。

(3) 災害廃棄物処理

ア 災害廃棄物の発生量を把握し、選別、保管、焼却等のため長期間の仮置きが可能な場所を確保するとともに、災害廃棄物の最終処分までの処理ルートの確保を図る。

イ 災害廃棄物処理は、危険なもの、通行上支障のあるもの等を優先的に収集、運搬及び処理する。

ウ 災害廃棄物の適正な分別、処理、処分を行うとともに、可能な限り木材、コンクリート等のリサイクルに努める。

エ アスベスト等の有害な廃棄物については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の規定に基づき、安全を確保したうえでの適切な処理を行う。

3 災害廃棄物処理計画の策定（住民班）

(1) 町は、災害廃棄物の処理主体であることから、災害廃棄物の処理に係る指針に基づき、円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、

一般廃棄物（指定避難所のごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体との連携・協力のあり方等について、具体的に示した災害廃棄物処理計画を平成30年3月に策定しており、災害発生時には本計画に基づき災害廃棄物の処理を行う。

(2)町及び県は、災害廃棄物処理計画を補完し、発災後の緊迫した状況においても担当職員が円滑に業務を遂行できるようにするため作成した行動マニュアルについて、訓練等を通じてより実行性の高いものとなるよう見直しを図る。

4 廃棄物処理施設の復旧（住民班）

(1) 町

ア 一般廃棄物処理施設の被害状況の調査、施設の点検を実施し、速やかに復旧計画を定め、処理機能の支障及び二次災害のおそれがあるものについては、応急復旧を行う。

イ 応急復旧工事に必要な資材の調達、復旧工事の実施について、工事業者に協力を要請する。

ウ 一般廃棄物処理施設の損壊等により、処理を中止する場合、又は処理の中止の必要が生じたときは、他の処理施設への処理依頼等、応急的な処理に努めるとともに、町民、県及び関係団体に、速やかに通知する。また、復旧の時期についても、随時、町民、県及び関係団体に情報の提供を行う。

(2) 産業廃棄物処理施設設置者

産業廃棄物処理施設の被害状況の調査、施設の点検を実施し、処理機能の支障及び二次災害のおそれがあるものについては、応急復旧を行うとともに、県に速やかに通知する。

5 町民への周知

町及び県は、災害廃棄物に関する情報、災害廃棄物処理支援ネットワーク(D. Waste-Net)や地方公共団体等の関係者によって組織する地域ブロック協議会の取組等に関して、ホームページ等において公開する等、周知に努めるものとする。

6 損壊家屋の解体

町及び県は、損壊家屋の解体を実施する場合には、解体業者、産業廃棄物処理業者、建設業者等と連携した解体体制を整備するとともに、必要に応じて速やかに他の地方公共団体への協力要請を行うものとする。

※ 資料

- 1 一般廃棄物処理施設（資料編 8－（1））
- 2 一般廃棄物収集車両（資料編 8－（2））

第20節 遺体の搜索、処置及び埋葬計画

地震災害時において、死者、（行方不明者で周囲の状況から既に死亡していると推測される者を含む。）が発生した場合は、搜索、処置及び埋葬を速やかに行う。

《実施担当》（災害救助法が適用された場合も、知事の通知を受けて町が行う。）

住民班、琴平警察署、消防本部、消防団

1 遺体の搜索（琴平警察署、消防本部、消防団）

(1) 町は、地震災害により現に行方不明の状態にあり、周囲の状況から既に死亡していると推測される者の搜索を行う。

(2) 遺体の搜索にあたっては、警察、消防本部及び消防団等の協力を得て、搜索に必要な資機材等を借上げ、速やかに行う。

応援の要請にあたっては、次の事項を明示して行う。

ア 遺体が埋没し、又は漂着していると思われる場所

イ 遺体数及び氏名、性別、年齢、容ぼう、特徴、持物等

ウ 応援を求めたい人数又は船艇器具等

エ その他必要な事項

2 遺体の処置等（住民班、琴平警察署）

(1) 町は、遺体について、救護班又は医師により死因その他の医学的検査を行う。

(2) 琴平警察署は、収容した遺体について医師等の協力を得て、遺体の検視、身元確認を行う。また、身元確認に必要な資料の重要性を踏まえ、効果的な身元確認が行えるよう、県、町及び指定公共機関等と密接に連携するものとする。

(3) 町は、検視又は医学的検査を終了した遺体について、死体の識別のため洗浄、縫合、消毒等の処置を行う。

(4) 町は、遺体の身元識別のため相当の時間を必要とし、又は死者が多数のため短期間に埋葬又は火葬ができない場合等においては、適当な場所（寺院、公共施設等）に遺体の収容所を開設し、遺体を一時保存する。

3 遺体の埋葬又は火葬（住民班）

(1) 町は、地震災害による社会混乱等のため遺族が埋葬又は火葬を行うことが困難な場合又は死亡した者に遺族がいない場合に、遺体の埋葬又は火葬を行う。

(2) 町は、棺、骨つぼ等埋葬又は火葬に必要な物資の支給及び火葬、土葬又は納骨の役務の提供を行う。原則として、遺体は火葬に付し、遺骨を遺族に引渡す。

(3) 町は、自ら埋火葬の実施が困難な場合は県に応援を要請する。県は、火葬場の斡旋等について町から要請があったとき、又は被災状況から判断して広域的な対応が必要と認めるときは、他の市町、他の都道府県等に対して、必要な応援を要請する。

(4)町は、遺体の輸送に必要な車両、ヘリコプターの数等を示して県に応援を要請する。

※ 資料

- 1 火葬場一覧（公営）（資料編 8－（3））
- 2 様式第8号（被災者救出状況記録簿）（資料編 15－（8））
- 3 様式第9号（死体処理台帳）（資料編 15－（9））
- 4 様式第10号（埋葬台帳）（資料編 15－（10））

第21節 住宅応急確保計画

地震災害により住宅を失った被災者に対して、一時的な居住の安定を図るため応急仮設住宅を建設するとともに、公営住宅の空室を提供するほか、民間賃貸住宅への入居を希望する被災者には、県が借上げ、被災者に提供する民間賃貸住宅の情報提供等や、宅地建物取引業者の媒介により、入居に際しての利便を図る。また、住宅に被害を受けた被災者に対して、日常生活が可能な程度の応急修理等を行う。

《実施担当》

本部事務局、総務班、作業班

1 被災住宅の調査（総務班、作業班）

(1) 町は、地震災害により家屋に被害が生じた場合、次の項目について応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理に必要な調査を早急を実施し、知事に報告する。

ア 被害状況

イ 被災地における町民の動向及び町の住宅に関する要望事項

ウ 町の住宅に関する緊急措置の状況及び予定

エ 応急仮設住宅建設に係る現地活動上の支障事項等

オ その他住宅の応急対策上の必要な事項

(2) 町が調査を実施できない場合は、知事に応援を要請する。

2 応急仮設住宅の建設（作業班）

災害救助法が適用された場合、県は住家が滅失した被災者のうち自らの資力では住家を確保することができない者に対して、次により応急仮設住宅を建設する。ただし、知事の通知を受けた場合は町が実施する。

(1) 建設用地の選定

建設用地は、できるだけ集団的に建設可能な場所とし、町と協議して、公共用地から優先して選定する。選定にあたっては、県有未利用地等も活用する。なお、学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮する。

また、町は、あらかじめ具体的な建設候補地の検討を行う。

(2) 建設方法

応急仮設住宅の建設は、（一社）香川県建設業協会等の建築業関係団体の協力を得て行う。

(3) 建設戸数

建設戸数は、町の全壊、全焼及び流失世帯数の3割以内とする。ただし、やむを得ない場合は、市町相互間において設置戸数の融通を行う。

(4) 構造及び規模

応急仮設住宅は、軽量鉄骨組立方式等による5連戸以下の連続建て又は共同建てとする。

(5) 応急仮設住宅の管理

町は、入居者の選定、仮設住宅の修繕等応急仮設住宅の管理を行う。なお、入居者の選定等にあたっては、要配慮者に十分配慮する。

また、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。

なお、必要に応じて応急仮設住宅における家庭動物の受入に配慮する。

3 住宅の応急修理（作業班）

災害救助法が適用された場合、住家が半焼又は半壊し、若しくはこれに準ずる程度の損傷を受け、日常生活を営むことができない被災者のうち自らの資力では住家の修理ができない者に対して、次により必要最小限の応急修理を県が行う。

(1) 対象の選定

町は、県が実施する応急修理対象住宅の選定に協力する。ただし、県からの通知のある場合は、町が実施する。

(2) 修理方法

応急修理は、（一社）香川県建設業協会等の建築業関係団体の協力を得て行う。ただし、県からの通知のある場合は、町が実施する。

(3) 修理範囲

応急修理は、居室、炊事場、便所等日常生活に欠くことのできない部分に限る。

(4) 修理戸数

修理戸数は、町の半壊及び半焼世帯数の3割以内とする。ただし、やむを得ない場合は、市町相互間において修理戸数の融通を行う。

4 障害物の除去（本部事務局、作業班）

(1) 町は、住宅に土石、竹木等の障害物が運びこまれ、日常生活を営むことができない被災者のうち自らの資力では除去ができない者に対して、障害物の除去を行う。

(2) 町は、資機材、要員の不足、障害物の除去の対象が多数にのぼるなど実施が困難な場合には、障害物の除去に関する応援を県に要請する。

5 公営住宅の特例使用

町及び県は、被災者への仮住宅として、公営住宅の空室を提供することができる。（行政財産の目的外使用許可手続きによる。）

6 応急仮設住宅以外の収容施設（総務班、作業班）

町は、応急住宅及び応急修理ができるまでの間、被災者を収容できるコミュニティセン

ター、体育館、校舎等を地震災害の規模及び場所に応じて使用できるよう計画を策定する。

7 民間賃貸住宅の借上げ

県は、市町及び不動産関係団体の協力を得て、応急仮設住宅として民間賃貸住宅を借上げて被災者に提供する。特に、民間賃貸住宅の空き家等が存在する地域における災害や、応急仮設住宅の建設のみでは膨大な応急住宅需要に迅速に対応できないような大規模災害の発生時には、積極的な活用を図るものとする。

8 宅地建物取引業による民間賃貸住宅の媒介（総務班、作業班）

県の協力要請により、（公社）香川県宅地建物取引業協会及び（公社）全日本不動産協会香川県本部は、会員業者を県に報告し、県は町に会員業者の情報を提供する。

町は、民間賃貸住宅への入居を希望する被災者には会員業者の情報を提供し、被災者から相談のあった会員業者は、民間賃貸住宅を無報酬で媒介する。

※ 資料

- 1 様式第 11 号（障害物除去の状況）（資料編 15－（11））
- 2 様式第 23 号（応急仮設住宅（入居）申込者名簿）（資料編 15－（23））
- 3 様式第 24 号（応急仮設住宅台帳）（資料編 15－（24））
- 4 様式第 25 号（住宅応急修理記録簿）（資料編 15－（25））
- 5 様式第 26 号（臨時雇上人夫勤務状況表）（資料編 15－（26））

第22節 社会秩序維持計画

地震災害時において、社会的な混乱や心理的な動揺等により不測の事態の発生が予想されるので、被災地域を中心として犯罪等の予防、警戒を行う。

《実施担当》

総務班、琴平警察署

1 町民への呼びかけ（総務班）

町は、各種の応急対策の推進、実情周知による人心の安定、さらには、復興意欲の高揚を図るため、被害の状況や応急・復旧対策に関する情報を積極的に町民に提供するとともに、秩序ある行動をとるよう呼びかけを行う。

2 防犯（琴平警察署）

警察は、独自に、又は自主防犯組織等と連携し、被災地及び指定避難所等において、パトロールを強化し、犯罪の予防、不法行為の取締り等を行うとともに、生活の安全に関する情報の提供等を行い、速やかな安全確保に努める。

第23節 文教対策計画

地震災害により文教施設・設備が被災し、又は児童生徒等の被災により通常の教育を行うことができない場合、教育の確保を図るため、関係機関の協力を得て、文教施設・設備の応急復旧、児童生徒等の応急教育等必要な措置を行うとともに、文化財の保護措置を行う。

《実施担当》

文教班

1 児童生徒等の安全確保（文教班）

- (1) 町及び県は、地震災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき、情報収集に努め、所管する学校等に対して必要と思われる情報を伝達し、適切な指導及び支援を行う。
- (2) 校長等は、地震災害が発生したとき又は関係機関から情報を受けたときは、児童生徒等の安全の確保を図るため、次の措置を講じる。

ア 在校時の場合

地震災害の状況を的確に判断し、速やかに児童生徒等の避難の指示、誘導を行うとともに、負傷者の有無、被害状況の把握に努める。また、これらの状況を把握した後、速やかに保護者等と連絡をとり、引渡し等の適切な措置を講じるとともに、状況に応じて、所管する学校教育課等に報告する。

イ 在校時外の場合

登下校時、夜間、休日等に地震が発生したときは、保護者等と連絡をとり、児童生徒等の安否確認及び状況把握に努めるとともに、状況に応じて、所管する学校教育課等と連絡のうえ、臨時休校等適切な措置を講じる。

2 学校施設等の応急措置（文教班）

- (1) 公立学校等の校長等は、避難所の開設等災害対策に協力するとともに、学校管理に必要な体制を確立する。
- (2) 校長等は、管理する施設・設備が被災したときは、速やかに被害状況を調査し、被害の拡大防止のための応急措置を講じるとともに、所管する学校教育課等に被害状況を報告する。
- (3) 報告を受けた学校教育課等は、速やかに被害状況を調査し、関係機関への報告等所要の措置を講じ、必要な場合は、施設・設備の応急復旧を行う。
- (4) 校長等は、可能な範囲で、教職員を動員して、施設・設備の応急復旧を行う。

3 応急教育の実施（文教班）

町は、応急教育に関する対応を促進するため、所管する学校に対して、適切な指導及び支援を行う。

校長等は、児童生徒等、教職員の被災状況、学校施設・設備の被害及び復旧状況、交

通・通信機関の復旧状況等を考慮して、教育委員会等関係機関と緊密な連携を図り、次により教育活動を再開する。

- (1) 必要な教職員を確保するとともに、応急教育計画を策定し、児童生徒等及び保護者に対して、必要な連絡を行う。
- (2) 教育活動の再開にあたっては、児童生徒等の登下校の安全確保に万全を期すよう留意し、指導にあたっては、地震災害後の健康安全教育及び生活指導に最重点を置くようにする。
- (3) 被災したことにより心理的なストレスを受けた児童生徒等に対して、心のケアを行うよう努める。
- (4) 施設の被害が大きく、児童生徒等を収容しきれないときは、短縮授業、二部授業又は地域の公共施設等を利用した分散授業を行う。場合によっては、家庭学習や他校との合併授業を行う。
- (5) 避難所に提供したため学校が使えないときは、付近の公共施設や仮校舎等を確保し、速やかに授業の再開に努める。
- (6) 他地域へ避難した児童生徒等に対しては、教職員の分担を定め、地域ごとの状況の把握に努め、避難先を訪問するなどして、応急教育を行う。
- (7) 災害復旧状況の推移を十分把握し、できるだけ早く平常授業に戻すよう努める。

4 就学援助等（文教班）

(1) 授業料の減免等

町及び県は、被災した児童生徒等に対して、授業料の減免猶予、育英資金の貸与等適切な措置を講じる。

(2) 学用品の給与

災害救助法が適用された場合、知事から救助の事務の内容及び期間について通知を受けた町は、災害救助法の基準に基づき、学用品の給与を行うものとする。

(3) 学校給食の実施

町は、指定製パン業者、指定牛乳供給事業者等の協力を得て、パン、米飯、牛乳等による応急給食を行うとともに、学校給食の正常化のため、各学校給食調理場及び各学校の調理員を動員し、速やかに必要な施設、設備等の応急復旧を行う。

ア 被害甚大な場合は、近郊の学校等又は公共施設を利用して設営に努め、早急に学校給食が実施できるよう努める。

イ 一部被災の場合は、残存施設を利用して、学校給食を引き続き実施するよう努める。

ウ 一般被災者についても、可能な限り給食施設を利用して、炊出し等を行う。この際、学校給食との調整に留意する。

エ 物資確保については、県等と緊密な連携をとり、学校給食の継続に努める。

5 学校以外の教育機関等の応急措置（文教班）

- (1) 学校以外の教育機関等の長は、地震災害が発生したとき又は関係機関から情報を受けたときは、来所者等の安全の確保を図るため、地震災害の状況を的確に判断し、速やかに避難の指示、誘導を行うとともに、負傷者の有無、被害状況の把握に努める。
- (2) 学校以外の教育機関等の長は、管理する施設が被災したときは、速やかに被害状況を調査し、被害の拡大防止のための応急措置を講じるとともに、所管する教育委員会等に被害状況を報告する。また、被害の状況に応じて、施設の臨時休館等適切な措置を講じる。
- (3) 学校以外の教育機関等の長は、可能な範囲で職員を動員して、速やかに施設・設備の応急復旧を行うものとする。

6 文化財の保護（文教班）

(1) 被災時の応急措置

国・県・町指定文化財の所有者又は管理者は、地震により被害が発生したときは、速やかに町生涯学習課を通じて県教育委員会に連絡する。

県教育委員会は、文化庁に報告するとともに、所有者、管理者、関係機関等と協力し、被害の拡大を防ぐための応急措置を講じる。

(2) 被害状況の調査

被害状況の調査は、町生涯学習課が行う。また、被害の程度によっては、県教育委員会が、専門の職員等を現地に派遣して行う。

(3) 復旧対策

県教育委員会は、町生涯学習課を通じて、所有者等による復旧計画等について、指導・助言を行う。

7 埋蔵文化財対策（文教班）

生涯学習課は、速やかに埋蔵文化財包蔵地及びその周辺に存在する施設等の被害状況から復旧に伴う調査事業量を推定し、県教育委員会に報告する。

※ 資料

- 1 様式第 30 号（学用品購入（配分）計画表）（資料編 15－（30））
- 2 様式第 31 号（学用品の給与状況）（資料編 15－（31））

第24節 公共施設等応急復旧計画

道路、河川等の公共土木施設や医療機関、社会福祉施設等の公共施設は、町民の日常生活及び社会・経済活動はもとより、地震災害時の応急対策活動において重要な役割を果たすものであるため、あらかじめ被害状況の把握及び応急復旧を行う体制・資機材を整備するとともに、特に、人命に関わる重要施設に対しては早期に復旧できる体制等を強化し、迅速に機能回復に必要な応急措置を行う。

《実施担当》

作業班、住民班、福祉・健康班、四国旅客鉄道(株)、高松琴平電気鉄道(株)

1 道路施設（作業班）

道路管理者等は、その管理する道路について、早急に被害状況を把握し、関係機関・団体等の協力を求め、障害物の除去、応急復旧等を行い道路機能の確保に努める。この場合、被害の拡大が予想され二次災害の可能性のある箇所、緊急輸送道路に指定される路線等を優先する。

2 河川管理施設（作業班）

河川管理者は、その管理する河川について、早急に被害状況を把握し、河川管理施設が被災したときは、浸水被害の発生、拡大を防止する措置を図るとともに、被災施設の重要度等を勘案し、緊急度の高い箇所から速やかに応急復旧を行う。

ダム施設等が被害を受けたときは、必要に応じて、下流域の市町、警察署等に状況を連絡するなど、二次災害の防止に努める。

河川管理者は、南海トラフ地震等の大規模地震が発生した場合は直ちに、水門等の閉鎖、工事中の場合は工事の中断等の措置を講じる。

3 ため池施設（作業班）

ため池等の管理者は、必要に応じてため池からの放水、用排水路の断水又は減水、代替機による排水等必要な応急措置を講じる。また、町に対し、必要に応じ町民に避難指示をするよう要請する。さらに、被害状況を把握し、直ちに関係機関に通報するとともに、町との協議を行い、応急復旧工法を検討するとともに、被災施設の重要度等を勘案し、緊急度の高い箇所から速やかに必要な応急復旧を実施する。

4 砂防、地すべり防止、急傾斜地崩壊防止施設（作業班）

町及び県は、土砂災害防止施設について、早急に被害状況を把握し、危険性が高いと判断されるときは、関係機関や町民に周知するとともに、応急工事を行う。

5 治山施設、林道施設（作業班）

町及び県は、治山施設、林道施設について、地震災害発生後速やかに被害状況の調査を行い、必要に応じて、応急復旧を行う。

6 公園施設（作業班）

公園管理者は、公園施設について、災害発生後速やかに被害状況の調査を行い、必要に応じて応急復旧を行う。

7 鉄道施設（四国旅客鉄道㈱、高松琴平電気鉄道㈱）

鉄道事業者は、その管理する鉄道施設等の被害状況について早急に把握し、速やかに応急復旧を行い、輸送業務の早期復旧を図る。

8 医療機関、社会福祉施設等公共施設（福祉・健康班）

町及び県は、その所管する施設に関する被害情報等を把握するとともに、施設管理者に対して、地震災害時における施設の機能確保及び利用者等の安全確保のため、必要な応急措置、応急復旧等について指導を行う。

9 廃棄物処理施設（住民班）

(1)町は、地震災害による廃棄物処理施設の被害を抑えるとともに、迅速な応急復旧を図るため、施設の安全強化、応急復旧体制、広域応援体制の整備、十分な大きさの仮集積場・処分場の候補地の選定等を行う。また、廃棄物処理施設については、大規模災害時に稼働することにより、電力供給や熱供給等の役割も期待できることから、始動用緊急電源のほか、電気・水・熱の供給設備を設置するよう努める。

また、広域処理を行う地域単位で、一定程度の余裕をもった処理施設の能力を維持し、災害廃棄物処理機能の多重化や代替性の確保を図るよう努める。

(2)県又は高松市は、産業廃棄物処理施設について、必要に応じて、擁壁、水処理施設、焼却炉等の被害状況の調査や漏出水等の検査を行い、施設設置者に対して、廃棄物の飛散及び流出の防止、二次災害の防止、周辺環境の汚染防止等が図られるよう、必要な指導、助言を行う。

(3)町は、一般廃棄物処理施設の被害状況の調査、施設の点検を行い、処理機能に支障があるもの、二次災害のおそれがあるもの等については、速やかに応急復旧を行う。

また、廃棄物処理施設については、災害廃棄物を処理しつつ、電力供給や熱供給の拠点としても活用するよう努める。

10 放送施設

放送事業者は、放送施設、設備等の被害状況を早急に把握し、必要に応じて応急復旧、仮設放送施設の設置等を行い放送の確保を図る。

放送事業者は、県・市町等と協力して、被害に関する情報、交通に関する情報、ライフ

ラインに関する情報、津波情報等、防災関係機関や町民等及び観光客等が津波からの円滑な避難活動を行うために必要な情報の提供に努める。

また、町、県等から放送要請があったときは、状況に応じて臨時ニュースを挿入し、又は通常番組を中断し、特別番組へ切り替えるなどの対応を行う。

※ 資料

協定及び覚書等一覧表（資料編 14－（1））

第25節 ライフライン等応急復旧計画

電気、ガス、通信サービス、上下水道等は、日常生活及び産業活動に欠くことのできないものであるため、地震災害によりこれらの施設・設備が被害を受けたときでも、これらの供給を円滑に実施するため、迅速に必要な応急措置を行う。

《実施担当》

作業班、香川県広域水道企業団、四国総合通信局、四国電力(株)、四国電力送配電(株)、四国ガス(株)、LPガス取扱機関、西日本電信電話(株)

1 電気施設（四国電力(株)中讃営業所、四国電力送配電(株)丸亀事業所）

(1) 電気事業者は、地震が発生したとき、早急に被害状況を把握し、復旧の難易度等を勘案して、病院、公共機関、指定避難所等緊急度の高い施設や復旧効果の高いものから、順次応急復旧を行う。

(2) 電気事業者は、電源の確保のためにとるべき必要な措置を講じるとともに感電事故、漏電による火災等、二次災害を防止するため、電気施設及び電気機器の使用について、次の内容の広報を行うとともに、報道機関等の協力を得て、電気施設等の被害状況、可能な限り地区別の復旧予定時期の目安等を周知する。

ア 垂れ下がった電線には、絶対にさわらない。

イ 避難するときは、ブレーカー又は開閉器を必ず切る。

ウ 屋内配線、電気器具等を再使用するときは、必ず絶縁状態等の安全確認を行う。

(3) 地震災害時においても、原則として電気の供給を継続するが、二次災害の危険が予想される時又は警察、消防機関等から要請があったときは、送電停止等適切な危険予防措置を講じる。

2 ガス施設（四国ガス(株)丸亀支店、LPガス取扱機関）

(1) ガス事業者は、地震が発生したとき、早急に被害状況を把握し、被害が拡大しないよう応急措置を行うとともに、病院、公共機関、報道機関、指定避難所等緊急度の高い施設や復旧効果の高いものから、順次応急復旧を行う。

(2) ガス事業者は、ガス漏えいによる火災、爆発等、二次災害の発生するおそれがあるときは、関係機関の協力を得て、町民の避難等の措置を講じる。

(3) ガス事業者は、報道機関等の協力を得て、ガス施設の被害状況、復旧状況、可能な限り地区別の復旧予定時期の目安やガス使用上の注意事項等について、町民、関係機関等へ周知する。

3 電気通信施設（西日本電信電話(株)香川支店）

(1) 電気通信事業者は、地震が発生したとき、早急に被害状況を把握し、病院、公共機関、報道機関、指定避難所等緊急度の高い施設や復旧効果の高いものから、順次応急復旧

- を行う。また、応急復旧は、復旧工事に要する要員、資機材、輸送手段等を最優先で確保して行うとともに、必要に応じて、災害対策用機器等を使用して仮復旧を行う。
- (2) 電気通信事業者は、地震災害時において、電源を確保するとともに通信の輻輳の緩和及び重要通信の確保を図るため、必要に応じて次の措置を講じる。
- ア 臨時回線の作成、中継順路の変更等疎通確保の措置を講じる。
 - イ 通信の疎通が著しく困難となり、重要通信を確保するため必要があるときは、臨時に利用制限の措置を講じる。
 - ウ 非常緊急通話又は非常緊急電報は、一般の通話又は電報に優先して取扱う。
 - エ 災害救助法が適用されたとき等には、避難所に臨時公衆電話の設置に努める。
- (3) 電気通信事業者は、報道機関等の協力を得て、通信の途絶又は利用制限の状況、電気通信施設等の復旧状況、可能な限り地区別の復旧予定時期の目安等について、広範囲に渡って広報活動を行う。
- (4) 電気通信事業者は、応急復旧のために通信用機材等の運搬や道路被災状況等の情報共有が必要な場合は、国（総務省）を通じて国の非常対策本部や被災地方公共団体に協力を要請するものとする。

4 水道施設（香川県広域水道企業団）

- (1) 水道事業者は、地震が発生したときは、水道の各施設（貯水、取水、導水、浄水、送水、配水、排水施設等）ごとに被害状況を把握し、二次災害の発生防止又は被害の拡大防止のため、速やかに次の応急措置を行うとともに、関係機関等に状況を報告する。
- ア 取水塔、取水堰等の取水施設及び導水施設にき裂、崩壊等の被害が生じたときは、必要に応じて、取水、導水の停止又は減量を行う。
 - イ 送、配水管路の漏水により道路陥没等が発生し、道路交通上非常に危険と思われる箇所については、断水後、保安柵等による危険防止措置を行う。また、管路の被害による断水区域を最小限にとどめるため、配水調整を行う。
 - ウ 倒壊家屋、焼失家屋や所有者が不明な給水装置の漏水については、仕切弁により閉栓する。
- (2) 水道事業者は、水道施設に被害が生じたときは、次の応急復旧を行う。
- ア 取水、導水施設の被害については、最優先で復旧を行う。
 - イ 浄水施設の被害については、施設の機能と復旧効果とを勘案して、重要なものから速やかに復旧を行う。また、管路の被害による断水区域を最小限にとどめるため、配水調整を行う。
 - ウ 管路の被害については、被害の程度及び復旧の難易度、被害箇所の重要度、浄水場、送水施設等の運用状況等を考慮して、給水拡大のために最も有効な管路から順次復旧する。また、資機材の調達、復旧体制、復旧の緊急度等を勘案し、仮配管、路上配管等の仮復旧を行う。
 - エ 給水装置の復旧については、その所有者等から修繕申込みがあったものについて、

町民生活への影響を考慮し、緊急度の高い指定避難所や医療機関、冷却水を必要とする発電所等は優先して行う。

オ 被害が甚大で広範囲に及ぶ場合などにおいては、他事業者との広域的な応援体制や民間団体からの協力体制を活用し、早期の復旧に努める。

(3) 町は、復旧にあたり、可能な限り地区別の復旧予定時期の目安を明示するものとする。

(4) 町は、水道事業者の復旧活動に必要な応じて協力する。

5 下水道施設（作業班）

町及び県は、地震が発生したとき、下水道等の構造を勘案して、速やかに、下水道等の巡視を行い、損傷その他の異状があることを把握したときは、公共下水道等の機能を維持するために必要な応急措置を講ずる等、その管理する施設について、早急に被害状況を把握し、適切な応急復旧を行う。

(1) 応急復旧は、施設の重要性、二次災害の可能性等を考慮し、緊急度の高いものを優先する。

(2) 管きょ施設が被災したときは、速やかに町民、関係機関等へ周知し、また、防護柵等を設置して、道路交通への危険を回避するとともに、管きょの閉塞、漏水等に対して、下水道機能の維持に必要な応急復旧を行う。

(3) ポンプ場、終末処理場等が被災したときは、速やかに応急復旧を行い、また、自家発電設備等を運転して、機能の維持及び復旧に努める。施設からの漏水や薬品、消火ガス等の漏えいは、二次災害につながるおそれがあるため、優先的に点検して、安全を確認する。これらの施設が被災したときは、速やかに町民、関係機関等へ周知するとともに、適切な措置を講じる。

(4) 町及び県は、復旧にあたり、可能な限り地区別の復旧予定時期の目安を明示するものとする。

第26節 農林水産関係応急対策計画

地震災害による農林関係被害を最小限に抑えるため、農業用施設、農作物、家畜等に対して、的確な応急対策を行う。

《実施担当》

作業班

1 農業用施設等に対する応急措置

各施設管理者は、地震発生後速やかに各管理施設の緊急点検を行い、被害状況を把握し、必要に応じて、速やかに応急復旧を実施し、農業用施設等の機能回復に努める。

2 農作物に対する応急措置

- (1) 町及び農業協同組合等農業団体は、被害の実態に応じて県が行う技術指導に協力する。
- (2) 町は、再播種用種子の確保について、県に要請し、県は、県種子協会に対し、転用種子などの確保について指導する。
- (3) 町、農業団体等は、病虫害の異常発生又はまん延を防止し、農作物の被害の軽減を図るため、県と密接に連携して防除指導を行う。

3 畜産に対する応急措置

- (1) 町及び畜産関係団体は、県が家畜及び畜舎の被害状況を把握し、地震災害時の家畜の管理について行う指導に協力する。
- (2) 町、畜産関係団体等は、家畜伝染病の発生のおそれがあるときは、県が行う家畜等の消毒、予防注射等に協力する。また、家畜伝染病が発生したときは、県が行う家畜等の移動を制限する等の措置に協力する。

4 林産物に対する応急措置

- (1) 町、森林組合等は、県が種苗生産者、森林所有者に対して、被災苗木、森林に対する措置等の技術指導を行う際に協力する。
- (2) 町、森林組合等は、県が森林所有者に対し風倒木の円滑な搬出、森林病虫害の防除等について、必要な技術指導を行う際に協力する。

第27節 二次災害防止対策計画

地震発生時の被害を最小限にとどめるため、余震又は降雨等による水害・土砂災害や余震による建築物、構造物の倒壊等に備え二次災害防止施策を講じるとともに、県等との連携により危険度を広域的に判定する技術者の養成並びに事前登録など活用のための施策を推進する。

《実施担当》

本部事務局、総務班、作業班、住民班

1 土砂災害対策（本部事務局、総務班、作業班）

町及び県は、余震又は降雨等による二次災害を防止するため、砂防ボランティア等により急傾斜地崩壊危険箇所、地すべり危険箇所等の斜面判定を行う。その結果、危険度が高いと判断された箇所については、関係機関や町民に周知を図るとともに、必要な応急対策を行う。

また、町は、地震災害の発生のおそれがあるときは、速やかに適切な避難対策を行う。

2 被災建築物等への対応（総務班、作業班）

町は、被災した建築物や被災宅地等について、余震による倒壊や物の落下地盤の崩壊等の二次災害を防止するため、応急危険度判定士や被災宅地危険度判定士等により応急危険度判定を行い、県は、各判定士の派遣等により、積極的に町の活動を支援する。その結果、危険度が高いと判断された場合は、建築物や宅地への立入制限をする等の適切な二次災害防止対策を行う。

町民は、地震災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、倒壊、附属物の落下等の危険がある建築物又は工作物による被害の発生又は拡大を防ぐため、速やかに危険建築物等から避難し、又は危険建築物等に近づかないものとする。また、その場合において、危険建築物・被災宅地の所有者又は管理者は、必要に応じて当該危険建築物等が危険である旨の表示を行うよう努めるものとする。

3 環境汚染への対策（住民班）

県が実施する大気汚染の調査や公共用水域における水質汚濁の調査等につき、県から町民に対する情報提供等の要請があったときは、町は、周辺地域の町民に対して、大気汚染、水質汚濁に関する情報の提供を行う。

第28節 危険物等災害対策計画

地震により危険物、高圧ガス、火薬類、毒物劇物等の危険物施設等に事故が発生し又は発生するおそれがあるとき、町民、従業員等の安全を確保するため、人命救助、消火活動等の応急対策を行う。

《実施担当》

本部事務局、総務班、住民班、福祉・健康班、消防本部、消防団

1 事業者の応急対策（総務班、消防本部）

- (1) 地震発生時には速やかに関係施設の緊急点検を実施し、危険物等による事故が発生し又は発生するおそれがあるときは、直ちに、町、警察等に通報するとともに、事故の拡大防止又は事故の発生防止のための応急措置を講じ、事故状況等を関係機関に連絡する。
- (2) 大規模な事故が発生したときは、地震災害の拡大の防止のため、速やかに的確な応急措置及び緊急点検等必要な対策を講じる。
- (3) 事故に伴い火災が発生したときは、速やかに状況を把握し、消防機関と協力して自衛消防組織等により迅速に消火活動を行う。

2 町の応急対策（本部事務局、総務班、住民班、福祉・健康班、消防本部、消防団）

- (1) 地震により危険物等災害が発生したときは、事故の状況、被害の規模等を把握し、県及び関係機関に通報する。
- (2) 事故に伴い火災が発生したとき又は救助を要するときは、速やかに状況を把握し、消火活動、救助・救急活動を行う。
- (3) 負傷者が発生したときは、仲多度郡・善通寺市医師会等に対し、医療救護班の出動を要請して現地に派遣し、応急措置を施した後、適切な医療機関に搬送する。また、必要に応じて、救護所、被災者の収容所等の設置又は手配を行う。
- (4) 事故発生地及びその周辺地域の町民等の避難誘導を行うとともに、必要に応じて、避難所等において食料、飲料水等を提供する。
- (5) 危険物等関係施設に事故が発生したときは、危険物等の流出・拡散の防止、流出した危険物等の除去、環境モニタリングを始め、事業者に対する応急措置命令、施設の緊急使用停止命令等の適切な応急対策を講じる。
- (6) 地震災害の規模が大きく、町で対処できないときは、県又は他の市町に応援を要請する。また、必要に応じて、県に対し自衛隊の災害派遣要請を要求する。

3 石油類等の危険物施設の応急措置（消防本部）

(1) 緊急点検の実施

消防本部は、危険物施設等の関係事業者に対し、地震が発生した場合には、次の項

目について関係施設の緊急点検を直ちに実施するよう指導する。

なお、町は、震度4以上の地震の場合は、緊急点検の実施結果を、実施後直ちに消防本部に対し報告するよう指導する。

- ア 危険物等の漏えいの有無
- イ 関係施設の損傷の有無
- ウ 関係施設の圧力、温度、流量等の計器類の異常の有無
- エ その他必要な事項

(2) 異常現象発生時の応急措置

危険物施設等の関係事業者は、地震発生時には上記緊急点検を直ちに実施するとともに、その結果等により、危険物等による火災、危険物等の漏えいその他の異常現象を発見した場合は、直ちに地震災害の発生又は拡大の防止のための必要な応急の措置を講ずるとともに、その旨を消防本部、警察署等の関係行政機関に通報する。

関係行政機関は、上記通報を受けた場合は、直ちに消火活動等の被害拡大防止措置、救急救助活動、広報活動、避難指示、避難誘導等の応急対策を講じるとともに、消防本部は事故等の状況を県に報告する。

なお、町は、状況に応じて消防法第12条の3の規定に基づく緊急使用停止命令等の措置を遅滞なく行うとともに、県に速やかに報告する。

4 高圧ガス施設の応急措置（消防本部）

(1) 異常現象発生時の応急措置

高圧ガス施設の関係事業者は、地震発生時には、直ちに下記の緊急点検を実施するとともに、その結果等により、可燃性ガス等による火災、ガスの漏えいその他の異常現象を発見した場合は、直ちに、地震災害の発生又は拡大の防止のための必要な応急措置を講じるとともに、その旨を消防本部、警察署及び県等の関係行政機関に通報する。

- ア ガスの漏えいの有無
- イ 関係施設の損傷の有無
- ウ 関係施設の圧力、温度、流量等の計器類の異常の有無
- エ その他必要な事項

関係行政機関は、上記通報を受けた場合は、消火活動等の被害拡大防止措置、救急救助活動、広報活動、避難指示、避難誘導等の応急対策を講ずる。

5 火薬類施設の応急措置（消防本部）

(1) 異常現象発生時の応急措置

火薬類施設の関係事業者は、地震発生時には、直ちに下記の緊急点検を実施するとともに、その結果等により、火薬庫等の損傷、火薬類の盗難、紛失、変質、その他の異常現象が発生した場合は、直ちに地震災害の発生又は拡大の防止のために必要な応急の措置を講ずるとともに、その旨を消防本部(火薬類に係る爆発若しくは火災の発生

又はそのおそれがある場合に限る。) 、警察署及び県等の関係行政機関に通報する。

ア 火薬庫等の損傷（警報装置等を含む。）の有無

イ その他の関係施設の損傷の有無

ウ 火薬類の盗難、変質等の異常の有無

エ その他必要な事項

関係行政機関は、事業者から上記通報を受けた場合は、消火活動等の被害拡大防止措置、救急救助活動、広報活動、避難指示、避難誘導等の応急対策を講ずる。

6 毒物及び劇物施設の応急措置（本部事務局、消防本部）

町は、被害状況の把握に努め、必要に応じ町民に対し避難指示等を行う。

(1) 毒物劇物製造業者等は、施設及び設備等の被災状況を把握し、関係機関にその状況を連絡するとともに毒物及び劇物の漏えい、流出の拡大を防止する。

(2) 毒物劇物製造業者等は、関係機関と連携し、自衛消防組織により、毒物及び劇物による火災発生を防止する。

7 放射性物質等その他の施設の応急措置（消防本部）

消防本部は、放射性物質等その他の危険物の貯蔵、取扱施設の関係事業者に対し、地震が発生した場合、これら特殊な危険物の貯蔵、取扱施設についての異常の有無を点検するとともに、異常が発見された場合は、直ちに地震災害の発生又は拡大の防止のための必要な応急の措置を講じるとともに、その旨を警察署等の関係行政機関に通報するよう指導する。

※ 資料

- 1 危険物施設（資料編 4－（1））
- 2 高圧ガス関係事業所（資料編 4－（2））
- 3 火薬類関係事業所（資料編 4－（3））
- 4 毒物劇物営業者（資料編 4－（4））

第29節 ボランティア受入計画

地震災害時において、ボランティアが救援活動等で大きな役割を果たすことから、その活動が円滑かつ効率的に行えるよう、ボランティアの受付、調整等必要な支援活動を行う。

《実施担当》

総務班、福祉・健康班、町社会福祉協議会

1 受入体制の整備

- (1) 町は、ボランティア活動に関する情報提供の窓口を設け、香川県災害ボランティア支援センターの設置及び災害ボランティアセンターの活動等について協力するとともに、社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているNPO・ボランティア等との連携体制の構築を図り、情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握する。これにより、連携のとれた支援活動を展開するよう努め、またボランティアの生活環境について配慮する。
- (2) 町は、ボランティア活動又はその支援活動の拠点となる町災害ボランティアセンターへの施設、設備等の提供のほか、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬を行うよう努めるとともに、活動に必要な資材の調達等の支援活動を行う。

2 ボランティアの受入方法

- (1) 町災害ボランティアセンターは、ボランティアの受入態勢が整い次第、町災害ボランティアセンターの設置の周知及びボランティア募集を呼びかけるとともに、香川県災害ボランティア支援センターに情報提供を行う。
- (2) 香川県災害ボランティア支援センターは、町災害ボランティアセンターからの情報提供を受け、報道機関、ホームページなどを通じて、災害ボランティア活動の広報を行うとともに、関係団体に協力を呼びかける。
- (3) 町災害ボランティアセンターは、被災地のニーズの把握に努め、ボランティア活動に参加を希望する個人又は団体を受け付け、被災地に派遣するなど、被災地の支援活動を行う。

3 ボランティアの活動分野

- (1) 香川県災害ボランティア支援センターの主な役割
 - ア 災害ボランティア情報の収集、発信
 - イ ボランティアと県等との連絡、調整
 - ウ 活動資材の調整
 - エ 町災害ボランティアセンターへの支援
 - オ その他円滑な災害ボランティア活動のための支援業務等

(2) 町災害ボランティアセンターの主な役割

- ア 被災地のボランティアニーズの把握
- イ 被災地へのボランティアの派遣
- ウ ボランティア情報の収集、発信
- エ ボランティアと町等との連絡、調整
- オ ボランティアへの対応
- カ その他円滑なボランティア活動のための支援業務等

4 その他ボランティアへの対応

- (1) 砂防、危険度判定、外国語通訳など専門知識、技術を有する専門ボランティアについては、当該ボランティア活動に関係する団体等が中心となって、受入、派遣等に係る調整を行う。
- (2) 香川県災害ボランティア支援センター及び町災害ボランティアセンターを窓口として全国規模の災害ボランティアネットワークと連携し、その機能の積極的な活用を図り、被災地の情報発信や各種の協力要請などを行う。

5 新型コロナウイルス感染症対策

- (1) 「新型コロナウイルスの感染が懸念される状況におけるボランティア・NPO等の災害対応ガイドライン」（令和2年7月9日、NPO法人全国災害ボランティア支援団体ネットワーク（JVOAD））、「新型コロナウイルス感染が懸念されるにおける災害ボランティアセンターの設置・運営について～全社協VCの考え方～」（令和2年6月1日、社会福祉法人全国社会福祉協議会）の内容について周知するとともに、あらためて連携体制の構築・強化、情報共有の推進等に取り組む。
- (2) ボランティア活動に必要となるマスク、フェイスシールド、消毒液等の物資の確保、ボランティアの受付や輸送方法等について検討する。

第30節 要配慮者応急対策計画

地震災害時において、要配慮者の安全確保を図るため、町及び関係機関は、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、年齢、性別、障がいの有無といった要配慮者の事情から生じる多様なニーズに十分配慮した応急活動を行う。

《実施担当》

総務班、福祉・健康班、文教班、消防本部、消防団

1 高齢者、障がい者、難病患者等対策（福祉・健康班、消防本部、消防団）

- (1) 町は、地震災害が発生したとき、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、直ちに避難行動要支援者名簿等を効果的に利用するなどして、避難行動要支援者の安否確認、被災状況等の把握に努める。消防本部及び消防団は、避難行動要支援者の緊急時の円滑かつ迅速な援護活動を図る。
- (2) 町は、難病患者等への対応のため、中讃保健福祉事務所との連携を図る。
- (3) 町は、援護の必要な者を発見したときは、医療機関・避難所への移送、施設への緊急入所等の措置を、また、居宅での生活が可能な者については、居宅サービスニーズの把握等を行う。
- (4) 町及び県は、関係団体等の協力を得ながら、居宅や避難所、仮設住宅等で生活している援護が必要な高齢者、障がい者、難病患者等へのホームヘルプサービス、デイサービス等の居宅サービスを早急に開始できるよう努める。また、車いす、障がい者用携帯便器等、必要な機器や物資の提供に努める。
- (5) 町は、被災により、居宅、指定避難所等では生活できない要配慮者については、本人の意思を尊重したうえで、福祉避難所への避難及び社会福祉施設等への緊急一時入所を迅速かつ円滑に行う。
- (6) 町及び県は、地震災害に関する情報、医療・生活関連情報等が高齢者、障がい者、難病患者等に的確に伝わるよう、掲示板、FAX等の活用、報道機関等の協力による新聞、ラジオ、文字放送、手話付きテレビ放送等の利用等、情報伝達手段を確保する。また、手話奉仕員、点訳奉仕員、要約筆記奉仕員等の確保に努める。

2 児童対策（福祉・健康班、文教班）

- (1) 町は、掲示板、広報紙等の活用、報道機関の協力等により、要保護児童を発見したときの保護及び西部子ども相談センター等への通報についての協力を呼びかける。
- (2) 町及び県は、被災により保護を必要とする児童を発見したときは、親族による受入の可能性を探るとともに、児童福祉施設への受入や里親への委託等の保護を行う。
- (3) 県は、被災した児童の心的外傷後ストレス障がいに対応するため、西部子ども相談センター等においてメンタルヘルスケアを行う。
- (4) 町及び県は、関係団体等の協力を得ながら、被災により保護者が災害復旧等を行うた

め一時的に保育が必要な児童等をこども園等において保育できるよう、緊急一時保育の実施体制の整備に努める。

3 外国人対策（福祉・健康班、総務班）

- (1) 町は、必要と認めるときは、通訳ボランティア等の協力を得て、外国人の安否確認、避難誘導等を行う。
- (2) 町及び県は、報道機関等の協力を得て、被災した外国人に対して、地震災害に関する情報、生活必需品や利用可能な施設及びサービスに関する情報等の提供を行う。情報等の提供にあたっては、被災地に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする在住外国人と、早期帰国等に向けた交通情報を必要とする訪日外国人は行動特性や情報ニーズが異なることに配慮する。
- (3) 町は、指定避難所等に相談窓口等を開設し、被災した外国人の生活に必要な物資や通訳等のニーズを把握する。
- (4) 県は、町からの要請等に応じて、他の市町、他県、関係団体等に通訳ボランティア等の派遣を要請する。
- (5) 県は、町からの報告に基づき、外国人の安否情報のとりまとめを行い、必要に応じて、国や在日各国大使館等に情報の提供を行う。
- (6) 県と公益財団法人香川県国際交流協会が、香川県災害時多言語支援センターを設置した場合には、町は、香川県を通じて、外国人の避難状況に関する情報提供や必要な支援に関する要請を行い、同センターは、多言語及びやさしい日本語による災害関連情報の提供、翻訳・通訳の支援及び関係機関との連絡調整、外国人住民からの相談・問い合わせへの対応を行う。

4 社会福祉施設等の対応（福祉・健康班）

- (1) 社会福祉施設等は、公共的機関として、利用者の安全確保を図ることはもとより、避難所としての機能を求められるので、県、市町等の協力を得て、早急に施設機能の回復を図るとともに、関連施設、ボランティア等との連携のもとに、可能な限り余裕スペース等を利用して、高齢者、障がい者、難病患者等の緊急一時受入を行う。
- (2) 町及び県は、ライフラインの優先的復旧、水、食料等生活必需品の補給、マンパワーの確保等、社会福祉施設等の機能維持に努める。

5 香川県災害派遣福祉チーム（DWA T）

DWA Tは、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者の指定避難所等における福祉の向上及び災害二次被害の防止を目的として、次の業務を行うものである。

- (1) 指定避難所等の福祉ニーズ把握
- (2) 要配慮者のスクリーニング
- (3) 要配慮者からの相談対応
- (4) 介護を要する者への応急的な支援

(5) 避難環境の整備

6 配慮すべき事項（福祉・健康班）

町及び県は、要配慮者対策を行うにあたって、次の事項について特に配慮する。

- (1) 多様なメディアによる手話通訳、外国語通訳等を活用した要配慮者に向けたきめ細やかな情報提供
- (2) 自主防災組織、民生委員・児童委員等、地域住民の協力等による円滑かつ迅速な避難誘導
- (3) 避難所での健康状況の把握
- (4) 条件に適した避難所の提供や社会福祉施設等への緊急入所等対象者に応じた対応
- (5) おむつ、補装具等生活必需品や粉ミルク、やわらかい食品等食事についての配慮
- (6) 手話通訳者や要約筆記ボランティア等の協力による生活支援
- (7) 巡回健康相談、栄養相談等の重点実施や継続的なこころのケア対策の実施
- (8) 医療福祉等総合相談窓口の設置
- (9) 応急仮設住宅への優先的入居
- (10) 高齢者、障がい者向け応急仮設住宅の設置等

第31節 被災動物の救護活動計画

地震災害時には、動物の飼い主が、飼っている動物とともに指定避難所に同行避難してきたり、飼い主とはぐれたり、負傷した動物など被災動物が多数生じることが予想される。

町は、災害時に動物に起因する混乱や動物由来感染症等の危害の防止を図るため、動物の飼い主が、飼っている動物とともに安全に避難ができ、指定避難所等での動物の適正な飼養管理や、保護収容、治療等が的確（スムーズ）に実施できるよう、県等関係機関や（公社）香川県獣医師会、動物愛護団体等と連携、協力して、飼い主への支援及び被災動物の救護活動を実施する。

《実施担当》

総務班、住民班

1 同行避難した動物の適正飼養対策（飼い主の役割）

災害時に指定避難所へ動物と同行避難した飼い主は、動物を飼っていない又は動物が嫌いな避難者へも配慮し、指定避難所ごとに作成したルールと指定避難所設置者や責任者の指示に従い、その運営に協力するとともに、その地域で一時保護された飼い主不明の動物も含め、飼い主同士で協働して飼養管理するよう努める。

2 特定動物対策

特定動物（危険な動物）の飼い主は、地震災害発生時には、自身の安全を確保したうえで、当該動物が脱出していないか確認し、万一脱出した場合には、直ちに、捕獲措置を講じるとともに、関係機関に通報し、人の生命、身体又は財産に対する侵害を防止するための必要な措置をとるよう努める。

3 指定避難所における動物の適正飼養対策（総務班、住民班）

町は、県や指定避難所設置者等と協力して、指定避難所での被災動物に関する情報収集及び情報発信に努め、指定避難所全体での動物に関する理解を求めるときの周知や、指定避難所で動物が適正に飼養できるための必要な措置をとるよう努める。

4 被災動物救護活動対策（総務班、住民班）

町は、県と連携を図り、各指定避難所を通じて、町民への被災動物救護活動に関する情報収集及び情報提供を図る。

第4章 災害復旧計画

第1節 復旧復興基本計画

被災地の復旧・復興については、町民の意向を尊重し、町が主体的に取り組むとともに、国及び県がそれを支援する等適切な役割分担の下、被災者の生活の再建及び経済の復興、再度災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り、より安全性に配慮した地域づくりを目指すこと、また、災害により地域の社会経済活動が低下する状況にかんがみ、可能な限り迅速かつ円滑な復旧・復興を図る。

また、被災地の再建を行うため、被災の状況、地域の特性、公共施設管理者の意向等を勘案しながら、国・県等関係機関と協議を行い、原状復旧あるいは中長期的課題の解決を図る計画的復興のいずれかにするか検討を行い、よりよい地域社会を目指した復旧・復興の基本方針を定める。

《実施担当》

全課、防災関係機関

1 原状復旧

- (1) 町、県及び防災関係機関は、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画等を活用しつつ、迅速かつ円滑に被災施設の復旧事業を行う。
- (2) 町、県及び防災関係機関は、被災施設の復旧にあたっては、原状復旧を基本とするが、再度の地震災害を防止する観点等から、可能な限り改良復旧を行う。

2 計画的復興

- (1) 町及び県は、大規模な地震災害により壊滅的被害を受けた被災地の再建については、都市構造や産業基盤等の改変を伴う高度かつ複雑な大事業となることから、この事業を円滑かつ速やかに実施するため、復興計画を作成し、関係機関と調整しながら計画的に復興を進める。また、必要に応じ、大規模災害からの復興に関する法律を活用し、作成した復興計画に基づき、市街地開発事業、土地改良事業等を実施することにより、著しく異常かつ激甚な災害が発生し、緊急災害対策本部が設置された災害（以下「特定大規模災害」という。）において、土地利用の状況が相当程度変化した地域等における円滑かつ迅速な復興を図る。なお、復興計画の作成に際しては、地域コミュニティが被災者の心の健康の維持を含め、被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことにかんがみて、その維持・回復や再構築に十分配慮するとともに、復旧復興のあらゆる場に要配慮者の参画を促進する。
- (2) 町及び県は、復興のため市街地の整備改善が必要な場合には、被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）等を活用するとともに、地震に強いまちづくりについてできるだけ速やかに町民のコンセンサスを得るように努め、土地区画整理事業、市街

地再開発事業等の実施により合理的かつ健全な市街地の形成と都市機能の更新を図る。

- (3) 町及び県は、地震に強いまちづくりにあたっては、必要に応じて、避難路、避難場所、延焼遮断帯、防災活動拠点ともなる幹線道路、公園、河川等、骨格的な都市基盤施設及び防災安全街区の整備、ライフラインの共同収容施設としての共同溝、電線共同溝の整備等、ライフラインの耐震化等、建築物や公共施設の耐震・不燃化、耐震性貯水槽の設置等を基本的な目標とする。
- (4) 町及び県は、被災後に早期かつ的確に市街地復興計画を策定できるよう、復興事前準備の取組を推進するものとする。
- (5) 警察は、復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努める。

第2節 公共施設等災害復旧計画

被災した公共施設の管理者は、応急措置を講じた後に、各施設の原形復旧に併せて再度災害の防止のため必要な施設の新設又は改良を行う事業計画を立て、早期に復旧事業が完了するよう努める。

《実施担当》

全課、香川県広域水道企業団

1 災害復旧事業の種別

町及び県は、それぞれが管理する公共施設の被害の程度を十分調査、検討し、おおむね次の災害復旧事業計画を速やかに作成する。

(1) 公共土木施設災害復旧事業計画

ア 河川 イ 砂防施設 ウ 林地荒廃防止施設 エ 地すべり防止施設
オ 急傾斜地崩壊防止施設 カ 道路 キ 下水道 ク 公園

(2) 農林水産業施設災害復旧事業計画

(3) 都市災害復旧事業計画

(4) 水道施設災害復旧事業計画

(5) 公営住宅災害復旧事業計画

(6) 社会福祉施設災害復旧事業計画

(7) 公立医療施設災害復旧事業計画

(8) 公立学校施設災害復旧事業計画

(9) その他の災害復旧事業計画

2 災害復旧事業に係る資金の確保

町及び県は、災害復旧に必要な資金需要額を早急に把握し、その負担すべき財源を確保するため、国庫補助の申請、起債の協議又は許可、短期融資の導入、基金の活用、交付税の繰上交付等について所要の措置を講じ、災害復旧事業の早期実施が図られるようにする。

3 激甚災害の指定

町は、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）の指定対象となる激甚災害が発生した場合には、速やかに被害状況を調査して県に報告し、早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置し、災害復旧が円滑に行われるようにする。

町は、県が行う激甚災害に関する調査等について協力する。

第3節 被災者等生活再建支援計画

被災者等の生活再建が速やかに図られるよう、生活相談、災害弔慰金等の支給、生活資金等の貸付け、税の徴収猶予及び減免、応急金融対策、雇用対策等、必要な措置を講じる。

《実施担当》

総務課、税務課、福祉保険課、地域振興課、農林課、建設土地改良課、町社会福祉協議会

1 生活相談・情報提供（総務課）

町及び県は、金融機関等が設置する相談窓口の開設に協力するとともに、被災者等からの幅広い相談に応じるため、自らも総合的な情報提供及び相談窓口を開設し、必要に応じて防災関係機関と連携、共同して相談業務を行う。また、町外の市町村に避難した被災者に対しても、町及び避難先の地方公共団体が協力することにより、必要な情報や支援・サービスを提供する。

2 被災証明・り災証明書の交付（税務課）

(1) 早期交付のための体制確立

町は、被災者に対する支援措置を早期に実施するため、発災後早期に被災証明の交付体制を確立し、被災者から申請があれば速やかに被災証明を交付する。また、地震災害による住宅等の被害の程度の調査やり災証明書の交付体制を確立し、速やかに、住家等の被害の程度を認定し、被災者にり災証明書を交付する。

なお、町及び県は、被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明するものとする。

(2) 県への要請

町は、災害による住家等の被害の程度の調査やり災証明書の交付について、被害の規模と比較して町の体制・資機材のみでは不足すると見込まれる場合には、県に対し必要な支援を要請する。

(3) 体制確立に向けた平時の取組等

町は、災害時にり災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査やり災証明書の交付の担当部局を定め、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受入体制の構築等を計画的に進めるなど、り災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。併せて、効率的なり災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討する。

また、町は、住家被害の調査や、り災証明書の交付の担当部局と応急危険度判定担当部局とが非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じて、発災後に応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施

できるよう努めるものとする。

3 被災者台帳の作成（総務課、税務課、福祉保険課）

町は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や支援措置の実施状況、配慮に要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を積極的に作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。

4 災害弔慰金、災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付け（福祉保険課）

町は、災害弔慰金の支給等に関する法律及びまんのう町災害弔慰金の支給等に関する条例、まんのう町災害弔慰金の支給等に関する施行規則に基づき、地震災害により死亡した者の遺族に対して災害弔慰金を、地震災害により精神又は身体に著しい障がいを受けた者に対して災害障害見舞金を支給する。また、地震災害により被害を受けた世帯の町民である世帯主に対し、災害援護資金を貸し付ける。

県は、災害弔慰金、災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付けについて、町を指導、助成する。

5 生活福祉資金の貸付（町社会福祉協議会）

県社会福祉協議会は、被災した低所得者等の生活再建を支援するため、生活福祉資金貸付制度により、民生委員・児童委員及び町社会福祉協議会の協力を得て、予算の範囲内において災害援護資金等の各種貸付けを行う。

6 被災者生活再建支援金の支給（福祉保険課）

町及び県は、被災者生活再建支援法（平成10年5月22日法律第66号）に基づき、自然災害により生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して、その生活の再建を支援し、もって町民の安定と被災地の速やかな復興を資するため、被災者生活再建支援金の支給のための手続きを行う。（支援金の支給は、県からの委託先である（公財）都道府県センターが行う。）

7 税の減免及び納税の猶予等（税務課）

町は、被災者の納付すべき町税について、法令及び条例の規定に基づき、申告、申請、請求その他書類の提出又は納付若しくは納入に関する期限の延長、町税の徴収猶予及び減免の措置を、地震災害の状況に応じて講じる。

8 雇用対策等

(1) 被災者に対する職業斡旋

公共職業安定所は、地震災害により離職を余儀なくされた者の再就職を促進するため、離職者の発生状況、求人・求職の動向等の情報を速やかに把握するとともに、臨時職業相談窓口の設置、巡回職業相談の実施、職業訓練受講の指示、職業転換給付金

制度の活用等の措置を講じ、離職者の早期再就職への斡旋を行う。

県就職・移住支援センターは、災害により離職を余儀なくされた者の再就職を促進するため、被災者に対する就職相談及び職業紹介を行う。

(2) 雇用保険の失業給付に関する特例措置

ア 公共職業安定所は、地震災害により失業の認定日に出頭できない受給資格者に対して、事後に証明書により失業の認定を行い、失業給付を行う。

イ 公共職業安定所は、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第 25 条に規定する措置を適用した場合は、地震災害による休業のため、労働の意志及び能力を有するにもかかわらず就労することができず、賃金を受け取ることができない雇用保険の被保険者に対して、失業しているものとみなして基本手当を支給する。

(3) 労働保険料等の納付の猶予

香川労働局は、地震災害により労働保険料を所定の期限までに納付することができないと認められる事業主に対して、保険料等の納付の猶予措置を講じ、また、納付猶予期間については、延滞金や追徴金を徴収しない。

9 職業訓練の実施

県は、地震災害により離職を余儀なくされた者の再就職を促進するため、職業訓練の受講希望者に対して、必要な職業訓練を行う。

10 国民健康保険税の減免等（税務課、福祉保険課）

町は、被災した国民健康保険の被保険者に対して、まんのう町国民健康保険税条例（平成 18 年条例第 58 号）及びまんのう町被災者に対する町税及び国民健康保険税の減免に関する規則（平成 18 年 3 月 20 日規則第 43 号）に基づき、必要に応じて医療費の一部負担金や保険税等の減免、徴収猶予等の措置を講じる。

11 被災中小企業者の復興支援（地域振興課）

(1) 町は、あらかじめ商工会と連絡体制を構築するなど、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努めるものとする。

(2) 町は、被災した中小企業者に対する資金対策として、一般金融機関~~＝~~及び政府系金融機関の融資、信用保証協会による融資の保証等が、迅速かつ円滑に行われるよう国・県に要請するとともに、関係各部、関係機関、団体等の協力を得て、必要な広報活動を積極的に実施する。

12 被災農林業者の復興支援（農林課）

町は、被災した農林業者又はその組織する団体に対して、復旧を促進し農林業の生産力の維持増進と経営の安定を図るため、天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法（昭和 30 年法律第 136 号）、(株)日本政策金融公庫法（平成 19 年法律第 57 号）等に基づく融資等について広報するとともに、資金の融資が迅速かつ円滑に行われ

るように、県に協力して必要な措置を講ずる。

13 恒久住宅への円滑な移行に向けた取組（総務課、建設土地改良課）

町は、できる限り早い段階から被災者の特性やニーズを把握し、既存公営住宅への正式入居をはじめ、円滑な移行に向けた取組を計画的に実施する。

14 新型コロナウイルス感染症対策（税務課）

(1) り災証明書の申請・交付

窓口での申請・交付は、不特定多数の被災者が集まるため、感染リスクが高まることから、下記の取組等について事前に検討するとともに、窓口での対応に際しては、「新型コロナウイルス感染症を踏まえた災害対応のポイント」に示す留意事項の感染防止対策等を講じたうえで、事前の整理券配布、申請・交付の分散化(地域別に申請・交付)等の取組を実施する。

ア 申請

申請に際し、電子申請の活用や郵送による申請等の対応を事前に検討する。

イ 交付

(ア) 交付に際し、郵送による交付等の対応を事前に検討する。

(イ) 窓口での申請・交付では、不特定多数の被災者が集まり、感染リスクが高まることから、できるだけ接触のない手続方法を検討する。

(2) 被災者への広報

被災者に対し、被害認定調査の実施時における感染防止対策やり災証明書の申請・交付方法などについて、「新型コロナウイルス感染症を踏まえた災害対応のポイント」に示す留意事項を踏まえつつ、適切な広報を行う。

(3) 業務の効率化や体制の構築等

発災時には、フェーズに応じた感染防止対策等が求められ、より多くの業務が生じることから、各種被災者支援システムの事前導入や発災時を想定した訓練の実施など、業務を円滑に進められる工夫により業務の効率化を図るとともに、自治体同士や民間との事前の協定締結や「被災市区町村応援職員確保システム」の活用等により、体制の構築に努める。

なお、体制構築にあたっては、総務省において「被災市区町村応援職員確保システムに基づく応援職員の派遣における新型コロナウイルス感染症に係る留意事項3について」（令和2年5月22日付け総行派第20号）を踏まえて、検討を行う。

(4) 感染防止対策に必要な物資・資材やスペース等

発災時には、短期間で多くの職員が、り災証明書交付業務を行うこととなり、フェーズに応じて、感染防止対策のための多くの物資・資材や十分な作業スペース等を確保する必要があることから、事前に準備を進める。

(5) その他

ア 運用指針や手引き等については、災害救助法による住宅の応急修理制度の準半壊

(損害割合 10%以上 20%未満) への対象拡充に伴う見直し等の改定(令和2年3月)に留意する。

イ リ災証明書の様式は、「罹災証明書の様式の統一化について」(令和2年3月30日付け府政防第737号)、リ災証明書の交付枚数や代理申請は、「罹災証明書の交付に係る運用について」(令和2年3月30日付け事務連絡)を参考とし、リ災証明書の適切な交付に努める。

※ 資料

- 1 様式第4号(被災証明書)(資料編 15-(4))
- 2 様式第12号(生業資金貸付台帳)(資料編 15-(12))
- 3 様式第13号(災害救助法による生業資金借入申込書)(資料編 15-(13))
- 4 災害救助法による救助の程度、方法及び期間(資料編 16-(1))
- 5 災害弔慰金(資料編 16-(2))
- 6 災害障害見舞金(資料編 16-(3))
- 7 災害援護資金(資料編 16-(4))
- 8 被災者生活再建支援金(生活再建支援・居住安定支援)(資料編 16-(5))
- 9 まんのう町の定める条例・条例施行規則(資料編 16-(6))

第4節 義援金等受入配分計画

町及び県は、日本赤十字社香川県支部、香川県共同募金会等関係機関と連携を図りながら、県民及び他の都道府県等から寄託された義援金等を迅速かつ確実に被災者に配分するため、受付、保管、配分等の業務を円滑かつ公正に実施する。

《実施担当》

総務課、福祉保険課

1 義援金等の受付及び保管（総務課）

(1) 町

- ア 町に寄託される義援金等は総務課が受付窓口を開設して受け付ける。
- イ 義援金等の受付に際しては、受付記録簿を作成し、寄託者に受領書を発行する。
- ウ 義援金は、被災者に配分するまでの間、当該地震災害に関する義援金受付専用口座を設け、町指定金融機関で保管する。
- エ 義援物資は、被災者に配分するまでの間、物資集積場等で保管する。
- オ 町は、義援金品の受入体制を確立しておく。
- カ 町は、県等から送付された義援金品等を関係団体の協力を得て被災者に配分する。

(2) 県等

- ア 県は、県に寄託された義援金・義援物資及び知事あての見舞金の受付を行い、義援物資については、所有する施設等を使用し、配分するまでの間の一時保管を行う。
- イ 日本赤十字社香川県支部及び香川県共同募金会は、それぞれに寄託された義援金の受付を行う。

2 義援金等の配分等（福祉保険課）

(1) 町

- ア 義援金等については、関係機関等と次の項目について協議のうえ決定し、配分する。
 - (ア) 配分方法
 - (イ) 被災者等に対する伝達方法

- イ 義援物資については、その種類・数量及び被災状況を考慮して、迅速に配分基準を定め、早期に配分を実施する。

(2) 県等

- ア 県は、受け付けた義援金の町に対する配分を義援金収集团体等で構成する第三者機関である配分委員会で決定する。その際、あらかじめ、基本的な配分方法を決定しておくなど、迅速な配分に努める。また、義援物資について、町に対する配分を決定し、町の指定する場所まで輸送し町に引き渡す。
- イ 日本赤十字社香川県支部及び香川県共同募金会は、配分委員会に参画し、受け付け

た義援金の町に対する配分を、配分委員会で決定する。

3 義援金等の募集等

町は、地震災害により被災したとき、関係機関等の協力を得ながら、国民、企業等からの義援物資について、受入を希望するもの及び受入を希望しないものを把握し、その内容リスト及び送り先を、報道機関等を通じて国民に公表する。また、現地の需給状況を勘案し、同リストを逐次改訂するように努める。

日本赤十字社香川県支部及び香川県共同募金会は、義援金を募集するにあたっては、募集方法、募集期間等を定めて実施する。

なお、全国的に募集する必要があると認められる場合は、日本赤十字社香川県支部にあつては本社を通じて各都道府県支部に、香川県共同募金会にあつては直接各都道府県の共同募金会に募集の依頼を行う。

第5章 南海トラフ地震防災対策推進計画

第1節 総則

1 推進計画の目的

この計画は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号。以下「法」という。）第5条第2項の規定に基づき、南海トラフ地震防災対策推進地域について、南海トラフ地震に伴い、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項、南海トラフ地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、当該地域における地震防災対策及び広域災害対策の推進を図ることを目的とする。

2 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱

本町の地域に係る地震防災に関し、本町の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者（以下「防災関係機関」という。）の処理すべき事務又は業務の大綱は、「第1章 第8節 防災関係機関等の責務と処理すべき事務又は業務の大綱」による。

3 基本的な考え方

国の想定によると、南海トラフ沿いで発生する最大クラスの巨大地震は、千年に一度あるいはそれよりもっと発生頻度が低いが、仮に発生すれば、西日本を中心に、東日本大震災を越える甚大な人的・物的被害をもたらすとともに、我が国全体の国民生活・経済活動に極めて深刻な影響が生じる、まさに国難とも言える巨大災害になるとされている。

本計画は、南海トラフ地震等の広域災害に伴う被害の発生に対して、「人命を守る」ことを最大の目標に、町民一人一人ができる限り被害を減少させるよう「減災」の考え方に基づいて「自助」の取組を推進するとともに、地域や事業所等における「共助」の取組を促進し、町及び県による「公助」との連携・協働を図るため、町民、地域及び防災関係機関のとるべき基本的事項を定める。

また、県は、「南海トラフ地震臨時情報発表時の香川県内における防災対応方針」として、県内市町がとるべき防災対応の方針をとりまとめており、本町においても県の「南海トラフ地震臨時情報発表時の香川県内における防災対応方針」を踏まえ、町民一人一人の命を守り、人的・物的被害の軽減につなげるための取組を推進する。

第2節 南海トラフ地震に関する情報の種類

気象庁は、南海トラフ沿いで異常な現象が観測された場合には、有識者及び関係機関の協力を得て、「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催し、南海トラフ地震の発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価した場合等に、「南海トラフ地震に関する情報」を公表する。

従前の「南海トラフ地震に関連する情報（臨時）」及び「南海トラフ地震に関連する情報（定例）」に替わり、「南海トラフ地震臨時情報」及び「南海トラフ地震関連解説情報」の情報発表を、令和元年5月31日より開始している。

1 「南海トラフ地震に関連する情報」の名称及び発表条件

「南海トラフ地震に関連する情報」は、以下の2種類の情報名で発表される。

情報名	情報発表条件
南海トラフ地震臨時情報	<ul style="list-style-type: none"> ○南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、又は調査を継続している場合 ○観測された異常な現象の調査結果を発表する場合
南海トラフ地震関連解説情報	<ul style="list-style-type: none"> ○観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合 ○「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く） <p>※既に必要な防災対応がとられている際は、調査を開始した旨や調査結果を南海トラフ地震関連解説情報で発表する場合がある。</p>

2 「南海トラフ地震臨時情報」に付記するキーワードと各キーワードを付記する条件

情報名の後にキーワードを付記して「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」等の形で情報発表される。

キーワード	各キーワードを付記する条件
調査中	<p>下記のいずれかにより臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ○監視領域内^{※1}でマグニチュード6.8以上^{※2}の地震^{※3}が発生 ○1カ所以上のひずみ計での有意な変化とともに、他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化が観測され、想定震源域内のプレート境界で通常と異なるゆっくりすべりが発生している可能性がある場合など、ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測 ○その他、想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測される等、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測
巨大地震警戒	<ul style="list-style-type: none"> ○想定震源域内のプレート境界において、モーメントマグニチュード^{※4}8.0以上の地震が発生したと評価した場合
巨大地震注意	<ul style="list-style-type: none"> ○監視領域内^{※1}において、モーメントマグニチュード^{※4}7.0以上の地震^{※3}が発生したと評価した場合（巨大地震警戒に該当する場合は除く）

キーワード	各キーワードを付記する条件
	○想定震源域内のプレート境界において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合
調査終了	○（巨大地震警戒）、（巨大地震注意）のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合

- ※1 南海トラフの想定震源域及び想定震源域の海溝軸外側 50km 程度までの範囲（下図参照）
- ※2 モーメントマグニチュード7.0の地震をもれなく把握するために、マグニチュードの推定誤差を見込み、地震発生直後の速報的に求めた気象庁マグニチュードでM6.8以上の地震から調査を開始する。
- ※3 太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く
- ※4 断層のずれの規模（ずれ動いた部分の面積×ずれた量×岩石の硬さ）をもとにして計算したマグニチュード。従来の地震波の最大振幅から求めるマグニチュードに比べて、巨大地震に対しても、その規模を正しく表せる特徴を持っている。ただし、モーメントマグニチュードを求めるには詳細な解析が必要で、その値が得られるまで若干時間を要する。そのため、気象庁が地震発生直後に発表する津波警報等や地震情報には、地震波の最大振幅から求められる気象庁マグニチュードを用いている。



第3節 南海トラフ地震に関連する情報発表時の対策体制及び活動

南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まった旨の情報が発表された場合には、内閣府が国民に対して今後の備えについて呼びかけを行うこととしている。この呼びかけは、南海トラフの大規模地震による被害が想定される地域の住民に対して、日頃からの地震への備えの再確認を促すことを目的として行われる。

《実施担当》

全課

1 町の体制

南海トラフ地震に関連する情報が発表された場合の町の体制は、以下の体制とするほか、「第3章 第1節 活動体制計画」によるものとする。

(1) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合

町は、気象庁から「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」が発表された場合には、第1次配備をとるものとし、発表された情報の共有、情報収集や連絡体制の確認等の所要の準備を始める。

(2) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意・巨大地震警戒）が発表された場合

町は、気象庁から「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」が発表された場合には、第2次配備をとるものとし、応急対策の確認など、地震への備えを徹底するものとする。第2次配備要員は、速やかに自己の所属又はあらかじめ指定された場所に参集する。

また、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」が発表された場合は、第3次配備（全職員配備）とし、町災害対策本部を設置するものとする。

2 町民への広報

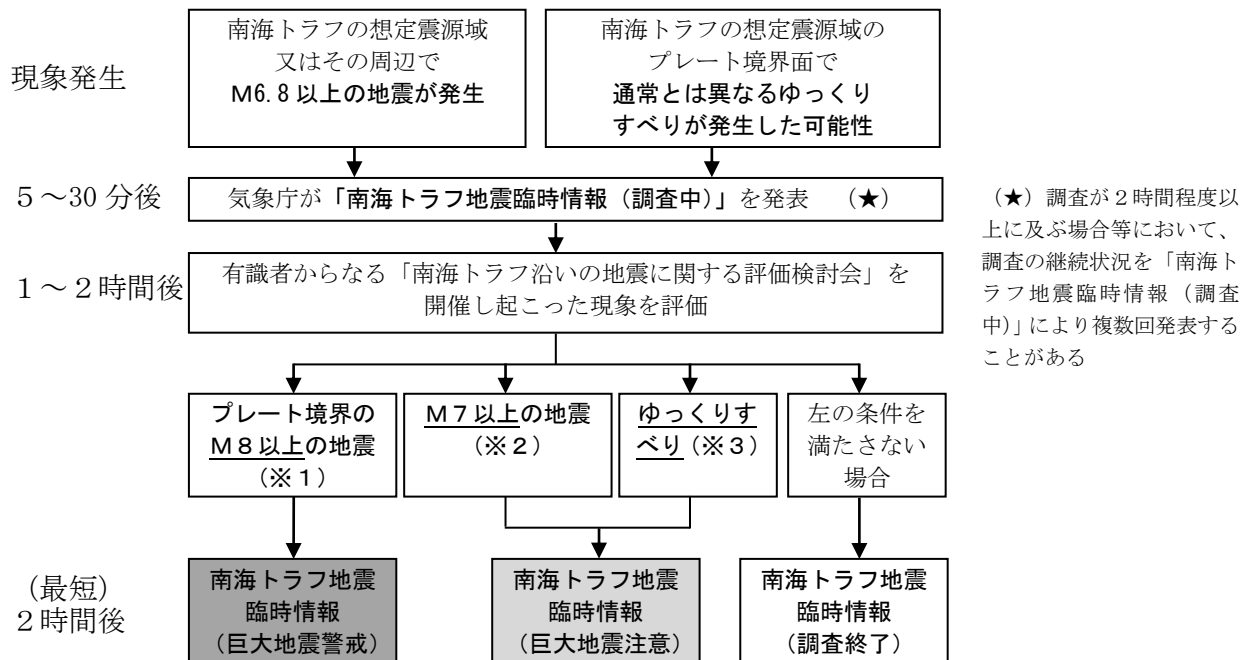
町は県と連携して、南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まった旨の南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意・巨大地震警戒）が発表されたときは、町民等に対して再確認を目的とした呼びかけ等を行う。

（呼びかける今後の備えの例）

- ・家具の固定・避難場所、避難経路の確認・家族との安否確認手段の取決め、家庭における備蓄の確認

第4節 南海トラフ地震臨時情報の情報発表までの流れ

南海トラフ地震臨時情報の流れは以下のとおり。



※1 南海トラフの想定震源域内のプレート境界においてM8.0以上の地震が発生した場合（半割れケース）

※2 南海トラフの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上、M8.0未満の地震が発生した場合、又は南海トラフの想定震源域内のプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震が発生した場合（一部割れケース）

※3 ひずみ計等で有意な変化として捉えられる、短い期間にプレート境界の固着状態が明らかに変化しているような通常とは異なるゆっくりすべりが観測された場合（ゆっくりすべりケース）

第5節 地域防災力の向上に関する計画

《実施担当》

総務課、消防本部、消防団

南海トラフ地震は、広域的かつ甚大な被害が予想され、被災地域外から県への早期支援が期待できない場合も考えられ、まずは自立した災害対応を行うことが必要であることから、町民一人一人による防災対策の実践に加え、町民、企業、自主防災組織、NPO等の主体的な参加・連携による地域の総合的な防災力の向上が重要である。

1 自主防災組織の災害対応能力の向上

南海トラフ地震のような大規模地震が発生した場合、県においても活断層による内陸型地震と同じく多数の死者・負傷者の発生も想定される。

さらに、内陸型地震とは異なり被害が広域に及び極めて甚大となるため他地域からの県への援助が相当の期間困難となることが想定される。

このような南海トラフ地震の特性を踏まえ、町、県及び消防本部は、「第2章 第19節 自主防災組織育成計画」の内容に加え、特に次の行動を重点的に実施し自主防災組織の災害対応能力の向上を図る。

- (1) 南海トラフ地震の特性及びその対策についての知識の普及
(他地域から香川県への援助が相当の期間困難になることの周知など)
- (2) 自主防災組織が主体となり実施する訓練に対する支援
(特に避難所運営訓練、避難所生活体験への支援)
- (3) 長期の孤立や物資不足時に活用可能な地域の人的・物的資源の事前確認
(ワークショップ形式による地域防災マップの作成による各種防災関係資機材の保有者・医療従事経験者・井戸の位置の確認等)
- (4) 自主防災組織同士の連携の促進
(交流会の開催、自主防災組織連絡協議会の設立促進等) 等

2 事業所等の災害対応能力の向上

南海トラフ地震は、広域的かつ甚大な被害が予想されるため、個々の事業所等の被災に加え、流通の停滞等による生産への影響も懸念され、広範囲で事業活動に支障が及ぶおそれがあるので、事業活動の維持・再開は地域経済等の維持にとって重要な課題になる。

南海トラフ地震による事業所等の被害を最小限にするため、南海トラフ地震防災対策計画の策定、事業継続計画（BCP）の作成、各種防災関係資機材や備蓄食料の確保、従業員の帰宅困難化対策等、災害対応能力の向上が一層重要となる。

また、地域防災力の向上のためには、被災時における地域コミュニティとの連携など防災活動への事業所等としての協力体制の確立も一層重要である。

町においては、これらの活動を推進するため、日頃から、事業所等との情報交換や連携

を進める。さらに、町は、町内に立地する企業・事業所が、災害時に果たすべき役割（従業員等の安全確保、事業の継続等）を十分に認識し、防災活動の推進に努めるよう促すとともに、被災後速やかに事業を再開できるよう、事業継続計画（BCP）の策定等を支援する。

(1) 企業・事業所の役割

企業・事業所（以下、「事業所等」という。）は、災害時に果たすべき役割（従業員等の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、町、国及び県が実施する施策に協力して各事業所等において防災活動の推進に努めなければならない。

(2) 町の役割

町は、地域経済への影響を最小限にとどめるため、事業所等が被災後、速やかに事業を再開できるよう事業継続計画（BCP）策定に必要な情報提供を行うなど、危機管理体制の整備が図られるよう普及啓発活動等を行う。

また、事業所等を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加を呼びかける。

(3) 商工会等の役割

事業継続計画（BCP）の策定を促進するための情報提供や相談体制の整備などの支援等により、会員等の防災力向上の推進に努める。

また、会員等に対し、企業防災の重要性や事業継続計画の必要性について啓発するとともに、行政等の支援策等情報の会員等への周知に協力する。

第6節 関係者との連携協力の確保

《実施担当》

総務課

1 資機材、人員等の配備手配

(1) 物資等の調達手配

被災金融機関は、営業の早期再開のための必要な措置を講じる。

ア 地震発生後に行う災害応急対策に必要な次の物資、資機材(以下「物資等」という。)が確保できるよう、あらかじめ物資の備蓄・調達計画を作成しておくものとする。

イ 町は、県に対して地域住民等に対する応急救護及び地震発生後の被災者救護のため必要な次の物資等の供給の要請をすることができる。

(2) 人員の配置

町は、人員の配備状況を県に報告するとともに、人員に不足が生じる場合は、県等に応援を要請する。

(3) 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配置

防災関係機関は、地震が発生した場合において、町地域防災計画に定める災害応急対策及び施設等の応急復旧対策を実施するため、あらかじめ必要な資機材の点検、整備、配備等の計画を作成するものとする。

2 他機関に対する応援要請

(1) 町が災害応急対策の実施のため必要な協力を得ることに関し、締結している応援協定は資料編のとおり。

(2) 町は必要があるときは、(1)に掲げる応援協定に従い、応援を要請する。

3 帰宅困難者への対応

(1) 町は「むやみに移動を開始しない」という基本原則を広報等で周知するほか、民間事業者との協力による一斉徒歩帰宅の抑制対策を進める。

(2) 帰宅困難者が大量に発生することが予想される場合は、帰宅困難者に対する一時滞在施設等の確保対策等の検討を進める。

第7節 円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項

《実施担当》

総務課、福祉保険課、健康増進課、学校教育課、建設土地改良課、消防本部、消防団

1 避難情報の発令基準

地域住民に対する避難情報の発令基準は、原則として次のとおりとする。

また、避難指示等は以下の基準を参考に、総合的に判断して発令する。

種別	基準
高齢者等避難	1 強い地震（震度5弱程度）を体感した又は弱くても長い時間ゆっくりとした揺れを体感した場合で避難の必要を認めるとき。 2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意・巨大地震警戒）が発表されたとき。
避難指示	1 強い地震（震度5強以上）若しくは長時間のゆっくりとした揺れを体感した場合で避難の必要を認めるとき。 2 非常に強い地震（震度6弱以上）を体感した又は長い時間ゆっくりとした強い揺れを体感した場合で避難の必要を認めるとき。

2 避難対策

(1) 町は、指定避難所及び指定緊急避難場所等を適切に指定するほか、原則として避難行動要支援者の避難支援のために必要に応じて行う屋内避難に使用する建物を設定する。

町は、地区ごとに、次の事項について関係地域住民等にあらかじめ十分周知を図る。

ア 地域の範囲

イ 想定される危険の範囲

ウ 避難場所（屋内、屋外の種別）

エ 避難場所に至る経路

オ 避難指示の伝達方法

カ 避難所にある設備、物資等及び避難所において行われる救護の措置等

キ その他避難に関する注意事項（集団避難、防火、防犯、持出品、服装、車の使用の禁止等）

(2) 町は、避難所を開設した場合に、当該避難所に必要な設備及び資機材の配備、食料等生活必需品の調達、確保並びに職員の派遣が行えるよう、あらかじめ計画を作成しておく。

(3) 地域の自主防災組織及び施設又は事業所の自衛消防組織は避難指示があったときは、あらかじめ定めた避難計画及び町災害対策本部の指示に従い、町民、従業員、入場者等の避難誘導のため必要な措置をとる。

(4) 町が、避難所の開設時における、応急危険度判定を優先的に行う体制、各避難所との連絡体制、避難者リストの作成等に関し、あらかじめ資料を準備しておく。

ア 町は、あらかじめ避難行動要支援者名簿を作成し、必要に応じて関係者と情報共有する。

イ 町より避難指示が発令されたときは、(1)に掲げる者の避難場所までの介護及び担送は、避難行動要支援者や避難支援等関係者等を含めた地域住民全体の合意によるルールを決め、計画を策定し、町は自主防災組織を通じて介護又は担送に必要な資機材の提供その他の援助を行う。

ウ 地震が発生した場合、町は(1)に掲げる者を収容する施設のうち自ら管理するものについて、収容者等に対し必要な救護を行う。

(実施体制の検討にあたって配慮すべき事項)

ア 消防団、自主防災組織等との連携に努めること

イ 避難誘導・支援等を行う者の避難に要する時間や避難の安全性を確保すること

(5) 避難所における救護上の留意事項

ア 町が避難所において避難者に対し実施する救護の内容は次のとおり。

(ア) 収容施設への収容

(イ) 飲料水、主要食料及び毛布の供給

(ウ) その他必要な措置

イ 町はアに掲げる救護に必要な物資、資機材の調達及び確保を図るため、次の措置をとる。

(ア) 流通在庫の引き渡し等の要請

(イ) 県に対し県及び他の市町が備蓄している物資等の供給要請

(ウ) その他必要な措置

(6) 町は、居住者等が地震発生時に的確な避難を行うことができるよう、避難に関する意識啓発のための対策を実施する。

3 水道、電気、通信関係

水道、電気、通信等のライフライン施設の事業者・管理者が地震等による被害を軽減又は復旧するための必要な措置については、「本編 第3章 第25節 ライフライン等応急復旧計画」による。

4 町が自ら管理等を行う施設等に関する対策

(1) 不特定かつ多数の者が出入りする施設

町が管理する庁舎、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、学校等の管理上の措置はおおむね次のとおりである。

ア 各施設に共通する事項

(ア) 入場者等の安全確保のための退避等の措置

(イ) 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置

(ウ) 出火防止措置

(エ) 水、食料等の備蓄

(オ) 消防用設備の点検、整備

(カ) 非常用発電装置の整備、防災行政無線、テレビ、ラジオ、コンピュータなど情報を入手するための機器の整備

イ 個別事項

(ア) 病院・診療所等にあつては、重症患者、新生児等、移動することが不可能又は困難な者の安全確保のための必要な措置

(イ) 学校等にあつては、

a 町への通知

b 当該学校等に保護を必要とする生徒等がいる場合、これらの者に対する保護の措置

(ウ) 社会福祉施設にあつては重度障がい者、高齢者等、移動することが不可能又は困難な者の安全の確保のための必要な措置

なお、具体的な措置内容は施設ごとに別に定める。

(2) 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

ア 町は、(1)に掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとる。

また、災害対策本部等を町が管理する施設以外の施設に設置する場合は、その施設の管理者に対し、同様の措置をとるよう協力を要請する。

(ア) 自家発電装置、可搬式発電機等の整備による非常用電源の確保

(イ) 無線通信機等通信手段の確保

(ウ) 災害対策本部開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保

イ この推進計画に定める避難所又は応急救護所が設置される学校、社会教育施設等の管理者は(1)の掲げる措置をとるとともに、町が行う避難所又は応急救護所の開設に必要な資機材の搬入、配備に協力する。

(3) 工事中の建築等に対する措置

工事中の建築物その他の工作物又は施設については、工事を中断する。

5 迅速な救助

(1) 消防機関等による被災者の救助・救急活動の実施体制

町は、救助・救急隊の体制の整備及び車両・資機材の確保に努める。

(2) 緊急消防援助隊の人命救助活動等の支援体制の整備

町は、緊急消防援助隊運用要綱に定める受援計画等による緊急消防援助隊の人命救助活動等の支援体制の整備を行う。

(3) 実動部隊の救助活動における連携の推進

町は、自衛隊・警察・消防等実動部隊による迅速な救助のため、被災地への経路の確保を含む救助活動における連携の推進を図る。

(4) 消防団の充実

町は、消防団に関し、加入促進による人員確保、車両・資機材の充実、教育・訓練の充実を図る。

第 8 節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

《実施担当》

総務課、企画政策課、建設土地改良課、琴南支所、仲南支所、消防本部

- (1) 建築物、構造物等の耐震化・不燃化・耐浪化
- (2) 避難場所の整備
- (3) 避難経路の整備
- (4) 避難誘導及び救助活動のための拠点施設その他の消防用施設
消防団による避難誘導のための拠点施設、緊急消防援助隊による救助活動のための拠点施設、平成 25 年総務省告示第 489 号に定める消防用施設
- (5) 緊急輸送を確保するために必要な道路の整備
- (6) 通信施設の整備
 - ア 町防災行政無線
 - イ その他の防災機関等の無線

(整備計画の作成にあたって配慮すべき事項)

計画作成にあたっては、具体的な目標及びその達成期間を定め、具体的な事業施行等にあたっては、施設全体が未完成であっても、一部の完成により相応の効果が発揮されるよう整備の順序及び方法について考慮する。

第9節 防災訓練計画

《実施担当》

全課、消防本部、消防団

- (1) 町及び防災関係機関は、地震防災対策推進計画の熟知、関係機関及び地域住民等の自主防災体制との協調体制の強化を目的として、推進地域に係る南海トラフ地震を想定した防災訓練を実施するものとする。
- (2) (1) の防災訓練は、少なくとも年1回以上実施するよう努めるものとする。
- (3) 町は、自主防災組織等の参加を得て訓練を行う場合には、県に対し、必要に応じて助言と指導を求める。
- (4) 町は、県、防災関係機関、自主防災組織等と連携して、次のようなより具体的かつ実践的な訓練を行う。
 - ア 要員参集訓練及び本部運営訓練
 - イ 要配慮者に対する避難誘導訓練
 - ウ 災害の発生の状況、避難指示、自主避難による各避難場所等への避難者の人数等について、迅速かつ的確に県及び防災関係機関に伝達する訓練

第10節 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画

《実施担当》

総務課、建設土地改良課、学校教育課、消防本部

町は、防災関係機関、地域の自主防災組織、事業所等の自衛消防組織等と協力して、地震防災上必要な教育及び広報を推進する。

1 町職員に対する防災知識の普及

地震災害応急対策業務に従事する職員を中心に、地震が発生した場合における地震災害応急対策の円滑な実施を図るため、必要な防災知識の普及を図る。防災知識の例は次のとおり。

- (1) 南海トラフ沿いで発生した既往地震及びその被害の歴史に関する知識
- (2) 南海トラフ沿いで発生する地震等に伴い発生するおそれのある活断層地震に関する知識
- (3) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容及びこれに基づきとられる措置の内容
- (4) 南海トラフ沿いで発生する地震等に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- (5) 南海トラフ沿いで発生する地震等に伴い発生すると予想される被害に関する知識、特に、次の点に留意したもの
 - ア 広域かつ甚大な人的被害、建物被害、ライフライン・インフラ被害
 - イ 膨大な数の避難者の発生
 - ウ 被災地内外にわたる全国的な生産・サービス活動への多大な影響
 - エ 被災地内外の食料、飲料水、生活物資の不足
 - オ 電力・燃料等のエネルギー不足
 - カ 帰宅困難者や孤立集落の発生
 - キ 復旧・復興の長期化
- (6) 地震及び津波に関する一般的な知識
- (7) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が出された場合及び南海トラフ地震が発生した場合に具体的に取るべき行動に関する知識
- (8) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が出された場合及び南海トラフ地震が発生した場合に職員等が果たすべき役割
- (9) 地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- (10) 今後地震対策として取組む必要のある課題

2 地域住民等に対する防災知識の普及

町は、関係機関と協力して、ハザードマップの周知、ワークショップの開催、防災訓練等の機会を通じて、地域住民等に対する防災知識の普及を図る。

防災知識の普及は、地域の実態に応じて地域単位や事業所・職場単位等で行うものとし、その内容は、次の事項を含むものとする。

- (1) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容及びこれに基づきとられる措置の内容
- (2) 地震発生時における地域の災害危険箇所
- (3) 過去の地震災害の事例及びその教訓
- (4) 地域の指定緊急避難場所、指定避難所、避難経路、避難情報の発令基準など避難に関する知識
- (5) 家庭における災害予防や安全対策（食料や生活必需品等の備蓄、非常持ち出し品の準備等）
- (6) 災害発生時の行動（家族の安否確認、出火防止等）
- (7) 緊急地震速報の受信及び対応
- (8) 住宅の耐震診断・耐震改修の必要性（家具の固定、ブロック塀の倒壊防止対策等を含む）
- (9) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が出された場合及び南海トラフ地震等に伴い発生すると予想される被害に関する知識で、特に、次の点に留意したもの
 - ア 広域かつ甚大な人的被害、建物被害、ライフライン・インフラ被害
 - イ 被災地内外の食料、飲料水、生活物資の不足
 - ウ 電力・燃料等のエネルギー不足
 - エ 帰宅困難者や孤立集落の発生 等

3 学校教育における地震防災上必要な防災知識の普及

町及び学校等においては、阪神・淡路大震災及び東日本大震災を踏まえ、次の事項について、関係職員及び児童生徒等に対して地震防災教育を実施するとともに、保護者に対しても連絡の徹底を図る。

- (1) 教育・指導（防災訓練の実施を含む。）の内容
 - ア 南海トラフ地震等に関する知識
 - イ 地震・津波及びそれに伴う原子力災害に関する一般知識
 - ウ 地震発生時の緊急行動
 - エ 応急処置の方法
 - オ 教職員の業務分担
 - カ 児童生徒等の登下校（園）時等の安全確保方法
 - キ 学校（園）に残留する児童生徒等の保護方法
 - ク ボランティア活動

ケ その他

(2) 教育・指導の方法

ア 教育活動全体を通じた児童生徒等への地震防災教育

イ 研修等を通じた教職員への地震防災教育

ウ P T A活動等を通じた保護者への地震防災に係る知識の周知徹底

(3) その他

防災教育に係る資料、教材等の情報の共有化

4 相談窓口の設置

町は、地震対策の実施上の相談を受けるため必要な窓口を設置するとともに、その旨周知徹底を図る。

第11節 支援・受援体制の整備

《実施担当》

総務課、福祉保険課、町社会福祉協議会

1 相互応援体制の整備

常時から相互に協定を締結するなどの連携強化に努める。また、企業やNPO等に委託可能な災害対策に係る業務については、あらかじめ企業等との間で協定を締結しておくなど、そのノウハウや能力等の活用に努める。

さらに、大規模災害が発生した際に、県内外の被災市町村への応援を迅速かつ的確に実施できるよう、防災総合訓練等において応援体制を検証し、さらなる連携の強化を図る。このほか、災害の規模や被災地のニーズに応じて、円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受けることができるよう、支援計画や受援計画を策定し、それぞれ地域防災計画等に位置付けるよう努める。

- (1) 町は、県や県内外他市町村への応援要求を迅速に実施できるよう、あらかじめ災害対策上必要な資料の交換を行うほか、県や県内外他市町村と連絡先の共有を徹底するなど、応援体制を整える。
- (2) 町は、必要に応じて、被災時に周辺市町が後方支援を担える体制となるよう、あらかじめ相互に協定を結び、それぞれにおいて後方支援基地として位置付けるなど、必要な準備を整える。
- (3) 町は、相互応援協定の締結にあたって、近隣の市町に加えて、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する県内外市町村との間の協定締結も考慮する。
- (4) 町は、広域防災体制の確立を図るために、県が行う広域防災拠点のあり方（場所、備蓄庫、ヘリポート等の機能）の検討について、必要な協議を行う。

2 支援体制の整備

(1) 人的支援体制の整備

町は、保健師、土木、水道関係等、派遣可能な専門職員の人数をあらかじめ把握するなど、災害時に被災地へ迅速に職員を派遣できる体制を整備する。

(2) 被災者受入体制の整備

町は、大規模災害の発生や原子力発電所事故による大量の被災者を受入れる体制・整備を県と連携して進める。

3 受援体制の整備

町は、まんのう町受援計画（人的応援の受入れ編）〔令和2年5月〕に基づき、町内において災害が発生し、町又は県では応援措置等の実施が困難な場合に、県内外他市町村、都道府県及び防災関係機関からの支援を迅速かつ円滑に受けることができるよう整備する。

(1) 災害時に要請する応援業務

町は県と連携し、災害時に要請する応援業務(人の派遣、物資の供給、避難所の運営等)を整理しておくようにする。

(2) 受援環境の確保

町は、迅速、円滑に応援が受けられるように各応援機関の執務スペース、宿泊場所、物資、資機材の集積場所、車両の駐車スペース、ヘリポート等を確保する。

4 ボランティア等の活動体制

ボランティア等の活動については、「第2章 第15節 ボランティア活動環境整備計画」に基づくこととする。

まんのう町地域防災計画

発行日 令和3年7月
発行 香川県仲多度郡まんのう町

〒766-8503
香川県仲多度郡まんのう町吉野下 430
TEL 0877-73-0100
FAX 0877-73-5668
<https://www.town.manno.lg.jp/>

企画・編集 まんのう町 総務課
